

日本研究第46集

装丁 岡村元夫

日本研究  
第46集  
目次

〈研究論文〉

絵巻の文法序説

——『後三年合戦絵詞』を手掛かりに——

楊 暁捷 13

苔より桜

——西芳寺における夢窓疎石と禪宗——

モリー・ヴァラー 31

惣領番入制度と五番方

——吉宗期の事例を中心に——

横山 輝樹 45

江戸後期における儒学テキスト読解の作法

——「練熟」「組織セル念慮」の醸成装置として——

竹村 英二 101

近代における一日本人キリスト者の越境ネットワーク形成

——小林美登利の移動・遍歴を事例として——

根川 幸男 125

満洲の内在化と台北描写

——林焯焜『争へぬ運命』における満洲の影と潜在的輿論——

柳 書琴 151  
(陳 凌虹 訳)

〈研究ノート〉

黒髪の変遷史への覚書き

平松 隆円  
193

〈共同研究報告〉 日記の総合的研究

延喜二年三月の飛香舎藤花宴

古藤 真平  
243

日記に見える院宣について

下郡 剛  
263

儀礼にみる公家と武家

——『建内記』 応永二十四年八月十五日条から——

近藤 好和  
277

嘉永・安政期の大坂町奉行川村修就

——ロシア軍艦ディアナ号来航問題と安政の南海地震に伴う大坂大津浪（津波）への対応——

菅 良樹  
287

論文要旨 7

英文要旨 v

英文目次 iv

所屬並びに論文受付・受理日一覧 iii

『日本研究』投稿要項 ii

## 絵巻の文法序説

—『後三年合戦絵詞』を手掛かりに—

楊 暁捷

詞書と絵によつて構成される中世の絵巻は、独自の表現の規則を持つ。その規則を析出することは、絵巻読解の上で大事な課題である。この論考は、言語における文法の言説を応用して、「絵巻の文法」を構築しようとする。規則の細目を説明するために、中世絵巻の基準作である『後三年合戦絵詞』三巻十五段を用いる。

「絵巻の文法」の枠組みを描き出すために、絵巻の表現方法をめぐる在来の研究成果を受け継ぎ、それを整理し、具体的な位置づけを与える一方、新たな表現の原則を見出すことを試みる。とりわけ時間と空間の表現に関連して、これまでの研究で繰り返し取り扱われた「瞬間表現」、「異時同図」、「単一固定視点の排除」に加えて、「同図多義」、「異次元の時空」などの概念を提出する。さらに構図にみる語彙と文型について、代表的な事例を詳しく分析し、絵巻における規則への反動、詞書にみる文字と音声という異なるメディアの特性などを指摘する。

【絵巻、文法、異時同図、同図多義、後三年合戦絵詞、義家、メディア（文字、声）】

## 苔より桜

—西芳寺における夢窓疎石と禪宗—

モリー・ヴァラー

現在「苔寺」という愛称で広く知られている西芳寺は、一三三九年以降、臨済宗僧侶で造園を得意とした夢窓疎石（一二七五—一三五一）によつて再興され、浄土宗寺院から禅寺へと改められた。従来の研究では、苔や滝石組が造園史家などに注目されてきたが、中世の文献を詳しく見れば、夢窓によ

る修復と改宗以降の西芳寺庭園の特徴は別のところにあつたようである。滝石組は江戸時代の資料で初めて確認できるものであり、高橋桃子が指摘したように、中世の西芳寺では、清冽な池での舟遊び、紅葉狩、花見などの行楽が、天皇家や公家、武家、僧侶の訪問によってなされていたのである。本稿では、「桜」を西芳寺の焦点として取り上げつつ、これまで見落とされてきた桜の意義、そしてその役割を仏教に関する文献をもとに明らかにする。主な資料として『西芳精舎縁起』（二四〇〇）、夢窓の歌集である『正覚国師和歌集』（一六九九）、および『天竜開山夢窓正覚心宗普濟国師年譜』（一三五三）を用いて検討する。「縁起」に現れる当寺の伝説を概観した上で、西芳寺で何世紀にもわたつて、桜が天皇家と武家、あるいは高僧と深い関わりをもち、現場での遊戯と儀礼に聖なる面を加えていたことを明らかにする。さらに、夢窓の和歌に現れる桜には、幕府を賛美し、天皇の長寿を祈ることで、夢窓入滅以降の未来の西芳寺への希望が込められていることに注目した。また『年譜』には、桜を媒介として、西芳寺が禅宗の所定の目的地として描かれていることを明らかにした。以上の過程で、夢窓の西芳寺においては、禅宗が当寺の寺院の伝説に移植されつつ、当寺が禅宗の歴史伝説において重要な位置を得たことを論じた。

【夢窓疎石、西芳寺、足利幕府、真如親王、桜、庭園、縁起、和歌、正覚国師和歌集、禅宗】

## 惣領番人制度と五番方

—吉宗期の事例を中心に—

横山 輝樹

本論は江戸幕府八代将軍徳川吉宗によつて創始された惣領番人制度について、旗本で構成された幕府直轄軍である五番方との関わりに於いて考察しようとするものである。惣領番人制度とは、旗本の惣領を、家督を相続する前に五番方の番士として召し出すという制度である。部屋住身分にも関わらず召し出されるということは、惣領、或いはその父である当主にとつても大変に魅力的な制度であろう。しかし、それにはひとつの条件があつた。すなわち、武芸吟味による選抜を勝ち抜くということである。先に筆者は、この制

度の創始を、単なる掛け声に留まらない、制度的な保証を伴った武芸奨励策として位置づけ、徳川吉宗による武芸奨励策の画期性をそこに見た。本論では、こうした前稿の結論を更に堅固ならしめるため、ふたつの論点から惣領番入制度を分析している。第一の論点は、五番方から各一組を抽出し、その組に属する番士の惣領を対象に、同制度を通じて番士に召し出された者には如何なる恩恵がもたらされたのか。第二の論点は、昇進との関係において、同制度を通じて番士に召し出され、その後昇進をした者にはどの様な有利があつたのか。このような観点で分析を進めた結果、明らかになつたのは次の三点であつた。第一に収入の増加という恩恵である。惣領の内に番入すれば役料が支給され、当主の家禄に上乘せされることになる。この期間は家の収入が増加する期間ということになる。第二に経歴上の恩恵、即ち、家督相続が遅れた場合であっても部屋住のままで番入出来るという恩恵である。部屋住のまま年月を過ごし、家督相続をした段階で既に高齢になつてゐる。惣領番入制度による番入はその様な事態を回避するための有効な手段なのである。第三に、昇進への影響である。惣領番入制度は、家督相続前に得た勤務年数を家督相続後の勤務年数に上乘せし、昇進に影響を及ぼすのである。いづれも、番士の惣領にとつては大きな恩恵である。

【江戸幕府、徳川吉宗、武芸奨励、惣領番入制度、武芸吟味、旗本、惣領、書院番、小性組、昇進】

### 江戸後期における儒学テキスト読解の作法

——「練熟」「組織セル念慮」の醸成装置として——

竹村 英二

近代日本の知識層の「知的基盤」が「隠然たる」知的習慣の醸成要素として、江戸中後期の儒学／漢学教育があつたことを指摘する研究は、とくに教育史、思想史、そして文学研究に存在する。しかし、儒学／漢学教育の何が、どのような能力を鍛錬・醸成し得たかについて、史料が語る教育事実の具体的な様相の提示をもつて実証し、その上でしかるべき理論・知見をもつて読み解く研究は少ない。本稿ではまず、江戸中後期の学習「制度」のみならず、学習の「仕方」の具体相を検討し、とりわけ下見、講釈、質講・会読

(輪講)、後見(復読／返り視)といった包括的学習課程が熾烈な競争的勉学を奨励していたこと、また、下見・会読・復読が学習効果を高めるための一体的な教育課程として実践されていたことなどを先行研究も勘案しながら検証する。その上で、「被」教育者が各々の漢学学習について語つた記述を検討し、これら二つの方向からの考察を重ねあわせ吟味することをもつて、企図された学習方法がどの程度実践され、いかなる知的習慣の醸成に寄与したかを検討する。さらに、「漢學修習の遺風」が洋学学習において大いに継承された(平沼淑郎の言)が、漢学学習のどのような鍛錬手法が近代知識層のいかなる知的基盤醸成に寄与したかも考察する。

周到な字句、語句理解などの下準備を前提とする下見、容赦のない質疑応答を旨とした。旧来の漢学の学習課程は、議論の内容のみならず、一体的有機的に読み方、議論の「形式」、その「仕方」を規定し、「被」教育者において広汎に共有されるべき知的習慣を醸成した。「本を読む」過程で実現される「意味の創出作用」は「本そのものとは別」である(R・シャルチェ)が、「讀書準繩」「授業編」などに示される諸々の指導要領により「歴史的に」決定される読み方の「形式」「形態」は、「被」教育者において「練熟」、「念慮」、「熟せ」る思考力(西周)といったものを内包する「隠然たる」知的習慣を醸成する装置として機能していたとすることができよう。

【知的基盤、近代知性、会読、薄学、儒学／漢学、教育史、歴史社会学、日本思想史】

### 近代における一日本人キリスト者の越境ネットワーク形成

——小林美登利の移動・遍歴を事例として——

根川 幸男

小稿は、小林美登利という一日本人キリスト者の移動・遍歴の足跡を、会津、同志社、ハワイ・米國、ブラジル渡航後、一時帰國期の五期に分けてたどり、グローバルな複数地域を横断する越境史として捉えなおす試みである。小林は、会津でキリスト教に出会い、同志社人脈を通してハワイ・米本土での伝道・留学の機会をつかみ、米國で強力な支援者を得た。またブラジルではマッケンジー大学を通して人脈を構築し、日系移民子弟教育という

ニーズを背景に聖州義塾という教育機関を設立した。さらに日本に一時帰国した小林は、渋沢栄一の知遇を得、渋沢の呼びかけによって、日本財界から多額の寄付金を獲得、義塾事業拡張を達成するのである。彼はこの過程で、会津という地縁、同志社などの学校縁、キリスト教会という信仰縁、在米・在伯日本人というエスニック縁の活用によって、右記四地域を横断する越境ネットワークを形成した。渋沢の支援も米国内の排日運動への対応と連動しており、小林の越境ネットワークは日本の国益を背景とする彼らのネットワークに接続することによって、広がりを見せ強化されるのであった。そこには、それぞれの〈縁〉を活用し、自前のネットワークをより大きく強固なネットワークに接続していくことによって、連鎖的にネットワークを拡大していくメカニズムが働いている。こうした〈縁〉を通じたネットワークは、ブラジルと異なる小林の事業を展開するための資源として活用され、聖州義塾は小林の「真の意味の伯化」という理念にもとづき、ブラジル日本人移民とその子弟たちの二文化化のエージェントとして排日予防啓発の役割を担うのである。

【移民、越境史、越境ネットワーク、日本人キリスト者、縁、排日問題、排日予防啓発、真の意味の伯化、文化化、二文化化のエージェント】

### 満洲の内在化と台北描写

——林煇焜『争へぬ運命』における満洲の影と潜在的輿論——

柳 書琴

台北は台湾島内最大の都市へと発展していくプロセスにおいて、日本帝国内における東アジアの重要都市として飛躍的に発展したが、とりわけ、満洲事変を契機とする事態の影響は民衆生活に浸透していった。言い換えれば、満洲の内在化は台北発展プロセスの重要なステップであった。本論は、『台湾日日新報』に掲載された満洲事変、満洲事変記念活動に関する報道を手がかりとして、台湾とは関係が薄かったはずの満洲事変が、どのように台湾人の日常生活ないし身体体験の一部となっていたかについて考察する。次に、作家林煇焜が満洲事変の時代背景をさりげない筆致で取り入れて書いた台湾最初の日本語都市長編小説『争へぬ運命』について検討する。最後に、

新聞連載小説であるこの作品と『台湾新民報』社説の共通点を引き出し、時事描写を新聞社説の論調に符合させた作家の意図を指摘する。時事報道、都市描写、植民政策の相関関係をとらえて、小説の手法に潜む輿論性を見出す。

【満洲事変、満洲事変記念日、台北、都市小説、林煇焜、『争へぬ運命』、『台湾日日新報』、『台湾新民報』】

### 黒髪の変遷史への覚書き

平松 隆円

髪には、人々の身分や生き方が如実に反映されてきたという歴史から社会の変遷を読み取り、また人々のもつ無意識の戦略について論じることで、普遍的な美への志向を読み取る。化粧や髪形は時代とともに変化すること、動態的には公家から武家へといった支配的地位にいる者の変化、異性から同性など、「誰のためによそおうのか」というよそおう対象の変化に伴って、表現として変化する。

本研究では、主に女性の髪に焦点を結び、髪の長さや結髪などが文化史的にもつ意味をあきらかにするとともに、それが社会的な存在であったこと、美意識はその社会性に裏打ちされてきたことなどを、男性の髪の変遷ととともに論じる。そのなかで、俗説的に言われてきた、垂髪は平安時代の顔隠しに由来するという説や、鬘は歌舞伎や遊女を真似たとする説などを批判し、文化史としてのコードを明確に読み解く。

【髪形、垂髪、結髪、盛り髪、美、よそおい、日本文化、歴史】

### 延喜二年三月の飛香舎藤花宴

古藤 真平

延喜二年三月二十日、平安宮内裏の飛香舎で藤花宴が催された。『西宮記』に記された同日の記録と、『河海抄』に引用された『醍醐天皇御記』同日条によって、醍醐天皇の藤花御覧、藤原時平の献物、参列者の和歌詠進、音楽演奏、天皇の養母藤原温子からの捧物献上という次第を知ることができ

るが、解釈の難しい箇所も残されている。

本稿では、二つの史料を検討することにより、醍醐天皇が藏人頭権左中弁藤原菅根を女御藤原穩子の別当に補任する意向を持っていたことを御記に記したと解釈できることを示し、この藤花宴の目的は、天皇が穩子を女御としたことを祝福し、彼女の兄の時平と姉の温子が天皇に祝意を込めた贈り物をするのであったと推測した。『日本紀略』と『大鏡裏書』は穩子の女御宣下を延喜元年三月のことと記しており、その通りに認められてきたのであるが、それが二年三月に下る可能性が出て来たのである。

穩子の入内を妨げる条件は、延喜元年正月二十五日に醍醐天皇と時平が菅原道真を追放し、宇多上皇の影響力を排除することによって除去されていた。しかし、上皇が道真を救おうと参内したものの面会がかなわなかったこともあり、天皇と上皇の間の緊張関係の緩和には相当程度の冷却期間が必要であった。天皇と時平にとって、機が熟したと感じたのは延喜二年に入ってからのもので、穩子の女御宣下を実現した上で、彼女の居所飛香舎で藤花宴を催したのが三月二十日のことであつたと推測する。

【飛香舎、藤花宴、醍醐天皇御記、醍醐天皇、藤原時平、藤原温子、藤原菅根、藤原穩子、別当、宇多上皇、菅原道真】

日記に見える院宣について

下郡 剛

院＝上皇・法皇の意志を奉者一名が奉って作成される院宣について、古文書は、現存文書を元に様式論を生み出し、院宣は院司が院の意向を奉じて発給する文書とされてきた。しかし、日記の中には、意志伝達が果たされた時点で、文書としての機能を喪失してしまう、一回性の高い連絡に使用された文書が多く記載されている。それでは、現存文書に基づき成立した院宣様式論は、本共同研究の対象たる日記からとらえなおすと、いかなる姿を見いだせるのか、を本稿で検討した。

院と貴族の連絡は、基本的には案件の担当者が貴族の邸宅を訪れてなされるべきものである。しかしながら、日々発生する多種多様な案件の連絡全てを口頭のみで果たすことは不可能であり、担当者が必要に応じて、書面にて

伝達する場合もまた普通に存在する。そのような場合、多くは「担当者の書状」と日記に記されるものの、全文が日記に転記されている事例から、古文書の様式論に基づき分類すれば、院宣となることをまず指摘した。

院宣を奉じる者が院司に限定されなければならなくなると、院司を兼任しない担当者は、院の仰せを書状にして伝達できなくなり、院による国政運営は事実上不可能となる。そこで次に、日記には「担当者の書状」と記されているが、古文書様式論上の院宣になる文書をも加え、院宣の奉者を再検討し、その中には、院司ではありえない出家者が奉じた院宣も存在することを指摘した。

天皇経験者たる院は主君であり、主君の意を受けて臣下が書札様文書を書くことに何の問題もない。院の仰せをうけて、院宣を発給する人物は院司と限定することはできず、誰であつても問題なかったと論じた。

【日記、古文書学、院宣、奉者、院司、出家者】

儀礼にみる公家と武家

——『建内記』応永二十四年八月十五日条から——

近藤 好和

室町時代には將軍が朝廷儀礼に参加するようになったために、公家と武家との身分に対する意識や儀礼体系の相違に基づく矛盾が表面化し、武家側の圧力で武家側の論理が優先されて、公家の先例・故実が改変されることがあった。本報告では、そのことを端的に示す事例として、『建内記』応永二十四年八月十五日条を取り上げた。その日は石清水八幡宮寺最大の祭礼で、公祭として朝廷儀礼に準じられる放生会当日であり、その放生会に、室町幕府四代將軍足利義持が朝廷儀礼の責任者である上卿として、『建内記』記主である万里小路時房が上卿の補佐役である参議として参加した。そのため、武家側の論理が優先されて、時房は不本意ながらもいくつかの先例・故実の改変を余儀なくされた。それが時房の心情とともに上記『建内記』に具体的に記されており、その各事例を紹介・分析することで、公家と武家との儀礼に対する意識の相違やその背景を探った。同時に今回の先例・故実の改変は、のちにはそれが先例として踏襲されており、かかる先例・故実に対する

る態度の柔軟性も公家の儀礼の特徴である点を指摘した。

【公家、武家、儀礼、身分、先例、故実、放生会、石清水八幡宮寺、「建内記」】

嘉永・安政期の大坂町奉行川村修就

——ロシア軍艦ディアナ号来航問題と安政の南海地震に伴う大坂大津浪（津波）への対応——

菅 良樹

本稿では、幕末期における大坂町奉行の動向について初めて具体的に検討し、幕臣川村修就の「家」についても論じた。使用した主な史料は、川村自筆の「日新録」と称する町奉行在任中の「日記書抜」である。この記録が、新潟市歴史文化課に残存していたことは、幕末期の大坂を考察するにあたり僥倖であったといえよう。

川村は、両町奉行所での御用日、内寄合と、城代上屋敷での宿次寄合を軸に、町奉行所行政を統括していた。町奉行は宿次寄合開催日以外にも、「触書」の作成や刑罰の決定に関して城代土屋寅直と用談をしていた。川村と相役の佐々木顕發は、大坂の経済復興を期するため、城代をとおして老中阿部正弘に「伺」を立て、「取調書」作成に腐心していた。

さらには、欧米列強の軍艦に対する海防費が増大するなかで、町奉行にとって大坂の富裕者からの上納金徴収が重要な責務となっていたが、この嘉永七年（安政と改元）には、プチャーチン来航問題や津波被害からの復興に取り組むことも喫緊の課題であった。このため、川村は御用日、宿次寄合などに出席できなくなっていたのである。

川村は萩野流砲術免許皆伝の技能を有し、和歌や書画にも精通していた。川村家は「將軍家御庭番」の家筋で、少禄の幕臣であったが、修就は軍事を核に、外交、民政をはじめ幅広い分野に通暁する俊才であったので、大坂町奉行に抜擢されていたと解される。

ロシア軍艦来航問題については、城代の土屋が老中の阿部に「伺」を立て、その「差図」に従い、町奉行の川村が最前線に対処していたと認識できた。その一方、被災地復興については、大坂町人の自治能力に依拠しつつ

も、非常時であるので、川村は「自立的・主体的」に活動していたと論じた。川村自身が大阪市を頻繁に見廻り、復興の手順を直接指示し、その費用には、川凌冥加金が割り当てられていたことが明らかとなった。

修就が同伴していた孫の清雄は、在坂時田能村直入の弟子となり画法を磨き、その後明治洋画草創期の指導者になった。日本の近代化に際し諸分野で貢献した幕臣の子弟に注目する必要があるであろう。

【大坂町奉行、幕臣、プチャーチン来航、安政の南海地震、大坂大津浪、川村修就、川村清雄、田能村直入、明治洋画、日本の近代化】

# 絵巻の文法序説

『後三年合戦絵詞』を手掛かりに――

楊 暁 捷

一、媒体——巻物という形態

二、構文——絵画表現の基礎

1、絵画の叙述（絵画の人称／行動とその結末）

2、時間の構成（動きの一瞬／異時同図／複眼の視点）

3、空間の様相（饒舌な空間／空白の空間）

4、絵画時空の完成（同図多義／異次元の時空）

三、語彙——繰り返し応用される構成要素

1、雲や木の役割 2、服装と仕種 3、画中の視線

4、指差しのポーズ 5、声高の会話

四、文型——物語を演出するモチーフ

1、饗宴 2、対面 3、処刑

五、反則——規則があれば変化が起こる

六、越境——絵と文字と声の往還

絵巻は絵と文章（詞書）によって構成され、物語を伝える<sup>①</sup>。絵巻の絵には、絵ならではの規則があり、作者の意図を汲み取る読み方がある。その規則と読み方とは、どのようなものであり、どのように析出すべきだろうか。これは絵巻の解読にかかわる基礎課題である。ここに、絵巻の表現を規定するものを仮に「絵巻の文法」と呼ぶ<sup>②</sup>。すなわち言語のあり方を捉える文法の概念を援用しつつ、絵巻の絵と詞書がどのように物語を伝えるのか、その基本を見出そうとする。

絵画表現を具体的に説明するために、鎌倉時代に成立した『後三年合戦絵詞』（東京国立博物館蔵、以下「後三年」と記す）を用いる。

この絵巻は、成立の時期（一三四七年）、制作の場（比叡山）、作者（詞は玄慧、絵は飛驒守惟久）、伝来と享受<sup>③</sup>が分かるものとして、中世絵巻の基準作と見なされる。全三巻、十五段の詞書と絵は、豊富な

実例を提供し、しかも電子アクセスを含む出版、公開の環境は画像の詳しい検証を可能にしている。

この論考は、絵巻の表現原則を説き明かすことを通じて、絵巻の文法の枠組みを提示し、さらなる論究のための出発点を描くことを目標とする。

### 一、媒体——巻物という形態

本論に入る前に、まず絵巻が依り立つ巻物という媒体の形態を確かめておきたい。

言語にとつての媒体は、さしずめ文字と音声、この二つに尽きる。記録手段の制限により、近代以前の言語には、いまは文字でしか接することができない。

これに倣つて絵巻を観察すれば、それが依り立つ媒体は、巻き上げられ、鑑賞のために左へと披かれてゆく巻物である。それは、紙あるいは絹を用いて、一紙ずつ貼り繋いで仕立てられる。操作や保存の物理的な制限を巻を変えることによって乗り越えれば、絵巻はおよそ無限の広がりを持つ。一卷の絵巻には、文字と絵が共存する。両者は一般的に詞書、同じ内容を持つ絵、さらに新しい内容の詞書、それに対応する絵という順番に展開する。詞書に用いられる文字は仮名が主体で、高度な漢文知識などを持たなくても、あるいはそれを応用しなくても容易く読める。

絵巻の典型的な構成を「後三年」によって具体的に見てみよう。

この絵巻は、三巻に分かれ、それぞれ五段の詞書と絵を持つ。絵巻のサイズは、縦約四十六センチ、料紙一紙の横約七十二センチで、一紙の横縦比率は約一・五倍強である。三巻の詞書と絵はあわせて七十七紙、うち詞書は二十九紙、絵は四十八紙、これも絵と詞書との比率はちょうど一・五倍強である。ただ全十五段においてすべて詞書の部が絵より短いわけではなく、両者がほぼ同じ、あるいは絵より詞書のほうが長い段（中巻第四段）もある。なお、詞書は、三巻合わせて三百九十三行を数える。

「後三年」が示しているように、絵巻において詞書と絵とは平等な関係にある。さらに言えば、絵巻に描かれた物語は、新出の、オリジナルなものよりも、むしろ在来の、熟知され、あるいは著者によって収集され、編集されたものが圧倒的に多数を占める。そのため、読者は簡単明瞭な詞書を読んで、既知の物語を思い出し、その上で巻物を披いてそこに描かれた絵を熟視し、視覚の、時には衝撃的な新情報に接するのである。

### 二、構文——絵画表現の基礎

この章では、絵巻の絵画表現を構成するもつとも基本的な内容を述べる。それは、表現の対象、絵における時間と空間、そして操作され、期待される読者の視線である。

## 1、絵巻の叙述

### 絵巻の人称

言葉を構成する中心的な内容は、主語である。人間の行動を叙述するには、「だれ」がその行動を取るのか、ということがつねに必須内容であり、あまりに明白なため字面において省略されることもあるが、それを含めて主語は叙述成立の前提である。

絵巻における「主語」とは、物語の中心人物である。物語の展開にしたがって主人公は繰り返し登場し、数々の局面において主導権を握り、決定的な役割を果たす。

「後三年」の主人公は、將軍源義家である。詞書は、この主人公のことを「義家」と呼び、あるいはただ「將軍」と呼ぶ。全十五段のうち、主人公義家が詞書と絵の両方に登場するのは九段十一回、詞書には記されないで絵に登場するのは二回（中巻第二、五段）、あわせて十一段に十三回その姿を見せている。そのいずれの場合においても、彼の立ち居振る舞い、服装、周りにいる人間との位置関係などから、それが義家だと簡単に判断がつく。

言語の文法に倣って言えば、義家についての描き方は、さしずめ「第三人称」と捉えることが可能だろう。絵巻においては、この第三人称という描き方が一番多い。これに対して、たとえば同じく絵巻の代表作である『蒙古襲来絵詞』は、きわめて私的な視点を前面

に押し出しており、第一人称の作品と言えよう。繰り返し登場する物語の主人公の存在を絵巻の「主語」とすれば、一方では、そのような主語の不在、あるいは人称不明の作品も指摘できる。代表的なのは、社寺縁起の作品群だろう。並行する複数の霊験談によって神仏の利益を語ることは、それらの作品に共通する構造である。言語の文法に倣えば、省略された主語と捉えることができるだろう。姿を見せなくても、あらゆるところに存在する神、仏こそ超然的な視点にある叙述の主語なのである。

ちなみに「後三年」の序文では、この絵巻の制作理由について、「源氏の威光、山王の擁護なり」と述べられ、比叡信仰を物語るものとされる。しかしながら、数々の社寺縁起をテーマとする絵巻と比較すれば、「後三年」をめぐるこの創作の意図は機能しなかったと言わざるを得ない。

### 行動とその結末

言語において、主語に対するのは述語である。主語が人間であれば、述語はその人間の取る行動を記述し、あるいはその人の様子を描写する。

絵巻における主人公は、その登場において、つねに行動を伴う。それは主人公その人ひとりの動きであり、あるいはその人が関わった事件、その人の目に止まった出来事、はたまた周りの人々を巻き

込んだ展開である。

「後三年」に登場する義家の姿はまさにその通りである。地方豪族の清原家衡、武衡との間に繰り広げられた一連の合戦の中で、義家はつねに彼自身の存在を鮮明に訴えている。絵巻を披いてゆくに従い、義家は陣中にやってきた弟義光と対面し、家族や年老いた家来と別れて出陣し、奇襲への対応を指揮し、武士の死闘を眺望し、身を庇う仮屋を焼き払って捨て身の城攻めを命令し、宿敵を尋問し、殊勲を立てた無名の武士を賞揚する。彼は、ある時は行動の渦中に身を置き、ある時は遠くから物事の展開を見守り、情勢に変化を与え、物語全体の流れを推し進める。たとえ場面にその姿が登場しなくても、そこに義家はしっかりと影を落としている。

言葉の叙述は、単純な行動に止まらない。それと同じく、絵巻の画面からは、豊富な「修飾語」を読み取ることができる。それは一つの行動にかかわる時と場と人間であり、あるいは人間と人間、事件と事件との相互関係である。主述の関係は明快だったり、入り組んでいたりして、一つの行動を取り巻く要素は、限りなく広がっている。

## 2、時間の構成

絵巻における絵画表現の精髓は、その時間表現にある。一つの表現媒体としての最大の特徴、絵巻が絵巻であるゆえんは、すべてそ

れが如何にして時間を表すかに集約される。時が流れる物語を伝えることは絵巻の原点である。しかしながら絵巻の絵は、あくまでも限られた空間に描かれた静止の画像である。動的な時間と静的な画面との両者は根本的な矛盾を孕んでおり、その超越こそが、絵巻の表現としての指標なのだ。

### 動きの一瞬

絵が静止する媒体である以上、絵に描かれた人間の行動は、つねにある一瞬の動きでしかない。行動の内容により、それは緩い動作、ひいては静止したポーズの中の一瞬であり、あるいは激しく動きまわり、瞬時に変化する行動の中の一瞬である。

「後三年」において、前者の、静止の中の一瞬を描く実例は見つけ出すことが難しいくらい少ない。敢えて挙げるとすれば、戦場へ赴く義家を見送る家族（上巻第三段）、激闘の前に睨み合う武士（中巻第五段）などが挙げられよう。一方では、後者の、激しい動きの中の一瞬という構図ははるかに多い。人が走ったり、飛び跳ねたり、馬を馳せたりするような行動をはじめ、太刀が振り落とされて血が噴き出し、矢に当たり馬から落ちかかるといったような場面は枚挙に遑がない。そのどれもがそれ以上続くはずはなく、一目でそれが激しい動きの中の一瞬だと分かるような、きわめて強調された構図で描

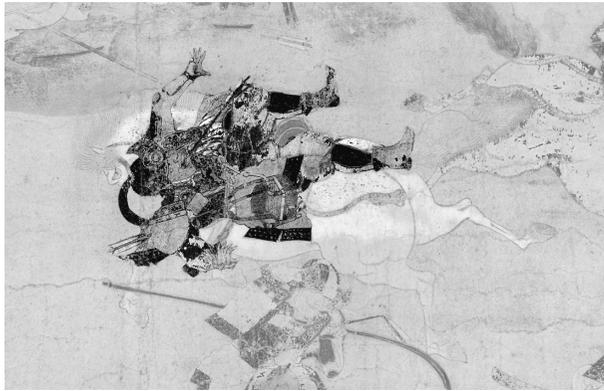


図1 『後三年合戦絵詞』中巻第二段より

かれ、注意深く表現されている。

絵画において、連続する動作の中から特定の一瞬を切り取り、行動する人間の力や思いを凝縮した形で描き出す。それは見る人の感性に訴え、表現として力強く印象深い。そればかりではない。一瞬を切り取った構図は、物語の時間を表現するうえで一番有効である。

末割惟弘の死の場面をあらためて見てみよう(図1)。惟弘の体はいつの間にか仰向けにひっくり返って後ろに向き、頭が馬のそれと並行し、左足が天へと差し伸べられてすでに鞍を越えようとして

いる。この姿勢はつぎの瞬間まで続くはずはない。したがって読者はこの瞬間を起点として、その前後の様子を想像で補う。後ろ向きの体は、すでに鞍の上で半転したところにはかならず、力を失った左足は、すでに一度鞍の上を越えていなければならぬ。つぎの瞬間には、体全体が馬から離れ、地面に叩きつけら

れ、馬は前方へ走りさる。すなわち瞬間の描写は読者の想像を刺激し、それが強烈なほど、その前後の時間の経過が読者の意識の中で想像される。静止の画面を用いて時間の展開を表現するという絵巻の根本的な命題に、この構図は一つの答えを出している。瞬間を切り取ることは、まさに最少の絵画の空間において、最長の時間の経過を読者に植え付ける方法なのである。

#### 異時同図

絵巻にはもう一つ、上記の瞬間表現の原理に立脚しつつ、効果的な時間表現をする特殊な構図法がある。これを「異時同図」と呼ぶ。それは一つの背景において、同じ人間の動きを数回に分けて描きこむものである。その一つひとつの姿は、一連の行動における特定の時間に対応し、固定した背景に対する異なる姿は、そのまま時間の展開を具体的に伝える。一つの背景に同じ人間の姿が繰り返し静止した形で存在することは、現実の世界ではありえず、この構図はあくまでもユニークで特異なものである。ただ表現の原理を知れば、物語時間の追体験は可能で、分かりやすい。

「後三年」において、異時同図の構図は四例ほど確認できる。その一番目を詳しく見てみよう。それは中巻第二段に描かれた、亀次と鬼武が演じた死闘の結末の場面である。事の経緯は、その前の段の詞書において詳しく記されている。それによれば、「亀次が投刀



図2 『後三年合戦絵詞』 中巻第二段より

のさき、しきりにあがるやうに見ゆるほどに、亀次が頭、青きながら、鬼武がなぎなたのさきにかゝりておちぬ」と、亀次の死によって勝負がついた。絵を見ると、人物の服装などから鬼武の姿は簡単に確かめられ、それが二度現れている(図2)。兜が無造作に捨てられて、首のない亀

次の死体からすこし離れたところに、両手で討ち取った首を抱え、嬉々とした顔つきで走り去る鬼武の姿が描かれている。彼はきつと兜ごと切り取った亀次の首を手早く取り上げ、兜を解いて地面に捨てたに違いない。鬼武が走り去る先に、すでに馬に乗った鬼武の姿があり、鷹揚とした姿勢で掲げた長刀には、討ち取った首がしっかりと掛けられている。繰り返して登場する鬼武の様子は、彼の一連の行動を鮮やかに活写している。

この画面の他に、武衡の陣中では、降伏を断る季方の姿を退出と対面との二つの状況に分けて並べ(中巻第四段、武衡の最期の場面では、尋問と連れ出しと斬首の三つの動きに分けて配置し、千仞折檻の場面では、舌を切るところと、木の枝に吊るすところを連続し

て描いている(ともに下巻第三段)など、いずれも典型的な異時同図の構図を用いている。

「異時同図」は、絵巻表現をめぐるこれまでの論考の中でもっとも多く考察されてきた概念の一つである。この構図についての考察は、およそ絵巻が研究の対象となった当初から行われ<sup>5)</sup>、さらにその論点をより深めて、背景と複数に描き分けられた人物(前者を「景」、後者を「場面」と呼ぶ)を分離して、構成要素と両者の相互関係をより詳しく捉える試みも行われた<sup>6)</sup>。しかもそれが絵巻の特徴的な表現であるとして、中国の絵巻を考察する時においてさえ、一つの物差しとして応用された<sup>7)</sup>。

構図法としての「異時同図」は、絵画の瞬間表現を極端なまでに応用した手法と言えよう。物語を伝えるために、この構図法は効果的で、読者に伝わりやすい。ただし、「異時同図」はあくまでも絵画表現の一つであり、それは特徴的ではあっても、実際の使用例はむしろ数少ないことを指摘しておきたい。

### 複眼の視点

「異時同図」が絵巻の瞬間描写をめぐる極端な応用であるとすれば、同じく限られた空間における時間表現を目標として、瞬間描写への反省、ひいては反動に由来する複眼視点の構図がある。その構成の原理は、「単一固定視点」の不在、あるいは意図的な排除であ

り、絵巻構図の一つの基本的な特徴だと指摘されている<sup>8)</sup>。すなわち、一つの画面を構成する人物などは具体的な行動の瞬間にいるが、しかしそのような瞬間の集積によって構成された画面全体は一つの特定の瞬間に対応しない。複数の時間が集められ、慎重に組み合わせられる中で、絵は物語時間の展開を表現する。言うまでもなく「異時同図」の構図は、一般論としてすべて違う瞬間をよせ集めたもので、複数の視点を鑑賞の前提とする。だが、同じ人間の反復出現ではなく、複数人物による違う行動の複合となれば、構図にはおのずから違う意味合いが生まれてくる。

一つの具体例を武衡落城前夜の画面から見てみよう（下巻第一段）。城を囲む兵士たちの力が尽きようとした夜、義家は寒さを凌ぐ飯屋を焼き払う命令を出した。詞書はその様子を「人あやしくおもへども、將軍のをきてのまゝに、かりやどもに火をつけて、おのゝ手をあぶる（略）」と記す。これを伝えて、絵は三つの行動を一つの画面に描きこんでいる。指差しの身振りで義家の指示を伝える人、力づくで飯屋を壊す人、そして火を囲んで暖を取る大勢の人々である。三つの行動はそれぞれ違う内容と時間の流れを持ち、明らかに同じ瞬間に存在するものではない。一つの特定の時間を表現するものでないこの画面は、その全体をもって激戦前夜という、緊張の中でひたひたと流れる時間を物語っている。

単一固定視点を志向せず、複眼の視点を求めようとする絵巻のこ

の構図は、影を描かないことを特徴とする東洋の絵画と根底において相通じるところがある。両者はともに、超越した鑑賞の視線を見る人が会得していることを前提とするものである。したがって複眼の視点についての論考は、西洋の絵画や写真などになれ親しんだ現代の鑑賞者のために必要な解説であると付け加えたい。

### 3、空間の様相

叙事する絵は、空間描写から出発しなければならない。物事や事件を表現しようとするれば、その周りの描写はまず避けられない。言葉で記されたものに較べて、描かれた空間ははるかに即物的で、言葉では及ばない、あるいは文章では一々書き込むことのできないものを含み、情報量が多い。その見地から、絵巻における空間描写はおよそ二つの極端な様相を呈する。

#### 饒舌な空間

一枚の絵に描かれた物理的な空間は、多くの場合、言葉では十分に伝えきれない。言い換えれば、言葉と画像という記録媒体は、互いに置き換えられない要素を本質的に持つ。これに加えて、絵巻に描かれた空間は時に物語から溢れ、詞書が伝えるもの以上に、饒舌なほどに物語の世界を膨らませている。

「後三年」にみるその一番明らかな例は、上巻第三段だろう。こ

の段は義家の武衡征討への出陣を描く。詞書は事の経緯を述べて、とりわけ義家と年老いた光任との別れを伝える。しかしながらこの段の絵は、右からほぼ半分のスペースを割いて、詞書が一言も触れていない国府にある義家の棲家の様子を描く。棲家の描写の半分は広大な庭である。滝水が広々とした池に注ぎ、水辺には青々とした葦が生え、岸には雉や鴛鴦が長閑に休息し、岸辺には無人の小舟まで停泊している。優雅な回廊はさらに贅を尽くした建物の中へと続く。ここに描かれている空間は物語の展開と関係なく、その内容にも叙述的な必然性が認められない。しかしながらその描写はきわめて具体的で、空間は異様なぐらい充滿し、強く存在を主張している。

文字によって語られた物語から溢れ出た空間が、絵巻の表現をより豊かなものになっている。

### 空白の空間

右記とは逆に、空間の物理的な要素をいっさい描かない構図もある。いわば空間描写の放棄である。そのような空間の不在、あるいは抽象化され、人意的に作り出された空っぽの空間は、もう一つの極端な表現の様相を見せる。

「後三年」でのその画像例は、先に触れた下巻第三段、武衡の処刑の場面に求めることができよう。落城の後、武衡は生け捕られ



図3 『後三年合戦絵詞』下巻第三段より

て、義家の前に引き連れ出される。詞書は義家の尋問、武衡の求命、それに同情する義光への義家の説教、そして武衡の処刑を記す。以上の展開に対して、絵は跪く武衡、引つ張られる武衡、そして正座して首を斬られる武衡を、「異時同図」で描く。しかしながら、ここには常識的に期待されるような背景は何も描かれていない(図3)。樹木も山道もなければ、壊された城もない。あるのはただ義家を中心とする颯爽とした一群の武士だけである。彼らは馬に乗ったまま精神を高揚させ、巧みに描き分けられたそれぞれの視線はそれぞれ別の姿勢の武衡に注がれている。ここでは、武士の群像がりっぱな風景となり、この場の空間を形成している。

ここまで演出された景観空間の空白は、いうまでもなく絵画表現における意図的な演出である。あるべきものをほぼゼロまで削った結果、それが逆に言葉による説明を誘う。試しに言葉をもってこの空間を埋めていけば、いくらでも説明が可能である。饒舌と空白は、絵巻の空間において表裏一体のものである。

#### 4、絵画時空の完成

絵巻の絵には、さまざまな仕掛けが用意されている。その中で一番大事なのは、読者との交流であり、さらに言えば絵を観る者の視線の誘導である。巧みに操られた観者の参加により、絵画の時空が統一され、表現が完成される。

#### 同図多義

絵巻に描かれた行動は、必ずしも一つの特定の時間に対応しない。その場合、絵師はその姿が特定の、排他的な時間に対応しないように注意深く仕掛けを仕込む。これを絵巻の表現原理の一つとして、仮に「同図多義」と呼ぶ。観者は仕掛けられた視線の軌道に沿って一つの内容を眺めて次へと視線を移動させ、再び前の内容に戻ってくる。その度ごとに、同じ絵が違う意味合いを見せるのである。

「後三年」下巻第四段を例に具体的に説明してみよう。次任とい

う下級武士が落城から逃げ出した家衡を射殺し、その首を刎ねた。この段の詞書は以上の経緯を簡潔に記したうえ、家衡の首を献上した次任と義家の会話をテンポの良い文章で活写している。声高な名告り、義家の質問、次任の家人の応酬、そして家人が用いる方言の解りなど、豊かな声が飛び交い、こだまする空間は、そのまま舞台劇の一コマである。この段の絵は家衡の首を掲げた家人、次任、義家を右から左へ横一列に描く(図4)。観者は詞書に記された会話の掛け合いを想起しながら、その発話者の姿を眺めていく。どの人物



図4 『後三年合戦絵詞』下巻第四段より

についても観者の視線の移動は一度では済まない。一番左にいる義家を見れば、彼の姿勢や表情に導かれて、自然に視線を右に戻し、次任と家人を見比べる。そして会話を反芻しながら視線を運ぶ都度、人物はまるで違う表情を見せる。義家は、詞書に書かれているように、耳を疑うほどに驚き、武士の名前を繰り返して訊ねるほどに喜び、最上の褒賞を与えて満悦を表現し、敵の首を見つめて勝利を実感する。対して次任は、畏敬と

誇りと自負と、さまざまな感情を全身に滲ませる。

次任褒賞の段において絵師がとりわけ注意深く描いたのは、三人の主人公それぞれの豊かで多重に読み取れる顔の表情である。この他に、「同図多義」の構図では誤解を恐れない曖昧なアイテム、矛盾した状況設定などもよく描かれている。そのような計算し尽くされた構図は読者の視線を操作し、物語を体験させる。「同図多義」の構図は、一つの画像を特定の排他的な時間ではなく、むしろ複数の時間に対応させることによつて、豊かな絵画表現を実現させていると言えよう。

### 異次元の時空

絵巻の絵は、まずはもちろん物語を伝えるために構想される。ただ、一部の絵は、現在進行の物語を表すと同時に、物語の内容とは関係のない別個の情報傳達することがある。

その具体例を、「後三年」中巻第五段に見てみよう。終わりの見えない城攻めは、義家の軍勢にとつても苦しい試練だった。冬の到来を目前にして、戦場の武士たちは国府に残した家族のことを心配し、手紙を送る。この段の絵はゆつたりとしたスペースに、武士たちが手紙を書き、それを差し出す様子を描いている(図5)。正面を向いた武士は、目の前に紙と封と硯と墨を整然と揃えて、左手で紙を持ち上げ、右手で勢いよく筆を走らせている。さらに、彼の向か



図5 『後三年合戦絵詞』中巻第五段より

いに座る別の一群の武士たちは、それぞれすこしずつ異なる行動を取っている。あるいは封を付け、あるいは文を書き、あるいは手紙を差し出している。配達を受け持つ男は乗り馬をすぐそばに立たせている。一人ひとりの武士たちはあくまでも手紙を書くという同じ行為に取り掛かっているのである。

一方では、丁寧にこの絵を読めば、物語の内容である「武士が家族に手紙を出す」ということ以外に、手紙を書くという行動をめぐる集合的な情報が伝えられていることに気付く。すなわち中世の「書札札」である。手紙というものはどういふものなのか、それはどのように作成され、どのような形に纏められ、だれに託されるのかという、手紙に関わる社会生活の具体像がここでは丁寧に絵画化されているのである。<sup>9)</sup>

おなじような構図の原理で説明できるものに、上巻第二段の「料理の作り方」がある。そこでは刺身料理を出すまでの過程、魚や雉を下ろし、盛り付けをし、座敷に出すという一連の行為が順番に描き出されている。

物語の進行と並行して、別の隠されたテーマを持ち込み、ある特定の行動のプロセスを一続きに絵画化して描く。ここに物語の展開とは関係しないもう一つの時間軸が敷かれ、まさに異次元の空間が展開されているのである。

### 三、語彙——繰り返し応用される構成要素

言語の文法が取り扱う最少の単位は単語語彙である。それに倣って、ここでは絵巻における「語彙」について考える。絵巻における語彙は、繰り返し応用される構成要素であり、その一つひとつは物語の内容に限定された関係をもつだけではなく、必要に応じて選ばれ、表現の原理に沿って応用され、組み合わせられて物語伝達に寄与する<sup>10)</sup>。

絵巻の語彙を集めれば膨大なリストになるが、ここではわずかな数の代表的なものを取り上げるに止まる。

#### 1、雲や木の役割

物語には、雲や樹木や山が存在する。だが絵巻におけるそれらは、具体的な物語を表すと同時に、画面を分割したり画像配置のスペースを調整したりする絵画的な役割を持つ。

「後三年」全十五段の絵は、単独の場面のみを描いたものではなく、すべて複数の場面より構成されている。ただそのほとんどの場

合、複数場面が連続的に描かれている。中には、たとえば下巻第四段では、家衡射殺と家衡の首献上の場面の間に、次任主従が道中を急ぐ場面を織り交ぜて、場面を巧みに転換する工夫も見られる。

それに対して、雲や樹木を画面分割に用いた例もある。ただそのような用例は限られていて、いつそう意図的な創作に見える。上巻第二段では、激戦の地を挟んで義家と武衡のそれぞれの陣中が描かれているが、三つの場面を分けるために、前者には山、後者には雲を用いている。同じく下巻第五段に見る室内と野外という二つの場面は、雲と山によって繋がられている。

巻物という物理的な制限も関係するだろうが、絵巻の場面分割は左右の展開に止まる。神仏の来迎（「後三年」にはない）を場面上部の祥雲の中に描くような特別な構図を除いて、画面を小さく複数に分けることはほとんど見られない。

#### 2、服装と仕種

絵巻に描かれた人物が身に纏う服装とその仕種は、その人物を特定するのに大事な要素であり、他の人物と区別するために、まず頼るべきものである。一つの作品において、特定の人物につねに同じ服装を身に着けさせて描くというよく見られる手法も、同じ理由による。

「後三年」において、服装の描写でひと際異彩を放っているの

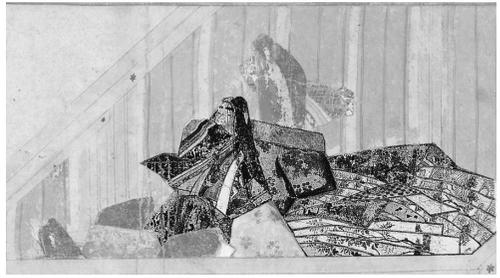


図6 『後三年合戦絵詞』上巻第三段より

である(図6)。

絵巻に描かれる人物の身なりは、その人の社会的地位や身分を表すことを優先し、簡単に識別できることを最大の目標とする。そのため、服装は「ステレオタイプ」の平均化されたものになる傾向が避けられない。それが時には極端で、たとえ物語の状況にそぐわないとしても構わない。観る人に、登場人物に関する情報を分かりやすく伝えようとしているものである。

### 3、画中の視線

物語の中心を占める人物たちは、互いにやりとりをし、目を合わ

は、義家の出陣を見送る貴女の姿である。それは、鎧兜で身を固めた男たちの姿や血が飛び散る戦場の場面が圧倒的に多いこの絵巻の中で、とりわけ目立つ。室内に止まり咽び入る声を袖で押さえる女性は、贅を尽くした十二単の晴れ衣裳を身に纏っている。地方の將軍の妻としての身分、あるいは夫の出陣を送別するという設定に果たして相応しいかどうかは、さほど考慮されていない構図

せる。またその周辺においても、登場人物は視線を交差させたり、遠くへ目を向けたりする。とりわけ場面転換において、人物の視線は次なる展開に投げかけられる。登場人物の視線は、物語を構成しながら、観る人の鑑賞を次へ連れて行ったり、もとへ引き戻したりして巧みに操る。

「後三年」の中で、そのように慎重に描かれた視線は数えきれない。亀次と鬼武の死闘の場では、武衛軍勢の中の最後の一人は、大きく目を見開いて反対側に位置する武士を睨んでいる(中巻第一段)。手紙を書く場面では、左端に座る武士だけがその場の共通した行動に参加しないで目を遠くへ投げかけており、その視線の先には、武士が逃げ出す女性や子供を惨殺する場面が広がっている(中巻第五段)。そして絵巻全巻の最後にあたる場面の群集の中では、一人だけが身を捻って視線を反対側に送り、観る人を再び画面の中へと連れ戻している(下巻第五段)。

絵巻の中で交差する視線は、つねに明瞭な意図を含んでいる。したがって画中の視線は、絵師の構想を探るための明白な手がかりとなる。

### 4、指差しのポーズ

人物の視線よりさらに力強い表現は、指差しのポーズである。絵の中の人物は、物語のハイライトを体全体で指示し、観る人の視線



図7 『後三年合戦絵詞』中巻第二段より

を引導する<sup>11)</sup>。

「後三年」にみる指差しのポーズでは、次の三例が特筆すべきである。食事もそこに走り出し、そのまま戦場に斃れた惟弘を馬上から惜しむ義家（中巻第二段、図7）、城から逃げ出した女性・子供を斬殺するように命じる秀武（中巻第五段）、落城前夜に飯屋を焼き払うという將軍の命令を伝える資道（下巻第一段）である。いずれも右手をまっすぐ水平に伸ばし、これ以上はないような精一杯の姿勢である。指を差す先には、武士の落馬、女性の惨死、あるいは壊された飯屋がある。

こうした構図は、観る人の視線を操る役目を果たすが、もし指差しのポーズが物語の内容から浮いていれば、絵に破綻をもたらす。

したがって指差しする人物の周りにはたいいて他の人物が配置される。先の三例においても、三人とも口を大きく開けて声を発し、周りの人々と盛んにやりとりしている。

#### 5、声高の会話

絵巻の中で人物たちはしきりに語り合っている。それらの会話は物語の中心になり、あるいは本筋の物語展開とは無関係に繰り広げ

られる。とりわけ後者において、会話の描写がいつそう目立つ。

「後三年」から二例挙げたい。義家が陣中にやってきた義光を迎えて宴会を催す。陪席する横一線に並んだ五人の武士のうち、二人が熱心に話し合っている（上巻第二段）。招かれて敵陣に入った季方は、退出するにあたり、自分を殺せと挑発する。彼を囲む武士の数の人は、これまた別の会話に夢中になっている（中巻第四段）。いずれの場合も物語の本筋は中心人物の会話を対象としているが、絵においてはそれを囲む人々が、まるでそれを上回るかのような勢いで会話を交わしている。しかもそれが間違いなく大きな声で行われていることを強調するかのように、そばの数人はそのような会話に注目し、聞き耳を立てている。

静止しているはずの画面から声が聞こえる。観る人はそれを黙らせたくなったり、もっと聞き取りたくなったりして、心がくすぐられる。

#### 四、文型——物語を演出するモチーフ

言葉には繰り返し使用される定型の表現がある。単語に分解してより詳しく構成を説明することも十分に可能だが、応用の実態に合わせて文型という集合体として考察することが多い。

絵巻においても、集合体としての絵画表現が多い。言語における文型に倣って、物語における絵画モチーフと捉えることができるだ

ろう。次に三つのモチーフを取り上げて、それぞれの構成要素や表現の特徴を考える。

## 1、饗宴

絵巻にみる饗宴の場面は、主に食べ物、目の前に並べられたそれらを食べる人、その場を切り盛りする人、それに外部から遮断された宴会の空間といった要素を含む。規模のより大きい宴会なら、食事の場の外にさらに台所の様子まで描きこまれる。

「後三年」では宴会の場面が二回描かれ、ともに上巻第二段にある。激戦の修羅場を挟んで、義家と武衡の陣中でそれぞれ宴会が繰り上げられる。さらに上巻第一段では、家衡が武衡の来訪をもてなすが、酒や食べ物などが縁側を伝って運ばれてきたところまで描かれているにもかかわらず、酒宴の様子は描かれず、幻の饗宴に終わっている。ちなみにこの三つのケースとも、それぞれの段の詞書はいずれも宴会のことにはまったく触れていない。

饗宴は絵巻に頻繁に登場するモチーフである。一方では、「後三年」での使用例が示しているように、その表現内容は単なる日常生活ではなく、それより重要な意味合いをもつ社会活動なのである。

## 2、対面

絵巻には主客対面の場面が多数描かれる。その典型的な構図は、



図8 『後三年合戦絵詞』中巻第四段より

対面する二人が密室に閉じこもり、互いに見詰め合って会話するものである。さらにそのような対面の場はたいがい長い構図の一番後ろに位置し、そこにたどり着くまでには、門前、庭と長い空間を通り抜けなければならず、しかも多くの場合、門の外あるいは庭には、二、三人の男が主人の退出を待つており、中には居眠りしている者もいる。

以上のような対面の場の典型的な要素をすべて含む実例は「後三年」では見つからない。一番近いのは、季方と武衡との対面の場面である（中巻第四段、図8）。緊迫した状況に相応しく、対面の終了を待つ人はいないが、代わりに会話の話題になっている黄金や矢などが描きこまれている。一方、対面の終了を待つ従者の姿は、武衡・家衡の対面の場面（上巻第一段）に認められる。

絵巻の対面の場面では、たいがい会話の内容がクローズアップされ、その詳細を詞書で詳しく伝えている。「後三年」における季方と武衡との会話も、その段の詞書において冗長なほど詳しく記され

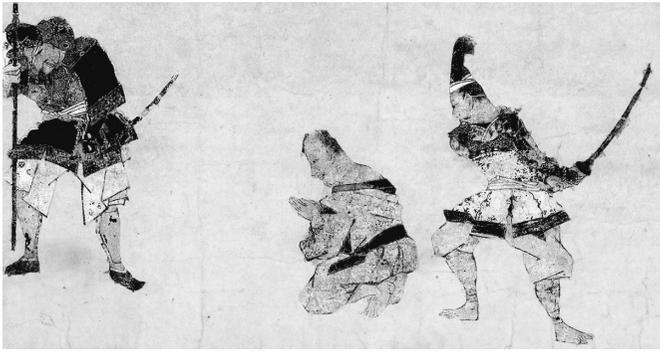


図9 『後三年合戦絵詞』 下巻第三段より

多くの処刑の場面では、見物人の中に罪人の従者や親族が登場し、生死の瀬戸際に涙を流す。

「後三年」は武衡の死をこのような構図で描いている（下巻第三段、図9）。太刀取りや見守る武士たちの姿はいずれも力強く逞しい。一方で武衡は静かに地面に座って合掌している。これは詞書が伝えていた直前までの助命嘆願の様子と不可解な対照を成している。

如何なる物語においても、

ている。

### 3、処刑

首斬りの処刑は一種儀式的な様相を帯びる。絵巻に描かれたそれは、多く共通した要素を持つ。人物構成は正座した罪人、太刀を振り上げる太刀取り、そしてそれを取り巻く兵士や見物人である<sup>12</sup>。ま

斬首の刑はつねに重大な結末を意味し、したがって絵巻においても、それは自然にインパクトを持ったハイライトを成す。

### 五、反則——規則があれば変化が起こる

言語における文法は、言葉に関する一番基本となるルールである。しかしながら、規則があれば、それをはみ出す表現が必ず生まれる。絵画表現においてもまったく同じことが指摘できる。

そのような実例を「後三年」の内に見出すことができる。それは義家と義光が対面する饗宴の場面においてである。饗宴の場のすぐ傍に台所が設けられ（図10）、その台所は宴会の場と空間的に直結している。料理人の一人はしっかりと酒宴の席を見据え、その視線は二つの空間を一つに繋げている。料理人たちはそれぞれ分厚いまな板を手元に据え、両手には見事な包丁や箸を握り、熟練の手捌きで調理に腕を振るっている。出来上がった料理はつきつきと盛り付けられ、運ばれていく。しかしながら、この台所は一風変わったものと言わざるを得ない。それは室外に設けられ、しかも料理人たちはいずれも鎧をまとい、矢や弦巻などの武具を装備し、そばには大き

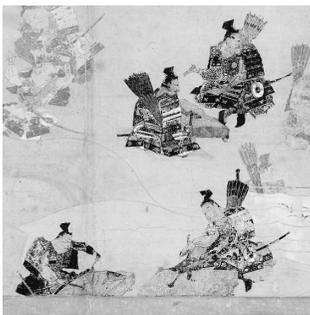


図10 『後三年合戦絵詞』 上巻第二段より

き

な楯を立てている。戦場で練り広げられるこの異様な空間は、常識で思い描く台所の要素をすべて備えながらも、一々それをはみ出し、あくまでも特殊で、愉快でさえある。<sup>13)</sup>

この「戦場の台所」からは、構図の反則原理を見出すことができるだろう。すなわち、それはまず一つの枠組みを取り入れることから始まり、表現の基礎や情報の前提はそれによって保証される。その上で、構成要素が組み変えられる。言い換えれば、枠組みの存在は内容の理解を可能にし、計算された形でそのような枠組みに反することによって、表現の新意や面白みを生み出しているのである。

「後三年」は、反則の実例を多くは提供していない。ここに述べたモチーフに関連して他の絵巻や絵本に目を転じて見るならば、たとえば対面の場面でありながら、貴人ゆえに顔あるいは全身を隠していたり、<sup>14)</sup>処刑の場面でありながら、首斬りのための太刀が描かれなかつたりするような例が指摘できる。<sup>15)</sup>

言語表現において、文法への反則には限界がある。言わば一線を越えてしまえば、表現そのものが通じなくなり、言葉は意味を持たなくなる。絵においてもそのような最低限の基準が存在する。一つの画面に描かれた人物たちが意味もなく違うところに視線を向けているような構図はまず想像できない。そのような構図が描かれれば、絵そのものがたちまち空中分解し、表現としてはおよそ成り立たないのである。

## 六、越境——絵と文字と声の往還

絵巻には詞書がある。そのため、絵巻の文法はけつして絵のみを対象とするものではない。ここに絵と文字の相互関係のあり方に注目し、とりわけ詞書自体が提示する文字と音声という二つの特性を取り上げたい。

詞書は文字によって物語を伝える。その文章は、絵に描かれることを前提に組み立てられ、練り上げられる。一方で、文章に絵が続くということは、絵が描く内容だけを文章の対象にすることをけつして意味しない。絵では描ききれない、絵を理解するために必要なものを如何に文章に取り入れるかが、詞書の完成度を左右する。

そこで「後三年」解読のために、次のような基礎作業を試みた。作品全巻を対象に、詞書と絵に共通する項目（人物、品物、動作を含む）を特定し、ミニ・データベースに取り入れた。その結果、共通する項目は併せて百五十四語（個）と数えられた。十語以上の共通項目をもつ段は六段、全巻通して見れば一段につき平均十語強、とくに多い段は三十語（上巻第二段）、少ない段は二語（上巻第五段）という結果が得られた。平均して一段の詞書は三十行弱、一段の絵は三メートル程度で二十人前後の人物を含むことと考え合わせれば、この数字はけつして多いとは言えない。すなわち文字と絵とが互いに補いあっている関係がここに象徴的に現れているのである。

詞書の文字は、そのまま「声」という要素を強く指向している。

絵巻を鑑賞するためには、つねに文字と絵との間を行き来しなければならぬ。鑑賞者が一人で文章を読んでから絵に目を移すにしても、はたまた別の人に文章を読み上げてもらうにしても、文字によって記されたものを一旦記憶し、画像に合わせて再現するというプロセスが必須で、声が必ず絵巻鑑賞に関わり、それに寄与する。とりわけ詞書に用いる文字は、主に漢文ではなくて仮名の文章である。いうまでもなく仮名は表音文字である。すなわち文字がそのまま音声に置き換えられるということは、詞書が一種の究極のボイスレコーダにほかならないことを意味すると指摘しておきたい。

「後三年」には、玄慧による序文がともに伝わる。その中で、この絵巻制作の目的を述べて、玄慧は「狂言戯論の端といふことなかれ」、「嘲風暁月の吟詠にまじへんとなり」と記している。創作者が期待していたのは、まさにこの一巻の絵巻が賑やかな「狂言」、「戯論」、「吟詠」といった活動の中で、高らかな声を伴って愉しまれることであった。「後三年」の享受を伝える中世の資料はけっして多いたとは言えないが、絵巻作者のこの意図は確かに理解されていたと考えるべきであろう。<sup>16)</sup>

### 終わりに——再び「文法」をめぐる

この小論では、言語における文法のアプローチを用いて、絵巻の

表現原理を述べ、言語の文法を説く用語を最小限に借用し、絵巻の表現に即した記述を試みた。絵巻の表現を理解するための全体的な枠組みを提示しながら、これまでさまざまな立場から論じられてきた諸説をトータルに捉えなおし、新たな位置づけを与え、これを通じてさらなる考察が可能になる環境作りを努めた。

個々の説明には、「後三年」という一篇の作品に限定してきた。喩えて言えば、言語の文法を一冊の小説のみに実例を求めたようなものである。そのため、論じる対象には自ずと厳しい限界があった。ただし、絵巻の文法の全体像を俯瞰的に論じることがいまだ行われていない中であって、このような試みも一つの問題提起となるだろう。文法の枠組みは、再現や再検証を要求する。一篇の作品のみを実例にしたこのアプローチは、そのような作業にむしろ直結するものと考えたい。

言語における文法と同じく、絵巻の文法は、観る人の手によって作り出されるものではない。文法という名の表現規則は、絵巻の中に厳然と存在している。それに対して研究者にできることは、規則を見出し、記述し、伝えることである。正確な絵巻の文法は、絵巻を分析し、解説するための有力な道具になるだろう。その意味では、文法の発見と整理は、絵巻理解の到達の度合を示すものと言えよう。

絵巻の文法をめぐるこの初歩的なスケッチがさらに精密なものとなり、絵巻を理解する良き手がかりになることを切に願う。

注

- (1) 物語を内容としない絵巻も存在するため、ここで対象とするものを「説話画」、「説話集絵巻」、「物語絵画」と、より限定した用語で捉えることも提唱されている。梅津次郎「日本の説話画」〔絵巻物叢考〕中央公論美術出版、一九六八年)、小峯和明「説話と絵画」〔国文学 解釈と鑑賞〕至文堂、一九八六年六月)、池田忍「平安時代物語絵画の方法」〔中野政樹ほか編『日本美術全集』8、講談社、一九九〇年)。
- (2) 佐野みどり「説話画の文法」(山根有三先生古稀記念会編『日本絵画史の研究』吉川弘文館、一九八九年)、宮腰直人「物語絵画の《文法》を探る——『福富草紙』小考——」(高橋亨編『王朝文学と物語絵』竹林舎、二〇一〇年)。
- (3) 楊曉捷「中原康富・嘉吉二年十二月——ある絵巻享受の場合——」〔立教大学日本学研究所年報〕第七号、二〇〇八年)。
- (4) 『後三年合戦絵詞』(小松茂美編『日本絵巻大成』十五、中央公論社、一九七七年)、野中哲照「奥州後三年記 注釈」(一)〜(七)〔古典遺産〕四十五―五十一号、一九九四年十月―二〇〇一年七月)、高岸輝「後三年合戦絵巻」の絵画をめぐる諸問題」〔軍記と語り物〕第四十七号、二〇一一年)。なお、この絵巻全巻の高精度デジタル画像は「e 国宝」で公開されている。
- (5) 上野直昭「絵巻物について」〔思想〕十九号、岩波書店、一九二三年)、福井利吉郎「絵巻物概説」(岩波講座日本文学〕第十二、岩波書店、一九三三年)、奥平英雄「絵巻物再見」(角川書店、一九八七年)。
- (6) 滝尾貴美子「絵巻における「場面」と「景」」〔美術史〕三十一巻一  
号、一九八一年十一月)。
- (7) 古原宏伸「中国画巻の研究」(中央公論美術出版、二〇〇五年)。
- (8) 千野香織「日本の絵を読む——単一固定視点をめぐって」〔物語研究〕新時代社、一九八八年)。
- (9) 楊曉捷「戦場の便り——『後三年合戦絵詞』の一場面をめぐって——」〔国文学研究資料館編『手紙と日記——対話する私／私との対話——』国文学研究資料館、二〇〇八年)。
- (10) 漫画の絵を対象とするが、ここで試みようとする絵画表現における「語彙」について精密な論考がある。四方田犬彦「漫画原論」(筑摩学芸文庫、一九九九年)。
- (11) 宮腰直人「中世絵巻研究序説——絵の中で指を差す人々」〔立教大学日本文学〕八十四号、二〇〇〇年七月)。
- (12) 久保勇「軍記と絵巻と寺院——〈初期軍記〉における「斬首」の表現をめぐって」(池田忍編『中世仏教文化の形成と受容の諸相』千葉大学大学院人文社会科学部研究科、二〇〇七年)。
- (13) 楊曉捷「戦場の饗宴——食の現場を絵巻に見る——」〔国文学 解釈と鑑賞別冊〕至文堂、二〇〇八年)。
- (14) 『春日権現験記絵』(十三巻第五段、『石山寺縁起』(七巻第四段)。
- (15) 『六代』(慶応義塾大学蔵) 上巻第一図)。
- (16) 楊曉捷「後三年の合戦を絵に聞く——メディア的アプローチの試み——」〔文学〕第十巻第五号、岩波書店、二〇〇九年九月)。
- (文中の図版は、筆者が電子処理を加えて制作したものである)。

## 苔より桜

### ——西芳寺における夢窓疎石と禅宗——

モリー・ヴァラー

はじめに

鎌倉時代から南北朝時代にかけての乱世に活躍した夢窓疎石（一二七五—一三五一）は、臨済宗の代表的な禅僧である。彼は北条家、後醍醐天皇、足利尊氏・直義など、皇族や武家と親密な関係を持ち、五山制度の形成にも大きく貢献した。やがて政治、芸術、宗教の垣根を超えて多彩な才能を発揮することになる彼は、その前半生において、人里を離れて一人坐禅に励み、三十一歳で開悟してから五十歳まで、数多くの地方寺院の住職を勤めた。後半生になると、天皇、武士、公家などの手厚い保護の下、南禅寺などの名刹の住職に任じられ、新寺院の開山として弟子の育成にも力を入れた。また、夢窓は語録や仮名法語、漢詩や和歌を残し、都鄙を問わず、多数の寺院の造営やその庭園に関与した。本稿でとりあげる西芳寺

も、一般的には夢窓が中興の祖とされている。

本稿では、夢窓自身の作品や関連資料に基づき、西芳寺に禅宗が移植される過程を明らかにすることで、中世中期の禅宗における象徴的景観のあり様を探ることを目的とする。まずはその過程における象徴として、「桜」の意味に着目することから始めたい。

#### 一 苔寺から花寺へ遡る

近代以降、「苔寺」と愛称されるようになる西芳寺の正門をくぐり、境内に入ると、見渡す限り、鮮やかな緑色の苔のカーペットが敷きつめられている。黄金池と呼ばれる大きな池の後ろに聳える「洪隠山」を少々上ると、かの有名な枯滝の石組みが目の前に現れてくる。

この名庭を誰が手がけたのかについては、長年の議論にもかかわ

らず、依然として決着を見ていない。特に、その著名な枯山水の石組みの作者は不明のままであり、夢窓以前の鎌倉時代に既に完成していたという説や、江戸時代に完成したと主張する説もある<sup>1)</sup>。

高橋桃子氏が指摘したように、西芳寺に関する文献からは、中世あるいは江戸時代以前に枯山水の滝石組が存在したかどうかを確認することはできない。高橋氏の研究によると、滝石組があったとしても、中世の西芳寺は枯山水というより、池泉回遊式庭園と見做されていたらしく、池や桜、紅葉で有名であった。高橋氏は中世における西芳寺の庭園鑑賞のあり方を把握するために、洞院公賢（一二九一—一三六〇）の漢文日記『園太暦』（二三二—一三六〇）などの史料を検討し、天皇家と公家、武家、そして僧侶による庭園の利用について個別に詳しく述べている。同氏は、禅寺である西芳寺では、舟遊び、音楽、花見、紅葉狩などが楽しまれ、足利義満（一三五八—一四〇八）以前には、来客が坐禅を組んだという記述は見当たらないとした<sup>2)</sup>。

これによれば、中世の西芳寺は、座禅の道場というよりも、むしろ遊技場であったというべきかもしれない。しかし、中世の西芳寺に欠かせない特徴として描かれた「桜」に注目すれば、西芳寺の花見は、単なる遊びにとどまらないものであったこともわかる。以下、夢窓に関する史料をもとに、西芳寺における「桜」の象徴的な意味に焦点を当てて論述を進める。ごく簡潔ではあるが、日記の中

の「遊戯」を仏教文献の記述に改めて照らし合わせることで、「桜」の意義、「桜」の担う重要な役割が明らかになってくるのである。

## 二 『西芳精舎縁起』に現れる聖なる花

夢窓と西芳寺との関わりを理解するためには、本論文で使用する資料のうち、最も時代が下るものだが、同寺院の半ば伝説化された浩瀚な寺史を吟味する必要がある。なかでも、夢窓入滅後、西芳寺住職を務めた中章急深（生没未詳）によつて著された『西芳精舎縁起』（一四〇〇<sup>3)</sup>）が最も貴重な史料であろう。同史料には、夢窓と西芳寺との関係のみならず、桜についても詳述され、桜が西芳寺の伝説において特別な位置を占める存在として描かれている。桜と西芳寺との関係を浮き彫りにするために、まず、この『縁起』に語られる西芳寺の由来を見ておく。

『縁起』によると、西芳寺は元来、聖徳太子（五七四—六二二）の別荘地であった。その妙地に、清冽な水をたたえた池が湧き、太子が最初に訪問した折、阿弥陀如来が出現したという。太子はその尊様を刻み、それを七宝の塔に安置した。すると、天照大神、ついで万の諸神が現れた。この出来事は同地の聖性を証明している。また、日照りの時、宝塔に収めた宝珠を以て雨を降らせることができたと報恩として、聖徳太子は放生会を開いたが、それが日本最初の放生会であると『縁起』は指摘する。

百年後、行基（六六八―七四九）によってその場所に伽藍が建立され、西方にある阿弥陀如来の極楽浄土を思い浮かべることができるよう、「西方寺」と名づけられた。

さらに数百年後、同寺は荒廃していたが、当時摂州の太守であった中原師員（二八五―一二五二）が法然（一一三三―一二二二）に依頼し、同寺院が再興された。ここに、法然が第五興の開山となり、同寺は念仏の道場となったが、その後、再び荒廃してしまった。そして、暦応二年（一三三九）、檀那で摂州の掃部頭であった藤原親秀（生没未詳）の要請を受けた夢窓は、中興開山として、西方寺を禅宗寺院に改めた。武家はこの事業に領地を寄付し、夢窓の下で、新しい建物が次々と建設され、とりわけ地藏菩薩の援助で寺院の庭が新しく作られたという。このとき、禅宗の始祖である達磨（生没未詳）が西方からやって来た故事にちなみ、禅宗の繁栄とも関連付けた上で、西方寺は「西芳寺」と改名された。

『縁起』には、目まぐるしく変動を遂げた西芳寺の歴史・伝説が右記のごとく描写されている。しかし、このような移り変わりにもかかわらず、以下に述べるように、一貫して皇室や武家との関連、そして仏法が強調されている。そして、そこには、もとを辿れば、ほかでもない西芳寺の名高い桜が関係していると考えられるのである。

『縁起』では、この伝説の桜は、真如親王（俗名高岳親王、七九九

―一八六五頃）と共に初めて登場する。中世の文獻に広く見られる伝説に、真如親王が空海の弟子として、天竺へ求法の旅に出かけ、道中で亡くなるというものがある。『縁起』ではこの伝説への言及もあり、真如が熱心な仏教の信仰者であったと描かれている。『縁起』によると、真如は西方寺で草庵を結び、長年、境内で修行した。ある時、坂上田村麻呂（七五八―八一二）が宮廷の桜の枝を西方寺まで持っていく。周知の通り、田村麻呂は七九一年から蝦夷征討に参加し、七九七年には日本最初の征夷大將軍に任じられた人物であるが、彼はまた『縁起』に登場する最初の武者でもある。

大臣田村磨禁庭の桜を折来りて観念の窓に捧げられければ、親王其一枝をとりて、池の水にひたし庭上にさしはさみ誓ひていはく、我もとむる所の法もしよく成就し、此寺末の世に至りて賢聖同じく出て妙法をときたまはば、日を経なして根ふかくし花を生ぜよ。もししからずば、たち所に枯よと有しに、持念の御心ふかきにや、幾程なくねさし枝葉さかへて、又の春花さきしころ、親王和歌を詠じたまふ

桜花咲けばちるとぞしればこそ後のすへ葉をはやみせにけれ<sup>4</sup>

右のように、坂上田村麻呂が宮廷に植えられた桜を以て西方寺と皇族とを結び付けたという物語は、『縁起』に頻繁に見られる。さらに、真如の和歌を見ると、花の成長を仏法の興隆と直接に関連させていることがわかる。『縁起』では、この田村麻呂による西方寺参拝が、皇室・武者・仏法という三者の結び付きをさらに強固なものにしていくさまが描かれる。彼の二回目の訪問は冬であり、田村麻呂は天皇の勅使として再度真如に拜謁した。その際の寺の趣深いさまを田村麻呂から奏上され、嵯峨天皇（七八六―八四二）は、翌春、桜が満開に咲き誇る中、西方寺へ行幸する。この機に及んで、田村麻呂を媒介にして、西方寺と皇室とがしっかりと結び付くのである。

また、仏法を求め、天竺への途上で亡くなる真如親王の植えた桜が、西芳寺の伝説の中で長く咲き続けているとも『縁起』は語る。

親王渡天の後、幾とせをへて彼桜大樹となり、むかしかはらぬ  
花の春、風ふきつたへ跡とふ人のこととさに、弥生二十日あま  
り五日を桜見の放生といひ習ひしも、今はむかしとなりぬ<sup>5</sup>

ここでは、桜が、時代を遡って皇室と深く関係していたことが明らかである上に、放生会とも組み合わせられることで、その聖性をも垣間見せている点に注目する必要がある。

『縁起』では、真如の時代以降の記述においてもなお西芳寺における真如親王と桜の関わりについての言及が繰り返されている。その中で、桜を植えた真如と後世の武士との交わりまでもが物語られるのである。一例として、北条時頼（一二二七―一二六三）が西方寺を訪ねた逸話を見てみよう。周知のように、北条時頼は鎌倉幕府第五代執権であり、宋から渡来した臨済宗の僧侶である蘭溪道隆（一二二三―一二七八）に帰依し、禅宗を手厚く保護した。『縁起』は時頼と禅宗との関わりには言及していないが、彼が日本国中を旅して廻ったという伝説を取り上げ、その際の西方寺への訪問についても詳述している。

正嘉年中「一二五七―一二五九」時頼入道廻国の頃、此所に庵をむすび桜堂と名付て住しける。花のさかりに、

むかしすめるあるじの法のことの葉ははなの中にや残しを  
きける

と詠じて、親王の御影に手向法施などして心もすめる。其夜の夢に親王まみへたまひて、善哉、汝爰に來りて我遺愛の花を詠め、むかしをしのぶ事、我法の道をとく天竺に求めんと心ざし、流沙を渡る、羅越国といふにいたりてつひに身を失ひ、又

此国に帰る事を得ずなりぬ。しかはあれ、法性の無漏土常にゆき常にかへる。遠近のへだてなく古へ今のかはりなければ、朝な夕な汝と手をとりにて此庭に遊び此花を見る。今此歌のかへしすとして、

むかしすめるあるじの法のことの葉ははなの中にぞ残しを  
きける<sup>6)</sup>

時頼の和歌とほとんど同一の返歌によると、西方寺に真如が植え付けた仏法は依然として健在であり、今も咲く桜がその真如の法を象徴しているという。また、「遠近のへだてなく古へ今のかはりなければ、朝な夕な汝と手をとりにて此庭に遊び此花を見る」という箇所は、西方寺の桜の下、羅越国と日本の距離、さらには今昔の隔てが消え、そこで入道、もともとは武士である時頼が、親王である真如と一緒に遊樂しているさまを描いており、桜を媒介として、西方寺での武士と皇室との出会いが鮮やかに語られていることに注目すべきであろう。

これまで述べたように、「遊び」とは言え、『縁起』における西芳寺での花見は、単なる世俗的遊戯にとどまるものではなからう。

『縁起』を詳しく検討すると、その「遊び」は、儀式的、あるいは修行的な意義をも持つと考えられるのである。これまでみてきた真

如と時頼の逸話においても、真如が「法性の無漏土常にゆき常にかへる」境地に至ったからこそ、時頼との花の下での戯れが可能になったといえる。西芳寺での遊戯には、仏教的な意味が示唆されているのである。

また、西芳寺の桜は、儀礼の道具として登場する場合もある。

『縁起』によると、清涼寺の御身拭に、西芳寺の「池の水を汲み器に桜の花をえがかせ奉られぬ」とあって、これは桜の聖性が法事の中に応用された例といえる。<sup>7)</sup>

さて、以上の記述を踏まえて、夢窓以降の西芳寺における「遊び」の描写に着目してみると、さらに強い仏教的な意味合いを読みとれるのである。

国師天性仮山水のおもむきを得て、湯々洲崎其よろしき所にしがひて佛閣僧舎を建、又其あいだ奇岩怪樹の有様世に九山八海をうつしたまふといひ伝へしもかかる事になむ。されば国師の御心、ここに遊観する輩とおのおの其根器に随ひ、或は当來をまたず、したしく安養浄土に遊化し、あるひは立所をはなれず直に本地の風光をあふがしめむと<sup>8)</sup>

以下は省略するが、この後、夢窓の禪文書と深い関連のある名を持つ池や樹木、座禅堂などが列挙され、改めて「みな禅観行樂の地

なり」と締めくくられている。このように、『縁起』では、夢窓の再興によって、もともと存在していた花見の聖なる側面が、初めて禅宗の思想と重ねられたのである。こうして、かつては「安養浄土」を象徴した庭園を観覧する人がそこで自由に遊樂することが可能となったほか、あるいはそのまま速やかに己が心の本来の姿に對面する契機さえ訪れたのである。つまり、夢窓以降の西芳寺はもとの浄土との連想を保ちながら、禅宗的な頓悟という再解釈を得、境内での遊戯に修行上の意味を付け加えた。これによって、西芳寺では、禅觀と行樂が同時に行われるようになったといえよう。

### 三 未来へと繋がる、散り行く『正覚国師和歌集』の桜

夢窓の歌集である『正覚国師和歌集』（二六九九）<sup>9</sup>にも、西芳寺の桜に関する和歌は少なくなく、『縁起』とある程度同一のモチーフが見られる。一例を挙げれば、真如親王のことを詠んだと推測できる和歌が一首ある。詞書などの説明がないので、真如親王かどうかはつきりしないものの、次の歌は、彼を彷彿させるに十分である。

この庭の花見るたびにうゑおきしむかしの人のなさけをぞ  
しる<sup>10</sup>

これ自体は懐古の歌であるが、『国師和歌集』は全体として、ひたすら昔の日々を懐かしむだけではなく、むしろ将来を視野に入れたものであるとみられる。一二二首で構成される『国師和歌集』には、夢窓が大事にしていた場所や、彼の後援者、そして弟子たちが次々と登場する。歌の内容は様々で、孤独を讃嘆するものから、教育の手段として弟子との間にやりとりされたものもある。歌集の半分は季節の歌で、伝統に従い、四季の移ろいになぞらえて構成されている。そして、季節の歌の中の三十八首は春の歌であり、そのうち二十八首が西芳寺の桜を主題としている。

『国師和歌集』に収載されている桜の歌は、晩年の夢窓の優先事項を反映しており、世の中の泰平を祝福し、後述するが、天皇の長寿を願ったものが散見される。まず、前者から考察すると、同和歌集には、夢窓の後援者である足利幕府つまり初代將軍足利尊氏（一三〇五—一三五八）とその弟の足利直義（一二三〇—一三五二）への賞賛が度々詠み込まれている。

征夷將軍尊氏、西芳寺の花のさかりにおはして、法談之後歌よ  
みける次に、

心ある人のとひくるけふのみぞあたらさくら科をわする  
る<sup>11</sup>

武衛將軍禪閣惠源<sup>12</sup>、花の比西芳寺に來臨の時、人人歌よみける次に、

ながらへて世にすむかひもありけりと花みる春ぞおもひし  
らるる<sup>13</sup>

征夷將軍同春來臨の時<sup>14</sup>

山かげにさく花までもこのはるは世ののどかなる色ぞ見え  
ける<sup>15</sup>

当時の政治情勢からすると、尊氏と直義との関係は悪化しており、それを考えると、「世ののどかなる色」とはとても言えないはずである。さらに、観応の擾乱のピークと思われる一三五一年に、尊氏、直義、それから尊氏の息子で後継者の義詮（一三三〇—一三六七）が花の頃に西芳寺を訪れ、その際夢窓は再度、以下のように詠んでいる。

観応三年三月廿一日、左武衛將軍禪閣并相公羽林同道して來臨、法談後、庭前花下にて人人歌よみける次に<sup>17</sup>

をさまれる世ともしらでやこのはるも花にあらしのをき  
みすらん<sup>19</sup>

この僅か二ヶ月前に、打出浜の戦いで尊氏は直義に降参し、夢窓が求めた一時的な和解によって、このとき兄弟揃って西芳寺参拝を行ったのである。しかし、夢窓が亡くなってから半年もしないうちに、尊氏と直義は紛争を再開、一三五二年二月二十六日、鎌倉で直義が死亡した。兄の尊氏によって毒殺されたのではないかと言われている。このように、西芳寺の桜の下で見られた両者の友好と融和は永く続かなかつたが、夢窓が生前、いかにこの和解の実現に力を尽くしたかが右の歌には暗示されているのではないか。右の二首は、西芳寺の桜の姿をそれぞれ描いているが、そのいずれにも、夢窓の和解を祈る気持ちが反映していると考えてよいであろう。前者は山かげに咲く落ちついた桜の姿が平和を象徴し、一方、後者は花びらが吹き散らされる様子を詠みながら、それを通して逆に世の中の泰平ぶりを浮き彫りにしている。激しい政治的な移り変わりの中で、同年の秋に他界することになる夢窓は、足利兄弟の関係だけではなく、自らの宗派の未来も心配していたと考えられる。西芳寺で詠まれた数首の歌が、同寺の将来の繁栄を願い、それを祈念している要因はここにあるであろう。

『国師和歌集』には、『縁起』のごとく、皇室との結びつきを改め

て確認する傾向も見受けられる。特に、西芳寺と皇室との交流の将来を占う機会である御幸の際に詠まれた作品には、夢窓自身の高齢を嘆く歌が多く登場する。言うまでもなく、老衰や散る花への悲しみは、和歌によく用いられる一般的なモチーフであるが、『国師和歌集』の場合、そこに夢窓死後の西芳寺の将来が鋭く認識されていると考える。この傾向は御幸の年に詠まれた歌にもっとも著しいが、次の歌とその返歌は、御幸と夢窓の高齢との関連性を窺い知ることができ重要な事例である。

花のさかりに西芳寺に御幸なるべしときこえけるが、うちつづき御さしあひありてのびゆきけるほどに、花のちりけるを見たまひて<sup>20</sup>

なほもまた千とせのはるのあればとやみゆきもまたで花のちるらむ<sup>21</sup>

西芳精舎に御幸なりて、両株の佳花、叡覧ありける翌日にたてまつられける

竹林院内大臣<sup>22</sup>

めづらしき君がみゆきをまつかせにちらぬさくらの色を見

るかな

「夢窓の」御かへし

花ゆゑのみゆきにあへる老が身に千とせの春を猶もまつかな<sup>23</sup>

最初の歌では、天皇が今年の桜を見る機会を逃してしまっても、それを嘆く必要はない、千年もの御幸が期待できると、巧みに詠っている。むろん、夢窓自身が千年後まで生き続けるわけではないが、この歌からは遙か遠い将来まで御幸がずっと続いて欲しいという願いがはっきり読み取れる。また、竹林院内大臣への返歌では、夢窓の「老が身」と「千とせの春」が対比されている。その切迫した死の必然性にもかかわらず、千歳の春の御幸を期待しているのであろうか。

和歌の伝統に従い、御幸に関する夢窓の和歌はしばしば天皇の長命、あるいは皇室の久遠を祈る。それゆえ、関連する十首のうち、先の例で見たように、「千とせの春」という表現が三回、「千代の御幸」という同様の語句が一回用いられている。こうした表現は、ただ天皇や皇室を祝福するだけではなく、夢窓死去の後も、西芳寺が皇室からの手厚い保護をそのまま維持して欲しいとの願いを示唆し

ているといえる。また、夢窓の老衰と今昔の桜の鮮やかさを対比する次の歌にも注目したい。

さく花はいまもむかしのいろなるにわが身ばかりぞおいかりぬる<sup>(24)</sup>

この歌は言うまでもなく、『伊勢物語』第四段または『古今和歌集』巻十五・恋歌五に出てくる在原業平の春の月についての著名な歌を連想させる。

月やあらぬ春や昔の春ならぬわが身ひとつはもとの身にして<sup>(25)</sup>

周知の通り、この業平の和歌からは、自然とともにある恋愛の移り変わりに対して、歌人自身の不変性が読み取れる。一方、夢窓の和歌では逆に、和歌の約束事に反して、桜の花が無常の象徴ではなく、夢窓死去後の変わらぬ西芳寺を祝福しているといえよう。その上、はつきり文字にされている訳ではないが、真如親王の昔に思いを馳せた可能性もあるように考える。

また、桜の盛りに西芳寺で読まれた最後の二首にも、夢窓の老衰が詠まれている。

又もこん春をたのまぬ老が身を花もあはれとおもはざらめや<sup>(26)</sup>

行すゑの春をもひとはたのむらん花のわかれば老ぞかなしき<sup>(27)</sup>

『縁起』では、真如親王の早すぎる世界に対して、西芳寺の桜が永久に咲き続けて欲しいとの願いが読み取れたと思う。また、『国師和歌集』に現れる桜も、西芳寺や自派の将来を案じつつ、死期が迫っている夢窓に対比して、西芳寺の永遠性への祈りを象徴しているのである。さらに、西芳寺の桜を詠んだ『国師和歌集』所収の最後の歌には、夢窓の死去について「今年（二三五二）九月晦日巳刻入滅し給けり」と注記されている。ここで夢窓の死と、散る桜とが関連づけられていると言うまでもない。その次の歌は夏の部に移るが、それは時の流れを示すと同時に、夢窓の生死にかかわらず、次の春が必ず来ることをも表現しているのではないだろうか。

#### 四 夢窓の『年譜』に現れる西来の桜

前節までは、西芳寺において桜が大きな存在感を持っていたことを確認してきた。本節では、夢窓の甥で弟子でもある春屋妙葩（一三一一—一三八八）によって夢窓没後に書かれ、『縁起』にも数箇所

引用されている『天竜開山夢窓正覚心宗普濟国師年譜』（一三五三）<sup>28</sup>をとおして、桜がどのように捉えられていたかを検討する。妙葩の『年譜』には夢窓の生涯および活動がもつとも詳細に述べられているほか、西芳寺という場において禅宗が日本の風土に根を下ろした経緯や、西芳寺が禅宗史に占める地位についても認識しうる。なお『縁起』と同様、ここにも行基及び真如親王が登場する。

夏四月革西方教院作禪院。此寺聖武天皇天平中有積行基者。民間称曰菩薩。孩時人得之於鷹巢也。力化寰中。营建佛寺。凡四十九所。今之西方其一也。後百年平城天皇太子弃儲宮。為沙門。天皇封為真如親王。居之。又弃而往唐。度流沙。至羅越国而薨。爾來五百年。凡庸相繼而住。寺廢甚。檀越藤親秀厚。礼勤請。師忻然曰。吾素慕亮座主之風。而今得西山。居焉。不亦善乎。輒改西方旧名。為西芳精舍。揭額。蓋取祖師西來五葉聯芳之義也。仏殿本安。無量寿仏像。今以西來堂扁焉。堂前旧有大桜花樹。春時花敷稠密殊妙。為洛陽奇觀也。<sup>29</sup>

右記のように、ここでは桜が西芳寺の名物として取り上げられているが、そののみならず、桜こそ、西芳寺が禅宗に改宗する上で象徴的な役割を果たしたと想像できる。すなわち、『年譜』は夢窓の

師祖である仏光国師（無学祖元、一二二六—一二八六）が桜を題材として詠んだ詩を引用し、それが後世の西芳寺の景観に対する予言であったとしているのである。

昔仏光師翁題「桜花」偈云。満樹高低爛熳紅。飄飄兩袖是春風。現成一段西來意。

一片西飛一片東。何其冥符此境之如此。乎識記也。<sup>30</sup>

『仏光国師語録』を確認すると、確かに、同じ詩が偈頌の「題桜花」として収められている。<sup>31</sup>この詩を思い出しながら、夢窓が桜の前にある堂を「西來堂」と改名したのであると『年譜』は語る。この新しい名前を、夢窓は師祖の仏光、そして仏光の詩の背後に隠れた達磨とも関連づけるのである。『景德伝灯録』（一〇〇四）第三卷所収の有名な逸話では、禅宗始祖として崇拜されている菩提達磨が、二祖慧可に印可（四八七—五九三）を与えて禅宗の法灯を開始し、蓮華の比喻を以て、そののち禅宗が自ずから広大に流布することを予言している。

乃願慧可而告之曰、昔如来以正法眼付迦葉大士、展転囑累而至於我、我今付汝、汝当護持。并授汝袈裟。以為法信、各有三所表宜可知矣、可曰、請師指陳、師曰、内伝法

印<sub>一</sub>以契<sub>二</sub>証心<sub>一</sub>、外付<sub>二</sub>袈裟<sub>一</sub>、以定<sub>二</sub>宗旨<sub>一</sub>、後代澆薄疑慮競生、云吾西天之人言<sub>二</sub>汝此方之子<sub>一</sub>、憑<sub>レ</sub>何得<sub>レ</sub>法<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>何証<sub>レ</sub>之、汝今受<sub>二</sub>此衣法<sub>一</sub>、却後難生但出<sub>二</sub>此衣并吾法偈<sub>一</sub>、用以表明其化無礙。至<sub>二</sub>吾滅後二百年<sub>一</sub>衣止不<sub>レ</sub>伝法周<sub>二</sub>沙界<sub>一</sub>、明道者多、行道者少、説理者多、通理者少、潜符密証千万有余、汝当<sub>二</sub>闡揚勿<sub>レ</sub>輕<sub>二</sub>未悟<sub>一</sub>、一念迴<sub>レ</sub>機便同<sub>二</sub>本得<sub>一</sub>、聽<sub>二</sub>吾偈<sub>一</sub>曰、

吾本來茲土 伝<sub>レ</sub>法救<sub>二</sub>迷情<sub>一</sub>

一華開<sub>二</sub>五葉<sub>一</sub> 結果自然成

吾有<sub>二</sub>楞伽經四卷<sub>一</sub>、亦用付<sub>二</sub>汝<sub>一</sub>、即是如來心地要門、令<sub>二</sub>諸衆生開示悟入<sub>一</sub>、吾自<sub>レ</sub>到<sub>レ</sub>此凡五度中<sub>レ</sub>毒、我常自出而試<sub>レ</sub>之、置<sub>レ</sub>石石裂、縁<sub>レ</sub>吾本離<sub>二</sub>南印<sub>一</sub>來<sub>二</sub>此東土<sub>一</sub>、見<sub>二</sub>赤峯神州有<sub>二</sub>大乘氣象<sub>一</sub>、遂踰<sub>レ</sub>海越<sub>レ</sub>漠為<sub>レ</sub>法求人、際会未<sub>レ</sub>諧如<sub>レ</sub>愚若<sub>レ</sub>訥、今得<sub>レ</sub>汝伝<sub>二</sub>授吾意<sub>一</sub>已終<sub>③</sub>

この逸話から分かるように、達磨は法嗣を探すために、「西方」つまりインドを離れ、「東土」つまり中国まで渡ったが、相應しい後継者は慧可のみであった。達磨は慧可に向かつて「法は沙界に周すらん」と述べてから、「一華開五葉 結果自然成」と禪宗の宿命を予期する。この逸話を引用する仏光国師の詩では蓮華が桜にな

り、夢窓がその師祖の詩を以て、達磨の予見を西芳寺の桜に適用した。ここには、禪宗にとって西芳寺が運命的な、いわば約束の地であるとの主張が見られる。これに、真如親王における仏法の盛りの花の記憶を付け加えてもよいかもしれない。このように、仏教の歴史上最も重要な人物との関わりを誇る西芳寺の桜は、禪宗史の中に確たる位置づけを得るのである。

おわりに

本稿では、従来の研究において指摘されてこなかった、西芳寺の桜の象徴的な役割について考察してきた。諸史料によると、この桜は種々に描写され、意味付けられていた。しかし、そのすべてがそれぞれ過去、現在、未来を密接に結び付けながら、西芳寺の繁栄を祈念するものであった。たとえば『西芳精舎縁起』では、桜が皇室と武家、そして高僧と西芳寺に興隆する仏法との接点として描かれている。また、『正覚国師和歌集』の桜に関する和歌は、迫り来る夢窓の死を予感させながらも、一方で、武家と皇室の保護による西芳寺の末永い栄華の象徴ともなっていた。最後に『年譜』では、真如親王の植えた桜が仏光国師、さらには禪宗開祖である達磨の予言とも重ねられることよって、禪宗が西芳寺に受容されることの必然性と、西芳寺が禪宗の歴史において重要な地位を築くことが表現されていた。以上、多くの史料に見られたように、禪宗は西芳寺に

おいて日本の風土に根を下ろし、同時に西芳寺はそこで禅宗史に接ぎ木されたと言えよう。

### 謝辞

本研究は、国際日本文化研究センターの末木文美士教授に賜った有益な御助言と、当センター主催「日本宗教史基礎研究」参加者の方々に頂いたご意見を参考にさせていただいており、この場を借りて御学恩に深く感謝いたします。なお、本稿は二〇一一年第十六回国際仏教学会（於…法鼓仏教学院台湾）における英語での口頭発表をもとに加筆・訂正したものです。発表の折にも、多くの方々より貴重な質問やコメントを頂きましたこと、心より御礼申し上げます。

### 註

- (1) 各学説が、梅沢篤之介「枯山水の研究」西芳寺洪隠山 枯山水の作者及びその作庭年代について『造園雑誌』二三巻四号、一九六〇年、一—四項に所収されている。
- (2) 高橋桃子「中世西芳寺の歴史と庭園観」佐伯有清編『日本古代中世の政治と文化』吉川弘文館、一九九七年、三七〇—三七四頁。
- (3) 「西芳精舎縁起」鷺尾順敬編『國文東方佛教叢書』第二輯第六卷、名著普及会、一九二七年、二六一—二七四頁。

- (4) 前掲(3)、二六六—二六七頁。
- (5) 前掲(3)、二六七—二六八頁。
- (6) 前掲(3)、二六八頁。
- (7) 前掲(3)、二六九頁。
- (8) 前掲(3)。
- (9) 「正国師集」新編国歌大観編集委員会編『新編国歌大観』第七卷、私家集編Ⅲ歌集、角川書店、一九八九年、七〇四—七〇六頁。
- (10) 前掲(9)、歌番号一七。
- (11) 前掲(9)、歌番号九。
- (12) 足利直義。
- (13) 前掲(9)、歌番号一一。
- (14) 足利尊氏。
- (15) 時期は未詳。
- (16) 前掲(9)、歌番号一五。
- (17) 原文に間違いがあると推測される。夢窓は観応二年(二三五一)九月三十日に他界するので、訂正が必要である。『園大暦』によると、この訪問は観応二年三月二十一日に行われた。また、同書は、尊氏の訪問も記録している。『園大暦』巻三、続群書類従完成会、一九七一年、四三九頁。
- (18) 足利義詮。
- (19) 前掲(9)、歌番号三三。
- (20) 時期など詳細不明。
- (21) 前掲(9)、歌番号一〇。
- (22) 貞和五年(一三四九)三月二十六日か。『園大暦』によると、この日

光明上皇（一三二一—一三八〇）は天龍寺への御幸の後、西芳寺にも参拝したという記事があり、当時の右大臣である西園寺公重（一三一七—一三六七）、つまり竹林院内大臣も天龍寺の御幸に参加したと記載されている。前掲（17）、五〇—五二頁。

（23）前掲（9）、歌番号一九・二〇。

（24）前掲（9）、歌番号一七。

（25）歌番号七四七、「古今和歌集」新編国歌大観編集委員会編『新編国歌大観』第一卷、勅撰集I歌集、角川書店、一九八九年、二四頁。

（26）前掲（9）、歌番号三六。

（27）前掲（9）、歌番号三七。

（28）「天竜開山夢窓正覚心宗普濟国師年譜」一切経刊行会『大正新修大蔵経』第八〇卷、一九二八年、四八二—四九八頁。

（29）前掲（28）、四八九頁。

（30）前掲（28）。

（31）「仏光国師語録」一切経刊行会『大正新修大蔵経』第八〇卷、一九二八年、二二二頁。

（32）「景德伝灯録」卷三、一切経刊行会『大正新修大蔵経』第五一巻、一九二八年、二一九頁。

# 惣領番入制度と五番方

——吉宗期の事例を中心に——

横山輝樹

はじめに

本論は江戸幕府八代將軍徳川吉宗（在職一七一六～一七四五）によつて創始された惣領番入制度<sup>①</sup>について、これを五番方との関わりに於いて分析するものである。

五番方とは幕府の軍職である書院番・小性組・大番・新番・小十人組を総称したものであり、將軍御目見<sup>②</sup>が許された旗本で構成されている。平時にあつては江戸城中・重要拠点の警備や將軍の身辺警護などが主な任務であり、幕府常備軍の中核であつた。司法・行政職の役方に対して武士本来の職分である軍事を引き受ける名譽の武官である。

惣領番入制度とは、旗本惣領（旗本の跡取り、部屋住）が家督相続前に（惣領が家を継ぐ前に）五番方の番士<sup>③</sup>（平士）として召し出さ

れる（番入する）という制度である<sup>④</sup>。旗本惣領の中でも、特に五番方の番士の惣領が主な対象であつたが、惣領が同制度による番入を目指す場合には武芸吟味を経る必要があつた。前論文「惣領番入制度、その成立と意義——吉宗期の武芸奨励と関連して——」<sup>⑤</sup>に於いて、筆者は吉宗による幕臣への武芸奨励を考える上で惣領番入制度の分析が不可欠であるとし、同制度の成立と展開を論じ、以下の如き結論を得た。

第一に、同制度を通じた番入は、家督相続まで無役でいることに比して有利であつた。

第二に、惣領番入がその様な恩恵を持つ一方、そこには武芸吟味という実を伴つた選抜方法が存在した。特に五番方番士の惣領に對しては必ず武芸吟味が課された。

第三に、武芸が、武士、特に五番方の番士たらしめる者の身に

つけておくべき素養として明確に（制度的に）位置づけられた事。

これらの点から、惣領番入制度とは武芸奨励に制度的な実をもたらすものであり、その様な制度を創始した点にこそ吉宗の武芸奨励の画期性があるとした。<sup>5)</sup>

しかし、第一の点については分析が不十分であると言わざるを得ない。前稿では同制度を通じて番入を果たした惣領を中心に分析を進めたが、同制度によらない番入、即ち家督相続を経て番入を果たした者との様な差異が見出せるのか、この点を論じ切るには至らなかった。番入出来ないままで家督相続を迎えるということがどれほどの不利をもたらすのか。更には昇進との関係はどうであるのか。これらは惣領番入制度の意義を明らかにする上で不可欠の論点であり、具体的な事例を取り上げた上で分析が必要と考える。

この様な問題関心の下、本論では、惣領番入制度の概要を整理した上で（Ⅰ）、五番方からそれぞれ一組を抽出し、その組に属する番士の惣領を対象に同制度の恩恵を考察する（Ⅱ）。更に書院番番士・小性組番士から書院番組頭・小性組組頭への昇進事例から同制度と昇進との関係を論じる（Ⅲ）。以上の分析を通じて、同制度が五番方の番士、及びその惣領にとってどの様な恩恵を有していたのかを明らかにする所存である。

## I 惣領番入の概観

### 1 総番入制度の停止

享保九年（一七二四）に惣領番入制度が創始される以前、幕府には総番入と呼ばれる制度があった。これは当主（父）が五番方の番士、或いは役方に就いている旗本家の子弟（惣領に限らない）を主として五番方の番士として召し抱えるという制度である。同制度については既に進士慶幹氏や橋本昭彦氏による言及があるが、<sup>6)</sup>精緻な分析としては横山則孝氏の研究が挙げられる。横山氏は正徳元年（一七一）段階で大番に属した七二名、同じく小十人組に属した一七七名の前歴を分析する中で、総番入制度について、旗本家の収入増加——当主の家禄に加えて番入した惣領への役料が加わる——という経済的な救済策と位置づけている。<sup>7)</sup>本論で取り上げる惣領番入制度にあってもその様な性格は受け継がれており（Ⅱ参照）、惣領の内に番入することは収入面で大きな恩恵をもたらすといえる。しかし総番入制度は、他ならぬこの恩恵のために、吉宗の將軍就任以前に停止されている。それは、人件費の増大が原因であった。

寛保四年（一七四四）に幕臣春日行清によって著された『仕官格義弁』という書物がある。<sup>8)</sup>同書は幕府職制の手引き書であるが、総番入制度の停止については次の様に説明している。

天和ノ已後ハ御人多ニ成候ニ付、惣領番入モ段々遠ク罷成、元禄四年十二月四日御役人物領斗被 召出、宝永六丑年四月六日惣領番入以後ハ惣領番入ト申テハ無之候

(中略)

昔々寛文ノ始迄ハ、惣領ハ勿論次男・三男・末子迄モ被 召出

御番入被 仰付候儀共候得共、惣領ハ後々父ノ家督ニ成候得

共、末子之分ハ一度被下候御切米ヲ以永々別家ニ成候事故、

段々御人多ニ罷成候処、神田 御殿、桜田 御殿ハ被召遣候衆

大勢ニ而有之間、口今ハ弥御人多ニ成候由承候<sup>⑨</sup>

惣番入制度にあつては、後の惣領番入制度が旗本の惣領のみを対象としているのに対し、「次男・三男・末子迄」その対象としている。同じく部屋住からの番入とはいえ、いずれは当主の後を継ぐ惣領と違い、次男以下の場合、分家として独立することになる。また、徳川綱吉(在職一六八〇～一七〇九)、徳川家宣(在職一七〇九～一七二二)が將軍の後嗣となるにあたって、それぞれの家臣団が幕臣として召し抱えられ、幕臣の総数自体が大幅に増加した(神田御殿、桜田 御殿ハ被召遣候衆大勢ニ而有之、神田御殿、桜田御殿とは綱吉・家宣が將軍後嗣として江戸城に入る以前に住んでいた屋敷である)。更に、『仕官格義弁』では論じられていないものの、惣番入制度の規模の問題もある。例えば元禄四年(一六九二)十二月二日に

およそ百五十名、同六年十二月九日におよそ三百五十名、宝永六年(一七〇九)四月六日に至つてはおよそ七百三十名の惣領が惣番入制度の下で番入している<sup>⑩</sup>。いずれの人員費も幕府財政の大きな負担となる。惣番入制度はこうして停止に至つたのである。

## 2 惣領番入制度の創設、展開

惣番入制度停止後、吉宗の將軍就任を経て、惣領番入制度が創設された。享保九年(一七二四)四月十五日、若年寄石川総茂・大久保常春によって関係部署に出された書付を見てみよう。

まずは大目付以下で、布衣格(布衣格の役職に就いた者は儀式に際して布衣——無紋の布狩衣を着する資格を有し、旗本の中では中堅格に位置することになる)の役人に対する書付。この場合、町奉行・勘定奉行といった諸大夫役(諸大夫格の役職に就いた者は朝廷官位としては従五位以上に位置し、格の上では大名に匹敵する上級旗本である)の者も含まれている。

唯今御人多之時節ニ候得共、大目付已下布衣之御役人之惣領、行跡宜敷、諸芸嗜候者、六・七人茂可被召出候、右之通被仰出候上、御役人之子共常々行跡宜敷、諸芸も可嗜事ニ候<sup>⑪</sup>

次に、両番(書院番・小性組)を率いる番頭に対する書付。

只今御人多之時候得共、兩御番惣領之内、行跡宜敷、其上諸芸精出し心懸候者、老組より老人ツ、成とも可被召出との御事ニ候

書上之案文 父之名

誰

何歳

一、取廻能相見候

一、行跡等不宜沙汰無御座候、勝而孝心候敷、又者勝而実体ニも候ハ、其品書出可申候

一、武芸常々心懸相勤申精出し別而心懸候ハ、何之芸、

誰弟子ニ而能仕候との義可書出候、弓馬見分有之分ハ其

品書出可申候

一、学問心懸申候由、精出候者右同断<sup>13</sup>

当主が役職に就いている旗本家の惣領の中から、日頃の行状・人柄、武芸出精、学問出精の者を番入させるといふものである。役職に就いている旗本の子弟であればほぼ無条件で番入が叶う総番入制度との差異は明らかであろう。

ただし、学問出精を理由として番入を果たした惣領は管見の限り見当たらず<sup>14</sup>、それは寛政年間の「学問吟味」、「部屋住学問試」の創設まで待たねばならない<sup>15</sup>。そもそも学問に言及しているのは「書上

之案文」内のみであって、本文に於いては「行跡宜敷、諸芸候者」、「行跡宜敷、其上諸芸精出し心懸候者」という文章になっている（諸芸とは武芸を意味する）。日頃の行状や人柄などは優劣をつけにくいものであろう（この理由で番入した惣領も見当たらない）。恐らくは不行跡をした惣領や素行不良の惣領を除くという程の意味と思われる。よって、武芸への取り組み方が実質的には唯一の番入基準となる。

それでは、「諸芸精出」の惣領をどの様に判断するのであろうか。この点については『柳営日次記』同日の条に

一、松平能登守・大久保佐渡守宅にをひて御吟味、弓馬并鎧鈿

術見分、兩御番頭之宅ニ而見分有之<sup>16</sup>

とあり、『仕官格義弁』には

役人物領ハ若年寄宅ニ而武芸御吟味ノ上新規被 召出、御切米並之通、其年分不残被下候、御番衆惣領ハ番頭宅ニテ同断<sup>17</sup>

とある通り、諸大夫役・布衣役の惣領（諸大夫役・布衣役の当主の惣領の意、以下同）は若年寄松平乗賢・大久保常春宅にて、書院番・小性組番士の惣領はそれぞれの番頭宅にて武芸吟味が実施され、

表1 享保9年(1724)の惣領番入【総勢31名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(16)	武芸吟味(16)	勘定奉行	1
		新番頭	1
		目付	2
		先手鉄炮頭	1
		二丸留守居	1
		書院番番士	10
書院番(15)	武芸吟味(15)	町奉行	1
		新番頭	1
		目付	1
		二丸留守居	1
		勘定吟味役	1
		小性組番士	10

『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。  
同年12月12日に番入した書院番士の惣領1名を含む(小性組に番入)。

「精出」の度合が見極められている。  
同書付が出された三ヶ月後の七月二十六日、町奉行や勘定奉行、新番頭、目付などの諸大夫役・布衣役にある旗本の惣領、及び両番番士の惣領、合計三十名の惣領が両番番士として召し出された。同日の『柳営日次記』には「右被召出両御番江御番入被仰付、新規三百俵宛被下之<sup>18)</sup>」とあり、召し出された惣領には三百俵の役料が与えられている。  
一方、この際、人件費の関係で大番や新番、小十人組の惣領は対象とされていない。前述の四月十五日、新番頭・小十人頭・納戸

表2 享保10年(1725)の惣領番入【総勢46名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(3)	武芸吟味(3)	大番組頭	3
書院番(2)	武芸吟味(2)	新番組頭	1
		膳奉行	1
大番(27)	武芸吟味(27)	月光院広敷番頭	1
		富士見宝蔵番頭	1
		新番番士	5
		西丸新番番士	3
		馬預	1
		腰物方	1
		納戸番	2
		西丸納戸	1
		大番番士	12
小十人組(14)	武芸吟味(14)	小十人組頭	3
		吹上奉行	1
		小十人組番士	10

『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

頭・腰物奉行に対して出された書付に  
唯今御人多之時節候得共、御番衆惣領之内、行跡宜敷、諸芸精出し心懸候者ハ一組より壱人ツ、成共可被召出との御事ニ而、今度御書院番・御小性組之御番衆惣領ハ被召出候筈ニ付、一度難大勢被召出ニ付、両御番以下之惣領者今度無其義ニ候、追而可被召出候間、此旨申間候、夫ニ付其節吟味仕候、為心得書付渡置旨、近江守殿被申渡之書付案文如前<sup>19)</sup>

表4 享保15年(1730)の惣領番入【総勢72名】

番入先 (人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組 (39)	武芸吟味(27)	書院番組頭	1
		徒頭	1
		船手	1
		書院番番士	16
	当主の勤務年数(12)	西丸書院番番士	8
		書院番番士	8
書院番 (25)	武芸吟味(20)	作事奉行	1
		先手鉄炮頭	1
		小性組組頭	1
		西丸徒頭	1
		西丸小十人頭	1
		二丸留守居	1
		小性組番士	14
	当主の勤務年数(5)	小性組番士	5
西丸 書院番 (8)	武芸吟味(5)	勘定奉行	1
		浦賀奉行	1
		納戸頭	1
		小性組番士	2
	当主の勤務年数(3)	小性組番士	3

『柳営日記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

とある通りである。

これら享保九年に番入の対象外とされた大番・新番・小十人組番士の惣領は、翌十年(一七二五)十月二十五日に大番組頭や新番組頭、膳奉行などの惣領とともに番入している(合計四十六名)。両番番士として召し抱えられた惣領と同様、新たに大番番士・小十人組番士となった惣領にも役料が与えられた。『柳営日記』の当日の記述にはどれだけの役料が与えられたのかは書かれていないが、享保十六年十一月二十五日(大番・新番・小十人組番士の惣領を対象とした二度目の惣領番入の日に当たる)の条には、大番番士となった惣領には二百俵、小十人組番士となった惣領には百俵十人扶持を与えらると書かれている。

表3 享保12年(1727)の惣領番入【総勢58名】

番入先 (人数)	番入の理由(人数)	内訳		
		当主の役職	人数	
小性組 (33)	武芸出精(1)	小納戸	1	
		鍵奉行	1	
		京都町奉行	1	
		仙洞附	2	
		奈良奉行	1	
		駿府町奉行	1	
		小普請組支配	1	
		佐渡奉行	1	
		先手弓頭	1	
		持筒頭	1	
		西丸先手弓頭	1	
		西丸先手鉄炮頭	3	
		目付	2	
		小納戸	2	
		西丸小納戸	2	
		宗尹附近習	1	
		鉄炮方	1	
		納戸頭	1	
		腰物奉行	1	
		勘定吟味役	1	
		御女中方願二 付(7)	月光院用人	1
			瑞春院用人	2
			養仙院用人	1
			竹姫用人	2
			天英院用人	1
	大目付		1	
	鍵奉行		2	
	書院番 (25)	当主の勤務年 数(25)	普請奉行	1
			小普請奉行	1
			西丸留守居	1
			佐渡奉行	1
			新番頭	1
			西丸新番頭	2
先手弓頭			3	
西丸先手鉄炮頭			4	
留守居番			1	
目付			1	
西丸裏門番頭			1	
小十人頭			2	
船手			1	
二丸留守居			1	
納戸頭			1	

『柳営日記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

表5 享保16年(1731)の惣領番入【総勢96名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳		
		当主の役職	人数	
小性組(7)	武芸吟味(7)	西丸新番組頭	1	
		大番組頭	5	
		中奥番	1	
書院番(6)	武芸吟味(6)	新番組頭	1	
		大番組頭	4	
		西丸膳奉行	1	
西丸書院番(1)	武芸吟味(1)	大番組頭	1	
大番(65)	武芸吟味(46)	蓮淨院用人	1	
		裏門切手番頭	2	
		二丸広敷番頭	1	
		広敷番頭	1	
		西丸小納戸組頭	1	
		富士見宝蔵番頭	1	
		小十人組頭	1	
		西丸小十人組頭	1	
		金奉行	1	
		新番番士	5	
		西丸腰物方	1	
		西丸新番番士	4	
		納戸番	2	
		大番番士	24	
	当主の勤務年数(19)	西丸裏門切手番頭	1	
		天英院広敷番頭	1	
		台所奉行	1	
		新番番士	2	
		西丸新番番士	1	
		納戸番	1	
		大番番士	11	
	小十人組(17)	武芸吟味(10)	小十人組番士	6
			西丸小十人組番士	4
		当主の勤務年数(7)	小十人組番士	4
西丸小十人組番士			3	

『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

ない。幕臣森山家の記録である『自家年譜』からは当主の勤務年数による番入を果たした惣領も事前に武芸吟味を受けていることが分かるが、そもそも当主の勤務年数によって選出されるのは基本的には各組最古参の番士の惣領だけであって、そうでない番士の惣領としては武芸吟味による選出を狙うしかなかったのである。

### 小括

惣領番入制度、特に五番方番士の惣領を対象とした同制度の概要はおおよその通りである。武芸吟味を勝ち抜

こうして始まった惣領番入制度は、吉宗期にあって同十二年、同十五年、同十六年、同二十年、元文四年(一七三九)、寛保二年(一七四二)に実施されている。この内、五番方番士の惣領が対象となつたのは前述の享保九年、十年に加えて同十五年、同十六年、元文四年、寛保二年であるが、その特徴は以下の二点である。

第一に、組毎の選出であるということ。例えば享保十五年の惣領番入に於いては、小性組八組、書院番八組、西丸書院番四組それぞれ

れの組から三名ずつ惣領が召し出されている(合計六十名)。時期により、また番方の種類により人数の差異はあるものの、一三名の惣領が組毎に選出されているのである<sup>20)</sup>。

第二に、武芸吟味が選出の基本であり続けたこと。前掲の書付から武芸吟味が実質的に唯一の選考基準であると述べたが、それは享保十二年以降(番士の惣領を対象とした惣領番入の場合は享保十五年以降)、当主の勤務年数という新たな選出基準が加わった後も変わら

表7 元文4年(1739)の惣領番入【総勢44名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(20)	不明(20)	書院番番士	14
		西丸書院番番士	6
西丸小性組(4)	不明(4)	書院番番士	2
		西丸書院番番士	2
書院番(12)	不明(12)	小性組番士	6
		西丸小性組番士	6
西丸書院番(8)	不明(8)	小性組番士	6
		西丸小性組番士	2

『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

表8 寛保2年(1742)の惣領番入【総勢97名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(8)	武芸/当主(8)	新番組頭	2
		大番組頭	6
書院番(7)	武芸/当主(7)	大番組頭	7
西丸書院番(1)	武芸/当主(1)	新番組頭	1
大番(62)	武芸/当主(6)	納戸組頭	2
		小十人組頭	3
		西丸小十人組頭	1
	武芸吟味(36)	新番番士	6
		西丸新番番士	2
		腰物方	1
		納戸番	1
		西丸納戸番	1
		大番番士	25
		当主の勤務年数(20)	新番番士
	西丸新番番士		2
	納戸番		1
	大番番士		11
	小十人組(19)	武芸吟味(11)	小十人組番士
西丸小十人組番士			4
当主の勤務年数(8)		小十人組番士	6
		西丸小十人組番士	2

『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

表6 享保20年(1735)の惣領番入【総勢51名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(24)	不明(24)	勘定奉行	2
		作事奉行	1
		小普請奉行	2
		長崎奉行	1
		大坂町奉行	1
		禁裏附	1
		山田奉行	1
		日光奉行	1
		先手弓頭	1
		先手鉄炮頭	5
		西丸裏門番頭	1
		徒頭	2
		西丸小十人頭	1
		留守居番	1
		小納戸	1
		船手	1
小性	1		
書院番(14)	不明(14)	西丸鍵奉行	1
		駿府町奉行	1
		月光院用人	1
		宗武附用人	1
		先手弓頭	2
		先手鉄炮頭	3
		西丸小納戸	1
		養仙院用人	1
		利根姫用人	1
		二丸留守居	1
小性	1		
西丸書院番(13)	不明(13)	勘定奉行	1
		普請奉行	1
		京都町奉行	1
		禁裏附	1
		天英院用人	1
		宗武附用人	1
		先手弓頭	2
		先手鉄炮頭	2
		小納戸	1
		西丸小納戸	1
		西丸目付	1

『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

けば家督相続前に番入出来る、つまりは武芸出精に対して制度的な恩恵が創始されたということである。それでは、そうした恩恵はどれほどの意味を持っていたのか。前述の通り、収入の増加はその恩恵とするに足るものであるが、恩恵の内実はそれに留まらない。IIではその点について五番方よりそれぞれ一組を取り上げて分析し、IIIでは両番番士から両番の組頭への昇進という観点から分析する。

## II 五番方番士の総領と惣領番入制度

本章では五番方それぞれより一組を抽出し、各組に属する番士の惣領の経歴に注目し、番入と惣領番入制度との関係を分析する。対象とする時期は享保十五年（一七三〇）八月十九日、五番方番士の惣領を対象とした惣領番入としては三度目の惣領番入が実施された日である。

### 1 書院番番士の惣領と惣領番入制度

書院番は平時には江戸城虎の間と中雀門・上埋門の警衛、諸儀式に於ける將軍の給仕、將軍外出時の警備、江戸市中の巡回、駿府在番（駿府城に駐屯、寛政二年まで）などを職務としている。時期により組数には増減があるが、本節で取り上げる享保十五年段階では江戸城本丸に八組、西丸に四組あった。各組は番頭一名（若年寄支配、諸大夫、与力十騎、同心二十名）、組頭一名（若年寄支配、布衣）、

番士五十名（番頭支配、御目見以上）で構成されている。2で取り上げる小性組と合わせて両番と呼ばれ、五番方の中でも格が高かった。<sup>24)</sup>

さて、表9は享保十五年（一七三〇）八月十九日時点で書院番朽木信濃守組に属した番士の一覽であり、これに惣領の氏名や家督相続・番入の時期などを付したものであるが、享保十五年段階では未だ生まれていない惣領や、養子として迎えられる以前の者も含まれている。また、惣領番入制度との関係を考えるのが目的であるから、番入を果たしたものの家督相続前に死去してしまった元々の惣領を備考欄に加えている。

同日は両番番士の惣領を対象とした二度目の惣領番入が実施された日であるが、この組への番入は無い。当時信濃守組には四十七名の番士が所属しており（二組毎の定員は五十名）所属番士の少ない組に振り分けられたと考えられる（例えば書院番秋元隼人正組の場合、所属番士が三十八名であるところに五名の惣領が配属されている<sup>25)</sup>）。

同日の段階で、総番入制度を通じて番入した番士は四十七名中十名（表9の1、3、9、14、37）。特に宝永六年（一七〇九）に番入した番士が目立つ。また、享保九年、十二年に惣領番入制度を通じて番入した番士は三名である（表9の34、39、40）。この他の三十四名は家督相続を経て番入した番士である。

それでは、信濃守組の番士四十七名の惣領と惣領番入との関係は

表 9 書院番朽木信濃守組

No.	番士氏名	惣領氏名	惣領の履歴	備考
1	藤掛永則 ※天和3年に 総番入(家 督相続済)	藤掛永貞 ※宝永6年に 総番入	宝永6(1709)4/6 小性組番士(13) ※永則:書院番番士 享保18(1733)7/4 家督相続(37) 元文2(1737)閏11/22 西丸小性組番士(41) 宝暦9(1759)9/8 死去(63)	—
2	曲淵信興	曲淵信喜	宝暦4(1754)9/4 本家相続(19) 同5(1755)3/29 小性組番士(20)	曲淵保照 享保9(1724)7/26 小性組番 士(30) ※信興:書院番番士 元文2(1737)閏11/18 西丸小 性組番士(43) 宝暦3(1753)8/29 家督相続 前に死去(59)
3	坪内定富 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	坪内定次	元文1(1736)4/27 家督相続(38) 元文1(1736)6/3 書院番番士(〃)	—
4	松浪明教 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	松波明清	元文4(1739)5/3 家督相続(28) 同5(1740)2/晦 大番番士(29)	—
5	天野雄良 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	天野雄好 ※享保15年に 惣領番入	享保15(1730)8/19 小性組番士(32) ※雄良:書院番番士 寛保1(1741)6/2 家督相続(43) 明和7(1770)閏6/5 務を辞す(72) 同年12/6 致仕(〃) 安永8(1779)11/20 死去(81)	—
6	弓気多昌行 (元珍) ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	弓気多昌芳	延享4(1747)5/3 家督相続(27) 寛延1(1748)5/10 書院番番士(28)	—
7	遠山景信 ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	遠山景義	宝暦8(1758)12/19 家督相続(26) 同9(1759)4/5 西丸書院番番士(27)	遠山景次 元文4(1739)6/29 西丸小性 組番士(25) ※景信:書院番番士 宝暦3(1753)9/8 家督相続 前に死去(39)
8	横山一孝 ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	横山一貞 ※寛延3年に 惣領番入	寛延3(1750)12/20 小性組番士(23) ※一孝:書院番番士 明和2(1765)11/5 家督相続(38) 同8(1771)6/15 死去(44)	—
9	岡田由茂 ※宝永7年に 総番入(家 督相続済)	岡田由先	宝暦5(1755)10/23 家督相続(35) 宝暦6(1756)3/19 書院番番士(36)	—
10	阿倍政恒(政 信)	阿倍政以	享保16(1731)10/11 家督相続(39) 享保19(1734)11/29 西丸書院番番士(42)	—
11	小長谷友長 (友玄)	小長谷政芳 ※享保15年に 惣領番入	享保15(1730)8/19 小性組番士(20) ※友長:書院番番士 享保16(1731)9/5 家督相続(21) 元文2(1737)閏11/22 西丸小性組番士(27) 宝暦8(1758)11/28 西丸小性組組頭(48) 同11(1761)8/3 小性組組頭(51) 同12(1762)12/15 西丸小性組組頭(52) 同13(1763)8/4 死去(53)	—

惣領番入制度と五番方

12	高木正方	高木正栄	宝暦9 (1759) 11/5 家督相続 (42) 明和5 (1768) 4/22 小普請のまま致仕 (51) 安永4 (1775) 6/5 死去 (58)	—
13	久世広氏 (忠知)	久世広厚	宝暦11 (1761) 12/4 家督相続 (29) 宝暦12 (1762) 4/19 小性組 (30)	—
14	戸田忠城 ※宝永6年に 総番入 (家 督相続済)	戸田忠則 ※寛延2年に 惣領番入	寛延2 (1749) 12/26 西丸小性組番士 (29) ※忠城:書院番組頭 宝暦5 (1755) 10/23 家督相続 (35) 同10 (1760) 4/21 死去 (40)	—
15	松浦信正	松浦信程	宝暦10 (1760) 9/26 家督相続 (25) 同11 (1761) 9/21 書院番番士 (26)	—
16	小笠原信親	小笠原信安	宝暦4 (1754) 5/3 家督相続 (32) 宝暦5 (1755) 3/29 小性組番士 (33)	—
17	土岐頼在 (頼繁)	土岐頼門 ※元文4年に 惣領番入	元文4 (1739) 6/29 小性組番士 (23) ※頼在:書院番番士 延享2 (1745) 9/10 西丸小性組番士 (29) 宝暦1 (1751) 7/12 小普請 (35) 宝暦2 (1752) 6/27 書院番番士 (36) 宝暦2 (1752) 12/26 家督相続 (36) 明和3 (1766) 9/13 死去 (50)	—
18	溝口勝文	溝口勝豊	延享1 (1744) 8/2 家督相続 (17) 寛延2 (1749) 10/16 小性組番士 (22)	—
19	花房正充	花房正甫	寛保1 (1741) 12/12 家督相続 (22) 宝暦4 (1754) 2/20 小普請のまま死去 (35)	—
20	有馬重尚	有馬尚久	寛延1 (1748) 6/8 家督相続 (32) 寛延1 (1748) 閏10/9 西丸書院番番士 (〃)	—
21	内藤種元	内藤種丈 ※享保15年に 惣領番入	享保15 (1730) 8/19 小性組番士 (31) ※胤元:書院番番士 元文2 (1737) 閏11/22 西丸書院番番士 (38) 宝暦3 (1753) 7/3 家督相続 (54) 同4 (1754) 3/20 死去 (55)	—
22	本多重雅	本多重隆	元文1 (1736) 12/29 家督相続 (19) 寛保1 (1741) 10/28 西丸小性組番士 (24)	—
23	丸山友栄	丸山友生 ※宝暦13年に 惣領番入	宝暦13 (1763) 12/18 西丸小性組番士 (44) ※友栄:書院番番士 安永4 (1775) 閏12/25 家督相続 (56) 同6 (1777) 2/27 死去 (58)	—
24	後藤長記	後藤心勝 (齡長、長齡)	宝暦11 (1761) 9/3 家督相続 (19) 明和3 (1766) 6/14 書院番番士 (24)	—
25	小林正興	小林正勝	宝暦7 (1757) 12/3 家督相続 (38) 安永1 (1772) 2/22 西丸小性組番士 (53)	—
26	横田豊松	横田松興	寛延2 (1749) 5/3 家督相続 (30) 宝暦4 (1754) 3/27 小性組番士 (35)	—
27	松平忠全	松平忠郷	元文5 (1740) 11/2 家督相続 (26) 寛保2 (1742) 7/3 書院番番士 (28)	—
28	横田由松	横田松春	寛保2 (1742) 9/3 家督相続 (20) 延享1 (1744) 11/28 書院番番士 (22)	—
29	富永勝清 (勝辰、勝浄)	富永高則	延享2 (1745) 閏12/2 家督相続 (28) 延享3 (1746) 7/29 小性組番士 (29)	—
30	小出尹一	小出尹寧	宝暦9 (1759) 8/6 家督相続 (22) 同10 (1760) 3/24 西丸書院番番士 (23)	—
31	久留正至	久留弼富	延享2 (1745) 閏12/26 家督相続 (22) 同年12/22 書院番番士 (22)	—
32	真田助信	真田某	享保19 (1734) 8/3 家督相続 (-) 寛保2 (1742) 9/2 追放 (-)	—

33	伊丹忠奇 (勝忠)	伊丹勝英	寛延 2 (1749) 7/2 家督相続 (29) 寛延 3 (1750) 7/4 西丸小性組番士 (30)	—
34	須藤盛包 ※享保 9 年に惣領番入 (家督未相続)	須藤盛春	寛保 3 (1743) 閏 4/2 本家相続 (14) 寛延 3 (1750) 7/4 西丸小性組番士 (21)	—
35	間宮信盛	間宮信栄	宝暦 4 (1754) 12/27 家督相続 (24) 同 5 (1755) 5/18 西丸書院番番士 (25)	—
36	横山一久	横山一至	延享 1 (1744) 8/3 家督相続 (40) 延享 2 (1745) 5/19 西丸書院番番士 (41)	—
37	若林直道 ※元禄 6 年に総番入 (家督相続済)	若林直良	享保 19 (1734) 9/3 家督相続 (25) 元文 2 (1737) 12/4 小性組番士 (28)	—
38	岡野辰明	岡野明従	寛保 3 (1743) 12/25 家督相続 (15) 寛延 1 (1748) 9/21 小性組番士 (20)	—
39	牧野為成 ※享保 12 年に惣領番入 (家督未相続)	牧野美成	宝暦 3 (1753) 7/8 小納戸 (17) 宝暦 6 (1756) 4/4 家督相続 (18)	—
40	赤井公寛 ※享保 12 年に惣領番入 (家督未相続)	赤井忠光	宝暦 10 (1760) 5/9 家督相続 (37) 宝暦 12 (1762) 3/16 書院番番士 (39)	—
41	小笠原信用 (義清)	小笠原信甫	宝暦 10 (1760) 10/10 家督相続 (23) 同 11 (1761) 9/21 書院番番士 (24)	—
42	小幡景利 (景丸)	小幡景房	明和 5 (1768) 5/7 家督相続 (37) 同年 12/24 西丸小性組番士 (〃)	—
43	小栗信倚	小栗信霽	明和 4 (1767) 4/14 家督相続 (43) 明和 4 (1767) 8/10 西丸書院番番士 (〃)	—
44	稲葉栄通	稲葉種通	元文 1 (1736) 8/2 家督相続 (31) 元文 2 (1737) 12/4 西丸小性組番士 (32)	—
45	松平乗政	松平乗備	明和 8 (1771) 6/4 家督相続 (37) 安永 6 (1777) 10/24 西丸書院番番士 (43)	—
46	松田貞弘	松田貞東	享保 17 (1732) 11/7 家督相続 (17) 元文 2 (1737) 12/4 西丸小性組番士 (22)	—
47	能勢頼薫 (頼明)	能勢頼寛	宝暦 5 (1755) 12/27 家督相続 (23) 同 6 (1756) 3/19 書院番番士 (24)	能勢頼俵 寛延 3 (1750) 12/20 小性組番士 (22) ※頼薫: 書院番番士 宝暦 5 (1755) 1/28 家督相続前に死去 (27)

※『御番士代々記』(『御書院番一番名前目録』国立公文書館所蔵、請求番号152-0121)、『寛政重修諸家譜』から作成した。

※惣領の履歴については、総番入制度・惣領番入制度で番入した者は死亡するまで、家督相続を経て番入した者については番入までの履歴とした。

※総番入制度・惣領番入制度を通じて番入した惣領の履歴内には、番入時の当主の役職を付した。

どうであろうか。惣領の内、既に番入を果たしているのは藤掛永貞（表9の1、総番入）と曲淵保照（表9の2、家督相続前に死去）の二名である。享保十五年に番入を果たした惣領は天野雄好（表9の5）と小長谷政芳（表9の11）、内藤種丈（表9の21）の三人である。この後、元文四年（一七三九）に遠山景次（表9の7、家督相続前に死去）と土岐頼門（表9の17）、同三年に横山一貞（表9の8）と能勢頼俣（表9の47）、宝暦十三年（一七六三）に丸山友生（表9の23）が番入している。<sup>26</sup>

番入から家督相続に至る期間を計算すると、天野雄好が十一年、小長谷政芳が一年、内藤種丈が二十三年、土岐頼門が十三年、横山一貞が十五年、丸山友生が十二年となる。この期間は、Iで論じられる期間であり、家の収入が増加する期間である。しかし一方でこの期間は、家督を相続するまで番入出来なかつたとすれば、何をするとということもなく、文字通り厄介者として部屋住を続けることになつたかも知れない期間であり、番入後一年で家督を相続した小長谷政芳であればともかく、番入と家督相続に二十年以上の差がある内藤種丈であれば収入の面に於いて段違いの結果を生み出すこととなる。家督を相続する前に番入が可能となる惣領番入制度の恩恵はまことに大きいのである。

また、同制度には別の恩恵もある。表9の多くの事例から明らか

な通り、仮に家督を相続するまでに番入出来なかつたとしても、家督を相続すれば数年の内に番入は叶う。しかし、それはある種の危険を伴う。即ち、家督相続後程なく死去してしまい、番入出来ないままで（小普請のままで）生涯を終えるということである。この様な事態を避けるといふ点でも、同制度の恩恵は大きいといえよう。

例えば横山一貞の場合、家督を相続して六年後の明和八年（一七七二）には死去してしまう。内藤種丈は家督を相続した翌年に死去、丸山友生は家督を相続した二年後に死去している。これら三名、特に五十歳を過ぎるまで家督を相続出来なかつた内藤種丈や丸山友生は、惣領番入制度を通じて、高齢を迎えてから家督を相続し小普請のまままで生涯を終えるという危険を回避したということになる。家督相続前に死去してしまつたものの、曲淵保照や遠山景次、能勢頼俣もこれに類するものとして数えることが出来よう。番入の翌年に家督を相続した小長谷政芳の如く、仮に惣領番入の選に漏れたとしてもそれほどの違いの無い惣領もいるが、一方で小普請のまま生涯を終えることを回避した惣領がいるということなのである。

家督相続を経て番入した惣領（家督を相続した以上当主と呼ぶのが適当であるが、便宜上惣領と呼称する。以下同）の経歴からはどのようなことが言えるだろうか。二十代から三十代で家督を相続し、数年で番入を果たしている惣領がほとんどであるが、高木正栄、花房正甫、小林正勝の様に、そうではない惣領もいる（表9の12、19、25）。

高木正栄は宝暦九年（二七五九）に四十二歳で家督を相続し、その九年後の明和五年（二七六八）に小普請のまま五十一歳で致仕（引退）、安永四年（二七七五）に死去している（五十八歳）。享保十五年段階では十三歳であり、番入することは無理であろうが、同年と同じく書院番番士の惣領を対象とする惣領番入が実施された元文四年（一七三九）時点で二十二歳、寛延三年（二七五〇）時点で三十三歳であり、番入にふさわしい年齢になっているにも関わらず、番入していない。

花房正甫は寛保元年（二七四一）に二十二歳で家督を相続するものの、宝暦四年（一七五四）に三十五歳の若さで小普請のまま死去している。

小林正勝は宝暦七年（二七五七）に家督を相続し（三十八歳）、その十五年後の安永元年（二七七二）に西丸小性組番士になるが（五十三歳）、その翌年には務を辞し、天明六年（二七八六）に死去する（六十七歳<sup>27</sup>）。家督相続から番入まで十五年かかったという点は他の事例に比して明らかに長い。

これら三名、特に高木正栄・小林正勝の二名は惣領番入制度を活用出来なかった事例とも言えようが、断言は避けたい。家督相続後の番人も遅れている点から、家督相続前の番入にせよ家督相続後の番入にせよ、それを妨げる何らかの要因（病気など）があったと考えられるからである。他の事例と比して特殊な事例とはいえるが、

『寛政重修諸家譜』の記述からはこれ以上の検討は不可能である。これら三名の事例及び惣領の内に番入した事例を除けば、二十代から三十代の間に家督を相続し、その後数年で番入を果たすという事例が大多数であり、わざわざ惣領の間に番入せずともどうにかなるという結論になる。しかしそれは結果論であって、高齢を迎えるまで家督を相続出来ないことも十分にあり得たのである。

## 2 小性組番士の惣領と惣領番入制度

小性組は平時には江戸城紅葉の間を詰所とし、將軍外出の際の身辺警固、儀式に於ける給仕などを職務としている。時期により組数に増減はあるが、本節で取り上げる享保十五年段階では本丸に八組あった。各組は番頭一名（若年寄支配、諸大夫）、組頭一名（若年寄支配、布衣）、番士五十名（番頭支配、御目見以上）で構成されている<sup>28</sup>。

さて、表10は享保十五年（一七三〇）八月十九日時点で小性組瀧川播磨守組に属した番士の一覧である。体裁その他、全て表9に準じている。

同日の惣領番入直前で播磨守組に属した番士は三十九名。これに書院番水谷出羽守組番士下曾根信如の惣領信一、同金田周防守組番士田付景彫の惣領景林、同高木伊勢守組番士松浦信福惣領の信秀、西丸書院番酒井豊前守組番士徳永昌英の惣領昌尚、以上四名が加わ

り、合計で四十三名の番士が所属していることとなる。

この段階で、総番入制度を通じて番入した番士は四十三名中十一名(表10の1、7、16)。1で取り上げた書院番朽木信濃守組と同じく、宝永六年(一七〇九)に番入した番士が多い。また、享保九年(一七二四)に惣領番入制度を通じて番入した惣領は二名である(表9の26、27。ただし両者とも家督相続済み)、これら十三名と前段に挙げた四名以外の二十六名が家督相続を経て番入した番士ということになる。

次に、播磨守組の番士四十三名の惣領を分析する。単なる偶然と考えられるが、既に番入している惣領はいない。享保十五年に番入した惣領は小倉正房(表10の1)、諏訪正倫(表10の9)、深津正尚(表10の14)の三人である。この後、元文四年(一七三九)に本多久時(表10の2)及び河野通賢(表10の5)、寛延三年(一七五〇)に朝岡清長(表10の12)、家督相続前に廃嗣)と木村安存(表10の22)、家督相続前に死去)、宝暦十三年(一七六三)に朝岡国休(表10の12)が惣領番入制度を通じて番入している。<sup>29)</sup>

番入から家督相続に至る期間は、小倉正房が六年、深津正尚が十三年、本多久時が十二年、諏訪正倫と河野通賢、朝岡国休が一年となる。書院番同様、この期間は家禄とともに役料三百俵が支給される期間であるが、1で述べた通り、この期間は家督相続まで番入出来なかったとすれば、厄介者として部屋住を続けることになったで

あろう期間である。1で取り上げた事例ほど極端な事例は見当たらないものの、深津正尚や本多久時は番入と家督相続との間に十年以上の開きがある。また、1で取り上げた曲淵保照や遠山景次、能勢頼俣の様に、家督相続前に死去してしまった木村安存もそうした事例の一種となるであろう。1で取り上げた恩恵は、小性組であつても共通している。

家督相続を経て番入した惣領の経歴からは、どの様なことが言えるであろうか。偶然その様な惣領が固まったということであろうが、同組番士の惣領には家督を相続したものの小普請のままで死去してしまったという事例が多い。この内、佐久間信秋(表10の7)や小侯政章(表10の8)、榊原久友(表10の17)、長田房明(表10の29)など、若死してしまった事例については、惣領番入制度との関係の上で論じることが出来ない。

注目すべきは比較的高齢で家督相続・番入した、横田尚松(表10の15)、松崎良純(表10の16)、朝倉勝寿(表10の38)である。横田尚松は宝暦六年(一七五六)に四十二歳で家督を相続し、翌年西丸小性組番士となり、明和元年(一七六四)に五十歳で死去するまで八年間番士を勤めている。<sup>30)</sup>松崎良純は寛延二年(一七四九)に五十五歳で家督を相続し、翌年書院番番士となり、宝暦九年(一七五九)に六十五歳で死去するまで九年間番士を勤めている。<sup>31)</sup>朝倉勝寿は安永元年(一七七二)に四十五歳で家督を相続し、同五年、四十九歳

表10 小性組瀧川播磨守組

No.	番士氏名	惣領氏名	惣領の履歴	備考
1	小倉正矩 ※元禄4年に 総番入(家 督相続済)	小倉正房 ※享保15年に 惣領番入	享保15(1730)8/19 書院番番士(28) ※正矩:小性組番士 元文1(1736)7/2 家督相続(34) 宝暦11(1761)12/26 務を辞す(59) 同13(1763)12/26 致仕(63) 明和2(1765)1/15 死去(65)	—
2	本多久命	本多久時 ※元文4年に 惣領番入	元文4(1739)6/29 書院番番士(37) ※久命:小性組番士 宝暦1(1751)11/4 家督相続(49) 明和4(1767)12/26 務を辞す(65) 安永5(1776)2/22 死去(74)	—
3	椿井政好	椿井安長	延享1(1744)11/2 家督相続(39) 延享4(1747)3/26 小性組(42)	—
4	九鬼隆之	九鬼隆相	延享1(1744)4/4 家督相続(47) 同年8/9 小性組(〃)	—
5	河野通春	河野通賢 ※元文4年に 惣領番入	元文4(1739)6/29 西丸書院番番士(30) ※通春:小性組番士 元文5(1740)頃家督相続(31) 安永8(1779)6/19 務を辞す(70) 同年12/3 致仕(〃) 寛政4(1792)5/22 死去(83)	—
6	榊原秀豊	榊原有秀	寛保1(1741)4/5 家督相続(34) 寛保2(1742)7/3 書院番番士(35)	—
7	佐久間信詮 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	佐久間信秋	享保17(1732)8/5 家督相続(19) 享保20(1735)9/6 小普請のまま死去(22)	—
8	小侯敬中 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	小侯政章	延享2(1745)12/27 家督相続(24) 寛延3(1750)7/晦 小普請のまま致仕(29) 宝暦3(1753)7/29 死去(32)	—
9	諏訪正晴 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	諏訪正倫 ※享保15年に 惣領番入	享保15(1730)8/19 書院番番士(26) ※正晴:小性組番士 享保16(1731)12/2 家督相続(27) 明和3(1766)5/18 務を辞す(62) 同4(1767)12/10 致仕(63) 安永8(1779)4/8 死去(75)	—
10	花房正敏 ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	花房正路	寛保3(1743)12/25 家督相続(27) 延享2(1745)9/13 西丸小性組(29)	—
11	安西元春 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	安西元栄	元文2(1737)8/13 家督相続(27) 延享1(1744)8/9 小性組(34)	—
12	朝岡国隆 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	朝岡国休 ※宝暦13年に 惣領番入	宝暦13(1763)12/18 書院番番士(26) ※国隆:小性組番士 明和1(1764)頃 家督相続(27) ～以後の経歴不明～	朝岡清長 寛延3(1750)12/20 書院番番 士(-) ※国隆:小性組番士 時期不明 務を辞す(-) 家督相続前に廃嗣(-)
13	寛為照(元次) ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	寛為昇	寛保2(1742)4/3 家督相続(17) 延享2(1745)9/13 小性組番士(20)	—

14	深津正房 ※宝永6年に 総番入(家 督相統濟)	深津正尚 ※享保15年に 惣領番入	享保15(1730)8/19 書院番番士(35) ※正房:小性組番士 寛保3(1743)7/18 家督相統(48) 明和3(1766)5/6 務を辞す(71) 安永3(1774)11/19 死去(79)	—
15	横田栄松 ※宝永6年に 総番入(家 督未相統)	横田尚松	宝暦6(1756)閏11/3 家督相統(42) 宝暦7(1757)8/25 西丸小性組番士(43)	—
16	松崎良時(善 兵衛) ※元禄6年に 総番入(家 督相統濟)	松崎良純	寛延2(1749)12/18 家督相統(55) 同3(1750)4/3 書院番番士(56)	—
17	榊原清庸(久 敬)	榊原久友	享保19(1734)9/3 家督相統(17) 元文2(1737)6/25 小普請のまま死去(20)	—
18	荒川匡富	荒川義閻	宝暦12(1762)12/27 家督相統(26) 明和1(1764)5/19 書院番番士(28)	—
19	内藤信安	内藤信就	寛延2(1749)7/29 家督相統(28) 寛延3(1750)11/20 西丸小性組(29)	—
20	阿部正在	阿部正顕	享保16(1731)8/4 家督相統(18) 享保20(1735)9/6 小性組(22)	—
21	山木正信	山木正富	天明4(1784)11/18 小納戸(21) 同6(1786)3/6 家督相統(23)	山木正篤 宝暦12(1762)9/28 小性組番 士(38) ※正信:田安家家老 天明1(1781)11/18 家督相統 前に死去(57)
22	木村安根(安 益)	木村安貞	安永6(1777)4/14 家督相統(-) 天明1(1781)4/25 書院番番士(-)	木村安存 寛延3(1750)12/8 西丸書院 番番士(26) ※安根:小性組番士 明和8(1771)2/26 家督相統 前に死去(47)
23	富永泰兼	富永方泰	延享3(1746)3/2 家督相統(36) 寛延2(1749)12/28 書院番番士(39)	—
24	戸川安章	戸川安勝	宝暦6(1756)12/27 家督相統(37) 宝暦7(1757)3/27 西丸小性組(38)	—
25	小笠原正淳	小笠原正方	元文5(1740)12/23 家督相統(11) 宝暦8(1758)2/20 書院番番士(29)	—
26	赤井忠通(忠 道) ※享保9年に 惣領番入 (家督相統 濟)	赤井忠晶	延享3(1746)8/3 小納戸(20) 寛延3(1750)12/27 家督相統(24)	—
27	富永記浮 ※享保9年に 惣領番入 (家督相統 濟)	富永記雄	明和2(1765)11/5 家督相統(20) 同3(1766)3/19 書院番番士(21)	—
28	岡部長威(長 臧)	岡部長説	宝暦13(1763)10/3 家督相統(34) 明和7(1770)8/18 小普請のまま致仕(41) 同年10/23 死去(41)	—
29	長田安都	長田房明	享保16(1731)4/6 家督相統(18) 享保20(1735)8/19 小普請のまま死去(22)	—

30	三好善政 (久政)	三好政幹	寛延 3 (1750) 12/27 家督相続 (43) 宝暦 2 (1752) 11/8 小性組番士 (45)	—
31	佐橋佳遠	佐橋佳太	宝暦 1 (1751) 12/29 家督相続 (18) 宝暦 9 (1759) 2/7 小性組 (26)	—
32	朝比奈義忠	朝比奈某	宝暦 1 (1751) 8/24 家督相続前に死去 (-) →絶家	—
33	中根政秀	中根正明	延享 3 (1746) 10/2 家督相続 (25) 同年12/3 西丸小性組番士 (〇)	—
34	疋田正誰	引田正綱	寛保 2 (1742) 12/2 家督相続 (29) 延享 2 (1745) 2/19 西丸小性組 (32)	—
35	小栗信道	小栗信久	寛延 2 (1749) 4/3 家督相続 (21) 寛延 2 (1749) 9/21 西丸小性組 (〇)	—
36	曾我助理	曾我某	※詳細不明	—
37	小倉正致	小倉正孝	享保16 (1731) 8/4 家督相続 (36) 同年10/13 小普請のまま死去 (〇)	—
38	朝倉教周	朝倉勝寿	安永 1 (1772) 11/7 家督相続 (45) 安永 5 (1776) 12/6 書院番番士 (49)	—
39	笈正逸	笈正知	元文 1 (1736) 12/2 家督相続 (17) 宝暦 4 (1754) 3/27 小性組番士 (37)	—
40	下曾根信一 ◎ ※享保15年に惣領番入 (家督未相続)	下曾根信胤	安永 3 (1774) 12/26 家督相続 (45) 同 5 (1776) 1/26 小性組番士 (47)	—
41	田付景林 (定派)◎ ※享保15年に惣領番入 (家督未相続)	田付景利 ※安永5年に惣領番入	安永 5 (1776) 12/19 小性組番士 (21) ※景林: 鎗奉行 同 7 (1778) 8/6 家督相続 (23) ～以後の経歴不明～	—
42	松浦信秀◎ ※享保15年に惣領番入 (家督未相続)	松浦信邦	延享 4 (1747) 12/26 西丸小納戸 (17) 寛延 1 (1748) 5/28 西丸小性 (18) 宝暦 1 (1751) 7/12 務を辞す (21) 同 7 (1757) 12/5 小納戸 (27) 同10 (1760) 5/13 二丸小納戸 (30) 同年12/28 家督相続 (〇)	—
43	徳永昌尚◎ ※享保15年に惣領番入 (家督未相続)	徳永昌康	明和 4 (1767) 8/5 家督相続 (39) 同 6 (1769) 12/10 書院番番士 (41)	—

※『御番士代々記』(『御小性組一番名前目録』国立公文書館所蔵、請求番号152-0121)、『寛政重修諸家譜』から作成した。

※惣領の履歴については、総番入制度・惣領番入制度で番入した者は死亡するまで、家督相続を経て番入した者については番入までの履歴とした。

※総番入制度・惣領番入制度を通じて番入した惣領の履歴内には、番入時の当主の役職を付した。

で書院番番士となるものの翌年に番士を辞め、その三年後には致仕（五十三歳）、さらに三年後に死去している（五十六歳）<sup>32</sup>。

いずれも家督相続まで番入せず、番入後ほどなく死去してしまった事例である。三人は全て実子、即ち若い内からそれぞれの家の惣領として惣領番入制度を活用出来る立場にあった者ばかりである。

1で特殊な事例として挙げた高木正栄や花房正充とは違い、三人とも家督相続後すぐに番入しているわけであり、番入を妨げる事情が無かった可能性が高い。即ち、惣領である間も番入を望みながら選に漏れ続け、結果として番士としての実働期間も短くなってしまったと考えられるのである。1で取り上げた横山一貞・内藤種丈・丸山友生の事例とは正反対である。書院番朽木信濃守組の傾向と同じく、基本的には二十代から三十代で家督を相続し、数年で番入するという履歴を有する者が大半ではあるものの、横田・松崎・朝倉の様な事例も一方では存在したのである。

### 3 新番番士の惣領と惣領番入制度

新番番士は江戸城桐の間の勤番（正徳三年（一七一三）以降）、将軍外出の際の前駆、江戸城内の巡察などを職務としている。時期により組数には増減があるが、本節で取り上げる享保十五年段階では本丸に六組、西丸に三組あった。各組は番頭一名（若年寄支配、布衣）、組頭一名（番頭、御目見以上）、番士二十名（番頭支配、御目見

以上）で構成されている<sup>33</sup>。

表11は享保十五年（二七三〇）八月十九日時点で新番小笠原平兵衛組に属した番士の一覧である。表10と同じく、体裁などは全て表9に準じている。

同日の時点で平兵衛組に属した番士は二十三名、一組の定員が二十名であるのに対し三名の人員過多である。この様な定員以上の番士が存在することは、藤井讓治氏が寛文四年（二六六四）段階での大番番士の事例で、横山則孝氏が正徳元年（一七一）段階での大番番士の事例で指摘していることであり、新番にもそうした傾向があった可能性がある。無論、表11を作成するに当たって使用した『御番士代々記』の誤記も考慮すべきであろうが、現時点ではこれ以上の判断材料が無い。よって、本節に於いては『御番士代々記』の表記に従っておく。

同日の時点で、総番入制度を通じて番入した番士は二十三名中四名。ただしいずれも新番番士として番入した訳ではなく、川崎勝由（表11の8）<sup>36</sup>、深尾元倚（表11の9）<sup>37</sup>、布施福正（表11の11）<sup>38</sup>は大番番士として、富田頼久（表11の23）<sup>39</sup>は小十人組番士として当初は番入している。寛永二十年（二六四三）の新番創置の際、新番番士となった者は全て大番・小十人組からの転出であり、その様な新番の特徴は正徳元年から二年の新番にも受け継がれていて、「他の番方がいきなり小普請（もしくは部屋住）から直接に入番するのとは趣を

表11 新番小笠原平兵衛組

No.	番士氏名	惣領氏名	家督相続・番入の年月日	備考
1	久保正道 (正通)	久保正綱	延享2 (1745) 閏12/26 家督相続 (20) 宝暦1 (1751) 5/3 大番番士 (26)	久保正肥 享保16 (1731) 11/25 書院番番士 (-) ※正道:新番番士 -/-/- 務を辞す (-) 元文5 (1740) 7/13 廃嗣 (-)
2	黒田忠恒	黒田忠春	宝暦4 (1754) 12/10 家督相続 (22) 天明2 (1782) 10/2 小普請のまま死去 (50)	黒田忠義 享保10 (1725) 10/25 大番番士 (18) ※忠恒:新番番士 同13 (1728) 10/16 納戸番 (21) 同18 (1733) 8/16 新番番士 (26) 延享4 (1747) 11/7 小納戸 (40) 寛延2 (1749) 6/26 家督相続前に死去 (42)
3	井上長喬	井上長公	元文1 (1736) 8/2 家督相続 (18) 寛保1 (1741) 8/9 大番番士 (23)	—
4	細田康行	細田康之	延享3 (1746) 12/25 家督相続 (26) 宝暦1 (1751) 12/1 小普請のまま死去 (31)	—
5	川崎正名	川崎正方	元文3 (1738) 4/3 家督相続 (23) 同5 (1740) 2/晦 大番番士 (25)	—
6	服部保房	服部保昭	宝暦11 (1761) 10/4 家督相続 (28) 同12 (1762) 2/27 書院番番士 (29)	—
7	横地正長	横地正矩	延享1 (1744) 11/20 家督相続 (38) 寛延2 (1749) 3/5 小普請組支配組頭 (43)	—
8	川崎勝由 ※宝永6年に 総番入 (家 督相続済)	川崎勝房	元文2 (1737) 7/4 家督相続 (45) 同年閏11/25 大番番士 (〃)	—
9	深尾元倚 ※宝永6年に 総番入 (家 督相続済)	深尾元長	元文1 (1736) 12/29 家督相続 (26) 同2 (1737) 5/9 大番番士 (27)	—
10	戸田時照	戸田時比 ※寛保2年に 惣領番入	寛保2 (1742) 12/3 大番番士 (26) ※時照:新番番士 寛延3 (1750) 12/27 家督相続 (34) 明和3 (1766) 7/5 田安家人 (50) 同5 (1768) 9/5 務を辞す (52) 安永4 (1775) 5/26 死去 (59)	—
11	布施福正 ※宝永6年に 総番入 (家 督相続済)	布施正容	享保17 (1732) 閏5/11 家督相続 (26) 同20 (1735) 4/16 大番番士 (29)	—
12	佐野政甫	佐野政珍	宝暦7 (1757) 10/8 家督相続 (38) 安永6 (1777) 2/7 大番番士 (58)	佐野政矩 宝暦2 (1752) 12/27 大番番士 (-) ※政甫:新番番士 同6 (1709) 11/6 家督相続前に死去 (-)
13	大澤基方	大澤基季 ※享保16年に 惣領番入	享保16 (1731) 11/25 大番番士 (28) ※基方:新番番士 宝暦5 (1755) 5/7 家督相続 (52) 安永3 (1774) 12/21 務を辞す (71) 同6 (1777) 8/13 致仕 (74) 同7 (1778) 11/19 死去 (75)	—

14	竹尾曼元	竹尾元貞	寛保2 (1742) 4/4 家督相続 (27) 同3 (1743) 5/19 西丸納戸番 (28)	—
15	飯室昌豊	飯室昌臧 ※宝暦2年に 惣領番入	宝暦2 (1752) 12/27 大番番士 (28) ※昌豊:新番番士 同6 (1756) 11/4 家督相続 (32) 宝暦9 (1759) 3/29 新番番士 (35) 明和7 (1770) 8/13 死去 (46)	—
16	牛奥昌美	牛奥昌部	享保19 (1734) 3/2 家督相続 (8) 寛保2 (1742) 10/26 大番番士 (16)	—
17	長尾景久	長尾正延	享保16 (1731) 4/6 家督相続 (20) 同20 (1735) 4/16 大番番士 (24)	—
18	境野尚意	境野尚庸	宝暦3 (1753) 10/4 家督相続 (20) 同5 (1755) 3/16 大番番士 (22)	—
19	玉虫辰茂	玉虫季茂	元文1 (1736) 11/4 家督相続 (21) 同3 (1738) 3/20 大番番士 (23)	—
20	太田盛房	太田盛義	寛延3 (1750) 4/25 家督相続 (34) 宝暦2 (1752) 9/10 大番番士 (36)	—
21	大岡忠脩	大岡忠敬	延享1 (1744) 8/3 家督相続 (26) 同2 (1745) 8/3 大番番士 (27)	—
22	酒井勝重	酒井勝久 ※明和1年に 惣領番入	明和1 (1764) 閏12/16 大番番士 (24) ※勝重:新番番士 安永7 (1778) 頃 家督相続 (38) 天明5 (1785) 12/6 務を辞す (45) 寛政4 (1792) 8/29 死去 (52)	—
23	富田頼久 ※宝永6年に 総番入 (家 督相続済)	富田忠久	享保17 (1732) 8/5 家督相続 (22) 元文1 (1736) 12/23 大番番士 (26)	—

※『御番士代々記』（『新御番組一番名前目録』国立公文書館所蔵、請求番号152-0121）、『寛政重修諸家譜』から作成した。

※惣領の履歴については、総番入制度・惣領番入制度で番入した者は死亡するまで、家督相続を経て番入した者については番入までの履歴とした。

※総番入制度・惣領番入制度を通じて番入した惣領の履歴内には、番入時の当主の役職を付した。

異にしている」という横山氏の分析通りの結果といえる。こうした傾向は惣領番入制度にも引き継がれていると推察され、Iに掲げた表1～8からも明らかな通り、惣領番入制度にあつて、惣領の番入先は書院番・小性組・大番・小十人組であつて、新番番士として召し出された惣領は皆無である。

平兵衛組の番士二十三名の惣領の履歴はどうか。惣領の内、黒田忠義(表11の2)が既に大番番士となつてゐるが、忠義は寛延二年(一七四九)、家督を相続する前に死去してゐる。この後、享保十六年(一七三一)に久保正肥(表11の1、家督相続前に廃嗣)と大澤基季(表11の13)、寛保二年(一七四二)に戸田時比(表11の10)、宝暦二年(一七五二)に佐野政矩(表11の12、家督相続前に死去)と飯室昌臧(表11の15)、明和元年(一七六四)に酒井勝久(表11の22)が惣領の内に番入してゐる。

番入から家督相続に至る期間は、大澤基季は二十四年、戸田時比は八年、飯室昌臧は四年、酒井勝久は十四年である。この期間、四人の家には当主の家禄とともに大番番士を務める惣領の役料二百俵が与えられることとなる。特に大澤の場合、大番番士となつてから家督を相続するまで二十四年かかつており、家督を相続するまで番入出来なかつたとすると収入の面で相当の開きが出る。

家督を相続してから番入した惣領の内では、佐野政珍(表11の12)が興味深い<sup>14)</sup>。政珍は三十八歳で家督を相続してから二十年間小

普請のままであり、大番番士となつたのは五十八歳の時である。これが何の原因であるかは『寛政重修諸家譜』からは分からないが、いづれにせよ番入するにふさわしくない要素があつたということであろう。実は政珍は享保十五年段階で佐野家の当主であつた政甫の次男であり、当時の惣領は政矩であつた。先に述べた通り政矩は宝暦二年(一七五三)に惣領番入制度の下で大番番士となつてゐる。政矩の年齢は不明であるが、この時点で政珍は三十三歳であるから、恐らく政矩も三十代であつたと考えられる。佐野家としては家督相続前に無事番入を果たした頼もしい惣領であつたといえようが、政矩は番入の四年後に死んでしまふ。政矩にかかつて惣領となつた政珍は何の原因かは不明であるが家督相続後六十歳手前まで番入出来なかつた。佐野家の事例は、惣領番入制度による恩恵を不幸にも逃してしまつた事例となる。

#### 4 大番番士の惣領と惣領番入制度

大番は平時にあつては江戸城二丸・西丸の警備や江戸市中の巡回の他、上方在番(大坂城・二条城に駐屯)を職務とした。大番は幕府成立以前から設置され、五番方の中で最も古い歴史を持つ。幕府の軍団としては最大の規模を誇り、組数は寛永九年(一六三二)以来十二組、各組は番頭一名(老中支配、諸大夫)、組頭四名(番頭支配、御目見以上)、番士五十名(番頭支配、御目見以上)で構成されて

いる。<sup>42)</sup>

表12は享保十五年(一七三〇)八月十九日時点で大番酒井日向守組に属した番士の一覽である。体裁その他、全て表9に準じている。

同日の時点で日向守組に属している番士は三十六名。この内、宅間憲喜以下十四名が総番入制度の下で番入し(表12の1、9、17、21、23、27)、野呂保景(表12の32)が惣領番入制度によって享保十年(一七二五)に番入している。

日向守組の番士三十六名の惣領の中では、浅井意政(表12の20)が享保十年に惣領番入制度によって番入済である。この後、同十六年に宅間憲元(表12の1)と多門親房(表12の6、家督相続前に死去)、寛保二年(一七四二)に浅井英政(表12の7)と藤方朋親(表12の15)、佐橋佳亮(表12の30、家督相続前に死去)、宝暦二年(一七五二)に服部保脩(表12の35)が家督相続前に番入している。<sup>43)</sup>

番入から家督相続までの期間は浅井意政が二十八年、宅間憲元が一年、浅井英政が十年、藤方朋親が九年、服部保脩が十五年である。この内、特に注目したいのが浅井意政である。番入してから家督を相続するまで三十年近い時間が過ぎている点、惣領のまま大番組頭に昇進している点、家督を相続して二年後に死去している点、以上の三点を鑑みれば、収入面と同時に経歴の上でも惣領番入制度の恩恵を十二分に活かした事例であろう。

家督相続をしてから番入した惣領については、四十四歳で家督を相続し四十六歳で大番番士となった荻原昌福(表12の11)に注目したい。<sup>44)</sup>昌福は養子であり、『寛政重修諸家譜』の記述ではいつ荻原家の養子になったかは判然としないものの、正徳四年(一七一四)に十二歳で初御目見(将軍に初めて拝謁すること。その家の惣領としての資格を得る)を済ませていることから養子になったのはそれ以前であると考えられる。とすると、大番番士の惣領が対象となっている享保十六年(一七三一、昌福二十九歳)や寛保二年(一七四二、昌福四十歳)十二月三日の惣領番入の選から漏れている様に思える。しかし、そうではない。昌福の義父荻原昌該は宝永六年(一七〇九)に総番入制度によって大番番士になり、原因は不明であるが元文三年(一七三八)に大番番士を辞めて小普請入し、寛保二年十月二日に家督を相続している。即ち、享保十六年・寛保二年の惣領番入制度の段階では荻原家の惣領は昌該であって、昌福は惣領番入制度の対象から外れてしまうのである。また、仮に昌該が数年早く家督を相続し、昌福が荻原家の惣領となっていたとしても、寛保二年の惣領番入の段階で昌該は既に大番番士を辞めているので、やはり昌福は惣領番入制度の対象にはならない。昌福の事例は、惣領番入制度を活用する術が無かった事例といえよう。

表12 大番頭酒井日向守組

No.	番士氏名	惣領氏名	家督相続・番入の年月日	備考
1	宅間憲喜 ※元禄4年に 総番入(家 督相続済)	宅間憲元 ※享保16年に 惣領番入	享保16(1731)11/25 大番番士(21) ※憲喜:大番番士 同17(1732)5/7 家督相続(22) 同20(1735)8/27 西丸腰物方(25) 延享2(1745)9/1 腰物方(35) 宝暦10(1760)4/1 西丸腰物方(50) 同11(1761)2/23 死去(51)	—
2	矢部定則	矢部定径	享保16(1731)4/5 家督相続(22) 同18(1733)9/18 納戸番(24)	—
3	佐橋佳弥	佐橋豊昌	延享3(1746)12/25 家督相続(36) 寛延1(1748)5/13 大番番士(38)	—
4	天野貞直	天野貞真	寛延2(1749)7/29 家督相続(38) 同年9/14 納戸番(〃)	—
5	佐野政長	佐野長礼	寛保1(1741)7/20 家督相続(35) 同8/9 大番番士(〃)	—
6	多門親乗	多門正延	寛保3(1743)9/6 家督相続(20) 同4(1744)4/29 大番番士(21)	多門親房【実子】 享保16(1731)11/25 大番番士 (-) ※親乗:大番番士 元文2(1737)4/24 家督相続 前に死去(-)
7	浅井政朗	浅井英政 ※寛保2年に 惣領番入	寛保2(1742)12/3 大番番士(29) ※政朗:大番番士 宝暦2(1752)11/3 家督相続(39) 同4(1754)1/18 死去(41)	—
8	山角定方	山角定淳	元文4(1739)9/5 家督相続(24) 同5(1740)4/22 宗武附近習番(25)	—
9	石野広道 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	石野広氏	元文1(1736)7/25 家督相続(30) 同2(1737)12/4 小性組番士(31)	—
10	相馬保胤 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	相馬矩胤	元文1(1736)8/2 家督相続(27) 同年12/23 大番番士(〃)	—
11	荻原昌該(昌 諱) ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	荻原昌福	延享3(1746)12/6 家督相続(44) 寛延1(1748)5/10 大番番士(46)	—
12	三田将英 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	三田守敷	寛保2(1742)7/26 家督相続(27) 延享1(1744)12/20 納戸番(29)	—
13	鈴木敷正 ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	鈴木行義	宝暦9(1759)8/5 家督相続(38) 同年11/7 大番番士(〃)	—
14	塩入良寛 ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	塩入正寛	享保16(1731)12/27 家督相続(17) 寛延2(1749)8/17 小普請のまま死去(35)	—
15	藤方明信(朋 信) ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	藤方朋親 ※寛保2年に 惣領番入	寛保2(1742)12/2 書院番番士(35) ※明信:大番組頭 宝暦1(1751)8/8 家督相続(44) 安永2(1773)8/7 死去(66)	—

16	矢部定正 ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	矢部定真	宝暦5(1755)12/4 家督相続(35) 同年7(1757)6/13 西丸納戸番(37)	—
17	小野次門 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	小野吉儀	寛延1(1748)10/2 家督相続(22) 宝暦4(1754)5/18 大番番士(28)	—
18	坂部信喜	坂部智信	元文2(1737)9/29 家督相続(31) 同年閏11/25 大番番士(〃)	—
19	竹川秀成	竹川秀実	寛保2(1742)6/2 家督相続(12) 宝暦5(1755)8/16 大番番士(25)	—
20	浅井高政(尚 政)	浅井意政 ※享保10年に 惣領番入	享保10(1725)10/25 大番番士(29) ※高政:大番番士 寛保1(1741)2/3 大番組頭(45) 宝暦3(1753)頃 家督相続(57) 同5(1755)6/7 死去(59)	—
21	榊原長清 ※貞享元年以 前に総番入 (家督相続 済)	榊原長富	延享1(1744)4/4 家督相続(48) 同年9/2 大坂弓奉行(〃)	—
22	美濃部茂惟 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	美濃部茂雅	享保18(1733)10/26 家督相続(26) 同20(1735)1/26 大番番士(28)	—
23	大久保忠均 ※元禄5年に 総番入(家 督相続済)	大久保忠勝	元文2(1737)9/13 家督相続(21) 同年閏11/25 大番番士(〃)	—
24	小田切昌民	小田切昌興	元文3(1738)9/3 家督相続(17) 宝暦5(1755)3/16 大番番士(34)	—
25	宇都野正富	宇都野正季	寛保2(1742)12/2 家督相続(18) 延享3(1746)10/29 大番番士(22)	—
26	野間政導	野間成澄	寛延1(1748)7/5 家督相続(17) 宝暦4(1754)5/18 大番番士(23)	—
27	庄田安清 ※元禄6年に 総番入(家 督相続済)	庄田安信	延享2(1745)7/2 家督相続(30) 寛延3(1750)12/14 大番番士(35)	—
28	佐橋佳武	佐橋佳方	宝暦12(1762)5/13 家督相続(31) 同13(1763)7/19 大番番士(32)	—
29	永井武氏	永井氏恵 ※宝暦12年に 惣領番入	宝暦12(1762)9/28 小性組番士(22) ※武氏:重好守役 同年12/15 西丸小性組番士(〃) 明和8(1771)12/25 家督相続(31) 安永2(1773)12/27 務を辞す(33) 天明2(1782)6/10 死去(42)	—
30	佐橋佳蔵	佐橋佳通	宝暦4(1754)11/4 家督相続(22) 同6(1756)10/19 納戸番(24)	佐橋佳亮【養子】 寛保2(1742)12/3 大番番士 (64) ※佳蔵:大番番士 延享1(1744)4/4 家督相続 前に死去(66)
31	大井満雑	大井長勝	元文3(1738)12/27 家督相続(18) 同5(1740)6/19 大番番士(20)	—

32	野呂保景 ※享保10年に惣領番入(家督未相続)	野呂行景	宝暦7(1757)11/12 家督相続(37) 同10(1760)6/26 大番番士(40)	—
33	坪内定堅	坪内定秋	延享1(1744)12/2 家督相続(25) 寛延1(1748)5/13 大番番士(29)	—
34	三橋成正	三橋成房	享保20(1735)5/16 家督相続(26) 元文1(1736)2/2 大番番士(27)	—
35	服部保教	服部保脩 ※宝暦2年に惣領番入	宝暦2(1752)12/27 大番番士(26) ※保教:大番番士 明和4(1767)12/27 家督相続(41) 同6(1769)4/2 西丸新番番士(43) 安永8(1779)4/16 新番番士(53) 同9(1780)7/26 務を辞す(54) 天明1(1781)4/5 致仕(55)	—
36	塚原正森	塚原正展	宝暦8(1758)8/3 家督相続(17) 明和7(1770)3/24 納戸番(29)	—

※『御番士代々記』(『大御番組一番名前目録』国立公文書館所蔵、請求番号152-0121)、『寛政重修諸家譜』から作成した。

※惣領の履歴については、総番入制度・惣領番入制度で番入した者は死亡するまで、家督相続を経て番入した者については番入までの履歴とした。

※総番入制度・惣領番入制度を通じて番入した惣領の履歴内には、番入時の当主の役職を付した。

## 5 小十人組番士の惣領と惣領番入制度

小十人組は平時は江戸城内の小十人番所に詰め、将軍外出の際には前駆を務めた。文化十一年(二八一四)に書かれた幕府職制の手引き書『明良帯録』に「御先御供をいたし駆走第一なり」とある通り、他の四番(書院番・小性組・新番・大番)が騎兵部隊であるのに対し、小十人組は歩兵部隊であり、小祿の旗本で編成されていた(小十人組番士となる前は御目見以下であった者もいる)。時期により組数に増減はあるが、本節で取り上げる享保十五年段階では本丸に七組、西丸に四組が設置されている。各組は番頭一名(若年寄支配、布衣)、組頭一名(番頭支配、御目見以上)、番士二十人(番頭支配、御目見以上)で構成されている<sup>46)</sup>。

表13は享保十五年(二七三〇)八月十九日時点で小十人組松平又十郎組に属した番士の一覧である。体裁その他、全て表9に準じている。

同日の時点で又十郎組に属した番士は二十名。この内、澤貴隆以下三名が宝永六年(二七〇九)に総番入制度によって番入している(表13の4〜6)。また、伊藤門挂が享保十年(二七二五)に惣領番入制度によって番入している(表13の13)。

又十郎組の番士二十名の惣領の中では、東條孝長が享保十年に惣領番入制度によって番入している(表13の2)。この後、享保十六年に太田久壽(表13の1)と布施義勝(表13の9、家督相続前に死

志)、寛保二年(一七四二)に澤寿齡(表13の6)、宝暦二年(一七五二)に伊藤門建(表13の13)が惣領番入制度によって番入している。<sup>(47)</sup>

番人から家督相続までの期間は東條孝長が三十二年、太田久儔が十八年、澤寿齡が二十八年、伊藤門建が十五年である。この内、注目すべきは東條孝長であろう。番入してから家督を相続するまで三十二年あるという点、惣領のまま田安家(田安宗武、吉宗の次男)の用人にまで昇進している点、家督を相続した時点で六十歳でありその九年後に死亡している点から、4で取り上げた浅井意政と同様、収入の面でも経歴の上でも惣領番入制度の恩恵に浴した事例といえる。また、東條ほどではないにせよ、太田久儔や澤寿齡、伊藤門建もそうした事例として数えることが可能であろう。

家督相続をしてから番入した惣領の事例にあつては、鈴木憲桓(表13の17)、戸張胤親(表13の18)や石川光国(表13の19)が他の惣領と大きく違っている。即ち他の惣領が家督相続後数年で番入しているにも関わらず、鈴木以下の三人はその生涯を終えるまで小普請のままなのである。この内、石川成征は四十四歳で死去しており、断言は出来ないが元々病弱であつた可能性があり、小普請のまま生涯を終えたのもその辺りに原因があるのではないか。

鈴木憲桓は、憲存の惣領憲典が早世したことにより鈴木家の養子となつた人物である<sup>(48)</sup>。養子となつた年月日は不明であるが、憲典が死去したのが延享元年(一七四四)六月九日であり、憲桓の初御目

見が延享二年三月二十五日であるから、鈴木家の養子になつたのはこの期間であつたと推察される(憲桓は二十四〜二十五歳)。その後番人せぬまま八、九年が過ぎ、宝暦二年(一七五二)に三十二歳で家督を相続したものの、三十四年間小普請であり続け、天明六年(一七八六)に死去している。三十四年間小普請であつた原因は不明であるが、鈴木家の惣領であつたのは八、九年に過ぎない。この間に実施された惣領番入は寛延二年(一七四九)十二月二十六日のものと宝暦二年十二月二十七日であるが、宝暦二年十月二日に当主である憲存が死去しているために憲桓は制度の対象外である。つまり憲桓が惣領の内に番入する機会は寛延二年の一度であつた訳である。しかし、家督相続後の経歴を鑑みれば惣領番入の選考からは除外されていた(或いは自ら辞退していた)ことも考えられる。惣領番入制度との兼ね合いは薄いといえる。

戸張胤親は、胤昼の惣領某が出奔したことにより戸張家の養子となつた人物である<sup>(49)</sup>。養子となつた年月日は不明であるが、出奔した某は初御目見が寛延二年(一七四九)八月二十八日、時期は不明であるがその後出奔、胤親の初御目見が宝暦六年(一七五六、胤親三十七歳)であることから、宝暦六年以前の数年間で戸張家の養子として迎えられたといえる。胤親が家督を相続したのは明和七年(一七七〇)、五十一歳の時である。よつて、惣領であつた期間は十数年であつたと考えられる。この間寛延二年十二月二十六日、宝暦二

表13 小十人組松平又十郎組

No.	番士氏名	惣領氏名	家督相続・番入の年月日	備考
1	太田勝見	太田久儔 ※享保16年に 惣領番入	享保16 (1731) 11/25 小十人組番士 (21) ※勝見:小十人組番士 寛延2 (1749) 頃 家督相続 (39) 安永9 (1780) 3/10 務を辞す (70) 同年4/25 死去 (〃)	—
2	東條季延	東條孝長 ※享保10年に 惣領番入	享保10 (1725) 10/25 小十人組番士 (28) ※季延:小十人組番士 同14 (1729) 4/13 宗武附近習番 (32) -/-/- 宗武附徒頭、同目付、同用人 (-) 宝暦7 (1757) 5/7 家督相続 (60) 明和3 (1766) 2/28 西丸納戸頭 (69) 同年9/5 死去 (〃)	—
3	伊奈忠真	伊奈忠富	宝暦11 (1761) 4/3 家督相続 (20) 同年6/晦 書院番番士 (〃)	伊奈忠誼【養子】 寛延2 (1749) 12/26 小性組番 士 (-) ※忠真:西丸先手鉄砲頭 宝暦8 (1758) 12/27 家督相続 前に死去 (-)
4	澤貴隆 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	澤貴允	延享1 (1744) 4/4 家督相続 (21) 同2 (1745) 7/11 西丸小十人組番士 (22)	—
5	吉田推見 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	吉田正勝	享保16 (1731) 11/9 家督相続 (19) 同19 (1734) 5/13 小十人組番士 (22)	—
6	澤寿貞 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	澤寿齡 ※寛保2年に 惣領番入	寛保2 (1742) 12/3 小十人組番士 (26) ※寿貞:小十人組番士 延享2 (1745) 9/1 西丸小十人組番士 (29) 宝暦1 (1751) 7/12 小普請 (35) 同2 (1752) 10/13 小十人組番士 (36) 明和7 (1770) 頃 家督相続 (54) 同8 (1771) 12/24 新番番士 (55) 天明6 (1786) 3/14 務を辞す (70) 寛政1 (1789) 11/25 死去 (73)	—
7	細井政秀	細井隆音	寛保1 (1741) 12/12 家督相続 (28) 同3 (1743) 11/11 一橋家近習番 (30)	—
8	小池義弁	小池義予	元文3 (1738) 6/2 家督相続 (19) 寛保1 (1741) 9/19 小十人組番士 (22)	—
9	布施義清	布施義浮	寛保2 (1742) 12/26 家督相続 (41) 延享1 (1744) 4/6 小十人組番士 (43)	布施義勝 享保16 (1731) 11/25 小十人組 番士 (-) ※義清:小十人組番士 寛保2 (1742) 9/8 家督相続 前に死去 (-)
10	加藤則武	加藤則孝	明和4 (1767) 10/4 家督相続 (12) 天明1 (1781) 7/27 西丸腰物方 (26)	—
11	黒川盛圃	黒川盛昭	享保19 (1734) 12/25 家督相続 (18) 元文5 (1740) 2/1 大番番士 (24)	—
12	深澤延胤	深澤信行	寛保3 (1743) 4/3 家督相続 (30) 延享3 (1746) 12/14 西丸小十人組番士 (33)	—

13	伊藤門挂 ※享保10年に 惣領番入 (家督未相 続)	伊藤門建 ※宝暦2年に 惣領番入	宝暦2 (1752) 12/27 西丸小十人組番士 (38) ※門挂:小十人組番士 同11 (1761) 8/3 小十人組番士 (47) 同12 (1762) 12/15 西丸小十人組番士 (48) 明和4 (1767) 頃 家督相続 (53) 安永2 (1773) 8/9 二条城鉄炮奉行 (59) 天明4 (1784) 3/25 務を辞す (70) 同年5/1 死去 (〃)	—
14	近藤義休	近藤義伝 ※明和1年に 惣領番入	明和1 (1764) 閏12/16 大番番士 (44) ※義休:小十人組頭 安永2 (1773) 9/8 家督相続 (53) 同4 (1775) 1/22 死去 (55)	—
15	岩出某	岩出某	元文5 (1740) 3/2 家督相続 (8) 宝暦7 (1757) 11/5 小十人組番士 (25)	—
16	石川攻	石川武貞 ※安永5年に 惣領番入	安永5 (1776) 12/19 小性組番士 (20) ※攻:一橋家番頭 安永6 (1777) 6/5 家督相続 (21) ~以後の経歴不明~	—
17	鈴木憲存 (憲 在)	鈴木憲桓	宝暦2 (1752) 12/26 家督相続 (32) 天明6 (1786) 4/4 小普請のまま死去 (66)	—
18	戸張胤昼 (胤 費)	戸張胤親	明和7 (1770) 8/18 家督相続 (51) 寛政2 (1790) 4/2 小普請のまま死去 (61)	—
19	石川成征	石川光国	明和7 (1770) 閏6/4 家督相続 (27) 天明7 (1787) 1/26 小普請のまま死去 (44)	—
20	木部直玄	木部直包	元文3 (1738) 7/26 家督相続 (30) 同年9/19 小十人組番士 (〃)	—

※『御番士代々記』(『小十人組一番名前目録』国立公文書館所蔵、請求番号152-0121)、『寛政重修諸家譜』から作成した。

※惣領の履歴については、総番入制度・惣領番入制度で番入した者は死亡するまで、家督相続を経て番入した者については番入までの履歴とした。

※総番入制度・惣領番入制度を通じて番入した惣領の履歴内には、番入時の当主の役職を付した。

年十二月二十七日に惣領番入が実施されているが、前者は某の初御目見の直後であり未だ戸張家の惣領は某であつた可能性が高い。

よつて胤親が対象となる惣領番入は宝暦二年に実施された一度ということになる。『寛政重修諸家譜』によると胤親は家督相続後に騎射上覧に出ているようで、武芸に秀でた人物であつたらしい。また、六十一歳まで生きたということは健康の問題も無かつたのである。即ち宝暦二年に惣領番入制度を活用して番入する可能性が高かつたのであるが、家督相続後に小普請のまま生涯を終えたことを鑑みれば、番入に何らかの差し障りのある人物であつたのかも知れない。

### 小括

以上、享保十五年八月十九日段階で書院番朽木信濃守組・小性組・瀧川播磨守組・新番小笠原平兵衛組・大番酒井日向守組・小十人組・松平又十郎組を構成した番士とその惣領を対象に、惣領番入との関係を分析した。その結果明らかになつた惣領番入の恩恵とは次の二点である。

第一に収入の増加という恩恵である。惣領の内に番入すれば役料が支給され、当主の家禄に上乘せされることになる。この期間は家の収入が増加する期間ということになるが、二十年以上もそれが継続される事例もある(表9の21、表11の13、表13の2・6)。家督を

相続するまで番入出来なかつた場合と比べて収入の面で格段の差があつた。

第二に経歴上の恩恵である。高齢になるまで家督を相続出来ず、相続後に番入したもののほどなく死去してしまふ事例(表10の15・16・38)がある一方で、家督を相続する前に昇進した事例(表12の20、表13の2)があつた。惣領番入制度のもたらした経歴上の明暗は明らかなのである。

何らかの事情によつて惣領番入制度を活用出来なかつた事例、活用しきれなかつた事例もあるが、少なくとも前段に掲げたふたつの恩恵は、五番方及びその惣領には十分に魅力的なものであつたと考えられる。次章では惣領番入制度の第二の恩恵、即ち経歴上の恩恵について、更に具体的な分析を加えようと思ふ。

### III 昇進と惣領番入制度

Ⅱでは家督相続と番入という観点から惣領番入制度の恩恵を分析した。本章では番入後に影響する惣領番入制度の恩恵、即ち昇進との関係について分析する。筆者は前稿に於いて、惣領番入制度と昇進との関係を次の様に結論づけた。

第一に、惣領番入制度を通じて番入することが昇進に直結する訳ではない。享保十五年に番入した惣領の中には、当主や先代当主が番士のまま生涯を終えているにも関わらず布衣役にまで昇進した事

例はある。しかし、先代の当主・現当主・惣領ともに番士のみまで生涯を終えた事例や、先代の当主或いは現当主が布衣役に昇進したにも関わらず惣領が番士のまま昇進しなかった事例など、それに反する事例が多数ある<sup>(50)</sup>。

第二に、惣領の内に番入し、その後布衣役にまで昇進した惣領の履歴の中には、家督相続が比較的高齢である事例がある。即ち、家督相続をするまで番入出来なかつたと仮定するならば、当然高齢になるまで番入が遅れるということになり、本来の昇進が可能であつたか疑わしい事例がある<sup>(51)</sup>。

即ち、昇進という観点に於いて、惣領番入制度による番入は、昇進の免許を得るといふ様な直接的な恩恵ではなく、勤務年数・年齢という間接的な恩恵をもたらしたということである。本章ではこの様な結論を更に確固としたものとするため、享保〜宝暦間（一七一六〜一七六四）を対象期間として、両番番士から布衣役である両番組頭（書院番組頭・小性組組頭）に昇進した者の経歴を分析しようと考ええる。

なお、両番番士の昇進については、寛文四年（一六六四）の事例を取り上げた藤井讓治氏の研究<sup>(52)</sup>、正徳期（一七一〜一七一五）の事例を取り上げた武井大侑氏の研究<sup>(53)</sup>があるが、いずれも昇進と惣番入制度との関係には踏み込んでいない。本論では惣領番入制度との関係を中心に論じることになるが、小括にて惣番入制度との関係に

も若干の分析を加える所存である。

### 1 惣領番入を経て両番組頭に昇進した者の検討

両番の各組に一名ずつ置かれた両番組頭について、『明良帯録』では「組中の差引諸願進達を取次で通帳を以て番頭へ達す、御触并申渡事先例の如く申渡す<sup>(54)</sup>」とある通り、両番番頭（書院番頭・小性組頭）の下で組の管理・運営に当たる役職であつた。『柳宮補任』によると、本章で対象とする享保〜宝暦間に於いて、書院番組頭（西丸書院番組頭を含む）になつた者は合計で七十五名、この内、両番番士から組頭に昇進したのは六十六名である<sup>(55)</sup>。小性組組頭（西丸小性組組頭などを含む）になつた者は合計で六十三名、この内、両番番士からの昇進は五十四名である<sup>(56)</sup>。また、両番番士から両番組頭に昇進した事例のほとんどはその組の生え抜きであるが、それは組の管理・運営に携わる役職ゆえのことであろう。

表14、15は対象期間に番士から組頭に昇進した者の一覧である（表14が書院番組頭への昇進、表15が小性組組頭への昇進）。これらの事例は、家督相続を経て番入しその後両番組頭に昇進した者、惣番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者、惣領番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者という三種に分類出来るが、この内、惣領番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者について検討してみよう。

表14 書院番組頭

No.	名前	組頭昇進までの履歴 ※家督相続日時を含む	年齢	番入から昇進までの期間(年)	家督相続から昇進までの期間(年)
1	戸田氏記(氏紀)	元禄6(1693)12/9 小性組番士(-) 同9(1696)4/22 桐間番番士(-) 同14(1701)7/21 近習番(-) 同年9/19 小性(-) 同15(1702)6/12 小普請(処罰)(-) 宝永1(1704)6/10 小性組番士(-) 同2(1705)10/晦 家督相続(-) 享保2(1717)2/21 書院番組頭(-) 同9(1724)11/15 西丸書院番組頭(-) 同13(1728)6/18 死去(-)	-	13	12
2	松野防義(防義、昉義、助久)	宝永6(1709)4/6 書院番番士(29) 享保2(1717)8/16 家督相続(37) 同3(1718)6/28 書院番組頭(38) 同9(1724)9/15 小普請組支配(46) 同14(1729)9/28 甲府勤番支配(51) 同19(1734)9/12 死去(54)	38	9	1
3	川勝隆明	元禄4(1691)12/2 書院番番士(30) 宝永3(1706)11/26 西丸書院番番士(45) 同5(1708)6/16 桐間番番士(47) 同6(1709)2/21 書院番番士(48) 正徳5(1715)12/11 家督相続(54) 享保4(1719)7/4 書院番組頭(58) 同10(1725)7/18 務を辞す(64) 同20(1735)5/16 致仕(74)	58	28	4
4	大岡忠恒(忠易)	元禄10(1697)7/11 家督相続(14) 宝永3(1706)4/5 書院番番士(23) 享保4(1719)11/11 書院番組頭(36) 同12(1727)閏1/15 新番頭(44) 同16(1731)8/15 小普請組支配(48) 寛延2(1749)5/28 西丸留守居(66) 宝暦9(1759)11/15 旗本奉行(76) 同11(1761)7/2 死去(78)	36	13	22
5	三枝守信	宝永2(1705)9/21 近習番番士(21) 同年12/11 小性(〃) 同6(1709)2/21 書院番番士(25) -/-/- 三枝家養子(〃) 正徳1(1711)4/22 家督相続(27) 享保6(1721)1/11 書院番組頭(37) 同11(1726)1/28 新番頭(42) 同14(1729)12/2 務を辞す(45) 同15(1730)8/29 死去(46)	37	16	10
6	秋元賀朝	宝永6(1709)4/6 書院番番士(28) 享保5(1720)12/7 家督相続(39) 同6(1721)2/28 書院番組頭(40) 同9(1724)11/15 西丸書院番組頭(43) 同16(1731)7/18 務を辞す(50) 元文4(1739)1/14 死去(58)	40	12	1
7	高城清胤(宗胤)	元禄7(1694)7/10 家督相続(30) 同10(1697)3/18 書院番番士(33) 宝永3(1706)11/26 西丸書院番番士(42) -/-/- 書院番番士(-) 享保7(1722)5/9 書院番組頭(58) 同12(1727)8/28 先手弓頭(63) 同19(1734)7/16 死去(70)	58	25	28

8	三宅長房	天和1 (1681) 7/12 家督相続 (11) 元禄2 (1689) 5/22 桐間番番士 (19) 同年11/13 小性組番士 (〃) 同3 (1690) 2/3 小普請 (処罰) (20) 同4 (1691) 4/24 書院番番士 (21) 享保8 (1723) 4/6 書院番組頭 (53) 同16 (1731) 5/15 先手弓頭 (61) 延享4 (1747) 8/29 死去 (77)	53	32	-
9	石尾氏茂	宝永5 (1708) 12/29 家督相続 (32) 享保3 (1718) 3/16 書院番番士 (42) 同9 (1724) 10/9 書院番組頭 (48) 同17 (1732) 1/15 仙洞附 (56) 同年12/19 寄合 (〃) 同18 (1733) 8/7 先手弓頭 (57) 元文2 (1737) 7/8 務を辞す (61) 同年12/6 致仕 (〃) 延享1 (1744) 7/16 死去 (68)	48	6	16
10	戸田忠就	元禄15 (1702) 閏8/26 近習番 (29) 同年9/15 次番 (〃) 同年10/4 小性 (〃) 宝永2 (1705) 12/12 戸田家養子、務を辞す (32) 宝永5 (1708) 10/27 書院番番士 (35) 享保8 (1723) 4/2 家督相続 (50) 同9 (1724) 12/15 書院番組頭 (51) 同18 (1733) 10/28 先手鉄炮頭 (60) 元文3 (1738) 10/26 死去 (65)	51	16	1
11	内藤貞恒	元禄4 (1691) 12/- 書院番番士 (24) 同5 (1692) 7/28 桐間番番士 (25) 同6 (1693) 1/29 小普請 (処罰) (26) 同7 (1694) 閏5/9 書院番番士 (27) 宝永3 (1706) 11/26 西丸書院番番士 (39) 宝永5 (1708) 8/6 家督相続 (41) 同6 (1709) -/- 書院番番士 (42) 正徳5 (1715) 4/5 務を辞す (48) 享保4 (1719) 10/18 書院番番士 (52) 同10 (1725) 7/28 書院番組頭 (58) 同20 (1735) 6/11 先手鉄炮頭 (68) 延享1 (1744) 11/16 務を辞す (77) 宝暦2 (1752) 7/21 死去 (85)	58	6	-
12	能勢頼族 (頼庸)	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (19) 享保11 (1726) 12/19 家督相続 (36) 同12 (1727) 閏1/28 書院番組頭 (37) 同19 (1734) 10/8 小普請組支配 (44) 寛保1 (1741) 5/15 甲府勤番支配 (51) 延享4 (1747) 9/25 大目付 (57) 宝暦6 (1756) 2/23 死去 (66)	37	18	1
13	朽木長恒 (長綱)	天和1 (1681) 7/12 家督相続 (6) 元禄11 (1698) 3/19 書院番番士 (23) 宝永4 (1707) 2/- 務を辞す (32) 享保9 (1724) 10/9 書院番 (49) 同12 (1727) 5/28 書院番組頭 (52) 同19 (1734) 12/1 小普請組支配 (59) 元文3 (1738) 5/7 務を辞す (63) 寛延2 (1749) 12/18 死去 (74)	52	3	-
14	溝口填勝 (勝封)	宝永7 (1710) 4/26 家督相続 (30) 正徳5 (1715) 3/21 書院番番士 (35) 享保9 (1724) 11/15 二丸書院番番士 (44) 同10 (1725) 6/1 西丸書院番番士 (45) 同13 (1728) 7/11 西丸書院番組頭 (48) 元文2 (1737) 9/18 先手鉄炮頭 (57) 延享1 (1744) 5/18 死去 (64)	48	13	18

15	久貝俊斎	宝永1 (1704) 6/27 家督相続 (24) 同3 (1706) 7/21 小性組番士 (26) 享保9 (1724) 11/15 二丸小性組番士 (44) 同10 (1725) 6/1 西丸書院番番士 (45) 同14 (1729) 11/28 西丸書院番組頭 (49) 元文4 (1739) 7/1 西丸先手鉄炮頭 (59) 寛延2 (1749) 6/15 死去 (69)	49	23	25
16	長谷川正誠	正徳3 (1713) 9/27 家督相続 (18) 享保9 (1724) 10/9 小性組番士 (29) 同年11/15 二丸小性組番士 (〃) 同10 (1725) 6/1 西丸書院番番士 (30) 同15 (1730) 10/28 西丸書院番組頭 (35) 元文5 (1740) 2/28 小普請組支配 (45) 延享4 (1747) 10/15 甲府勤番支配 (52) 宝暦1 (1751) 8/23 西丸持弓頭 (56) 同3 (1753) 5/16 務を辞す (58) 同7 (1757) 12/12 致仕 (62) 明和1 (1764) 6/22 死去 (69)	35	6	17
17	美濃部茂存 (茂孝)	元禄9 (1696) 7/9 家督相続 (10) 宝永2 (1705) 3/29 書院番番士 (19) 享保15 (1730) 12/15 書院番組頭 (44) 元文1 (1736) 11/28 佐渡奉行 (50) 寛保1 (1741) 2/15 持筒頭 (55) 宝暦2 (1752) 1/11 西丸鎗奉行 (66) 同8 (1758) 11/晦 死去 (72)	44	25	34
18	栗原利規	元禄4 (1691) 12/5 家督相続 (15) 同8 (1695) 7/1 桐間番 (19) 同年同月11 近習番 (〃) 同年11/27 小納戸 (〃) 同13 (1700) 11/29 小普請 (処罰) (24) 宝永1 (1704) 6/11 書院番番士 (28) 享保16 (1731) 5/28 書院番組頭 (55) 元文3 (1738) 3/15 先手鉄炮頭 (62) 寛保3 (1743) 12/9 務を辞す (67) 延享1 (1744) 8/3 致仕 (68) 同4 (1747) 3/19 死去 (71)	55	27	-
19	奥津忠季	宝永1 (1704) 10/23 家督相続 (11) 享保3 (1718) 3/16 書院番番士 (25) 同9 (1724) 11/15 二丸書院番番士 (31) -/ - 西丸書院番番士 (-) 同16 (1731) 8/15 西丸書院番組頭 (38) 寛保2 (1742) 10/15 西丸先手弓頭 (49) 宝暦2 (1752) 2/16 務を辞す (59) 同年12/14 致仕 (〃) 安永3 (1774) 2/22 死去 (81)	38	13	27
20	逸見義教 (信興)	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (18) 正徳4 (1714) 10/23 家督相続 (23) 享保17 (1732) 2/5 書院番組頭 (41) 元文1 (1736) 9/6 死去 (45)	41	23	18
21	田付景彪 (規矩、景派)	天和3 (1683) 7/晦 家督相続 (1) 宝永1 (1704) 6/11 書院番番士 (22) 同年11/晦 桐間番番士 (〃) 同5 (1708) 2/19 小納戸 (26) 同6 (1709) 2/21 書院番番士 (27) 正徳1 (1711) 11/19 務を辞す (29) 享保4 (1719) 10/18 書院番番士 (37) 同17 (1732) 4/1 書院番組頭 (50) 元文4 (1739) 10/28 佐渡奉行 (57) 寛保2 (1742) 3/28 長崎奉行 (60) 寛延1 (1748) 6/20 西丸留守居 (66) 宝暦4 (1754) 7/19 務を辞す (72) 同5 (1755) 3/14 死去 (73)	50	13	-

22	都筑政方	元禄11 (1698) 7/18 家督相続 (19) 同15 (1702) 5/10 大番番士 (23) 宝永1 (1704) 6/晦 桐間番 (25) 同5 (1708) 2/19 小納戸 (29) 同6 (1709) 2/21 書院番番士 (30) 享保18 (1733) 11/15 書院番組頭 (54) 元文4 (1739) 9/22 先手鉄炮頭 (60) 宝暦3 (1753) 5/25 務を辞す (74) 同4 (1754) 8/3 致仕 (75) 同6 (1756) 6/23 死去 (77)	54	31	35
23	杉浦貞隣	享保12 (1727) 5/21 書院番番士 (32) 同年9/4 家督相続 (〃) 同19 (1734) 11/10 書院番組頭 (39) 延享1 (1744) 9/28 先手鉄炮頭 (49) 宝暦7 (1757) 7/28 西丸持筒頭 (62) 同11 (1761) 8/3 持筒頭 (66) 明和3 (1766) 3/13 務を辞す (71) 同年8/16 致仕 (〃) 安永3 (1774) 6/27 死去 (79)	39	7	7
24	久世広氏 (忠知)	宝永6 (1709) 3/12 家督相続 (20) 正徳2 (1712) 3/26 書院番番士 (23) 享保19 (1734) 12/11 書院番組頭 (45) 元文5 (1740) 3/25 先手鉄炮頭 (51) 宝暦1 (1751) 9/15 持筒頭 (62) 同10 (1760) 1/11 鎗奉行 (71) 同11 (1761) 8/27 務を辞す (72) 同年9/6 死去 (〃)	45	22	25
25	松平幸親 (堯親)	正徳5 (1715) 12/11 家督相続 (30) 享保1 (1716) 3/12 書院番番士 (31) 同20 (1735) 6/28 書院番組頭 (50) 延享2 (1745) 1/11 先手弓頭 (60) 宝暦3 (1753) 12/22 務を辞す (68) 同4 (1754) 4/4 致仕 (69) 同6 (1756) 3/18 死去 (71)	50	19	20
26	曲淵勝延	元禄13 (1700) 12/9 家督相続 (16) 享保9 (1724) 10/9 書院番番士 (40) 元文1 (1736) 11/28 書院番組頭 (52) 寛延3 (1750) 7/11 先手弓頭 (66) 宝暦7 (1757) 12/2 死去 (73)	52	12	36
27	川口勝保	享保2 (1717) 6/27 家督相続 (22) 同4 (1719) 10/18 書院番番士 (24) 元文1 (1736) 11/28 書院番組頭 (41) 延享1 (1744) 4/5 務を辞す (49) 同3 (1746) 11/15 死去 (51)	41	17	19
28	諏訪頼均 (頼臣)	享保9 (1724) 7/26 書院番番士 (33) 同年11/15 二丸書院番番士 (〃) -/-/- 西丸書院番番士 (-) 元文2 (1737) 10/10 西丸書院番組頭 (46) 寛保2 (1742) 4/4 家督相続 (51) 延享1 (1744) 1/28 西丸新番頭 (53) 宝暦3 (1753) 4/7 小普請組支配 (62) 同4 (1754) 3/14 死去 (63)	46	13	- 5
29	猪飼正昌	宝永6 (1709) 10/23 家督相続 (-) 正徳3 (1713) 3/11 書院番番士 (-) 元文3 (1738) 4/9 書院番組頭 (-) 宝暦1 (1751) 2/28 西丸先手弓頭 (-) 同9 (1759) -/- 死去 (-)	-	25	29

30	山本正相	享保9 (1724) 7/26 小性組番士 (26) 同年11/15 二丸小性組番士 (〃) 同10 (1725) 6/1 西丸書院番番士 (27) 同17 (1732) 11/26 家督相続 (34) 元文4 (1739) 7/19 西丸書院番組頭 (41) 宝暦3 (1753) 12/6 西丸目付 (55) 同8 (1758) 7/8 死去 (60)	41	15	7
31	大井昌全	-/-/- 家督相続時期不明 (-) 宝永4 (1707) 12/4 西丸焼火間番士 (-) 同6 (1709) 10/29 大番番士 (-) 正徳1 (1711) 7/18 桐間番番士 (-) 同3 (1713) 5/18 書院番番士 (-) 元文4 (1739) 10/1 書院番組頭 (-) 宝暦4 (1754) 3/15 先手弓頭 (-) 同6 (1756) 7/28 死去 (-)	-	32	-
32	設楽貞根	享保12 (1727) 12/23 家督相続 (30) 同14 (1729) 3/27 書院番番士 (32) 元文4 (1739) 11/15 書院番組頭 (42) 宝暦3 (1753) 11/1 新番頭 (56) 同8 (1758) 4/15 小普請組支配 (61) 明和8 (1771) 5/26 死去 (74)	42	10	12
33	安部 (安藤) 信歴	享保2 (1717) 10/9 家督相続 (20) 享保9 (1724) 10/9 小性組番士 (27) 同年11/15 二丸小性組番士 (〃) 同10 (1725) 6/1 西丸書院番番士 (28) 時期不明、この頃養子入 享保18 (1733) 5/4 家督相続 (36) 元文5 (1740) 3/5 西丸書院番組頭 (43) 延享4 (1747) 4/10 務を辞す (50) 同年同月21 死去 (〃)	43	16	7
34	戸田忠城	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (19) 同年12/27 小納戸 (〃) 享保1 (1716) 5/16 書院番番士 (26) 同10 (1725) 11/2 家督相続 (35) 元文5 (1740) 3/15 書院番組頭 (50) 宝暦3 (1753) 3/14 務を辞す (63) 同5 (1755) 7/25 死去 (65)	50	31	15
35	松平定為	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (24) 享保5 (1720) 12/7 家督相続 (35) 同9 (1724) 11/15 二丸書院番番士 (39) -/-/- 西丸書院番番士 (-) 寛保2 (1742) 10/28 西丸書院番組頭 (57) 宝暦4 (1754) 12/28 西丸先手鉄炮頭 (68) 同11 (1761) 8/3 先手鉄炮頭 (76) 同12 (1762) 3/10 務を辞す (77) 同年同月12 死去 (-)	57	33	22
36	太田資弘	享保10 (1725) 6/2 家督相続 (27) 同13 (1728) 9/13 西丸書院番番士 (30) 延享1 (1744) 2/15 西丸書院番組頭 (46) 宝暦8 (1758) 4/23 死去 (60)	46	16	19
37	阿部正般 (正敏)	宝永2 (1705) 10/晦 家督相続 (18) 享保2 (1717) 3/18 書院番番士 (30) 延享1 (1744) 4/15 書院番組頭 (57) 同2 (1745) 8/17 務を辞す (58) 同4 (1747) 10/20 死去 (60)	57	27	39
38	菅沼正於	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (19) 享保14 (1729) 3/26 家督相続 (39) 延享1 (1744) 10/15 書院番組頭 (54) 寛延2 (1749) 1/28 死去 (59)	54	35	15

39	平岡資賢	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (18) 享保9 (1724) 11/4 家督相統 (33) 延享2 (1745) 1/28 書院番組頭 (54) 寛延3 (1750) 10/7 死去 (59)	54	36	21
40	榊原長国 (長徳)	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (17) 享保12 (1727) 12/27 家督相統 (35) 延享2 (1745) 8/28 書院番組頭 (53) 宝暦7 (1757) 4/1 先手鉄炮頭 (65) 同9 (1759) 6/13 死去 (67)	53	36	18
41	近藤用穹	宝永6 (1709) 4/6 小性組番士 (17) 享保9 (1724) 11/15 二丸小性組番士 (32) 同10 (1725) 6/1 西丸書院番番士 (33) 寛保2 (1742) 3/5 家督相統 (50) 延享4 (1747) 5/15 西丸書院番組頭 (55) 宝暦3 (1753) 8/28 務を辞す (61) 明和1 (1764) 8/13 致仕 (72) 安永7 (1778) 4/24 死去 (86)	55	38	5
42	本多秋信 (摠信)	享保14 (1729) 3/11 家督相統 (-) 同20 (1735) 8/23 書院番番士 (-) 寛延2 (1749) 3/1 書院番組頭 (-) 宝暦1 (1751) 10/12 召預 (-)	-	14	20
43	瀬名貞栄	宝永2 (1705) 7/晦 家督相統 (15) 享保3 (1718) 3/16 書院番番士 (28) 寛延3 (1750) 7/20 書院番組頭 (60) 宝暦12 (1762) 12/15 西丸先手弓頭 (72) 明和3 (1766) 2/29 死去 (76)	60	32	45
44	大久保忠頭 (忠頭)	享保10 (1725) 9/2 家督相統 (17) 同16 (1731) 3/5 書院番番士 (23) 寛延3 (1750) 11/1 書院番組頭 (42) 宝暦11 (1761) 4/26 死去 (53)	42	19	25
45	服部貞陳	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (18) 正徳3 (1713) 12/27 家督相統 (22) 宝暦1 (1751) 10/28 書院番組頭 (60) 同2 (1752) 12/11 小普請 (処罰) (61) 明和4 (1767) 8/4 致仕 (76) 安永2 (1773) 5/26 死去 (82)	60	42	38
46	村上正満	享保17 (1732) 12/27 家督相統 (30) 同19 (1734) 12/23 書院番番士 (32) 宝暦2 (1752) 3/28 書院番組頭 (50) 同3 (1753) 2/19 死去 (51)	50	18	20
47	梶正胤	享保12 (1727) 5/21 書院番番士 (30) 宝暦2 (1752) 8/4 家督相統 (55) 同年12/28 書院番組頭 (〃) 同11 (1761) 5/12 務を辞す (64) 明和3 (1766) 11/21 死去 (69)	55	25	0
48	天野康建	享保16 (1731) 5/11 家督相統 (20) 同19 (1734) 12/23 書院番番士 (23) 宝暦3 (1753) 3/1 書院番組頭 (42) 明和2 (1765) 1/11 西丸先手鉄炮頭 (54) 同7 (1770) 6/26 死去 (59)	42	19	22
49	遠山景信	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (18) 享保15 (1730) 12/27 家督相統 (39) 宝暦3 (1753) 3/28 書院番組頭 (62) 同4 (1754) 5/16 務を辞す (63) 同8 (1758) 12/19 致仕 (67) 同11 (1761) 1/5 死去 (70)	62	44	23

50	伊勢貞輕 (貞恒)	享保8 (1723) 10/29 家督相統 (12) 同19 (1734) 11/29 西丸書院番番士 (23) 宝暦3 (1753) 9/15 西丸書院番組頭 (42) 明和3 (1766) 10/23 務を辞す (55) 同7 (1770) 4/22 致仕 (59) 寛政7 (1795) 5/18 死去 (84)	42	19	30
51	安藤定房 (定英)	享保19 (1734) 12/22 家督相統 (36) 同20 (1735) 8/23 書院番番士 (37) 宝暦3 (1753) 11/15 書院番組頭 (55) 同5 (1755) 2/4 小普請 (処罰) (57) 明和7 (1770) 12/6 致仕 (72) 安永5 (1776) 4/23 死去 (78)	55	18	19
52	石尾氏記	享保20 (1735) 9/19 西丸書院番番士 (27) 元文2 (1737) 12/6 家督相統 (29) 宝暦3 (1753) 12/15 西丸書院番組頭 (45) 明和5 (1768) 4/28 先手鉄炮頭 (60) 安永3 (1774) 5/15 新番頭 (66) 同6 (1777) 6/24 西丸留守居 (69) 同7 (1778) 9/7 死去 (70)	45	18	16
53	山田勝之 (重之)	享保9 (1724) 7/26 書院番番士 (32) 寛保2 (1742) 11/5 家督相統 (50) 宝暦4 (1754) 4/9 書院番組頭 (62) 同8 (1758) 4/28 日光奉行 (66) 明和1 (1764) 3/28 西丸留守居 (72) 同4 (1767) 12/26 旗奉行 (75) 安永6 (1777) 5/29 務を辞す (85) 同7 (1778) 6/2 死去 (86)	62	30	12
54	間宮信盛	正徳4 (1714) 8/23 家督相統 (20) 享保9 (1724) 10/9 書院番番士 (30) 宝暦4 (1754) 5/28 書院番組頭 (60) 同年12/5 死去 (〃)	60	30	40
55	長山直英 (直幡)	享保17 (1732) 7/5 家督相統 (21) 元文4 (1739) 6/7 書院番番士 (28) 宝暦4 (1754) 12/28 書院番組頭 (43) 明和2 (1765) 11/15 先手鉄炮頭 (54) 同6 (1769) 10/4 佐渡奉行 (58) 安永2 (1773) 12/5 小普請奉行 (62) 同5 (1776) 3/17 務を辞す (65) 同6 (1777) 4/14 致仕 (66) 天明4 (1784) 8/3 死去 (73)	43	15	22
56	能勢頼種	享保11 (1726) 6/3 家督相統 (24) 同13 (1728) 3/25 西丸書院番番士 (26) 宝暦5 (1755) 1/28 西丸書院番組頭 (53) 明和7 (1770) 閏6/8 西丸先手鉄炮頭 (68) 安永6 (1777) 11/1 死去 (75)	53	27	29
57	小出有陟	元文4 (1739) 11/27 家督相統 (31) 寛延2 (1749) 7/晦 書院番番士 (41) 宝暦5 (1755) 2/15 書院番組頭 (47) 同年7/10 死去 (〃)	47	6	16
58	平岡正敬	享保3 (1718) 12/28 家督相統 (17) 同9 (1724) 10/9 書院番番士 (23) 宝暦5 (1755) 8/15 書院番組頭 (54) 明和7 (1770) 9/1 先手鉄炮頭 (69) 安永5 (1776) 8/21 務を辞す (75) 同年8/27 死去 (〃)	54	31	37
59	和田惟貞	正徳3 (1713) 8/9 家督相統 (13) 享保2 (1717) 3/18 書院番番士 (17) 宝暦7 (1757) 5/21 書院番組頭 (57) 同8 (1758) 7/19 死去 (58)	57	40	44

60	池田正胤（政胤）	享保20（1735）9/19 書院番番士（30） 元文3（1738）6/2 家督相続（33） 宝暦8（1758）5/15 書院番組頭（53） 同12（1762）5/24 務を辞す（57） 明和3（1766）2/4 死去（61）	53	23	20
61	逸見義次	元文1（1736）12/2 家督相続（22） 同2（1737）10/20 西丸書院番番士（23） 宝暦8（1758）5/15 西丸書院番組頭（44） 安永5（1776）8/12 先手鉄砲頭（62） 天明2（1782）11/26 務を辞す（68） 同3（1783）4/晦 死去（69）	44	21	22
62	諏訪盛泰（盛恭、盛約）	正徳5（1715）7/26 家督相続（10） 享保16（1731）3/5 書院番番士（26） 宝暦8（1758）7/28 書院番組頭（53） 安永3（1774）7/5 務を辞す（69） 天明1（1781）6/21 死去（76）	53	27	43
63	水野忠堯	享保8（1723）12/26 家督相続（19） 同9（1724）7/11 書院番番士（20） 宝暦11（1761）5/13 書院番組頭（57） 同年10/14 死去（〃）	57	37	38
64	鶴殿長矩	享保20（1735）8/5 家督相続（23） 元文2（1737）3/23 書院番番士（25） 宝暦11（1761）6/1 書院番組頭（49） 明和1（1764）8/16 死去（52）	49	24	26
65	仁賀保誠之	享保12（1727）12/16 家督相続（18） 同19（1734）12/23 書院番番士（25） 宝暦11（1761）10/15 書院番組頭（52） 明和5（1768）1/11 先手鉄砲頭（59） 安永6（1777）9/14 死去（68）	52	27	34
66	堀田一龍（一勝）	宝永2（1705）閏4/29 分家（6） 享保9（1724）10/9 書院番番士（25） 宝暦12（1762）12/28 書院番組頭（63） 明和4（1767）6/7 務を辞す（68） 安永3（1774）10/9 死去（75）	63	38	57

※『柳宮補任』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

※番入から昇進までの期間について、1の戸田氏記や処罰などで職歴が途切れている者については組頭に繋がる職歴で年数を計算した。

※家督相続から昇進までの期間について、8の三宅長房や11の内藤貞恒、13の朽木長恒など、家督を相続してから組頭に昇進するまでの職歴が途切れている者は分析の対象外とした。

表15 小性組組頭

No.	名前	組頭昇進までの履歴 ※家督相続日時を含む	年齢	番入から昇進までの期間(年)	家督相続から昇進までの期間(年)
1	本多忠英	宝永6(1709)4/6 小性組番士(42) 正徳5(1715)4/29 家督相続(48) 享保4(1719)11/11 小性組組頭(52)	52	10	4
2	水野忠欽	貞享3(1686)7/10 家督相続(8) 元禄11(1698)8/18 小性組番士(20) 享保5(1720)1/15 小性組組頭(42)	42	22	34
3	市岡正次	元禄4(1691)12/12 小性組番士(21) 同7(1694)2/22 桐間番番士(24) 同年3/18 近習番番士(〃) 同年5/6 小性(〃) 同年閏5/23 小性組番士(〃) 同15(1702)8/25 家督相続(32) 享保6(1721)1/11 小性組組頭(51)	51	30	19
4	小菅正親	元禄5(1692)12/12 家督相続(10) 同15(1702)5/10 書院番番士(20) 享保6(1721)8/9 小性組組頭(39)	39	19	29
5	進成陸	元禄12(1699)7/6 家督相続(26) 同年11/25 小性組番士(〃) 享保8(1723)4/6 小性組組頭(50)	50	24	24
6	永見為位	享保3(1718)10/19 家督相続(37) 同4(1719)10/18 小性組番士(38) 同8(1723)6/6 小性組組頭(42)	42	4	5
7	森川俊勝(重雅)	寛文11(1671)5/29 分家(9) 天和3(1683)閏5/7 桐間番番士(21) 同年8/25 小性組番士(〃) 元禄3(1690)9/1 桐間番番士(28) 同年同月18 小普請(処罰)(〃) 同5(1692)3/18 書院番(30) 同6(1693)9/- 寄合(31) 正徳3(1713)3/19 書院番番士(51) 享保8(1723)8/11 小性組組頭(61)	61	10	-
8	榊原職長	元禄12(1699)7/9 家督相続(14) 同14(1701)2/15 桐間番番士(16) 同年7/21 近習番番士(〃) 同年12/4 小普請(処罰)(〃) 宝永1(1704)6/11 小性組番士(19) 享保10(1725)1/11 小性組組頭(40)	40	21	-
9	大久保忠恒(忠寛、長救、忠民)	正徳1(1711)5/25 家督相続(23) 享保3(1718)3/16 小性組番士(30) 同10(1725)9/28 小性組組頭(37)	37	7	14
10	堀直方(直知)	宝永6(1709)4/6 小性組番士(21) 同年12/27 小納戸(〃) 享保1(1716)5/16 小性組番士(28) 同5(1720)5/23 家督相続(32) 同11(1726)7/25 小性組組頭(38)	38	17	6
11	菅沼定勝	元禄6(1693)12/9 小性組番士(18) 宝永1(1704)11/晦 桐間番番士(29) 同6(1709)2/21 小性組番士(34) 正徳4(1714)6/26 家督相続(39) 享保11(1726)9/11 小性組組頭(51)	51	33	12
12	長塩正徳	宝永6(1709)4/6 小性組番士(25) 享保8(1723)4/2 家督相続(39) 同12(1727)1/28 小性組組頭(43)	43	18	4

13	堀利庸	享保2 (1717) 8/16 家督相統 (19) 同4 (1719) 10/18 小性組番士 (21) 同12 (1727) 11/15 小性組組頭 (29)	29	8	10
14	松平近平 (昭武、近郷)	宝永5 (1708) 11/23 家督相統 (26) 享保3 (1718) 3/16 小性組番士 (36) 同13 (1728) 5/15 小性組組頭 (46)	46	10	20
15	神保忠正	宝永7 (1710) 10/22 家督相統 (14) 享保4 (1719) 10/18 小性組番士 (23) 同15 (1730) 2/28 小性組組頭 (34)	34	11	20
16	安部信之 (信福)	宝永6 (1709) 4/6 小性組番士 (24) 享保9 (1724) 閏4/2 家督相統 (39) 同16 (1731) 8/28 小性組組頭 (46)	46	22	7
17	山田利延	宝永6 (1709) 5/16 家督相統 (9) 享保4 (1719) 10/18 小性組番士 (19) 同19 (1734) 4/15 小性組組頭 (34)	34	15	25
18	山高信礼 (信知)	元禄15 (1702) 12/21 小性組番士 (23) 正徳3 (1713) 5/晦 家督相統 (34) 享保20 (1735) 2/15 小性組組頭 (56)	56	33	22
19	加藤正景	享保1 (1716) 8/19 家督相統 (23) 同4 (1719) 10/18 小性組番士 (26) 同20 (1735) 3/12 小性組組頭 (42)	42	16	19
20	山木正信	元禄12 (1699) 12/9 家督相統 (4) 享保4 (1719) 10/18 小性組番士 (24) 同20 (1735) 10/1 小性組組頭 (40)	40	16	36
21	武田信温	享保9 (1724) 5/25 家督相統 (18) 同10 (1725) 10/9 小性組番士 (19) 同20 (1735) 10/1 小性組組頭 (29)	29	10	11
22	渥美友武	享保8 (1723) 5/2 家督相統 (28) 同9 (1724) 10/9 小性組番士 (29) 元文1 (1736) 9/28 小性組組頭 (41)	41	12	13
23	菅谷政鋪	享保10 (1725) 12/16 家督相統 (24) 同16 (1731) 3/5 小性組番士 (30) 元文1 (1736) 11/28 小性組組頭 (35)	35	5	11
24	戸田直之	享保1 (1716) 3/2 家督相統 (17) 同9 (1724) 10/9 小性組番士 (25) 元文2 (1737) 閏11/18 小性組組頭 (38)	38	13	21
25	大橋親義	享保7 (1722) 5/2 家督相統 (-) 同16 (1731) 3/5 小性組番士 (-) 元文2 (1737) 閏11/18 西丸小性組組頭 (-)	-	6	15
26	大津勝岑	宝永6 (1709) 4/6 桐間番番士 (18) 正徳3 (1713) 5/18 小性組番士 (22) 享保3 (1718) 8/9 家督相統 (27) 元文3 (1738) 2/28 小性組組頭 (47)	47	29	20
27	脇坂安繁	正徳4 (1714) 11/29 家督相統 (10) 享保9 (1724) 10/9 小性組番士 (20) 元文2 (1737) 閏11/22 西丸小性組番士 (33) 同3 (1738) 2/28 西丸小性組組頭 (34)	34	14	24
28	織田信興 (信義)	享保13 (1728) 10/9 家督相統 (21) 同20 (1735) 4/9 小性組番士 (28) 元文3 (1738) 7/23 小性組組頭 (31)	31	3	10
29	田中勝方 (勝芳)	正徳2 (1712) 8/27 家督相統 (18) 享保4 (1719) 10/18 小性組番士 (25) 元文4 (1739) 2/3 小性組組頭 (45)	45	20	27
30	桜井政甫	享保12 (1727) 5/21 小性組番士 (17) 元文2 (1737) 閏11/22 西丸小性組番士 (27) 寛保1 (1741) 1/28 西丸小性組組頭 (31) 延享1 (1744) 11/20 家督相統 (34)	31	14	-3

31	山本雅摠 (久儔、正方)	享保15 (1730) 8/19 小性組番士 (31) 同17 (1732) 12/27 家督相統 (33) 寛保2 (1742) 6/21 小性組組頭 (43)	43	12	10
32	牟礼菖貞 (葛貞)	享保15 (1730) 8/19 小性組番士 (36) 元文2 (1737) 11/3 家督相統 (43) 同年閏11/22 西丸小性組番士 (ノ) 寛保2 (1742) 10/15 西丸小性組組頭 (48)	48	12	5
33	坂部明之	享保12 (1727) 5/21 小性組番士 (27) 元文3 (1738) 5/3 家督相統 (38) 寛保3 (1743) 5/1 小性組組頭 (43)	43	16	5
34	松平正輔 (正盛)	宝永5 (1708) 11/27 家督相統 (9) 享保9 (1724) 10/9 小性組番士 (25) 延享2 (1745) 9/1 吉宗附小性組組頭 (46)	46	21	37
35	赤井忠通 (忠道)	享保9 (1724) 7/26 小性組番士 (27) 同15 (1730) 8/5 家督相統 (33) 延享3 (1746) 5/1 小性組組頭 (49)	49	22	16
36	別所貢長	元禄11 (1698) 12/18 家督相統 (12) 宝永3 (1706) 7/21 小性組番士 (20) 延享3 (1746) 7/1 小性組組頭 (60)	60	40	48
37	松平勝周 (重熙)	享保13 (1728) 10/9 家督相統 (34) 寛保1 (1741) 10/28 西丸小性組番士 (47) 寛延1 (1748) 5/1 西丸小性組組頭 (54)	54	7	20
38	有馬純意	享保11 (1726) 7/18 家督相統 (28) 延享2 (1745) 9/13 小性組番士 (47) 寛延1 (1748) 10/1 小性組組頭 (50)	50	3	22
39	大久保康致	享保8 (1723) 4/2 家督相統 (17) 同9 (1724) 10/9 小性組番士 (18) 寛延2 (1749) 6/12 小性組組頭 (43)	43	25	26
40	宅間良豊	享保1 (1716) 11/29 家督相統 (20) 同4 (1719) 10/18 小性組番士 (23) 元文2 (1737) 閏11/22 西丸小性組番士 (41) 寛延3 (1750) 3/27 西丸小性組組頭 (54)	54	31	34
41	田付景林 (定派)	享保15 (1730) 8/19 小性組番士 (22) 寛延3 (1750) 11/1 小性組組頭 (42) 宝暦5 (1755) 6/3 家督相統 (47)	42	20	- 5
42	坪内定央	寛保2 (1742) 10/3 家督相統 (32) 延享2 (1745) 9/13 小性組番士 (35) 寛延3 (1750) 12/1 小性組組頭 (40)	40	5	8
43	稲葉正長 (正英)	寛保2 (1742) 9/3 家督相統 (37) 延享2 (1745) 9/13 小性組番士 (40) 宝暦2 (1752) 2/28 小性組組頭 (47)	47	7	10
44	久世広慶	享保6 (1721) 10/11 家督相統 (18) 同9 (1724) 10/9 小性組番士 (21) 宝暦4 (1754) 6/28 小性組組頭 (51)	51	30	33
45	遠山康英 (安英)	享保12 (1727) 5/21 小性組番士 (22) 延享3 (1746) 10/2 家督相統 (41) 宝暦5 (1755) 3/1 小性組組頭 (50)	50	28	9
46	神尾 (神保) 長勝	享保15 (1730) 8/19 小性組番士 (14) 元文1 (1736) 12/29 家督相統 (20) 同2 (1737) 閏11/18 西丸小性組番士 (21) 宝暦5 (1755) 8/28 西丸小性組組頭 (39) ※年齢につき、『寛政譜』に若干の誤差アリ	39	25	19
47	天野富房	享保8 (1723) 9/2 家督相統 (20) 同9 (1724) 10/9 大番番士 (21) 同16 (1731) 6/29 小性組番士 (28) 宝暦6 (1756) 4/15 小性組組頭 (53)	53	32	33

48	松平近富	享保19 (1734) 4/2 家督相続 (34) 延享2 (1745) 9/13 小性組番士 (45) 宝暦7 (1757) 11/1 小性組組頭 (57)	57	12	23
49	大久保忠厚 (忠行)	延享2 (1745) 9/18 家督相続 (25) 寛延2 (1749) 4/4 小性組番士 (29) 宝暦7 (1757) 12/24 小性組組頭 (37)	37	8	12
50	小長谷政芳 (友清)	享保15 (1730) 8/19 小性組番士 (20) 同16 (1731) 9/5 家督相続 (21) 元文2 (1737) 閏11/22 西丸小性組番士 (27) 宝暦8 (1758) 11/28 西丸小性組組頭 (48)	48	28	27
51	小出英通	元文1 (1736) 3/2 家督相続 (30) 延享2 (1745) 9/13 小性組番士 (39) 宝暦10 (1760) 5/6 小性組組頭 (54)	54	15	24
52	朝岡興戸	享保20 (1735) 9/19 小性組番士 (33) 宝暦1 (1751) 11/4 家督相続 (49) 同12 (1762) 2/4 小性組組頭 (60)	60	27	11
53	清水政意 (義永)	享保16 (1731) 5/11 家督相続 (11) 寛保1 (1741) 10/28 西丸小性組番士 (21) 宝暦11 (1761) 8/3 小性組番士 (41) 同12 (1762) 12/15 西丸小性組番士 (42) 同13 (1763) 8/15 西丸小性組組頭 (43)	43	22	32
54	織田信方	寛延1 (1748) 8/14 家督相続 (31) 同年9/21 小性組番士 (〃) 宝暦13 (1763) 9/15 小性組組頭 (46)	46	15	15

※『柳宮補任』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

※7の森川俊勝や8の榊原職長など、処罰などで職歴が途切れている者については組頭に繋がる職歴で年数を計算した。

※7の森川俊勝、8の榊原職長は家督を相続してから組頭に昇進するまでに職歴が途切れているので分析の対象外とした。

惣領番入制度によって両番番士となり、その後書院番組頭に昇進した者は、杉浦貞隣(表14の23)、諏訪頼均(表14の28)、山本正相(表14の30)、梶正胤(表14の47)、石尾氏記(表14の52)、山田勝之(表14の53)、池田正胤(表14の60)、以上七人である。この内、杉浦貞隣は番入した年に家督を相続し、石尾氏記や池田正胤、山本正相も番入してから十年未満で家督を相続しており、家督相続を経て番入した後に書院番組頭に昇進した者との差異を見出すのは難しい。これに対して、梶正胤は二十五年、山田勝之は十八年の間、惣領として書院番番士を勤めた後に家督を相続している。梶正胤の場合は家督を相続した直後(五ヶ月後)に書院番組頭に昇進しており、相続前からの書院番番士の勤務年数が影響しているものと推察される。また、諏訪頼均は享保九年(一七二四)に番入して十三年後の元文二年(一七三七)に西丸書院番組頭に昇進しているが、それは家督を相続する五年前にあたる。両者とも、惣領番入制度を十分に活かした経歴といえるであろう。

惣領番入制度によって番入し、その後小性組組頭に昇進した者は、桜井政甫(表15の30)、山本雅摠(表15の31)、牟礼苜貞(表15の32)、坂部明之(表15の33)、赤井忠通(表15の35)、田付景林(表15の41)、遠山康英(表15の45)、神尾長勝(表15の46)、小長谷政芳(表15の50)、朝岡興戸(表15の52)、以上十名である。この内、山本雅摠、牟礼苜貞、赤井忠通、神尾長勝、小長谷政芳は番入後十年未満

で家督を相続しており、家督相続後に番入していたとしても大差は無からう。惣領番入制度による番入の時期と家督相続の時期との間に十年以上の差がある者は坂部明之、遠山康英、朝岡興戸である。特に朝岡興戸の場合、享保二十年（一七三五）に三十三歳で小性組番士となり、その十六年後に家督を相続（四十九歳）、さらに十一年後に小性組組頭に昇進するが（六十歳）、死亡するのはその翌年である（宝暦十三年、六十一歳<sup>57</sup>）。惣領時代の小性組番士の勤務年数の加算が無ければ組頭に昇進出来なかった可能性が高い。また、前段で取り上げた惣領の内に書院番組頭に昇進した諏訪頼均の様に、桜井政甫と田付景林はいずれも惣領の内に小性組組頭に昇進しており、家督相続まで番入していなかった場合との差は大きいといえる。

この様に、惣領番入制度によって番入してから家督を相続するまでの期間が長い者ほど、同制度の恩恵は際だつ。惣領の内に昇進出来た諏訪頼均・桜井政甫・田付景林に至っては、惣領番入制度の活用を抜きにしてはあり得ない経歴となっているのである。

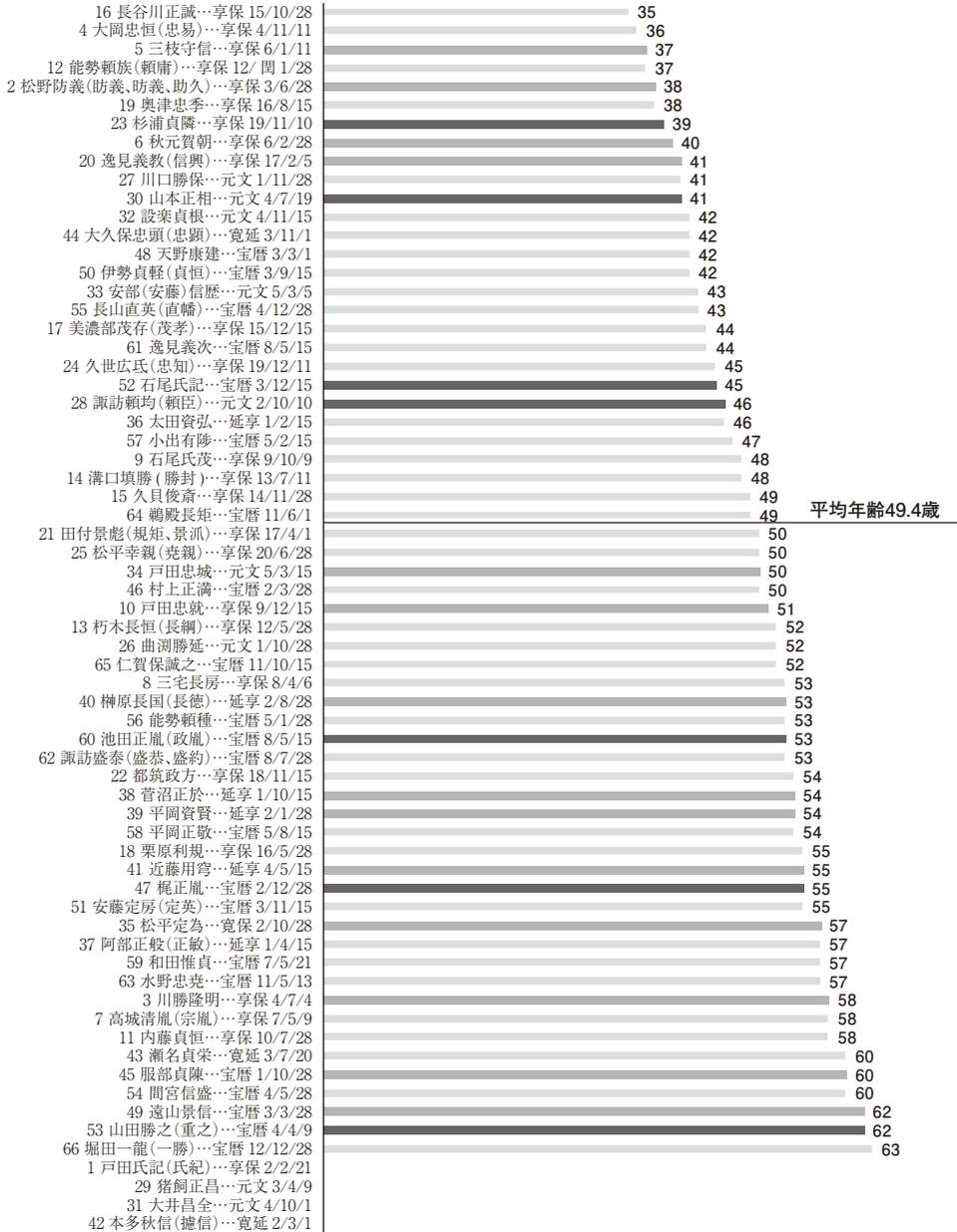
## 2 番士から組頭に昇進した者全体の検討

本節では両番番士から両番組頭に昇進した者全体の中で、惣領番入制度を通じて番入しその後両番組頭に昇進した者の位置づけを行う（対象期間は1と同じく享保〜宝暦年間）。

まず、両番番士から両番組頭に昇進した時点で、家督相続を経て番入しその後両番組頭に昇進した者、総番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者、惣領番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者、それぞれの年齢を比較する。図1は表14を元に作成した、両番番士から書院番組頭に昇進した際のそれぞれの年齢をまとめたものである。三十五歳で昇進した長谷川正誠から六十歳の堀田一龍まで、相当な開きがあるが、四十代から五十代の間に昇進した者が多いことが分かる（平均四十九・四歳）。また、図2は表15を元に作成した、両番番士から小性組組頭に昇進した際のそれぞれの年齢をまとめたものである。二十九歳で昇進した堀利庸・武田信温から六十一歳で昇進した森川俊勝まで、やはり相当の開きがあるが、三十代から五十代までの間に昇進した者がほとんどである。昇進時の平均年数は四十四・五歳であり、書院番組頭に比して若干若い。双方に共通する傾向としては、家督相続を経て番入しその後両番組頭に昇進した者、総番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者、それぞれ昇進時の年齢にさほどの偏りが見られないということである。

次に、番入してから両番組頭に昇進するまでの期間を比較したい。図3は表14を元に作成した、番入から書院番組頭昇進までに要した年数をまとめたものである。総番入制度により番入しその後書

図1 書院番組頭昇進時の年齢



※表14から作成した。

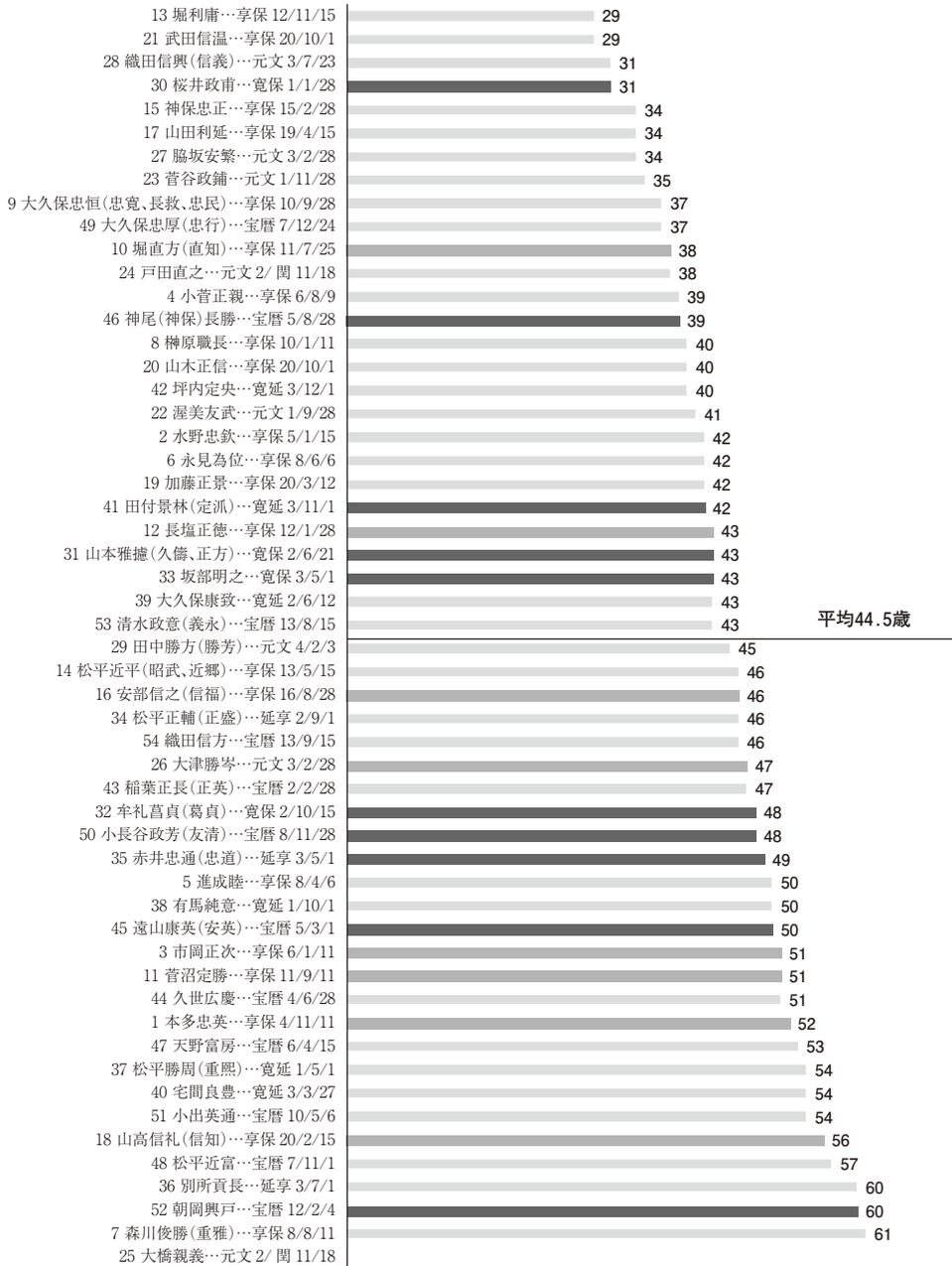
※は家督相続を経て番入した者、は総番入制度により番入した者、は惣領番入制度により番入した者である。ただし、11の内藤貞恒は総番入ではあるものの組頭までに職歴が途切れているため、家督相続を経て番入をした者として扱っている。

※氏名左にある番号は表14の番号に対応している。

※氏名右の年月日はそれぞれの組頭昇進年月日である。

※『寛政重修諸家譜』からは1の戸田氏記、29の猪飼正昌、31の大井昌全、42の本多秋信の年齢が不明であるため、平均年齢の割り出しから除外した。

図2 小性組組頭昇進時の年齢



※表15より作成した。

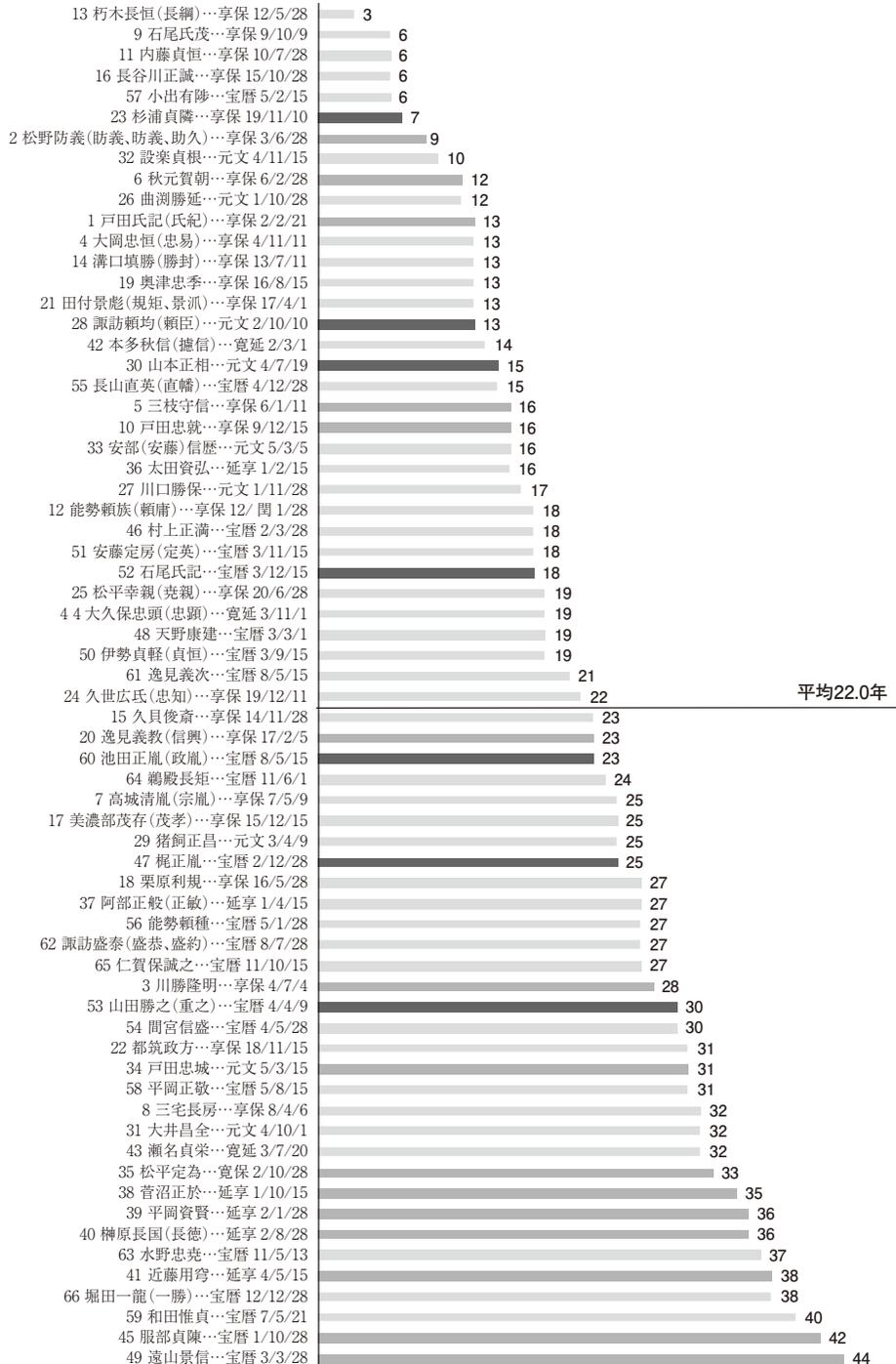
※  は家督相続を経て番入した者、 は総番入制度により番入した者、 は惣領番入制度により番入した者である。

※氏名左にある番号は表15の番号に対応している。

※氏名右の年月日はそれぞれの組頭昇進年月日である。

※『寛政重修諸家譜』からは25の大橋親義の年齢が不明であるため、平均年齢の割り出しからは除外した。

図3 番入から書院番組頭昇進までの年数



※表14より作成した。

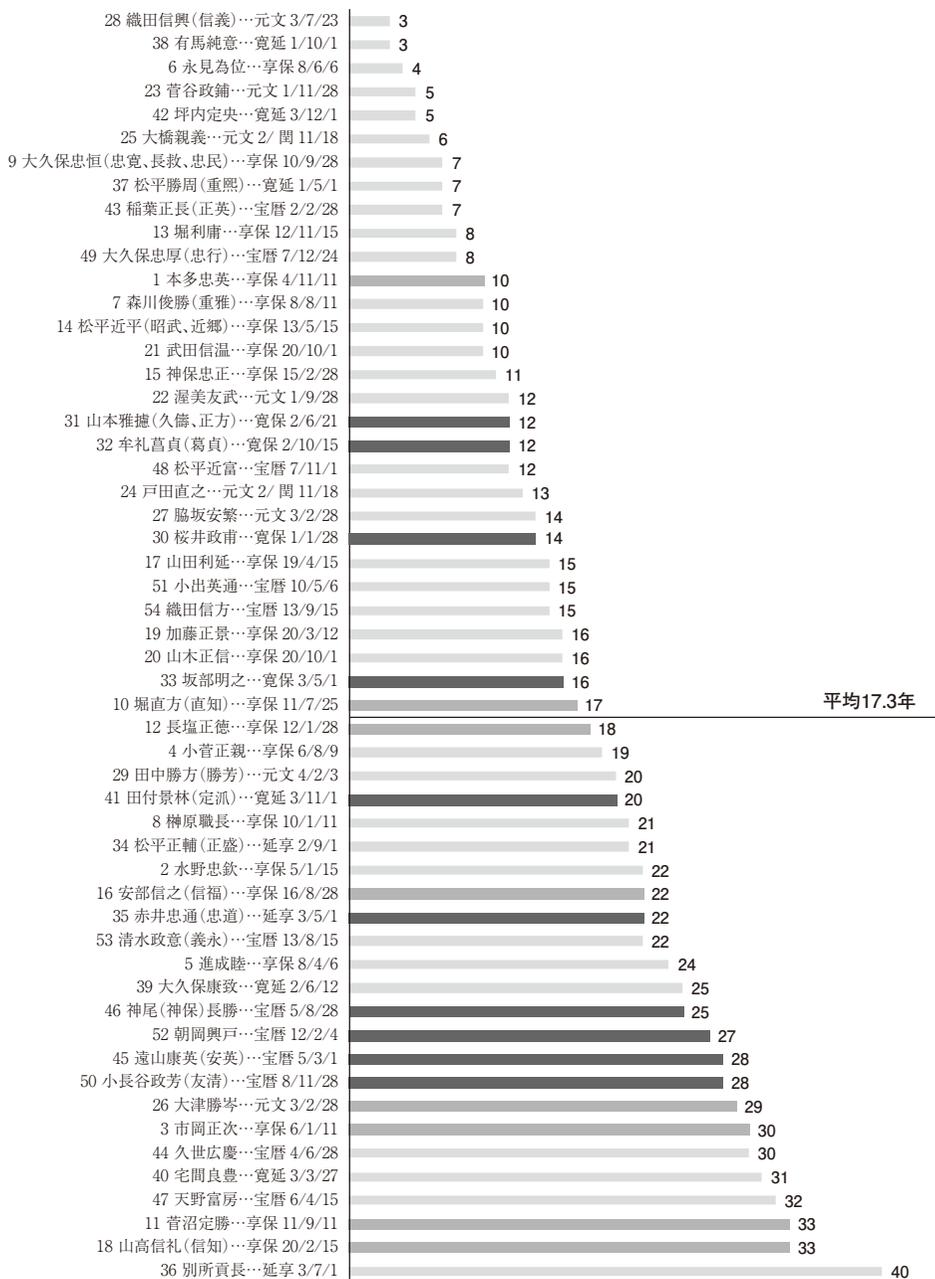
※ は家督相続を経て番入した者、 は総番入制度により番入した者、 は惣領番入制度により番入した者である。ただし、11の内藤貞恒は総番入ではあるものの組頭までに職歴が途切れているため、家督相続を経て番入をした者として扱っている。

※氏名左にある番号は表14の番号に対応している。

※氏名右の年月日はそれぞれの組頭昇進年月日である。

※1の戸田氏記や10の戸田忠就など、処罰などで職歴が途切れている者については組頭に繋がる職歴で平均値を計算している。

図4 番入から小性組組頭昇進までの年数



※表15より作成した。

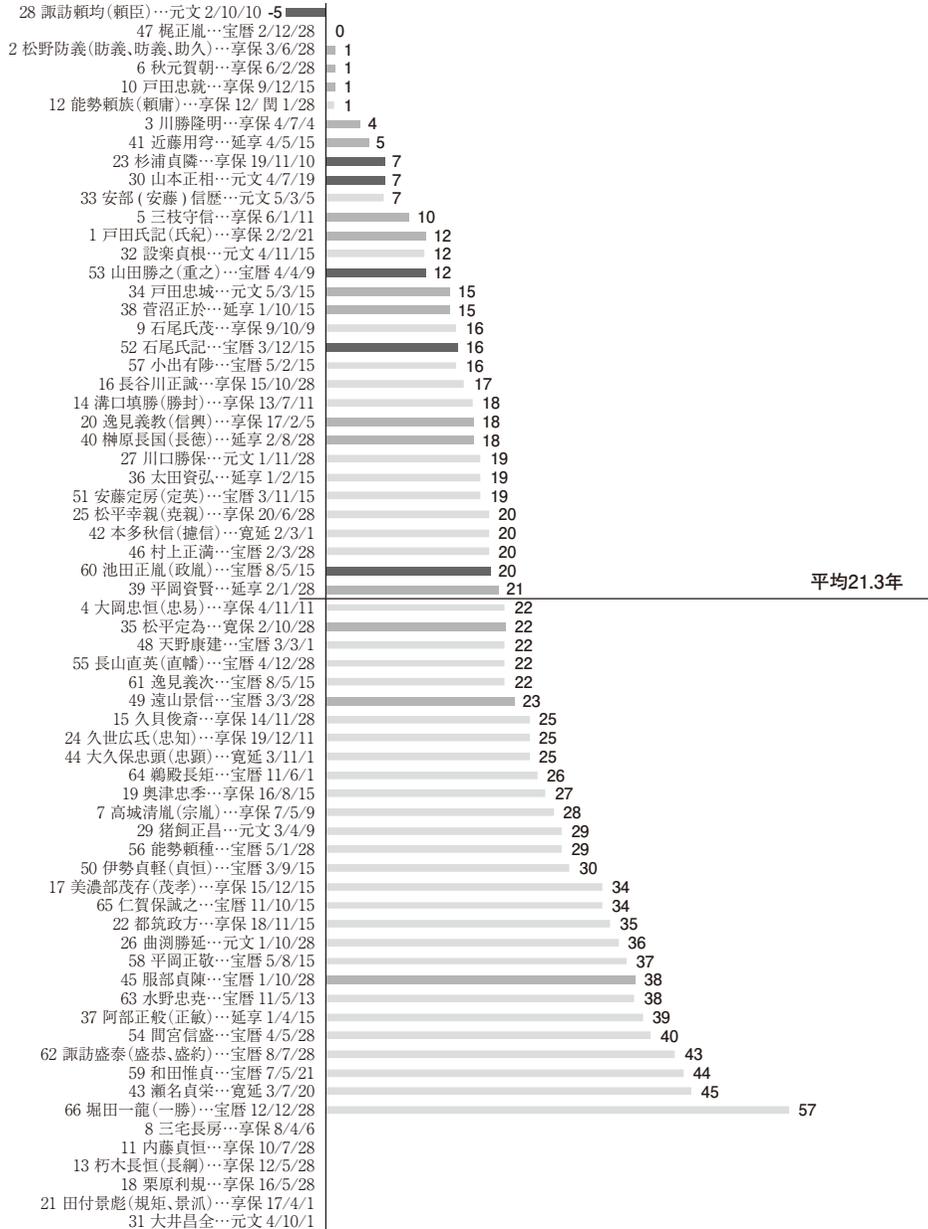
※は家督相続を経て番入した者、は総番入制度により番入した者、は惣領番入制度により番入した者である。

※氏名左にある番号は表15の番号に対応している。

※氏名右の年月日はそれぞれの組頭昇進年月日である。

※7の森川俊勝や8の榊原職長など、処罰などで職歴が途切れている者については組頭に繋がる職歴で平均値を計算している。

図5 家督相続から書院番組頭昇進までの年数



※表14から作成した。

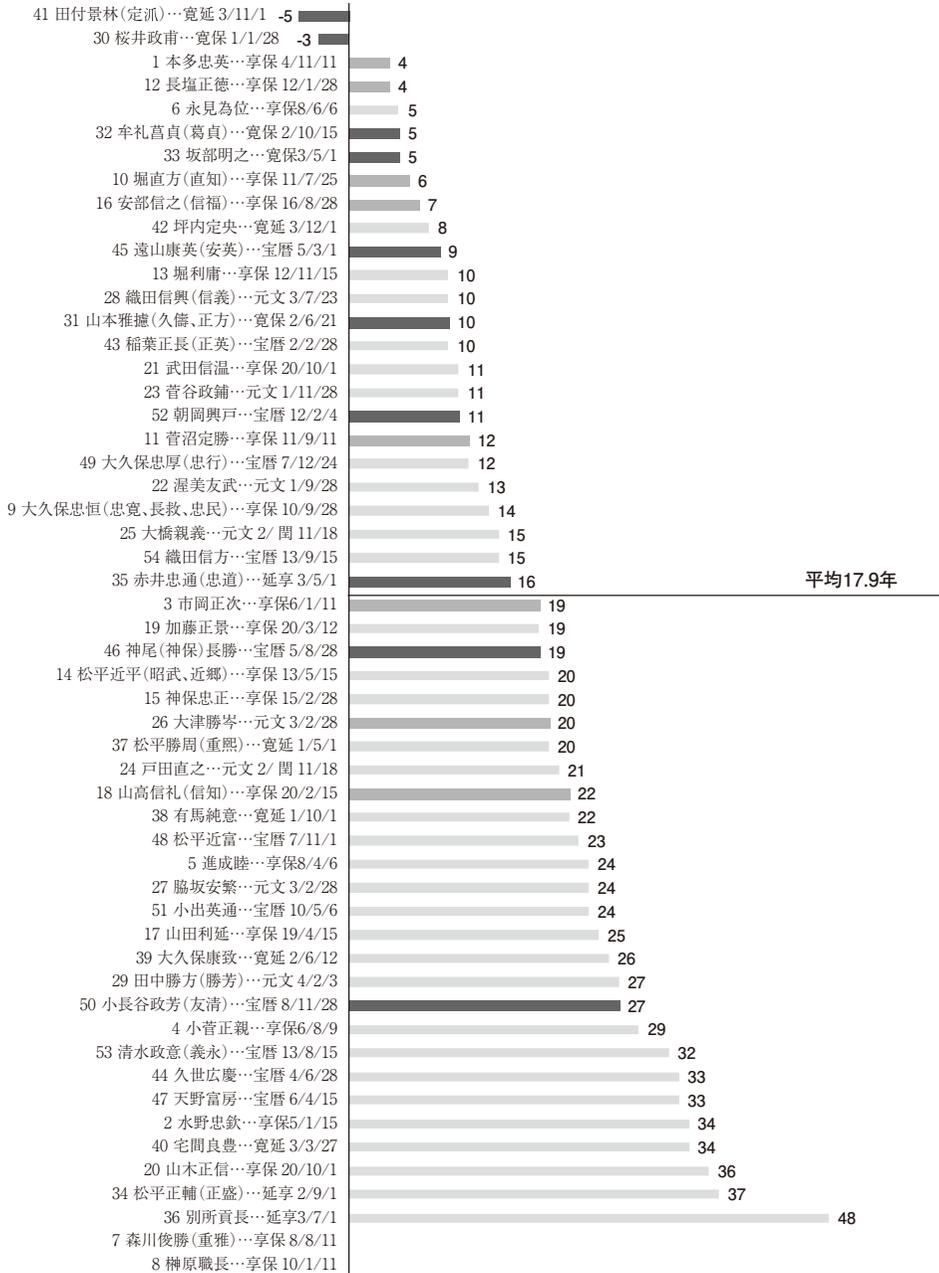
※は家督相続を経て番入した者、は総番入制度により番入した者、は惣領番入制度により番入した者である。

※氏名左にある番号は表14の番号に対応している。

※氏名右の年月日はそれぞれの組頭昇進年月日である。

※8の三宅長房や11の内藤貞恒、13の朽木長恒など、家督を相続してから組頭に昇進するまでの職歴が途切れている者は平均値の計算から除いている。

図6 家督相続から小性組組頭昇進までの年数



※表15より作成した。

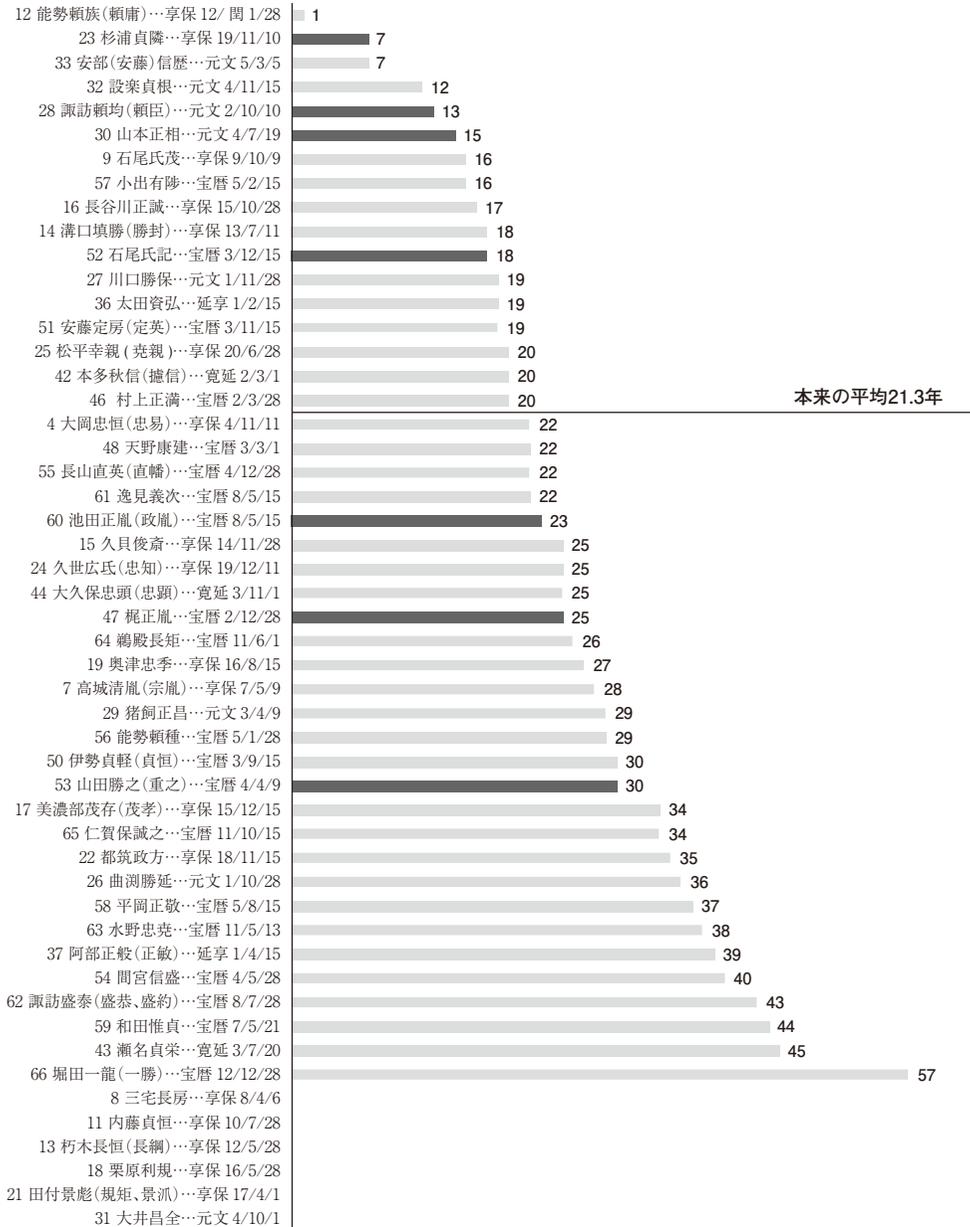
※は家督相続を経て番入した者、は総番入制度により番入した者、は惣領番入制度により番入した者である。

※氏名左にある番号は表15の番号に対応している。

※氏名右の年月日はそれぞれの組頭昇進年月日である。

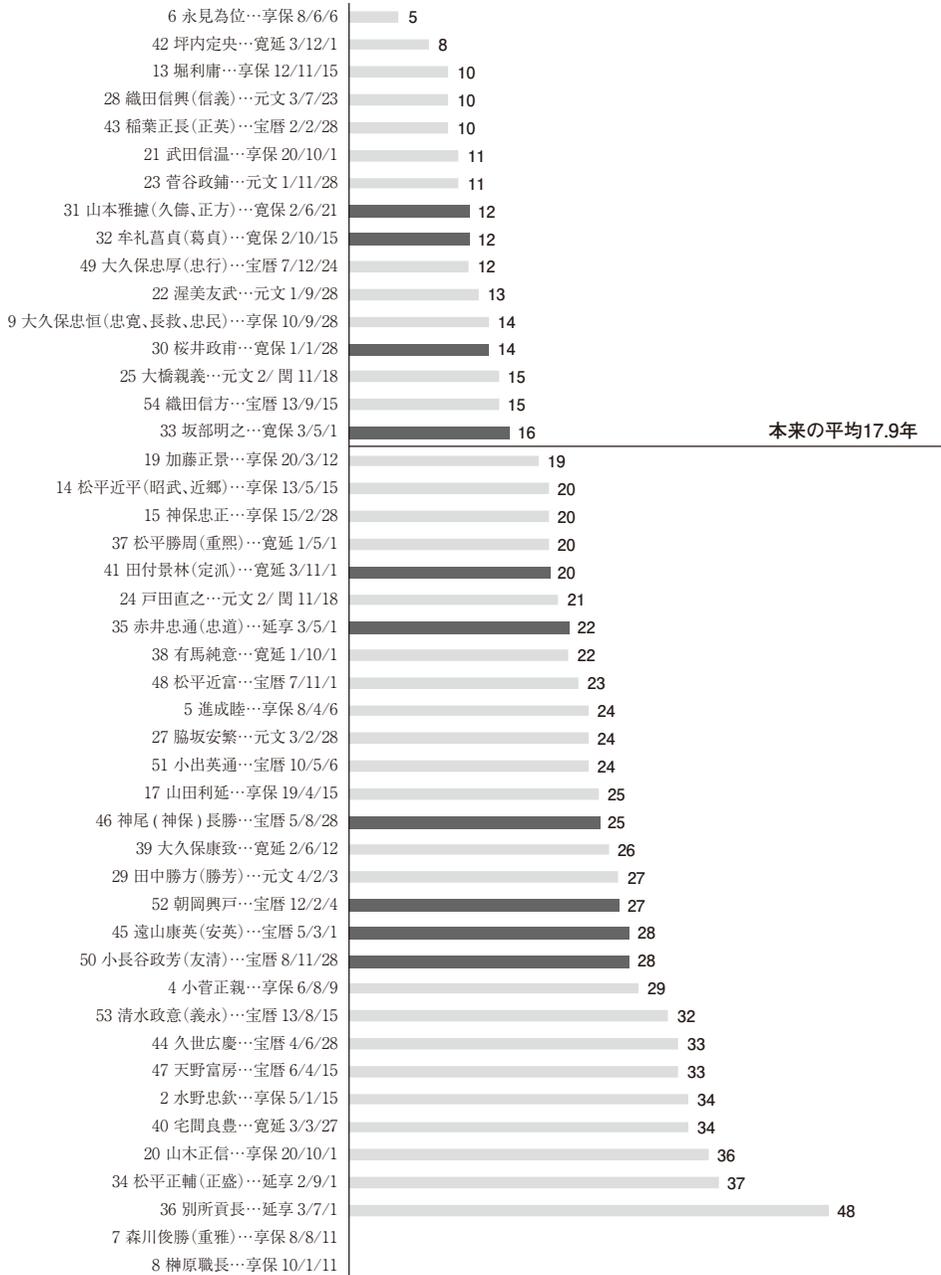
※7の森川俊勝、8の榊原職長は家督を相続してから組頭に昇進するまでに職歴が途切れているため、平均値の計算から除いている。

図7 家督相続から書院番組頭昇進までの年数（仮想）



※図5を元に作成した。

図8 家督相続から小性組組頭昇進までの年数（仮想）



※図6を元に作成した。

院番組頭に昇進した者が比較的長い勤務年数を要していることが分かるが、家督相続を経て番入しその後書院番組頭に昇進した者と、惣領番入制度によって番入しその後書院番組頭に昇進した者との間に目立った差は見られない。図4は表15を元に作成した、番入から小性組組頭昇進までに要した年数をまとめたものである。家督相続を経て番入した者と、惣領番入制度によって番入した者を比較すると、前者が若干短期間で昇進する傾向が見られるが、ほとんど差は無いといつてよいであろう。

それでは、家督相続から両番組頭に昇進するまでの期間はどうかあるうか。図5は表14を元に作成した、家督相続から書院番組頭昇進までに要した年数をまとめたものである。惣領番入制度によって番入しその後書院番組頭に昇進した者は、全員が平均年数を下回るという傾向が見られる。図6は表15を元に作成した、家督相続から小性組組頭昇進までに要した年数をまとめたものである。図5のように極端ではないものの、これも惣領番入制度によって番入しその後小性組組頭に昇進した者のほとんどが平均年数を下回っている。

惣領番入制度によって番入した者が、仮に選に漏れ続け、家督相続まで番入出来なかったとすると、この偏りはどうなるか。その様な仮説をまとめたのが図7、図8である。図7は図5より総番入制度によって番入しその後書院番組頭に昇進した者を除いた上で、惣領番入制度によって番入した者が家督相続と同時に番入し、図3に

示した年数（番入から昇進までの年数）をかけて書院番組頭に昇進したと仮想した場合どうなるかを示したものである。図8は図6に対して図7同様の処理を加えたものである。図5、6に見られた傾向が消えていることが分かる。

両番組頭昇進時の年齢という点、番入してから両番組頭昇進までの年数という点に於いて、家督相続を経て番入しその後両番組頭に昇進した者と、惣領番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者との差異が殆ど見出せなかったことに対して、家督相続をしてから昇進するまでの年数を比較した場合、後者に明らかな優位が見られた。このことは、家督相続以前から勤務している以上、当然の結果であるとはいえようが、図7、8で仮想した通り、家督相続まで番入しないままで（出来ないままで）いた場合の結果と比べて格段の差があるのである。

### 小括

1・2の分析から次のことが明らかになった。惣領番入制度により家督を相続する前から番入することで自ずから勤務年数は長くなり、それは昇進に有利に働いた。本来であれば、旗本は家督を相続した上で番入し、相応の勤務年数を経た上でなければ昇進は出来ない。即ち、惣領番入制度が無ければ昇進出来なかったであろう者が制度の恩恵によって昇進しているのである。こうした結論は、部屋

住のままで番入出来るという点で惣領番入制度と共通する総番入制度にも適用できるが、武芸吟味という選抜を伴うか否かという点で、両者には違いがある。惣領番入制度発足後の番士の惣領にとつては、昇進にまで影響する恩恵の獲得競争が生まれたということになる。

#### まとめ

以上、番人と昇進というふたつの観点から、惣領番入制度によって五番方番士の惣領が獲得した恩恵を明らかにした。

第一に収入の増加という恩恵である。惣領の内に番入すれば役料が支給され、当主の家禄に上乘せされることになる。この期間は家収入が増加する期間ということになるが、二十年以上もそれが継続される事例もあることを鑑みれば、家督を相続するまで番入出来なかつた場合と比べて収入の面で格段の差があつた。

第二に経歴上の恩恵、即ち、家督相続が遅れた場合であつても部屋住のままで番入出来るという恩恵である。二十代から三十代で家を継ぎ、その後数年で番入をする。番士の惣領全てがその様な人生であつたならば惣領番入制度はそれほどの恩恵にはならない。しかしIIで論じた通り、必ずしもその様な人生になるとは限らないのである。部屋住のまま年月を過ごし、家督相続をした段階で既に高齢になつている。家督相続さえすれば数年で番入出来ることが殆どと

はいえ、それは避けるべき話であろう。惣領番入制度による番入はその様な事態を回避するための有効な手段なのである。

第三に、昇進への影響である。惣領番入制度は、昇進のための免許の様なものを惣領に与える訳ではない。家督相続前に得た勤務年数を家督相続後の勤務年数に上乘せし、昇進に影響を及ぼすのである。甚しきは家督相続前に昇進が叶うという事例であるが、これも家督相続後に積むべき勤務年数を家督相続前に積んだ結果ということになる。

いずれも、番士の惣領にとっては大きな恩恵である。

Iの末尾にて、筆者は惣領番入制度の「恩恵はどれほどの意味を持つていたのか」と書いた。その疑問に対する答えは本論で論じた通りである。惣領番入制度の恩恵とは旗本家及び旗本惣領の一生を左右するものであつたのである。

#### 注

(1) 五番方の定義については横山則孝『近世中期大番筋旗本覚書』八千代出版株式会社、二〇一一年、二一―三五頁。

(2) 厳密には書院番・小性組・大番・小十人組の番士として召し出され、新番番士としては召し出されていない。II―3参照。

(3) 橋本昭彦『江戸幕府試験制度史の研究』風間書房、一九九三年、一一八―一二三頁。

- (4) 拙著「惣領番入制度、その成立と意義―吉宗期の武芸奨励と関連して―」『日本研究』第四十五集所収、二〇一二年。
- (5) 同右、一〇九―一一〇頁。
- (6) 進士慶幹『江戸時代の武家の生活』至文堂、一九六六年、九五頁及び前掲(3)一一九―一二〇頁。
- (7) 前掲(1)四六一―五一頁、一九五―一九九頁。
- (8) 南和男『「仕官格義弁」解題』『内閣文庫所蔵史籍叢刊(五)』汲古書院、一九八四年、三―五頁。
- (9) 同右、七六八―七七〇頁、なお、読点などは筆者による(以下同じ)。
- (10) 深井雅海『徳川將軍政治権力の研究』吉川弘文館、一九九一年、一六七頁、一九二頁。
- (11) 『徳川実紀』六卷(常憲院殿御実紀)吉川弘文館、二二六―二二七頁、一八三頁、『徳川実紀』七卷(文昭院殿御実紀)吉川弘文館、二二―二二頁。
- (12) 『柳營日次記(三十四)』(マイクロフィルム)雄松堂出版。
- (13) 同右。
- (14) 前掲(3)一二三頁でも同様の分析がなされている。
- (15) 同右、一二五―一四八頁。
- (16) 前掲(12)。
- (17) 前掲(8)七六八頁。
- (18) 『柳營日次記(三十五)』(マイクロフィルム)雄松堂出版。
- (19) 前掲(12)。
- (20) 前掲(4)五八―七五頁。
- (21) 同右。
- (22) 『内閣文庫影印叢刊 自家年譜(森山孝盛日記) 上』国立公文書館内閣文庫、一九九四年、三―四頁、及び前掲(4)五七―五八頁。
- (23) 前掲(4)七四―七八頁。
- (24) 『国史大事典』「しよんばんぐみ 書院番組」の項。
- (25) 『御番士代々記』(『御書院番一番号前目錄』国立公文書館所蔵、請求番号一五二一〇二二)。
- (26) 戸田忠則(表9の14)は番入時点で当主の忠城が番士ではなくなっている。番士の惣領を対象としている関係上、分析の対象から外した。
- (27) 『寛政重修諸家譜』十六卷一四九頁。
- (28) 前掲(24)「こしょうぐみ 小性組」の項。
- (29) 前掲(26)と同じく、山本正篤(表10の21)、田付景利(表10の41)は番入時点で当主が番士ではなくなっているので分析対象から外した。
- (30) 前掲(27)七卷三五四頁。
- (31) 同右、十四卷四二二頁。
- (32) 同右、十一卷一三三頁。
- (33) 前掲(24)「しんばん 新番」の項。
- (34) 藤井讓治『江戸時代の官僚制』青木書店、一九九九年、一五三頁。
- (35) 前掲(1)四二―四四頁。
- (36) 前掲(27)二十卷一八〇頁。
- (37) 同右、七卷三〇四頁。
- (38) 同右、十八卷二〇八頁。
- (39) 同右、七卷三〇一頁。

- (40) 前掲(1) 一五―二〇頁。
- (41) 前掲(27) 十四卷三二頁。
- (42) 前掲(24) 「おおばんぐみ 大番組」の項。
- (43) 前掲(26) と同じく、永井氏恵(表12の29) は番入時点で当主が番士ではなくっているので分析対象から外した。
- (44) 前掲(27) 十卷一四六頁。
- (45) 『改訂史籍集覧』第十一冊五〇頁。
- (46) 前掲(24) 「こじゅうにんぐみ 小十人組」の項。
- (47) 前掲(26) と同じく、伊奈忠誼(表13の3)、近藤義伝(表13の14)、石川武貞(表13の16) は番入時点で当主が番士ではなくっているので分析対象から外した。
- (48) 前掲(27) 二十二卷三〇二頁。
- (49) 同右、十八卷三〇二頁。
- (50) 前掲(4) 八四―八五頁。
- (51) 同右、八五―一〇八頁。
- (52) 前掲(34) 一六一―一六七頁。
- (53) 武井大侑「江戸幕府における番方の機構と昇進」『國史學』二〇三号所収、二〇一一年、一三一―一三八頁。
- (54) 前掲(45) 三〇頁。
- (55) 『大日本近世史料 柳営補任二』二六〇―二八一頁。
- (56) 同右、三三四―三五二頁。
- (57) 前掲(27) 十二卷六二頁。

# 江戸後期における儒学テキスト読解の作法

——「練熟」「組織セル念慮」の醸成装置として——

竹村英二

はじめに

近代日本の知識層における知的基盤として儒学／漢学があったことは、これまでも様々な分野の研究者の指摘するところであるが、とくに江戸後期以降の儒学の学習過程で実践された「素読」の重要性について、R・シャルチエ、F・リンガーなどの提唱する近代知性と読書人論などを援用し、明治知識層の学習過程に関する回想などと相関させながら指摘したのが中村春作である。素読の効用についてはもとより異論の余地はないが、本稿ではさらに、素読も含めた近世の儒学学習過程の諸相に注意を払い、具体的にどのような教育施策の諸々が、いかなる効用をもたらしたかを考察することを目的とする。

特定の専門儒者ではなく、ある一定の人口層において幕末までに

醸成された「知的基盤」、或は「共有されている知的習慣」とその「集合的意味」の考察には、どのような方法が有効だろうか。歴史社会学的研究の多くは、一定の人口層において「慣習・制度により恒久化させられていった『隠然たる』知的習慣」への注意を促すも、学習過程の諸側面の詳細な実証的考察を伴わないものが多い印象をうける。一方、日本教育史の研究に、藩学、郷学の教育制度、学規などを考察し、これらの教育機関における学習課程、とりわけ儒学学習の実際における素読、聴講学習、会業（会説）、試業おのおの実相の詳細を明らかにするものがある。とりわけ武田勘治の研究は、醸成された知的習慣の特定に重要な意味をもつ聴講学習、具体的には「下見」「聴講・聞書」、さらには「返り視」即ち復習、質講といった、習熟を十全たるものとするための細かい学習手法の考察に傾注する。翻つては学習課程の一つである会説に水平的討論

機会の萌芽を認め、幕末の処士横議、さらには明治の自由民権の議論の下地となった可能性を見いだす研究もある<sup>8)</sup>。

しかし、教育史研究の多くは、藩学教育の培った共有の知的習慣の、後世に有用な知的基盤としての意味づけが一面的におわっている傾向があり<sup>9)</sup>、また、儒学諸学派の思想的差異、特徴に関する専門研究の知見にもあまり注意を払わず、結果、どの学派の思想的、学問方法的特徴が、どのように教育過程に影響したか等の記述において難駁な様相を呈していることも否めない<sup>10)</sup>。一定の人口層における「隠然たる」知的習慣<sup>11)</sup>を考えるには、右に挙げた教育制度・規則に関する諸研究の成果も適宜勘案しながら、学習者が、何を、どう、学習すべきかについて具体的に語る史料の綿密な考察を行い、その上で有効な方法的枠組をもって史料を照射することが必要と考える。本稿は、歴史社会学的教育史の多くにみられるような、思想史的・外在的な方法を「下敷き」に史実・史料を読み解くことを目指すものではなく、あくまで史料に則しての考察を主とするが、その上で、然るべき知見、視角をもって、どのような知的習慣が醸成されたかを読み解くことも試みるものである。

したがって本稿ではまず、「1」下見、講釈、輪講、後見といった学習課程における学習の仕方を事細かに論じた書を、先行研究にも鑑みながら検討し、その上で「2」「被」教育者のかような学習課程についての記述を検討、これをもって、企図された学習方法が

どの程度実践され、それが、どのような方向の知力、知的習慣の醸成に寄与したかを検証する。さらに、「3」儒学学習の方法は幕末―明治初期の英学学習の課程にも大いに反映されており<sup>12)</sup>、平沼淑郎が洋学の学習過程は「漢學修習の遺風」であったとする（第三節にて考察）のもその証左であるが、漢学学習のどのような側面が洋学学習に継承され、それがいかなる知的基盤の醸成に寄与したかについても考察する。

歴史という分野における教育過程の実際の考察は、資料的な制約を伴う。即ち、教育学研究における教育実習調査にあたる検証作業は不可能であるし、藩学、郷学の教育制度、学規の記述を、『日本教育史資料』の記述あたりから拾う作業も、「隠然たる」知的習慣<sup>13)</sup>の形成要素の一面面の特定にのみ有効であるにすぎない。一方、江戸中―後期の学習過程の実相を呈示あるいは示唆する史料が存在するのも事実である。とりわけ特記すべきものに、布施維安（蟹養斎）『読書路徑』<sup>14)</sup>、平山潜兵『実用館讀例』、古賀侗庵『讀書矩』、林述斎（撰）佐藤一斎（編）『初学課業次第』、市野迷庵『讀書指南』、平賀晋民（撰）『学問捷徑』、江村北海『授業編』、鈴木善教『經世学論』、田中知周『讀書準繩』などが挙げられよう<sup>15)</sup>。その中でも、どの書を、どう読むべきかを事細かに指南するのは『讀書準繩』『学問捷徑』『授業編』である。とりわけ崎門儒者で上州伊勢崎藩儒であった田中知周（一七四四―一八二三、浦野神村）による

『讀書準繩』(一八一三)は、聴講前の予習(下見)の仕方、聴講時の聞き取りにおける要点の押さえ方について、大枠の方法から注意点の微細まで記し、復習(返り視)、質問(質講)、さらには講釈の仕方などについても細かく指南する。江村北海(一七二一—一七八八)による『授業編』(一七八三)は、これに比すれば大雑把ではあるが、受講、復習の要点を綴る。これらのテキストは武田勘治、石川謙らの教育過程に関する諸研究(註(6)、(9)の文献参照)でも取り上げられている。

#### 一 田中知周(述)『讀書準繩』

山崎闇斎を始祖とする崎門派の厳格な学習方法は夙に有名であるが、そこでの講学の実際における学習方法について綴ったのが『讀書準繩』である。これは、上州伊勢崎藩藩儒をつとめた田中知周の口述を門人宮崎有成が刊行(梓行)したものである。田中は村士玉水に学び、藩校学習堂教授をつとめた人物である。村士は崎門三傑の一、佐藤直方に師事した稲葉迂斎の弟子で、伊勢崎藩儒である。慶應義塾図書館には、文化十二年版の、「讀論語孟子法」が巻頭に付されたものがある(以下、「慶應本」とする)<sup>19)</sup>。

武田が『近世日本学習方法の研究』で利用した筆写本には以下の小目録(項目)がある。これらは、下見(予習)、聴講・聞書、返り視、質講、講釈の仕方、講釈七則である。最後の「講釈七則」と

は、知周の師で伊勢崎藩儒、村士玉水の手によるものであり、慶應本にも「七則」と題され、後半部に付されている。しかし、その他の上に挙げた小題目は、筆者が利用する慶應本には付されていない。また、両者の間には字句の異同も存在、慶應本には判読不明な箇所があり、引用箇所の不明字句に関しては武田の用いた筆写本をもって筆者が適宜校正の上、用いた。以下、この双方の版の異同にも注意しながら、知的習慣醸成に関連する事項の検討を試みる。

『讀書準繩』を取り上げる理由は、第一に、この書が、学習「制度」のみならず、学習課程の諸側面、学習の「仕方」を事細かに綴った史料であると同時に、あとに検討する江村北海『授業編』、さらには先行研究に例証されることくの幾つかの藩学の教則に説かれる内容と共通するものが多く、同時代における学習の「仕方」の具体相を集約的に呈示するものだからである。逆に、本稿はあくまで「共通の知的基盤の醸成要素」が何であったかという問題意識からこの書に着目し、考察するものであり、崎門の学問性向云々この書との関係の検討は射程外である。

第二に、『讀書準繩』に綴られる学習の「仕方」の諸側面は、幕末—明治初期の英学塾の学習課程の実際にも相通じる面を多く含む。本稿の後半にて論じるが、『讀書準繩』に提唱されるところの学習法は、「闇斎学派」の学問的教義的特性とは別次元で、「学派」「儒学」という枠を超えた汎用性が認められるものである。以下、

学習の第一段階である「下見」に関する記述から検討する。

### 〈a〉「下見」(予習)の方法

専門の教授法を綴った『讀書準繩』をみると、講釈そのもの以外の学習課程についても仔細な指南が施されているのがうかがえる。さきに挙げた同書の小目録の諸事項はそれを示すが、ここではまず、聴講前の予習段階での指示がどのようなものであったかをみる。

偕、師ノ講釈ヲ聞ント思ハゞ、講日一兩日前ヨリ下見ヲスベシ。其シカタハ講セラル、章ヲ數遍復讀シ、先ツ一字云云ノ文義ヲ明ラメ、能語勢ヲ看テ一字一句ノ輕重ヲ認得テ、某ノ句ハ某ノ句ヨリ生シ、某ノ字ハ某ノ字ト照應スルヲ看。偕一章ノ大意ノアル所ヲ求メ、後、全躰ノ文意ヲ看ルベシ。文意トハ聖人ノ思召ニテ一章全躰ノ意味氣象ヲ認得ル、尤大切ノコトナリ。集註ヲ看ルモ亦此通り。集註ニテハ、是迄ハ文義ヲ解キ、是ヨリハ章旨ヲ解スルヲ先ツ見ワカウヘシ。某ノ字ハ經文某ノ字ヨリ來ルヲ考ヘ、經文ノ字ノ輕重ヲワカツテ後、集註ノ字ノ輕重ヲ分ツヘシ。集註ノ中、何レノ句カ緊要ナルカヲ認得テ、集註全躰ノ説キマハシカタヲ領會スベシ(四ウ〜五オ)

上ではまず、「一字云云ノ文義ヲ明ラメ」ること、「一字一句ノ輕

重ヲ認得」ることが重要であるとし、すべての字義に通ずべしとする。その上で、特定の字同士の照応関係に細かく目配せをするべしと指示する。つづけて圈外語の經文に対する位置づけ(「正意ナルカ正意ニ違カ」)／「經文ノ評論ヲナシタルカ、經文ノ由テ來ル処ヲ説タルカ」などの特定、何条かの注がある場合、それらの輕重の吟味が必要なことなどが説かれる(五オ)。このあと受講の際に携帯すべき筆記用具についての細かな指定がつづき(五ウ)、さらに、

二三條拳タルトキハ、第一條ハ何ノコトヲ説、第二條ハ何ノコトヲ説、第三條目ハ何ノコトヲ説ナドヲ能看分ツベシ。又二三條ノ前後ノ次序アルヲ看ルベシ。又緊要ハ何ノ條、何ノ句ニアルヲ認得テ、經文集註ヲク、リアゲテ其意味氣象ヲ領會スベシ(五オ〜ウ)

と、読解における注意事項が事細かに記されている。

この「下見」についての細かい指南の前には、「素読ノ法」として『小学』外篇「嘉言第五」より呂舍人の言が引かれる。「學業則須是嚴立課程。不可一日放慢」「讀取二三百遍。字字句句須要分明」といった、『讀書準繩』において敷衍される類の指導のほか、この『小学』外篇「嘉言第五」には読書法の詳細が述べられている。それを受け、『讀書準繩』ではさらに事細かな読書の方法が述

べられる。

読声ハ高クナク低クナク、早カラス遅カラス、声ノ臍ノ下ヨリ出ル様ニ読ムヘシ。字指ヲ用テ、文字ノ真シ中ヲツイテヨミ、一字モ略スヘカラス。一字々々、一句々々ノ慥カニ聞ワカル様ニヨムベシ。一句ノ末ノ字ハ、シツカリト<sup>§</sup>読切ル様ニ讀ムヘシ。也ノ字ナルタケ読ヘシ。而ノ字シツカリト字ヲツクベシ。其外助字ハ意ヲ以読ミ、是モナルタケハ字ヲツイテ読ベシ。遍数ハ暗誦ノナル迄ヲ度トスベシ。假令暗誦能出来タリドモ、必此準則ヲハズスヘカラス(中略)書ハ、其読ント思フ書斗リ一冊出シ、外ノ書ハ堅ク禁ジテ出スヘカラス(二オーウ)

音読における抑揚等の要領の細かい指示につづいて、ここでも、「一字モ略」すことなく、「一字々々、一句々々ノ慥カニ聞ワカル様ニ」読むべきと、すべての字への意識の集中がいわれる。さらには「句末ノ字」、「助字」即ち「也ノ字」「而ノ字」なども「シツカリト読切ル様ニ讀ムヘシ」と、助語辞への注意が喚起される。

#### 〈b〉「聴講学習」について

講学課程の大枠が「素読」と「聴講」であり、ことに十九世紀を迎えるまでには多くの藩校がこれに準じた学習課程を作り上げてい

るのは教育史諸研究に明らかである。会津藩などはさらに「素読」課程を四等から一等まで四分類し、制度的に、年齢、習熟度に応じた学習を奨励するしくみをつくっている<sup>14</sup>。また、この時代の「講釈」とは、今日の「講義」とは異なり、「読む書の意味内容を講究(考究)すること」、「経史等の意味内容について学習する(義を講ずる)」といった意味をも含むものであった<sup>15</sup>。これには、質講(質疑)、会講(或は輪講、会読)を含み、それらは、〈a〉で示したような師の授講の前に聴講者が行う予習作業(下見)、受講後各自が習得した題材を持ち帰っての作業(復読、返り視、〈c〉で考察)と一体で考えられる性質のものであったのは、武田勘治ほか指摘するところである。ここではまず、『讀書準繩』の聴講に関する記述を考える。「聴講・聞書」の項に曰く、

師ノ講席ニ就ヲ待テ、静ニ拝シ、講積スル処一々録スベシ。師ノ講ズル処ヲ少シツ、巳ノ書ヘカキ入ルレハ、巳ノ意ヲ録スルニナルシ大ニ宜シカラズ。禁スベシ。講終リ得ト考ヘ見テ後、静ニ問ヘシ。遽然トシテ騒ナルベカラス。知レザルコトハ勿論ノコト、得ト吞込カ子タルコト迄問テ質スベシ。其章ノ緊要ニアツカルコトハ心ニ能合点シタルコトヲモ問テ正スベシ。苟且ニシテ其俣ニサシヤケハ、巳ノ氣質ナリニ聞受ル故、學術ノ大本ニ於テ違フコトアリ。恐ルベシ(五ウ)

静肅に洩れなく師の講述を記録し会得すべきことを説くのみではない。まず注目したいのは、「講釈スル処一々録スベ」き理由、「師ノ講スル処」を「少シツ、巳ノ書ヘカキ入レ」ることを厳しく戒める理由が、それが即ち私意を入れる（「巳ノ意ヲ録スル」）こととなるからである。この、自己判断の忌避の強調は『讀書準繩』の枢要であり、学習課程の指南の各論に入る前段階で「素読」における注意点を論じる点では以下がいわれる。

文義ヲ済スハ書ニヒツタリト引付テ、今日巳<sup>（イ）</sup>ノナスベキ當然ヲ求ムベシ。書ヲ以テ我身ニ引付ル様ニスベシ。如此ナレハ、書カ主ニナリ準繩ニナリテ、此身ニ定規ヲアテルコトガナシ、吾心吾身ヲ書ニ引付ル様ニスベカラズ。如此ナレハ、巳<sup>（イ）</sup>ノ氣質ガ主トナリテクル故、自分ハ是テ道ノナリト思フテモ、他人ヨリ見レバ大道ニ背クモノアリ。厳ニ恐レ謹ムベシ（四オ）

素読を行うにあたっての基本的な姿勢として、あくまで「書」が「主」であり、それを「準繩」「定規」として「我身ニ引付ル」ことが肝要との訓戒である。専門の学習方法が、しばしば「鑄型にはめる」学習性向を助長し、自律的思考を阻害する強圧的かつ紋切り型の知識の強要につながる可能性を秘めるのは既に多くの論者による指摘がある。その一方、この訓戒は、十分な習熟を経ない初学によ

る私意／恣意の強弁を忌避せしめ、独りよがりの暴論を戒めるものでもあること、さらには、テクストの精確な理解という、学問の根本を支える要諦であったことも注視されるべきであろう。また別の箇所では、「其看ル書ノ外、堅ク禁シテ傍ニ置ベカラズ。参考シタキ書アラハ、其所斗リヲ看ルベシ。外ヲ見テ心ヲ分ツベカラズ。凡テ論孟讀法ニ少モ背カヌ様ニ心ガクベシ」（三ウ／四オ）とある。この語も、とにかく私意を棄却することを徹底させる学習法の一の端のあらわれといえよう。

### 〔c〕「復読」「帰り（返り）視」

さきに指摘したように、「聴講・聞書」とは時間的に講義時間そのものの、行為として講義を受けることのみにとどまるものではなかった。『讀書準繩』では、聴講と復習が学習事項の習熟にむけた作業として一体的に捉えられているのは、聴講に関する上述のごとくの指南に続けて、以下が記されていることから明らかである。

扱私舎ニ返リ、其夜ヘカケテ帰り視ヲスベシ。其シカタハ録スル処ノ筆記ヲ読ンテ、文字ノ誤リヲ改メ録シ、誤リト慥ニ覺ハタル所ヲナラシ、淨写シテ、他日師ノ朱批ヲ請フベシ。偕下タ視ノ時、我存寄ト師ノ講スル処ト違タルコトアラバ、其佞捨テ置クベカラズ。何処デ違タト得ト心ニ反リ求テ、爰デ違タル処

ヲ慥ニ極メヲクベシ。一章ノ肝要ニアツカルコトハ別ニシテ謹  
ンデ右ノ如クスベシ。疑シキコトハ勿論ノコト、得ト吞込兼タ  
ル処モ別ニ一冊子ニ録シテ再問シテ理會セズンバ、三度モ四  
度モ問テ止マザルヘシ。扱又師友ニ請テ質講ヲ精出スベシ（六  
オウ）

まず、講義当日の夜までに復読を開始すること、「録スル処ノ筆  
記」の誤字脱字を丁寧に訂正することが指示される。ここまでは個  
人レベルでの習得の十全性確保のための努力の指南である。さらに  
続けて、訂正浄写したものの批正を師に請うことがいわれ、疑問点  
を「其俛捨テ置クベカラズ」、「何処デ違タト得ト心ニ反リ求」める  
こと、即ちまず自省的に間違いを問い詰め、その上で、疑問に思っ  
点は勿論のこと、「得ト吞込兼タル処」、即ち十全に体得していない  
箇所についても「別ニ一冊子ニ録シテ再問」すべしとされる。こ  
の「復読」過程は即ち、「輪講」での質疑応答と一体の、有機的な  
学習課程と位置づけられている。「聴講」の項でも「吞込カ子タル  
コト」を「問テ質スベシ」とあり（六オ、前出）、ここでも「再問」  
がいわれる。それでも「理會セズンバ、三度モ四度モ問テ止マザル  
ヘシ」とされる。直後に「質講セザレバ」「学問ニカラノ付コト甲  
斐ナシ」、（質講は）「大切ニ敬ミ重ンシテ」「激励奮發シテ精神ヲ尽  
スベシ」と殊更重視され、さらには「師友」への「質講」も推奨さ

れる（六ウ）。

質講への「激励奮發」は「婦女ノ衣ヲ洗フ」ことに譬えられ、  
「灰汁ヲ煎ジテコレニ漬シ、足ヲ以踏ミニヂリ手ヲ以数度揉」み、  
「垢ヲ去リ汚水ヲ絞リテ後、再三清水ヲ以洗ヒ濯ギテ、垢ノ氣ノナ  
キヲ度トス」べく専心すべきこととされる。続けて「是ト同ク我腸  
ヲ師友ノ前ヘマケ出シテ、腸胃ノ臟垢ヲ尽ク除キ去テ潔々浄々タラ  
シヲ期スルコトナレバ、眞劔勝負ニナリテ、巳ノ病ヲ遺サズ暴シ出  
シ、師友ニ痛ク戒メラル、様ニスベシ」と述べられる（六ウ）七  
オ）。「灰汁」をもって足で踏みつけ揉みしごき、「垢ヲ去リ」清水  
で濯ぐごとき要領で、己の「腸胃ノ臟垢ヲ尽ク除キ去」るべく「師  
友ニ痛ク戒メ」られるようにと、極めて激烈な譬えをもつての学問  
努力が力説されるが、それが「質講」のやり方についてであること  
に注意したい。逆に「人ノ聴ヲ飾ル」ような質講、「師友ノ批誨少  
モナキ様ニ読ヲ、セタイト思心ニテ講ジテハ、大ニ宜カラズ」（七  
オ）と、批判を避け、事勿れ主義に陥ることを訓戒する。かような  
激烈な表現をもつての学習指南は崎門門弟ならではのものとも考え  
られるが、質講が「眞劔勝負ニナ」るのは崎門の専売特許ではな  
く、幕末期の藩学、漢学塾、さらには洋学塾における学習指南の特  
徴でもあるのは後述する。

## 二 江村北海『授業編』と『讀書準繩』

### ——学习方法の相同性と差異

『讀書準繩』に語られるところの学習指南を踏まえながら、本節では江村北海『授業編』（天明三年（一七八三））を検討する。<sup>16</sup>これは、「幼學」「學書」（以上、卷之一所収）、「讀書」（三則、同卷之二所収）、「訓點」「四聲五音」「唐音」（同卷之三所収）、「教授」「講釋」（二則）、「講談」（同卷之四所収）、「歴史學」（同卷之五所収）、「作文」（七則、同卷之六所収）、「詩學」（十四則、同卷之七、八所収）、「壽賀」「地名」（同卷之九所収）、「姓氏」「稱呼」「臧書」（同卷之十所収）からなる十巻本で、本稿の問題とする学習過程の実際、讀書習慣の醸成と関連する記述は、「學書」「讀書」「教授」「講釋」「講談」といった項に、比較検討すべき記述が多い。また、荻生徂徠『譯文筌蹄』「題言十則」を念頭とした記述、太宰春臺『倭讀要領』への言及も、とくに「學書」「讀書」、そして「訓點」「四聲五音」「唐音」（同卷三収）などの項に多くみられ、彼らの古文辞主唱への北海の見解もこの書全般に散見される。これらの点については、徂徠、春臺の原語への視線、言語研究に関する論と関係づけながら別に検討したい。以下、『授業編』における学習の仕方についての記述を考察する。

### 〈a〉 正確な筆録の重視

『授業編』に「下見」「予習」との項目はないが、まず「讀書第三則」に以下がある。

（サルニテモ）書ヲヨムニ聲ヲアゲテヨムガヨキヤ、黙シテヨムガヨロシキヤト問フ人アリ。コレハ各得失アリテ一方ニ定テハイヒ難シ。聲ヲ揚テヨムナラバ、字音ヲ正シ、句讀ヲ分チヨムベシ。字音ノ疑ハシキハ、打ステ、オカズ、ソノマ、字書ニテ吟味スベシ（中略）既ニ一二篇モヨミタル書ヲクリ返シテ讀、意義ヲクハシク求ムルニハ、黙シテ書ヲミルガヨシ。何レニモ一部ノ書ヲヨマントナラバ、其開卷ヨリ終リマデ一字ヲモ殘サズ、一句ヲモ略セズ、讀テ讀シマイタルトコロニシルシヲツケテ、又其次ヨリ讀ベシ。此ヲ讀カシコヲ讀、コノ書ヲ見カノ書ヲ見ルコトセサルガヨシ。左ナケレバアシク癖付、卑諺ニイフ喰サシ學文ト云ニナリテ、一部ノ書ヲ通シテ讀事ナラヌモノナリ（卷之二、五オウウ）

音読、黙読各々の効用に触れ、前者は句節・文節の理解のために重視され、後者は「意義」の詳細の理解に有効とする。また、いくつかの書の併読は「アシク癖付」き「卑諺ニイフ喰サシ學文」に陥ると批判する。一書の通読を力説し、一字の遺漏もない読み込みをい

うが、これは、さきに引用した『讀書準繩』の「読シト思フ書斗リ一冊出シ、外ノ書ハ堅ク禁ジテ出スヘカラス」(二ウ)と相通じる。また、「開卷ヨリ終リマデ一字ヲモ残サズ、一句ヲモ略セズ」読めとの記述も、『讀書準繩』の「一字モ略スヘカラス。一字々々、一句々々ノ慥カニ聞ワカル様ニヨムベシ」(二オ)との指南と同じである。『讀書準繩』は「句末ノ字」、「也」「而」も含めた助字への意識もいうが、『授業編』にはこれらへの言及はない。

つぎに聴講についての記述であるが、「講釋第二則」の冒頭に、「前條(講釋第一則)ハ講釋ヲスル事ヲ論ス。此章ハ講釋ヲ聽事ヲ論ス」とあり、専ら効果的な聴講の仕方について記される。

サテ講釋ヲキクニハ、一冊子ヲ携エテ席へ出、其師ノ一言一句トイヘトモ遺脱ナキヤウニキ、書ヲスルガヨシ。今ニテモ書生輩ノ中ニ聽書ヲシツケタルハ、一語ヲモ残サズ、達者ニ書モアリ。聽書ヲセントスレバ、書ニ心ユキテ聞ク事ソマツニナルト云人アリ。是ハキ、書ヲスルヲメンドウニ思フヨリ言ヲカザリテ説ヲナスニテ、左様ノ理ハナキコトナリ(中略)遅筆不達者ニテ悉ク書トル事ナリガタシト思ハ、心ヲトメテ遺忘ナキヤウニ聴取、講釋スギテ宿ニカヘラバ他事ヲサシ置、其マ、書付置ベシ。此ニツニアラザレバ、講釋ヲキ、テモ益スクナシ(巻之四、十二ウ)

「其師ノ一言一句トイヘトモ遺脱ナキヤウニキ、書ヲスルガヨシ」、「一語ヲモ残サズ」に筆録すべしとは、『讀書準繩』の「講釈スル処一々録スベシ。師ノ講ズル処ヲ少シツ、已<sup>(マ)</sup>ノ書ヘカキ入ルレハ、已<sup>(マ)</sup>ノ意ヲ録スルニナルシ大ニ宜シカラズ。禁ズベシ」(五ウ)との訓戒に通じる。無論これは、『讀書準繩』後半に記載の村士玉水による読法「七則」、ならびに「辯終十忌」に象徴的な、聖人説の絶対視と先学の指導への盲従、ほとんど求道的次元ともいえる精緻な読書・筆記の要求とは異なる。しかし、十分な習熟を経ない初学による私意／恣意の暴走をおさえるための精確な学習の奨励は、北海『授業編』にも明らかであり、精確な筆録を重視する姿勢は共通する。その場での逐字筆録が難しい場合は「宿ニカヘラバ他事ヲサシ置、其マ、書付置ベシ」と、事細かに指示する。

#### 〈b〉多読を重視

北海が複数の書を同時に読み進めるのを「喰サシ學文」として退け、「開卷ヨリ終リマデ」「讀シマイタル」ことを推奨したのは指摘した。しかしその一方、「腹中ニ文字ノ蓄」えをすべく多読を殊更強調する。「作文第二則」に曰く、

腹中ニ文字ノ蓄出来ル時ハ、詩ニテモ文ニテモ自然ト書ル、モノナリ。其時ヲマチテ、詩ヲモ文ヲモ作り習フベシ。イマダ腹

中ニ其蓄出来ヌウチハ、タ、ヒタスラ書ヲ讀ヲ以テ業トシテ、詩文ヲ作ルベカラス。腹中ニ文字ノ無ウチニ詩文章ヲ無理ニ作ラントスルハ、畢竟無益ノ暇ヲ費シ、讀書ノ業ヲ廢ス。大イナル損ナリ（中略）詩文章ヲ早く作りオホエントスル事、初學ニアリテ大イナル損ナリ。今ノ書生輩、僅カニ四書ノ素讀ヲ仕舞フト、ハヤ唐詩選ナドヲトリマワシテ、詩ヲ作りオボエントシ、僅ニ詩ノ作りカタヲオボユルニ、ハヤ文章ヲ作りオボエントスル。是詩文章ノ出来ヌ基ナリ（卷之六、三ウ〜四ウ）

讀書量が飽和点に達するまでは「タ、ヒタスラ書ヲ讀ヲ以テ業ト」すべきだと説き、四書の讀了後ただちに詩づくりに励むのを批判する。では北海は、どの程度の讀書が適切と考えていたのであるか。「讀書第二則」に曰く、

太宰春臺ノ和（倭筆者）讀要領ニ、ヨムベキホドノ書目ヲ舉、コレヲヨム前後ヲモ次第セリ。見合スベシ（卷之二、五オ）

ここに言及される太宰春臺（二六八〇—一七四七）による『倭讀要領』の「書目」とは、同「學則」（『倭讀要領』卷下所収のもので、徂徠『學則』ではない）に列挙されるものである。<sup>17</sup>ここで春臺は、まず、『孝經』『論語』『毛詩』『尚書』の四部の書の、訓点に頼らない

句讀を推奨する。続いて「四部ノ書既ニ誦讀習熟シテ、暗記スルニ至ラバ、古註ノ三禮、周易、并ニ春秋ノ三伝、國語ヲ取テ讀コト四五遍スベシ」とする。つまり、『孝經』『論語』『毛詩』『尚書』にはじまり、続いて古註三禮（儀禮、周禮、禮記）、『周易』『春秋』三伝（左伝、公羊、穀梁）、『國語』即ち春秋外伝、さらに『文選』の十三の書物の徹底した通讀、しかも「直讀」によるそれを要求する。さらに『史記』『漢書』の熟讀が必須とされ、加えて『資治通鑑』をはじめとする一連の書物が推奨される（『倭讀要領』卷下）。

北海が、春臺のようにこれらすべての完璧な讀了を嚴格に要求したかは、北海門下における指導の様相を記録した史料などを使っての解明が必要であろう。しかし、「書く」ことに至る以前に、「文字」を「腹中」に貯めるべく、相当量の讀書を要求する。これは、「其看ル書ノ外、堅ク禁シテ傍ニ置ベカラス。参考シタキ書アラハ、其所斗リヲ看ルベシ。外ヲ見テ心ヲ分ツベカラス」とし、さらには原則として「凡テ論孟讀法ニ少モ背カヌ様ニ心ガクベシ」（『讀書準繩』三ウ〜四オ、前出）と、読むべき書物、そして読み方までも嚴格に限定する崎門の教えとは些か異なる主張である。

さきに引用の「作文第二則」の「ハヤ唐詩選ナドヲトリマワシテ」「文章ヲ作りオボエント」することは、「詩文章ノ出来ヌ基ナリ」との批判に続けて曰く、

學徒ノカ、ル志ヲ窺ヒテ、書肆ノ買人、此カシコノ先生ニ相謀  
リテ唐詩礎、明詩礎、詩筌、詩聯、何ノカノト詩ノキリツギヲ  
スル小冊子、近年ニ至リテハ、イヤカ上ニアリテ、ソレヲノ書  
ヲアチコチトリ合セテ詩ト云フヤウナルモノ出来ルユヘ、文章  
モ左様ノ仕方アルベシ。時師ニ問ヒ尋ネタランニハ利口ナル捷  
徑モアラン（卷之六、四ウ〜五オ）

詩作の参考書が出回り、それらの「書ヲアチコチトリ合セテ」  
「詩ノキリツギ」を行うことを批判している。これは明らかに、護  
園の諸学による古文辞つぎはぎ批判を主眼としたものであり、これ  
は春臺が同学のこの営みを執拗に批判したのと軌を一にする。<sup>18</sup>この  
文に続けて「書肆ノ買人、此カシコノ先生ニ相謀リテ」参考書を乱  
造、結果「手引ニスベキ小冊子頗ル多ク、コレヲ使リニワケモ聞  
エヌ尺牘ナドツヅリテ時師ニ潤色ヲ乞トイヘドモ、ハカバカシク正  
削モ出来ズ」と、詩作を試みるも遂げずにいる滑稽を揶揄する。  
「尺牘」の流行についても触れるが、周知のように『滄溟先生尺  
牘』は服部南郭（一六八三—一七五九）の校訂によるものが多く出  
回った。上の文章の「此カシコノ先生」「時師」の一人は南郭で  
あったろう。北海は、「キリツギ」「アチコチトリ合セテ」の詩作を  
忌避、作詩、作文にかかる以前に、「腹中ニ其（文字、文章―筆者）  
蓄出来」るまで周到な読書に従事することを主唱した。

「作文第四則」で北海は以下のように述べる。

今、漢土ノ文ニナラヒテ書カラハ、漢土ノ人コレヲ見テモカ、  
ル事ト合點スルニテナクテハ、本意ナラザルニ似タリ。然レバ  
我邦ノ假名又俗文ナラバ、簡様ニ書ク事ナレドモ、漢土ノ文ニ  
テハカヤウニ書トイフ、其カキ方ヲ覺ユルヲ、文章ノ地ヲ學ブ  
ト云ナリ。其地ヲ書覺ユルマデハ何レノ書、イツレノ文ニテモ  
去嫌ヒナク漢土人ノ書タルニテサヘアラバ、其書カタハ皆吾ガ  
文ヲ學ブ手本ナリト思ヒテ書ナラフガヨシ（卷之六、七オ〜ウ）

「漢土ノ文」の「カキ方ヲ覺ユルヲ、文章ノ地ヲ學ブト云」、「去嫌  
ヒナク漢土人ノ書タル」を「皆吾ガ文ヲ學ブ手本」とすべしとは、  
北海における原語への意識の高さを示唆する。但し、つづけて「両  
漢ノ散文ノ四六ノ韓柳（中略）李王ノ古文ノ古文辞ノ何ノカノトイ  
フ」ことには頓着するなど述べており（卷之六、七ウ〜八オ）、特定  
の時代の特定の文筆家の文体・文法への固執は忌避すべしとしてい  
る。しかし、『授業編』には「四聲五音」「唐音」との項目があるの  
は触れた（卷三収）。これらの項目も含め、徂徠『譯文筌蹄』「題言  
十則」、そして春臺『倭讀要領』などの吟味を通じての、外国語と  
しての古代中国語の認識、原音、原語序に通暁することの重要性の  
指摘が散見される。『授業編』は一七八三年の刊であり、「正学」復

興が叫ばれ徂徠学が敬遠される時代の書といえる。また、徂徠、春臺以降は原語そのものに迫る「言語研究」は振興したとはいえない。かような時代に北海は、一七二一年刊の『譯文筌蹄』、一七二八年刊の『倭讀要領』にあらわれる原語重視に焦点をあてている。

### 三 『讀書準繩』『授業編』、そして洋学学習の実相

前節、前々節でみたように、『讀書準繩』と北海『授業編』における諸々の指導要領は、「何を」読むか、参照すべきかのみならず、読み方の「形式」、議論の内容のみならずその「仕方」、「形式」を規定する。これらの書は、学習者に広汎に共有されるべき知的習慣とその集合的意味を呈示するものである。<sup>19)</sup>「本を読む」過程で実現される「意味の創出作用」は「本そのものとは別」であり、「読み手」に備わる理解の「形式」「形態」は特定の時間、場所、そして集団の性質により「歴史的に」決定されるとはR・シャルチェの言であるが、『讀書準繩』に指南される「独看」における精確な読みの要求、「会読」「質講」における精緻で辛辣な討議は、相乗的有機的に個々の読み手の読書習慣を醸成するものといえよう。そしてこれは、武田勘治、石川謙らの研究が示すところの藩学の諸学規にあらわれる素読、聴講、質講、会業の仕方とも大いに共通するものであることが推知される。

さらには、これら素読から輪講（会読）までの教授法は、そのま

ま幕府の洋学学問所、即ち蕃書調所、その後の開成所の教授法となっている事実は、茂住實男の一連の研究に詳細に実証されている。<sup>21)</sup>茂住の研究を要約すると、「先ず句読教授につき、個人教授で、文法教科書の句読||読み方を学」び、続いて「英文を素読」、<sup>22)</sup>「何十回となく反復練習」し、文法、訳読の力を蓄積した後「会読課程」にすむ。この課程は、独力での英文理解のための入念な下調べ↓輪講における発表↓質疑への回答↓間違いの訂正と復読を含む課程である。<sup>23)</sup>この、茂住によつて描かれる学習課程は、まさしく『讀書準繩』、藩学の「学規」にある学習の「仕方」に関する規定そのものであり、これが、江戸後期の宇田川塾、安懷堂、象先堂といった蘭学塾、さらには箕作秋坪の三又学舎、萌芽期の慶應義塾など英学塾における教授法にも受け継がれていった。<sup>24)</sup>

江戸後期の蘭学塾、幕末の洋学塾の教授課程の具体相のこれ以上の詳細については茂住、そして一部は森岡健二の諸研究を参照されたい。<sup>25)</sup>ここでは、学習者の知的習慣醸成につながる当時の学習の「仕方」、企図された学習方法がどの程度実践され、知的習慣の醸成に寄与していたかを語る史料、とくに「被」教育者側の教育に関する様々な記述を史料として注目してみたい。とくに平沼淑郎『鶴峯漫談』、菊池（箕作）大麓の講演録<sup>26)</sup>、さらには石河幹明『福沢論吉伝』<sup>27)</sup>などは、右の目的に有用な情報を提供する。まず、三又学舎における教授の仕方の実相について描いた『鶴峯漫談』をみる。

意義の解釋には、師弟共に渾身の力を入れて、微細の點も軽々看過しなかつた。これがやはり漢學修習の遺風をそのまゝ繼承したのである。當時外國語を習ふのに兩様の法があつて、これを正則變則といつた。正則といふのは、先づ綴字發音から精確にして進むのであつた、變則といふのは發音は第二位に置いて、意義の解釋を専らにするのである。三叉字舎や慶應義塾の教授法は後者に属する。その優劣は今日の人をして言はしむれば、甚だ明瞭であらうが、當時に在つては、變則の方が讀書力を養成する上に於いて遙かに優つてゐると稱せられてゐた。<sup>28</sup>

この後段には「これ（輪講―筆者）によつて讀書力が非常に進んだことは争はれぬ。近來のやうに一教室に多人数を詰め込んで大量教授をする場合にはとてもこんな方法を適用することを得ないが（中略）これ（輪講―筆者）を斟酌した何等かの法を講じたならば學生の讀書力を進むる上に大いに貢献するところがあらうかと思つてゐる」とある。實用英語の習得、發音の学習はいざしらず、とりわけ「讀書力」の向上には、「輪講」を軸とする「變則」の讀書機会が、「當時」のみならず、時を超えて大いに役立つものと平沼が認識していたことを示そう。

『鶴峯漫談』には「輪講」の仕方に関する具体的叙述があり、「白點」「黒點」を用いての学力の優劣の明示を常とする「輪講」は、

参加者をして「戰場に出る眞劍味を以て教室に出」ること、「ロンドン條約案」検討の「委員會に於ける首相外相海相の席に出る前」のごときの「苦勞」を強いる性質のものであり、平沼自身「質問攻めで泣いたことが屢あつた」と述懐する。<sup>30</sup>「輪講」という「制度」の実相を描写するのみならず、この制度が、どのような水準の知的「習慣」を醸成し得たかをも示唆しよう。

石河幹明『福澤論吉伝』には、永田健助による慶應義塾萌芽期、新銭座時代の英学学習の様子の描写も載せるが、以下のようにある。

輪講とくると、なか／＼一時間や二時間では済まぬ、大抵午前が素読講義時間で、午後に輪講を始める例で、必ず夕刻まで掛る。学力を錬磨したのは即ち輪講であつて、これは漢學傳來の輪講と同一の方法であつて、同級生一同集まり、各生一ページなり、半ページなり受持を定め、其文義を解釈するので、甲が受持を誤解すれば乙に廻はし、乙がこれを正解すれば、甲は黒点、乙は白点を取る仕組である。若し乙も亦誤れば丙に廻はし、丙も否なれば丁に、終に末席者まで廻はり、其者が首尾よく遂行すれば、一同が黒点を付せられて、其者独り白点を取る。この優劣を判明し、其の結果は學級の昇降は勿論のこと、月末寄宿席を換ゆるときの良席先取權にまで關係を及ぼ

すから、会読のために惰生さへも勉強した。これがため深夜寝静りたる頃窃かに書を繙き思を凝らす徒も随分あつた。<sup>31)</sup>

ここでも、黒点白点をもつての競争原理を内包した輪講の様子が語られるが、とくに、「輪講」が「文義解釈」の精微を目指した独力での入念な下準備を前提とする点にいま一度着目したい。箕作の「三又学舎」においても同様であつた様子が、『鶴峯漫談』に語られている。

今日行はれている教育教授の方法を観ると、教授は多數學生の興味を惹くことを主とし、學生は學校の教室で學んだことを、その場限りに放擲し去つて、更らに復習をしないのが少なからずある。小生どもはその日その日の課業を了へて家に帰ると、必らず先づ復習をした。復習は業餘の業ではなくて、日課の一つに定まつてゐた。そればかりではない。翌日教授を受くべき學科に就いては下見を缺かさなかつた。下見といふのは今日の語でいふと豫習をすることである。豫習をして教場に臨まないと非常な後れを取らなければならなかつた(中略)箕作塾の項で、輪講のことをいつて置いたが、その席に出る前には必らず豫習をしなければならぬ。豫習といつてもたゞ尋常一様の豫習に止らずして、かく質問の矢を放たれるばかりか答辯しやう、

あ、難詰さるれば、どう突破しようといふことに腐心焦慮したのであつた。幾遍となく字書を繙閱する。何回となく語句の解釋を考へ直す。並大抵の苦勞ではなかつた。しかし日夕倦怠なく、従事した。<sup>32)</sup>

ここで上の述懐を、とくに第一節で検討した『讀書準繩』における学習指南に鑑みて考察しよう。平沼は、下見(予習)は「たゞ尋常一様の豫習」ではなく、「難詰」に適宜対応すべく「腐心焦慮」、周到な字句・語句の意味の精査、解釈が不可欠の課程であつたと述懐する。これ即ち『讀書準繩』「下見」の項における「一字云云ノ文義ヲ明ラメ、能語勢ヲ看テ一字一句ノ輕重ヲ認得テ、某ノ句ハ某ノ句ヨリ生シ、某ノ字ハ某ノ字ト照應スルヲ看」るべしとの指南と通じる。平沼が怠らず行つたとする「復習」は「日課の一つ」で、「業餘の業ではな」かつたとするが、これも、自省的に間違いを問ひ詰める復習を講義当日の夜に行うことを指南する『讀書準繩』の「復読」に通じる。そして、「輪講」である。平沼のいう「戰場に出る眞劍味」、「首相外相海相の席に出る前」のごときの「苦勞」を強いる性質の輪講は、『讀書準繩』にて質講が「婦女ノ衣ヲ洗フ」ごときの鍛錬に譬えられ、足で踏みつけ揉みしごき、「垢ヲ去リ」清水で濯ぐごとき要領でなされるべきもの、質講が「師友二痛ク戒メラル」、「眞劍勝負」として位置づけられるに相通じよう。

平沼は、箕作、菊池大麓らと同じ津山藩出身、石河は水戸藩士である。津山藩「修道館」の「教則」二「授業方法」には、「素讀書、復讀、獨見等ノ法ヲ定メ秩然進學ノ序ヲ紊サス其學力ノ進ムモノハ復講、輪講等ヲナサシム」とあり、その後段に「階級ヲ立テ名札ヲ掲ケ勤惰ニヨリ之ヲ上下シ競進セシメ倦マサラン」と記されている<sup>(33)</sup>。津山藩で『讀書準繩』が用いられた形跡は管見の限りなく、右の「教則」も同書のごとく読法、会講のやり方を事細かに説くものではない。しかし平沼の回顧は、津山藩藩学における周到な学習の奨励装置としての競争的会読課程の存在を推知させるに十分といえよう。

かような、「競争」を介在させた会読、輪講、復講といった学習課程が、北は仙台、米沢、会津の諸藩から、松代<sup>(34)</sup>、前橋、関宿、掛川、浜松、加賀、大野（越前）、淀、神戸（伊賀）、竜野、松江、さらには九州の福岡、佐賀、熊本など、日本全国の多くの藩学の学習課程として採り入れられていたことは、前田勉の研究でも例証されている<sup>(35)</sup>。備中井原の「興讓館」は明治初期の民権運動家を多く輩出した一橋領の郷校であるが、初代塾長阪谷朗廬の手による学規にあたるものとして「家塾生ニ示ス心得書」「興讓館詩文会規約」があり、後者には以下がある<sup>(36)</sup>。

席上、題ヲ発スルモ亦、宿題ノ数ノ如クシ韻分ノ字ヲトル、詩

家、文ヲ為リ、文家、詩ヲ為ル、唯、興ノ適スル所、必ズシモ拘束セズ。既ニ成リ、輪觀ノ後、各人携ヘ帰り、推敲鍊磨、後会ノ期ニ至リテ宿題ト与ニ連写シ、再ビ携ヘテ席ニ上リ、之ヲ会幹ニ付ス（中略）宿題詩文成ラザル者ハ、贖フニ茶菓、或ハ下物一品ヲ以テシ、会ニ当リテ親シク携ヘテ以テ飲ヲ助ケ、其ノ会セズシテ、専价鳴謝セザル者ハ、同社督責シ、罰ハ其ノ宜シキニ随ヒ、席上ノ作成ラザル者ハ、罰スルニ、一大盃ヲ以テシ……<sup>(37)</sup>

これは特定の書物の「会読」ではなく、各々の作品の「輪觀」に関する規約であるが、参加者全員での作品の論評、それを参考にしながらの「帰り視」、「推敲鍊磨」が推奨されている。『讀書準繩』の激的な学習指導に比べると、詩文の宿題を忘れた者がそれを「贖フニ茶菓」、「鳴謝」のない者に対しては「督責シ」とあるも「罰ハ其ノ宜シキニ随ヒ」、「罰スルニ、一大盃ヲ以テ」するなど、随分とゆるいものである。しかしここにも、作品を会員の間で「輪觀し」、「帰り視」にて「推敲鍊磨」し、「後会ノ期ニ至リテ宿題ト与ニ連写」、「再ビ携ヘテ席ニ上」ることが規約として定められている。

前田も引く掛川藩の「經誼館揭示」に「問難論究」「問難討論」が標榜されているのは、「腐心焦慮」を強要する「質問の矢」「難詰」を日常とする平沼の学習環境を思い起こさせ、「疑ヒ有ラバ必

ズ問ヒ、問ヒ有ラバ必ず窮メ、窮メザレバ措カザルナリ」(同「掲示」)との文言は、これが幕末考証学の大家松崎謙堂の手によるに  
おいては必然ともいえるが、「窮メザレバ措カザル」学習態度は  
「意義の解釋」に「渾身の力を入れ」、「微細の點も輕々看過しなかつた」との平沼の述懐に相通じる。さらには、第一節で検討した  
『讀書準繩』で力説される学習法と軌を一にする。幕末の漢学学習  
は、崎門、徂徠、折衷、考証といった学統学派を問わず、密度の濃  
い考究、討究を必須とするものであった。<sup>(38)</sup>

ここではさらに、それらがもたらすところの知的習慣に注意を払  
いたい。たしかに、平沼自身「正則式の方面に於いては」「小生は  
いつも劣等の地位に在つた」と吐露するように、「漢学修習の遺  
風」である「變則」の英語学習は、実用的英語の習得にはあまり役  
に立たないものであった。<sup>(40)</sup>しかしここでは、言語習得の方法として  
の意味よりも、もっと根底的な知的基盤としての意味に着目した  
い。たとえば以下の西周の論は、本稿で考察したごときの儒学(そ  
して後には英学)の学習過程に培われる素養がいかなる意味で重要  
かを考えるに示唆的である。

余近日スペインセル氏ノ性理書ヲ讀ミ、感ズル所アリ。(中略)  
旅客佐兵官ワルポールノ言ニ、三維斯(サンドウィッチ)島ノ  
住民ニ就テ其授業師ノ發見セル事アリ。其土人ノ教育、早歳ニ

在テハ固ヨリ高上ノ学問ニ非ズシテ、唯記性ノ好キト暗誦復読  
等ノ事ニ止ルト雖モ、其進歩甚ダ速カナリ。然レドモ、是ニ繼  
テ思慮ノ能力ヲ練熟スルコトナシト。是、其人単素ナル念ハ容  
易ニ受ケ得ルト雖モ、組織セル念慮ハ之ヲ作ルコト能ハザルナ  
リ(中略)黒兒ハ白兒ニ比スルニ智ノ前進敏捷ナリト。然ルニ  
後來ニ至リ心意開發セズ、是唯樹ニシテ能実ヲ結バドモ熟セザ  
ルガ如シト。又アングマン島ノ兒童ノ事ヲ記セル書ニモ、其兒  
童言語ヲ覚エテ之ヲ反復スルハ速カニ且容易ナレドモ、此語ヲ  
相通ジタル観念ヲ以テ結合スルコト能ハズト(中略)新西蘭  
(ニュージールランド)筆者一人ノ如キ、發明ノ才智ナク概括ノ観  
念ナシ。然ルニ初学ニハ差支アルニ非ズ。十歳許ノ小兒ハ英ノ  
小兒ヨリ一層敏捷ナレドモ、唯高キ能力ヲ發達スルニハ英兒ト  
均シク教授ス可ラザルナリ。凡テ此等ノ事並ニ瑣細ナル事ニ就  
テ精微ナル理ヲ穿鑿スル論弁ヲ理會スルハ我々ニテモ力ノ及バ  
ザルコト屢コレアルガ如ク、其理由ハ智力單素ナルヲ以テ知覺  
スベキ關係ノ夾雜組織セル者ニ相応給スルコト能ハザルニ在リ<sup>(41)</sup>

ここに指摘される民族ごとの「能力」の特徴とその優劣に関する  
十九世紀的見解とそれについての西の理解について、今はその是非  
は問わない。注目したいのは、現地人(土人)の特徴として、「思  
慮ノ能力ヲ練熟スルコトナ」きこと、「組織セル念慮」の欠如、「後

来ニ至」っての「心意開發」なきこと、実を結べども熟せざること、「觀念ヲ以テ結合」するに能わぬこと、「概括ノ觀念」なきこと等が、負の特徴として列記されている点である。西は右の論に続けて、*創造發明の源*（支那とギリシヤ）と*辺境諸国家*（西欧と日本）との知的関係について述べ、*辺境諸国家*は「*發明源*」国を「師とせざるを得ず」と雖も、「唯踏襲模倣」をその責務とすべきではなく、「前段ニ云ヘル早歳能語ヲ記スレドモ結合ノ力乏シキ者」（即ち西のいうところの「土人」の国の人々）に対し、*辺境諸国*の人々の責務としての、*応用段階*、*高等な次元*での知的営為への従事を示唆し、その中で右のチームが想起せられている。

ここでの西の、支那・ギリシヤ「早歳能語を記す」／日・西欧「結合ノ力乏シキ者ニ非ル」とする比喩は、かなりの飛躍といえ、誤謬とすらいえよう。しかし、「実ヲ結」ぶのみと「熟」すこととの差異、初等教育段階での暗誦、反復能力と「觀念ヲ以テ結合」する能力の違いを明瞭に示し、「早歳ニ在テ」「其進歩甚ダ速カナ」ること、「単素ナル念」への対置概念として各々「思慮ノ能力」の「練熟」、「組織セル念慮」の語彙を用いて対比させた点は重要である。

平沼らの述懐に話を戻そう。既に指摘したが、平沼は、「讀書力を養成する」においては「漢學修習の遺風」を「継承」する学習法が「遙かに優つている」としている。英語の実用性はさておき、文

義、字義の精微な理解にむけては、漢学の「修習」課程に一般的であった学習の「仕方」が有効であったとしている。これ即ち周到な字句、語句理解などの下準備の辛苦の過程において培われたものといえよう。石河も、「深夜寝静りたる頃窃かに書を繙き思を凝らす」までの周到な準備の常態化をいうが、これも漢学世界での「輪講」という「制度」がもたらすところの「師弟共に渾身の力を入れて、微細の點も輕々看過しな」い「漢學修習の遺風」であり、「共有」の「知的習慣」醸成の慣習的側面として看過できないものであった。菊池（箕作）大麓も同様の見解を示す。

月六回輪講があつて、其輪講には或一人か讀んで其意味を講ずる。さうすると其他の者がそれに問をかける。それで其講じた者の言ふことと説が違へば反對の説を述べる。さうしてそれが正しければ其人に白點をつけて講じた人に黒點がつく（中略）動詞に付いて總ての變化を聞く、此不定法は何であるか、半過去の二人稱の單數は何んであるかといふやうな風に一々問をかけるといふやり方でありました（中略）此等の方法は今日の方法よりは或る點に於ては良いと考へるのであります。兎に角今日（44）の教へ方は極く淺い教へ方であるといふことを考へるのであります。

菊池は続けて「生徒に十分書物を讀ま」せること、「其書物の意味」の吟味、「讀書に依て智識を得る」、「力を養成するやうな方法（輪講）」の必要性を説く。「輪講」が効果的であったことをいうが、なぜ効果的であったか。「十分書物を讀ま」せること、「一々問をかける」ことが、「智識」、「力を養成する」とし、「極く深く教へ込む」この学習方法が、平沼と同様に「今日の方法よりは或る點に於ては良い」と考えているからである。これもまた、『讀書準繩』の、「朋友にも質問せよ」「三度モ四度モ質講セヨ」との指南に通じる。

## 小 括

前田勉による会説という学習課程のもつ意義、その幕末期における本格化と処士横議活発化との関連についての指摘はまことに重要である。また、会説が蘭学学習、幕末の英学学習の学習課程の中枢に位置づいていたことに関する茂住の指摘についても触れた。さらには、等級制、学級制の寛政期以降の藩学教育における普及も教育史諸研究の指摘するところだが、会説が、前田勉の主張する「処士横議」の前提となつたかどうかは、前田が採用するユルゲン・ハーバースの公共性論、コミュニケーション論が前提とする共同体の在り方の再検討も含め、今後、別次元での論証が必要となろう。しかし、周到的な字句、語句理解などの下準備を前提とする下見、容赦

のない質疑応答を旨とする輪講課程、そして振り返りも含めた競争的勉学を奨励した。旧来の漢学の学習プロセスは、修学する者をしてただ安穩と師の後を追つて読誦する、師に言われたところを、言われたとおりに丸覚えするにとどまることを許さない。そうではなく、自ら字義、文意を鋭意探索し、十全なる根柢を基盤に「觀念ヲ以テ」「結合」、「概括」するといった作業も内包した、演繹と帰納とを組み合わせながら合理的に総合する能力を必須とする知的営みへの従事を強いる。それは、「練熟」、「念慮」、「熟せ」る思考力とといったものを内包する「隠然たる知的習慣」を醸成する装置であつたといえよう。さらには、『讀書準繩』『授業編』、そして幾つかの藩学の学習規定に顕われる知的方法は、このような側面において、慶應義塾、三叉学舎などの英学塾において発展的に継承された。そしてこれらが、明治初期知識層の知性的特性を規定し、知的基盤を醸成していった重要な要素であつたといえよう。

（十） 本稿では、學術・教育機関における一定の学習・作業の順序や内容に言及する場合、とりわけ特定の教育機関・場所、学習・作業の範囲・順序に言及する場合は「課程」を、ひろく物事の発展、変化の進行或は様相について言及する場合、または概括的な学習のプロセス・内容に言及する場合は「過程」を用いる。小学館『日本国語大辞典』（第二版、二〇〇一年）においては、「過程」とは「物事の生成、変化、発展の進行しつつあ

る様相。また、経過する「連の道すじや現象」、「物事の、連関的で合法的な進行」とされ、「課程」は「学校などで、ある一定期間に割り当てて行わせる、学習・作業の範囲」などと、特定の学術・教育機関における限定的な学習・範囲を示す。本稿はこれに準じてこれらの語を用いる。

〔§〕 本稿では原則、原文の字句が正字体の場合はそれを用い、それ以外は略字体を用いた。引用テキストに正・略字双方併出するものがあるが、この場合はテキストに用いられた字体をそのまま引用した（例：『讀書準繩』「シツカリト誦切ル様ニ讀ムベシ」〔二ウ〕）。句読点のない引用文に関しては筆者が適宜それを付した。また、原文に「漢字送り」が使用されていない場合はそのまま引用し（例：『讀書準繩』にはたびたび「云々」を「云云」と記すが、この引用は原典のままとする）、かな文字も原則原文のまま用いた（例：『讀書準繩』には「シツカリト」と「シツカリト」を併用する箇所あり）。

## 註

(1) これに関しては多方面からの議論がある。たとえば前田愛『近代読者の成立』（岩波書店、一九九三年）、中村春作『江戸儒教と近代の「知」』（ぺりかん社、二〇〇二年、とくに第三章）は、明治初期知識層が幕末期にうけた素読の訓練のもたらす知的素地の重要性を指摘する。辻本雅史『学び』の復権・模倣と習熟（角川書店、一九九九年、二〇一二年に岩波現代文庫版刊行）は、とくに江戸中期以降の学習方法の特徴を詳察、同

『思想と教育のメディア史…近世日本の知の伝達』（ぺりかん社、二〇一一年）も示唆に富む書である。前田勉は、漢学学習課程の概要であった「会読」が「水平的」議論の場として機能し、参加者の「討論」力を醸成、さらには会読の場における議題が経書解釈に関するもののみならず、政治、外交にも及ぶようになり、ここに幕末の会読が、学習者をして「処士横議」を可能ならしめる基盤となったとする。前田『江戸後期の思想空間』（ぺりかん社、二〇〇九年）、同「金沢藩明倫堂の学制改革——会読に着目して」（愛知教育大学研究報告 人文・社会科学編〈愛知教育大学〉、第五八号〔二〇〇九年〕）。

尚、本稿はこれらの前田の会読の意義に関する論考に大いに刺激をうけたものであり、これらを踏まえ、いま一度会読課程も含めた漢学学習のプロセスの詳細を具体的に語る史料を考察し、その意義を筆者なりの視座で捉え直すことが目的の一つである。

茂住實男は、洋学塾の学習課程の実相に着目、とくに漢学学習方法の一つである「会読」がそのまま蘭学、英学学習にも採用されるのを実証する（茂住『洋語教授法史研究…文法Ⅱ訳読法の成立と展開を通して』〈学文社、一九八九年〉）。また、洋語の習得に漢学の素養が役立つとするのは中村正直、西周ら、同時代の諸学の主張するところである。

(2) 中村春作、同右書。

(3) いうまでもなく「知的基盤」「共有されている知的習慣」といった問題は、F・リンガーらの歴史社会学（とくにRinger, Fritz K., *Fields of knowledge: French academic culture in comparative perspective*, 1890-1920, Cambridge University Press, 1992〈邦訳：F・K・リンガー著、筒井清

忠ほか訳『知の歴史社会学：フランスとドイツにおける教養 1890～1920』

〔名古屋大学出版会、一九九六年〕の主題であり、中村、前掲『江戸儒教と近代の「知」も、分析視角の策定にこれらの概念を用いている。

(4) リンガー、前掲『知の歴史社会学』、一四頁。

(5) たとえば Charrier, Roger, ed. *Pratiques de la lecture*, Marseilles, Rivages, 1985 (邦訳：R・シャルチェ編 水林章ほか訳『書物から読書へ』〈みすず書房 一九九二年〉) 同『*Lectures et lecteurs dans la France d'Ancien Régime*, Paris, Editions du Seuil, 1987 (邦訳：R・シャルチェ著、

長谷川輝夫、宮下志朗共訳『読書と読者：アンシャン・レジーム期フランスにおける』〈みすず書房、一九九四年〉、同(福井憲彦訳『読書の文化史：テクスト・書物・読解』(新曜社、一九九二年。シャルチェが一九九一年来日時に行った講演・インタビューの翻訳。内容的には、シャルチェ

前掲書(二点)を) ならびに同『*Cultural history: Between practices and representations*, Cambridge, Polity Press and Ithaca, Cornell University Press, 1988 (との共通点多)』。xviiiには『*Bibliography and the sociology of texts*, Cambridge, Cambridge University Press,

1999』Ringer, Fritz K., *Toward a social history of knowledge: Collected essays*, NY, Berghahn Books, 2000』同『知の歴史社会学』を云。

但』Ringer, *The decline of the German mandarins: The German academic community, 1890-1933*, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1969 は緻密な調査に基づく論考であり、例外といえよう。しかし

これも、「近世教育事実史」の諸研究のような、詳細な実証研究とは性質の異なるものである。

(6) 石川謙『近世教育における近代化的傾向…会津藩教育を例として』

(講談社、一九六六年)、同『近世日本社会教育史の研究』(青史社、一九七六年。初版は一九三八年)、同『日本学校史の研究』(小学館、一九六〇年)。また、武田勘治『近世日本学習方法の研究』(講談社、一九六九年)、

同『近世日本における学習方法の発達』(日本教育学会編『教育学論集』第一(目黒書店、一九五一年)など。

(7) 前掲『近世日本学習方法の研究』。

(8) 前田、前掲『江戸後期の思想空間』、とくに第二章。

(9) 石川、前掲『近世教育における近代化的傾向』は、その主題が示すところを説明する意図がある。この研究において石川は、「競争原理」の導入、質疑応答を旨とする「会読」の積極的導入等、「制度」面での「近代化」を例示することにおいては成功を収めている。他方、石川においては、リンガーらの教育の歴史社会学的業績、知見は反映されておらず、さらには、教育「された側」の学習過程に関する記述を検討し、これをもって、企図された学習方法がどの程度知的習慣の醸成に寄与したかを検討するには及んでいない。

(10) たとえば「学問を使って民を安からしめ、世を救う」のが徂徠学の「ねらい」とするような記述(石川、前掲『日本学校史の研究』、三三六頁)。「安民」「經世済民」などは、学統を問わず等しく儒学の目的とされるところで、学統学派による差異は全く別の次元においてあらわれるものである。また、とくに十八世紀後半以降の儒学世界においては、程朱学を奉じるも古注、清代考証学への一定程度の通暁を欠如させてはこの時期の学は成り立たず、逆にこの時期の考証学者に、詳細な考証を身上とする

も、たとえば林家の儒者とは少し異なる次元での社会的能動性を標榜するものもいた。これに関しては拙著『幕末期武士／士族の思想と行為…武人性と儒学の相生的素養とその転回』（御茶の水書房、二〇〇八年）、とくに第八章、結論を参照願いたい。

(11) 茂住、前掲『洋語教授法史研究』。

(12) これらのうち本稿で考察する『讀書準繩』、備中井原の郷学興讓館の「興讓館詩文会規約」を除いては、長澤規矩也編『江戸時代支那学入門書解題集成』全四巻（汲古書院、一九七五年）に収められている。

(13) 本稿で利用するこの「慶應本」は、タテ二七・五センチ、ヨコ一七・七センチの和綴本。外題に「讀書準繩」とあり、直後に「讀論語孟子法」（二分）がある。このあと内題に「讀書準繩 上毛伊勢崎藩田中知周述 崇禮田中先生述 門人宮崎有成梓行」と付され、本文が続く。本稿に掲げる丁数はこの版のものである。

尚、『讀書準繩』の存在について筆者は以前から把握していたが、この書の詳察は慶應義塾大学経済学部を訪問教授として在籍し、同書の所蔵場所である旧館地下書庫への立入りも含めた自由な閲覧環境を得るに至ってはじめて可能となった。ここに同大学経済学部に感謝の意を表したい。

(14) 石川、前掲『近世教育における近代化的傾向』。

(15) 武田、前掲『近世日本学習方法の研究』、一五八頁。

(16) 本稿では長澤、前掲『江戸時代支那学入門書解題集成』第三集所収の五車楼（京都）版の刊本（天明三年（一七八三））を利用。

(17) 『倭讀要領』（一七二八年）については著者蔵の高山房刊本に、戸川芳郎校訂・解説『漢語文典叢書』（吉川幸次郎ほか編）第三巻（汲古書院、

一九七九年）所収のものを校合の上利用。

(18) この点についてはとくに白石眞子「大宰春臺の思想における詩文論の意義」（『日本中國學會報』第六十集（二〇〇八年））、同「徂徠學『文論』に於ける韓愈・柳宗元」（『日本中國學會報』第五十一集（一九九九年））、拙稿「大宰春臺における古文の「體」「法」重視——古文辞「習熟」論に鑑みて」（『一八世紀日本の文化状況と国際環境』（国際日本文化研究センター共同研究報告書九五）思文閣出版、二〇一一年所収）を参照願いたい。

(19) 前述のごとく読み方の「形式」、議論の「仕方」、共有されるべき知識的習慣とその集合的意味などは無論、リンガー、前掲『知の歴史社会学』の提唱する視点である。

(20) シャルチュ、前掲『読書の文化史』。

(21) 審書調所での英語教育の様相については茂住「審書調所における英語教育」（『英学史研究』第十六号、一九八三年）、開成所のそれについては同、前掲『洋語教授法史研究』附録Ⅱに詳しい。

(22) 茂住、前掲『審書調所における英語教育』、一一〇頁。

(23) 茂住、前掲『洋語教授法史研究』。

(24) 茂住については右に挙げた著作・論文、森岡についてはとくに『欧文訓読の研究・欧文脈の形成』（明治書院、一九九九年）、同編著『近代語の成立（語彙編）』（明治書院、一九九一年。とくに第四—七章）を参照されたい。

(25) 入交好脩編、平沼淑郎『近世寺院門前町の研究』（早稲田大学出版部、一九五七年）に附録として所収。

- (26) 田所美治編纂、菊池大麓『九十九集』(大日本図書、一九〇三年)。
- (27) 石河幹明『福澤論吉伝』一—四卷(岩波書店、一九三二年)のとくに第一巻の新銭座時代、三田移転当初についての記述に、慶應義塾での学習課程の記述がみられる。
- (28) 平沼、前掲『近世寺院門前町の研究』附録、二八三—四頁。
- (29) 同、二八四頁。
- (30) 同。
- (31) 石河、前掲『福澤論吉伝』第一巻、第十五編「新銭座時代」第五「新銭座時代の塾」に引用。また、『福澤論吉伝』第一巻、第十八編「塾を三田に移す」第四「義塾当時の教職員」は、初期慶應義塾における「会読」の規則について論じる。
- (32) 平沼、前掲『近世寺院門前町の研究』附録、二九五頁。
- (33) 文部省編『日本教育史資料』第一分冊所収「舊津山藩學校」。
- (34) とくに松代藩学に関しては稲垣忠彦「藩校における学習内容・方法の展開」(『帝京大学文学部紀要 教育学』二七号(二〇〇二年))が、学校の規模、教科科目についての考察を中心に包括的に描く。さらに、北海『授業編』(一七八三年)と一齋(述齋)『初学課業次第』(一八三二年)との比較考察を行い、五十年後刊行の後者には会読規定の拡充・明確化なども含め教育される側のより強い主体性を求める規定があるとす。ただ、『初学課業次第』の主眼は必読文献の列挙とその階梯を示すことにあり、『授業編』とはそもそも意図の異なる書といえよう。また、「読み方」について、たとえば会読について「左伝既ニ春秋ノ條ニ著スレドモ、専ラ会読ニスヘキ書ナリ」(七才)などとあるように、『初学課業次第』は各々の書

物の特性に最も適した読み方を提示するものであり、会読という手法もその書物の特性に鑑み適宜指南されている。また、『初学課業次第』は『讀書準繩』のような事細かな学習指導書ではない。

(35) 前田、前掲『江戸後期の思想空間』、とくに第一編第一章、第二章に多くの事例を挙げる。

(36) 山下敏鎌編著『興讓館百二十五年史』(学校法人興讓館内「興讓館百二十五年史」記念刊行会、一九七三年)所収。「家塾生ニ示ス心得書」は二六一—三二頁、「興讓館詩文会規約」は六四—七頁に所収。

(37) 同右、六四—五頁。

(38) 但し『讀書準繩』の以下のような心身一体的習熟の提唱は、崎門においてのみ特徴的なものといえよう。曰く、「マツ巴ノ私舍ニ返リテ復読スルトキハ、先ツ巴ノ行儀ヲ検束シ、脊骨ヲ真ツスグニ立、肩ヲ開キ小腹ヲ張り、屹然トシテ端坐シ、手足迄モ少シモ欵側スヘカラス(中略)扱、心ノタモチ方ハ、机ニ向ントスル前ニ、巴ノ心ノ妄動ヲ鎮メ静ニシ、氣ヲ胆下ヘ収メ我心ヘ一鞭アテ、鞭策激昂シ、精神ヲ興起シ、志ヲ立ツヘシ。玉水先生嘗テ学徒ヲ警ム、書ニ向ハ、先ツ巴レノ志ヲ奮発興起シテ、其書ノ紙ノ裏迄吾精神ノ通りスケテ穴ノアクホトニ見ツメテ読ムベシト」(二ウ—三才)。この前段にては、「一字モ略スヘカラス」、「一字々々、一句々々」、「シツカリト読切ル」(二ウ)といった指導がなされ、これは、「下見」の項で引いた「先ツ一字云云ノ文義ヲ明ラメ、能語勢ヲ看テ一字一句ノ軽重ヲ認得テ、某ノ句ハ某ノ句ヨリ生シ、某ノ字ハ某ノ字ト照應スルヲ看」るべき(四ウ)との指南に対応するものである。しかし、上のような、読書時の姿勢、身体で注力する部位、発声の要諦といった、心法あ

るいは心身一体的鍛錬を地でゆくことへの指南は、崎門に特徴的なものといえよう。

さらに『讀書準繩』の後半部では、崎門派の真面目が十全に語られる村士玉水の「七則」が掲げられる。第三則「功用發越」では、「功ハ功效ニシテ、用ハ躰ニ対シテ云働ノコトニシテ、其章ニ付テ聖賢ノ功用ノ盛大高明ナル所ヲ十分尽頭ニ究メ説出スベキ」と説かれ、「聖人ノ御心ニ具リタル渾然タル一理ハ、帰着スルニシテ統躰ノ太極」、「天地ノ大徳ヲ生ジテ其物ヲ生ズル天地ノ心ヲ全ク受テ、人ノ心トスル」こと、「御心ノ一理渾然ガ生々シテ燦然ト□應曲當」し、「其御心全躰カ滋味親切ニ絞レハ、汁ノタル、様ニジミククトシテニツトリト潤ヒ渡リタルモノニシテ、愛之理、心之徳」云々と説かれる。続く「研精顕妙」では、その営みが「致知格物」と一体的に説かれる。これらはすべて、崎門朱子学に特徴的なものである。唯一第七則「明證事實」では、「凡異同ヲ弁ズルハ、事實ヲ挙テ證據トスルヲ要トス。然ラザレハ、其論公共ニ非ス、或ハ私意ニ陷ンヲ恐ル。事實ヲ以證據トスレバ、獨リ異同ノミニ非ス其章全躰ノ論定リ、規模立チテクル」と、「公共」「私意」の問題について触れられ、さらには「實事求是」の学を彷彿させる実証性の高さについての賞揚をもって終わる。

(39) 平沼、前掲『近世寺院門前町の研究』附録、二九二頁。

(40) 内村鑑三も、変則の学習法は「不調不諧の言語」を学ばせしめるもので、「楽み得べき所以なく、よって人々をして英語を「殆ど全く之を忘却」せしむる、不適切な学習法として批判している。これに依っていた「旧時の慶応義塾的訳読法」もこの理由をもって批判する。内村「外国語の研究」「外国語研究の方法」〔内村鑑三全集〕第六卷、岩波書店、一九

八〇年所収、三四六頁。

(41) 西周「学問ハ淵源ヲ深クスルニ在ルノ論」〔学芸志林〕二冊（一八七七年）所収。日本近代思想大系十「学問と知識人」〔岩波書店、一九八八年〕、二九一—三〇頁。

(42) 菊池大麓、前掲『九十九集』「帝國教育會に於ける演説」（一九〇四年十二月八日）。

# 近代における一日本人キリスト者の越境ネットワーク形成

——小林美登利の移動・遍歴を事例として——

根川 幸男

はじめに

近年、移民研究において、「越境史」(Transnational History)の有効性が評価されている。「越境史」とは、「一国史」に相對する概念で、複数国家・地域の関係・交差の視点から歴史を見直すアプローチ法であり、この視点からいくつものすぐれた論考が発表されている。<sup>①</sup>「越境史」は、もとは一九九〇年代の米国において一国史や比較史に対する批判から起こった新しい歴史研究のパラダイムである。<sup>②</sup>すなわち、「越境移民」(transnational migration, transmigration)という二ナ・シラーの提示した概念<sup>③</sup>にもとづき、「地理的越境」とどまらず、「政治的越境」「文化的越境」という枠組みを用いて一國史的視点に揺さぶりをかける。この越境史的方法による今後の日本人移民研究の検討課題として、次のものがあげられている。

・日米にまたがる越境教育ネットワークと満州、中南米、南洋などその関連国家・地域への影響

・日本人移民の北米、中南米、日本帝国植民地、オセアニア、ヨーロッパなどへの世界的展開、受入人間のクロスナショナルな研究④  
小稿は、このような越境史の枠組みにもとづき、右記のような課題に答えようとする一つの試みである。特に、越境史的方法による従来の移民研究はハワイ、北米を対象としたものが多く、ブラジルをはじめとする南米移民を対象としたものや日本、ハワイ、北米と南米という複数地域を横断するようなよりグローバルな視点でのアプローチは未開拓であった。

そこで、ここでは、第一次世界大戦期に日本を出国し、ハワイ、米本土、ブラジルにおいて伝道・留学・教育を体験した小林美登利(こばやし・みどり、一八九一―一九六二)の移動・遍歴を取り上げ

る。小林は会津出身で同志社に学んだプロテスタント牧師・教育者であり、ハワイ、米本土での遊学後ブラジルに渡航する。当時南米最大の商工業都市に成長しつつあったサンパウロ市に「聖州義塾」という教育機関や「サンパウロ教会」という日系プロテスタント教会、「伯国柔剣道連盟」という武道普及団体を設立し、キリスト教伝道や移民子弟教育に貢献した。また、プロテスタント諸教会や彼自身が学んだ同志社、マッケンジーなどの大学を通じて、内外の多くの知識人と交流のあった人物であった。<sup>5)</sup>さらに、伝道・教育事業の合間にブラジル中を旅行し、アマゾン河を遡り、アンデス山脈を縦横断するなど旅行家・冒険家としての横顔も持っていた。

ブラジルへの日本人移民は二〇〇八年に百周年を迎え、移民指導者については自伝も含めてすでに多くの評伝が発行されているが、小林については、日本、ブラジルいずれにおいてもいまだまとまった評伝が書かれていない。ブラジルでは、一九三三年の移民二十五周年以来たびたび日本人移民周年史が発行されており、小林と聖州義塾についてはその都度言及されているにもかかわらず、わずかに概略について知ることができのみである。<sup>6)</sup>最新の周年史である『ブラジル日本移民百年史』第三巻文化と生活編(一)は、戦前から現代までのブラジル日系子弟教育、特に日本語教育の面を取り上げた通史的論考に一章を割いているが、小林についてはある日系小学校の父兄懇談会の講師として名が記されているのみである。<sup>7)</sup>越境

史や移民子弟教育史の面で、小林美登利と聖州義塾は、ハワイ・北米との関連性においても、日本のプロテスタンティズムの海外移植との関係においても、きわめて重要な研究対象となりうるにもかかわらず、現在まで学術的な論究がほとんどなされてこなかったといえる。<sup>8)</sup>

このような状況を考慮し、小稿では第一に、小林美登利という近代における一日本人キリスト者の移動・遍歴を、会津時代、同志社時代、ハワイ・米国時代、ブラジル渡航後、一時帰国期という五つの時期に区分してその足跡をたどる。その中で、彼のような一地方青年のキリスト教入信と海外渡航・移民へ至る動機を確認するとともに、その越境過程で出会った人物との関係構築を検証する。特に、この人的ネットワーク構築の検証に当たっては、「縁」という概念を活用する。「縁」とは、個人に外在した間接的で与えられた原因・理由によって形成され維持される関係で、多くは特別な対人関係に対して用いられる。「ネットワーク」が複数者間相互のつながりや関係性の体系という意味合いが強いのに対して、「縁」は必ずしもそうではなく、ある個人が一方的にある他者との関係を意識したり思い込んだりすることによっても生じるつながりや関係性と定義しておきたい。<sup>9)</sup>この意味で、「縁」はネットワークを形成する契機となるものである。また、この「縁」の低位概念として、ここでは、地縁・学校縁・武道縁・信仰縁・エスニック縁<sup>10)</sup>などのさまざま

まな〈縁〉概念を用いる。

第二に、これらの〈縁〉を活用した小林の越境ネットワーク形成の過程とメカニズムを明らかにするとともに、そうしたネットワークを資源として生まれた聖州義塾の歴史的意義や役割について考察する。特に、小林がハワイ・米国に滞在した一九一六―一九二一年は排日運動が再燃した時期である。その排日の風潮の中に身をおいた実体験をブラジルでの活動にどのように反映させようとしたのかという問題を、彼の越境ネットワーク形成の過程と重ねながら、一九二八年の日本一時帰国と翌年のブラジル帰還までを対象として明らかにしていきたい。

こうした越境的アプローチは、従来国や地域別に研究される傾向の強かった近代日本人移民史を、日本、ハワイ、米国、ブラジルという複数の国・地域を横断する越境史というグローバルな視点で捉えなおす契機となる。また、近代における日本の国内状況とそれらの国・地域に拡散した日本人の関係を把握するだけでなく、日本近代史を移民も含めた「日本人の歴史」と捉えなおし、「日本史」の枠組みを再考するという課題においても重要な意味を持つと考えられる。<sup>11)</sup>

## 一 会津時代

小林は、一八九一年四月八日、福島県大沼郡田川村（現・会津美

里町）佐布川に、父清八、母ミサの長男として生まれた。<sup>12)</sup> 小林の下には、一八九七年一月に弟登次郎、一九〇五年一〇月には妹トミが生まれている（曾祖父母の代からの小林家の系図をまとめると、一四三頁の「小林家系図」のようになる）。

父の清八は郵便配達夫で、多くの田畑を持たない小林家は貧しかった。<sup>13)</sup> 小林の幼少時、東北地方の農村は現在では想像もつかないほど貧しく、一九〇二年に凶作、その翌年に暴風雨、さらに一九〇五年も凶作に見舞われ、また日露戦争による増税が重なった。凶作時には娘の身売りも多くあったという。一九〇六年五月には霜害で、大沼郡では村によって五割以上の桑園に被害があった。このような惨状の中で、彼の家庭もまた「赤貧洗うが如き」状態であったという。こうした人力では抗し得ない自然災害と貧困が、後に彼を信仰と海外雄飛へ向かわせる因子として働いたことが想像できる。貧しい中にも、小林は向学心旺盛で、地元の高田尋常小学校、同高等小学校に学んだ後、一九〇六年、旧制会津中学校に入学する。<sup>14)</sup> 当時の小林については、佐布川の自宅から会津若松城下の中学まで「二里余の道を高下駄で通学、洗いざらしの着物に短い袴をつけ、教科書とメツバを包んだ縞の風呂敷を左肩からわき下に背負い、剣道の長い竹刀を左手に握っていた姿」が伝えられている。<sup>15)</sup> 小林は生涯武道に親しんだが、とりわけ剣道に力を入れ、中学四年生の時、剣道大会で七人抜きを達成している。<sup>16)</sup> 後述するように、小林は武道

縁によっても越境的な人的ネットワークを形成している。

会津は同志社の創立者の一人である山本覚馬、山本の妹で新島襄夫人八重の故郷であり、同志社と縁の深い土地であった。一八七五年の同志社英学校創立は、当時京都府顧問であった山本の支援によるところが大きい。キリスト教の浸透も早く、一八八六年一月には、杉田潮（安中教会牧師）と星野光多（高崎教会牧師）によって若松、喜多方において演説会が行われ、同年三月には本六日町に講義所が開かれている。<sup>17</sup>一八八九年一〇月には、会津若松に初代牧師山岡邦三郎のもと日本組合若松基督教会が開設された。<sup>18</sup>小林たちの中学時代、元自由民権運動の闘士で同志社出身の兼子重光牧師が伝道に当たっており、何人かの会津中学の生徒たちも洗礼を受けていた。兼子は同教会の第三代牧師（一八九五年着任）で、この時期は会津若松地方における「大挙伝道の時期」とされている。<sup>19</sup>

小林は、中学時代に彼の人生の指針を決めた二つの出来事について、後に次のように記している。

僕が中学に入った動機は軍人になろうというのであった。元來会津は尚武の精神が盛んなところで教会に通う連中の中にも柔剣道の錚々たる人物が多かった。その中で特に光っておったのは柔道の遠藤作衛兄であった。僕が中学に入ったのも海軍兵学校が目的で、理想の人物は東郷大将であった。（中略）何分

武道は飯よりも好きであったので、降っても照っても道場を欠かしたことはなかった。僕と遠藤兄との関係はすでにこの道場から始まるのである。しかし日露戦争後の日本の内情は甚しく変化して行った。そしてそのとき、僕の心に大きな変化を与えた二つの事件が起った。何れも明治四十年の出来事で、一つは幸徳秋水一派の大逆事件、もう一つは北米加州に勃発した排日運動であった。前者は日本の要求するものはや軍人ではないということ悟らしめ、後者は日本人の海外発展について覚醒を与えたのである。<sup>20</sup>

この文章は、中学卒業後四十五年を経て記された回想であり、大逆事件を明治四十年（一九〇七）とするなど注意を要するが、これによると、中学時代の小林に「大きな変化」が訪れたという。一つは海軍兵学校志望であった彼が軍人への道を放棄したこと。もう一つは、早くも「海外発展」への志向を持ちはじめたことである。カリフォルニア州の排日運動がその契機となり、「海外発展について覚醒を与えた」と説明されている。一九〇六年末には、同州で「日本人学童隔離問題」が起こり、翌年にかけて排日運動が激化、日本の新聞も連日そのことを伝えた。<sup>21</sup>後述するように、小林はブラジル渡航後、米国の排日運動を強く意識しつつ、その日系移民子弟に対する教育理念を形成し展開することになる。この時の「海外発展につ



写真1 会津中学校時代、外国人宣教師たちと（1910年頃、中列右から一人目小林美登利、左から三人目兼子重光牧師、吉田真理氏提供）

いて覚醒」がどういうものであったかは不明であるが、排日に対する疑問や義憤がその契機になったことは想像に難くない。小林の中学時代の写真に、会津若松を訪れた宣教師らしい外国人男女を取り囲んだものがあり、彼が当時から宣教師を通じて「海外」の知識や情報に触れていたことが想像される（写真1）。また、同志社出身の兼子牧師や中学の先輩の遠藤から、米国人教師や留学経験者の多い同志社の雰囲気を知っていたと想像され、米国の排日に関する情報とともに、海外

報とともに、海外発展や移民について関心を持つようになったものと考えられる。<sup>22)</sup>

後年牧師になり、その教育理念の根幹にキリスト教を据えることになる小林も、最初からその教義になじんだわけではなかった。彼はキリスト教に出会った

ばかりの当時のやや屈折した心境を、「ただ教会は精神修養をするところだと聞いて出席してみたが、教会内の空気は我々が道場内で質実剛健な修養鍛錬をするのは大分勝手が違っていった」と正直に告白している。<sup>23)</sup> 彼が教会に通うようになった理由として、先の遠藤の存在が大きな要因とされている。

教会が僕を引き付けたただ一つのものであった。それは遠藤兄のような、僕が平素尊敬して止まない人物が何人かおることであつた。基督教の何たるかを解せぬまでもこんな偉い人々が出席しておるのであるからそこには何か訳あるに相違ない、これは僕も一つ真剣に研究してみようという気になつたのである。<sup>24)</sup>

こうして小林は一九〇八年九月二三日、剣道仲間の羽金政吉、田村精元、君島利、曾川順吾とともに兼子牧師によつて受洗する。<sup>25)</sup> 地縁・学校縁・武道縁が重なつて契機となつた明治期地方青年のキリスト教入信の一事例として、たいへん興味深いものである。

## 二 同志社時代

会津中学卒業後の一九一一年四月、小林は同志社神学校に進んだ。当初志望の海軍兵学校や多数の有名校のある東京を飛び越して、学資も不十分なまま会津から遠隔の地である京都の同志社に進

学した動機とはいかなるものであったか。そこには、キリスト教人信同様、先の遠藤の強い推奨が働いていることが知られる。

確か明治四十三年の冬休みの時であったと思う。すでに同志社に入学しておられた遠藤兄が帰郷されて僕を見るや否や「今度帰って来たのは君を同志社神学校に入れるためだ！」とのことであった。(中略) 中学卒業後は大体海外発展ということに決めておったときなので折角の親切な先輩の勧説も直ちに応諾する気にはなれなかった。<sup>26)</sup>

「直ちに応諾する気にはなれなかった」としながらも、小林は、遠藤の誘いに「知己の恩」と「神の導き」を感じ、キリスト教への探究心、まだ見ぬ京都への憧れによって同志社進学を決心したという。また、中学卒業後の進路として「海外発展」、すなわち留学か移民を考えていたことが記されている点は注目される。同志社在学中も「物質的にはいつもピイピイで家郷からの学資など一文も望めぬばかりか、却って反対に京都YMCAからの月給五円の中から、会津中学に通っておった弟の月謝を送った位である」と記されている。このことから、「海外発展」の道を選んだとしても、働きのながらの留学を考えていたことが想像され、後年の米国生活では実際にそうしている。当時の決心がこの回想の通りだとしたら、ここに

は、彼の一生を特徴づける未知の土地に対するあくなき好奇心と放浪癖がすでに顔をのぞかせているといえよう。

小林が学んだ時期の同志社は、第七代社長原田助の時代(一九〇七年一月～一九一九年一月)であった。原田とそれを継ぐ海老名弾正総長時代の同志社は、学校としての大発展期であった。<sup>28)</sup> 原田は後に渋沢栄一と小林を結びつけることになるが、この点については後述する。小林が同志社入学の二年目を迎える一九一二年二月、新島の遺志であった同志社大学が認可され、神学校は神学部へ改組される。注目すべきもう一つの点は、国際主義を掲げた原田によって、内外の著名人による国際色豊かな科外講演がさかに行われるようになったことである。<sup>29)</sup> また、当時の『同志社時報』には、海外滞在中の卒業生たちからの通信が逐次掲載されていた。<sup>30)</sup> これらによってもたらされた新知識、海外情報は、小林らの「海外発展」への思いをさらに刺激したことであろう。こうした点から、同志社進学は「海外発展」からの方向転換ではなく、小林にとつて、「海外発展」を容易ならしめるもう一つの選択であったことが知られる。小林は、先の遠藤や田崎健作(後の本郷弓町教会牧師)、清水安三(桜美林学園の創始者)らと親交を結んだ。また、学業のかたわら剣道部員として活躍、卒業までに三段を得ている。武道の実践は、趣味やたしなみというだけでなく、小林の活用する〈縁〉の一つとして越境ネットワーク形成にも大きな役割を果たすことになる。



写真2 小林美登利、同志社時代、北海道無銭伝道旅行のいでたち (1914年頃、小林眞登氏提供)

小林の放浪者としての性格は、この同志社時代から顕著になってくる。すなわち、一九一三年の北海道への無銭伝道旅行がその例である。この旅で小林は、天塩の山奥にあるアペシナイ、ポンピラなどのアイヌ人集落を歩いて回った(写真2)。翌年には、九州を旅し、石井十次が宮城県茶臼原に設立した開墾農場を訪ねている。生涯を孤児救済に捧げた石井もキリスト者であり、同志社と関係の深い人物であった。学校縁・信仰縁を求めて、放浪する若い日の小林の姿が想像される。こうして、一九一六年三月一八日、小林は同志社大学神学部を主席で卒業し、同日行われた卒業式には神学部を代表して答辞を述べた。卒業論文の題目は、彼の後の人生を予見するかのような「パウロの異邦伝道」であった。<sup>31)</sup>

### 三 ハワイ・米国時代

同志社大学卒業後、小林は横浜からハワイに渡ることになる。外務省外交史料館所蔵の「外国旅券下付表」によると、小林の旅券は、一九一六年三月二九日、京都府庁から下付されている。旅券番号は、第三一六五六六号、旅行目的は「伝道事業ノタメ」となっている。『同志社時報』の「個人消息」欄にも「小林美登利君、布哇伝道の為め赴任の同氏は六月二日ホノルル、に安着、翌日更に布哇島ホノムへ出発の予定なりと来報あり」とある。<sup>32)</sup> 中学時代から「海外発展」の夢を抱き続けてきたという小林は、この時のハワイ到着の感動を一九一六年六月二日の手帳に次のように書き記している。

□□ホノルルが見エタ ホノルル、ホノルル、嗚呼、、余ガ十数年来アコガレシ天地ナリ。船ハ□□□□極メテ容易ニ上陸セル。

直ニ川崎旅館ニ入ル。奥村牧師ノ世話ニナル。諸々案内セラレ。<sup>33)</sup>

ここに記されたように、ホノルル第一日目、奥村多喜衛の出迎えを受けている。この時期の奥村は、マキキ教会の主任牧師として活躍するかたわら、学校兼寄宿舎「奥村ホーム」を経営していた。<sup>34)</sup> 翌日、小林は曾我部四郎の待つハワイ島へ向かう船に乗りこんでい

る。奥村も曾我部も同志社神学校で学んだ小林の先輩である。奥村はオアフ島で、曾我部はハワイ島でそれぞれ日系子弟の教育にたずさわっていた。特に、曾我部はハワイ島ヒロ郊外の小さな町ホノムで、伝道とともに、教会・学校・寄宿舎が一体となった「ホノム義塾」を経営していた。以後一九一七年三月末まで約十ヶ月間、小林はこの曾我部のもとで教会役員をつとめ、ホノム義塾の教師を兼ねることになる<sup>35</sup>。小林のホノム赴任は、同志社という学校縁・信仰縁を通じて国際的なプロテスタント伝道組織ハワイアン・ボード(Board of Hawaiian Evangelical Association)のネットワークに接続した結果、可能になったものであろう。

翌一九一七年四月、小林は米本土に渡る。曾我部牧師とフランク・S・スカッター牧師よりカリフォルニア州バークレーの太平洋神学校のC・S・ナッシュ校長宛の推薦状を手にし、同年五月七日同校に入学することになった<sup>36</sup>という。こうして小林は約一年間、この太平洋神学校を拠点としたようであるが、ここでも学校縁・信仰縁によるネットワークが活用されている。

このカリフォルニア渡航には、太平洋神学校での勉学とともに、学資を稼ぐための労働と排日問題の調査という目的があったらしい。小林の回顧では、「先進的に排日問題の原因を探らんが為め身を一個の労働者と化してロッキー山以西の重なる所を歴訪し」、その足跡はネバダ、ユタ、北アイダホ、オレゴン、ワシントン諸州を

経てアラスカ、メキシコ国境にまでおよんでいる<sup>37</sup>。小林の海外渡航の動機の一つが米国での排日問題にあったことは先述した通りであるが、すでに一九一三年にはカリフォルニア州で「外国人土地法」が成立し、同州では日本人の土地所有が禁止されていた。小林が米国に滞在していた時期は第一次世界大戦中に当たり、同じ連合軍側に立って戦っていた日米間の関係は相当に好転していたが、一方で米政府は冷静に排日政策の準備を進めつつあった<sup>38</sup>。一九一七年、米連邦政府は新しい「移民法」の草案を明らかにしたが、その中には日本人を含む全アジア人(中近東を除く)を「帰化不能外国人」とする項目が含まれていた。こうした排日問題に対処すべく、一九一五―一七年にかけて連続して日本から著名なキリスト教指導者を招き、北米太平洋沿岸の日本人移民啓発のための諸運動が行われた。例えば、小林が学資を稼ぐべくカリフォルニア州各地での労働に従事していた一九一七年八月、山室軍平はサンフランシスコを振り出しにロスアンゼルス、バンクーバーなど太平洋沿岸の十七市村をめぐる、計三十八回の集会で一万四三五〇人の会衆に説教を行った<sup>39</sup>という。小林はこの山室の説教をどこかで聴いたかもしれない。このような日本人側の努力にもかかわらず、翌一九一八年一月、第一次世界大戦が終わると、カリフォルニア州を中心に排日運動が再燃することになった。一九二〇年には、「インマン法」と呼ばれる日本人の土地所有・借地を禁じたさらに厳しい土地法が成立し、

同様の動きはワシントン、アリゾナ、デラウェア、テキサス、ルイジアナ、ネブラスカ、オレゴン、アイダホ、モンタナの諸州に広がっていた。<sup>40)</sup>

この間、小林は、ロッキー山下にモルモン教徒のコミュニティを視察したり、やはり学資を稼ぐ目的でアラスカの銅山で工夫として働いたりしている。同志社の同窓生であった田崎健作は、後に「米国の移民局で十二指腸虫だとのことで三週間ぶちこまれ、金はなくなる、ほとんど絶望のとき、友人小林美登利君がとつじよとして現われ、やがてふたりでアラスカ労働にでかけた」と当時を回想している。<sup>41)</sup> 当時アラスカは米国の準州になったばかりでゴールドラッシュ期に当たり、二人が金になる職を求めて転々とし、一攫千金を求めてやってきた荒くれ男たちに混じって立ち働いた姿が想像される。田崎は後に、小林を「一風変わった会津武士の面影を持った人物で、名は体を表すどころか、ミドリ等とはまったく正反対なブルドーザーのような人」と評している。<sup>42)</sup> このような米国内遍歴の中で、小林は各地で排日の状況を目にし、それを肌でもって感じたことであろう。

こうした移動・遍歴の後、小林は一九一八年九月にニューヨークのオーボルン神学校に入学、勉学の傍ら米東部在住日本人の実情を親しく見聞したという。一九二一年四月に同校を卒業し、南米行きを志す。しかしすぐにブラジル渡航が実現したわけではなかったら

しい。小林の手になる「聖州義塾成立ノ由来」に記された経過を見てみよう。

元ヨリ我方志ス処ハ伝道並ニ教育等ノ精神的事業ニシテ物質的ニハ常ニ甚ダ逆境ニアリ。特ニブラジルノ如キ新開地ニ於ケル我等ノ事業ノ困難ハ云フ迄モナキコトナレバ渡伯ニ際シ先ヅアメリカンミッシヨナリーボードトノ連絡ヲ付テ其後援ノモトニ出發セント試ミタルモ余ノ建言ハ殆ンド同ボードノ顧ミル処トナラズ。カクアルカラハ須ク自ラノ信仰ニ依テ雄々シク立ツニ若カズト覚悟ヲ定メ早速紐育ノ中央ニ於テ一個ノ労働者トナリ銳意南米行ノ資金調達ニ奮闘シ大正十年ノ五月ヨリ十一月ノ末迄ニ既ニ南米ニ於ケル数年間ノ戦闘堪エ得ル費用ヲ貯蓄スルコトヲ得タリ。<sup>43)</sup>

ここには、ブラジルを「我が全生涯ヲ奉ゲテ活動スベキ天地」と早々に永住を決意し、当初はアメリカン・ミッシヨナリー・ボード(American Board of Commissioners for Foreign Missions) という国際的伝道組織の支援をおおぐも果たせず、自力でブラジルでの活動資金を調達すべく、一労働者としてニューヨークで働いたことが回想されている。小林がアメリカン・ミッシヨナリー・ボードに学校縁・信仰縁を感じ支援を求めたのは、母校同志社と同組織の緊密な

関係を考えると当然と思われるが、ここでは同組織のネットワークへの接続が成功しなかったことが知られる。<sup>(44)</sup>

かくして、一九二一年一月七日、小林は約五年間を過ごした米国を後にしてハドソン河口をエオラス号でブラジルへ向けて船出した。彼は、この出港直前、村井保固という人物に出会った。村井は森村組のニューヨーク総支配人で、小林のブラジル行きの志に感銘を受け、協力を約束したという。出港際に小林が受け取った村井の手紙には「イエス、キリストを通して熱心に神様に願ひます。何卒此青年の希望を満たし、あなたの御心を此青年を通して行はしめ給え！常に彼と共に居給はん事を願ひあげます アーメン」と記されておられ、それまで南米行きについて冷淡な反応しか受けなかった小林を感激せしめたという。<sup>(45)</sup> 村井もまた熱心なキリスト者であり、これ以後、小林のよき理解者・支援者となっただけでなく、聖州義塾に一万三千円の寄付や米貨一万ドルの低利融資を行っている。<sup>(46)</sup> これは信仰縁、エスニック縁による新たな越境ネットワークの成立と理解できる。

#### 四 ブラジル渡航と聖州義塾の設立

小林が米国を後にしてブラジルへ向かった理由について、彼自身が後に次のように記している。

前後六年間布哇及び北米に於ける実地体験の結果略ぼ排日の原因の何れにあるかを確むると共に今後の日本人発展地は北米にあらずして南米にあることを痛感し此新天地に於て我等は再び北米に於ける二の舞を踏まざらんことを希ひ、之が為め大いに精神的啓発事業を起す必要を感じ大正十年単身独力を以て渡伯す。<sup>(47)</sup>

ここには、彼がブラジルに渡った理由が北米の排日問題に起因し、今後の日本人移民受け入れ先として北米はもはや期待できず、その代替地として南米を期待したことが説明されている。この「新天地」において自分たち日本人が「再び北米に於ける二の舞を踏まざらんことを希ひ」、彼の言う「精神的啓発事業を起す」ことがブラジル渡航の動機であるという。この「精神的啓発事業」が排日予防啓発を含む教育事業であったことは後の小林の活動が証明している。

こうして小林は、一九二一年二月二日にブラジルの首都リオ・デ・ジャネイロに到着、念願のブラジルの土を踏んだ。同月二四日には、サンパウロ市に到着している。当時同市で発行されていた日本語新聞『伯刺西爾時報』（以下、『時報』と略す）には、「小林美登利氏来聖」という記事が記載されている。<sup>(48)</sup>

このように、ブラジル到着がわざわざ新聞で報じられている点か

ら、小林が単なる一移民として考えられていなかったこと、翌一九二二年から同紙でコラム執筆を担当しはじめている点から、彼は同紙社長の黒石清作とも何らかのネットワークを持っていたと考えられる。『時報』は、米国でも邦字新聞発行にたずさわっていた黒石が経営に当たっていた。黒石自身が米国生活の経験があるだけでなく、妻豊子は米国生まれの二世であった。同紙二二二二号「人事往來」には、「小林美登利氏、西原清東氏を訪問の爲め旧臘西原農園に赴かれたる同氏は三日帰聖再び上地旅館に投宿」とある。まず、日本人移民の多かったサンパウロ州南部レジストロ方面に赴き、西原清東を訪ねたわけである。<sup>50</sup> 西原は、高知県出身で、元自由民権運動の闘士。キリスト者であり、同志社の第四代社長をつとめた。その後米国に渡り、テキサス州で米作に成功した後、一九一八年、単身ブラジルに渡った。西原はうちつづく排日運動にいやがさして米国を去ったとされているが、<sup>51</sup> 小林は、このレジストロ訪問で、同じく北米から新天地ブラジルをめざした先輩である西原に接近し、何らかの助言を得たものと想像される。ただ、この地には長くは滞在せず、サンパウロ市に戻り、『時報』記者として働くようになった。ブラジル到着後まず西原を訪ね、黒石のもとで働き始めた点は、同志社という学校縁・信仰縁と在米経験日本人としてのエスニック縁による越境ネットワークが活用された例と考えられる。

また同年、小林はサンパウロ市にあったプロテスタント長老派教

会系のマッケンジー大学に入学し、ここを活動拠点に新たなネットワークを築くことになる。<sup>52</sup> 聖州義塾初期の設立者や委員には、同大学の教員やメソジスト教会有力者が名を連ねている。小林は同大学でポルトガル語を専攻するかたわら、謄写版刷り雑誌『市民』(Cidadão)を刊行している。『市民』は日本人移民向けのポルトガル語通信教育と啓蒙を目的とした雑誌で、その印刷はマッケンジー大学の謄写版刷り印刷機を借りて行っていたという(写真3)。「市民」というタイトルには、後述するような新しい日系ブラジル市民



写真3 小林美登利、雑誌『市民』創刊の頃、マッケンジー大学の印刷所にて (1922年頃、小林眞登氏提供)

の創造という小林の思いがこめられていたにちがいない。

小林は、ブラジルでの新たな活動拠点として、一九二二年九月七日に「聖州義塾」の設立を宣言する。すでに同年五月には、大正小学校(一九一五年創立のブラジル最初の日系教育機関とされる)の

一室を使って日曜学校と夜学校を開校していた。また、一九二四年九月七日には十数人の青年同志たちとサンパウロ市郊外サンターナの丘で「サンパウロ教会」というブラジル最初の日系プロテスタント教会の創立宣言を行い、その後伝道・布教につとめた。このサンパウロ教会創立宣言は、十数人の青年同志たちとともにサンターナの丘という丘陵で行われた点において、著名な熊本バンドの「花岡山の誓約」に酷似している。「十数人の青年同志たち」がいかなる人物かを知る資料を持たないが、小林が中心になって開校されていた日曜学校や夜学校に集まる若者たちであったと想像される。「花岡山の誓約」を知る小林が、それを踏襲してこの創立宣言を行ったことは十分に想像しうることであり、母校同志社や日本の教会との縁を儀礼的行為によって確認・強化しようとする点に日本のプロテスタンティズムの性格を見ることができるともいえない。この時、小林自身は三十四歳の独身青年であり、新天地ブラジルで希望に満ちた生活を送っていたことがうかがわれる。そして、一九二五年九月七日には、サンパウロ市中心部に独立の建物を借り受け（後に購入）、聖州義塾を開塾した。<sup>55</sup>小林はブラジル渡航当初から徹底した日本人移民の永住・同化論者であり、教会と塾の設立記念日をブラジルの独立記念日である九月七日に重ねた点に、彼のブラジルに対する並々ならぬ期待と同塾に対する意気込みが感じ取れる。また、同塾は、サンパウロ市で最初に寄宿舎を備えた日系教育機関であ



写真4 聖州義塾と小林、教師、塾生たち（1931年頃、後列真中、蝶ネクタイの人物が小林、小林眞登氏提供）

り、先述のサンパウロ教会を併設し、またブラジル最初の剣道場を備えていた。一九四二年の立ち退きまで、多くの日系移民子弟を受け入れ、日系社会を牽引していくリーダーたちを輩出している<sup>56</sup>（写真4）。

この聖州義塾は、サンパウロ教会とともに、運営組織として「ミッソン・ジャポネーザ・ド・ブラジル」(Missão Japanese do Brasil) という法人組織を構成した。学校・寄宿舎としての同塾はもちろん小林が運営の中心であったが、ミッソン・ジャポネーザ・ド・ブラジルとしては、当時マッケンジー大学ポルトガル語・文学科長でブラジル長老派教会代表であったマタテアス・G・ドス・サントスを委員長とし、エラズモ・C・ブラガ（リオ国立大学教授）やジョアキン・コレア（ブラジル連邦貯蓄銀行総支配人）、エリアス・E・エスコバル・ジュニオール（弁護士）らを

委員に迎えるなど、ブラジル法人としての体裁を整えている。また、帝国総領事館館員の齊藤武雄や歯科医院を開業していた村上眞市郎を委員とし、小林自身は主任兼会計をつとめた。<sup>(57)</sup>同志社で学び米国で磨きをかけた英語を駆使し、マッケンジー大学という学校縁とキリスト教会を介した信仰縁、在米経験・在伯日本人というエスニック縁によるネットワークを活用した、当時の日系社会のどれもがなしえなかつた離れ業であつた。<sup>(58)</sup>

聖州義塾の歴史やその事業を展開するに当たつての小林の理念については別稿（近刊）で取り上げ、また同塾での二言語・二文化教育の内容と実践については他の別稿において述べたのでここでは詳述を避けるが、彼の越境ネットワークを拡大させることになつた排日予防啓発運動との関連において、その歴史的意義や役割についてふれておきたい。小林が米国の排日運動とブラジルでのその予防啓発を意識しつつ自らの教育事業を企図したことは、ブラジル到着数ヶ月後『時報』に発表した「排日解決策」<sup>(59)</sup>などからも明らかであるが、聖州義塾設立との関連においては、次の「渡伯の使命と其計画 聖州義塾設立趣意書」により明確化される。この「設立趣意書」の冒頭で、小林は「神は我母の胎出でし時より我を選び置き我を異邦人間の伝道者たらしめんとし給ふた」という使徒パウロの言葉を引き、パウロに自らをなぞらえ、「私も亦此使命の觀に生きんとして今此広漠たる南米の一角に立つて我面前に開展して居る精神

的事業に向つて渾身の力を注がんとして居ります」とその抱負を述べている。この「精神的事業」を具体化したのが聖州義塾の事業であるが、「難解な人種的辟見に根ざした排日問題」を解決するため、日本人とブラジル人が共同でその実現に当たるべきことが次のように強調されている。

私は数年間かの排日旋風の渦巻く布哇や北米に生活して、目の当り其苦い経験を嘗めて来た者であります、私は如何にして彼の難問題を未だ排日気分之の薄い此南米に於て解決を試みんとして、今既に其実行に取掛かつて居るものであります。私の目下着手して居る仕事は日曜学校と夜学校であります、（中略）殊に面白いのは日曜学校の方で小さい乍も日伯合同の国際的なもので各人の子供を一緒にして国境を超越した真のコスモポリタンのに彼らを訓練して居るのであります。難解な人種的辟見に根ざした排日問題などは此処まで深く踏込んで始めて其根本的解決が見出さるべきであると思ひます（以下略）<sup>(60)</sup>。

この「設立趣意書」発表の後、同年一月～二月に『時報』に連載されるのが「再び聖州義塾設立趣意に就て」であり、この連載中、「真の意味の伯化」という理念が提示される。「伯化」とは「ブラジル化」、すなわちブラジルへの同化を意味する語であるが、こ

これは在米日系人の排日予防啓発運動の一環であった「米化」に対応する造語である。その意味するところを「再び聖州義塾設立趣意に就て」の記述からさぐってみると、「真の意味の伯化」とは、日本民族の「最善最良の美質」を保持しそれを發揮しつつ、建設途上にあるブラジルにおいて日本人移民が「最も優秀なる伯国市民となる事」であり、「忠良無比の伯国市民たる事を事実を以て示す」ことであるとされる。小林独自の永住論・同化論の表明である。さらに彼は、それが「現在の日本人を以て満足し得ないと同時に、現在の伯国並に伯国人を以て満足するものではない」「同時に進化でなければならぬ」と述べている。<sup>(65)</sup>つまり、「真の意味の伯化」とは、選択的な文化化によって、日本とブラジル両者の美質を身につけたハイブリッドな新しい日系ブラジル市民を創造することであった。この新しい日系ブラジル市民は「優良新進な伯国民と共に理想的新伯国の建設に参与」するはずのもので、同時にブラジルこそがそのような理想郷建設にふさわしい国であると説明されている。<sup>(64)</sup>小林の文章は、時に飛躍があり、抽象的でわかりにくい点もあるが、以上の記述から、聖州義塾は「真の意味の伯化」を実現するためのエージェントであると理解できる。そして、そこにはキリスト教の世界同胞主義と日本民族の伝統・美質を融合した越境的な教育理念と実践により、排日問題とその予防啓発運動を止揚した理想的国家建設と市民創造への志向性を見ることができると言いかえれば、

「越境移民」としての理想的モデルがここに示されているのである。

このような永住論・同化論にもとづくホスト社会との協調をと考えた理念表明の背景として考え合わせねばならないのは、当時のブラジル最初の排日運動の勃興である。ブラジルでは、一九二一年に黒人種の入国を禁止する法案が提出されたのに続き、一九二三年一月にはフィデリス・レイス議員によって、黄色人種の新たな入国を制限する「レイス移民法案」が連邦下院に提出された。<sup>(66)</sup>これに合わせ、ブラジル医学士院長であったミゲル・コウト博士は、日本人移民がブラジル国家の崩壊を狙う膨張主義計画の一員であると批判した。ブラジルでもこうした排日運動が展開されつつあった時代背景を思い合わせると、「真の意味の伯化」という理念表明の歴史的な意義がいつそう明確となる。小林は一九二三年四月から五月にかけて、『時報』に「来るべき問題」を連載し、「遠からず北米に於けると同様なる忌はしい問題が我等の身辺に襲ひ来たる様な懸念を起さしめて止まない」という警告を発している。<sup>(67)</sup>小林は、この論説を發表した理由を「北米にある二十数万の我同胞が嘗めつ、ある排日の苦杯を我等に再び此南米に於て繰り返し度くないと云ふ微衷に外ならない」とし、海外の日本人移民が「性急狹隘頑固不自然な島国根性」により拜金主義に陥って短期的な移民に邁進し、ホスト社会で孤立することを戒め、ブラジル人と協調しながら精神面において豊かな理想を求めることを薦めるのである(写真5)。<sup>(68)</sup>しかしなが



写真5 『伯利西爾時報』に連載された小林立登利の論説「来るべき問題」(1923年5月18日)

ら、一九三四年に排日移民法としての性格が濃厚な「移民二分制限法」が成立することにより、不幸にも小林の懸念は十数年後に的中することになった。

「真の意味の伯化」と

いう表現は、その後小林自身が使用しなくなり、ブラジル日系社会でも普及することはなかった。

ただ、聖州義塾がその発展拡張によって一九三六年に先述のミツソン・ジャポネーザ・ド・ブラジルと分離した時も、「然し其の組織の変更ハ何等聖州義塾設立の趣意に変更を与へるものではない」と説明されており、その理念は戦前期を通じて継続したものと考えられる。いずれにしても、小林と聖州義塾の事

業が、その後のブラジルにおける排日予防啓発や伯化運動の先駆をなしたことは否定しがたい。

### 五 一時帰国と聖州義塾の拡張

一九二八年六月、聖州義塾の基礎が一応できあがると、小林は塾の運営を日本から呼び寄せた弟登次郎らに任せ、義塾拡張の資金募集のため一時帰国の途についた。アマゾン河を遡行しアンデスを越え、ポリビアを経て、ペルー太平洋側に出、パナマ、サンフランシスコ、ハワイを経由して日本に帰国するという二百二十七日間におよぶ冒険旅行であった。この旅の初期、アマゾン河口の都市ペレンで、その地に住む柔道家前田光世(通称コンデ・コマ)と出会うことになる。武道縁・エスニック縁によるものであるが、小林のネットワーク形成にとって小さくはない出来事であった。前田は、小林らが一九三三年にブラジル最初の日本武道普及組織「伯国柔剣道連盟」を設立する時、これに協力している。また、帰国途中のハワイでは、奥村多喜衛と再会し、当時奥村がホノルルで発行していた『楽園時報』に「南米より帰布して」を寄稿し、「金十弗」を寄附している。<sup>(70)</sup>この時期、奥村は排日予防啓発を含めた日系人の米化運動の中心を担っており、ブラジルとハワイという新旧二つの日本人移民受け入れ先における日系社会や子弟教育のあり方について積極的

日本に着いたのは、一九二九年二月一日。約十三年ぶりの故国であった。日本滞在は九ヶ月におよんだが、この訪日の前半の足取りはつかめていない。ただ、この滞在中に日本本土だけでなく、満州、朝鮮に足を伸ばしたことが知られる。<sup>71</sup>この帰国中でできごととして注目されるのは、小林が最晩年の洪沢栄一の知遇を得たことである。

洪沢は日本財界の代表者として、日米関係委員会や太平洋問題調査会を通して米国での排日問題に取り組んだが、その苦い経験がブラジル移民へと関心を向かわせることになったといえよう。一九一三年に開発が開始されたサンパウロ州南部のイグアペ植民地は、ブラジル最初の日系民間資本によって経営された移住地であるが、洪沢が中心になって日本での募金に協力している。ブラジルの日本人移民に、排日運動を惹起した北米の轍を踏ませないための処置である。

洪沢が小林を古河虎之助、原邦造、森村市左衛門、大倉喜七郎、武藤山治ら十一名の日本を代表する財界人に紹介した書簡の控えが残っている。<sup>72</sup>この書簡の中で、洪沢は、小林をブラジル・サンパウロ市の聖州義塾において日系子弟教育に当たる教育者であると紹介し、彼の事業を支援するよう依頼している。その理由は、「伯国移民之将来に付てハ実ニ憂慮之点多々有之現に米国加州に於ける既往の経験に徴するも、殷鑑遠からざるは御同様熟知の事柄に有之候

間、何卒出来得る丈注意して之を現在に助力致し」と説明されている。米国カリフォルニア州での排日運動のような事態が、将来ブラジルで起こるのを回避する目的が見て取れる。また、洪沢は「老生ハ従来小林氏とは何等之縁故無之候得共」と記しているが、同志社との縁も浅くはない。同志社英学校創立時に多大の募金に応じ、また資金の運用に対して献身的に協力した。<sup>73</sup>小林の方は洪沢を見たのははじめてでなかったかもしれない。それは、小林が同志社に入学した一九一一年の五月二一日、同志社公会堂において洪沢と森村市左衛門が講演を行っており、<sup>74</sup>彼はこれを聴いたかもしれないからである。ただ、講師であった洪沢側は、一学生であった小林を知る機会はなかったであろう。

この書簡中には、「右小林氏之事ハ原田氏曾而京都同志社在勤之際より熟知別懇之間柄に有之候由にて、其人格を老生まで証明有之、小林氏希望之事業も都合よく成功候様、充分之助力を勧誘致来候次第に御座候」と記され、この時小林を洪沢に紹介したのは原田助であったことが知られる。先述したように、原田は小林在学時の同志社社長であり、当時ハワイ大学東洋学部長の職にあつて、洪沢とともに米国での排日問題に取り組んだ同志でもあった。この小林の日本を代表する財界人たちへの紹介と支援は、洪沢や原田が先の奥村多喜衛らとともに米国で取り組んだ排日予防啓発運動や日米親善活動に連動する試みであり、小林の越境ネットワークが洪沢らの

越境ネットワークに接続することによって、拡張し強化されることを意味した。

このように、小林は洪沢と面談すること五回、一九二九年七月三十一日、海外興業株式会社社長の井上雅二、海外植民学校校長の崎山比佐衛ら他の海外移民事業関係者とともに東京飛鳥山の洪沢邸での晩餐会に招待され、上記の紹介を取り付けることになる。<sup>(75)</sup>結果として、洪沢はじめ三井、満鉄、鐘紡、大倉、森村組など日本財界から合わせて約二万五千元という多額の寄付を獲得することになり、これが三〇年代に入ってから義塾拡張（隣家の買収・改装などによる塾生受け入れの増加）の資金となるのである。<sup>(76)</sup>

この帰国中のもう一つの大きな成果は、柳田富美と結婚したことである。富美は同志社時代の級友柳田秀男の妹で、やはり同志社女学校出身の女性であった。結婚式は一九二九年九月二十五日。<sup>(77)</sup>小林は同年一〇月、サントス丸移民輸送監督に就任。新妻を伴って、十二月一日にブラジルに戻った。富美は小林の生涯の伴侶であり、七人の子どもをもうけ（一四三頁「小林家家系図」参照）、義塾の教師ともなり、ブラジル同志社校友会という学校縁を通じた越境ネットワーク形成にも関わることになる。学校縁・信仰縁が血縁ネットワークに接続したわけである。

以上で取り上げた時期以後、三〇年代にかけて、聖州義塾では塾生も増え、機関誌『聖州義塾々報』や塾生間の回覧誌『Tukusei』

が編集・刊行された。さらに、一九三三年には、小林らによって、ブラジル最初の日本武道普及組織である「伯国柔剣道連盟」が立ち上げられた。このように三〇年代の小林の事業は、初期の労苦が報われるかのごとく順調に発展していったかに見える。また、三〇年代はブラジルにおける日系子弟教育が充実に向かいながら、ブラジル・ナシヨナリズムの台頭によって、その理念・内容が激しく動揺する時代でもある。ブラジル政府のナシヨナリズム政策によって、三〇年代末には日系をはじめ多くの外国系教育機関が閉鎖される。<sup>(78)</sup>

それでも聖州義塾は継続し、やがて一九四一年一二月の太平洋戦争勃発を迎えるが、翌一九四二年、当局によってサンパウロ市中心部から立ち退きを命ぜられる。<sup>(79)</sup>こうして、聖州義塾設立宣言から二十一年に渡る小林の事業は、いったん中断のやむなきに至るのである。

#### おわりに

以上、小林美登利という近代における日本人キリスト者の移動・遍歴の足跡を、会津時代、同志社時代、ハワイ・米国時代、ブラジル渡航後と一時帰国という五つの時期に区分してたどってきた。その中で、一地方青年のキリスト教入信と海外渡航・移民へ至る動機を確認するとともに、その越境過程で出会った人物との関係構築とネットワーク形成を検証した。また、そうした越境ネットワークを基盤として生まれた聖州義塾の歴史的意義や役割について

考察した。小林は、会津において遠藤作衛を通してキリスト教に出会い、兼子重光によって受洗し、原田助ら同志社人脈を通してハワイ・米本土での伝道・留学のきっかけをつかみ、米国ではプロテスタント教会を通して村井保固という支援者を得、また在米体験が一種の資源となつてブラジル日系社会での基盤を固めた。さらに、ブラジルにおいては、マッケンジー大学を通してホスト社会での人脈、特に長老派教会を中心とするプロテスタント教会諸派とのネットワークを構築し、ブラジル日本人移民の子弟教育というニーズを背景に聖州義塾を設立し、教育・伝道事業を展開した。

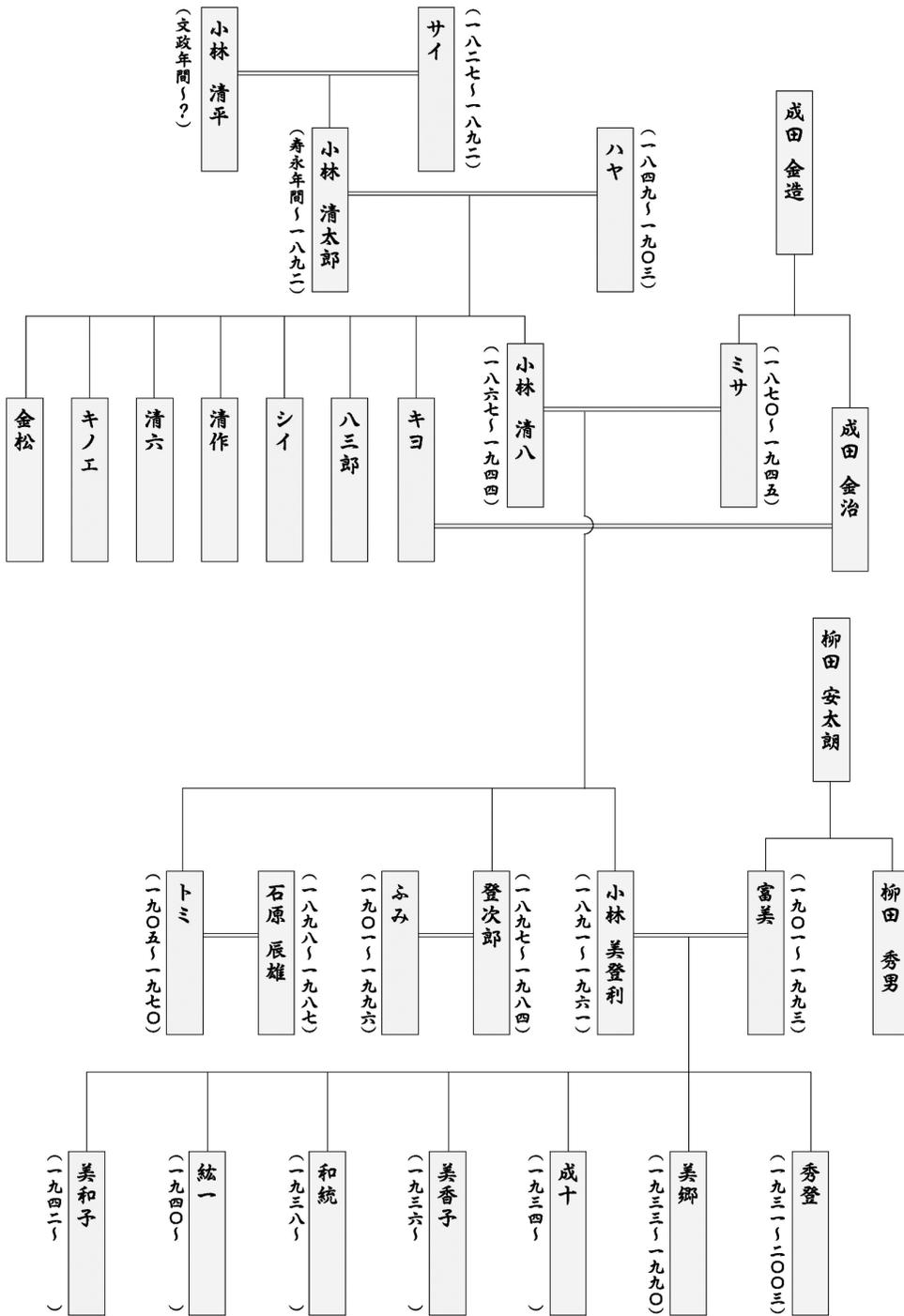
小林は、この過程において、会津という地縁、会津中学や同志社、マッケンジー大学といった学校縁、プロテスタント教会という信仰縁、武道の実践を通じた武道縁、在米・在伯日本人というエスニック縁を活用することによって、日本、ハワイ、米本土、ブラジルを横断する越境ネットワークを形成した。そこには、こうしたさまざまな「縁」を活用し、自前のネットワークをより大きく強固なネットワークに接続していくことによって、連鎖的にネットワークを拡大していくというメカニズムが働いていた。

こうして越境化したネットワークは、ブラジルという異国での伝道と教育を中心とする小林の事業を展開するための資源として活用された。聖州義塾は、ポルトガル語とキリスト教精神によって日本人移民をブラジル社会に適応させ、その子弟たちに日本語・日本文

化を継承させる二文化化のエージェントとしての役割を担うとともに、その後も小林の越境ネットワーク形成の要としての役割を果たすことになる。すなわち、日本に一時帰国した小林は、排日予防啓発を含む聖州義塾事業の拡張という名分と原田という学校縁・信仰縁で結ばれた同志社人脈によって渋沢栄一の知遇を得、渋沢の呼びかけによつて日本財界から多額の寄付金を獲得し、義塾の事業拡張を達成するのである。当時日米関係委員会の中心人物であった原田と渋沢の支援は、米国内の排日運動への対応と連動していた。小林の越境ネットワークは、在外子弟教育への支援と排日予防、日本人移民の啓発という日本の国益を背景とする彼らのネットワークに接続することによって、拡大し強化されるのである。こうして、小林は米国での排日体験を資源とし、排日運動が予想されつつあったブラジルにおいて、その予防啓発を意識しつつ、「真の意味の伯化」という理念を掲げて自らの教育事業を展開していくのである。

以上のように、小林のような移動性・越境性の高い人物に焦点化し、その越境ネットワークを明らかにすることによって、これまで国や地域別に研究される傾向が強かった日本人移民史を複数の国・地域を横断する視点で捉えなおすことができる。例えば、小稿で取り上げたように、二〇世紀前半に北米と南米に起こった排日運動とそれに対する日本および現地日系社会での反応や対処の運動性をよりグローバルな枠組みにおいて理解する可能性が広がることにな

### 小林家 家系図



る。

今後の課題としては、小林のハワイ・米国時代の体験の詳細について、ブラジルでのネットワークとの関連性とともにさらなる追究が必要である。特に、排日運動とその予防啓発運動の北南米間における連動性を把握するために、太平洋と両大陸間を越境往還した小林の体験と彼が担った役割について、新たな資料を求めつつ明らかにしていきたい。また、ここで取り上げた時期に続く一九二〇年代末の小林のブラジル帰国から戦前期日系子弟教育最盛期の三〇年代に彼の事業がどのように展開したのか、それが同時期にブラジルで起こった排日運動やナシヨナリズム運動とどのように切り結んでいくのかを、さまざまな〈縁〉を通じたネットワーク形成の問題とともに考えてみたい。さらに、一九四二年の聖州義塾閉鎖に至る道筋や戦中の状況、戦後の勝ち負け抗争の混乱を経て、一九六一年のその死に至る小林の活動と新たなネットワーク形成についてもいずれ稿をあらためて述べたい。

## 注

- (1) 例えば、吉田亮編著『アメリカ日本人移民の越境教育史』（日本図書センター、二〇〇五）や森本豊富、ドン・ナカニシ編著『越境する民と教育——異郷に育ち地球で学ぶ——』（あおでみあ書齋院、二〇〇七）所収

の諸論考、吉田亮「一九一〇年代カリフォルニア日本人移民キリスト教会の越境的リーダーシップ」『移民研究年報』第一七号（日本移民学会、二〇一一、三—二二頁）などがある。また、「越境史」という言葉は使われていないが、全米日系人博物館企画の「国際日系研究プロジェクト」（INRP）や蘭信三編著『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』（不二出版、二〇〇八）も同様の視点から実施された研究であるといえる。

(2) 以下の「越境史」の概略は、吉田亮「日本人移民の越境教育史に向けて」吉田編著、前掲注（一）三—二五頁に拠る。

(3) Schiller, Nina Glick et al eds, *Towards a Transnational Perspective on Migration: Race, Class, Ethnicity, and Nationalism Reconsidered*. New York: The New York Academy of Sciences, 1992. 同書によれば、「越境移民」は、複数国家や地域間に経済的、政治的、社会的、宗教的、血縁的、文化的ネットワークを構築・維持し、複数国家や地域に対して複合的な忠誠心や帰属意識を提示、複数文化を習得し、複合的アイデンティティを形成、その結果として複数国家や地域形成に対して実質的な影響力を及ぼすという特徴を持つ。

(4) 吉田、前掲注（2）、一七一—一八頁。なお、ここで使われている「クロスナショナルな研究」とは、一国や一つの地域だけにとられず複数国家や地域にまたがる視点から移民を取り扱うというだけでなく、移民という現象を惹起する諸地域間の複雑に交錯した要因や関係性を明らかにする研究目的を持つものとして理解している。

(5) 小稿で取り上げる小林と交流のあった人物として、遠藤作衛（牧師）、兼子重光（自由民権運動家・牧師）、清水安三（牧師・教育者・桜美林学

園創立者)、原田助(牧師・教育者・同志社第七代社長)、奥村多喜衛(牧師・教育者)、曾我部四郎(牧師・教育者)、フランク・S・スカッター(米国牧師・教育者)、C・S・ナッシュ(米国牧師・教育者・太平洋神学校校長、村井保固(実業家)、黒石清作(新聞記者・実業家)、西原清東(政治家・実業家・同志社第四代社長、前田光世(柔道家)、渋沢栄一(実業家)、エラスモ・C・ブラガ(ブラジル牧師・教育者・リオ国立大学教授)、マタテアス・G・ドス・サントス(ブラジル牧師・教育者・マツケンジー大学教授)などを挙げることができる。

(6) 小林と聖州義塾について言及したものに、香山六郎編『移民四十年史』(一九四九)三八四―三八五頁、ブラジル日本移民七〇年史編纂委員会『ブラジル日本移民七〇年史 一九〇八―一九七八』(ブラジル日本文化協会、一九八〇)三二〇頁、日本移民八十年史編纂委員会『ブラジル日本移民八十年史』(移民八〇年祭祭典委員会、一九九一)四二五―四二六頁などがある。

(7) 森脇礼之・古杉征己・森幸一「ブラジルにおける子弟教育(日本語教育)の歴史」ブラジル日本移民百周年記念協会、日本語版ブラジル移民百年史編纂・刊行委員会編『ブラジル日本移民百年史』第三巻生活と文化編(一)(風響社、二〇一〇)二九七頁脚注八一。

(8) 右記の周年史の他に小林と聖州義塾について言及したものに、飯田耕二郎「村井保固と小林美登利」『THE MORIMURA』第五二号(森村商事、一九八六)四―五頁、五十嵐勇作「ブラジルで活躍した小林美登利」『同志社談叢』一一巻(同志社社史資料センター、一九九二)一八一―一八七頁があるが、前者は小林と村井保固との出会いを記した小論であり、

後者は会津という郷土からみた小林的ライフヒストリーの概略である。また、拙稿「サンパウロ市リベルダーデ地区における戦前・戦中期の日系教育機関」『龍谷大学経済学論集』四六巻五号(龍谷大学経済学会、二〇〇七)一四七―一六三頁は聖州義塾をサンパウロ市リベルダーデ地区にあって日系教育機関の一つとして概説したにすぎず、拙稿「戦前期ブラジルにおける日系教育機関——聖州義塾と小林美登利」『人文研 JINMONKEN』七(サンパウロ人文科学研究所、二〇〇九)一〇四―一二六頁は同塾の成立過程についてやや詳しく述べているが、国立国会図書館憲政資料室所蔵「小林美登利・聖州義塾関係資料」中の主な資料を紹介することに比重がおかれている。なお、聖州義塾の「聖州」とは在ブラジル日本人の造語で、サンパウロ州の漢語表現である。

(9) 例えば、「私」とAさんは面識がないが、同じ出身校であるとする。その事実を知ることによって、「私」がAさんと「縁がある」と感じる場合、Aさんがその関係性についてまったく気づき知らなくても、「私」としてはAさんとすでに特別な関係が想定されているのである。「私」がこの(縁)を意識し、Aさんに働きかけ、Aさんがそれに反応し実際の関係が生じることによって、はじめてネットワークが形成され機能するようになる。

(10) 「エスニック縁」は、先述の(縁)の下位概念で、個人が移住先のホスト国において、同一エスニック集団に属することを契機として発生する人間関係や社会関係、またはそういった関係を成立させる意識であると規定しておきたい。

(11) こうした視点にもとづく日本(史)研究と移民研究の関係および可能

性については、拙稿「日本（史）研究と移民研究——その裾野と可能性を広げるために——」『日文研』四七号（国際日本文化研究センター、二〇一一）二五—三一頁を参照されたい。

(12) 小林の生年月日については、一八九二年一月八日説（小林自身の戸籍謄本、小林「履歴書」（一九二九）、五十嵐前掲注（8）、一八一頁）と一八九一年四月二八日説（日本キリスト教歴史大事典編集委員会『日本キリスト教歴史大事典』教文館、一九八八、五三五—五三六頁）があるが、遺族に確認したところ、いずれとも異なり、実際の生誕は一八九一年四月八日が正しく、誕生祝もその日で行っていたという。

(13) 小林の甥、阿部六郎氏からの聞き取りによる。

(14) 小林美登利「履歴書」（一九二九）の「賞罰」の項には、「義務教育時代学術優等品行方正ノ故ヲ以テ郡長及比県知事ヨリ賞表セラル」とある。

(15) 五十嵐、前掲注（8）、一八二頁。

(16) 福島県立会津高等学校学而会「劔道部記事」『学而会雑誌』一〇号（一九〇七）一四六頁。

(17) 会津若松教会創立百周年記念事業百年史編集委員会『会津若松教会百年の歩み』（日本基督教団会津若松教会、二〇〇一）三〇七頁。

(18) 同右、七二頁。

(19) 同右、八八—八九頁。

(20) 小林美登利「遠藤作衛兄と私」遠藤彰編『わが父の働く如く』（私家版、一九五六）六一—八頁（以下原文の引用に際しては、適宜旧字体を新字体に改めた）。

(21) 若槻泰雄『排日の歴史』（中央公論社、一九七二）六八—七六頁。

(22) 戦前の道府県別出移民数（一八九九—一九三七）で見ると、全体で六四万—六七七人の移民数を記録し、首位広島県の九万六一八一人（全体の一五パーセント）を筆頭に、福島県は七位の二万五三六一人（全体の四パーセント）であり、東日本最大の移民県となっている（石川友紀「沖繩県における出移民の歴史及び出移民要因論」安藤由美・鈴木規之・石川友紀・金城宏幸・野入直美『沖繩におけるディアスポラのライフコース——ホスト社会との関係性をめぐって——』平成一三—一五年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））研究成果報告書、二〇〇四、琉球大学学術リポジトリ、<http://rjh.u-ryukyuu.ac.jp/handle/123456789/13447> 一頁、二〇二二年二月三日アクセス）。こうした移民の多い県内環境も小林に海外発展や移民についての関心をうながす一因となったであろう。

(23) 小林、前掲注（20）、六一—七頁。

(24) 同右、七頁。

(25) 五十嵐、前掲注（8）、一八二頁。

(26) 小林、前掲注（20）、七頁。

(27) 同右、八頁。

(28) 同志社社史資料センター『第三十二回 Neesima Room 企画展「大正デモクラシー期の同志社——原田助総長と海老名正総長の時代——」資料編』（同志社社史資料センター、二〇〇八）三三三頁。

(29) 小林的入学した一九二二年度の講演をいくつか拾ってみると、石黒猛次郎（同胞教会牧師）「実地神学」、マクドウエル（アメリカ美以教会監督）「修養上の四大要素」、シドニー・ウエップ（ロンドン大学教授）「英国に於ける社会問題」、ハミルトン・ホルト（インディペンデント主筆）

- 「世界の連合」他、セオドル・リチャード（ハワイ伝道会社会士・雑誌フレンド記者）、フォート（アメリカ共和党ニュージャーシー州前知事）など、多種多様なテーマと顔ぶれである（上野直蔵編『同志社百年史・通史編一』（同志社、一九七九）七七三頁）。
- (30) 例えば、『同志社時報』第一〇三号（一九一三年一〇月二五日）には、「モスコウ観」、「ホノルルより」、「北の旅」などといった通信が掲載されている。
- (31) 『同志社時報』第一三〇号（一九一六年四月一日）。
- (32) 『個人消息』『同志社時報』第一三三号（一九一六年七月一日）。
- (33) 『手帳』（一九一六、国立国会図書館憲政資料室蔵「小林美登利・聖州義塾関係資料」）。
- (34) 中川美佐『土佐からハワイへ——奥村多喜衛の軌跡——』（「奥村多喜衛とハワイ日系移民展」実行委員会、二〇〇〇）八二頁、一〇六—一〇七頁。
- (35) 同志社大学人文科学研究所編「ハワイ諸島キリスト教教勢一覧表」『北米日本人キリスト教運動史』（PMC出版、一九九二）八三—一八五八頁中、一九一七年のホノム教会の「教会役員・書記」の項に「小林M.」としてその名が記載されている。
- (36) 小林成十「小林美登利氏履歴・改訂版」（私家版、二〇〇八）（同書は、小林美登利の三男、小林成十氏によって著述され、筆者に提供された父小林美登利の履歴に関する覚書である）。
- (37) 小林美登利「発展の跡を訪て（承前）」「伯刺西爾時報」二二九号（一九二二年二月二四日）。
- (38) 若槻、前掲注（21）、一五五—一五六頁。
- (39) 坂口満宏「排日問題と太平洋沿岸日本人キリスト教団」同志社大学人文科学研究所編、前掲注（35）、二五六—二六一頁。
- (40) 若槻、前掲注（21）、一六一—一七〇頁。
- (41) 田崎健作「捨身で生きる——ある牧師の生活と意見——」（日本YMCA同盟出版部、一九六四）二〇二—二〇三頁。
- (42) 五十嵐、前掲注（8）、一八四頁。
- (43) 小林美登利「聖州義塾成立ノ由来」「聖州義塾便り」（一九二六、JACAR: Ref40121708007 外務省外交史料館）。
- (44) *The Missionary Review of the World*, vol. XLV (The Missionary Review Publishing Company, 1922, p.412) には、小林のブラジル行きの事情が次のように記されている。"It is reported that there are thirty thousand Japanese in Brazil without any religious teachers, not even Buddhist. A young Christian Japanese in New York, Midori Kobayashi, hearing this, determined to go to Brazil to be a missionary to his fellow countrymen, instead of returning to Japan. He is a graduate of the Doshisha in 1916, and of Auburn Seminary in 1921. He applied to the American Board for appointment, but their rules prevent them from commissioning natives as missionaries. So he has decided to take up the work independently, at his own expense."（「ブラジルには三万人の日本人が、仏教も含めていかなる宗教的指導者もなしに居住しているということが報告されている。ニューヨークの若き日本人キリスト教徒である小林美登利は、このことを耳にし、日本に帰国する代わりに、彼の同胞への宣教

のためブラジルに行くことを決心した。彼は、一九一六年に同志社を、そして、一九二一年にオーボルン神学校を卒業している。彼はアメリカン・ボードにブラジル日本人宣教への指名を申し込んだものの、同ボードの規則は同国人を宣教師に任命するのを阻んでいる。それで、彼は彼自身の出費で、独立して仕事を始めることを決心した」、以上拙訳。

(45) 小林成十、前掲注(36)。

(46) 村井は聖州義塾の事業に対してたびたび寄付を行っているだけでなく、低利で資金を融資するなど、多大な便宜を図っている(聖州義塾村井固保<sup>コホ</sup>低利資金返還方ニ関スル件)一九二八年一月一〇日、JACAR Ref4012170800、外務省外交史料館。

(47) 小林美登利「財団法人聖州義塾の概要・一、渡伯の動機」(一九二八、JACAR Ref4012170800、外務省外交史料館)。

(48) 『時報』二二二号(一九二二年一月一日)に次のように記載されている。「大正五年京都同志社大学神学部を卒りて後北米オーボルン神学校に遊び優等の成績にて同校を出で布哇太平洋沿岸の基督教伝道に従事される小林美登利氏は旧臘二十七日来聖土地旅館に投宿されたるが氏の語る所に依れば先輩西原清東氏を先づ訪問し夫れより邦人集団地を巡回視察する都合なりと」。

(49) 『時報』二二二号(一九二二年一月六日)。

(50) 西原はこの頃レジストロにいたことになるが、間宮國夫「西原清東年譜」『西原清東研究』(高知市民図書館、一九九四)三九〇―四〇七頁には、一九二〇年西原六十歳の時の記事として「この頃、セントラル鉄道沿線のトレメンペーに移り米作経営を行なう。しかし一九二八年頃経営を打

切りアンナディアスに移り野菜栽培を行なう」とあり(同間宮書、四〇四頁)、レジストロ在住のことには触れられていない。

(51) 若槻、前掲注(21)、一八八頁。

(52) ただ、同大学の入学・卒業者名簿に小林の名を見つけることはできなかった。小林の三男小林成十氏からの聞き取りによると、ポルトガル語を習うかたわら英語を教えていたというから、聴講生兼臨時講師のような人たちだったかもしれない。

(53) 小林成十氏からの聞き取りによる。

(54) 小林美登利「聖州義塾設立趣意書」『時報』二五七号(一九二二年九月七日)。

(55) 小林のブラジル到着から聖州義塾開塾に至る過程については、拙稿「戦前期ブラジルにおける日系教育機関——聖州義塾と小林美登利」、前掲注(8)、一一二頁参照。

(56) 聖州義塾出身のブラジル日系社会リーダーについては、近刊掲載の別稿で紹介している。

(57) 小林、前掲注(47)参照。

(58) ただ、この時点での聖州義塾は、ブラジル当局、ホスト社会、ブラジル日系社会、そして日本の出先官憲としての帝國総領事館の間で微妙な均衡の上に成り立っていた。小林を中心とする「聖州義塾／サンパウロ教会」と「マッケンジー大学／ブラジル・プロテスタント教会諸派」の関係は、越境ネットワーク形成の点から注目に値する。つまり、小林は、キリスト教徒としての立場をつらぬくことで、ブラジル当局やホスト社会の日本人移民反対論者の批判をかわし、排日問題の惹起を危惧する総領事館の

- 支持を受けつつ、移民父兄に対してはキリスト教会を通じたブラジル知識階級（実は反主流派のプロテスタント）とのネットワークが強調された。父兄の立場からすると、ブラジル知識階級とのネットワーク化が、同塾に子どもを託すに頼もしく思えたことであろう。ただ、同じキリスト教徒でも、カトリック教団ブラジルにおけるプロテスタントへの圧迫は相当にきびしいのであった (Matos, Alderi Souza de, *Erazmo Braga, O Protestantismo e A Sociedade Brasileira*. São Paulo, Ed. Cultura Cristã, 2008. pp.120-132)。したがって、小林を中心とする「聖州義塾／サンパウロ教会」と「マッケンジー大学／ブラジル・プロテスタント教会諸派」の指導者たちの接近は、エスニック・マイノリティである日本人移民と宗教的マイノリティであるブラジル・プロテスタントたちの、ブラジル社会におけるマイノリティ同士の協力関係であったことが知られる。こうした小林と聖州義塾、日系社会、ブラジル・プロテスタント教会、ホスト社会間の意識・構図・戦略については、今後考察をさらに深化させる必要がある。
- (59) 根川幸男「戦前期ブラジル日系移民子弟教育の先進的側面と問題点」森本豊富・根川幸男編著『トランスナショナルな「日系人」の教育・言語・文化——過去から未来に向けて——』(明石書店、二〇一二年) 五四—七五頁。
- (60) 『時報』一三二二号(一九三二年三月一〇日)。
- (61) 『時報』二五七号(一九三二年九月七日)。
- (62) ブラジルの漢語表記が「伯刺西爾」であり、「伯」「伯国」はブラジルを意味する。
- (63) 小林美登利「再び聖州義塾設立趣意に就て」四、『時報』二七〇号(一九三二年二月八日)。
- (64) 同右。
- (65) この法案中、日本人移民の入国制限に関わる箇所は次の通りである。「第四条 政府は国民の人種的精神的及び体力的組成に有害と認むるあらゆる分子の入国を遮止するため、其の何れの地より出発し来るを問わず、ブラジルに向かって渡来する移民に関し、嚴重なる取締りをなすべし」[第五条 黒人種の植民のブラジル入国を禁止す、黄色人種に就いては、該人種の属する国民現住者の3分に相当する数に於いて毎年入国を許可す](サンパウロ人文科学研究所編『ブラジル日本移民・日系社会史年表——半田知雄編著改訂増補版——』サンパウロ人文科学研究所、一九九六、五〇—五一頁)。この法案は成立することはなかったが、やがて姿を変えて、一九三四年の「移民二分制限法」成立へとつながっていく。
- (66) 小林美登利「来るべき問題」(一)『時報』二八八号(一九三三年四月一三日)。
- (67) 小林美登利「来るべき問題」(六)『時報』二九三号(一九三三年五月一八日)。
- (68) 小林美登利「基督教主義の学校」『聖州義塾々報』第七号(一九三三年九月七日)。
- (69) 小稿では、小林の血縁ネットワークについてはほとんど取り上げないが、彼は後に福島女子師範学校を卒業した妹トミもブラジルに呼び寄せ義塾の教師として採用している。
- (70) 『楽園時報』第二五卷第三号(一九二九年三月五日)。
- (71) 『聖州義塾々報』第二号(一九三一年三月三一日)の「右寄付金募集

ニ要シタル総費用」中の日本滞在費の報告に「一金四百九十円也 地方出張費（内地、満州、朝鮮）」とある。

(72) 渋沢青淵記念財団竜門社編纂『渋沢栄一伝記資料』第三八卷（渋沢栄一伝記資料刊行会、一九六一）二六五―二六六頁。

(73) 沖田行司『日本近代教育の思想史研究——国際化の思想系譜（新訂版）』（日本図書センター、二〇〇七）三六六―三六八頁。

(74) 同志社社史資料センター、前掲注(28)、四〇頁。右記の渋沢書簡中にも名前が見える森村市左衛門（第六代）は、五十歳を過ぎてからキリスト教に帰依し七十八歳で受洗した人物であり、森村組の設立者として、先に触れた義塾の支援者村井保固を見出し米国進出事業を成功させた実業家であった（ダイヤモンド社編『森村百年史』（森村商事株式会社、一九八六）二二―二五頁）。

(75) 渋沢青淵記念財団竜門社編纂、前掲注(72) 書、二六六頁。

(76) 小林美登利「帰国募金運動ノ結果」『聖州義塾々報』第壹号（一九三〇年九月七日）。

(77) 小林成十、前掲注(36)。

(78) 一九三八年中に、サンパウロ州内の日系二一九校、ドイツ系七校、イタリア系五校、ポルトガル系四校、計二三五校が経営不能に陥り、州当局から閉鎖命令が発令されている（青柳郁太郎編『ブラジルに於ける日本人発展史・下巻』ブラジルに於ける日本人発展史刊行委員会、一九五三（日系移民資料集南米編第三〇巻『ブラジルに於ける日本人発展史・下巻』として日本図書センター、一九九九年復刻）、二〇一頁）。

(79) Secção de Ordem Social (サンパウロ政治社会警察) 資料によると、

聖州義塾とサンパウロ教会は一九四二年一〇月をもって立ち退きを強いられたことが確認できる (Sao Paulo: 28 de outubro de 1942)。

## 謝辞

ブラジル調査では、人間文化研究機構「在外日本関係資料プロジェクト」および同志社大学人文科学研究所から、日本国内調査では、早稲田大学人間総合研究センターから研究費の補助を受けた。また、小林成十氏、小林真登氏、小林健弥氏、阿部六郎氏はじめ、ブラジルと日本の多くの方々にインタビューや資料収集でご協力をいただいた。ここに記して感謝に代えたい。

## 満洲の内在化と台北描写

——林輝焜『争へぬ運命』における満洲の影と潜在的輿論——

柳 書 琴

(陳 凌 虹 訳)

はじめに

一九三一年九月一八日夜に瀋陽郊外東北部で起こされた計画的な爆破事件は、中国東北地域という辺境を東アジアの政治的激動に巻き込み、第一次世界大戦後の強権秩序の発火点となった。清朝以来「満洲」と呼ばれてきた中国東北地域は、一躍二十世紀前半の世界の政治、経済、文化が競合する東アジアの舞台の一つとなったのである。

日本帝国の南の辺境にあった植民地台湾では、満洲事変後、メディアが遠く中国北方に起こった衝突事件を追跡報道したほか、多くの作家が彼らの胸中にある混沌とした満洲への思いを小説として表現した。注目すべきことは、この時期に満洲というテーマに触れた作家の多くは、植民地の首都——島都台北——から自身の社会を

観察し、時代の変化をうまくキャッチできる作家たちであったことである。

満洲を題材とする台湾の小説は、どのような時代背景のもとに生まれたのか。満洲というテーマは島都の描写とどのように関わり、またそこにはどのような批判が隠されているのか。筆者の考えでは、島都台北は近代都市へと発展していく過程において満洲事変の勃発という外的影響を受けたが、これによって台北は情報、貿易、国防面における役割が強められ、帝国の東アジアネットワークにおける重要な都市となっていった。言うまでもなく、台北は決してテクスト化によって初めて生まれた都市ではない。しかし、テクスト化は台北イメージの構築とアイデンティティの形成に寄与した。それは島都が台湾屈指の大都市に成長するうえで必須の過程であった。同様に、満洲事変によって台北の都市圏は大きく拡大したわけ

ではないが、メディアの長期的報道及び日常生活における満洲事変記念活動がなければ、島都は台湾の中心都市とはなりえても、一九三〇、四〇年代の日本帝国の東アジアネットワークに組み込まれる「結節」(nodes)都市にはならなかったはずである。換言するならば、島都は飛躍的に日本国内の重要都市となっていたが、それには「満洲事変を内在化する」ことが必要なステップであった。満洲事変と島都の発展は一見すると無関係な二つの事象であるが、まさにここにおいて興味深いつながりが生じてくるのである。

本論文は最初の二節において、『台湾日日新報』の満洲事変関連報道、及び満洲事変一周年記念活動を手がかりとして、台湾と関係の薄かった満洲事変がいかに台湾人の日常生活ないし身体経験の一部となっていたかを考察する。続く二節において、満洲事変がもたらした国防意識の強化を背景に、台北が迅速に「結節都市」となっていった時、台北の作家林煇焜がその長編小説『争へぬ運命』においてどのように満洲をテキスト化したか、この小説がどのような時事描写を『台湾新民報』の社説と符合させ、時代に対する作家の観察と潜在する輿論を表現したかについて検討する。最後に、いかに台湾が満洲という見知らぬ他者に次第に接近し、「事変の内在化」「満洲のテキスト化」を経たか、すなわち台北における事変の報道、結節都市化、植民都市の批判という三者の関係をまとめる。

## 一、植民地へ輸出された満洲事変

### ——『台湾日日新報』の関連報道

長い国境線で朝鮮、ロシア、モンゴルと接する中国東北は、清代中葉・乾隆朝以降、大豆の生産地として、綿花の華中、砂糖の華南と鼎立していた。ここには、もともと暮らしていた満洲族、モンゴル族及びその他の少数民族、清末の開禁後に進出してきた漢民族移民以外に、一八九六年の清露密約によってロシアが中東鉄道開設の権利を獲得して以来、鉄道都市ハルビン<sup>ハルビン</sup>を中心に、ロシア人、ユダヤ人が押し寄せ、東欧、北欧地域の民族も入ってきていた。一九〇五年の日露戦争終結後、日本はロシアの租界であった旅順、大連及び長春以南の南満鉄道の経営権を引き継ぎ、関東州と南満洲鉄道株式会社を設立した。一九三二年には「満洲国」が成立し、日本の勢力が急速に拡大していく中で、台湾人も東北地域と関係してくる。本節では十五年戦争の始まりである満洲事変勃発後、台湾において、この事件の報道に熱心であった台湾総督府の官製メディア『台湾日日新報』の満洲報道を概説する。

一九二八年の皇姑屯事件以降、中国東北は時代転換前の多事多難の時期に突入した。張作霖が暗殺された後、田中義一首相は「満洲独立」の宣言を要求するため特使を派遣したが、張学良に拒絶された。一九二八年二月、張学良が北洋政府の五色旗を国民政府の青

天白日旗に変えるように命じ、二九日に国民政府の管轄を受ける旨の電報を南京に送り、国民政府は形式的に南北統一を完成した。張学良は東北の最高軍政指導者に任命された。これが歴史上有名な「東北易幟」である。当時の『台湾日日新報』も「東三省改旗」、「南北統一完成」などと、張学良の動き及びこの事件が日中関係にもたらした負の衝撃に注目している。一九三一年になると東北の情勢はさらに複雑化した。五月以降中村大尉事件、万宝山事件などが相次いで起こり、輿論の煽動もあつて中・日・朝の関係は日増しに緊張していく。九月一八日夜、日本の関東軍は、中国東北軍の駐屯地北大営附近の満鉄線柳条湖で線路を爆破、これを東北軍の破壊工作と主張、日本軍の守備隊が襲撃されたとして、北大営と奉天（現在の瀋陽）を砲撃した。この事件を中国側は「瀋陽事変」あるいは「九一八事変」と呼び、日本及びその植民地においては「満洲事変」と称し、のちの「満洲国」では「九一八事変」と「満洲事変」の双方を使用した。

事変発生後、国民政府は「不抵抗政策」「国際連盟 (League of Nations) に訴える」という方針をとり、張学良は抵抗しない旨を東北軍に命令した。関東軍とそれを支援する朝鮮軍は迅速に東北各地を占領していった。<sup>1)</sup>翌年一月に南京国民政府が日本との断交を宣言すると、関東軍は長春から更に哈爾濱に進撃する。同時に満洲への国際社会の注意を逸らすため、国際都市上海において「一二八事

変」とも呼ばれる第一次「上海事変」を起こし、二月には哈爾濱に続いて遼寧、吉林、黒龍江、熱河の各省を完全に占領した。三月一日、「満洲国」が日本の主導で成立し、国民政府に対して「独立通告」を出した。満洲国は溥儀が執政となり、首都を長春に定めてこれを新京と改称し、年号を大同とした。同月、国際連盟から派遣された満洲事変調査団が東北に到着した。九月一五日には日満双方は「両国間ノ善隣ノ関係ヲ永遠ニ鞏固ニシ互ニ其ノ領土権ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センカ為」を主旨とする「日満議定書」を締結した。日本側は「満洲国カ其ノ住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ独立ノ一国家ヲ成スニ至リタル事実ヲ確認」し、満洲国側は東北における日本の既得利益を認めた上で、「日本国軍ハ満洲国内ニ駐屯スル」ことを許した。一方、調査を続けていた国際連盟リットン調査団 (Lytton Commission) は一〇月に報告書を公表し、関東軍の行動は「合法的自衛手段」ではなく、満洲国は日本の傀儡政権であると指摘し、中国東北の国際的な共同管理を提案した。国際連盟は報告書の提案を受け入れて、満洲国を承認しなかった。日本は国際連盟の裁定に不満を示し、一九三三年三月に国際連盟脱退を通告した。満洲国は一九三四年三月一日に「大満洲帝国」と改名され、溥儀が帝位につき、年号を「康德」に改めた。中国政府と国際連盟はこれに強く抗議したものの、一方で「満洲国」は以後十四年間にわたり、十数カ国の承認を得ることもなかった。

帝国の南辺境に位置する台湾は、主に新聞報道を通して満洲を知つたにすぎない。二十世紀初頭のロシアによる中東鉄道の建設時から、当時台湾唯一の日刊新聞であった『台湾日日新報』は、常に内地の新聞に掲載された日本政府の言論を転載し続け、東北におけるロシア勢力の拡大を追跡していた。一九〇四年から一九〇五年にかけて、すなわち日露戦争期間中、日本帝国の情報ネットワークの一環として、この新聞の満洲報道は頂点に達した。その後も引き続き、関東州関係のニュースが台湾に入ってくる。一九二八年以降東北の政治情勢と国際関係がますます緊張してくると、皇姑屯事件、東北易幟、中村大尉事件、万宝山事件、満洲事変から満洲国建国、満洲国承認問題、国際連盟調査団、日本の国際連盟脱退、満洲国皇帝の即位、中東鉄道買収、満洲国皇帝訪日、満洲国の関税、台滿貿易及び数年続いた「満洲事変論功行賞発表」などの重大記事が『台湾日日新報』で報道され、空前の長期にわたるブームをなした。

満洲事変後、中日両国は互いに非難し合っており、情勢は不明瞭であった。当時の台湾メディアは、いかに遠く東北で発生したこの国際衝突を報道したのか。現存資料の中でもっともよく保存されている『台湾日日新報』<sup>2</sup>では、事変発生の翌日、日中両国の代表がそれぞれ被害国の立場から国際連盟に報告を提出したことについて、一字も報道していない。しかし、九月二〇日の朝刊第二面（日本語版）、第八面（漢文版）、夕刊第四面（漢文版）は「日支兵衝突事件」

と題する全面の記事を掲載した。漢文版夕刊の見出しは「満洲に戦雲垂れ込め、戦争が勃発。北大營の中国兵は我が守備隊を襲撃し、我が軍は応戦して北大營の一部を占領」と、中国兵の奇襲、日本軍の自衛、両国の開戦という報道を行った。<sup>3</sup>二一日に「満洲事変」という言葉が初めて台湾のメディアで使われ、その後固定した用語となる。一〇月四日に台湾軍司令部が発表した「満洲事変の原因」は日本語版と漢文版の両方に掲載され、台湾軍と総督府の立場を初めて宣言した。この宣言は遠因、近因、直接的原因動機という三つの面から「決して事変の突発した其の時に起きた問題にあらずして其の由て来る所は頗る遠く且つ複雑して居」り、中国人の「排日毎日」の諸事件の結果であり、事変後「支那側は頻りに荒唐無稽の説を流布し却つて原因を我軍に転嫁せんとしつ、あるも確証に優る事実なく<sup>4</sup>」と説いた。その立場は基本的に日本政府と一致し、独自の意見表明は見られない。翌日の朝刊掲載の「台日漫画」は珍しく紙面を大きく割いて、「国民政府が排日を煽動」、「各地は国民政府から独立の意志」、「蒋介石、張学良への下野要求が高まる」をテーマとする分かりやすい政治漫画を用いて、国民政府を諷刺・醜悪化した。<sup>5</sup>

一〇月二〇日には日本政府の声明を転載し、満洲における日本の戦争行為が九カ国条約に違反しているとする国際連盟の非難を批判し、日本軍の行為は条約の範囲内での正当な権益を守り、在満日本

人の生命と財産の安全のための行動であり、戦争行為と見なすべきではなく、日本側も平和的解決を熱望しており、領土的野心は一切持たない、と主張した<sup>6</sup>。台湾総督の太田政弘が予算協議のため上京した際、一月一三日に神戸港に入ると、島内の事情を取材する内地のメディアに対し、まず東勢郡管轄下の原住民が警察駐在所で起こした殺人事件について説明し、その後、満洲事変に言及して「満洲事変は誠に遺憾であるが、島内への影響はない。在台華僑は本国内における排日の影響で通商が不可能となったため、国内の不安定を嫌がり帰化を希望する人が多い」ということだけを語っている<sup>7</sup>。

この時期、満洲の主要都市を相次いで占領した日本軍は、満洲事変後に遼寧省錦州に移駐した張学良軍への攻撃を計画していた。しかし、台湾総督府の主要関心事は原住民の抗日反乱事件であった霧社事件から一年を経た台湾各地の原住民の動向にあった。このことから満洲事変後、台湾の中国人社会はなお安定を保ち、当局を困らせる状況は出現していなかったことが分かる。

一九三七年以前には、台湾の各メディアは満洲に記者を派遣してはいなかった。しかし、一九三七年九月二〇日以後は東京、大連、奉天、新京、哈爾濱など各地の電報の転載あるいは編集を通して、日本の軍事行動、国民政府の動向、東北各地の治安、排日活動、経済貿易の状況、国際社会の態度、満洲国の建国、満洲国承認問題などに、『台湾日日新報』は頻繁に報道している。一九三七年

の蘆溝橋事件（七七事変、日中戦争<sup>8</sup>）後は、満洲の動きも華北、華中、華南などの軍政情報に組み込まれていった。一九四一年の真珠湾攻撃後は東南アジア、南洋などの戦況が大量に紙面に登場し、満洲報道は次第に簡単なものになっていく。満洲事変及びその後の社会変動に関する報道は、長期間朝刊第二面と夕刊第四面の国際ニュースの大部分を占めたほか<sup>9</sup>、他の面に散在することもあった。ニュースソースと報道内容から見ると、台湾の満洲事変関係報道は主に内地の日本政府の立場に応じ、内地あるいは満洲の日本人が経営する新聞の言論を伝えるものであった。国際ニュース面の記事の多くは、実際には日本帝国の植民地、国際連盟委任統治領、傀儡政権、日本軍占領地区など諸「外地」の新聞報道であった。

日本の内閣、陸軍省、『朝日新聞』及び満洲地域の日本新聞の論調が、当時の台湾の新聞の満洲輿論の方向を決定した。満洲国、関東州、華北、上海あるいは熱河・綏遠・察哈爾などの隣接地域の重要な戦況、時事ニュース、国際社会の動向及び事変に対する日本の内閣及び軍部の声明や情勢分析が、当日あるいは翌日には漢文版に翻訳・転載・略述された。一九三一年一月末から『台湾日日新報』は満洲の戦況写真を掲載し始め、一二月には「満洲事変画報」と題して、各地で活躍する日本軍の勇猛ぶりや戦没者の写真を掲載し<sup>10</sup>、それらが一面全体を占める日もあった。戦地の写真が掲載されたことは、満洲占領に対する日本軍の自信の表れであると同時に、

台湾当局が島内の民心が安定していることを認め、それらの情報に刺激・影響されることがないと判断していたためであった。

一九三二年二月五日に日本軍は哈爾濱を占領し、満洲全域を支配下においた。その後、張景恵らが一日に「新国家建設準備会」を開催し、一日には「独立宣言」を発表した。この時期から、台湾における満洲事変報道はさらに直接的で普遍的な映画によって行われる段階に入っていく。一六日夜、台湾日日新報社は台湾軍が提供した満洲事変及び各地の戦況に関する陸軍省の映像四巻、上海事件、都市上海すなわち南方風景の映像数巻を、二月一日に台北市の建国祭において上映された映像とともに、民衆が集まる台北新公園、大稻埕媽祖廟などで、初めて野外上映した<sup>11)</sup>。これを嚆矢として、満洲事変、上海事件に関する映画はセットになって上映され、台湾の各都市では上映ブームが起こった。

上述のように、政府筋の情報、戦況ニュース、政治漫画、戦地の映像と事変関係の映画や『台湾日日新報』は、台湾民衆が満洲事変、満洲関係の情報を知るための主な手段となっていた。台湾の立場と見解を前面に出さない「転載型の報道」が、この新聞の満洲報道の最大の特徴であった。しかし、それらも台湾軍の視点と南方的な視野が加わることにより、徐々に変化していく。一九三三年九月一八日に、『台湾日日新報』の各面に首相、関東軍司令官、陸相、外相、侍従武官長、台湾軍司令官の発言が掲載された。このう

ち、共存共栄、「日支」親善、王道楽土、東洋の永久平和などの論調が台湾軍司令官談話に見られる。台湾軍司令官松井石根中将は満洲事変を回顧し、「日本同胞が流した赤誠の血は満洲国独立の果実を实らせた」、「東洋の永久平和は世界平和の基礎である」、満洲事変及びその後の発展は「天意天命」に基づいた「天業恢興」の「大精神」の表れであることを強調し、島民はこのような精神を保持し、帝国の「一視同仁」の治下で、「南支地方」(南中国)における台湾の役割をよく果たし、帝国の「南門を守衛」する重要な責任を担うべきである、と呼びかけた。同時にこの面では「満洲事変及び其後に来れるものは、天意天命に基く、天業恢興の大精神もて、島民よ！「南門の守」を完うせよ」、「風雲は西より南へ！ 眠れる台湾よ、目を覚ませ、経済機構を組成せよ、空陸海国防を完備せよ、内台人結束一元となれ」といった煽動的な見出しで、台湾軍司令官の談話を掲載した<sup>12)</sup>。

満洲事変は、民衆国防に対する台湾軍の意識を強めた。台湾軍側の発言は、満洲事変二周年記念前夜に東京で発表された斎藤実首相の「共存共栄」、「東洋永遠和平」及び元関東軍司令官本庄繁の「日滿国民協力融合」、「民族団結」などの論調を主としているものの、台湾総督府は日本内地及び台湾人の満洲への強い関心を見て、一九三三年から双方に向けて台湾の南方における役割を宣伝し始め、「日本の生命線」は南方に移り、満洲の情勢はもはや心配する必要がな

いことを暗示した。台湾軍も地元の見方で満洲事変を解釈し始め、しかもそれを実際に台湾の防衛宣伝と南方の国防教育に活用した。この傾向は一九三四年から事変五周年目の一九三六年にかけて、さらに顕著になった。台湾軍司令部と台湾国防議会連合本部を中心とする記念活動の主催者は、この年から正式に「本島の国防的地位を認識する」ことを記念活動の目標の一つにし、台北市防衛団及び地域防衛団を組織し、第一連隊による攻防演習、台北市の市街戦演習を実施した。<sup>15</sup>

一九三七年の六周年記念に際しては、『台湾日日新報』第二面は蘆溝橋事件が引き起こした華北、華中の戦況報道で占められ、満洲事変記念日の活動は短い便りの形で挿入されているだけである。毎年、台湾の各都市で行われる「満洲事変戦病没者慰霊祭」への参加者は依然として数千人あるいは一万人余に達したが、中国戦線における日中両軍の激戦が進行中のため、慰霊祭は各地の神社内で新たに興された「皇軍武運長久祈願祭」とともに定例行事となっていた。同年九月一八日からの三日間、新聞、ラジオなど様々なメディアを通して報道された台湾軍参謀長の講演「満洲事変より、支那事変へ」も、記念日活動を日中戦争の戦況と結びつけた典型的な例である。この講演は満洲事変とそれによって築かれた共存共栄、東亜の平和の理想を略述した後、「中国の民族性は極めて狡猾」、「共産党の魔手が背後で操縦」などとして日中の戦況の進展を論じ、国民

政府を批判し、実力を用いて「支那を膺懲する」ことこそ、事変を解決する鍵であることを強調した。<sup>16</sup>この時期にはまた、特殊な報道が現れた。満洲事変に参加し、日中戦争に再び出征して戦死あるいは重傷を負った台湾出身の兵士（在台日本人）に常に注目し、「名誉の戦死」とする報道である。<sup>17</sup>満洲事変記念日への報道規模が縮小しただけではなく、報道の焦点と話題の展開も日中戦争へと移っていったのである。<sup>18</sup>

一九四一年の満洲事変十周年に際して、最後の報道ブームが出現する。九月初頭、東京において駐日満洲国大使館が率先して帝国内における最初の満洲事変記念及び承認祝賀会を開催した。当日、日本在郷軍人会は満洲各地で演習を行い、日本本土、朝鮮、台湾と中国の占領地域、広東においても、同時に盛大な記念活動が行われた。記念特集を組み、満洲事変に対する政府の見解、時局との関わりを宣伝しようとしたのがこの年の報道の特色である。特集「満洲事変の真の意義」は台湾総督府情報部副部長であった荒木義夫によって書かれた。「東亜の東亜！ 民族解放の聖戦」、「新秩序の建設、英米植民地化の積弊を一掃」、「共栄圏の確立、時難を強固に克服する決意」等をテーマに三回に分けて連載した。日中戦争は民族と民族の対立ではなく、欧米諸国の傀儡政権である蔣政権を膺懲し、東亜民族の解放に寄与するものである。それは東洋文化と東洋道義に基づいた東亜新秩序が、自由主義と帝国主義に基づいた旧秩

序に対して発した挑戦であり、東亜からの欧米勢力の一掃と東亜民族の解放を目的としている、と荒木は強調した。

特集「満洲事変十周年の思ひ出」は、台北陸軍兵事部石川少佐による戦況回想である。朝鮮軍に服役していた彼は、事変後に戦争支援のため中国東北に派遣された。「悲壮！ 軍旗焼く決意 古賀連隊長乗馬突撃に散る」、「敵兵は常に十、廿倍 事変が共栄圏建設の序幕」、「清朝復古」を歓喜 謳ふ王道楽土に感無量」、「廿倍の敵忽ち撃滅 銃後の協力が何よりの武器」などをテーマに六回にわたる連載を組んで、満洲事変を「共栄圏建設の序幕」だと評価した。<sup>20</sup>

上述のように、数年の間隔があり、非連続の事件であった満洲事変と日中戦争は、満洲に対する国際連盟の処置、米英が日中戦争において日本に圧力をかけるなどの点において、関係づけられた。これらの言論が示しているように、太平洋戦争直前に台湾政府は満洲事変記念行事の教化性を拡大し、満洲事変そのものから長期化した日中戦争、米英との緊張関係などの当面の問題に焦点を移そうとした。このような議論の中で、満洲事変は日中戦争の先駆と見なされ、その後起こった日中戦争とともに、東亜民族解放の聖戦における連続した歴史事件として理解された。

一九四二年、満洲事変十一周年の際には、すでに太平洋戦争が始まっていた。一九四一年一二月に日本軍に占領された香港が、初めて満、日、台、朝などでの記念行事に参加した。九月一五日の「満

洲国承認記念日」には関係する報道が出現しており、満洲国では、溥儀皇帝が自ら十周年慶祝式典に臨み、国務総理張景惠は「懐旧」という言葉を使って「匪賊の地は今やすでに王道楽土となった」と

説いた。朝鮮では、満洲事変当時、関東軍参謀長であった朝鮮総督小磯国昭が、「満洲国の今日の盛栄は共栄圏の指導原理を証明」したものであると述べた。この他、同じ紙面に南京汪精衛政権の「清郷工作」が順調に展開され、大東亜省官制がまもなく通過するニュースが報道されている。<sup>21</sup> それまで日本帝国が画策して各種民地、占領地に強制してきた満洲事変記念日は、いまや「大東亜共栄圏」共通の祝日ともいべき状況になっていた。蘆溝橋事件、真珠湾攻撃後、「世界史的意義」から情勢の変化を見るという当時流行の視点は、「満洲事変の世界史的意義」という談話を通して、満洲事変に対する政府の評価として表れた。<sup>22</sup> 記念日関係の報道は一定の紙面を占めてはいたものの、満洲事変自体に関しては「満洲国に感謝」、「盟邦の発展を慶祝」などの短い言葉が見られる程度で、「大東亜共栄圏の確立」、「世界新秩序への邁進」、「恤兵献金」、「全島の必勝決意を激発」など当面の課題に集中するようになっていた。<sup>23</sup> 一九四三年以降の数年間は、満洲事変という単語がほとんど新聞記事に現れなくなり、事変の記念活動も報道されなくなる。太平洋戦争中、日本軍はマレー、シンガポール、フィリピン、ビルマ、インドネシア、ベトナムを陥落させた後、戒厳令を布く一方で、「白人植

民地を解放、互いの独立を尊重」、「共栄圏の独立国」などのスローガンを掲げ、フィリピン、ビルマ、インド、ベトナムといった諸国に対し、米英仏からの独立を煽動した。一九四三年八月、満洲国はビルマの独立を承認した。フィリピン独立（一〇月）の直前であったため、九月の満洲関連報道の焦点は「満洲国承認記念日」に移り、満洲国「独立」の意義、独立国家として認められた十年間の富強と発展を強調した。<sup>24</sup> 過去の報道とは比較にならない規模の「満洲国承認記念日」報道は、日本が南方占領地域各国の「独立」を策動したこともあって、「満洲事変記念日」に取って代わって満洲報道の最新の議題及び最後の象徴となった。<sup>25</sup>

以上をまとめると、『台湾日日新報』の転載型の報道は、当初は戦況の進展、満洲国建国、満洲国承認、日満友好を主とし、後には「満洲事変記念日」及び「満洲国承認記念日」を中心に行われた。異なるトピックがあてられる焦点とその象徴的意味を通して、満洲事変とそれに関連する国内あるいは国際情報が集中的に台湾で紹介された。一九三一年から一九三七年の間は、満洲事変への報道ブームが継続して高まり、日中戦争及び太平洋戦争勃発後にはメディアの視線が変化するにつれて徐々に冷めていく。関係報道はプロバガンダ化、周縁化、空洞化していくが、王道楽土、共存共栄、東洋和平という東亜の範疇から、大東亜共栄圏、世界新秩序の建設における世界的意義に至るまで、満洲事変に投影された象徴性と意義は拡大

していったのである。

## 二、満洲事変を契機とする事変記念日と満洲の内在化

以上、満洲事変とその後の関係報道に対する検討を通して、台湾最大の植民地報道機関の傾向を概観してきた。日本政府の見解を伝えることを通して、満洲事変が満洲外部の東アジア、東南アジア、南洋、そして世界へと拡大していった過程を確認することができる。満洲国が安定した後は重大な軍政、外交事件が減少し、メディアの満洲報道の中心は事変記念日となった。しかし、台湾における「満洲宣伝」はメディア単独の意図的な行為というよりも、むしろメディアと国防意識を強化しようとする台湾軍及び在郷軍人会支部などの団体が協力して行われた結果である。満洲事変が契機となり、全台湾演習と国防教育は新たな根柢を得た。島民の国防意識と防衛能力の向上を机上の空論にとどまらず、身体的な動員、感覚的な刺激、感情的な準備が求められた。一日二回朝夕刊行される新聞の報道は、この事件を時間的に延長し、空間においても共時的な展開を見せ、更に文字情報と放送とを結びつけることで帝国と諸外地の情報交換を加速させ、日本政府のイデオロギーの伝達と愛国教育において特別な効果を果たした。本節では記念日行事を通して、満洲事変がいかに台湾民衆の時局認識を作り上げ、日常生活に浸透していったかについて検討していく。

一九三二年九月一〇日、『台湾日日新報』は、九月一日を「国難記念日」に指定し、全国で記念行事を行う、という中華民国政府の命令を報道し、これが全国的な排日運動を煽動する恐れがある、と指摘した。<sup>27</sup>一方、日本国内ではこれより早く、同日を「満洲事変」の記念日とする活動が始められていた。前述したように、満洲事変後、台湾で開始・実施された記念日は二つある。一つは「満洲事変記念日」（九月一日）であり、今一つは「満洲国承認記念日」（九月十五日）である。一九三二年に始まった満洲事変記念日は、市街庁政府、郷軍台湾支部と地方訓練団体を主体とし、台湾軍を後援者として、毎年全島の各都市で記念行事が挙行された。一九三七年の蘆溝橋事件までは、記念行事の規模は年々拡大していた。戦争の拡大後は、行事の内容と報道の方向は、国防の議論に従って変化したが、一九四二年に至るまで、常に集中的に報道される重要な行事であった。関係報道は毎年『台湾日日新報』の紙面を大幅に占め、記念日前後の十数日にわたる連続報道が行われ、各地の準備状況は一カ月前から注目されていた。このような「連続報道」に比べ、一九三三年に始まった「満洲国承認記念日」では盛大な行事は行われず、新聞においても一、二本の記事しか載せられなかった。事変記念日に近かったこともあり、一九四三年に東南アジア諸国の独立と結び付けられるまで、それは事変記念日の関係報道の一部に過ぎなかったのである。蘆溝橋事件後、日本政府は一九三八年に「支那事

変記念日」を設け、全国での一分間の黙禱、各機関団体での式典、講演、献納と勤勞奉仕などの記念活動の挙行を要求した。<sup>28</sup>その後、この記念日は日本の植民地、満洲国、北京、上海、南京、アモイなどの日本軍占領地域においても実施されたが、台湾では行事の規模は満洲事変記念日よりもはるかに小さく、報道も簡略であった。それに対し、太平洋戦争の導火線であった「真珠湾攻撃」に対しては、日本側は奇襲、空襲、強襲と称し、開戦行為と見なしている。従って、一九四二年からは全島範囲で「大東亜聖戦開戦周年記念」あるいは「宣戦周年記念」の名義で記念活動が挙行された。次第に戦局が難航し、紙の使用が制限されたため、報道も簡略で集中的となった。三者を比較すると、日本統治時代の台湾では「満洲事変記念日」が最も盛大に報道され、活発に記念行事が行われた戦争記念日であったといえる。<sup>29</sup>

一九三二年の第一回目の記念日から、『台湾日日新報』は最も精力的に「満洲事変記念日」の報道を続けた台湾メディアであり、「台湾人の代弁者」と呼ばれる『台湾新民報』はそれには及ばない。<sup>30</sup>八月下旬より各地における準備の様子が報道され始め、九月以降はほぼ毎日のように関係のニュースが報じられた。もともと活発に準備が行われた屏東街の様子が最初に報道された。この地では郷軍と地方の有力団体の支援の下で、警備演習、軍事講演の挙行を発表し、参加者五百余人、宣伝用のチラシを一万五千枚配布したという。<sup>31</sup>他

の都市もそれに劣らず、基隆市では防空演習と新兵器展示を行い、台中市の郷軍、青年団それに学生は連合して「北大宮戦争模擬戦」を行った後、六千人からなる行列で神社に参拝した。台南市では警備演習を行い、屏東連隊が応援の飛行機を派遣し、行事が終わった後市内で行列を行った。宜蘭庁では演習後、宜蘭神社に参拝し、各小学校、公学校が慰霊祭を行った。台東街も慰霊祭を行った。報道を見ると、九月一八日当日に主要都市ではすべて早朝演習、市街行列、神社参拝、慰霊祭などの行事が举行され、夜には事変講演と事変映画上映会を開いていたのである。

台湾の各都市のうち、「烏都」台北の記念行事は最も盛大であった。記念活動は一七日の夜七時から始まり、台北帝国大学教授の今村完造及び経済界の著名人による「日満両国の精神結合」、「東洋平和大精神」などの講演、映画上映会には市民が自由に参加できた。一八日午前六時に対敵非常演習、七時に新公園で慰霊祭が行われ、官吏、軍人、郷軍、警察、青年団、専門学校生、高中小学生、社員など計一万人以上が参加した。九時に総督府総務長官が参列し、その後、この年の前半に台湾民衆から集めた兵器献納金で作られ、「都市の防空」と標榜され、「島民赤誠の発露」と喧伝された軽爆撃機「台湾愛国号」二機が市内の上空を旋回した。一万人以上の民衆は市内で兵隊の行進に随い、「満洲行進曲」が一日中流された。夜七時には新公園で事変当時の従軍軍医監と台湾日日新報社社長が

「哈爾浜から帰ってきた」、「満洲と台湾」等の講演を行い、再び事変映画会が開かれ、参加者は五千人余であったという。<sup>32)</sup>

一八日の『台湾日日新報』第二面には、斉藤首相の講話「確固たる信念、更なる努力」が掲載された。第三面は全面が記念日特集で、関東軍司令官兼駐滿特派大使、関東軍参謀等による日滿民族協和、満洲建国大業などの談話を掲載し、島都、台南、台中、嘉義、屏東、台東、宜蘭の各地の活動を報道した。このほか、当時一番迅速なメディアであったラジオを利用して、台北放送局（JFAK<sup>33)</sup>）が初めて新京の演説を「特別中継」の形で、台湾全島に向けて放送した。午前一一時五〇分から関東軍司令部付、満鉄鉄道修理班長などによる「柳條溝鉄道破壊情況」に関する証言的な演説、夜八時三〇分からは満洲国執政溥儀と陸軍大将武藤信義の特別講演が放送された。他にも北大宮の軍事講演の特別中継、東京の慶祝活動の報道と中継もあり、台湾各地の記念行事及び台北新公園の夜間講演も一日中続く記念放送の間に挟んで放送された。

一九三三年、満洲事変二周年記念の一カ月前に、東京で盛大な記念行事が行われるとの報道がなされた。<sup>34)</sup>台北、島内の他の都市及び離島馬公の準備状況も報道された。東京からの情報として、東京放送局が陸軍の支援を受けて「日満連絡満洲事変記念放送」を行う旨が報じられた。当日、哈爾浜において満洲事変勃発当時の独立守備大隊長の回顧談が放送され、その後、奉天の「北大宮模擬戦」が中

継放送され、夜には東京から関東軍司令官の講演及び日比谷公会堂の在郷軍人会の事変記念大会講演が放送された。<sup>35</sup>この年も例年通り慰霊祭と記念講演が行われたが、軍事演習は行われなかったため、全島の記念活動は前の年より縮小したかに見えた。が、それにもかかわらず、活動の内容は更に柔軟になり、島民の生活になじんでいた。例えば、台北市においては愛国婦人会による日華事変関係者慰安会が開催され、新公園音楽堂は夜になると事変関係のレコードを放送し、大稻埕媽祖廟及び萬華龍山寺などの台湾人生活圏では事変映画会が開かれ、高雄市では女学生手作りの慰問袋千五百個と全市で募集した物資で慰霊祭を行い、高雄の満洲出征兵士の家族に慰問金を送っている。<sup>36</sup>

一九三四年の満洲事変三周年記念も同じように一カ月前から報道が始まり、規模は最初の二年より盛大になった。まず島都の行事予定が報道され、各地の準備状況も頻繁に掲載された。<sup>37</sup>台北市では例年と異なり、台北市と郷軍台湾支部が主催者となったが、台湾軍司令部も企画に直接参加し、この年六月の「台湾軍特種演習」の防空訓練がよい効果を得たため、防空演習の灯火管制の訓練を特別に増やした。訓練の範囲が全島に及ぶ行事であったため、実施前から新聞紙上で頻繁に宣伝された。<sup>38</sup>一八日午前には、台北新公園に祭壇を設けて慰霊祭を行い、総督が引率し、参列者は二万人に上った。<sup>39</sup>その他の都市では、台中市の模擬演習で攻防の両軍が激戦し、花蓮港

庁では市内掃討戦及び閱兵分列式が行われた。基隆市では花火を合図に、各団体旗隊が市内の各方面から集合場所へ向かい、蜿蜒たる長蛇の列をなして市内を巡回した後、万歳を三唱して解散した。参加者は総数七千人余に達し、青年騎馬ラッパ隊、龍舞、変装団、変装高足踊、漫画など、民衆に歓迎されるような新演目が増やされた。<sup>40</sup>屏東飛行連隊は野外飛行演習を行った。台湾愛国号四機が全島を巡回し、屏東から嘉義、台中、新竹、台北、基隆などの主要都市を訪問飛行した。台北、新竹、彰化、鹿港、嘉義を経由して屏東に戻る経路であった。<sup>41</sup>一八日夜には島民が「常時記念し、時局決意及び信念の強化に資する」ため、夜九時半から台湾全島で事変の夜を模擬して「非常管制」を実施した。電力会社変電所は一時街灯への電力供給を切断し、民衆は言われた通りに黒い布や紙で室内の光を覆った。「全台湾五分間の暗黒」に合わせ、同時に大規模な交通と音響の管制も実施された。<sup>42</sup>

このほか、一八日の『台湾日日新報』第二面では、トップニュースとして昭和天皇の二番目の弟・高松宮親王が一週間にわたって訪満し、新京で満洲国皇帝と会見してともに事変三周年を祝う予定と報じられている。二人の姿が映った写真が添えられたこの報道は、今回の会見が国民に両皇室の親和、日満両国の固い提携、東洋の永遠の平和といった深い意義を示したと指摘した。高松宮親王が乗り込んだ連合艦隊は、金剛を先頭に六十隻余の軍艦が随行する大艦隊

で、一八日に大連港に入港した。連合艦隊の訪問は満洲国建国当初の巡航に次ぐ第二回目であったため、「全滿待望」の盛挙として報道された。日満皇室の会見のほかに、艦隊司令長官以下の将校が「大陸生命線の満洲」を視察するため、百二十機の艦載機飛行大隊を編成し、「全満洲の空を覆い、各地の訪問飛行を行った」<sup>(43)</sup>。また、

一八日に東京で発表された首相と陸相の訓示、関東軍司令官の新京における講話及び台湾各地における記念行事は一九、二〇日に続々と報道された。満洲事変後、義眼、義肢を重傷の将校と公使に下賜した香淳皇后が、再び包帯三百巻を関東軍の負傷兵に下賜するニュースも台湾に伝えられた<sup>(44)</sup>。

一九三五年の満洲事変四周年記念は、郷軍台湾支部と国防義会の主催で行われた。例年の行事以外に実戦の経験談、防護演習、陸軍の満洲再認識の宣伝冊子の配布も行われた<sup>(45)</sup>。飛行機による市内上空の訪問がこの年の特色であった。折しも「始政四十周年記念台湾博覧会」が台北で開催されており、事変の記念活動に対する大規模な市民動員はなされず、報道も博覧会ニュースのために過去ほど目立たなかったが、それでも全島で行事は行われ、そのうち台北市の活動がもっとも盛大であった。一七日からの三日間、昼は小、中、高校で「満洲上海事変実戦講演会」が行われ、夜には各郷軍分会による「現役軍人実戦談」が開催された<sup>(46)</sup>。一八日の夜は記念活動のクライマックスで、全市を城内、城西、城南、城北、大稻埕、萬華、大

成の七区に分けて、防護演習が行われた。郷軍、青年団、青年訓練所、少年団など一三〇人余が救護、警報、避難所管理、補助消防、補助消毒の各班を組織し、敵機の襲来を想定し、警報を鳴らし、市内全域を警戒した。漢文版は「島都防護演習」と題する記事で実況をリアルに報道している。

暗い夜中にサーチライトが照らされ、白昼の如し。八時二〇分、台日社前及び龍山寺が出火。太平町菊元本店前、千歳町市場前、栄町新高堂前の三箇所、敵機を装った飛行機が爆弾を投下、水道管を爆破した。太平町、新世界前、東門町、軍司令官官邸、永楽町各派出所は毒ガスなどが投下された場合の対応をした。一時、全市は災難にまみれた。各防衛団が大活躍して作業を行った<sup>(47)</sup>。

演習は二時間ほどであった。軍が各地に設置しておいた山砲、歩兵砲、機関銃を一齐に発射させ、防護団員が起立して一分間の黙禱を行った後、警戒が解除された。台湾南部においても、台南市がこの日の夜一〇時に爆竹を鳴らし、機関銃の発射と花火の打ち上げを合図に、二時間の模擬市街戦を挙行した。「一般人にも軍備の充実と国防の周到を知らしめる」ために、全市に通告し、当時としては珍しかった民間のトラックを指定時刻に集合させ、演習軍隊の輸送

と行列への参加を命じた。夜一二時に演習が終了し、行列と車が揃って台南神社へ参拝に赴いた。<sup>48</sup>花蓮港庁では港から上陸した仮想敵軍との間で、雨中壮烈な攻防戦が展開された。秋風が吹く馬公では、雨天にもかかわらず小学生が昼間の旗行列に参加し、夜九時半から一時半までは灯火管制が実施され、澎湖外島でも「国防前線の意気」を顕示した。<sup>49</sup>

一九三六年の満洲事変五周年記念では、陸軍省が依然として満洲事変の民衆国防教育に力を入れ、台湾軍司令部、国防義会、郷軍台湾支部、守備隊司令部、飛行連隊を中心とする団体が、例年通り各種の活動を催した。この年の行事のポイントは、青年団員を中堅とする過去数年の記念演習で積み重ねた経験によって、「台北市防衛団」や全台各地の「防衛委員会」を組織し、記念日当日に全島で結団式を行ったことである。「輝かしい南方生命線」がこの年のスローガンであり、「文武一体、官民一致」の防衛精神を発揚するため、市街攻防戦が各都市の恒例行事となっていた。<sup>51</sup>全島で国旗掲揚、防空救火演習、航空常識に関する講演も重視された。この他、軍飛行機による都市訪問飛行の規模はさらに拡大し、爆撃機中隊、戦闘機中隊、合計九機が異なるルートで各地を訪問し、台湾全土の都市及び離島の住民に、望見、追いかけて、そして歓呼の機会を与えた。

以上をまとめると、日本政府、陸軍省は東京、新京という二つの

首都を軸に、「満洲事変記念日」を台湾、朝鮮、中国の占領区に拡大し、「東亜の共同記念日」に置き換えようとしたことが分かる。

台湾軍司令部、郷軍台湾支部とその他の関係団体は、具体的に「満洲事変を忘れるな」、「台湾防衛の強化」という趣旨を貫徹させようとした。最初の事変映画の野外上映、千万人の慰霊祭、旗行列、神社参拝から、北大宮模倣戦、暗黒五分間の記念の夜、集団黙禱、国旗掲揚、市街攻防戦、消防救火救護演習、全台防衛団の結成を通して、満洲事変は外部の傍観事件から内部の身体経験へと変化していった。身体五感に訴える集団演習によって「事変を記憶」させようと台湾人を動員し、事変の模倣と復習を通して、台湾が侵略された場合の危機感を作り出す。「満洲事変を契機」に国防意識と動員能力を高めることが、台湾総督府の「満洲事変記念日」活動の趣旨であったといえよう。

輝ける九月、神聖なる「九一八」が近づくと、児童から青、中、壮年まで幅広い年齢層の全台湾民衆が、遅寝早起きして事変を回顧し、カーニバルのような国防式典に参加する。記念活動とラジオ、新聞、宣伝冊子などのメディアを通して、台湾の隅々にまで浸透したこの祝日は、満洲事変と上海事変に結びつけられ、国際都市上海の空襲の経験と危機感をも台北に注入した。台北が攻撃されるといふ想定は、演習活動の中でどんどんリアルさが加味されていく。普段、市民が立ち寄る繁華街、一九三二年一月に竣工・開業した菊

元百貨店、新世界映画館、新高堂書店前は、市街攻防戦の危機一髪の戦地となった。これに従い、島都に倣って記念活動を行う他の都市はもちろん、遠く離れた離島でさえ、国防の最前線という仮想に包まれていった。

新聞などの印刷物、ラジオ中継、軍事演習、公共講演、軍歌放送、事変映画があり、市街行列と神社参拝が行われ、いたるところ「日の丸」旗で埋めつくされた。台北を中心に、官民大衆、地元有力者はもとより中小学生の間にも普及した全島行事は、遠く東京、新京と直接結び付けられた。台湾本島から離島の各地における演習をとおして、満洲事変を経験しなかった台湾人も郷軍団体及び官庁政府の指揮に従い、事変を模し、戦没した皇軍を弔うようになっていった。人波がこたえ返す中、白黒映画、ラジオ中継の北国の戦地映像を目に、耳にしながら、北大営の砲煙戦火に思いを馳せ、今まで見ることでできなかった魔都上海の姿をあっけにとられて見聞きしていた。白昼に轟音をどどろかせて訪問機が都市から都市へと飛んで行くのを仰ぎ見て、夜は全台湾を挙げて、北大営が爆撃された夜の暗闇を体験する。人々は堂々と、気軽に大勢が行列し、歓呼し、黙禱し、帝国の何億の国民臣民と同時に慰霊をし、夢幻の満洲新国家、王道楽土へ敬礼を送り、内地と満洲の「大人物」の特別放送を初めて耳にしたのである。台北、上海、東京、新京、哈爾濱、奉天から、台湾のメディアでは報道されなかった朝鮮・京

城などの各地の活動まですべてが事変にちなんだ祝日として、帝国内の同時的な慶祝ネットワーク、想像上の運命共同体に編入されていった。

植民地版の「一九一八を忘れるな」の行事は、同時期の中国での行事の趣旨とは大きく異なっていた。台湾社会とはほとんど無関係の事件が全島を挙げて慶祝されたのと同様、「満洲事変記念日」は正に「離地性の（現地を離れた）」祝典であり、典型的な植民地記念日であった。しかしながら、対立感情を呼び起こす記念行事、本土民衆の危機感の動員は、毎年全島で繰り返される演習のプロセスを経ることによって、もはやただの形式的な記念日ではなくなっていた。それは日本全土、朝鮮植民地に漲る同時代の雰囲気へとつながる台湾の「満洲ブーム」を生産する重要な場であった。台湾の在地的な見方を欠いた転載による満洲軍政情勢報道、あるいは国際情報に比べて、一般民衆の間に満洲事変周年記念行事と南方防衛宣伝が浸透したことは、日常生活に対する満洲事変の影響を身近に感じさせた。自主的か強制か、意識的か無意識的にかかわらず、「満洲事変周年記念」は当時の台湾人が満洲に近づき、満洲を感じ取り、満洲を想像する方法となっていたのである。

### 三、台北市の「カフェー満洲」——満洲のテキスト化

前述したように、祝日 (festival) 化の操作によって、満洲事変記

念日は一種の祭典となった。事変は冷めることなく、海を渡り、南の島で再燃した。帝国の領有地の中で、「満洲国」を除いて最大の中華の土地である台湾に対し、台湾の統治者は意識的な精神教育によって、植民地民衆の対満洲輿論と満洲認識を導いた。特定の報道と輿論のもとで、満洲事変の台湾における在地化を促し、それを島民の常識と感情の中に導入することにおいて、満洲は幾らかの役割を果たした。台北市は全島の都市防衛システムの中心となり、東アジアの中で攻撃される可能性が高い都市の一つであると宣伝され、国防の色彩が濃厚となった。三〇年代初期にはメディアが注目する島都の議題が文学作品に投影され、満洲を題材とする作品も現れた。これらはすべて「満洲内在化」の連鎖反応であった。

一九三〇年代初期の日本の政局は極めて不安定であった。三二年一月には朝鮮独立運動の活動家李奉昌が、閲兵式終了後帰途につく昭和天皇へ手榴弾を投げるという「桜田門事件」が起こった。二月には急進的な右翼が「私欲に心酔し、国防を軽視し、国利民福を顧みない凶悪な輩」を襲撃の対象とする「血盟団事件」を起こし、前大蔵大臣などの要人を連続して暗殺した。五月一日には平民出身で、日本憲政精神の象徴でもあった首相犬養毅が海軍軍人に暗殺される事件が起こり、朝野を震撼させた。この「五一五事件」は大正デモクラシーの中で成長してきた政党政治を破壊し、政党内閣はここに終止符をうったのである。<sup>(32)</sup> これらの事件の成り行きに『台湾日

日新報』は注目したが、事件当時の報道はかなり簡単なものであり、報道の焦点はやはり満洲事変後の進展と国際的な動向に絞られていた。

輿論の主流に制約された状況の中で、台北の市民生活を反映し、台湾人の輿論に関心を持ち、同時に満洲の動向にも触れた島都の小説は、われわれに当時の台湾人の思考と感情を知るための視角を提供してくれる。林煇焜（一九〇二—？）の日本語長編小説『争へぬ運命』<sup>(33)</sup>はそのような小説の代表作の一つといえる。いまだこの小説は、通俗文学あるいは都市の現代性といった見方からのみ批評されており、<sup>(34)</sup> 満洲事変のテクスト化という特徴は、いまだ指摘されていない。この点が本節において注目するポイントである。以下、濃厚な都市風俗と市民的な色彩を有するこの物語の背景と内容について、簡単に整理しておく。

『争へぬ運命』は一九三二年七月から七カ月にわたって、『台湾新民報』に計百七十回連載された。作者林煇焜は京都帝国大学経済学部<sup>(35)</sup>の卒業生で、当時は淡水信用組合の専務理事であった。留学帰りの青年が台湾社会に溶け込んでいくという作家自身の経験を記述の主軸とし、運命に翻弄される二つの結婚悲劇がテーマとなっている。作者は広い視野をもって、新時代の気風と伝統習俗とが相俟って混沌とした「過渡期」（三二二頁）における台北人の生活の多面性を描く。小説は霞海城隍の生誕記念の前日、広口商社の跡地にあ

る「カフェー満洲」から始まる。連載第一回は、「満洲国へ行つて  
 ルンペンになつちや、困るでせうが、カフェー満洲なら、大丈夫  
 よ」と書かれ、また旧暦五月一三日の「大拜拜」にも触れられてい  
 ることから、具体的な日には一九三二年六月一日であることが  
 分かる。一九二八年六月四日、北洋軍奉系軍閥の首領張作霖が乗つ  
 た北京から瀋陽行きの特快列車が、早朝に東北軍閥が運営する京奉  
 鉄道と満鉄線が交差する皇姑屯附近を通過した時、関東軍が埋めた  
 爆弾により爆破された。田中義一内閣は張作霖爆殺事件に直面した  
 が、事件の処理過程においてさまざまな問題を誘発したため、一九  
 二九年七月に二年あまりで辞職した。その次に濱口雄幸内閣が登場  
 した。

一九二九年は世界経済大恐慌が始まった年である。一九三〇年に  
 なる世界的に物価が暴落し、濱口内閣は一月に金輸出解禁を実施  
 し、国内経済を保護しようとした。各国も関税保護政策を実施し、  
 関税戦は改めて世界信用恐慌を巻き起こした。一九三一年九月には  
 イギリスが金本位制を停止し、これを契機に犬養毅内閣が成立、一  
 二月に金輸出再禁止を実施した。こういった連鎖的な世界経済危機  
 は台湾の糖業貿易に影響を及ぼした。砂糖輸入国の需要減少によつ  
 て余剰となっていた砂糖の輸出が、更に困難となったのである。<sup>56</sup> 加  
 えて、この時期は満洲事変とそれにつづく上海事件の発生により、  
 増加した軍費支出が日本政府の大きな負担となっていた。さらに、

日中衝突が引き起こした排日の風潮は、中国東北、華北、華中、華  
 南における日本の貿易の全面的な萎縮をもたらし、経済大恐慌以来  
 の困窮をさらに増大させた。その結果、一九三一—一九三二年にか  
 けて日本国内において物価は暴騰し、豊作によつて農作物は暴落  
 し、同時に中国を主な市場とする台湾茶の輸出と日本を市場とする  
 台湾の米穀移出にも影響を与えた。<sup>57</sup>

小説が始まる六月は、一連の経済危機の衝撃、濱口内閣の財政緊  
 縮政策、金輸出解禁に伴い、台湾の経済が日増しに困窮していた時  
 期に重なる。作者は市内銀行員の言を通して、台湾金融業もその影  
 響を受け、融資需要の増加、借金の回収困難などにより疲弊してい  
 く事実に触れている（二三一—二四頁）。小説は「カフェー満洲」の開  
 業時期を一九三二年春に設定している。「満洲国」と同時に誕生し  
 たこの舞台を借りて、作者は皇姑屯事件、東北易幟、「満洲国」建  
 国、満洲国承認問題を反映した小説を書き上げ、台湾での「満洲  
 ブーム」を引き起こした。と同時に、普段の台湾人の会話と付き合  
 いを通して、東アジアの政治経済情勢の変化がもたらした台湾の社  
 会経済問題、そして一家の興亡と個人の喜怒哀楽を描いた。

小説は、この二階建てのカフェーに結婚の悩みで友人に助けを求  
 める主人公「李金池」が登場することによって始まる。表町に位置  
 するこの建物は、面積は広くないが、上の階にも下の階にも座席が  
 設けられ、二階だけでも十二、三のコーヒータブルがあり、当時

としては規模は決して小さくない。蓄音機から音楽が流れ、青のガラス製の花瓶と白の四角い灰皿がテーブルを飾っている。日本髻を結った純日本式の女給と、男とさほど変わらない断髪の洋装女給が「艶姿」を見せ、テーブルの間を歩き来して接客している。その数は二十七、八人。一群の客が「カフェー満洲」のトップ女給、静子という日本人女性と談笑している。

「趙さんも、徐さんも、久しぶりね。どうしていらつしやるの？」

(中略)

「病気で、入院してゐたんだ、俺は、ハハハ……。」

「俺もさー！」

二人とも、大きな声で笑ひながら云つた。

「まあ、ご病氣つて、ほんたう？」

笑談とは知りながら、静子は、真面目くさつて、哀れみを含んだ声で云つた。

「一寸も見舞に來なかつたから、俺は、再び満洲に足を入れぬつもりであるんだよ。」

「満洲へ行つて、ルンペンになつちや……ハ……ハ……。」

友三がしやれを云つたので一同は思はず笑ひ出した。

「ほんたうにね。満洲国へ行つてルンペンになつちや、困る

でせうが、カフェー満洲なら、大丈夫よ。」

「あつちの満洲は、金儲けに行くんでせうが、こつちの満洲は、金使いだぞ。」

(中略)

「あつちの満洲へ金儲けのつもりで、多額の旅費をつかつた揚句、ルンペンになつてごらんさい。それこそ馬鹿を見ちゃうでせう。それよりも、こつちの満洲の方がいゝと思ふわ。」

(二一—二二頁)

経済恐慌が続いて不景気なこの時期、「満洲へ出稼ぎに行く」という話は台湾でも盛り上がる話題であつた。

「カフェー満洲」、「明治喫茶店」、「新高喫茶店」それと「二五圓均一」の料理を提供する「高砂ビール屋」は、島都の繁華街にある新興の娯楽場であつた。カフェーはコーヒー、ビール、アイスクリーム、イチゴサイダー、果物の盛り合わせ、軽食、ケーキ、氷アズキ、寿司、デザートなどを提供するが、「明治」あるいは「新高」と比べると、女給がいるカフェー満洲は男性へのサービスを強調する傾向があつた。特に注意すべきは、小説の男性主人公の放浪地の一つとして、「カフェー満洲」は小説の時間の隠喩に見えることである。すなわち「争へぬ運命」という時代遅れの結婚悲劇が生じた時期の台湾は、すでに明治から大正、昭和へと移り、さらに風

雲変化の満洲の時代に入ったことを暗示しているのである。

「父女情深」という一節では、台湾出身の謝介石及び日本出身の駒井徳三が「満洲国」高官の座にめでたく登ったことがメディアで大きく報道されたことに触れている。

三段ぬきに大見出が、

「宮中の貴賓、政府の国賓として」「謝外交総長の」「接待方法決定」と、初、一、二号といふ順に活字が三行に列べられてあつた。更に五号活字が、

「来る〇〇日來朝する満洲国特使謝介石氏の接待方法に就いては宮中の貴賓として待遇し、その後政府の待遇を国賓とするに決定、宮内、外務両省に打合中の所〇日 天皇陛下の御裁可を仰ぎ宮中御接待のスケジュールを左の如く発表した。云々……」と綴つてあつた。

「まあ、ほんとに、素的ね。」

「そうだね。世の中つて解らんものだよ。謝さんが、吾々の仲間では、一番呑気坊で、一番無鉄砲な男だったが、併し、人間つていふ者は、時、運、命の三拍子が揃はないと……。」

「ほんたうだわ。お父さんも謝さんと同じやうに中国へ渡つておれば、今頃、或は、謝さんのやうに何かの総長になつてるかも知れないわ。」

「い、や、さうはいかんよ。たとへ、時と命とは同じでも、運つていふ奴がなければ。儂が仮に中国へ渡つておつても、……さあどうなつているんだらうね。おそらく馬賊にやられて死んでいるだらうね。ハ、ハ……。」

「さうね。全く運かも知れないわ。それ、今の駒井総務なんか、大学を出たとき、どこかの電力会社か、石油会社かの採用試験に合格しなかつたとか、重役の質問が気に食はなかつたとかで満鉄へ入つたんださうです。それが、今日一国の総務となつてるぢやないのホ、ホ……。」(二六三―二六四頁)

謝介石は一九三二年三月九日に満洲国外交部総長に、翌日に駒井徳三が総務長官に任命された。士紳階層の台湾人が満洲国建国後に重用されたことは、島内で大きな反響を呼んだ。社会人になった当初は失意にあつた駒井徳三が抜擢されて、満洲へ才能を生かしに行こうと日本の青年に呼びかけるようになったことは立身出世の最も代表的な例である。しかし、この家庭における父と娘の対話は、満洲に対する台湾の中上層階級の認識は限られたものであることを示しており、「機会に満ちた新天地」と「馬賊にやられて」は当時の満洲認識における両極を反映している。

満洲国建国初期の人事任命以外に、政界の更迭に伴って登場してくる人物の経歴も、台湾の知識人に多くの感慨をもたらした。「反

抗」という一節において、士林望族の出身である金池学長「玉生」は、連日報道される斉藤内閣のニュースを読み、今の首相がかつては台湾の県政府の役人であったことに鑑み、自分は京都帝国大学という最高学府を卒業したのに前途が暗い、と慨嘆している。

作者は満洲事変に関係する事態の描写を通して、一九三二年を「満洲事変の時代」と記している。日本の元号の「明治」、台湾の象徴「新高」、国際的焦点である「満洲」にちなんで命名されたこれらのしゃれたカフェーは、変化しつつある東アジアの図像を浮き彫りにしている。「カフェー満洲」で幕があげられたこの小説は、娯楽場の名称を用いてこの尋常ではない東アジアの変局を反映する<sup>⑧</sup>一方、一九三〇年代に台北は市民消費と公共空間が発展する「カフェー時代」<sup>⑨</sup>に入ったことも説明している。この時期、植民統治は安定し、和洋混交の文化が盛んになり、日台の生活習慣も交じり合い、民間企業は旧暦と新暦の元日（日本の元旦）にそれぞれ決算、年賀の行事を行い、人々は場面によって洋服、和服、台湾服を着替えるのに慣れていった。京都帝国大学で法律を学んだ李金池は、ある時雨が降る酷暑の午後に、家族経営の会社に勤める同じ大学の先輩、総督府衛生課の役人、銀行員、商人などと、「カフェー満洲」の一つのテーブルに集まった。

黒い学生服、洋服、白い役人服を着た高学歴の新式の青年たちの集まりは、カフェーを優雅に彩った。彼らの談話と活動から、蓬萊

閣、江山樓におけるフォーマルな宴会、カフェーにおける集まりや談話に、中上層がすっかり慣れていることを窺い知ることができると。また、総督府の役人たちは休日には制服から解放され、淡水のゴルフ場へ行ったり（二六五頁）、圓山野球場で熾烈な野球の試合を見たりした（四四一頁）。また羽衣会館、同聲倶楽部などのダンスホールでは上海、日本、台湾出身の踊子たちがワルツ、フォックストロットを踊ったりしている（三九七頁、三九八頁）。その他、倶楽部、草山のホテル、北投温泉旅館（三五二頁、三八八頁）、大稻埕芸者の現代風寢室の花柳密室（二〇二頁）も男たちが遊びにふける場所である。電報、電話、新聞を通して情報が伝えられ、電力会社、火災保険、記者、代書などの新しい業種や職種が発達し、名刺は紳士、エリートたちの必需品となり、遺産相続、連帯保証、離婚条件などの法律概念も普及し始めていた。

中上層男性の公共空間と生活スタイルが形成されていくと同時に、この都市における女性の活動空間と消費活動も増大した。「結婚に依つて、明い人生を見出さうとしてゐた」（二三九頁）、「結婚生活は、愛と愛の結合で、自他の合一である」（五六頁）、「結婚の第一条件は恋愛だ」（九九頁）、「愛のない結婚は、体裁のいゝ、人身売買だと思ふ」（九九頁）などの考え方が流行り、女性も「西洋の女のやうには望み得ないが、せめて、日本婦人のやうに、少し位ゐるの自由を認めて欲しかった」（三〇頁）と考えるようになった。女

学校でも結婚はしばしば話題となり(六二頁)、デート、ラブレター、自由恋愛、友人関係からの結婚、自由な情欲などが女性たちの熱中する話題となった。洋裁、化粧、読書はインテリ女性の教養と日常生活の重要な一部分となった。上流階級の女学生が内地の修学旅行に参加し(二二頁)、女性車掌、女性教師、女医などの職業婦人が登場し、台湾の街角にも「モガ」(modern girl)、「モボ」(modern boy)、「不良少年」、「不良少女」が現れた。島都の上流階級の娘たちはまさにモダンであり(二五頁)、ハイヒール、ソックス、つやつやの素足が流行り、神前結婚、白いウェディングドレス、乗用車パレードは令嬢たちの結婚に不可欠なアイテムとなった。太平町にある台湾唯一の七階建てビルである菊元百貨店(四一頁)、洋服、帽子、洋傘、ハンドバッグを扱う村井商行と盛進商行、ホワイトカラーの月給の半分以上もする舶来品の香水を扱う大倉百貨店、『主婦の友』を販売する新高堂書店及びカフェー、映画館、動物園、公園などはすべて、若い女性がバスに乗ればすぐに行ってぶらつucker場所であった(二五二頁、二五九頁)。

台北のもっとも広い三つの道路には市営バス、タクシー、トラックが疾走し、総督官邸前や都心周辺は常に何百台もの車が行き来している(二二頁)。路面電車と道路が交錯し、新式の散水車が繰り返し熱い道路に水をまいている(二四八頁)。「新館」(「新世界館」の略称)、「第二世界館」、「芳乃館」などの映画館には、日本の現代

劇、任侠物、時代劇がすべてそろっていた(二六七頁)。台北銀座と呼ばれる栄町、新銀座と呼ばれる京町などのショーウィンドーには鮮やかでまばゆいばかりの高級商品が飾られ、手頃な西門の夜市は人波でごった返していた。国際基準に合わせて商店文化にも新しいスタイルが定着し、均一価格、年末セール、食事の前に清算する営業スタイルも現れ、「いらっしやいませ」「毎度ありがとうございます」など新式の挨拶も絶え間なく聞こえてくるようになった。中上層家庭の蓄音機からは舶来のジャズが流れ(七九―八〇頁)、ラジオは各種の情報や日本の経済ニュースを放送していた(二五一頁)。「台湾日日新報」や『台湾新民報』を通して、国際的な重要情報から台北の冠婚葬祭までが、すぐに人々のお茶の間の話題となるのであった。

市営バスは故障が頻発し、パンクやガス欠のために途中で止まったりすし詰めになっていた。そんな中で乗客同士が乗り換えの際に出会い、更に交際を深めていく物語も増えてきた。夜九時半の終バスは市民の移動と夜間生活の延長に大きな便利を提供し、女性車掌は愛想がよく、「乗客第一」のサービスは、言い争いが絶えない鉄道の駅とはまったく別の世界であった(一三七―一三八頁)。バスを降りる乗客たちの中に、白い麻の背広を着て、黒い蝶ネクタイをつけ、外国製のやや上等のパナマ帽を被り、ベッコウの眼鏡をかけた紳士がいるのも珍しいことではなかった(二二頁)。真っ白なスー

ツに黒いネクタイ、運転免許を持ち、相変わらず危険だと思われる乗用車を運転する紳士たち（一九〇頁）も、偶に見かけられる島都の美であった。

一方、内地あるいは台湾の大学を出た卒業生が増加し、「知的労働」によって生きていく「エリート層」が形成されたが、内地でも台湾でも供給が必要を上回り、法学士は「まるで石塊のやうに何処でもころがつてるやうなもん」で（七二頁）、就職は難しく、給料も低かった<sup>(63)</sup>。公学校上級の女学校の卒業生も、同様に「石塊のやうに多い」状態であった。十分かつ適切な職業が提供されなかったこれらの新しい女性の多くは、都市のサービス業の中の低層の職業に甘んじるしかなかった。したがって、「カフエー満洲」には女学校出身の女給が十六人もいたという（二九九頁）。台北市役所、御成町市場、米国領事館、馬偕医院、圓山公園、明治橋、台湾神社が、市内から士林、北投へ向かう方向、島都の南北を縦貫する最も重要な勅使街道の両側にあった。新聞には辞書を調べても見つからない外来語の新語が続出し、優越感を持つ都市市民も「大都市の台北に住んでゐたんだから、容易に教へてもらへたが」（七八頁）、しかし「大学を出た社員にきいて見たところ、何時も首をかたむけてゐてすぐに返答ができないんですからね」（七五頁）と嘆いている。その他、いつまでたつても変わらない冠婚葬祭の習慣、人力車に乗って駆け回る芸者（一九七頁）、芸者の歌を余興に入れる俗悪な婚礼

（三三二頁）、農業社会にはめつたになかった交通事故、大稻埕の女性が湯水のように金を使う流行（二一九頁）、一夜の情事、不倫、離婚、心中と不幸者の「自殺聖地」である明治橋、宮前町の精神病院「養浩堂」（三七〇頁）、そして破れかぶれに金持ちの金を脅し取る無頼の徒（二七六―二七七頁）などの一種の社会悪もまた、当時の島都風景の一部であった。

祖母の八十一歳の誕生日を祝うため、主人公の金池は大学三年の夏休みに父親李興旺からの電報で家に呼び戻され、父の命令のままに婚約した。母親の誕生日祝いに千円を惜しげもなく注ぎこむ李興旺は、台湾有数の巨商であり、先祖は士林一番の金持ちであった。

李氏の邸宅は士林公会堂の隣に位置し、五百坪もある広い庭園に入ると、目の前に最初に現れるのは大きな丸い噴水池であった（一四四頁）。理想主義的な性格を持つ金池は、島都文化が激しく変化しているにもかかわらず、中上流家庭の結婚が相変わらず家父長によって決められていた時期<sup>(64)</sup>に、二人の運命的な女性と出会うことになる。彼と関わった二人のヒロインは、いずれも萬華の名家の出身で、一人は公職にある士紳陳太山の長女「陳鳳鶯」であり、一人は太平茶行を経営する巨商楊文聡の娘「楊秀惠」であった。鳳鶯は「萬華一の美人」と称され、台北第三高等女学校の出身で、毎日家で読書や裁縫をし、新聞、『国王』、『富士』、『主婦之友』などの大衆雑誌や長篇小説と映画を通して外部社会と接する現代の女性であ

り、秀恵は公学校を卒業した後、高等女学校に一年しか通わなかった断髪洋装の現代女性であり、上海のモダン女学生のように、女中に伴われて繁華街でショッピングを楽しんだりしていた。

「カフェー満洲」から家に帰ったその夜、金池は「恋愛至上論／恋愛結婚論」を唱えて媒酌人と父親に反抗し、陳家との婚約を断つた。翌日、彼は城隍祭の十万人の人ごみの中で、ある女性の足を踏み、その女性に一目惚れをしてしまう。台湾ではめったに見かけないそのファッショナブルな「台北の女性」に深く魅了され、初恋に落ちたのである。実は婚約を断った女性とは、一面識があり、その優雅さと教養の高さが深く金池の印象に残っていた鳳鶯であった。しかし、彼はそのことに気がつかず、一目惚れした秀恵と、台湾上流社会の習慣に沿って、「先に婚約、次にデート」という形でデートを始めた。金池は相手の浅薄、そして二人の価値観の齟齬に直ぐに気付くが、双方の家庭の体面を考慮し、やむを得ず苦々しい気持ちで婚約を果たした。婚礼のニュースは直ちに『台湾新民報』に掲載された。

一九三二年九月一日の同じ日、同じレストランで、二つの豪華な婚礼パレードが行われた。「中上層家庭の女性の結婚宿命論」を持つ鳳鶯も、総督府役人の紹介を通して、一度も会ったことのない花婿と神前結婚式を挙げ、大稻埕の米商郭西湖の家に嫁いだのである。不幸であったのは、結婚の一年後、李興旺夫婦と郭西湖父子の

乗った車が、悪天候のなか草山（現在の陽明山）の山道で衝突し、幽谷に墜落してしまったことである。鳳鶯の夫啓宗は一命をとりとめたが重傷で、他は全員死亡してしまった。これをきっかけに双方の家運は傾き、二組の若い夫婦の間にも軋轢が増していく。金池は連帯保証人であった亡父の巨額の賠償金を支払うため、家財の大部分を失った。彼は窮屈な現状から自分の未来を見つめ直し、先輩の世話で新聞社の記者になり、普通の中上層の給料を得たが、秀恵との亀裂は広がっていく。ある日の深夜、贅沢で不品行な妻に失望した金池は、毎日何度も往復する勅使街道を辿り、明治橋で自殺を図ろうとするが、そのとき偶然にも、同じく間違った結婚に苛まれ、橋の手摺を登って川に飛び込もうとする鳳鶯を救うことになった。<sup>(65)</sup>

自由恋愛と運命の糸が絡み合う紆余曲折を経て、金池が弱い鳳鶯の苦痛を聞いた瞬間、彼はようやくやく婚約に翻弄された事実を知る。名家出身の留学生青年が結婚をして子供を持ち、家財を失ってサラリーマンになり、最後に妻子と別れた。このような三年間を経た後、天意は必ずとあると考えていた金池は、自分が絶えず否定してきた台湾社会の遅れた建前の裏側に、また、新と旧、日本と台湾の間に、それ相応の倫理と秩序があったことを理解する。過去の自分は「実社会を遠く離れていた」ことを自覚し、鳳鶯を励ましながら、社会に融けこみたいという生への欲求が再び生まれ、自身の価値観を熟成させていった。

このように、『争へぬ運命』は結婚を切り口として、大学を出たばかりの若者が家父長制と個人主義との葛藤の中で社会化していく過程を描いている。島都の万象の描写以外に、地元士紳が没落していく社会現象をもとらえたものとなっている。大稻埕の米商郭家と土地に投資し財産を増殖した士林李家は、ともに跡継ぎの下手な経営によって傾いていく。大稻埕の茶商楊家は堅実で手際がよい長男が受け継いだため繁昌を保った。数多くの役職を務める萬華の陳家は現代の家風と伝統的な習慣をうまく取り入れているが、三人の娘以外に跡継ぎがない。士紳の家庭は婚姻の結びつきを通じて家業を固めるが、経済不況、複雑な新式商法、悪化する社会気風の中にあつて、第二世代は出世できず、あるいは留学を経て帰国しても島内の風習に耐えられず、家業を相続できなくなっていた。本土のエリートでさえも出世のチャンスに恵まれなかった当時、時代の試練に耐えられない士紳子弟は普通のサラリーマンになるほかなかった。「満洲事変の時代」に設定されたこの物語は、豪華絢爛な島都風景という外見とは裏腹に、暗い旋律を隠している。主人公の階級は下落し、「金童玉女」(美男美女カップル) 式の結婚も悲劇に終わった。これは恰も厳しい現実に耐え忍び、希望を求める次の時代を予告するかのようである。

#### 四、「時事進行式」の叙述と潜在的輿論

——本土の新聞小説と『台湾新民報』社説

呉三連がかつて指摘したように、『争へぬ運命』の執筆はある談話が発端となっている<sup>(66)</sup>。林焯焜は当初純文学としてこの小説を書くつもりはなく、学生時代から新聞小説を読みあさってきた「自分の今までの常識」で、「台湾を題材に、日本語による小説創作」を試みたのである<sup>(67)</sup>。長い間、日本の新聞小説に影響されてきた植民地の作家は、この外来の文学形式を台湾化するに当たってどのような視野と認識を持っていたのであろうか。小説の叙述はどのような特徴を持ち、そこにどのような社会観念を潜ませているのか。いずれも検討に値する問題である。前節において、島都の風俗を再現した場面のいくつかを紹介したが、本節ではその「市民的」大衆小説の意図、独特の「時事進行式」の叙述方法を考察することにより、島都の描写と満洲事変との関わり及び通俗的恋愛を超えた奥深い内容について検討する。

小説は、台湾人が住む主な台北市市街の産業の伝統と士紳の特徴に触れ、日本経済が低迷する中であつて、内地を第一にして植民地の利益を犠牲にする政策、台湾本土の資産階級が日増しに衰退していく苦境を描写している。筆者は筆の赴くところ、複雑な運命と縁のほか、目まぐるしく変化する国際情勢、満洲事変がもたらした

戦雲、緊張を増す日米関係とそれに影響された台湾の金融、貿易、農業、市民生活などのすべてが間接的に、都市に住むこの中上層の青年男女の運命を左右していることを示している。島都の流行を描き、社会現象にも触れ、フィクションに富む物語の中に社会問題に関する著者の議論を組み入れ、「教えるよりも楽しむ」という叙述の形式は、ロマンチズムと風俗史を兼ねる日本の大衆小説の特徴と類似している。しかし、新世代の恋愛、「考現学」的な都市風俗、新旧世代の士紳群像、『台湾新民報』の記事主張と符合させ、市民性と時事感覚の創出にウエイトを置いたことは林焯焜の独創であり、それこそが日本の新聞小説を台湾化する試みでもあった。

一九二〇年代には、台湾人による新聞は台湾では発行が制限されていたため、『台湾新民報』はまず東京で創刊され、少なからざる困難を乗り越えて、一九二七年末から台湾で発行するようになり、一九三二年四月には日刊の発行許可を得た。<sup>(68)</sup>同年四月一日に掲載された社説「衆望の日刊が誕生する」には、「長年にわたる台湾人本位の日刊新聞の問題がこれで明白に解決した。わが島の言論界にとって、画期的な新時期となり、台湾の前途のために喜びを申し上げたい」、「本新聞は啓蒙時代に奮闘し、努力を尽くしたが、今は陣営を一新し、日刊という最高のレベルに堂々と邁進し、各方面において画期的な飛躍を演じていく」と興奮した心情が記されている。『台湾新民報』は毎日三万部発行され、台湾のメディアとして「時

代を画する」発展を実現し、本土の日本語新聞にも載る小説の登場を可能にした。

『争へぬ運命』が描写した豊かな社会的現実を見ると、作者の社会に対する観察力は鋭く、新聞小説と単行本小説との根本的差異をふまえ、時代の発展とともに読者大衆の実感と読書の趣味に訴えるべく、とりわけ特定の属性を持つ台湾読者のニーズをいかに満たすかを、作家林焯焜がよくわきまえていたことが分かる。台湾人本位の新聞において新聞小説ブームを切り開くことは、決して作者個人の関心にはとどまらず、様々な経営戦略を試みようとする台湾新民報社の関心でもあった。言い換えれば、台湾人新聞の飛躍的な発展が、さらに東京から台北に転勤して編集総務と論説委員を担当し、林焯焜と親しく付き合っていた呉三連が、台湾人的な特色を持つ小説を構想する段階で、林焯焜に一定の影響を与えた可能性がある。

『争へぬ運命』は、『台湾新民報』が日刊として発行され始めてから最初に掲載された新聞小説である。連載が終わると新聞社は単行本を出版し、著名な画家塩月桃甫が表紙と装丁を担当した。単行本が上梓された時、呉三連は謝辞において、「この小説の文章、筋そこに現はれた思想等に対し相当議論もある」と述べている。林焯焜も連載中にわざと事実と事実と反するような場面を交え、読者の注目を引こうとした事実と触れた。林焯焜は次のように書いている。「小生は、作者としてではなく、一台湾人として全台湾の同胞に云ひた

いことがある。それは何かと申しますと、もうすこし、台湾人は全  
てのことに関心を持って欲しいということである。その訳は、約百  
七十回もかきつけ、七箇月間も費したこの台湾で始めての新聞連  
載長編小説に対して、批判的投書がなかったことである。実に残念  
である。小生はわざと、城隍爺祭や芸者女郎の提灯をもった。台湾  
人の無自覚を罵倒した。しかしこれに憤慨し、小生の不見識を詰問  
するものがなかった。この調子では、台湾の文化は永久に発達する  
見込がないと云つてい、。お願です。今後、誰の作が載るか分らな  
いが、もう少し作者を励まし、刺戟を与へて欲しいものである。小  
説のみでなくて、全ての事柄についても関心を持って欲しい。<sup>71</sup>こ  
こで「提灯をもった」というのは、この年の城隍爺祭を例にすれ  
ば、『争へぬ運命』の「鞋印」という一節で祭り当日のインテリた  
ちの対話を借りて、祭典の贅沢は経済の発展に寄与するとの議論を  
展開したことである。しかし『台湾新民報』は一貫して反迷信、陋  
習批判の立場を堅持し、当日の社説においても「例年の旧暦五月十  
三日の大稻埕の「迎城隍」は賑やかで、田舎から多数の男女が集  
まってくる。少し貧しい者は物品を抵当に入れ、接待用に資する。  
更に抵当に入れる物がない貧しい者は、戸締りをして親戚友人の来  
訪を避けるしかないようである」と批判している。<sup>72</sup>

林焯焜は一方で「新民報の数万の読者諸賢」に感謝を表し、『争  
へぬ運命』は「台湾における最初の新聞連載長編小説」であると自

認し、<sup>73</sup>後に掲載される作品に対する読者の関心を呼びかけた。つま  
り、作家は台湾新聞小説と文学史におけるこの小説の意義を十分に  
認識していた。故に『争へぬ運命』を特殊な時期に書いた創作の動  
機は、決してただの「笑談」にとどまるものではない。日本語に通  
じた階層に優れた小説を提供することは、台湾本土の日本語新聞小  
説が成立するための要件である。大衆に受け入れられやすかったの  
は、市民向けの「大衆小説」、特に物語の時間、空間、人物、事件  
において実感を持つことができる作品であった。一九三〇年代初頭  
において日本語に通じていた階層は、公学校の高学年、中学校、高  
等女学校、高等学校、専門学校、大学、大学以上、そして自学と夜  
間学校を通して日本語読解能力を身につけた人たちであった。物語  
の内容を見ると分かるが、『争へぬ運命』の舞台、題材、人物、ス  
トーリー、プロットなどの選択と設定は、すべて潜在する読者と、  
その読者の期待に応えようとする作家の細心の気配りと確信のあら  
われである。例えば「父女情深」という一節では、小説や新聞小説  
に関する陳太山と鳳鶯の対話を通して、「小説を読む」ことで女性  
は各方面での生活常識を増やし、時事の動向を知ることができる  
読者に説いている。

林焯焜の大衆小説の特徴には、以下のような優れた点がある。第  
一に、物語の舞台を全台湾の読者の期待がもつとも高い場所——  
真っ先に新しい気風を導入し、近代化が速やかで、目まぐるしく変

転するモダン都市台北——に設定したこと。第二に、島都の中上階層の日常生活、この階層の消費需要を満たすために発展したサービスマスとその従業者を通して、市街風景を描写し、市民生活と流行の話題をキャッチし、島都の風情を具象化し、先端的な場所及び島都空間のリアルさを創出したこと。第三に、上流家庭の富裕な暮らしとロマンチックな恋愛を題材にとりあげて、読者の驚嘆と幻想を呼んだこと。第四に、潜在的な読者のために、官吏、士紳、ホワイトカラー、商人、記者、大学生、女学生といった多彩な人物を設定し、都市における話題の焦点であり、都市の情報をいち速く伝達するサービスマスの女性——芸者、女給、ダンサー等——にまで触れていること。以上の設定により、『争へぬ運命』は男女を問わず社会の中堅あるいは青年読者の興味を呼び、島都の都市生活をともに享受する市民読者の読書と雑談を市民の共通の話題作として再生産した。当時、新興都市台北の市街を散策する読者たちが、自分たちの島都がつぶさに描かれた初めての小説を手に取り、その中に自分の姿を重ねて、愉快な微笑みを浮かべたことは想像に難くない。

想定される読者の興味と実感を呼び起こした他に、この小説は、帝国の経済圏、文化圏、消費圏というネットワークにおける重要都市に駆け登っていった台北の特質を見事に反映している。例えば、「縁破前兆」には、陳太山が、日系新聞において外来語が氾濫し、読解困難になっている状況を批判し、「……君、全日本国内、及び

満洲、大連、華南、南洋方面に渡つて、儂のやうな考を持つてゐる人が、かりに、十万人あるとする。確にその位はあると思ふが。さうなると、その新聞社は、毎月十万円だけ、利益が少なくなりやしないかと思ふよ」(七九頁)と云う。この発言から、満洲事変後の台湾中上層が、すでに台、満、華南、南洋等を言語、消費、情報に分ち合う一つの経済圏と見なしていたことが分かる。もう一つ例を挙げれば、作者は「新館」で上映された映画『七つの海』(二九頁)と『海燕』(二六八頁)を取り上げている。『七つの海』は犯罪実録小説を書いて女性読者の歓迎を受けた牧逸馬の連載小説を映画化した作品であり、『海燕』は小島政二郎の作品で、同じく『朝日新聞』に連載され、人気を得た大衆小説である。二つの作品はそれぞれ一九三二年三月三十一日、一〇月二二日に初めて台湾で上映された。『台湾日日新報』文芸欄は、上映当日にあらすじ、キャスト、写真を載せて宣伝した。<sup>24)</sup> 帝国内の主要都市で上映された日本の無声映画は、台湾の日本人と少数の台湾中上層に対して、ほぼ同じ時期に内地の最先端の視覚的娯楽を提供したのである。三つ目に、全日本に漲っていた野球ブームに影響され、台湾でも野球試合が開始されたことも、また注目される。一九三三年一月、日本から遠征してきた「法政大学チーム」と台北電信局「CBチーム」の圓山野球場における決戦は、台北放送局により生中継され、また新聞でも報道された。試合は法政大学が二勝一敗で勝利した。<sup>25)</sup> 『争へぬ

運命』の中で金池、友三、カフエー満洲の女給静子の三人が観戦に出かけた実業団野球試合は、地元台湾の「CBチーム」が一敗した後一勝するというシーソーゲームで、観客を狂乱させた試合である（四五九頁）。

商業の場で活躍する林焯焜は、豊かな社会経験と時事に対する感覚の鋭さを發揮し、物語の中でも時事問題にしばしば触れ、『台湾新民報』の社説と呼応させている。この手法は「時事進行式」の叙述モデルとなっている。これは「この小説の文章、筋そこに現はれた思想等に対し相当議論もあるう」という呉三連の発言を裏付けている。議論に値する議題を小説の前面に出すことを意図しており、更に言えば、これは作家が「台湾を題材に、日本語で小説を書く」ことを実践するための手段でもあった。林焯焜の「時事進行式」の叙述方式は、すなわち登場人物の時事に対する議論を通して、恋愛や感情、青年の社会化というテーマからより広いテーマへと拡大していき、国際情勢や台湾の社会議論に言及し、それを『台湾新民報』の時論に符合させ、を通して満洲事変がもたらした東アジア社会の変化と同時代の台湾植民地社会の問題点を描くものであった。その中でも重要な問題であった知識青年の進路、台湾米穀の移出問題、農村救済などについて、実例を挙げて説明していく。

まず、知識青年の進路に関していえば、小説の第一、二、三、五回において、台湾知識人の就職難について触れている。この問題に

ついでには、小説が掲載される一カ月前の『台湾新民報』の社説「須考慮臺灣青年的進路」（「台湾青年の進路を考慮せよ」）が、状況を厳しく批判していた。この社説は、田健次郎総督以外のこれまでの総督は、「すべて内地人本位であり、台湾青年の進路を顧みない」ので、「台湾人青年が国家と社会に貢献するため、東都に留学し、莫大な金銭を投入しても、台湾に帰ると高級な遊民になってしまう（検閲によりこの後三行ほど削除されている）。台湾において才能を生かす場所がないため、海外に進出しようとするのも無理がない」と批判したのである。

次に、台湾米穀の移出制限と米穀統制に関しては、「父女情深」の回で、公職にある土紳陳太山が総督府の特産課日本人課長に窮状を訴える場面が描かれている。職務報告のために東京に戻った課長は中央政府に、台湾米穀移出制限が台湾の小地主にひどい影響を及ぼしていることを訴えた（二六八頁）。一九三二年五月に実施された台湾米の日本移出制限は台湾の経済と農民の利益に直接打撃を与え、三〇年代前半期における台湾植民地政策の最大の争点となった。この問題については六月一三日に初めて『台湾新民報』が報道し、社説は「前月、農林省は内地農村の疲弊を救うため、植民地米の移出制限を計画した。この計画が伝わると台湾と朝鮮の住民はパニックを起こし、自身の死活に関わる問題であると抗議した。台湾と朝鮮の各当局も同感の意を示して反対したため、農林省はこの案が実

行不可能であると判断し、移入制限から移入統制へと改めた」と伝えている。<sup>77</sup> その後の関係社説は年間十数本に及び、一九三五年まで続いた。議論が数年にわたったことは、問題の深刻さを物語っている。<sup>78</sup>

『争へぬ運命』が書かれた一九三二年の關係社説を取り出してみると、政策の分析に重点が置かれており、内地農村を救済するため植民地を犠牲にする政府の行為、移出制限と米価調節などの措置は台湾農村の疲弊を深刻化させている、と批判している。<sup>79</sup> 同時に、反対運動を鼓吹し、「米穀経済を生命線」とする台湾は、外に向けては同じ状況下にある朝鮮と連合戦線を結び、共同して植民地に対する農林省の差別措置に反対し、内に向けては反対宣言を発表する他、組織的な運動を企画し、「台湾各界の民衆を糾合し、内外の輿論を喚起し、要人を訪問し、代表を上京派遣させたりするなどの手段を用いて所期の目的を達成しなければならぬ」と主張した。また、七月一七日には「台北米穀商組合」が全島の各街庄長を招いて全島大会を開催し、反対宣言を行った。同年夏には全台湾の「台湾米移入制限反対同盟会」の上京請願や対策研究会の開催についても、多数報道されている。<sup>80</sup>

『争へぬ運命』は、台湾米移出と統制問題については軽く触れているだけであるが、登場人物の議論を通して、一連の政策が台湾社会の高度な関心を呼び、島内の士紳が奔走し、総督府の役人と連絡

を取りながら内地と台湾の間を斡旋する様子を描いている。この台湾米移出統制という便宜策は、実は二〇年代後期日本の経済危機の際の応急措置の一つであり、台湾の米農と茶農の困窮、茶商の苦境、農村の疲弊、経済の萎縮、物価の高騰、農村の救済などの問題と深く関わっていた。小説の第一回「西北雨」には、経済不況で銀行と米商が困窮している様子が描かれ、「赴宴」という回では台北最大のレストラン「江山楼」に閑古鳥が鳴く状況が描かれ、登場人物に「何処もおなじ秋の夕ぐれさ。何処でも、悲鳴をあげてるんですよ」と嘆かせている。また、「宿命」においては、数百名の「検茶女工」を抱える「太平茶行」の若い主人楊萬居と金池の対話を通して、「今の茶況で、父は大分心を痛めてるたんですよ」、「茶農あたりでは、随分悲惨だといふぢやないですか」という状況が書かれている。

「さうですね。今の茶況は、ずいぶん悪いらしいですね。殊に、茶農あたりでは、随分悲惨だといふぢやないですか。」（金池―筆者注）

「全く、お話になりません。何しろ、価格は以前の、三分の一しかないし、収穫は以前の二分の一しかありませんので、到底、吾々の想像の及ばぬ苦境にあつてゐるのです。」（楊萬居―筆者注）

「さうですね。内地では、農村救済つて、やかましく云つて  
りますが、台湾の農村も、少々頭に入れて貰ひたいね、此際  
……」

(中略)

「ですから、私達は数代にわたつてこの商売をやつて来まし  
たが、昨今年のやうに苦しい目にあつたことはありません。労  
多くして功少いといふ形です。」(一八六一―一八七頁)

台湾米の日本移出の議論に続いて、農村の疲弊と農村の救済も  
『台湾新民報』の社説が一九三二年にもっとも注目したテーマであ  
る。<sup>83</sup> 六月一〇日の社説では、台湾農会は官庁の付属機関であるた  
め、農民の利益を主とする反対組織を別に作つて、農村救済の組織  
的な運動に取り組む必要がある、と主張した。<sup>84</sup> 六月二三日の社説で  
は、まず台湾北部の茶農の惨状を述べ、「台湾北部の茶農は世界経  
済恐慌の影響を受け、極端な安値で採算が取れない。中南部の米は  
先日の大雨で減収になりそうである。台南州の特産である薩摩芋は  
長雨で腐ってしまった。過去を顧みずとも、現在悲劇が演じられつ  
つあり、食べることができず、子を売つて飢えと納税にあてる例は  
数多い。台湾農村の悲劇は、内地よりもひどい状態になっている  
(後略)<sup>85</sup>」と悲惨な現状を紹介している。続いて、日本の農村の惨状  
について内地新聞は多く報道し、議会も救済を声高に唱えている

が、台湾にはこのような輿論がなく、台湾の惨状については全く注  
目されていない。更には総督府の役人は「農村救済予算会議」にお  
いて、台湾農村を救済する必要はないと発言したと批判した。<sup>86</sup> 「内  
地延長」、「共存共栄」の精神に背くこの政策に対しては、「われわ  
れは植民地の農民大衆のために奮起し、生活の権利を擁護し、農村  
救済は内地に止まらず、台湾に対しても同様な救済策で救済を行う  
べきである」と主張した。

前述したように、『争へぬ運命』は一九三二年六月中に書き始め  
られ、ストーリーは経済危機が世界を席卷し、満洲事変、上海事件  
が日本経済の不況をさらに助長した時期に設定されている。不景気  
の時代にあつては、島都の繁栄は特定階層が享受しているに過ぎな  
い。作者は時事描のさりげない筆致で社会内部の問題を指摘し、  
同時に当時の台湾植民地社会においてももっとも影響が大きく論争の  
焦点になった問題も導入している。満洲国の精神スローガンの一つ  
である「共存共栄」も、またたく間に植民地政策の批判用語に流用  
された。作者はこのように輿論が盛り上がった時事問題について詳  
しい描写をしていないが、『台湾新民報』論説委員呉三連の社説  
が、影のようにストーリーの中に散りばめられている。軽く言及さ  
れるにすぎない社会議論が、婚約の奇談と燈紅の享楽の間に挟ま  
れ、情愛の物語、島都の記述とは異なる暗いメロデーを奏でてい  
る。

『台湾新民報』の読者は、この新聞小説を読んだだけではなく、当然他の紙面に載せられた社説あるいは社会記事も読んだはずである。小説は見えつ隠れつ社説や社会記事と呼応し、相互に「間テクスト」(intertext) 効果を果たした。はかない個人の運命以外に、ひっきりなしに変化する植民地社会の矛盾と、満洲事変という時代背景の要素もその中に働いている。新聞の社説と社会記事は情報と背景的な知識を補充し、小説『争へぬ運命』で深く論じられることなかった社会問題について、読者に連想、理解できる共通基盤を提供した。発表の場である「台湾人新聞」と、小説の内容である「島都記述」は、互いに補完し、想像し合う脈絡になる。つまり、小説に言及された社会時事が、掲載された新聞の批判的な言論の役割を想起させてくれる。『争へぬ運命』の「綿の中に針を隠す」ような「潜在輿論」の効用は、満洲問題において、もっとも力を発揮した。次に、「事変の無意識」と「満洲輿論の間テクスト性」という二つの角度から検討していく。

まず、小説を書いた当時の作者は「事変に対して無意識」であったという現象について検討する。田中内閣は皇姑屯事件及び東北易幟問題の処理が不適切であったため、下野した。濱口内閣の「金輸出禁止の解除」、「台湾米穀移出制限及び米穀統制」は植民地の特産品の移出に致命的な打撃を与えた。齊藤内閣は満洲国の独立を承認し、日満議定書を締結、国際連盟を脱退するなどの外交上の問題を

実現した。小説は、田中義一(一九二七・四・二〇—一九二九・七・一)、濱口雄幸(一九二九・七・二—一九三二・四・一四)、齊藤実(一九三三・五・二六—一九三四・七・八)内閣の更迭を追跡することを通して、満洲問題を提示し、重大時事を描き、「満洲事変の時代」という雰囲気醸し出している<sup>88)</sup>。

しかしながら、時事性を重視しているはずの小説であるが、ある時系列に対して大きな間違いを犯している。物語の始まりは一九三二年六月に設定されており、時系列的には主人公の三年間の人生起伏が述べられてゆくが、終わりの時期は一九三三年春になっていく。すなわち、一九三五年春に終わるはずの小説が、作家の勘違いから一九三三年の春で止まってしまったのである。実際、物語の間は前へ進むことが出来ていない。一九三三年の春は小説の執筆、連載が完結する実際の時間である。換言するならば、実際の執筆時間より未来に起こることを書く不合理を避けるためには、物語の開始時間は二年前へと遡り、一九三〇年六月に設定される必要がある。この小説の展開を見れば、作者は小説の第一回でストーリーの開始時間を濱口内閣の金輸出解禁による台湾金融界の混乱、すなわち経済を学んで初めて社会人になった作者にとって印象深かった事件の起こった時に設定したかったようである。これを小説の時間的起点にするのならば、前記のミスも起こらなかつたはずだが、結局作家は一九三二年という時間を選んだ。このミスから分かるのは、

満洲国の成立、謝介石の外交部総長への任命、リットン報告書、国際連盟調査団、満洲国承認問題などの一連の問題が作家の注意を引き付け、その創作に一定の影響を及ぼしたということである。

筆者の考えるところでは、満洲国建国がもたらした衝撃がそれほど大きなものでなかったならば、それに影響されてもとの構想を変更することはなかったであろう。しかし新聞小説のスタイルを取り、満洲事変を「前景」ではなく「背景」にして、新人作家として無意識的に時間、事件、概念を倒錯する小さなミスを犯してしまった。作家林煇焜がどれほど「満洲事変」、「満洲国建国」、「国際連盟処置」などの時事に衝撃を受けたかを窺わせてくれる。満洲事変を島都の記述と結びつける実験を行った新聞小説に時間的錯誤が見えるところに、満洲事変が台湾人の社会意識の中にどれほど浸透していたかがよく証されている。

次に、小説の中の満洲という素材と、台湾人新聞の満洲輿論との間テクスト性を論じてみたい。満洲事変発生当初、『台湾新民報』は「満洲事変」のことを主に「九一八事変」と称していたが、後に次第に「満洲事変」という言葉に転換していった。「満洲国」成立の前、この新聞は中国の民生面において日本商品排斥や各地の抗日活動といった「排日」、「抗日」情報を頻繁に載せていた。それ以外にも、主に以下の問題に注目していた。事変が日本の孤立を招き、日本の輸出経済に打撃を与えたこと、事変の進行に関する国際連盟

の調査と関係意見の発表、「満洲国」成立後に日本側が持ち出した「王道楽土」、「五族協和」という概念が内地の「満蒙熱」を引き起こし、多くの日本青年が満洲に駆け込んだ現象などである。『台湾新民報』が一九三二年四月に日刊の発刊許可を得た時に掲載された祝辞の多くは、中国の情報を多数掲載し、もっと公正な中国情報がほしい、との希望を述べている。そして、一九三二年九月の「満洲国独立一周年記念日」後の社説を比較すれば、『台湾日日新報』における満洲言論との差異は一目瞭然である。

去年九月十八日の夜半に、満鉄線路で日中の軍隊の衝突が勃発して以降、わずか一年のうちに、満洲、上海の二大事変が起り、満洲国独立の情勢に至った。これは長年の日中両国間の情勢による必然的な結果であるが、具体的には描速にことを運んだ形跡があり、多少不自然な形になっている。しかし、形はどうであれ、外の人がどう認識するにせよ、日本が正式に満洲国の独立を承認する時期はここ三四日以内に迫っている。(中略)中国方面を見てみると、満洲独立の問題に対し、極めて沈痛かつ憤慨したが、今日の情勢に限って言えば、仕方がないというべきであろう。このやむをえない状態を抜け出せない時代に、日中の対立は目の前を過ぎさった幻影の如くである。<sup>89)</sup>

『争へぬ運命』という物語の時間と現実の時間は極めて近く、一九三二年七月以降、両者は完全に重なっている。物語の中の満洲描写は満洲国建国後の情勢変化に直接重ねられており、作中人物もリットン報告書、国際連盟理事会の満洲国処置に関する『台湾新民報』の社説を読んでいるかに見える。例えば「父女情深」という回は新聞に頻繁に載せられた国際連盟調査団の状況及び一部の煽動的な言葉が、戦雲が近づいているという感を民衆に抱かせたことを示している。

「ねえ、お父さん、日本と米国は戦争するか知ら？」

「解らんね。」

「リットン報告書ぐらゐで戦争が始まれば、大分つまらないわね。今日の新聞ぢや、日本も大分覚悟してゐるつて書いてるが……。」(二六六頁)

小説中ではわずかに二行であるが、『台湾新民報』ではリットンの報告書をすべて中国語に訳し、日本に対する国際連盟の疑念も詳しく紹介したため、その影響力は決して小さくなかった。

満洲に対する認識について、多くの中国人移民が満洲の所有を決定するのであれば、過去の二十五年間は中国領土であったこと

とは各国に公認されている。しかし、この間、この地域における日本の特殊権益が次第に拡大し、中国の国権回復と対立している。故に両国の衝突は当然の帰結であり、遂に去年九月十八日の夜の日本軍による行動に至った。それでもこれは正当な自衛手段だとは認められず、錦州爆撃に至っては非正当云々と言われた。<sup>90)</sup>

国際連盟理事会が満洲国の処置問題をどのように決議するかは、日本経済と台湾経済の景気に多大な影響を及ぼすことから、小説の中でも企業家と知識階層が会った時には必ず議論される話題であった。「萬居は、金池と二人で、ゼネバにおける聯盟の空気や、満洲の将来や、日本の景気等々を喋りつゞけてゐた」(四一四頁)と書かれているが、この会議が一九三二年一月に開催された時、『台湾新民報』の社説も、日本代表がパリを經由してジュネーブに到着し、満洲国が不承認となった時、日本が国際連盟脱退を宣言したことに<sup>91)</sup>ついて、紹介・分析している。

総じて言えば、『台湾日日新報』が満洲国、満洲事変記念日を喧伝した際、台湾本土の新聞『台湾新民報』とそこに連載された最初の新聞小説は社説と小説の間テクスト性を利用し、彼らの目に映った異なる光景と意味を持つ「満洲事変」を描いた。クローズアップの程度と使った紙面の多寡で区分してみるならば、『争へぬ運命』

は世俗的な男女の恋愛と結婚を重点および表層としてまぶしい鳥都の風情を描いたものであるが、これを掘り下げると、根底には満洲問題及びこれに関連する台湾社会、経済の苦境と植民政策の議論があった。国際的に注目され、台湾メディアが関心を寄せた満洲問題はさりげない筆致で触れられているにすぎないが、しかし、その後には隠されたように見える満洲言説こそが、この作品の批判言説が成り立つ核心なのである。

## 結 論

満洲国は独立国家を称したが、国際連盟からは承認されなかった。日本の操縦を受けながらも、台湾、朝鮮という二大植民地とは異なる政体が行われた。このような準植民地と半国家の間に位置する曖昧な政権が現れたことは、脱亜、興亜と東方文明論の上に膨れ上がった日本帝国主義に、さらに多くの地理的な資源と地域拓殖の想像を与えた。

満洲事変関係の報道、満洲事変記念日活動は「事変の内在化」を促進し、台湾人が次第に満洲という知られざる他者へ近づいていった重要な過程である。毎年行われた記念の日、記念の夕、北大宮模倣戦、台湾攻撃対応演習などを通じて、満洲事変は外地新聞の報道から島民の年中行事と日常的な身体体験へと浸透し、日／満／台の共通事件となっていた。南方の基地として帝国防衛システムの一

環である、という台湾の役割は、島民の国防観と帝国への一体感という観念の普及により、ようやく具体化されるに至ったのである。

祝日化した満洲事変記念日の記念活動は、正に概念、感情、身体経験の普遍化、共通化に重要な役割を發揮した。そしてそれは一九三六年に武官総督制が復活した後の小林総督の「南進」政策、ないしは一九四〇年代の台湾人志願兵ブームの出現に一定の社会的基礎を作り上げた。台湾における満洲を題材とする小説は、正にこのような時代に生まれてきた。遙かなる満洲は、「満洲事変記念日」によって次第に都市台北に内在化され、鳥都を舞台とする小説の中で、作品の素材として使われたのである。

『台湾新民報』は日刊発行の許可を得た後、「新聞小説」というジャンルを重視し、掲載した最初の作品『争へぬ運命』を連載終結後、即座に刊行・販売した。新聞社の編集責任者と作家は、新聞小説という場を借りて、新聞の言論に対する読者の注意と反応を呼び起こし、台湾人のメディアと社会問題に対する関心が喚起されることを期待した。その小説は、満洲事変以降の国際情勢と島内の議論を背景に、革命と宿命という二種の態度で結婚に臨んだ男女の主人公の「殊途同帰」（違う道だが同じ目的地）の運命を描いた。素人作家の手になったとはいえ、この小説は起伏に富み、ドラマチックで、豊富な時代情報を伝えている。輿論形成の焦点である日刊新聞の「社説」との間テクニクスの関係を通して、台湾最初の日本語新聞

小説はモダン都市の情愛物語に特殊な社会批判の言説を組み込み、日刊新聞を、隠れた言説が生成する場としたのである。この新聞小説が、深層の言説を浮かび上がらせた基本条件は以下の二点である。第一は『台湾新民報』が「台湾の代弁者」であるという輿論の信用性及び新聞小説の重視であり、第二は満洲事変後にさらに悪化した日本経済及び日本の農村のみに目を向ける米穀移出統制、農村救済などの措置に現れた植民地差別政策に対する台湾の輿論であった。

『争へぬ運命』は新聞小説の特徴を生かし、当時台湾の輿論がもつとも関心を持った二大問題——モダンな島都と台湾社会経済の苦境を、巧みに結びつけた。表象的な都市生活と恋愛結婚を表層とし、世界的な経済危機及び日本の対中戦争の影響が及ぼした植民地の産業と民衆生活の困窮を点描し、深層に満洲事変後の植民地都市の抱える暗雲を巧みにクローズアップしている。このようにしてこの作家は、台湾最初の日本語新聞小説の試作を完成したのみならず、台湾新聞紙上における新しい通俗小説ブームをも切り開いたのである。

## 注

- (1) 趙東輝「九一八事変與偽滿洲国成立」、東北淪陷十四年史総編室・日本殖民地文化研究会編『偽滿洲国真相』北京、社会科学文献出版社、二〇一〇年一月、一四—一九頁。
- (2) 一九三〇年代の十年間の『台湾新民報』（台湾人により創刊された新聞）はよく保存されておらず、保存状態がよい復刻原本には一九二〇年代の創刊から一九三二年四月九日までの部分しか収録されていない。それ以降一九四〇年一月一日までは、以下の部分を除いてすべて散逸した。個人の寄贈により幸運にも残された部分はすべてデジタル化され、以下の二つがある。一、中島利郎寄贈の「一九三三台湾新民報」（台南、国立台湾文学館出版、一九三三／五／二—二／三〇）、二、楊肇嘉寄贈、李承機主編『六然居存日刊臺灣新民報社説輯録 一九三三—三五』及び『日刊台湾新民報創始初期 一九三三・四・一五—五・三一』（台南、国立台湾歴史博物館）。『台湾新民報』は一九三三—一九三五年に所在が限られており、中断があつたため、この新聞に掲載された満洲事変記念日、承認記念日に関する報道は一九三三年以外の部分を知るすべがない。
- (3) 「満洲戦雲及岌果然開戦、北大營華兵襲我守備隊、我軍應戰占北大營一部」『台湾日日新報』一九三二年九月二〇日、夕刊第四面、漢文版。
- (4) 台湾軍司令部「満洲事変の原因」『台湾日日新報』一九三一年一〇月四日、夕刊第二面。台湾の民衆に台湾軍司令部の発言を知らせるため、同じ文章が中国語に訳されて、『台湾日日新報』（一九三二年一〇月四日、五日の朝刊、夕刊の第四版、漢文版）に掲載された。なお、本論において引用する日本語文献は新字体を基本とし、ルビを省略した。句読点のない場

合は適宜付した。引用する中国語資料の翻訳はすべて訳者によるものである。

- (5) 「台日漫画」「台湾日日新報」一九三二年一〇月五日、朝刊第四面。
- (6) 「満洲事變不觸條約、政府闡明主旨于中外」「台湾日日新報」一九三二年一〇月二〇日、夕刊第四面、漢文版。
- (7) 「満洲事變、臺灣無影響、総督在神戸談」「台湾日日新報」一九三二年一二月五日、夕刊第四面、漢文版。この報道にある「本国」は中国を指す。
- (8) 蘆溝橋事件は現在日中戦争と称される場合が多い。当時、中国側は七事変と称し、日本側は日支事変と称した。
- (9) 一九三〇年代前期、『台湾日日新報』朝刊は八面あり、第八面のみが漢文であった。夕刊は四面であり、最後の第四面のみが漢文であった。
- (10) 「満洲事變畫報」「台湾日日新報」一九三一年一二月五日、朝刊第四面、漢文版。
- (11) 「最も期待される上海事件の映画、満洲事変其它の映画と共に、今夕二ヶ所で公開」「台湾日日新報」一九三二年二月一七日、夕刊第二面。
- (12) 「台湾日日新報」一九三三年九月一八日、朝刊第五面。
- (13) 一九三三年の『台湾日日新報』を例にとれば、以下の関係記事あるいは談話が載せられている。一九三三年三月二五日から三回にわたって殖産局の「南の生命線」、一九三三年六月一七日に台北州知事の「南方の第一線」、一九三三年九月四日に台北市大稻埕青年団長陳清波の「時局は南方!」、一九三三年一月二八日に杉村公使が帰国し、門司で内地のメディアに「日本の生命線は南方に移った、満洲は最早心配はいらぬ」と表

明、一九三四年一月一日に台湾歩兵団第二連隊長の「台湾は帝国南方国防上の第一線、島民は其覚悟が必要」などである。

- (14) 「満洲事變記念日、訓練航空諸施設、全島實施各種行事」「台湾日日新報」一九三六年八月二五日、朝刊第一二面、漢文版。
- (15) 「満洲事変五周年を迎へて、輝く南方生命線、台北市並に地区防衛団、けふ厳かに結団」「台湾日日新報」一九三六年九月一日、夕刊第二面。
- (16) 「満洲事変より、支那事変へ」「台湾日日新報」一九三六年九月一八、一九、二〇日、朝刊第四面。
- (17) 例えば「満洲事変にも出征した勇士、安倍上等兵、名譽の戦死」「満洲事変にも、大活躍、早坂光一伍長」「台湾日日新報」一九三七年一〇月三〇日、夕刊第二面。
- (18) 「戦勝を祈願、満洲事変記念日に」「台湾日日新報」一九三七年九月二〇日、朝刊第五面。
- (19) 「我駐日大使館舉開 満洲事變紀念及承認祝賀會」(濱江日報) 一九四一年九月八日、第一面)、「追憶意義深遠之満洲事變 郷軍勇士演習攻防戦」(濱江日報) 一九四一年九月二〇日、第二面)を参照。
- (20) 「満洲事変十周年の思ひ出」「満洲事変の真の意義」という二つの特集は、『台湾日日新報』(一九四一年九月一四―二〇日と一八―二一日)に連載された。
- (21) 関係報道は『台湾日日新報』(一九四二年九月一五日、朝刊第一面)を参照。
- (22) 「満洲事変の世界史的意義、森部務長総官代理談」『台湾日日新報』一

- 九四二年九月一八日、朝刊第一面。
- (23) 「満洲事変十一周年記念日、盟邦の伸展を慶祝、挙島・必勝の決意更に新た」『台湾日日新報』一九四二年九月一九日、夕刊第二面。
- (24) 「満洲国も緬甸承認」『台湾日日新報』一九四三年八月三日、夕刊第一面。「満洲建国十一星霜、十五日独立の承認記念日」『台湾日日新報』一九四三年九月一三日、朝刊第一面。
- (25) 「満洲国承認、十一周年」『台湾日日新報』一九四三年九月一五日、朝刊第二面。
- (26) 在郷軍人会は台湾では「郷軍台湾支部」と略称し、当時の台湾メディアは「在郷軍人分会」あるいは「郷軍」と称していた。在郷軍人とは普段それぞれの職業につき、国家の必要に応じて召集される予備役、退役あるいは後備役軍人のことである。一九四二年に陸軍特別志願兵制度が正式に実施されるまで、台湾人は服役の資格を持たなかったため、台湾の在郷軍人はすべて在台北日本人であった。
- (27) 「支那、九月十八日を、国難記念日に指定、全国的排日運動の懸念濃厚」『台湾日日新報』一九三三年九月一〇日、朝刊第七面。
- (28) 「全国民が一斉に、一分間の黙祷を捧ぐ、支那事変記念日を実施」『台湾日日新報』一九三三年六月六日、夕刊第二面。
- (29) 中国側は太平洋戦争の導火線を「珍珠港事変」と称する。当時の台湾メディアは日本の呼び名に従い、「真珠湾奇襲、空襲、強襲」などと称する。
- (30) 一九三三年を例にとれば、『台湾新民報』（九月一八、一九日）は齊藤首相及び荒木陸相の談話のみを掲載し、慰霊祭も台北、高雄、新竹という
- 三つの都市を中心に紹介しただけである。文章は短く、紙面の左上あるいは左下など副次的で、重要ではない場所に置かれた。『台湾新民報』（一九三三年九月一八日、第七面、九月一九日、第五面）を参照。
- (31) 「満洲事変一周年、計畫警備演習講演、参加人員五百余名」『台湾日日新報』一九三三年九月七日、朝刊第八面、漢文版。
- (32) 「満洲事変紀念行事、大舉慰霊祭」（一九三三年九月一七日、朝刊第八面、漢文版）を参照。「けふ、一周年記念日、蒼空に飛機の唸り、地に惨たる銃声！ 満洲事変を彷彿さす演習、後に一万の大衆行進」、「満洲事変一周年、記念の夕べ、午後七時三十分より、台北新公園より中継」、「想ひぞ起す一年前満洲事変突発の日、午前十一時五十分より満洲より特別中継」（一九三三年九月一八日、朝刊第三、四面）、「講演及映畫之夕」（一九三三年九月二九日、夕刊第四面、漢文版）。
- (33) 台北放送局は一九二八年一月に創設され、当初は無料で放送を提供していた。一九二九年九月に熊本放送局の周波数を使って日本内地の番組の放送を始める。一九三二年二月に台北放送協会が組織・拡大された後、月に一円の有料放送となる。同年七月に台湾籍の女性を採用して台湾語放送を開始。一九三四年九月に内地に向けて放送を開始した。新聞に掲載された「ラジオ番組表」から、一九三三年の毎日の放送時間は午前六時三〇分から午後九時三〇分までであったことが分かる。
- (34) 「満洲事変紀念祭、都中各団準備盛挙」『台湾日日新報』一九三三年八月一七日、夕刊第四面、漢文版。帝国在郷軍人会、仏教連合団体、国防協會、国防婦人協會の主催であるが、陸海軍、外務省、文部省、拓務省の後援を得ていることからその規模の大きさが窺える。

(35) 「満洲事変の、記念放送」JOAKから「台湾日日新報」一九三三年九月一四日、夕刊第二面。

(36) 「在満兵の慰問、満洲事変記念日に、高雄郷軍の企て」『台湾日日新報』一九三三年九月七日、朝刊第三面。「日華事變記念、映畫夕」『台湾日日新報』一九三三年九月一八日、朝刊第八面、漢文版。

(37) この年、台北市では記念式典、慰霊祭、模擬演習、記念放送、宣伝図書配布、愛国号の台北上空訪問などの行事が行われた。他に、警備演習、武道大会、射撃大会、軍隊関係功労者表彰、記念演芸、国防献金などを増やした。「満洲事変三周年、臺北紀念行事、實施記念式慰霊祭演習等、愛国號飛行上空訪問」〔台湾日日新報〕一九三四年八月一六日、夕刊第四面、漢文版を参照。

(38) 「満洲事變記念日、互臺灣全土、欲實施灯火管制」〔台湾日日新報〕一九三三年八月二三日、夕刊第四版、漢文版、「満洲事變記念日、全臺灣五分間黑暗、夜間九時半非常管制」〔台湾日日新報〕一九三四年九月六日、夕刊第四面、漢文版。

(39) 「けふ、満洲事変三周年、官民約二万が集つて、尊き犠牲者の慰霊祭、総督以下が玉串を奉奠」『台湾日日新報』一九三四年九月一九日、夕刊第二面。

(40) 「五分間、燈火管制」『台湾日日新報』一九三四年九月二〇日、夕刊第四面、漢文版。

(41) 「満洲記念日、屏東飛機、訪問各都市」『台湾日日新報』一九三四年九月一九日、夕刊第四面、漢文版。

(42) 「満洲事變記念、慰霊祭及諸行事」『台湾日日新報』一九三四年九月二

〇日、夕刊第四面、漢文版。

(43) 「高松宮殿下新京で、康德皇帝と御対面、あす満洲事変三周年記念日、連合艦隊大連に入港」『台湾日日新報』一九三四年九月一八日、夕刊第二面。

(44) 「縋帯三百本を、皇后陛下御下賜、満洲事変傷病者に」『台湾日日新報』一九三四年一〇月一日、朝刊第二面。

(45) 陸軍省は満洲事変の後長い時間が経過し、国民の認識が次第に薄れていく傾向に鑑みて、「日満関係の再認識に就て」『満洲国概観』を刊行して広く配布した。このパンフレットは台湾にも送られて各地で配布された。「満洲事変四周年記念日に、陸軍が小冊子配付、事変の再認識に懇へる」

〔台湾日日新報〕一九三五年九月一日、朝刊第二面を参照。

(46) 「満洲事變四周年、臺北市記念行事、經團體長會議決定」『台湾日日新報』一九三五年九月二〇日、夕刊第四面、漢文版。

(47) 「臺北市記念満洲事變、實施全市防護演習、参加者郷軍青訓少青团」『台湾日日新報』一九三五年九月二〇日、夕刊第四面、漢文版。

(48) 「満洲事變記念日、臺南模擬戦及諸行事」『台湾日日新報』一九三五年九月一四日、朝刊第八面、漢文版。

(49) 関係報道は『台湾日日新報』(一九三五年九月一九日、朝刊第九面、漢文版)を参照。

(50) 満洲関係のパンフレットを配布したほか、『台湾日日新報』も七回にわたつて満洲建国精神、日滿不可分、滿蒙建設、満ソ支蒙関係などの時局に関する陸軍省の議論を連載した。

(51) 「満洲事変五周年を迎へて、輝く南方生命線、台北市並に地区防衛

団、けふ厳かに結団」『台湾日日新報』一九三六年九月十九日、夕刊第二面。

(52) 一九四〇年に近衛内閣は「大政翼賛会」を組織し、すべての政党を解散した。議会は開かれていたが、第二次世界大戦敗戦まで政党政治は回復されなかった。

(53) 林焯焜「争へぬ運命」(台北、台湾新民報社、一九三三年四月)。小説が掲載された時期の『台湾新民報』が残されておらず、原文は未見。単行本は台湾大学図書館に所蔵されている。中国語訳には二種類がある。一、陳寛(訳)『不可抗拒的命運』(板橋、台北県立文化中心、一九九五年六月)。二、邱振瑞(訳)『命運難違』上・下冊(台北、前衛出版社、一九九八年八月)。前者は原文に忠実であり、訳文は美しいが、若干の誤植がある。後者は語感において日本統治時代の面影を残し、意識の部分が前者より多い。それぞれ優れた訳であるが、脱漏がある。以下、小説の引用は林焯焜「争へぬ運命」(台北、台湾新民報社、一九三三年四月)により、頁数のみ記す。

(54) 代表的な先行研究としては、論文に下村作次郎、黄英哲「談戦前臺灣大衆文学——臺灣文学史的一段空白」(『中外文学』二七卷六期、一九九八年一月、二九—四〇頁)、星名宏修「從一九三〇年代之貧困描寫閱讀複數的現代性」(『台湾文学學報』一〇期、二〇〇七年六月、一一—二九頁)があり、學位論文に蔡佩均「想像大衆讀者——『風月報』、『南方』中の白話小説與大衆文化建構」(靜宜大学中国文学系碩士論文、二〇〇六年七月)、陳允元「島都與帝都——二〇、三〇年代臺灣小説的都市圖像(一九二二—一九三七)」(台湾大学台湾文学研究所碩士論文、二〇〇七年六

月)、陳利菱「『島都』與『戀愛』——『風月報』相關書寫的再現與想像」(清華大学中国文学系碩士論文、二〇〇八年六月)、鄭鳳晴「日據時期新女性的再現分析——以媒体記事與小説創作為中心」(清華大学台湾文学研究所碩士論文、二〇〇八年七月)などがある。

(55) 林焯焜は淡水の名家に生まれ、国語学校国語部を卒業した後、京都第二中学校、金沢・第四高等学校に学び、一九二八年に京都帝国大学経済学部を卒業した。台湾に戻った後、台湾興業信託株式会社社員になり、一九三〇年に淡水信用組合専務理事に抜擢され、一九三六年に専務理事の職務を辞退し、台湾農林株式会社主事を務めた。一九三九年四月に台北帝国大医学院に入学するが、七月中途退学し、廈門特別市政府で実業科長を担当し、廈門至誠会幹事を兼任した。また台北市長呉三連の機密をつかさどる秘書を務め、後に彰化銀行に転職する。この作品は著名かつ唯一残されたものである。

(56) 「糖業が善処すべき、金輸出禁止の対策、過剩糖処分と糖業の基調整理」(『台湾日日新報』一九三二年一月九日、朝刊第九面)を参照。

(57) 排日の風潮が日中、台中貿易に影響を与えた状況、米日関係の悪化に影響された台湾茶葉輸出の状況については、以下の『台湾日日新報』の報道を参照。「長江附近農産被害、对华貿易大打撃、排日激烈貨難輸送」(一九三一年九月一七日、朝刊第八面、漢文版)、「昨年中の本島貿易内容(二)、直航路と排日の影響、中継輸出大激減/日支事件の中継、輸出に及ぼせる影響」(一九三二年一月二六日、朝刊第五面)、「金輸出禁止と台湾茶業の将来、需要地の状況が肝腎、未だ樂觀を不許」(一九三二年一月九日、朝刊第九面)、「銷往冲繩縣方面、臺灣茶復見全盛、日華事變以來華茶

入口杜絶」(一九三三年二月二四日、朝刊第八面、漢文版)。

(58) 台湾茶の輸出減少には二つの原因があった。一つは南洋地区の消費低迷で、二つは排日貨の風潮により輸出量の減少を来したことである。「金輸出禁止と台湾茶業の将来、需要地の状況が肝腎、未だ樂觀を不許」(一九三三年一月九日、朝刊第九面)を参照。

(59) 謝介石(一八七八—一九四六)、台湾新竹の人。満洲国外交部総長(一九三二・三・九—一九三四・三・二)、外交部大臣(一九三四・三・一—一九三五・五・二二)、参議(一九三五・五・二—一九三五・六・一九)、駐日大使(一九三五・六・一九—一九三七・六・二三)などを務め、台湾人として満洲で最高の肩書を得た。駒井徳三が満洲国総務庁暫署総務長官を務めた期間は一九三二年三月一日—一九三二年六月五日である。小説は一九三二年三月の人事情報を誤って一九二九年六月の物語に書き入れている。

(60) 当時、「満洲」と名付けられるサービス業が実際にもあった。例えば、一九三五年台湾博覧会の商業ブームに乗って台北市のある商家は九カ月と十数万をかけて大和町で「トモエ会館」を新築した。会館は当時屈指の四階建ての大型総合飲食店であり、エレベーターを備え、付属のカフェーがあり、屋上からは台北市が見下ろせ、大屯山を眺める空中ガーデンと船形の西洋風レストランがあった。各階には格調の異なるレストランがあり、二階の西洋式レストランは「満洲」と名づけられ、中には「新京」、「奉天」、「哈爾濱」、「吉林」などの特別個室が設けられていた。「台湾に魁け、島都のカフェー戦線異状」(『台湾日日新報』一九三五年五月四日、夕刊第二面)を参照。

(61) 一九三〇年の『台湾日日新報』に「走在時代尖端…珈琲館栄昌記」という連載が載せられ、カフェーと関連する流行音楽が雪崩のように流れ込んできた様子が紹介されている。台北市最初のカフェーは「Linn」と「巴」である、と言及されている。「島都の尖端を行く、カフェー栄昌記」(『台湾日日新報』一九三〇年八月二九日、夕刊第二面)を参照。

(62) 一九三〇年に台北市は都心の改造を経て更にモダン化し、完全に「現代都市」となり、「復興後の東京都を歩いている感がある」と報道された。「島都台北市のモダン化情景」(『台湾日日新報』一九三〇年五月三日、朝刊第七面)。

(63) 小説の中には、「今年台北の帝大を出た学士が、特別に採用されて、月六十円つていふですからね。全くひきあひませんですよ」、「毎年内地の一流あたりの会社や銀行の社員、行員採用に、採用人数の百倍以上も応募者があるといふ話だね」、「この一日の定例閣議に、官吏身分保障法規が討議されたり、大阪に、インテリ同盟が結ばれたりしてゐるのでございますよ」という会話が記されている(七三頁)。

(64) 当時の中上流家庭の婚約は、相変わらず家柄、学歴に拘り、多くの場合は媒酌人を介して縁談を結び、家長が公共の場で密かに観察して相手の人柄を判断するというものであった。

(65) 作家の設定した明治橋の自殺は、当時の台北の都市現象を反映している。明治橋は一九〇一年に建てられ、改造を経て戦後に中山橋と改名された。台北市の中山区に位置し、基隆河を跨いで、南岸の圓山と北岸の劍潭山を結び、台湾総督府と台湾神社の勅使街道(今の中山北路の一部)を結び重要な橋である。橋のたもとには劍潭派出所がある。この橋の中央は車

道であり、両側に歩道が設けられ、欄干には扇形の透かし彫りが施され、道沿いの景色がよく、一九二七年に台湾八景に選ばれた。この橋が落成した翌年、『台湾日日新報』紙上に自殺の報が現れた。その後、「橋下縊死」「情投意合的情死」「原因不明的厭世」「情婦留信投死」「娼妓投身」「芸姐投水」「投水遇救」「橋下不明死屍」などのニュースが続出し、わざわざ北上してここで自殺する外地の失意の者あるいは芸妓が跡を絶たなかった。

(66) 呉三連（一八九九—一九八八）、台南人。東京商科大学（現在の一橋大学）を卒業後、大阪毎日新聞記者を務め、一九三二年に台湾に戻って台湾新民報社編集となり、同年四月以降は『台湾新民報』日刊編集総務、論説委員、整理部長兼政治部長などの職を歴任し、「爆弾」というコラムを設けて時評を書いた。林焯焜「筆後記」には、二人は「数十年の親友」だと言及されている。出版された当時の林焯焜「筆後記」と呉三連による解説「衷心より感謝」によると、林焯焜は以前に日本語での創作を試みたことがあり、この小説は二人の間で台湾人が如何に日本語小説を書くかについての笑談から生まれたという。呉三連「衷心より感謝」（『争へぬ運命』五二二頁）、王昶雄「北台文学緑映紅——編輯導言」（陳寛（訳）『不可抗拒的命運』、原文に頁数なし）を参照。

(67) 林焯焜「筆後記」『争へぬ運命』五〇六—五〇八頁。林焯焜は昼間は多忙で夜一時以降にようやく原稿を書く時間ができ、毎日約二時間書いていたという。

(68) 李承機「殖民地臺灣「輿論戦線」之變遷——「輿論」兩義性的矛盾與「臺灣人唯一之言論機関的困境」」、「六然居存日刊臺灣新民報社説輯録（一九三二—三五）」（台南、国立台湾歴史博物館、二〇〇九年二月）、デジ

タルDVD、二—頁—二四七頁。以下、六然居DVD版と略称。

(69) 「衆望所歸的日刊誕生」（社説）、『台湾新民報』（一九三二年六月三日、六然居DVD版、四—〇頁）を参照。現存の六然居DVD版の「社説」は、原文は全て中国語である。原文はあまり流暢でないが、そのまま引用する。

(70) 前掲呉三連「衷心より感謝」。

(71) 林焯焜「筆後記」『争へぬ運命』五〇七—五〇八頁。

(72) 「要改善生活、須廢除迷信」（『台湾新民報』一九三二年六月一日、六然居DVD版、四—六—四—七頁）を参照。

(73) この言葉は林焯焜「筆後記」に出ている（『争へぬ運命』五〇七頁）。

しかし、『台湾日日新報』にはすでに漢文の長篇連載新聞小説が掲載されていたため、林の言葉は「台湾における最初の（日本語）新聞連載長篇小説」に訂正すべきである。

(74) 『台湾日日新報』一九三二年三月三十一日、朝刊第三面及び一〇月二日、朝刊第三面。

(75) 「野球の中継（台北）（午後二時二十分）、台日主催法政対CB団決勝戦、台北圓山球場より」『台湾日日新報』一九三三年一月一日、朝刊第五面。及び「法政対CB団比試、九對二法政優勝」一九三三年一月一日、夕刊第四面、漢文版。後者は、法政大学対CB団の試合が一勝一敗となったため、第三回戦を行い、法政大学が九對二で勝利したと記している。

(76) 「須考慮臺灣青年的進路」『台湾新民報』一九三二年六月三日、六然居DVD版、四—〇—四—一頁。

(77) 「臺米移入無統制之必要」『台湾新民報』一九三二年六月一日、六然

居DVD版、四一四～四一五頁。

(78) 現存する『台湾新民報』の社説を調べた所見である。現在、六然居DVD版は一九三二年四月一五日～一九三五年六月一五日の部分しかなく、社説にも欠落がある。

(79) 一九三二年の『台湾新民報』の関係社説を一例として挙げれば、「臺米移入限制、島民死活問題」(七月二日)、「米穀政策與米價之基礎」(八月四日)、「米穀管制問題須要關心注意」(十一月三日)などがある。

(80) 「米穀統制問題與臺灣」『台湾新民報』一九三二年一月二日、六然居DVD版、四一八四～四一八五頁。

(81) 「反對移出制限、宜有組織運動」『台湾新民報』一九三二年七月一七日、六然居DVD版、四一二六～四一二七頁。

(82) これに対し、『台湾日日新報』における関係報道ははるかに簡略である。例えば、「緊急委員会を開く、制限反対同盟会上京委員の件其他、之後の運動方針につき」(一九三二年八月九日、朝刊第五面)、「台湾米移入制限反対同盟会」(一九三二年二月二五日、朝刊第五面)などである。

(83) ストーリーの中の一九三二年六月～八月に相当する。関係社説は「農村的救済、臺灣也要考慮」(六月一〇日)、「農村救済豈限於内地？」(六月二三日)、「同是農村問題、臺灣偏被閉卻」(七月一三日)、「農村更生與産組聯合會」(七月三日)、「閣議決定之臺灣農村救済策」(八月一八日)など多数がある。

(84) 「農村的救済、臺灣也要考慮」『台湾新民報』一九三二年六月一〇日、六然居DVD版、四一四～四一五頁。

(85) 「農村救済豈限於内地？」『台湾新民報』一九三二年六月二三日、六然

居DVD版、四一〇～四一一頁。

(86) 「閣議決定之臺灣農村救済策」『台湾新民報』一九三二年八月一八日、六然居DVD版、四一四〇～四一四一頁。

(87) 前掲「農村救済豈限於内地？」。

(88) 満洲事変が発生した当時に在任した若槻禮次郎内閣(一九三一・四・一四～一九三一・一二・一三)と、満洲国の成立、国連による調査が行われた時期に在任した犬養毅内閣(一九三一・一二・一三～一九三二・五・二六)については直接言及していないが、時事背景として間接的に触れている。

(89) 「承認満洲獨立的現在與將來」『台湾新民報』一九三二年九月一日、六然居DVD版、四一五〇～四一五一頁。

(90) 「聳動世界的立頓報告書」『台湾新民報』一九三二年一〇月四日、六然居DVD版、四一五八～四一五九頁。

(91) 「國聯理事會的效果如何」『台湾新民報』一九三二年一月二〇日、六然居DVD版、四一八二～四一八三頁。

## 黒髪の変遷史への覚書き

平松 隆 円

髪とはなにか

ケラチンという硬質たんぱく質で形成され、外側をキューティクルが覆っている。一本で約一〇〇グラムのもをつるすことができる。

水分をよく吸収し、長軸の方向に一〜四パーセント、横軸の方向に一四パーセント伸びる。その性質を利用して、公共的な気象観測に用いられる湿度計の材料にもなる。

そう、髪だ。しかし、髪とは一体何なのだろうか。

頭部にはえる毛。頭髮

〔『広辞苑』岩波書店、二〇〇八年〕

現代の代表的な国語事典である『広辞苑』をみると、髪とは頭に生える毛のことを指している。もちろんこれは、自明のこと

だ。髪を削ぐ、髪を抜く、髪を結ぶ。このときの髪は、頭の毛を意味している。

結った髪の毛。かみかたち

〔『広辞苑』岩波書店、二〇〇八年〕

だが、『広辞苑』にはもう一つ、「頭部の毛を結った形」という意味もしるされている。髪は、頭部にはえる毛そのものであると同時に、それを結うことを意味している。

いわゆる「髪形」は、「整えた頭髮の形、ヘアスタイル」を意味するが、髪そのものにも髪形の意味がある。

ほかの辞書では、どうだろう。

頭の義、頭の毛ト云フガ、全キ語ナルベシ、首ノ上ニ生ズル毛

『大言海』富山書房、一九三二年

国語学者の大槻文彦がまとめた国語辞書『言海』を改訂増補した『大言海』には、「頭の義、頭の毛ト云フガ、全キ語ナルベシ、首ノ上ニ生ズル毛」とある。

「頭」の読みを「かみ」として、「カシラ。カウベ。髪の毛ハ、頭の毛ナリ」という意味を与えている。つまり、「髪」とは「頭」と同義と、とらえている。

また、大槻文彦は中国南北朝時代（四三九年～五八九年）、梁の顧野王によって編纂された部首別字典「玉篇」を引用し、「首の上に生える毛」を髪としている。

『広辞苑』は、たいてい『大言海』の説明が、そのまま引き写しになっているといわれる。にもかかわらず、「頭部の毛を結った形」という意味が、『大言海』にはなく『広辞苑』にある。これは、髪形が比較的新しい意味であることを示している。

上髪の略なり、頭部に生ずる毛なり、かみのけ、毛髪などい

ふ

（『帝国大辞典』三省堂、一八九六年）

参考までに、国文学者の藤井乙男・草野清民が編纂した、和漢古今の雅言俗語が収録されている『帝国大辞典』をみても、やはり髪形の意味はない。

もっと古い辞書ではどうだろうか。江戸時代の国学者である谷川士清が編纂した『和訓栞』は、古言、雅語、俗語、方言をも含め、出典や用例を示した国語辞書である。これによると、「髪」とは頭に生える毛を意味しており、やはり髪形の意味はない。平安時代中期に源順によって作られた辞書『和名類聚抄』でも、「首上長毛也」と、頭に生える髪を意味している。

髪を語源を整理すると、大きく分けて「身体の上にあるところからカミ（頭）（上）を意味する」説と「頭に生える毛からカミノケ（上毛）を意味する」説となる。

髪はたしかに、頭の毛、そのものを指している。しかし同時に、髪が伸ばし放題で、何も手を加えられていないということはない。そのため髪は、次第に手を加えた頭の毛そのものを意味するようになったに違いない。

それは、文学作品にあらわれる意味をみてもあきらかだ。

ここにその大神の髪を握りて、その室の椽毎に結び著け

（『古事記』岩波書店、一九二七年、二五頁）

か黒き髪に いつの間か 霜の降りけむ

（『万葉集』上 岩波書店、一九五四年、二二三頁）

和銅五（七二二）年に、太安万侶によって献上された日本最古の歴史書に、また『万葉集』には歌人山上憶良の歌に、「髪」が

しるされている。これらは、頭に生える毛を意味している。

縫物髪もよく仕おぼえつるよし、父上の消息にてとく聞ぬ

〔昔話稲妻表紙〕『新日本古典文学大系』岩波書店、一九九〇年、

一三三八頁

上は婦人たちの結髪の風より、下は日本下駄の不便利まで、  
人のあげつらふ世の中とぞなりける

〔『当世書生気質』岩波書店、二〇〇六年、二五一頁〕

文化三（一八〇六）年に、山東京伝が著した、近松門左衛門の「傾城反魂香」などの不破伴左衛門と名古屋山三郎の物語をからませ、敵討ちを中心にしたお家騒動物語である『昔話稲妻表紙』では、結った髪の毛、またそれを結うことの意味として用いられている。

これは明治一八（一八八五）年から明治一九（一八八六）年に刊行された坪内逍遙の小説『当世書生気質』などにもみられる。

古い時代の文学作品では頭の毛そのものを意味し、時代が新しくなることで髪を結うことを意味するようになる。

髪は、「かみ」と読む。『古事記』にあった「ここにその大神の髪を握りて」や『万葉集』にあった「か黒き髪に」は、その一例だ。

ほかに、髪を「はつ」や「くし」と読む場合がある。しかし読

み方が異なっていたとしても、その意味は変わらない。

Ichifu Ichi hatsu (一髪) 一本の髪の毛

〔邦訳 日葡辞書』岩波書店、一九八〇年、三二五頁〕

げにや大道は髪のごとしと、毛すじ程もゆるがぬ御代のため  
しには

〔『東海道中膝栗毛…上』岩波書店、一九七三年、七一頁〕

慶長八（一六〇三）年、イエズス会の宣教師らが編纂した、古  
代語から近世語への過渡期たる室町時代の日本語について話し言  
葉を中心に採録し、語義、用例を示すほか、語法、発音にまで加  
えた『日葡辞書』や享和二（一八〇二）年から文化一一（一八一  
四）年にかけて初刷りされた十返舎一九の滑稽本『東海道中膝栗  
毛』では、髪を「はつ」と読ませている。その意味は、「頭の  
毛」を意味している。

髪を結げて髻に為す

〔『日本書紀…二』岩波書店、一九九四年、六二頁〕

こなたにて御ぐしなどまゐる程に

〔『枕草子』岩波書店、一九六二年、一五二頁〕

御髪長く美しうて、かいそへて伏せさせ給へり

〔采花物語・上〕岩波書店、一九三二年、七六頁

『日本書紀』や『枕草子』などでは、接頭語の「み」や「お」をつけて、「おぐし」「みくし」と読ませ、尊敬語の形で用いられている。しかしその意味は、「頭の毛」を意味しており、「かみ」や「はつ」とかわらない。

首を廻して顧眄之間に

〔日本書紀・二〕岩波書店、一九九四年、三六頁

もとより御風おもくおはしますに、医師共の、「大小寒の水を御ぐしにいさせ給へ」と申しければ

〔大鏡〕岩波書店、一九六四年、三三頁

『日本書紀』では首の字をあて、「くし」と読ませている。だが、その意味は髪ではなく頭の意味として用いている。

髪を、「かみ」「はつ」「くし」と、どのように読むかについては、古代よりいずれも存在しており、とくに読み方によって意味の使い分けがされているわけでもない。

『日葡辞書』には、「at はつ」という読み方がある一方で、「cami かみ」もあり、その意味は頭の毛であり同じだ。

髪のかみ方、髪形は基本的には放髪、結髪、断髪、剃髪にその

形は分けることができるものの、その表現方法は一定ではない。

互いに絡まり合ってロープのような束形状になった髪形のドレッドロックス、髪を大きく膨らませ丸い形にするアフロヘア、頭髪を一部残して剃りあげ、残りの毛髪を伸ばして編んだ男子の髪形である辮髪など。

ドレッドロックスは、一九三〇年代にジャマイカの労働者階級と農民を中心にして発生した宗教的思想運動「ラスタファリアリズム」において生まれた。旧約聖書の記述にのっとり、たとえ髪の毛であっても自らの身体に刃物を当てることを禁じた結果、頭髪が絡まって房状になった髪形だ。宗教的思想が、ドレッドロックスという髪形を生んだ。

アフロヘアは、アメリカのアフリカ系アメリカ人による公民権の獲得運動のなかで生まれた。ブラック・イズ・ビューティフルを合言葉に運動がおこった結果、黒色人種に多い縮毛を際立たせるような髪形として注目された。アフリカ系アメリカ人の社会運動が、アフロヘアを生んだ。

辮髪はもともと、満州族をはじめとする北東アジアの民族のあいだでおこなわれていた。満州族が一六四四年に清朝を樹立すると、被支配者となった漢族に辮髪を強要する。漢族は辮髪に抵抗したが、清朝は辮髪を拒否する者には厳罰をもつてのぞんだ。そして、一九一一年に清朝が倒れるまで辮髪は強制され続けた。支配—被支配の象徴として、辮髪は存在した。

多様な髪形が様々な社会や文化に固有して存在する。同時に、

髪の長さの長短や髪形は、日常生活において審美的な関心を集めている。髪への関心の範囲は、日常の手入れから民俗的な儀礼などにみられる行動にまで及んでいる。

切っても再生するという特徴が神秘的に感じられ、儀礼や呪術、信仰のなかで毛髪が果たす象徴的役割は小さくない。また、髪形の変化が社会的地位や状況の差異をあらわす儀礼に利用されることも、珍しくはない。

髪について知ることは、それぞれの文化や社会の変化を描き出すことにもつながる。どのような髪形をするかが、文化や社会の制約のなかで存在しているからだ。しかし同時に、個人の美への志向も、その表現にあらわれている。

髪に関する現象には、髪に対する感情の段階、社会と文化に規定される個人の段階、社会と文化の段階がある。その構造を踏まえながら、髪には人々の身分や生き方が如実に反映されてきたという歴史から、社会の変遷を、また人々のもつ無意識の戦略について論じることで、普遍的な美への志向を読み取ろうと思う。

なお、引用文における漢字や仮名の旧字体については、現在一般に使用されている漢字に適宜改めたことをこわっておく。翻刻されたものについては、基本的に原文通り引用した。

### 「盛り髪」の登場

ポンパ巻き貝ハーフアップ、くりくりエリ巻きトカゲ、リゾートすだれアレンジ、トルネード花魁アップ。

聞いただけでは、何のことだかわからないだろう。手がかりは、髪。つまり、髪形の名称である。

盛り髪という髪形が、二〇〇五年頃からみられるようになった。基本は、巻き髪だ。外巻き、内巻きなら、昔からあった。

けれども、盛り髪といわれる髪形は、髪を巻く程度ではない。髪をゴムやヘアピン、ヘアスプレーを用いて、結ったり巻き上げたりする。

盛り髪の初出は、雑誌『小悪魔 *ageta*』（インフォレスト社）だ。盛り髪は、巻き髪的一种。だから『小悪魔 *ageta*』も創刊当初は、巻き髪とよんでいた。

二〇〇五年は愛知万博とともに、名古屋嬢が全国的に知られるようになった年。名古屋嬢は、名古屋で暮らすお金持ちのお嬢様の俗称。名古屋城と名古屋のお嬢様を掛けた語呂合わせが語源となっている。

彼女たちの髪形は、毛先に段差をつけたレイヤーによって軽さをだし、大きな緩めのカールをつけるのが特徴で名古屋巻きとよばれていた。

なぜ、名古屋巻きとよばれるのか。

名古屋巻きの特徴は、ナチュラル、ゴージャス、やわらかさで、3つの頭文字をとると『なごや』

（『日経トレンドイ』日経BP社、二〇〇四年九月号、八二頁）

もちろん、名古屋の若い女性のあいだで流行したから、名古屋巻きとよばれたと考えられる。しかし、そもそも誰が名古屋巻きをはじめたのか。

名古屋巻きは、うちの美容師、土屋雅之が考え出したんです  
『プレイボーイ』集英社、二〇〇一年六月二六日号、二二五頁

名古屋巻きは、名古屋市中区美容室BLANCOピーライト  
シーンで働いていた土屋雅之が考案したといわれている。

しかしながら、柔らかくゆるやかな内巻きが特徴ではない髪  
形が、本当に土屋雅之によるものかは、わからない。

考案者の名前を取って、土屋巻でもよかったです。た  
だ、名古屋全体を盛り上げたかったので、名古屋巻きと名付  
けたんです

『プレイボーイ』集英社、二〇〇一年六月二六日号、二二五頁

また、命名も土屋雅之によるものかは、わからない。名古屋巻  
きの初出は、雑誌『JJ』（光文社）の二〇〇〇年三月号の特集。  
そこには、「春休み 彼も恋する「名古屋巻き」」とある。

ゆるやかな内巻きの髪形を、『JJ』が「名古屋巻き」とキャッ  
チコピーとして命名したのが広まったのが、真相だ。

名古屋巻きに先立ち、神戸巻きがあった。神戸巻きの特徴は、

強めの外巻き。これに対抗するように、柔らかな内巻きとして名  
古屋巻きがあらわれた。そのため、神戸に対抗するかたちで名古  
屋と命名された可能性がある。

名古屋巻きがブームとなって、梅田巻き、京都巻き、銀座巻  
き、青山巻きなど、日本のあちこちらで〇〇巻きが生まれた。

たとえば、京都巻きは京都らしい髪形をと、同志社女子大学の  
学生五人でつくる京都巻き研究会が、内巻きと外巻きを合わせた  
ミックス巻きとして二〇〇六年に発案した。

この名古屋巻きが盛り髪のもとになっている。巻き方が派手に  
なり、技巧的になるにつれて、盛り髪とよばれるようになる。エ  
クステンションをしたり、花飾りをつけたりもする。

盛り髪の盛とは、嵩増しを意味する。若者のあいだでは、話し  
を大げさなということも、話しを盛るといふ。

自由国民社から刊行されている『現代用語の基礎知識』の編集  
に関わった亀井肇によると、「東京・渋谷に集まる女子高生たち  
が、二〇〇五年の三月ごろから使い始めたことば」だという。当  
初は、化粧が濃い（＝過剰である）ことを盛ると表現していたが、  
しだいにアクセサリーや髪形にも使われ出した。

名古屋巻きが広まる時期に、盛るといふ言葉も使われ出した。  
二〇〇五年に、黒肌系ギャル雑誌『nusi』の増刊ムックとして登  
場した『小悪魔 ageha』は創刊される。

『小悪魔 ageha』は、今よりもっとかわいくなりたい美人GA  
Lのための魔性&欲望B.O.O.Kというキャッチコピーのもと、

キャバラなど夜職でキャストとして働く女の子たちを、その読者層としていた。

しかし、二〇〇九年の時点での販売部数は、公称三〇万部。これは、集英社の『non.no』の二五万部よりも多い。

これは、夜職だけではなく、普通の二〇代前半の女性が購入していることを意味している。そんな彼女達は「age嬢」とよばれ、夜職の女の子たちのメイクやファッションを真似ている。

夜の女の子たちは、ちよつとでも派手な髪型にしたり、きれいなドレスを着たりするくらいしか楽しみが無いんですよ。

だからせめて出勤前に髪型やドレスを決めるのに参考になるものを作りたいなと思っていました

〔小悪魔ageha〕編集長にインタビュー、[http://gigazine.net/news/20090714\\_kokkuna\\_ageha/](http://gigazine.net/news/20090714_kokkuna_ageha/)、二〇〇九年七月一四日

女性らしさやゴージャスさを強調するデザインの巻き髪が、夜の世界で働く女の子たちに受け入れられる。そして彼女たちは、もつとかわいくなりたいたいと、髪を盛る。

しかしこれは、今にはじまったことではない。

昔は、人生の節目に髪を削いだ

そもそも、髪を結う結髪は、家事や労働など、働くときに邪魔な髪のを束ねておくことであり、自然におこなわれていた。

しかしながら、歴史的に女性は、髪をできるだけ長く、そして結ばないでいた。髪を結うことが美しいとは考えられていなかったからだ。

日本人にとって髪は、人生と大きく関わるものだった。髪を削ぐことも、たんに伸びたから削ぐというのではなく、人生の節目と関係していた。

今日ぞ初めて削いたてまつらせたまふ。ことさらに行幸の後とて

〔紫式部日記・上〕講談社、二〇〇二年、一七五頁

『紫式部日記』は、寛弘五（一〇〇八）年一〇月一七日の出来事として、藤原道長の初孫である敦成の産剃りを記録している。

産剃りは生まれて七日目におこなわれた。これは、産剃りが、出産の血による穢れを取り去ると考えられていたからだ。

「ことさらに行幸の後とて」とは、親王の生まれたままの姿を帝にみせようとする計らいであったと、考えられる。つまり、産剃りはとても重要な儀式であったことを意味している。

その後、おおむね三歳を迎えるまでは、男女とも髪を剃った頭で過ごした。その理由は、高温多湿の日本の気候では新陳代謝の活発な幼児の頭皮は不衛生な状態になりやすいため、湿疹やかぶれなどを予防するためだった。

かしらは、露草して、ことさらに色どりたらむ心地

〔源氏物語…四〕岩波書店、一九六六年、一六五―一六六頁

『源氏物語』には二歳の薫の描写に髪の手剃り跡が青々としていた状態が描かれている。三歳になったくらいから、髪を剃ることをやめて伸ばしはじめる。これを髪置とよぶ。

そして、男性は五歳になり、女性は四歳になると、今度はある程度伸びた髪を切り揃える髪削ぎをおこなった。髪削ぎは、髪置の儀式が終わり、生えそろうた髪先を肩のあたりで切りそろえて成長を祝う儀式である。

この春より生ほす御髪、尼そぎのほどにて、ゆらゆらとめでたく

〔源氏物語…二〕岩波書店、一九六六年、二二六頁

光源氏と明石の御方とのあいだに生まれた一人娘である明石の姫君も、三歳となり髪を伸ばしはじめる。尼そぎとは、肩のあたりで切りそろえた髪形を意味する。受戒して尼となった女性も肩の辺りで髪を切りそろえた。

頭はあまそぎなるちこの、目に髪のおほへるをかきはやらで

〔枕草子〕岩波書店、一九六二年、二〇六頁

前髪が目の上にさすようにおおう姿を、めざしとよんだ。清少納言は『枕草子』のなかで「うつくしきもの」として、尼そぎで額の前髪が目の上におおう、めざし姿をあげている。

波 ころぎの磯たちならし磯菜つむめざしぬらすな 沖にをれ

〔古今和歌集〕岩波書店、一九八一年、二五五頁

最初の勅撰和歌集『古今和歌集』の東歌では、このめざしを転じて幼童そのものをさす言葉として用いられている。

三歳になったときに、袴着の儀をおこなうために、髪を伸ばす。

四つの年の霜月は髪置き、はかま着の春も過ぎて、疱瘡の神折れば跡なく、六つの年へて

〔好色一代男〕『近代日本文学大系』国民図書、一九二七年、五頁

袴着の儀とは、男児、女児ともに、三歳、五歳、七歳時におこなわれた祝いの儀式だ。鎌倉時代になると、髪置とよばれるようになる。

髪削ぎの儀式化がすすむのは平安後期からだといわれている。概略をまとめると次のようになる。

まず、髪を削ぐ人が手を洗う角盥と削いだ髪を入れる受け箱、



髻置(国際日本文化研究センター 外像データベース)

髪を削られる人が乗る碁盤を用意する。角盥のなかには、吉方の水を入れ、そのなかに吉方の石と山菅、山橋などを入れる。石には長い年月を経ても変わらない強硬な性質に、山菅にはその繁殖力に、山橋には寒さや霜に負けないように、それぞれあやかって長寿と健康、そして髪が豊かに育つ願いが込められている。

受け箱は手箱の蓋を用い、内側に檀紙を敷き、櫛一枚を入れておく。吉時に儀式を開始し、髪を削られる人が吉方を向いて碁盤の上に立ち、髪を削ぐ人が介添役から道具を受け取って髪を切り揃える。

のちに、初めて髪を削ぐことを特に深削ぎと称し、年齢も五歳

に固定されるようになっていく。これが、武家社会で同じく五歳の通過儀礼となった袴着と混交して、七五三の「五」の部分になる。

髪を削ぐ役は、一族の尊者が鬢親として務めた。長暦元(一〇三七)年に、後一条天皇皇女の皇子、馨子両内親王が髪削ぎをしたときは、母方の伯父であり氏長者である藤原頼通が髪を削いでいる。

髪を削ぐことが、通過儀礼としての意味をもっていた。そして、年に何回か吉日を選んで削ぎ整えながら、髪を伸ばしていった。

#### 振分髪、何心なき直衣姿

『源氏物語…三』岩波書店、一九六五年、二九〇頁

髪が肩ぐらいいまで伸びる。振分髪は髻ともいい、髪を肩の辺りまでの長さに削ぎ揃え、頭上中央で左右に分けて垂らした。

みづら結び給へる面つき、顔のほひ、さまかへ給はんこと、惜しげなり

『源氏物語…二』岩波書店、一九六五年、三四頁

『源氏物語』には元服前の少年の髪形として、振分髪だけではなく「みづら」が登場する。みづらは、角髪もしくは美豆良とも

書かれ、鎌倉時代になると鬢類ともよばれる。

この髪形は、徳川時代まで公家の少年の髪形として受け継がれた。髪全体を中央で二つに分け、耳の横でそれぞれ括って垂らした。それが角のようにみえることから、角髪と書かれるようになったと古事記伝にはしるされている。

元服するとき、男性は長い髪で鬢を結び、冠を被る儀式をおこなった。また女性も、髪上または初笄とよばれる、下ろしたままの髪を束ねて鬢に結う儀式をおこなった。

びんをそぐも。十六からなり。そぎはじむるは。おとこそぐなり

〔大上臈御名之事〕『群書類従』続群書類従完成会、一九六〇年、

一七頁

女房の服飾や幼名のほか、百余りの女房詞をしるしている『大上臈御名之事』によると、耳周りの髪である鬢を削ぐのは一六歳だった。そしてそれは、夫となる男の手によっておこなわれた。

橘の光れる長屋にわが卒寝し童女放髪に髪上げつらむか

〔万葉集・下〕岩波書店、一九五五年、一七五頁

童女放髪の「うない」とは、髪をうなじのあたりで垂らしていることであり、「はなり」は、髪を結わずお下げにしていること

である。どちらも、結い上げていない髪形やその童女を意味している。

『万葉集』には、橘の実の照り映える長屋へ連れて寝たあの放髪の子は、今頃髪上げをした立派な女性になっていることだろうという意味の歌が残っている。

この歌は、女性の黒髪は貞操と深い関係があったことを教えてくれる。

よき程なる人に成ぬれば、髪上げなどさうして、髪上げさせ、裳着す

〔竹取物語〕岩波書店、一九七〇年、一〇頁

童女は放髪とよばれる下ろしたままの髪であり、一人前の女性となる時、夫となる男性に髪を結い上げさせた。

振分の髪を短み青草を髪にたくらむ妹をしぞおもふ

〔万葉集・下〕岩波書店、一九五五年、二〇頁

もし髪上げに十分なほど髪が伸びていなければ、その時は、契りが結べなかった。髪上げが可能な長さになるまで、待たなくてはいけなかった。

くらべこし振分髪も肩すぎぬ君ならずして誰かあくべき

〔伊勢物語〕 岩波書店、一九六四年、二四頁

平安時代初期に成立した歌物語『伊勢物語』に、髪上げをすべき結婚の時期が近づいたが、夫と定めていたあなた以外の誰のために髪上げをしようか、という歌が収められている。

髪上げは、成人と同時に結婚をも意味した。そのため、恋と髪は密接に関係している。

たけばぬれたかねば長き妹が髪このころ見ぬに搔入れつらむか

〔万葉集・上〕 岩波書店、一九五四年、七七頁

この歌は題詞によると、三方沙彌が園臣生羽の娘を妻としたもののすぐに病氣となったときに作られた。

夫婦の契りを結ぶ際に、園臣生羽の娘の髪を梳つたことを思い出し、自分の恋心をその髪のなかに留めておくために髪を梳つたことを、「髪をみる」と表現している。

人はみな今は長しとたけと言へど君が見し髪乱れたりとも

〔万葉集・上〕 岩波書店、一九五四年、七八頁

三方沙彌の歌を受け、園臣生羽の娘は梳ることなく、三方沙彌が梳つた髪をそのままにしておき、再会を願った。同じような歌

は他にもある。

朝寝髪吾はけづらじ愛しき君が手枕触れてしものを

〔万葉集・下〕 岩波書店、一九五五年、二三頁

髪を梳ると、愛しい男性の魂が抜けてしまう。そのままにしておき、再び男性が来て梳ってくれることを期待している。

置きて行かば妹恋ひむかもしきたへの黒髪しきて長きこの夜を

〔万葉集・上〕 岩波書店、一九五四年、一六八頁

この歌を詠った田部忌寸様子は、太宰府に赴任する。妻を一人おいて行ってしまったのなら、妻は長い夜を寢床に黒髪を敷いて恋慕うのではないかと詠っている。

ぬばたまの黒髪敷きて長き夜を手枕の上に妹待つらむか

〔万葉集・下〕 岩波書店、一九五五年、二七頁

同様の歌が、『万葉集』には多くある。また反対に、妻自身がひとり寝の寂しさを詠う歌もある。

せむ術の たづきを知らに 石がねの凝しき道を 石床の

根延へる門を朝には 出でゐて嘆き 夕には 入りゐて思ひ  
白たへの わが衣手を 折り反し 独し寝れば ぬばたまの  
黒髪敷きて 人の寝る 味眠は寝ずて 大舟の ゆくらゆく  
らに 思ひつつ わが寝る夜らを 数みもあへむかも

〔万葉集・下〕岩波書店、一九五五年、九一頁

黒髪を敷いて寝ることは、恋人が夢にあらわれ、夢のなかで会うことができるようにと、祈願としておこなわれた。

髪が成人儀礼として、またそれが男女の契りとして密接に結びついていたからこそ、髪を敷いて寝るといふ行動としてあらわれた。

### 平安時代、長い黒髪は美人の条件

歴史的な女性の髪形といえば、まず平安時代の長い髪を思い浮かべる。

なべてのさまにはあるまじかりつる、人のうち垂れ髪の見え  
つるは

〔源氏物語・六〕岩波書店、一九六七年、二五三頁

平安時代、女性は打垂髪もしくは垂髪という、長い髪が美人の条件とされていた。清少納言も『枕草子』のなかで、髪の長い人を「うらやましげなるもの」としてあげている。

では、どれほど長かったのだろうか。

御髪のいと長げなりしをかい超して見たまへりしかば、いと  
うるはしく多くて、七尺ばかりにぞありし

〔うつほ物語・三〕『新編日本古典文学全集』小学館、二〇〇二年、一六五頁

平安時代中期に成立した『うつほ物語』では、髪が艶やかでふさふさとあり、その長さは七尺（二一〇cm）とある。

六尺ばかりなる末つき、扇をひろげたるやうなり

〔夜半の寝覚〕『新編日本古典文学全集』小学館、一九九六年、二二〇頁

また、平安時代後期に成立した王朝物語のひとつである『夜半の寝覚』では、広げた扇のように艶々と隙間なく髪があり、その長さは六尺（一八〇cm）の長さであったとある。

七八尺ばかりうちやられたる末は、五重の扇を広げたらむやうに、世に知らずめでたう

〔浜松中納言物語〕『新編日本古典文学全集』小学館、二〇〇一年、三〇三頁

同じく平安時代後期に成立した物語文学の『浜松中納言物語』では、七八尺（二一〇～二四〇cm）であり、伸びている髪の毛の先は扇を広げたようである。

おおよそ、文学作品に表現される美しい髪の毛の長さは、六尺以上といえる。髪は、長ければ長いほど、美しいとされていた。

歴史物語である『大鏡』には、藤原氏一門のなかでも、とくに美人とされた藤原芳子について、しるされている。

村上の御時の宣耀殿の女御、かたちおかしげにうつくしうおはしけり。内へまいり給とて、御車にたてまつりたまひければ、わが御身はのり給けれど、御ぐしのすそは母屋の柱のものとぞおはしける

〔『大鏡』岩波書店、一九六四年、七五頁〕

ここでは、本人が牛車のなかにもなお、髪の毛の先が住居の柱に巻きついていたほどに、髪は長かったという話が残されている。

もちろん、髪がそれほどまでに長く伸びるとは考えられない。一般的に、髪の毛の成長は一日平均〇・四mm。一年で約一〇cmであり、髪の毛の寿命は三年から五年といわれる。伸びても、一〇〇cmにも満たない。

藤原芳子の髪の毛の長さの真偽はともかく、やはり長い髪が美しいという意識が存在したからこそ、この逸話は生まれた。

しかし、ただ長ければ良いというわけではない。艶やかな黒色の髪であることが、美しいとされていた。

平安文学には、この髪の毛の艶やかな黒を讃える表現が、さまざまにみることができる。

御髪はゆらゆらと、翡翠とはこれをいふにやと見えて

〔「夜半の寝覚」『新編日本古典文学全集』小学館、一九九六年、四八三頁〕

『夜半の寝覚』で、カワセミの羽の青色になぞらえ、黒髪の毛の艶々とした美しさを表現している。

ただきより末まで、つゆおくれたる筋なく、まことに金の漆なんどのやうに、影見ゆばかりつやつやとして

〔「浜松中納言物語」『新編日本古典文学全集』小学館、二〇〇一年、三〇三頁〕

『浜松中納言物語』では、金の漆などのように、人の姿が映ってみえるくらい艶々として美しいと表現している。

艶やかで深い黒の髪、そしてそれも身丈よりも長く、髪先はふさふさと裾引いている。そんな髪が愛でられ、そのような髪をもつ女性が美人とされた。

おほかたはたが見むとかもぬばたまのわが黒髪をなびけてを  
らむ

〔万葉集・下〕岩波書店、一九五五年、二〇頁

『万葉集』には、女性が黒髪をなびかせ、積極的に男性を魅惑する歌が詠われている。ということはすでに、黒髪を愛でる意識が万葉の時代にあったということだ。

天皇、日向国の諸縣君の女、名は髪長比賣、その顔容麗美し  
と聞こしめして

〔古事記〕岩波書店、一九六三年、一四三頁

『古事記』の応神天皇の条に、大変な美人であった諸県君の娘の名が「髪長」比賣とある。その名の通り、髪が長かったのか否かについては、わからない。

髪長比賣の名が美人の代名詞となり、そこから垂髪の長い髪を美とする意識が芽生えたのではないかと考えることもできる。

だが、わざわざ美人とされる娘の名前を髪長比賣とすることは、髪が長いことと美人であることに深い関係があったこと以上のことを、物語っている。

髪長比賣は、のちに仁徳天皇の妃となる。栄華をほこった藤原氏で最も美人とされた藤原芳子は、現実的とは思えないほど髪が長かったとされるされている。

為政者の立場から、髪が長いという表現をもって、意図的に美人を作り出した可能性も捨てきれない。それほどまでに、髪が長いことは特別な意味をもっていた。

黒髪を愛でる一方で、黒くない髪、短い髪は不美人の象徴でもあった。

散る花ぞかしらの雪と見えわたる花こそいたく老いにけらし  
な

〔うつほ物語・三〕『新編日本古典文学全集』小学館、二〇〇二年、三九四頁

『うつほ物語』では、散る花は、頭に積もる白い雪であり、白髪のようにみえると、白髪が老いの表現となっている。

白髪が生えていては、まずかった。もし、白髪をみつけたら、抜かずにはおれない。清少納言は『枕草子』のなかの「ありがたきもの」として、毛がよく抜ける白金の毛抜きをあげている。

白髪を老いとしてとらえるのは、平安時代だけのことではない。

ありつつも君をば待たむうちなびくわが黒髪に霜の置くまで

〔万葉集・上〕岩波書店、一九五四年、七一頁

居明して君をば待たむぬばたまのわが黒髪に霜はふるとも

〔万葉集・上〕岩波書店、一九五四年、七一頁

『万葉集』には、天皇、公家から下級官人、防人などさまざまな身分の人間が詠んだ歌が収められている。

そのなかに、仁徳天皇の皇后であり、履中天皇や反正天皇の母である磐之媛命の作とされる歌も収められている。

磐之媛命はとても嫉妬深く、磐之媛命が熊野に行啓したとき、仁徳天皇が応神天皇の娘である八田皇女を宮中に入れたことに激怒し、山城の筒城宮に移り、同地で没したといわれている。

霜が降り積もったかのように、豊かで美しい黒髪に白髪が交じるまで、仁徳天皇が来るのを待ち焦がれていた。磐之媛命の作とされる二首の歌から、『万葉集』が編まれた時代ではすでに白髪が老いの表現となっていたことが読み取れる。

わが袂まかむと思はむますらをは変水求め白髪生ひにたり

〔万葉集・上〕岩波書店、一九五四年、一八六頁

白髪生ふる事は思はず変水はかにもかくにも求めて行かむ

〔万葉集・上〕岩波書店、一九五四年、一八六頁

老いは見た目だけの問題ではなく、死に近いことを意味する。そのため、「白髪生ふる事は思はず」と白髪であることは気にしないものの、「変水」を探し求めようという。

天橋も 長くもがも 高山も 高くもがも 月よみの 持て  
変若水 い取り来て 君に奉りて 変若得てしかも

〔万葉集・下〕岩波書店、一九五五年、八四―八五頁

変水とは変若水のことであり、月にあるという若返りの水を意味している。女性だけではなく男性にとっても、白髪は忌み嫌うものだった。

六十にあまッていくさの陣へむかはん時は、びんびげをくろ  
う染めてわかやがうと思ふなり

〔平家物語・三〕岩波書店、一九九九年、五〇頁

鎌倉時代に成立した『平家物語』に、七三歳という高齢の斎藤別当実盛が登場する。平安時代末期の武将である実盛は、保元の乱、平治の乱においては上洛し、源義朝の忠実な部将として奮戦した。しかし、義朝が滅亡した後は、関東に無事に落ち延び、その後平宗盛に仕え、東国における歴戦の有力武将として重用される。

寿永二（一一八三）年、平維盛らと木曾義仲追討のため北陸に出陣した実盛は、老人が大将かと思われたのでは仕える主人に申し訳ないと、白髪を黒く染めていた。

実盛が討ち取られ首実検をするために、その首を洗ったところ、髪がみるみる白くなったという。水で洗ってすぐ落ちたとい

うことは、おそらく墨を塗っていたのだろう。

黒く染めることで「わかやがう」、すなわち若々しくみせていた。この白髪を老いとらえ、嫌う意識は平安時代から現代まで途絶えることなく受け継がれている。

しかし、垂髪は歴史的に継続しておこなわれていたわけではない。い。

今より以後、男女悉に髪結びよ。十二月三十日より以前に、  
結び訖れ。唯し髪結びむ日は、亦勅旨を待へ

〔日本書紀…五〕岩波書店、一九九四年、一八〇頁

天武天皇一一（六八二）年四月に、垂髪を禁じる「結髪の勅旨」が定められる。大陸の制度に倣ったためだった。

後ろ髪をまとめて頭頂部で鬘を作り、鬘の本体は髪の手を分けて二つの輪を作ったもので、余った髪を鬘の根元に巻きつけて完成させる高髻とよばれる髪形がおこなわれた。

女の年四十より以上は、髪の手を結かぬ、及び馬に乗ること縦横、並に意の任なり。別に巫祝の類は、髪結く例に在らず

〔日本書紀…五〕岩波書店、一九九四年、一九八頁

しかし、その二年後の天武一三（六八四）年四月には、四〇歳以上の女性と巫祝については例外として「結髪の勅旨」が緩和ら

れた。そして、朱鳥元（六八六）年七月になると女性は完全に垂髪が許可される。

大陸の文化や制度を倣って、男性の髻と女性の垂髪を禁じた。だが、大陸の制度を模倣することよりも、むしろ過去よりおこなっている習慣や受け継がれた垂髪への美意識を変えることはできなかった。

それほどまでに、垂髪に対する想いは強いものだった。だが、髪を長く、そして美しく保つことは簡単なことではない。

髪は、一日に何度か梳ることによって、長くなると考えられていた。

はやう住みし所に頭洗ひに行きて ふる里の板井の中はすみ  
ながら我みづからぞあくがれにける

〔赤染衛門集〕『賀茂保憲女集・赤染衛門集・清少納言集・紫式部集・藤三位集』明治書院、二〇〇〇年、八〇頁

平安時代の女流歌人、赤染衛門の歌集『赤染衛門集』からは、髪を洗うのに「あく」、すなわち灰汁が使用されていたことがわかる。

この他にも、洗髪や整髪のために、泔という米のとぎ汁、美男葛という実葛の蔓の粘液などが用いられていた。

宮、つとめてより暮れるまで、御髪洗ます

〔うつほ物語…三〕『新編日本古典文学全集』小学館、二〇〇一

年、四八五頁

髪を洗うのも一苦労だった。現代では、毎日のように入浴時に洗っているが、平安の世では一日かかりの大仕事だった。

終日を費やすため、毎日髪を洗うというわけにはいかない。髪を洗う日が、月に何度かと、決められていた。

今日は二十六日だね。嬉しうおす。あしたはかみあらひ日でおすよ

〔通言総籙』『洒落本代表作集』国民図書、一九二七年、四三七頁

山東京伝が、天明七（一七八七）年に自らの著作である『江戸生艶気権焼』の登場人物をそのまま借り、当時の遊里の話題、風俗などを実在の人物に取材して描いた『通言総籙』からは、遊女の髪洗いの日が二七日であったことがわかる。

これが、はたして月に一回だったのか複数回だったのかは不明だが、徳川時代になっても、髪を洗うのが大変だったために、日が決められていた。

髪を洗うのはもちろん、それ以上に乾かすのも大変だった。生乾きのままにしておく、変なくせがついてしまい、長く艶やかでまっすぐな黒髪にはならない。

干し果てさせたまひてこそ。渡らせたまへらば、ただ大殿籠りなば、御髪にたわつきなむず。御産屋のその日のうちにだに入り臥したまひし御心は、御髪ばかりには障りたまひなむや

〔うつほ物語…二〕『新編日本古典文学全集』小学館、二〇〇一年、四八六頁

髪が乾ききっていないうちに、女一の宮は大将殿によばれる。それを知った右近の乳母は、髪が乾ききってから行った方がよいと諭す。

その理由は、出産したその日のうちに、同衾をのぞむような大将殿であるから、髪が乾いていないことなど気にも留めず求めてくる。だから、髪に変な癖がついたら困るという。

乳母は大将殿に肉関係を追られる姫の貞操よりも、せっかく洗った髪に癖がつく。その方が心配だったのだ。

それほどまでに、髪は大事にされていた。「髪の長きは七難隠す」と、髪の長いことは、他の欠点を隠してしまうという諺が、今にも残っているが、何よりも髪の美しさが大事だった。

七月七日になりぬ。加茂川に、御髪洗ましに、大宮よりはじめたてまつりて、小君たちまで出たまへり

〔うつほ物語…一〕『新編日本古典文学全集』小学館、一九九九年、一九七頁



髪を洗っている少女（国際日本文化研究センター 外像データベース）

髪を洗いに加茂川まで、でかけていく。七月七日という季節的なこともあるが、この日が乞巧奠であることに注目したい。乞巧奠とは、女性が手芸、裁縫などの上達を祈った儀式をさす。もとは中国の行事で、奈良時代、宮中の節会としてとり入

れられた。日本に在来した棚機女の伝説や祓えの行事と結びつき、民間にも普及して現在の七夕行事となっていく。女性に必須の技芸の上達を願う七月七日に髪を加茂川で洗うことによって、長く豊かで美しい髪を得られると考えられていたのだらう。

ただ、乞巧奠に加茂川に髪を洗いでかけたのは、女性だけで

はなく、男女一緒だった。七夕の牽牛と織姫の物語に合わせて、公家たち男女の出会いの場として、この御髪洗が位置づけられていたのかもしれない。

髪を毛を切って竹の根元に埋めると髪が黒くなる

〔「故事・俗信ことわざ大辞典」小学館、一九八二年、二八二頁〕

宇都宮地方では「髪を毛を切って竹の根元に埋めると髪が黒くなる」ということわざがある。

竹取の翁夫婦に育てられて輝くばかりの美しい姫に成長したかぐや姫は、あまりの美しさから、五人の貴公子や帝からも求愛される。

そんなかぐや姫は、竹の中から生まれた。かぐや姫にあやかり、自分の髪を竹の根元に埋める。俗信に頼ってでも、美しい髪を手に入れることを願い、女性は竹の根元に自らの髪を埋めた。

宮、こなたに渡らせ給へれば、女君、御泔の程なりけり。人びとも、おのおの、うち休みなどして、御前には、人もなし。小さき童のあるして、「折悪しき御泔の程こそ、見苦しかめれ。さうざうしくてや、ながめむ」と、きこえ給へれば、「げに、おはしまさぬひまひまにこそ、例は、すませ。あやしう、日頃、物うがらせ給ひて、「今日過ぎば、この月は、日もなし。九・十月には、いかでは」とて、つかまつら

せつるを」と、大輔、いとほしがら

〔源氏物語…六〕岩波書店、一九六七年、四五―四六頁

反対に、九月と一〇月は髪を洗うことを忌み嫌った。他にも、四月や五月も髪を洗わなかった。

髪を洗うこと一つが、物事の禁忌と関係し、自由にはならなかった。

### 髪の長さは身分に関わる

清少納言は髪の長い人を「うらやましげなる」とする一方、「短くてありぬべきもの」として、下衆女の髪をあげている。これは、身分の低い女性の髪は短くしておかなければならないことを意味している。

御膳まゐるとて、女房八人、ひとつ色にさうぞきて、髪あげ、白き元結して

〔紫式部日記…上〕講談社、二〇〇二年、一〇七頁

食事の準備をはじめようと、女房八人が同じ色の衣装を着て、髪を結い上げ、白い紙で束ねる。この髪を束ねるものを、元結とよんだ。

元結の色は、延喜式には「髻結紫糸」とあることから、本来は紫であったのではないかと考えられる。

むすびつる心も深きもとゆひに濃き紫の色しあわせず

〔源氏物語…二〕岩波書店、一九六五年、三六頁

いとをかしげに装束き、みづらゆひて、むらさき裾濃の元結なまめかしう

〔源氏物語…二〕岩波書店、一九六五年、一三三頁

『源氏物語』をみると、加冠に奉仕する左大臣の歌や、光源氏が住吉に詣でたときに帝から賜った童隨身にしろされている元結は紫だ。

唐衣、釵子さして、白き元結したり

〔紫式部日記…上〕講談社、二〇〇二年、九〇頁

しかし『紫式部日記』では、食事の準備をする女房、御湯殿に奉仕する女房は白い元結をしている。装飾的に元結を用いるか実用的に用いるかによって、もしくは貴人か否かで、元結の色が異なっていた。

『紫式部日記』には宮中にいる女性であっても、労働に従事するときには髪を結っていた姿がしるされている。

身分の低い女性、すなわち身分の高い女性の世話をする者の髪が長かったら、労働に支障をきたす。

つまり、髪が長いということの美意識は、たんにそれが美しい

からということだけではなく、労働をしなくてもよい、身の回りのことを自分でしないという社会的地位の高さをもあらわしている。

当然のことながら、平安時代の艶やかな長い黒髪という美は、当時の支配者たちであった公家階層のものであった。自らが家事をし、労働に従事している女性たちは、長い髪であれば邪魔になり、髪は短く、もしくは結っていた。

#### 男子皆露紒以木縣招頭

〔魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝〕岩波書店、

一九八五年、一〇九頁

#### 婦人被髮屈紒

〔魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝〕岩波書店、

一九八五年、一〇九頁

古代では『魏志』倭人伝によると、男性は皆が頭に何も被らないうで木綿を頭に巻き、女性は髪を結っていたことが読み取れる。髪が長いことは生活に支障をきたすことから、髪が結われていた。

肥人の額髪結へる染木綿の染みにしころ吾忘れめや

〔万葉集…下〕岩波書店、一九五五年、一七頁

『万葉集』には、肥後国球磨地方に住んでいたといわれる肥人が額の前髪を括りあげるように、色染めた木綿のはちまきをしていた姿が詠われている。

木綿で髪を括るというのは『魏志』倭人伝にも描かれる古い髪形であり、労働に支障をきたすのを防ぐという意味では、特別な髪形ではない。

しかし、肥人は大和朝廷に従わなかった熊襲に通じる人々であることから、その姿は異習として人々に異様な印象を与えていたに違いない。

藤原氏の氏神であった春日大社の効験を集成した絵巻物『春日権現霊験記絵』には、布によつてはちまきのように髪を留めている女性が描かれている。

耳はさみがちに、美相なき家刀自

〔源氏物語…二〕岩波書店、一九六五年、四九頁

家刀自とは、食事の分配などを決める女性、いわゆる主婦のことをさす。耳はさみという、垂れさがる額の髪を耳に挟んで後方にやる姿を、家事が多忙で身だしなみをしない様子であり、賤しいとする。

明け暮れば、耳はさみをして

〔虫めづる姫君〕『堤中納言物語』岩波書店、二〇〇二年、三二頁

平安末期から鎌倉初期に成立したといわれる『虫めづる姫君』の主人公は多くの虫を集め、とくに毛虫を愛玩する少し変わった姫だ。

この姫君は、耳はさみをしており、当時の女性では考えられない行動をとっている。そのような姫君の姿をみた女房は姫君を軽蔑する。

しかしなぜ、垂髪という長い髪をするようになったのか。

垂髪は顔を隠すを要す、故に耳はさみなどは常にせぬことなり

〔嬉遊笑覧・二〕『日本随筆大成』吉川弘文館、一九七九年、一三七頁

徳川時代に書かれた風俗の百科事典『嬉遊笑覧』によれば垂髪は、顔を隠すためのものであり、そのため邪魔だからと耳にかけたりはしない。

たしかに、女性をほかの男性と接触させないようにと、顔隠すという習慣は世界各地で見られる。たとえば、中東の女性が外出して公衆の面前にでるときに用いるブルカやチャードルのように。日本においても、東北地方に「はんこたんな」とよばれる作業着が伝わっている。

しかし、垂髪にしたからといって、顔が隠せるわけではない。だからこそ、扇や御簾、屏風といったものが用いられた。

自分の身体よりも長いのがよいとされる垂髪は、その長さから髪を長く垂らしたままでも障りがない範囲の行動しにくい者だけが、現実的にすることができた。

そんな女性は、侍女をもつ公家だった。すなわち、自ら労働しなくても良いことを表わす長い髪は、社会的地位の高さを表わす象徴として、機能していた。

長い髪が高い身分の象徴となると、短いのはもちろん、髪を結ぶことさえもよしとはされない。

御髪は、こちたくきよらにて、九尺ばかりおはしますを、結いてうちやられたり

〔夜半の寝覚〕『新編日本古典文学全集』小学館、一九九六年、三八一頁

髪を結んでいたのは、病気で寝込んでるときくらいだった。そういう者たちのあいだで、黒く長い髪を美とする意識が生まれ、その姿に支配される者たちは憧れた。

#### 武家社会で認められた結髪

長い髪と美人の関係は室町時代まで続く。永祿六（一五六三）年に来日した宣教師ルイス・フロイスは、彼の著書『ヨーロッパ文化と日本文化』のなかで、長い髪について書き残している。

公方の家の日本婦人たちは四つか五つつぎに繋ぎ合わせた髪をつけ、三コヴァドも後の地上に曳きずって歩く

〔『ヨーロッパ文化と日本文化』岩波書店、一九九一年、四三頁〕

三コヴァドとは、一九八cm。ポルトガル人のルイスワロイスにとつて、女性のあまりに長い髪は、驚きだった。しかし、髪は削がなければ伸びるとはいえ、どれだけ伸びるかは個人差がある。そこで、鬘もしくは髷という添え髪で補った。

ヨーロッパの女性は滅多に自分の髪に他の髪を添えることはしない。日本の女性はシナから商品として渡来する鬘をたくさん買入れる

〔『ヨーロッパ文化と日本文化』岩波書店、一九九一年、四〇頁〕

ルイスワロイスは、他人の髪を自分の髪に添えるということに大きな驚きをもった。実際にルイスワロイスが書き残したように、鬘が輸入されていたかは、わからない。ただ、鬘を作るため必要となる人毛を集める「おぢやない」とよばれる職業があったことから、国内で生産されていたことは間違いない。

洛西、常磐里の婦人、布囊を頭上に戴き、市中に徘徊し、落は有りや否やと問ふ。もし脱落の髪を蓄蔵する者あるとき  
は、これを買ひて、清水に洗淨すること教編、しかうして

後、大小・長短これを扱ひ、これを聚め、婦人の求むるところに随ひて髪を添を造る。近世、男子もまた、冶容にして髪  
少なき者、他人の落髪を聚め、自己の頭髪に相加ふ

〔『雍州府志』臨川書店、一九九七年、二八〇頁〕

京都の地理、沿革、神社、寺院、古跡、陵墓、風俗行事、特産物、工芸文化などを詳細に著した『雍州府志』によると、抜け落ちた髪を集めて束ね、それを売る仕事があったことが示されている。

この集めた髪によつて鬘を作った。当初、髪が短い女性たちをその商売の相手としていたのが、次第に頭がはげてきた男性も購入するようになったという。そんな鬘が、古くから利用されていた。

七八尺の鬘のあかくなりたる

〔『枕草子』岩波書店、一九六二年、二二二頁〕

年経ぬるしるし、見せ給ふべき物なくて、わが御髪の、落ちたりけるを、とりあつめて、鬘にし給へるが、九尺余ばかりにて、いと、清らなるを

〔『源氏物語』岩波書店、一九六五年、一五三頁〕

一八世紀初めに刊行された挿絵入りの百科事典である『和漢三

『才図会』によると、髷の長さは三四尺（二〇〇cm前後）だったとされる。だが、『枕草子』や『源氏物語』に登場するものは、もつと長い。

表舞台にでない女性であれば常に、髪を短く、そして束ねていればよかった。しかし、問題なのは、官位があり、主人に仕えながらも、ときとして、公式の席に臨む女性だ。

髪丈にあまり、装束あざやかなる下仕へ、釵子、元結して、二十人出で来て御前に参る

（『うつほ物語…一』『新編日本古典文学全集』小学館、一九九九年、四五〇頁）

主人に仕えているあいだは、髪を結っていても問題はない。

『うつほ物語』からは、食前に奉仕する女官は、釵子を用いて髪上げをし、髪を髷を元結によって束ね、釵子から左右に長く髪を垂らしていたことがわかる。

だが、そんな女官たちも、公式の場に臨むにあたっては、垂髪にしなくてはいけなかった。

昔は奥方御息女方神社仏閣詣に下げ髪供侍上下着する也

（『昔々物語』『日本庶民生活史料集成』三一書房、一九六九年、三

九三頁）

神社仏閣に詣るときには、正式な髪形である垂髪にしていた。女官にとって、自在に髪を調整する髷はきつと便利だったに違いない。

『大上臈御名之事』には髷のつけ方がしるされている。

一、かもじゆうこと。まづかみのうゑのきわをびんのかみをのけてゆひて。したをそろへてけづる也。いれもとひして上はとくなり。かもじのおほきすくなきは。若き人と年よりはすくなし。そのほかは、よきころたるべし。かもじのしやくはさだまりたり。人だけによるべからず。あまらばそのまゝたるべし。

一、いれもとひ。ともに五ところゆふなり。いれもとひの次一そくほどおきて。水引にてゆふなり。水ひきのぶん二ところなり。いづれも一そくといへども。いれもとひと水ひきのあひはすこしひろく見ゆるやう成べし。さて又其下を三ぞくほどひきさきてゆう也。若き人は水ひきのところを一ところゆう也。以上四ところなり。廿八の春より五ところゆう也といへども。たゞわかきときより四所ゆうなり。

一、水ひきもひつさきも。ゆひやうおなじ事なり。ふたへまはして。ひだりの方にわなのあるやうに有べし。みぎにはもろ口あるべし。

一、ながさにはさみてきるなり

（『大上臈御名之事』『群書類従』続群書類従完成会、一九六〇年、

「いれもとひ」とは入元結のことで、紙を巻いて芯にした丸い棒状の物。長い髷用であり、これを一重に一番上に結んだ。さらに、水引で二カ所結んだ。「ひつさき」とは小引裂のことで、和紙をたたみ細い平元結にした。

寛永の比迄は、婦女細き麻繩にて髪を束ねて、其の上を黒き絹にて巻きしに、其の後麻繩をやめて紙にてゆふ。越前国より粉紙にて、元結紙と云ふものを造り出だし

〔独語〕『日本随筆大成』吉川弘文館、一九七六年、二八五頁

入元結も平元結も、元結という髪を束ねる紙だ。古くは麻糸や組紐を用いていたが、徳川時代初期から元結紙でこよりを作り、水糊を塗ったものを用いるようになった。

大宰春台が著わした芸能、風俗の変遷に関する評論随筆『独語』によると、寛永期（一六二四年～一六四四年）から髪髷の結び紐が使用されはじめた。すなわち、髪を結いはじめたわけだが、それにともなって「伽羅油」や様々な髪飾りが登場した。

本結、もと髪捻といふ。中華にはゆる鬢なり。倭俗、杉原紙あるいは奉書紙または長永紙、幅一寸ばかりに直にこれを切り、長二三丈にこれを捻る。これを、髪捻を捻るといふ。

しかうして後、水あるいは米泔に浸し、しかうしてこれを取り出し、左右にこれを牽き張り、布巾をもつて緊急にこれを拭ふ。これを漉くといふ。しかうして、日に乾し、短長その欲するところに随ひてこれを截り、髪を束ねてこれを結ぶ

〔雍州府志〕臨川書店、一九九七年、二八〇頁

『雍州府志』によると、杉原紙、奉書紙、長永紙を幅一寸に切り、二三丈に捻り、水に浸して固め、必要な長さに切つて用いた。

反対に、自身の髪が長い場合には、結うのも解くのも簡単な方法で処理をした。

みやづかへなどせぬ時。また道など行時。かもじ長くてわるとき時は。したのゆひたるところを右のかたにわなのあるやうにかみをわけて。さてしものゆひたるところに。べちのひつさきにてゆひつくるなり

〔大上臈御名之事〕『群書類従』続群書類従完成会、一九六〇年、

一八頁

主人に仕えていないとき、また道を行き交うときに、長い垂髪が邪魔になることがある。そんなときは、自らの髪で輪を作り、そこに髪を通して結ぶことで整えた。

また、髪をぐるぐると巻き、筭で仮止めがされる筭鬘という髪

形もあった。

かうがひわけは下髪せし奉公人など其つとめをしまひ。うちくゝの局などにいりくつろぎ。又はをのがじうち寄比下髪は身持むづかしきゆへにぐるくゝとまはしてかうがひにて仮にしめをきたるなり

〔女用訓蒙図彙・五・中〕だるまや書店、一九一七年、三頁

笄とは、髪を搔き揚げて鬢を形作る装飾的な結髪用具のことだ。この笄に髪を巻きつけて髷をつくった。

笄を懐にもちたらんと推量するよしは、むかしの女も今とおなじくかしらの痒き時爪して搔くはいやくしく且つ無礼なれば髪搔をかうがいとさへ古く訓たる物なれ

〔歴世女装考〕『日本随筆大成』吉川弘文館、一九七五年、二二二

頁

だが、笄そのものは、もともとは頭を搔く物だった。

かうがいは髪かきなりゑほしをかぶりかぶとをかぶる故頭のいきこもりてかゆくなるものなり其とき手にてはかゝれずかうがいにてかくなり

〔軍用記〕『故実叢書』明治図書出版、一九五四年、二五三頁

徳川中期の有職故実家伊勢貞丈が、宝暦二一（二七六一）年に軍陣の作法を子孫に伝えるために集成した『軍用記』のなかで、笄は頭を搔く物としてしるされている。

武士は笄を太刀に差し収納し、髷が痒くなったときや、髪が乱れたときに使用していた。

御くし・かうがいくし給へりけるといいで、つくろひなどして

〔大鏡〕岩波書店、一九六四年、一六一頁

大酒飲みの内大臣道隆は上賀茂神社参詣の途中、車のなか泥酔しているのを弟の道長によって起こされたとき、乱れた髪を整えるために笄を使用している。

ひめ君、檜皮色の紙かさね、たゞ、いさゝかに書きて、柱の干割れたるはざまに、笄の先して、押し入れ給ふ

〔源氏物語・三〕岩波書店、一九六五年、一八三頁

頭を搔き、また髪のを整えるだけでなく、真木柱の姫君が柱の割れ目に紙をさし入れるのに笄を使用している。笄が、男女を問わず日常的に携帯され、使用されていたことがわかる。

笄髷といふ髪の風京より起り諸国にうつれり、其結ぶりは笄

を髪の根もとにさしこれに髪を巻きつけて状をなすなり

〔歴世女装考〕『日本随筆大成』吉川弘文館、一九七五年、二二五

頁)

そんな頭を搔く道具だった筈を利用した筈鬘は、京よりおこつたといわれている。もちろんこれは、京が公家社会だったからだ。

垂髪が正式な髪形であった時代でも、一部の支配的地位にいる者をのぞいて、私的な空間では髪が結われた。それが、支配的地位が公家から武家へと変わることによって、次第に垂髪から結髪が公的な場においても認められるようになっていく。

いつ見ても鬘でもかぶつたように後れ毛一筋なく

〔武家の女性〕『山川菊栄集』岩波書店、一九八一年、一〇〇―

〇一頁)

水戸藩士青山延寿の孫であった山川菊栄は、『武家の女性』のなかで鬘が結われていたことを回想している。

後れ毛を嫌い徹底的に髪を結い上げるだけではなく、際墨という額の生え際に墨を施し、額の形を美しくみせる化粧もおこなった。

きずみのあまりにくろきは、たゞにんげうなど色どりたるや

うにていとすさまじ

〔女郎花物語〕『古典文庫』古典文庫、一九七〇年、一六六頁)

際墨をやりすぎると人形のような印象を与えると、『女郎花物語』は批判している。人形のような髪形は、武家社会における武士の剛気、勇猛、威武を、女性に与えるものだった。

結髪は、装飾性から生じたものではなく、支配的地位にいる者の入れ替わりと、日用上の便宜から、次第に変化した。

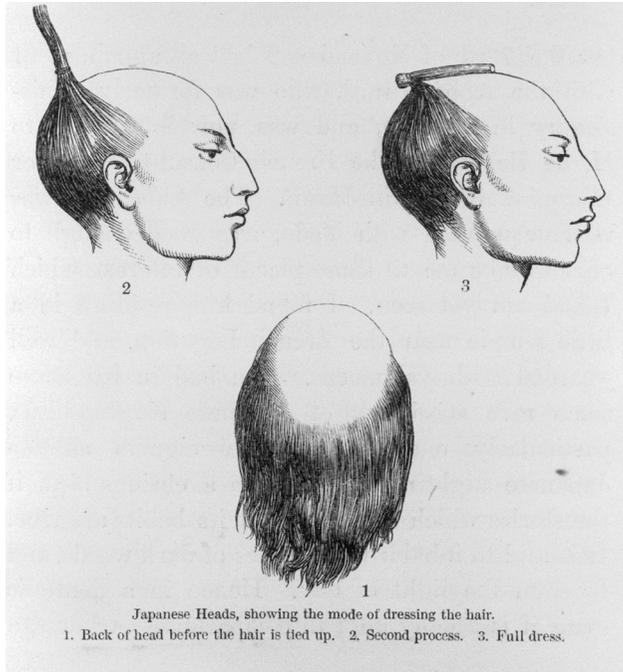
ちなみに、武家社会の男性の髪形といえば、「月代」が思い浮かぶ。頭髪を、前額側から頭頂部にかけて半月形に髪を剃り落とし、後頭部の髪を束ねて頭頂部に置いた髪形だ。

月代といっても、その種類は、大月代、半頭、中剃と大きく三つに分けることができる。大月代は鬘と後頭部の毛を残して額まで剃る月代、半頭は頭髪を前半分だけ剃って後ろのほうを残しておく月代、中剃とは頭の中央部の髪のみを剃り去る月代である。なぜ、このような髪形が生まれたのか。

戦の時、常にかぶとをかぶり気のほせて煩う事あるによりて、頭の上を丸く中ぞりをしけるなり

〔貞丈雑記・二〕平凡社、一九八五年、一一五頁)

戦に臨む者は兜を被る。すると、次第に兜のなかに熱がこもる。そのため、頭が蒸れないようにと髪を剃ったのが月代のはじ



男性の結髪方法 (国際日本文化研究センター 外像データベース)

まりだと、伊勢貞丈は徳川時代の有職故実書である『貞丈雑記』のなかに書き残している。

なぜ、「さかやき」とよぶのか。

「さかいき」と云ふは、気さかさまにのぼせるゆえ、さかさまにのぼするいきをぬく為に髪をそりたる故「さかいき」といふなり

〔貞丈雑記…二〕平凡社、一九八五年、一一五頁

兜をかぶると気が逆さに上るため、その気を抜くことに由来して、月代⇨サカヤキとよぶのだと、伊勢貞丈は考えた。

昔の月代は。冠下に月額を入れる、事にて。日本紀に冠サカとよめり。又鶏冠トサカといふにおなじ。ヤキは鮮やか約。鮮は明サヤカ約。冠下の額に角を剃り入る、事。却月のごとく。其跡鮮明なるゆゑ。サカヤキは冠明なり。冠の半額を半月形ともいへば。もとは冠下の粧より出でたる名なり。その形。月の出でしほに似たるを以て。仮名文には月しろとよめり

〔茅窓漫録』『日本随筆全集』国民図書、一九二七年、四二四頁

だが、これについて諸説ある。『茅窓漫録』という徳川時代の随筆では、トサカに由来するという説をあげている。

戦国時代までは、武士も終始、月代にしていたわけではない。

合戦の間は月代をそれども、軍やめば又本のごとく惣髪になるなり

〔貞丈雑記…二〕平凡社、一九八五年、一一五頁

戦のないときは武士も月代をすることなく、髪は伸ばしたままだった。頭頂部以外は、つねに長いままである。それは、髻を結うためだ。

奈良時代に隋や唐の文化が輸入されて、冠によって身分の高低を示すようになった。そのため冠をかぶるのに便利な髪形として髻が考え出される。

髻を解いてざんばら髪、裸のまま太刀を持って出ていった

〔今昔物語集・五〕平凡社、一九六八年、三四九頁

冠や烏帽子をかぶらないで髻をあらわにした男が太刀を抜いていたと『今昔物語集』にあるが、髻は冠や烏帽子をかぶるためにおこなわれた。髻によって、冠のずれを防ぐためだ。

翁のもとどり放ちたる

〔枕草子〕岩波書店、一九六二年、一七六頁

冠や烏帽子をかぶらずに髻をあらわにだすことを「髻を放つ」とよび、清少納言は髻を放った姿をぶざまだとしている。

平安時代以降、次第に冠をかぶることが庶民にも普及し、かぶり物がないのを恥とする習慣が生まれた。月代はあくまで頭頂部の髪を剃ることであり、武士は髻を結うためには髪を伸ばしていた。

そして、戦がないときには必要性がないため月代をせず、前髪を後ろに撫で付けて、髪を後ろで引き結ぶ総髪にしていた。

にもかかわらず、なぜ武士といえば月代という印象があるの

か。その理由についても、伊勢貞丈はしるしている。

天下大いにみだれ、信玄・謙信などその外諸大将、合戦数年打続きたるゆえ常に月代そる事絶えずして、その後太平の世になりてもその時の風儀やまずして、今日に至るまで月代そる事になりたるなり

〔貞丈雜記・二〕平凡社、一九八五年、一一五頁

戦国時代になり、絶えずして戦がおこなわれるようになるにあわせ、平生から月代がおこなわれるようになる。

戦乱の世では、いつ戦がおこるかわからない。そのため、常に月代がおこなわれ続けた。この月代は、一体どのような方法でおこなわれていたのか。

むかしは、けしきとて髪をぬくものを以て、額の上を少ぬきし

〔和漢事始・一〕『益軒全集』益軒全集刊行部、一九一〇年、七〇

六頁

貝原益軒の『和漢事始』には、「けつしき」という毛抜きで髪を抜いていたとされるされている。毛抜きといっても、当時は木の板で挟んで抜くようなものだった。

おのこのひたひ毛、頭の毛をば髮剃にてもそらず、けつしきとて木を以てはさみを大にこしらへ、其けつしき頭の毛をぬきつれば、かうべより黒血流れて物すさましかりし也

〔慶長見聞集〕『江戸叢書』日本図書センター、一九八〇年、一〇

一頁

抜いた後は、血まみれになり、すさまじい光景であったと『慶長見聞集』の作者である後北条氏の遺臣三浦浄心は書き残している。

その苦行ともいえる月代に、解決策を見出した人物がいた。織田信長である。

信長公髪をぬきて、益なく頭のいたむ事をうれひて、剃刀を用給ひし也。其いにしへは髪をそる事、僧尼の外は、きはめていまくしき事にせしとかや

〔和漢事始〕『益軒全集』益軒全集刊行部、一九一〇年、七〇六頁

あまりの痛さからか、髪を抜くことが我慢できなくなった織田信長は、抜くのではなく剃ることを思い立つ。それまで髪を剃るのは、僧侶のすることだった。そのため、剃刀も、仏具の一つだった。

僧が髪やひげを剃り落とすのは、そこに煩惱が宿るからだといわれる。すなわち、僧が髪やひげを剃るのは悪霊に取り懸かれな

いためだった。

徳川家による天下統一がなされたあとも、約一〇〇年ものあいだ続いた戦国時代のなかで、武士の髪形は月代と定着した結果、月代がおこなわれ続けた。

そして次第に、月代をすることが、一人前とみなされるようになる。それは、成人になるという意味で月代が一般化し、元服を意味する習俗として確立したからだ。

そしてついには、月代が正式な髪形となっていく。

予当年今に年始墓参せざる故に今日参詣可至処今に長髪に付不能其儀

〔馬琴日記鈔〕文会堂書店、一九二一年、一三頁

滝沢馬琴の『馬琴日記鈔』には、天保五（一八三四）年三月二六日の日記に月代を生やしているために墓参りができなかったと、しるされている。

つまり徳川時代、月代を剃ることが常識となり、身だしなみとなったことを意味している。

月代も結髪も、戦に明け暮れた不安定な時代を反映している。支配的地位にいる者の入れ替わりにより、結髪が認められるようになっただけではなく、結髪が垂髪から美の対象に移り変わっていった。

髪を束ねるといふ実用性から生まれた結髪は、身分や年齢に

よって一定の形式があるものの、自分の顔立ちや容姿に調和し、美しくみせるために存在していく。

また、笄や簪なども髪をとめる道具としての実用性を離れ、装飾品となっていた。

#### 結髪が美の対象へ

結髪は、働きやすく便利なように、様々な工夫のもとにおこなわれた。

今は昔のかたものこらず。昔の婦人は、髪多く長きを、たたけにあまるなど云ひて誉めしに、近比は髪少く短きをよしとする風俗になりて、髪多き女は髻の内を、或はきり或は剃りて少くする

〔独語〕『日本随筆大成』吉川弘文館、一九七六年、二八五頁

髻、すなわち髪形の基本は頭頂で束ねて、折り返したり、曲げたりして整えることにある。似た言葉に、髻がある。

「たぶさ」とも「もとどり」とも「みずら」とも読まれるが、共通して髪の毛をまとめて頭の上で束ねることを意味している。頭頂で束ねて、折り返したり、曲げたりして整えるといっても、髪を一束にしてまとめることは少ない。多くの場合は髪をいくつかの部分に分けて結い上げることで、多様な髻を作り出している。

髪を結うとは、前髪、鬢、髻を結うことである。前髪とは額の前に垂らした髪の毛の部分、鬢とは耳ぎわの頭髮の左右側面の部分、髻とは後頭部の髪の毛の部分を目指す。

関連して、「うなじ」という部分がある。首の後ろの部分であり、えり首や首すじに相当する。

これら、前髪、鬢、髻に囲まれた頭頂部の部分に髪を集め、「根」とよばれるものをつくり、それを中心として髻が作られていく。根の位置は、髻の形によって前方、中央、後方と変化する。

結うためには、あまりに髪が長いと結いにくいため問題であり、結いやすいように髪を削ぐ。また、髻が頭の頂上部分で安定するように、この根の部分に「中剃り」とよばれる技法が使われます。中剃り、つまり根にあたる部分の髪を剃った。

#### 髪の毛の多い人は苦勞する

〔故事・俗信ことわざ大辞典〕小学館、一九八二年、二八二頁

宇都宮や赤穂周辺で使用されることわざに、「髪の毛の多い人は苦勞する」というのがある。髪の毛の量が多いと、結うのが大変というところからきている。

『独語』の作者であり、徳川時代中期の儒学者であった太宰春台は、晩年の延享期（一七四四年～一七四八年）の風俗の変遷について、この髪を短くし少なくなる風俗についてしるしている。だ

が、その理由は『独語』からはわからない。

しかし、髻を美しくみせるために髪を削ぎはじめたことは、髪が長いことが美人の象徴であった時代が終わりを告げたことを意味している。

そんな髻は、基本的には頭上に輪をつくり根に毛先を巻きつけた兵庫髻、髻を折り返して元結とめる島田髻、髻が大きな輪になっている勝山髻、笄で髪をとめる笄髻の四つの系統に分けることができる。

この基本をもとに様々な髻が生まれ、その数は数十種類にもおよぶようになる。たとえば、島田髻には、文金高島田、しめつけ島田、投島田、手巻島田、高島田、つぶし島田、結綿などがある。

それぞれには、御殿風、武家風、町方風などの社会的な階級の違いが反映された。そして、京風や江戸風という地域の違い、既婚、未婚の区別だけではなく、新婚、懐妊中、年増、後家など、女性の生活環境の変化にもなって結髪が変わっていった。

同じ兵庫髻でも、遊女は結び兵庫、町娘はうつを兵庫。島田髻なら、御殿勤めは辰松島田、町娘は小枝島田、夫に死別された女性には後家島田。結髪をみれば、その人がどんな立場にいるかわかった。

兵庫髻は、一説に大橋柳町の頃、兵庫屋と云遊女屋より起るといへり、いかにも遊女の髪の見ゆれども、其真偽慥なら

ず、思ふに摂州兵庫の町の廓風故、斯いへるにや云々、又島田は寛永年中、京都四条にて女歌舞妓のありし頃、島田花吉といへる舞女の初めたるよし、又勝山は此里の名妓勝山の結初めたる由

〔北里見聞録〕『近世文芸叢書』国書刊行会、一九二一年、一七八頁

これらの髻の名称がどのように決まったかについては、徳川時代より定かにはなっていない。

たとえば、兵庫髻は兵庫屋の遊女が結ったから、また兵庫の町の遊女が結ったからという説がある。

嶋田より、こゝまでかゝれども。つゝに、歌ぶくろの緒がとけぬといふ。馬かた聞て、嶋田の事ならバ。髪をゆふたる事を、よみたまへかしといふ。これに心づきてはたご屋の女はちりのつくもがみせて嶋田にゆふよしもがなとよみたり。げに、春元の発句に名にゆふげにも嶋田の柳髪といへる面影侍べるとて

〔東海道名所記〕平凡社、一九七九年、二一六頁

島田髻については、『北里見聞録』では島田花吉に由来するとされるものの、仮名草子作家である浅井了意の『東海道名所記』をみると、東海道五十三次の二三番目の宿場である嶋田宿から、

島田髷が連想されていることがわかる。

昔女のかみのゆひやうは、みな名所の名におふといふ、まづ  
兵庫又は島田など、いづれも所の名じやと云

〔私可多咄〕『近世文芸叢書』国書刊行会、一九一一年、七二頁

万治二（一六五九）年に中川喜雲がしるした『私可多咄』によると、髷の名称は地名に由来するとある。だとすると、兵庫髷の場合は兵庫町という説が正しいように思われる。

しかしながら、必ずしも地名だけが名称の根拠になったとは考えられない。むしろ、誰々が結っている髷という意味で、人名に由来している説も妥当といえる。

勝山と云風あり宝永の始に大坂より勝山奏と云若女形下り始  
て髪を大輪に結ぶ是風を勝山と云

〔我衣〕『燕石十種』国書刊行会、一九〇七年、一五二頁

勝山髷、勝山仙列はじめて結しより流行、

或説に曰、江戸古原巴屋勝山と云女郎始むと云

〔近来見聞 嘶の笛〕『新燕石十種』国書刊行会、一九一二年、九

（一頁）

江戸にて丹後殿前に風呂ありし時、勝山といへる女すぐれて  
情もふかく、髪かたちとりなり、袖口広くつま高く、萬に付

けて、世の人に替りて、一流是れよりはじめて、後はもては  
やして、吉原にしゆつせして、不思議の御かたにまでそひぶ  
し、ためしなき女の侍り

〔好色一代男〕『近代日本文学大系』国民図書、一九二七年、一七

頁

勝山髷であれば、人名に由来するという説が主流であるもの  
の、『我衣』や『近来見聞 嘶の笛』における歌舞伎役者勝山  
奏、勝山仙列、また『好色一代男』の湯女であった勝山など、そ  
の人物には諸説ある。

そこに共通しているのは、歌舞伎役者か遊女に由来すること  
だ。

此頃市中色里に、路考茶と云ふ染色大ひに流行する事、右路  
考顔見世芸のせつ、こし元お百となり、女占ひの着付に此茶  
染の衣装を着しより、是を路考茶とよびて専ら流行し、今に  
至つて此茶を世人用る事とはなりぬ、

因に云、むかしよりかよふの類ひま、ある

〔近来見聞 嘶の笛〕『新燕石十種』国書刊行会、一九一二年、九

（一頁）

徳川時代の読本作者である暁鐘成は、髷が歌舞伎役者の人名に  
由来するのは、路考こと二代目瀬川菊之丞の絶大な人気から、腰

元お百の衣装の茶色を路考茶とよんだように、舞台での役者の髷が真似されたことに由来するという。

歌舞伎は、出雲阿国が慶長八（一六〇三）年に京都で創始した。阿国のはじめた歌舞伎は、煽情的な芸であった。

これを遊女たちがならい、たちまち大流行するに至った。『慶長見聞集』によると、当時、佐渡島正吉、村山左近、岡本織部、小野小大夫、出来島長門守、幾島丹後守らが有名な遊女歌舞伎の師匠だった。

遊女が主役の遊女歌舞伎は風俗を乱すという理由で寛永六（一六二九）年に禁止され、若衆が女役を演じるようになった。この若衆歌舞伎も、男色によって風俗を乱すとして承応元（一六五二）年に禁止される。しかし、歌舞伎は一八世紀後半期で約一〇〇年の利益をあげるまで、人気を得た。

歌舞伎の背景を考えると、役者の絶大な人気から、その役の髷が真似されたことは考えられる。しかし、いくら人気があったとはいえ、舞台でみただけの役者の髷を、そう簡単に真似ることが果たしてできただろうか。

また、遊女歌舞伎は遊女屋が座を組織して、売色の効果的な手段として興行した。

つまり、遊女歌舞伎は客に自分の姿を見せる張見世的な興業であり、女性ではなく男性がみることを前提としている。

庶民の女性たちが娯楽であっても、髷を真似るほど頻繁に遊女歌舞伎に出かけていたとは考えにくい。

### 女髪結の登場と髷の多様化

本来、結髪は女性の自分自身の手によっておこなわれていた。

昔は遊女も髪を手づから結はざるを恥としたる事にて、女の髪ゆひなどいふものは、たえてなきことなり。女髪結の出来たるは後の事にて、女の文書といふもの多く有たり。よき手の女に文を頼みて書かする時は、文一通にて料百銭を取りたりと、古老の物語を聞伝へたる人有。左も有べき事にや。筆の道はいとも尊き事にして、無筆の者の心には、ものか、ざるをうへもなき恥かしき事に思ふべし

〔萍花漫筆〕『日本随筆大成』吉川弘文館、一九七四年、三五七頁

随筆『萍花漫筆』によると、遊女にとって自分で自分の髪が結えないことは、文字が書けないことと同じくらい無教養とされていた。もちろん遊女だけではなく、それは一般の女性にもあてはまる。

徳川時代中期になると、髪を自分で結わない女性もあらわれはじめた。それには、髪を結うことを生業とする女髪結の登場が関係している。

髪結とは、月代を整えることを生業とした者のこと。本来は男性だけに許可された職業である。



縁側で手芸をしながら髪を結ってもらう少女（国際日本文化研究センター古写真データベース）

江戸中髪結株一町に、一ヶ所ツ、八百八株に定る

〔武江年表〕『江戸叢書』江戸叢書刊行会、一九一七年、五四頁

『武江年表』の万治元（二六五八）年によると、髪結の株は、江戸では一つの町に一カ所、全部で八〇八カ所に限ると定められていた。客は男性であり、ほとんどが武士だった。髪結をしてい

た者は勤め先を失った浪人が多かったとされる。

そして、女髪結とは、女性の髪結のことであり、女性の髪を結うことを生業とした。なぜ、女髪結が生まれたのか。

それには、数十種類にもふえた髷の結び方の多様化が関連している。

女中のかみもしゆす鬢・鳥籠鬢・びんはり・添櫛・添釵・いれづと・わき鬢よといろ／＼のはやりことかはり行、昔なかりし中分已下に女中の髪結所々に出来、放蕩な女はみな結髪にゆはするようになれり

〔嬉遊笑覧〕岩波書店、二〇〇二年、一七九頁

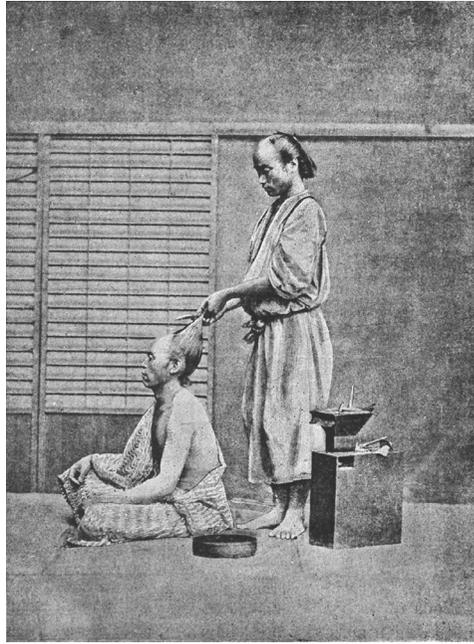
喜多村信節は、安永六（一七七七）年に西村遠里のしるした『居行子』を引用し、結髪の技法が精巧な髪形が流行し、自分では結えなくなつたために、髪結に髪を結わせるようになったと説明する。

いやむしろ、女髪結の登場が髷の多様を生じさせた。

天保十五年辰、大坂板に二千年袖鑑と云ふ、事物の始源の年数のみを記したる物に、女髪結は明和七年より始まるとあり。思ふに、件の金作がかづらつけ妓の髪を、後には女髪結を渡世したる毛筋立といふ物、彼の百が創立して作れりも、大坂の風によりたるなるべし。しかりとすれば、女髪結いは



女髪結 (国際日本文化研究センター 古写真データベース)



髪結 (国際日本文化研究センター 外像データベース)

大坂を始とすべし

〔蜘蛛の糸巻〕『日本随筆大成』吉川弘文館、一九七四年、三〇四

頁)

山東京伝の『蜘蛛の糸巻』によると、明和期(二七六四年〜一七七二年)に山下金作という女形の歌舞伎役者が江戸深川に住んでいた。この女形の鬢付が、鼻屑にしていた遊女の髪を役者のように結ってやった。

その髪形が、あまりにも見事だったので、遊女の仲間も金銭を支払って、自分の髪も結わせた。それが繁盛したため、ついに鬢付をやめて髪結になった。

そして、この髪結の弟子に、甚吉という者がいて、さらに甚吉が女の弟子をとって遊女を結って回った。これが明和七(一七七〇)年頃であり、女髪結のはじまりといわれている。

しかし、異説もある。

女の髪結といふもの近世盛んに成れり其初めは明和のはじめ江南俳優家の金剛と呼なすもの、妻が妓婦の髪を結びしより始れり享保十二年正月竹本座のあやつり敵打末刻の太鼓下の巻になんぼ大坂じやといふて姫ごぜの髪ゆひと男の取揚婆はござんせぬと書たりしに四十年も過ぎるうちに男の取揚婆は知らず女の髪結ひは出来ぬ

〔南水漫遊〕『新群書類従』第一書房、一九七六年、五三〇頁)



日本の女性と少女の髪形 (国際日本文化研究センター 外像データベース)

浜松歌国が文化一四(二八一七)年頃にした歌舞伎や浄瑠璃関係の記事を集めた演劇書『南水漫遊』には、宝暦期(二七五一年～一七六四年)はじめに歌舞伎俳優の身辺雑用をする金剛の妻が、遊女たちの髪を結ったことが女髪結のはじまりとしてい

る。  
しかしながら、演劇評論家の伊原敏郎がまとめた『歌舞伎年表』(岩波書店)をみると、延享五(二七四八)年七月に、京の衆太郎座公演「けいせい紅葉軍」の狂言で中村富十郎が「女髪結おつけ」を演じている。

ということが、京と江戸ではほぼ同時期に女髪結が登場するものの、京では延享五(二七四八)年にはすでに女髪結が存在したことが推測できる。

江戸に女髪結できしは天明の末寛政の初ごろよりなるべし、  
売色たぐひの者どもの結はせしことなりしがやうく行はれ  
〔嬉遊笑覧…一〕『日本随筆大成』吉川弘文館、一九七九年、一八

(三頁)

寛政期(一七八九年～一八〇一年)の初め頃は、女髪結に髪を結わせるのは遊女だけだった。一般の女性が、女髪結をよんで髪を結わせたりしたら、茶屋者のようだ、贅沢だ、として非難的になった。

近年女かみゆひ行れてより。或は月極メ。あるひはふり。ふりの本結は二百に極る。本多は百に。なで付は五十

〔当世気とり草〕『日本名著全集』日本名著全集刊行会、一九二九年、一一〇頁

安永三（一七七四）年に刊行された洒落本『当世気とり草』

は、結髪の価格が数百文に及んでいたことをしるしている。

寛政の初めは女髪結と云ふもの至て稀なり堺町近辺の三光新道に下駄屋のお政とて髪結銭百銅にて結しも今は類多き故か十六銅にて結ふも有

〔寛天見聞記〕『燕石十種』国書刊行会、一九〇八年、一一七頁

寛政天保期（一七八九年～一八四四年）の風俗をまとめた『寛天見聞記』によると、結髪の値段は一〇〇文だったという。しかし、女髪結が乱立してくると、その価格は下落していく。

御壹人前三十二孔

〔浮世床〕『日本古典全書』朝日新聞社、一九七一年、六八―六九頁

文化一〇（一八二三）年に刊行された式亭三馬の滑稽本『浮世床』では、結髪の値段は三三文となっている。この頃の下女の給

金が日当五〇文だった。ある程度無理をすれば、庶民でも女髪結を使える範囲の価格まで下落した。

とはいっても、その値段はけつして安くはない。だが、女髪結の需要は減ることはなかった。『浮世床』には、髪結の大変さがしるされている。

日髪月究の客多くて。朝から晩まで立続けに結て居る故。痔の無い者も痔持になる

〔浮世床〕『日本古典全書』朝日新聞社、一九七一年、六八頁

つらい所か業の習時分には腰が痛くてからつきり伸びねへぜ。剃刀をもつた手が棒のやうになつて櫛へ移る時手子摺切るはナ。日がな一日腰を折居て俯向てばかりゐるのだから逆上て目が眩むはナ

〔浮世床〕『日本古典全書』朝日新聞社、一九七一年、二〇四頁

経済的に豊かな者だけではなく、その日暮らしの者までもが、自分で髪を結うことなく、女髪結をよぶようになった。

それは、流行の鬘をすることで、少しでも他人より美しくなりたいという想いが、女性にはあったからだろう。結果として、鬘は華美となっていく。

より美しく、華やかに

従来、徳川時代の女性の鬘は、娯楽の場であった劇場やそこで上演される歌舞伎の登場人物の鬘が真似されたとする指摘が多数を占めている。

たしかに、歌舞伎役者の鬘が一つの見本となった可能性はある。しかし、鬘の複雑な結びを、観劇中にみただけで果たして真似が出来たかどうか疑問が残る。また、張見世的な興業としての歌舞伎に、どれだけの女性が観劇していたか、わからない。

甲斐々々敷女ナリシガ。糟毛ナル髪ヲカラワニ結び

〔小松軍記』群書類従』続群書類従完成会、一九六〇年、三一―頁)

前田利長と丹羽長重の戦いを描いた『小松軍記』には、白髪交じりの髪を唐輪に結っている武家の女性が描かれている。唐輪とは、髻から上を二つに分けて、頂で二つの輪に作る髪形だ。

武家とは土地を耕し、守る者だ。また、公家などに仕え家政、警固の任にあたる者でもあった。つまり、何かしらの労働に従事する者である。

武家の女性は公家とは異なり、自らが労働をしなくてはいけない。そのため、もともと垂髪ではなく結髪をしていた。また農民や町人たちも、結髪だった。労働に従事する女性のあいだでは、

髪が結われていた。

髪の様を一流工夫して、世上多く時花りて、勝山むすびと名付け、其風至極寛にして、伊達ならず、後は諸侯、太夫の室も是をまなび、今専ら士農工商の女房、娘、勝山と云髪を用る事也

〔近世江都著聞集』『燕石十種』中央公論社、一九八〇年、二八頁)

江戸の講釈師であった馬場文耕は、將軍、旗本などの実名で、品評、巷間の噂話など風聞にあがった人物の来歴や事件を『近世江都著聞集』のなかでまとめている。ここでは、勝山鬘を武家の女性が真似て結いはじめたことがしるされている。

歌舞伎役者の髪を結っていた者たちが、髪結となる。女髪結の登場によって、遊女や庶民の女性たちの髪が結われ、鬘は技巧的になっていく。

この事実は、庶民の女性たちが歌舞伎の鬘を自分自身で真似たのではなく、女髪結が歌舞伎役者のような鬘を庶民に広めたことを物語っている。

姑六十年以前の事を(延享よりいへるは貞享のむかしをいふ也)定規にして昔も今も同様に思はれ、嫁の髪みるに鬘の内  
に鯨の墨遣を二、三本も入る、何の為。吾はこの年迄髪の中に小枕の外は蒔絵の木櫛に黒き笄をさして花をやりしに、



遊女の髪形いろいろ (国際日本文化研究センター 外像データベース)

嫁のあたまを見れば透とをる玳瑁の櫛をさし、笄の前にかんざしとやらいふものをさゝるゝは何の用に立事ぞ。時代ちがひの姑の目からは、弁慶が七道具をいたゞくと思はるゝは無理でなし。凡具筋より上ばかりに入物廿一、二品も有

(『嬉遊笑覧…二』岩波書店、二〇〇二年、一七三—一七四頁)

喜多村信節は、江島其磧のしるした『賢女心化粧』を引用し、髪を結び、飾るための道具が飛躍的に増加したことを書き残して



格子のなかの遊女 (国際日本文化研究センター 外像データベース)

いる。

近世、吉原町の遊女は鳥田曲背高なり。これ見世を張る時、正面より見て立派を専らとする故なるべく、特に簪櫛も数多く大形なる故に、曲低ければ隠るゝが故なるべし

(『近世風俗志…二』岩波書店、一九九七年、一九九頁)

吉原の遊女は客に顔をみせ、指名を待つ。そのために、見世の格子内に並んでいた。このとき、少しでも立派に美しくみえるように、髪を高く上げ、鬘を結った。

だからこそ、自らの手ではなく、髪結に髪を結わせた。結うだけに留まら

ず、簪や櫛なども実用性から離れた装飾として大きなものが使われず、

結髪は本来、垂髪による行動の不自由さを解放するためのものだったが、結い方が技巧的にそして華美になるにつれて、かえって、日常生活の煩雑さを生み出してしまったのかも知れない。

かみのうへは小間物屋の見せの如く

〔通言総籙〕『新日本古典文学大系』岩波書店、一九九〇年、九六

頁

元禄期（一六八八年～一七〇四年）の遊里の話題、風俗などを実在の人物に取材して描いた山東京伝の『通言総籙』には、遊女の髪が「小間物屋の店のようだ」としるされている。これは、おびただししい装飾品によって髪が飾られていた髪を、なかば揶揄している。

多様な髷が結われるようになるにつれ、それを装飾するためにいろいろなものが使われたことを、小間物屋と山東京伝は表現した。一体、どのようなものが使われたのか。

まずは、髪を固めたり乱れを防いだりするのに用いる髪油をみとおきたい。頭皮を清浄にし、髪の艶色を保持し、櫛けずるのを容易にするために、髪油は用いられた。

実葛の茎の粘液、椿、丁子、胡桃、胡麻子、菜種子などの植物油を用いたりした。植物以外にも、動物油や魚油も用いられるこ

とがあった。

そんな髪油に、伽羅油とよばれるものがある。

大坂落城の時木村長門守重成河内若江口にて討死す必死と極め首実検の晴にせんと伽羅を胡麻の油にて煎じ髪にすきこむ家康公其必死と極めたる感じ（井伊掃部頭内安東長三郎木村を討）たまひて御褒美の御詞ある此事諸書に少しの違ひあり是伽羅油の始なるへし

〔我衣〕『燕石十種』国書刊行会、一九〇七年、一五八頁

『我衣』の作者である曳尾庵が幼年の頃より古老に聞いた話に、伽羅油の起源がしるされている。

それによると、井伊掃部頭内安東長三郎が、木村長門守重成を討ち取り、武士が戦場で討ちとつた敵方の首級の身元を大将が判定し、その武士の論功行賞の重要な判定材料とするためにおこなわれた首実検のおり、木村長門守重成の髪に伽羅を胡麻油に煎じたものを塗ったことがはじまりだという。

この伽羅油の製法が、『新智恵乃海』にしるされている。それによると、伽羅油は唐蠟や蠟燭などの蠟をもとに、天草、丁子、白檀、茴香、肉桂、松脂など様々なものを混ぜ、胡麻油で煉ってつくられた。

材料になる蠟は、家々を回り、蠟燭の残りかすを集めたものが使われていた。

甚九郎京にて聞はつり置きたる。蠟を晒す事をふと思ひ出し。宿の灯挑にとりつきしらうそくのながれを取て。こゝろみに合物をして曝して見るに。白く唐蠟のごとくなれりさあ銀もうけはきはまりぬと。それより江戸中を廻り。ろうそくのながれを買出し。是を晒して伽羅の油に思ひつき。堺町ぢかくに店をかり。白梅花白練といふ伽羅の油を仕出してやり。御屋敷方をはじめ。町中から買に集り。わづか二年た、ぬ間に千両といふ金をため。諸方へ出見せを出し。手びろくするにしたがひ日々にはんじやうして。伽羅甚と名をとり  
 『渡世商軍談』『八文字屋本全集』汲古書院、一九九三年、三八一—三八二頁

江島其磧が、正徳四（一七一四）年にしるしたとされる『渡世商軍談』に、甚九郎という者が溶けた蠟燭の残りかすを集め、それをもとに伽羅油を作り販売した話が登場する。

寛文中日本橋室町一丁目へ若衆方中村数馬伽羅油の見世を出す少し前に糍町へ谷嶋主水といへる女方油見世を出すは油みせの元祖なるべし

〔我衣〕『燕石十種』国書刊行会、一九〇七年、一五八—一五九頁

寛文期（一六六一年—一六七三年）に日本橋室町一丁目若衆方の中村数馬が伽羅油の店をだしたことが、『我衣』にしるされて

いる。また、麴町に谷島の主水という女形がわずかに早く、店をひらいたともある。

上油一両に付代二十二文極上白匂油一両代三十六文極上々黒匂油一両代四十文

〔我衣〕『燕石十種』国書刊行会、一九〇七年、一五九頁

中村数馬の店では、伽羅油は一両につき二二文から四〇文の値段で販売されていた。寛文期（一六六一年—一六七三年）における下女の給金は、一日一〇文程度であったといわれている。そう考えると、けっして伽羅油は安いものではなかった。

武士は油を付れども町人百姓は油元結を不用依之遠方にも曾て事欠ず用の序に油を求めに来る正徳迄は蛤貝に一両入二両入三両入油物五両入

〔我衣〕『燕石十種』国書刊行会、一九〇七年、一五九頁

伽羅油は、蛤の貝に一両入り、二両入りと売られていた。もっぱら初期の頃は、購入する者は武士が中心だった。だが、正徳期（一七二一年—一七二六年）頃になると、その使用が町人や農民にまで広がっていく。

一般的には、胡麻油、胡桃油、椿油が用いられていた。夫婦の仲をよりよく保つために女性が心得ておくべきことを集めた『女

鏡』には、髪の毛は胡麻油がよいが、男性によっては嫌う者がいるため、そういう場合は胡桃油を用いなさいとある。

ヨーロッパの女性は芳香ある香料をつかって髪に香りを与える。日本の女性はいつも髪に塗りつける油で悪臭を放つ

（『ヨーロッパ文化と日本文化』岩波書店、一九九一年、四〇頁）

よほどの悪臭であったのか、宣教師ルイス・フロイスも、好ましい感想を残してはいない。

聴衆の中に一人の女がいた。髪に猪の油を塗り、法を聞いていた。大徳はこれを見て、「大変くさい。頭に血を塗っている女を遠くに追い出せ」と叱っていった

（『日本霊異記』平凡社、一九六七年、一三三頁）

平安時代初期に書かれ、伝承された最古の説話集『日本霊異記』には、孝謙天皇の治世（七四九年～七五八年）に奈良の元興寺でおこなわれた法要中、行基が「大変くさい。頭に血を塗っている女を遠くに追い出せ」と叱ったエピソードがしるされている。理由は、参列していた女が、猪の油を髪に塗っていたからだ。

ルイス・フロイスが「悪臭を放つ」と感じたのは、胡麻油ではなく猪などの動物性の油を使用していた庶民の女性に接していた

からかも知れない。

後ろは花色紬の首巻きして、衣裏のよごれぬ用心し、油堅めのかうがい曲の髪に、埃のか、らぬ工夫して

（『世間娘容気』『浮世草子集』日本名著全集刊行会、一九二七年、

七六五頁）

鬘を結うとき、衣服はもちろん着物を着ている。現代に生きる男性は、女性の着物の襟を抜いたところからみえるうなじに、色気を感じる場合もある。

このうなじをみせるという姿は、鬘が結われはじめてからのことだ。垂髪であれば、当然ながらうなじがみえることはない。

『世間娘容気』は、町人の娘を素材として、様々な娘像を誇張して面白おかしく描き、そのなかに当時の女性観、女性の社会的地位やモラルを浮かび上がらせる。そのなかで、長く大きく垂れ下がった鬘の油で着物の襟が汚れることを心配する姿が描かれている。

鬘とは、鬘の後方へ張り出した部分を指す。鬘の油は襟につきやすく、ついてしまうと洗うのに苦労しなくてはいけない。

『世間娘容気』では、花色紬の首巻きをしたとあるが、油がつかないように、着物の襟を抜くようになった。そして、新たにうなじへの美意識が生まれる。

装飾品には、櫛、簪などがある。櫛は、髪を梳くための道具

だ。それが、徳川時代中期以降、飾りとして用いられるようになる。

素材も、象牙や鼈甲などのような高価なものもあり、蒔絵が施されたりもした。

御角髪に刺せる湯津津間櫛の男柱一箇取り

〔古事記〕岩波書店、一九六三年、二六頁

櫛は『古事記』にすでにみることができ、その制作は延喜式にもしるされている。もともとは、髪を梳くために用いられていたが、次第に装飾となってくる。

中御門のとじきみ引きすぐる程、かしら一所にゆるぎあひて、さしぐしもおち

〔枕草子〕岩波書店、一九六二年、二〇―二二頁

わかき人々菖蒲のさしぐし、物忘れなどして

〔枕草子〕岩波書店、一九六二年、六八頁

『枕草子』に登場する「さしぐし」は装飾のための櫛を意味しており、髪を梳くための櫛は「ときぐし」として区別されていた。

いと寒げなる女房、白き衣の、いひ知らず煤けたるに、きたなげなる褶、ひき結ひつけたる腰つき、かたくなしげなり。さすがに、櫛おし垂れて挿したる額つき

〔源氏物語…一〕岩波書店、一九六五年、二四一頁

弁のめのとのおともにもさぶらふが、さしぐしを左にさゝれたりければ、「あゆよ、などくしはあしくさしたるぞ」とこそおほせられけれ

〔大鏡〕岩波書店、一九六四年、三三二頁

平安時代は垂髪が主流だった。そのため、櫛をさす必要性はないのだが、『源氏物語』のきたなげなる老女の様子、『大鏡』の一品宮禎子内親王参内の祈りの描写から、髪上げをしたときに限り、櫛を使用していたことがわかる。

高価で貴重な櫛は武家階級が用いるもので、一般には使用されなかった。『我衣』によると、明暦期（一六五五年～一六五八年）では、鼈甲櫛は大名家で用いられ、遊女といえども黄楊櫛を用いていた。

黄楊の櫛は、古くは万葉の時代から使われている。

朝づく日向ふ黄楊櫛舊りぬれど何しか君が見るに飽かざらむ

〔万葉集…下〕岩波書店、一九五五年、一七頁



髪飾りを売る小間物屋（国際日本文化研究センター 外像データベース）

く使用されるものであり、鼈甲櫛は高価なものだった。

透き通りの瑠璃のさし櫛を銀二枚であつらへ、銀の筭に金紋を居多させ、さんごじゆの前髪押へ、針がね入りの刎髻を掛けて

〔西鶴織留〕『近代日本文学大系』国民図書、一九二七年、七九〇

頁

私の日向産

の黄楊櫛も使い馴れて美しいやが出てきたように、夫婦の仲もその櫛同様随分長くなったという歌だが、使い馴れるということは日常的に黄楊櫛が用いられていたことを意味する。

黄楊櫛は広

北条団水が元禄七（一六九四）年にまとめた、井原西鶴の遺稿集である『西鶴織留』には、町人の経済的成功談などが集められている。

それによると、装飾用に作られた贅沢な櫛が用いられていることが読み取れる。そして透き通った瑠璃製の櫛は銀二枚、すなわち八六文だった。

天和貞享期（一六八一年～一六八七年）になると、高価な鼈甲櫛が庶民のあいだで流行する。すると、一枚の櫛をさすだけでは飽きたらず、享保期（一七一六年～一七三六年）になると遊女のあいだでは、櫛を二枚、三枚と刺すことが流行した。しかし枚数の多さだけでは、飽き足らない。

上古つげの櫛上品也甚小ぶり也

〔我衣〕『燕石十種』国書刊行会、一九〇七年、一五八頁

身持は手のものにて日毎に洗ひ、押下げて大島田幅畳の元結を菱結にして、其の端をきり／＼と曲げて、五分櫛の眞那板程なるをさし

〔好色一代女〕『近代日本文学大系』国民図書、一九二七年、三〇

一頁

もともとの櫛は、黄楊の櫛の小ぶりなものが主流だった。それが『好色一代女』では遊女の挿す櫛が、まな板の様だと描写され

ている。

ちりめんの腰帯につまさきた、かせたいまいの大イさし櫛か  
うがいは一尺八九寸もあらんなる程てりのよきをさし

〔色道三略卷〕『洒落本大成』中央公論社、一九七九年、四四頁

『色道三略卷』には、笄の長さが一尺八九寸としるされてい  
る。約五八cmの長さの笄を頭に挿していたことになる。ある程度  
は誇張だとしても、かなりの大きさの櫛が用いられるようにな  
る。

今世は金五、六両を普通の物とし、上品に至りては金二、三  
十両なるべし

〔近世風俗志…二〕岩波書店、一九九七年、一一七―一一八頁

次第に櫛の値段も高価となる。享保期（二七二六年―一七三六  
年）は、櫛の価格は金五、七両だった。しかし、それは普通のも  
ので、良い櫛は二、三〇両にもなったという。

簪は、その誕生は古代にまでさかのぼることができる。薬師寺  
の吉祥天女には、髻華や挿頭花とよばれる、花びらのような簪が  
ある。だが、もともとは装飾よりも実用に簪は用いられている。

和名類聚抄には、「簪 四声字苑云簪作含反 又則岑反 加无左  
之挿冠釘也 蒼頡篇云簪笄也」とあり、冠の付属品の一つで巾子

のもとにさす細長い管が、簪だった。

簪は、髪挿が変化した語だが、その文字の通り髪にさし、冠の  
頂上後部に高く突き出て、巻き立てた髻を納める壺形の容器であ  
る巾子を落とさないように使用された。

それが次第と、女性の頭髮にさす装飾品となっていくた。

白金の櫛の箱六具、黄金の箱、壺ども、中によろづのありが  
たき物ども入れて、世の中にありがたき御仮髻、蔽髪、へり  
櫛、釵子、元結、御宮仕への初めの御調度奉りたまふ

〔うつほ物語…二〕『新編日本古典文学全集』小学館、二〇〇一

年、五三頁

『うつほ物語』にも、銀製の櫛の箱を六具、黄金の箱、壺など



飾られた遊女の髪形（国際日本文化研究セ  
ンター 外像データベース）

のなかに、世にも珍しい「假髻」とよばれる礼装の際に女性が頭にかぶせる桂のような装身具、「敵髻」とよばれる意匠を凝らした女性の髪飾り、「へり櫛」とよばれる櫛、「釵子」とよばれる髪上げや髪留めに使う飾り金具、「元結」とよばれる髻の髻を結び束ねる紐などの道具がしるされている。このことから、古くから髪飾りはいくつもの種類があったことがわかる。

髪形が垂髪から結髪になることにあわせて、簪のように凝った意匠があらわれる。未婚の女性向けとして、鎖が何本も下がって、その先に蝶や鳥などの飾り物がついている派手な、歩揺簪なども生まれた。

山東京伝は『通言総籙』のなかで、遊女の髪が「小間物屋の店のようだ」としていた。

髻は技巧的になり、華美な飾りで装飾された。経済的に貧しい者ですら、髪を自分で結うことなく、女髪結をよぶ。

庶民の髪が遊女や歌舞伎役者のように結われ、髪や衣服が華美になり風紀を乱すようになった。当時は、寛政の改革のまっただなかだ。

前々より女結髪と申、女之髪を結渡世二いたし候ものハ無之、代銭を出し結せ候女も無之所、近頃専ら女髪結所々二有之、遊女并歌舞伎役者女形風二結立、右に准シ、衣服等迄花美二取飾り、風俗を猥し、如何二候、右為結候女之父母夫等何と相心得罷在候哉、女とも万事自身相應之身嗜を可致儀、

貴賤共可心掛事二候、以来軽キ者之妻娘共自身髪結び、女髪結二結せ不申候様追々可心掛候、是迄女髪結渡世いたし候もの家業を替、仕立もの洗濯其外女之手業二渡世を替候様、是又追々可心掛候

(『御触書天保集成…下』岩波書店、一九四一年、四三七頁)

風紀取締りによる幕府財政の安定化を目指すため、寛政七(一七九五)年一〇月に、幕府は女髪結を禁じる触をだした。それは、髪結を生業としている者は、仕立物屋や洗濯屋をはじめとする別の職業に替えよという内容だった。

延享元年九月

町人男女衣類之儀、先年より度々相触候処、近年は別て結構成品を着し候由相聞え、不届候、前々相触候通、絹紬木綿麻布之外、一切不可着用候、若相背、過分成衣類着いたし候もの有之は、見合次第召捕、急度可申付候、且又婚礼之節不相応二美麗成道具相用候由、金銀金具蒔絵等道具堅令停止候、相背者於有之ハ、急度可申付候

(『御触書宝曆集成』岩波書店、一九三五年、二五八頁)

女髪結を禁じるに先立ち、延享元(一七四四)年に、幕府は衣服調度の贅沢を禁じる触をだしている。それによって、金銀や蒔絵を使った贅沢な櫛を造ることができなくなった。

しかしながら、それも守られることはなく、幕府の触に反して贅沢な金細工の櫛が出回り続けることとなる。

幕府は、その後も何度か触をだして女結髪をやめさせようとしたが、できなかつた。やはり、美しい髻を手に入れた女性は、それを手放すことができなかつた。

同十五日、本所にて夜鷹四十余人召捕られ入牢、是の時市中の女髪結も召捕へられし

〔武江年表：二 平凡社、一九六八年、一三三頁〕

とうとう幕府は、嘉永六（一八五三）年三月一五日に、私娼の取り締まりと同時に、女髪結も取り締まるにいたる。

盛り髪も日本髪も、心は同じ

遊女や歌舞伎役者から庶民へと、女髪結のつくる髪形が広がった。そして、自分がより美しく目立つために、髪はより華美になつていく。

現代の「盛り髪」も徳川時代の「日本髪」も、じつは大きく変わらない。他人よりも、自分の方がかわいくなりたいという心が、髪形を派手にしたのだ。

かたちとしても、髪を束ねたり結ったりして頭頂に髻をかたどる日本髪と、結ったり巻き上げたりする盛り髪は、大きく違いない。

髪が長いと労働の邪魔になるからと結髪する。これは、個人的な嗜好かもしれない。だが、長い黒髪が美人とされ、垂髪が大勢だった社会のなかで、次第に結髪が受け入れられていく。

これは、公家から武家へと支配階層の転換にともなう社会の変化と関係している。そして、盛り髪も社会とは無関係ではない。

これまで盛り髪は、その形態の類似性から、ヨーロッパの髪形と比較されることが多い。

大きく結った髪型は、自分の高さを示すとともに美しさの誇示、自己表現の手段でもありました。女性たちは高さを競い、同時に装飾もエスカレート。結った髪の上に髪飾りや模型をのせ、神話の世界や鉢植え、牧場、戦場などを表現しました。特徴は、髪型に世相が表現されたこと。戦争を勝利に導いた戦艦の模型をのせたりと、当時の事件、人気の動物、劇、歌などをモチーフに髪型を作っていた

([http://r25.yahoo.co.jp/fushigi/rxr\\_detail/?id=20090528-90007085-r25](http://r25.yahoo.co.jp/fushigi/rxr_detail/?id=20090528-90007085-r25))

二〇一一年二月一日

一八世紀後半、マリー・アントワネット時代の女性の髪は、前髪を高くし、飾りをつけて巨大化した。大きく結い上げた髪の上は、いろいろと奇抜なものが飾られた。

髪を大きく結うことができると経済的地位の高さは関連している。そして、他者よりも自分の方が注目されたいと、競争が



紋入り着物の女性（国際日本文化研究センター 古写真データベース）

働く。

その部分については、中世ヨーロッパの髪形と盛り髪は共通している。しかし、身分の高さを、今の盛り髪に読み取ることはできない。

髪を盛ることは、髪をさらびやかにし、地味な服を映えさせる。だが、それだけではなく、顔を小さく、華奢にみせる効果もある。顔が小さいと、「かわいく」みえるからだ。

かわいくと感じるのには、理由がある。身長に対して顔が小さく、頭が大きいこと、顔の中央よりやや下に眼があること。これは、子ども顔の特徴である。

動物学者ローレンツは、ベビースキーマー (Kindchen-Schema)

という概念を用いて、幼児的特徴がみる者に養護反応を促し、保護的感情を生起させる生得的解発性をあきらかにしている。

人は、本能的に子どもをみると、かわいいと感じる。それは人間の子どもだけではなく、哺乳動物に対しても同じだ。そして、かわいと感じるものは愛おしく、守ってあげたくなる。

人を含めた哺乳動物の子どもが、かわいと感じる特徴をもっているのは、いわば生き残るための戦略である。

子どもは大人に比べて弱い。自然界に生まれ落ちた哺乳動物であれば、大人のように狩りをすることも、また捕食者から逃げることも十分にはできない。

そこで、かわいさによって保護的感情を大人から引き出し、周囲の個体からの攻撃を抑制したり、食料の分配などの養護行動を引き出したりしている。

これはけつして、年齢的に子どもであること、もしくは体格的に子どもであることを必要としない。ローレンツのベビースキーマーにあるように、かわいさは主に顔の特徴に表れる。

大人であつても、子どもの顔の特徴が多く含まれていれば、養護行動や保護的感情を導くことができる。

盛り髪によって、自分をかわいくみせることは、先行きのわからない不安定な社会を生き抜く、無意識の戦略なのだ。

平安時代の垂髪、徳川時代の結髪、そして現代の盛り髪。これらは、日本の歴史のなかで突然あらわれたものではない。

髪形は、美しくなりたいという個人の志向と、時代の雰囲気

応じて秩序ある発展をしてきた。髪形をみることで、社会の発展を見通すことができるのだ。

## 延喜二年三月の飛香舎藤花宴

古藤真平

### 序

延喜二年（九〇二）三月二十日、平安宮内裏の飛香舎において、醍醐天皇が藤の花を御覧じ、藤原時平が献物をするとふじはなのえんいう藤花宴が催された。飛香舎は天皇の御在所清涼殿の北西に位置した殿舎であり、その南面の中庭に藤が植えられていたため、藤壺とも呼ばれていた。

この宴は史上に知られる最初の藤花宴であった。藤花宴としては、村上天皇時代の天曆三年（九四九）四月十二日の宴（飛香舎で開催）や応和元年（九六一）閏三月十一日の宴（冷泉院釣殿）が盛儀であったことが各種の文献（『日本紀略』『扶桑略記』『西宮記』『花鳥余情』など）によって知られるが、この宴はそれらの先蹤になったと考えられる。『源氏物語』で物語の展開を彩る場面として用いられたことも関わってか、従来、藤花宴は主に国文学研究者の注目す

るところとなってきた。関係史料の丹念な解釈に基づく先行研究として、橋本不美男氏と滝川幸司氏の業績を挙げる<sup>②</sup>ことができる。本稿ではこの延喜二年三月の藤花宴について政治史研究の視角から考察する。

#### 一 基本史料

本章では延喜二年三月の藤花宴に関する基本史料を確認する。なお、この宴で詠まれた和歌について、滝川氏は、同日の作品であると確実に言えるものはないことを指摘している。<sup>③</sup>筆者は、醍醐朝の藤花宴和歌を考察する中で、検討してみたいと考えているが、論旨の軸からは外れるので、補説において述べることにする。

【史料1】『日本紀略』延喜二年三月二十日条

三月廿日。於飛香舎、有藤花宴。

【史料2】『西宮記』宴遊、藤花宴所引の延喜二年三月二十日の記<sup>①</sup>

延喜二年三月廿日。御飛香舎、御覽藤花。左大臣献物。給御野次  
子所

供御膳。次王卿侍臣着座。公卿御下、  
侍臣花下、次大臣貢御本笛硯琴等。入筥

次給紙筆献序。御弹琴。大臣侍東筵奏唱歌。召所楽器奏樂。大

臣大鼓、忠房笛。次御平座。大臣立舞。中宮被奉銀籠二捧。花付籠  
事了賜祿。

延喜二年三月廿日。飛香舎に御し、藤花を御覧ず。左大臣献物。御野次所に給ふ。次で御膳を供す。次で王卿・侍臣着座す。公

御は御の下、侍臣は花の下。次で大臣、御本・笛・硯・琴等を貢ず。筥に入

る。次で紙筆を給ひ、序を献ぜしむ。御弹琴あり。大臣、東筵に侍りて唱歌を奏す。所の楽器を召して樂を奏せしむ。大

臣は大鼓、忠房は笛。次で平座に御す。大臣立ちて舞ふ。中宮、銀の籠二捧を奉らる。藤の花を付す。事了りて祿を賜ふ。

【史料3】『醍醐天皇御記』延喜二年三月二十日条（『河海抄』卷第

十八、宿木「ふちの花のえんせさせ給」の註<sup>②③</sup>

飛香舎藤花宴事

延喜二年三月廿日御記云。此日。左大臣、於飛香舎藤花下、有

献物事。左大臣執献物、称菅根、献御贄。可為作御息所宣旨別

当也。而後列坐藤花下。盃酒数巡後、左大臣殊仰右大将令献題目。飛香舎藤花和歌。則左大臣置御硯匣、奉手跡匣。暫献横笛

和琴。其横笛箱、是承和遺物耳。酒盃間、举群臣酌酹。管絃歌

舞。訖召敦固親王備前介忠房、令吹笛。暫給祿群臣有差。

飛香舎の藤の花の宴の事

延喜二年三月廿日の御記に云はく。此の日。左大臣、飛香舎

の藤の花の下において、献物の事有り。左大臣献物を執り、

菅根を称びて御贄を献ず。御息所の宣旨別当と為すべきなり。而して後に藤の花の下に列坐す。盃酒数巡の後、左大

臣、殊に右大将に仰せて題目を献ぜしむ。飛香舎の藤の花の和歌なり。則ち左大臣、御硯の匣を置き、手跡の匣を奉る。

暫くして横笛・和琴を献ず。其の横笛の箱は、是れ承和の遺物なるのみ。酒盃の間、群臣を挙げて酌酹す。管絃・歌舞あり。訖りて敦固親王・備前介忠房を召し、笛を吹かしむ。暫

くして祿を群臣に給ふこと差有り。

## 二 儀式の流れ

本章では延喜二年三月二十日の藤花宴の儀式の流れを簡略に跡付ける。前章で掲出した基本史料三件の内、【史料1】（以下【1】と略記する）は延喜二年三月二十日に飛香舎で藤花宴があったことを

記すだけであるから、基本的には【2】と【3】を対照し、①⑦に区切って見ていくこととする。なお、①に含まれている、この藤

花宴の政治史的意義を考える上で特に重要と考えられる部分については、次章で検討する。

①天皇が飛香舎に御し、藤花を御覧じらる。左大臣藤原時平が献物の

儀を行う。時平が献上した御贄が御厨子所に下される。

【2】の「御飛香舎……給御厨子所」、【3】の「左大臣、於飛香舎……称菅根、献御贄。可為作御息所宣旨別当也。而後列坐藤花下」の部分である。次章で検討するのは【3】の「称菅根」以下についてである。

②天皇に御膳が供される。公卿は飛香舎と中庭の砌の下の座、侍臣は中庭の藤花の下の座に着座する（膳が与えられる）。盃酒が数巡与えられる。

【2】の「次供御膳……公卿侍臣在下」、【3】の「盃酒数巡（後）」の部分である。

③（盃酒数巡の後）左大臣時平が右大将藤原定国に命じて「飛香舎の和歌」という歌題を献じさせ、列座の人々が和歌を作って献上する（序も作成され、献上される）。

【2】の「次給紙筆献序」、【3】の「盃酒数巡後……飛香舎藤花和歌」の部分である。参列者が作った和歌については補説で考察する。

④左大臣時平が硯の箱、手跡の箱、横笛、和琴を献上する。

【2】の「次大臣貢御本笛硯琴等。入篋」、【3】の「則左大臣置御硯匣、奉手跡匣。暫献横笛和琴。其横笛箱、是承和遺物耳」の部分である。横笛を納めた箱は「承和遺物」であったというから、仁明天皇ゆかりの品ということになる。

なお、③と④の順序は【2】と【3】で逆に記述されている。

る。今仮に【3】に従う。

⑤酒盃が進む内に群臣は酩酊する。天皇が自ら琴を弾き、左大臣時平が東筵に侍し、天皇の弾琴に合わせた歌を奏上する。蔵人所の楽器を召して楽を奏上する。時平が大鼓、藤原忠房が笛を演奏する。天皇が平座に御すと、時平は座を立って舞を奏上する。このような管絃・歌舞の最後に、天皇の命で敦固親王と忠房が笛を演奏する。

【2】の「御弹琴……大臣立舞」、【3】の「酒盃間……令吹笛」の部分である。藤原忠房（？～九二八）は京家浜成流の興嗣の子で管絃と和歌に秀でた官人であり、敦固親王（？～九二六）は醍醐天皇の同母弟である。

⑥中宮から藤の花を付けた銀籠二捧が奉られる。

【2】の「中宮被奉銀籠二捧。花付籠」の部分である。中宮は醍醐天皇の養母として皇太夫人とされた藤原温子（八七二～九〇七。父は基経）である。彼女が奉った銀籠は、捧物もてものとして贈られたものであるが、それに込められた意図については第三章で言及する。

⑦宴が終わって列座した群臣に禄が与えられる。

【2】の「事了賜禄」、【3】の「暫給禄群臣有差」の部分である。

### 三 政治史的考察

本章では延喜二年藤花宴の意義付けについて考察する。具体的には、前章で次第①とした【3】の「称菅根」以下の部分、とりわけ「可為作御息所宜旨別当也」の部分をもより詳細に解釈することによって、従来の諸説を再検討したい。

先学の研究は、『日本紀略』延喜元年の「三月日。以藤原穩子、為女御。<sup>〔細考〕</sup>」と『大鏡裏書』太皇太后宮穩子御事の「延喜元年三月日為女御」の係年をそのまま認めた上で、その一年後に当たる延喜二年三月二十日の飛香舎藤花宴を解釈しようとしてきた。穩子に関して包括的に論じた藤木邦彦氏・角田文衛氏は、穩子の女御宣下を延喜元年三月のこととして記述しているし、後宮史を総合的に研究した須田春子氏の著書の穩子に関する記述中でも同様である。<sup>⑤</sup>

こうした理解の上に、延喜二年三月二十日の飛香舎藤花宴は元年三月に穩子が女御になってから一周年を迎えることを記念して催されたという意義付けが先行して論じられた。橋本不美男・村瀬敏夫・田中喜美春・木村茂光氏は次のように述べている。

・延喜二年三月は穩子入内満一年目に当たり、(中略)時平は、穩子の正妃に準じる身位を確実にするため、祖父良房・父基経の例にならって、花宴に準じて飛香舎に観藤花の曲宴を奏請し、献物によってその費をあがったのではなからうか。従つ

てこの藤花の宴は、実質的には穩子を主体とし、それを後見する時平のあるじもうけであったものと思われる。<sup>⑨</sup>

・それから一年、まだ懐妊の兆候のない穩子の様子に苛立ちながら、後見人たる時平が穩子をバックアップする意図を持って催したのが、この藤花宴であつたらう。<sup>⑩</sup>

・時平の同母妹穩子の入内一周年を期して、その地位を確実にするために企画された、史上初の藤花宴であつた。この曲宴では、「飛香舎藤花和歌」の題のもとに、歌が詠ぜられ、醍醐天皇の詠作も伝存している(『新古今集』春下・一六三)。<sup>⑪</sup>

・穩子の入内一周年記念を標榜しつつも、時平自身が、天皇を迎えて群臣とともに自分の新制を祝うことであつた。<sup>⑫</sup>

これに対して、滝川氏は「天皇の後妃に関しては、立后などならばともかく、一女御の入内一周年を祝うということは、考えにくい」とした上で、

・開催理由は穩子ではなく、献物を行った時平自身にある。この年の正月二十八日に、時平は封二千戸を賜っている(『公卿補任』延喜二年左大臣時平)。恐らくこのことへの謝意として行ったと考えるのが、献物の通例からしても妥当であろう。

と述べ、目崎徳衛氏の奉献に関する研究を参照し、私的儀礼である

献物を構成要素とする延喜二年藤花宴を「先学が「公宴」と呼び、和歌の公的地位獲得の場と考えていることは、これもまた疑問である」と述べている。<sup>14</sup>

和歌文学史においてこの宴が和歌の公的地位獲得の場となったのかどうか、『古今和歌集』撰集開始との関係の有無といった問題について、筆者は言及できないが、この宴が私的なものであったと主張する滝川氏においても、その解釈を進める中で、

ここで穩子のことが記されるのは、この藤花宴が、穩子の兄・時平の献物でもあったことから、一年前に穩子が女御となったことが醍醐の頭に過ったということかも知れない。<sup>15</sup>

と述べている。穩子の女御宣下を延喜元年三月と理解することについては、この藤花宴を公宴と意義付ける論者と同じなのである。

それに対し、筆者は、穩子の女御宣下を『日本紀略』・『大鏡裏書』が延喜元年三月とする係年には疑問の余地があり、延喜二年三月の藤花宴の前後（当日も含む）<sup>17</sup>になされた可能性を検討すべきであると考ええる。そして、この宴の意義とは、醍醐天皇が穩子を女御として迎えたことを時平が献物によって演出し、天皇の養母であった皇太夫人温子（中宮）も天皇と穩子に捧物を奉って祝福するという仕掛けであった、その点にこそ、この日の宴が藤花宴として初見であることの意味があるのではないかと思う。

換言すれば、穩子の女御宣下に関する史料の係年が延喜元年三月、藤花宴が一年違いの延喜二年三月であり、同宴が女御宣下を慶賀するために催されたとすれば前者の係年に誤りがあるのではないかと筆者は憶測するのである。そのような解釈の仕方が恣意的なものとなりがちであることは、筆者自身承知しているつもりである。

しかし、『日本紀略』の醍醐天皇紀には多くの衍文・錯簡があるという坂本太郎氏の指摘もある<sup>18</sup>ので、一つの仮説として設定し、【2】・【3】の内在的分析によって成立する余地があるかどうかを検証してみようというのが本稿の主眼とするところである。

以下、【3】の「称菅根、献御贄。可為作御息所宣旨別当也。而後列坐藤花下」の部分についての検討を始める。次第①全体の流れの中で検討すべきことは言うまでもない。

## （二）「称菅根、献御贄」・「而後列坐藤花下」の解釈

「称菅根、献御贄」は、左大臣時平が御贄を献上したという記述【2】の「左大臣献物。繪所」、【3】の「左大臣執献物。称菅根、献御贄」の中に位置付けられている部分である。

「御贄」の語は【3】だけに見えるが、両方に見える「献物」も実質的には「御贄」と同義である。【2】の献物は御厨子所に下されているし、【3】の献物も時平が持参したそれが御贄として献じられているからである。なお、次第①における【3】「左大臣、於飛香舎藤花下、有献物事」の「献物」は、醍醐天皇から見て、この

日の宴が飛香舎の藤花の下での時平による献物の儀であったことを示している。つまり、御贄だけでなく御硯匣・手跡匣・横笛・和琴も合わせた全体を献物と呼んでいると考えるべきであろう。

問題となるのは「称菅根」である。橋本氏は「称菅根、献御贄。可為作御息所宣旨別当也」について次のように述べている。<sup>19)</sup>

A 左大臣は献物のうち、菅根（菅根鳥キジカ）と云つて貢物を献じた。これは御息所の宣旨か別当に調進させるべきである。

といった意味であろうか。こゝに御息所が記名されているのは注目すべきと思われる。

B 「延喜御記」による「可為作御息所宣旨別当也」の記文は、明確さを欠いている。その前文の「称菅根献御贄」も、あるいは菅根鳥ではなく菅根朝臣（藤原菅根、当時権左中弁正五位下）からと称してと解すべきかも知れない。しかしながら『河海抄』<sup>（河海抄）</sup>の不知記によると、結果としては御厨子所に給わつているので食物であろう。（中略）この記文がある以上は、この藤花の宴に御息所が関係していたことは確かであろう。私解のようにとれば、飛香舎はこの御息所の在所の可能性が強い。少くとも醍醐天皇と同座であったことは確かであろう。（中略）この御息所は、時平妹の女御藤原穩子であろうと思われる。

橋本氏のAに対し、滝川氏は、『西宮記』の献物事の記述を参照

しつつ、【3】の「称菅根、献御贄」を「菅根に称ひて御贄を献ぜしむ」と訓読する。献物事における「於射場殿有献物事之時」や「五月節駒牽、右府献物之間」の次第においては、上卿が献物を持った王卿以下に「何物」と尋ね、「申献人并物名」や「第一人申云、右乃司乃献御贄云々、奏物名了」があると、上卿が「膳部爾給へ」・「御厨子爾給へ」と命じているから、献物の儀では贄が御厨子所に下されることが分かるとし、【3】の「献御贄」、【2】の「給御厨子所」は献物事その部分に当たると指摘する。そして、【3】の「菅根に称ひて御贄を献ぜしむ」は、献物事の「即持献物之人称唯、直渡御前、経侍所前、付御厨子所膳部云々」に当たり、「菅根」は橋本氏Aのキジではなく、藤原菅根を指し、醍醐天皇が菅根に命じて贄を受け取らせ、御厨子所に下した、と理解する。<sup>21)</sup>

【3】の「菅根」については、国語辞典類に「菅根鳥」<sup>（菅根鳥）</sup>が中世以降の用例を以て雉の異名として見えているものの、それが醍醐朝まで遡り得るのかという難点があり、滝川氏が言うように藤原菅根と見るべきであろう（橋本氏もBでは藤原菅根に留意している）。但し、滝川氏が、醍醐天皇が菅根に命じて献上された贄を受け取らせ、御厨子所に下したと理解している点には、「称菅根」と「献御贄」のそれぞれの動作の主語が誰であるのかという点で問題があると考え

る。滝川氏は主語を醍醐天皇と見、「献御贄」の「献」に使役を込めて解釈した。天皇の日記の解釈としては筋が通っていると思われる

が、その場合、天皇が菅根に声をかける行為を自ら書き記す時に、「称<sup>いふ</sup>」という表現が相応しいかどうかという疑問が湧く。もし、「称」の字が「仰」の誤写であったならば、「菅根に仰せて御贄を献ぜしむ」と訓読することが可能となるが、誤写の問題を安易に想定することは慎むべきであろう。筆者は、左大臣時平が献物を持参して、菅根を呼び出し、(天皇の許可を得て)御贄を献上し、菅根に受け取らせた(そして菅根がその御贄を御厨子所に運んでいった)という、時平の一連の行為を醍醐天皇が記述したものと理解し、「左大臣献物を執り、菅根を称びて御贄を献ず」と訓読したのである。

なお、『西宮記』の献物事における「於射場殿有献物事之時」の次第では、射場殿の南方に献物を持った王卿が列立し、御前の座に一人残った上卿が「何物」と尋ねると、「貫首人」は「称唯」して「申献人并物名」し、上卿が「膳部爾給へ」あるいは「御厨子爾給へ」と命じ、「即持献物之人称唯、直渡御前、経侍所前、付御厨子所膳部云々」となる。「貫首人」とは蔵人頭のこと、延喜二年三月の藤花宴の時には菅根が在職していた(『公卿補任』延喜八年条)。「貫首人」から報告を受け、(必要に応じて天皇の意向を伺いつつ)御厨子所に下すなどといった指示を出すのが上卿の役目となるが、この宴については時平自身が献上者であり、そして上卿的な立場でもあったと見られる。そこで、『御記』は【3】のような文章となったのであろう。

以上のように、筆者は【3】の「左大臣執献物、称菅根、献御

贄」を時平を主語とする一節と解釈するのだが、だからといって、醍醐天皇が受動的な位置にあったと考えているのではない。むしろ、天皇と時平の二人の筋書き通りであったと考えているのであり、そのことは、天皇が続けて記した「可為作御息所宣旨别当也」からも窺えると思う。

「而後列坐藤花下」については、時平から受け取った御贄を御厨子所に運ぶために退席した菅根が藤花の下に設営された宴の座に戻って来たという解釈で問題ないであろう。

## (二)「可為作御息所宣旨别当也」の解釈

結論から先に述べると、筆者は、「作」の字を除いて「御息所の宣旨别当と為すべきなり」と訓読し(第一章で示した通り)、醍醐天皇が、時平から献上された御贄を受け取って御厨子所に運ぶ役目を菅根に与えたことについて、その理由を、御息所の宣旨别当に任ずべき者であるからだ、と述べていると解釈する。

前後の事情についての推測も加えて述べると次のようになる。遡ること遠からざる日に穩子が入内し、宴の前後(当日も含む)に穩子を御息所すなわち女御とする宣旨が下され(下されることとなり)、それを祝福するべく宴が企画され、さらに女御家の宣旨别当すなわち勅别当に菅根を任命することも決めていたので、宴当日に御贄を運ぶ役目を菅根に与えたのだ、と醍醐天皇が述べていると考えるのである。

橋本氏がBで述べた、この宴と、飛香舎を居所として与えられていたであろう御息所穩子との関係、宴における天皇と穩子の同座関係は重要な指摘であると考ええる。そしてそのことは、穩子の女御宣下と藤花宴とが一体の関係で為されたと解釈することによって、より意味深く理解できるのではないかと思う。時平が延喜二年正月二十八日に封二千戸を賜ったことへの謝意としてこの宴が催されたという滝川氏の理解についても、近々穩子を入内させる時平と天皇との君臣一体の信頼関係をより強固にするための封二千戸賜与であったと見れば、必ずしも相対立する議論とはならない。筆者としては、穩子の女御宣下に対する奉祝と謝意を中心に理解し、封戸の賜与への謝意が加わったと見ておく。

以下、字句に即して見ていきたい。

「可為作御息所宣旨別当也」について、国文註釈全書本、『大日本史料』第一編之三、玉上琢彌編本、天理図書館善本叢書本がともに「可為作御息所宣旨別当也」とするものの、『大日本史料』のテキストは「作」に傍注「(ナシイ)」があることを注(5)で紹介した。

「作」の字を有さないテキスト(『大日本史料』が傍注で示した「イ本」)が正しければ、「御息所と為すべき宣旨の別当なり」・「御息所の宣旨(の)別当と為すべきなり」と訓読することが可能である。筆者は後者の読みを採るのだが、そのことについては後述する。

しかし、他のテキストが全て「可為作御息所宣旨別当也」である以上、まずそれから検討するべきであろう。滝川氏は「御息所と作

す宣旨を為るべき別当也」と訓読し、「(その菅根は穩子を)御息所とするための宣旨の責任者である」と口語訳するが、「取りあえずは、穩子入内と関わらせて読解したが、女御宣下の官符を制作する責任者のことを、果たして「別当」と呼ぶのかという疑問もあり、この推測は、憶測に留める他ない」と結んでいる。

問題となるのは「別当」についての理解である。滝川氏は、女御の宣旨について、尊経閣文庫所蔵大永本『西宮記』第九、臨時、宣旨事の、

一、親王・女御・一世源氏等事。

上卿奉勅仰弁官。但、至于親王・女御等事、即日外

戚公卿以下、於射場殿、奏賀由拜舞。

を挙げ、弁官に命令が下されることを指摘する。そして、穩子の女御宣下についての文書は残っていないものの、『皇室制度史料 后妃四』<sup>24</sup>において、『諸官符案宣旨方』に女御宣下を中務・大藏・宮内三省に伝達する太政官符が紹介されていることを指摘し(時代の近いものとして藤原佳珠子を女御とすることを指摘し(時代の官符を例示)、藤原菅根は延喜元年三月十五日に権左中弁になって(『公卿補任』延喜八年条)から、延喜元年三月に女御となった穩子の女御宣下の責任者であった可能性があると述べる。<sup>25</sup> 穩子の女御宣下が通説通り延喜元年であったにせよ、私見のように同二年と

見るにせよ、当時の弁官官人の陣容から見ても、菅根が上卿からの仰せを承った可能性は十分にあるだろう。但し、その役目を「別当」と呼んだという確実な根拠があるわけではない。

ここで、女御宣下を伝達する太政官符の作成について、『皇室制度史料 后妃四』第五章第二節、九七頁の解説を参照すると、

西宮記や北山抄には、上卿が勅を奉じて女御と定める由を弁官に仰せ下し、さらに太政官符を作らせ、親族による奏慶が行われると見え、これらの儀は実例に於いても鎌倉時代末まで特に変更はなかった。

とある。典拠史料を参照すると、『西宮記』に限っても、大永本第七、臨時の「一、初以皇子為親王事」、第九、臨時、諸宣旨の「親王女御源氏事」にも同趣旨のことが書かれていることを確認できる。さらに、同書の導きを受け、第五章第三節（女御の待遇）、一九五頁の解説を参照すると、

女御は其の宣下の前後に家司を定めるのを例とした。（中略）なお西宮記には、当代親王の勅別当と同じく、女御にも、上卿が勅を奉じて宣旨を作らせ、別当を任命するとし、天慶九年左少弁菅原在躬を女御藤原某の別当となし、官より仰せ下した例を挙げている。

とあり、典拠史料として、壬生本『西宮記』臨時一、諸宣旨、

当代親王勅別当上卿奉勅給弁、女御同之、  
天慶九年以左少弁在躬為  
女御藤原某子別当、  
御旨、  
（アキマ、）

が掲出されている（二五二頁）。

天慶九年（九四六）の補任例について、『大日本史料』第一編之八、七四九頁を参照すると、『西宮記』臨時一、諸宣旨の該当部分は「天慶九年、以左少弁在躬、為女御藤原述子別当、御旨」と引用され、「藤原述子」となっている。これは、実頼の娘述子（九三三～九四七）が天慶九年十二月（『真信公記』は二十五日、『大鏡裏書』は二十六日、『一代要記』は二十七日とする）に村上天皇の女御になったことを踏まえているのではないかと思われる。それはともかく、左少弁に在任していた正五位下菅原在躬が、女御とされた藤原述子の勅別当の任を与えられたことは確かであろう。

女御に弁官在任官人を勅別当として付けることは、天皇がその女御に破格の待遇を与えることだったのでないかと思われる。『皇室制度史料 后妃四』の二五二頁に掲出されている、壬生本『西宮記』臨時一裏書の、

康保四年三月廿二日、召左大臣定云々、山城守為輔女御芳子家別当、

は、村上天皇の女御であった芳子（？）九六七。藤原師尹の娘。女御宣下は天徳二年（九五八）十月二十八日〔日本紀略〕・『二代要記』・『大鏡裏書』が、康保四年（九六七）三月二十二日に山城守藤原為輔を別当として付けられたことを示している。同年五月二十五日に村上天皇が崩御する直前の人事であり、芳子が女御宣下の時にどのような官人を別当として付けられたかを知ることが出来ないが、弁官在任者と山城守在任者とは、大きな格の違いがあったであろう<sup>30</sup>。

以上のような、『西宮記』の記述と、村上朝時代に女御付の役職として補任された勅別当の事例を参照すると、『三』の「可為作御息所宣旨別当也」については、「作」の字を除いて「御息所の宣旨別当と為すべきなり」と訓読し、醍醐天皇がそこに込めた意を次のように取るべきではなからうか。すなわち、女御穩子の宣旨別当（＝『西宮記』の勅別当）に補すことを内定していた藤原菅根であるがゆえに、穩子の居所飛香舎において天皇の来臨を仰いで催されている藤花宴の場で、時平が醍醐天皇と女御穩子を祝福するために献上した御贄を受け取り、御厨子所に運ぶ役目を与えたのである、と。「作」の字を活かそうとすれば、滝川氏のように訓読することになるであろうが、女御宣下の官符を制作する責任者を「別当」と呼ぶかどうかという問題が解消しないので、勅別当と同意のものとしての宣旨別当を想定してみたいのである。

なお、勅別当の本官の軽重について上述した点から見て、藏人頭権左中弁の菅根を女御穩子の別当に補することは、穩子に格別の待

遇を与える意味があったであろう。女御家別当が穩子以前の女御達にも置かれていたかどうかについては今後の検討課題としたい。

以上、(一)(二)の考察により、藤花宴で時平の献上した御贄を御厨子所に下す役目を務めた菅根について、醍醐天皇が御記に記した「可為御息所宣旨別当也」を「御息所の宣旨別当に補任する予定の人物だからだ」と解釈できることを示すことができたと考ええる。

であるならば、天皇がするように書く文脈として、穩子女御宣下から一年後の宣旨別当の新設または交代を意図していたという解釈、あるいは、一年前に穩子を女御にした時の宣旨を奉じたのが菅根であった（「作」の一字を活かす）ことを思い起こしたという解釈よりも、次のような解釈の方が合理的であろう。すなわち、入内して女御宣下を受けたばかりの（あるいは宣下を受ける当日の）穩子を祝福するこの宴の時点で、彼女の地位をさらに高めるべく宣旨別当を補任しようという天皇と時平の合意ができていたのである、と。

(一)(二)の考察の前で述べたことの繰り返しとなるが、宴の次第⑥に見える、中宮藤原温子から奉られた「銀籠二捧」についても、天皇と穩子の二人への祝福としては、女御宣下一年を記念しての祝意というよりも、宣下そのものに対する祝意が込められていたと理解する方が実相にかなっているのではないかと筆者は考える。

そしてその祝意とは、醍醐天皇の養母として中宮の身位を与えられた温子から、天皇の女御に迎えられ、いずれは皇子を儲けるという輝かしい未来を期待されている穩子に対する、同じ藤原摂関家出身

のキサキとしての祝意であったと考えたい。

### 結びに代えて

延喜二年三月二十日の飛香舎藤花宴の關係史料を解釈し、憶測を加えつつ、政治史的考察を行った。その内容は第三章で述べたことの繰り返しとなるので差し控える。

ここで、穩子が入内し、女御とされる経緯について、筆者の見通しを述べておこう。

穩子入内の時期については、須田春子氏は延喜元年と述べ（延喜元年三月に穩子が女御宣下を受けたとする通説的理解に基づくのであろう）、角田文衛氏は昌泰二年夏頃と推定し、島田とよ子氏は、 $\alpha$ 宇多上皇が出家し（昌泰二年十月二十四日）、さらに班子女王が崩御（昌泰三年四月一日）して以後の法皇の「山踏み」（七月金峰山、十月高野山参詣）の間に乗じてのことであった可能性と、 $\beta$ 菅原道真左遷（延喜元年正月二十五日）直後のことであった可能性の両論を併記する。<sup>33</sup>

穩子入内の実現過程については、各論者とも、『九曆』天曆四年六月十五日条（『御産部類記』冷泉院所収逸文）に見える、藤原師輔が村上天皇に上奏した立太子の先例に注目している。保明親王立太子一件に含まれている穩子入内の経緯は以下の通りであった。

醍醐天皇が元服を加えた日（寛平九年（八九七）七月三日。同日、天皇踐祚）の夜、班子女王の娘為子内親王と穩子の双方が入内しよ

うとしたが、宇多上皇が母班子女王の命を受けて穩子の入内を停めた。その後為子内親王（寛平九年七月二十五日に三品に叙して妃とされた）が勸子内親王を出産して薨去してしまう（昌泰二年（八九九）三月十四日。同月二十一日に一品を贈る）のであるが、女王は穩子の母（人康親王の娘）の冤霊がこの妖をもたらしたという浮説を聞き

付け、重ねて穩子の入内を停めた。しかし、時平は計略を廻らせて入内を実現し、上皇は怒ったものの差し止められなかった。穩子は幾程を経ずして皇子（崇象親王（のち保明親王と改名））を出産した。角田氏は、為子内親王薨去から班子女王による再度の穩子入内妨害までの推移を比較的短期間と見て、昌泰二年夏頃入内と推定したのであろう。一方、島田氏は女王の政治力の大きさを重視して昌泰三年四月一日の女王崩御後に入内時期を推定したのである。

筆者は、班子女王の崩御に加えて、昌泰四年正月二十五日の菅原道真失脚による宇多上皇方の敗北が重要であると考えるので、上述した先行研究の中では島田氏の $\beta$ が合理的であると思う。そこで、『日本紀略』と『大鏡裏書』の延喜元年三月穩子女御宣下の記述に疑問の余地がなければ、入内もその頃と推定することが穩当であるということになるが、本稿の考察によって女御宣下の年月に関する疑問を提起したつもりである。

筆者はさらに、穩子の入内時期についても延喜二年三月かそれを遠くは遡らない頃だったのではないかと推測する。入内の妨げとなる条件が延喜元年正月に除去されたにもかかわらず、それが翌年ま

で遅れると推測することには疑問が持たれるかもしれない。しかし、道真の失脚に対して宇多上皇が醍醐天皇の翻意を促そうと参内したものの面会がかなわなかった（『日本紀略』延喜元年正月三十日、二月一日条。『扶桑略記』は正月二十五日条として記す）こともあり、上皇と天皇の緊張関係の緩和には相当程度の冷却期間が必要だったのでないかと考えるのである。天皇と時平にとって、機が熟しつづあると感じたのは延喜二年に入ってからのもので、女御宣下も済ませ、穩子の居所飛香舎での藤花宴挙行という形で実を結んだのが三月二十日のことだったのでないだろうか。

最後に、上記の『九曆』の記事について触れておく。筆者も班子女王の崩御を穩子入内を妨げる重大要因の解消と評価した。宇多上皇・女王方と時平・穩子方の宿命的な対立は確かにあったことだろう。しかしながら、『九曆』の記事が全て真実を伝えていると考えることには慎重であるべきだとも感じている。師輔自身が保明親王立太子一件について「延喜天皇雖存旧例為恐法皇之命、不敢及其儀。贈太政大臣見此気色、相議上表也」と続けた上で、「此事不見文簿、又雖乏相知之人、昔側所伝承也」と述べているからである。穩子入内をめぐる政治情勢については、問題となる年ごとに穩子の年齢、宇多上皇・班子女王・醍醐天皇・時平の力関係を総合的に考える必要があると思うのである。<sup>36)</sup>

### 補説——醍醐朝の藤花宴和歌について——

論旨の軸から外れるために、本稿の基本史料三点（第一章参照）から除いた、醍醐朝の藤花宴で詠まれたとされる和歌について、滝川氏の考察<sup>36)</sup>に学びつつ検討する。

#### ○『新古今和歌集』所収の醍醐天皇の和歌

元久二年（一一〇五）成立の『新古今和歌集』巻第二、春歌下に、「飛香舎にて、藤花宴侍りけるに」を詞書とする「延喜御歌」、  
「かくてこそ見まくほしけれ万代をかけてにほへる藤浪の花」が収められている（一六三番歌<sup>37)</sup>）。

#### ○醍醐天皇・藤原兼茂・同敏行の和歌

建長三年（一二五一）成立と推定されている真観（藤原光俊）の私撰集『秋風和歌集』巻第二、春歌下に、「藤花の宴せさせたまけるときよませたまける」を詞書とする、「むらさききにはほふ藤波立ちかへりけふの名残はあすぞとふべき」（延喜のみかどのおほみうた）、「むらさききのとかけみだりさく花もをる人なくはにはほざらまし」（右兵衛のかみ兼茂の朝臣）、「藤の花かぜふかぬよはむらさききくもたちさらぬところとぞ見る」（「ふちはらのとしゆきのあそん」）、以上三首が収められている（一一一〇～一一二二）。敏行の作は、延文四年（一一三五）成立の『新千載和歌集』巻第二、春歌下に、

「延喜御時飛香舎藤宴によめる」を詞書として「藤の花風をさまれる紫の雲たちさらぬところとぞみる」と見えている「一七九」。

以上から、これら三首が「延喜御時飛香舎藤宴」で詠まれたことになるが、敏行の没年について、『古今和歌集目録』の伝の記載「延喜七年卒、家伝云、昌泰四年卒」から昌泰四年（延喜元年）を是とする村瀬敏夫氏の指摘<sup>28</sup>があり、その点が問題となる。滝川氏は、『古今和歌集』巻第十六、哀傷歌に敏行の死去を悼む紀友則の和歌があり「八三三」、その友則の死を悼む紀貫之・壬生忠岑の和歌も収められている「八三八・八三九」ことから、『古今和歌集』完成時に没していたらしい友則よりも先行する敏行の没年については、昌泰四年説を支持し、敏行の延喜二年藤花宴参列を否定する。そして、敏行の藤花宴和歌の存在は、延喜二年以前の醍醐朝に藤花宴が開かれたことがあることを示すとする。

しかし、『古今和歌集』については、延喜五年に編集が開始されたのか、それとも完成したのかという問題や、延喜五年以後の作品が加えられていく過程についての問題がある。従って、同集が延喜五年に成立したことを以て、敏行の卒去年は延喜七年ではあり得ず、昌泰四年と見るべきである、と断言することはできないのではなかろうか。敏行が延喜二年に存命であった可能性を積極的に否定することは難しいと考える。

兼茂については、『古今和歌集目録』に、藏人左衛門大尉から昌泰四年正月七日に叙爵、同年二月に昇殿、延喜二年二月二十三日に

左衛門佐に任官したとあり（国史大系本「公卿補任」延喜二十三年条には「昌泰二正七従五下。同二月廿七日昇殿（如元）」とあり、叙爵・昇殿は昌泰二年となる。但し、「昌泰二」には九条家本による傍注「四く」があり、それによれば昌泰四年となる）、延喜二年三月二十日の藤花宴に参加することは可能である（右兵衛督在任は後のことで、十九年九月十三日～延長元年正月二十一日）。

#### ○藤原定方の和歌

『三条右大臣集』に、「延喜御時、ふちつばにてはなの宴せさせ給ひけるによみたまへりける」を詞書とする「君ませばくもゐににほふふぢの花ここにたちまひをらんとはおもふ」が収められている「五」。この作は、永享十一年（一四三九）成立の『新続古今和歌集』巻第二、春歌下にも、「延喜御時藤壺にて藤花の宴せさせ給うけるにつかうまつりける」を詞書とする「三条右大臣」の「君ませば雲井ににほふ藤の花ここにたちまひをらんとぞ思ふ」として収められている「一九七」。

以上の五首が、延喜二年の藤花宴で詠まれた可能性のある作品である。以下の二首は、詞書に「延喜御時」に「飛香舎にて藤の花の宴」・「藤壺の藤の花の宴」で詠まれたとあっても、先学が指摘している通り、延喜二年の作とは見なしがたい作品である。

○藤原実頼・同国章の和歌

長徳三年（九九七）成立と推定されている『拾遺抄』巻第九、雑上に、「延喜御時に藤つぼにて藤花の宴させ給ひけるに殿上のをのこどもわかつかうまつりけるに」を詞書とする「藏人国章」の「藤のはなみやのうちにはむらさきのくもかとのみぞあやまたれける」、「延喜御時、飛香舎にて藤花の宴ありけるに、人人わかつかまつりけるに」を詞書とする「小野宮大臣」の「うすくこくみだれてさけるふぢの花ひとしき色はあらじとぞおもふ」が収められている〔四〇〇・四〇二〕。この二首は、寛弘二年（一〇〇五）か三年頃成立と推定されている『拾遺和歌集』にも所収。実頼の和歌は、巻第二、夏に、「延喜御時、飛香舎にて藤の花の宴侍りける時に」を詞書とする「小野宮太政大臣」の作〔八六〕、国章の和歌は、巻第十六、雑春に、「延喜御時、藤壺の藤の花の宴させ給ひけるに、殿上のをのこどもうたつかうまつりけるに」を詞書とする「皇太后宮権大夫国章」の作〔二〇六八〕として見える（ともに和歌は同じ）。実頼の和歌は『清慎公集』にも「延喜御時、飛香舎にて藤宴ありしに」を詞書とする作〔二〕として見える（和歌は同じ）。

まず、実頼の和歌について。滝川氏は、新日本古典文学大系（小町谷照彦氏校注）が「延喜二年（九〇二）三月二十日の宴が知られるが、この時作者の藤原実頼は三歳で、歌を詠むのは無理か。村上朝の天曆三年（九四九）四月十二日の宴も盛儀であった」と注釈する

のを踏まえつつも、実頼は「醍醐朝の末年延長七年には三十一歳であり、醍醐朝後半において藤花宴が開催されていれば、参加は可能であろう」（実頼三十一歳の年は正しくは延長八年である―古藤注）と述べている。<sup>(40)</sup>

筆者には実頼の和歌が醍醐朝の作であるか、村上朝の作であるかを判断することはできないが、醍醐朝における延喜二年以外の藤花宴について考察しておきたい。

第一は、『公忠集』（平安中期成立とされる）と『玉葉和歌集』（正和元年〔一三二二〕成立）に収められている、源公忠（八八九―九四八）の藤花宴の和歌「色ふかく匂へるふぢの花ゆゑにのこりすくなき春をこそ思へ」である。

その詞書は、『公忠集』〔六〕では「延喜八年三月廿日藤壺花に」<sup>(41)</sup>、『玉葉和歌集』巻第二〔二七八〕では「延長八年三月藤壺にて藤宴せさせ給けるに」となっている。さらに、『公忠集』については、宮内庁書陵部所蔵御所本〔五〇一・五四本〕では「延喜八年三月廿二日ふちの花かに」<sup>(42)</sup>、藤原定家自筆本系統の写本では「延喜九年三月廿二日ふちつほの」<sup>(43)</sup>となっている。

『公忠集』の詞書が記す詠進年月日について、右に紹介した有力写本は「延喜八年三月廿日」「延喜八年三月廿二日」「延喜九年三月廿二日」としている。新藤協三・河合謙治・藤田洋治三氏の研究<sup>(44)</sup>によれば、『玉葉和歌集』の詞書「延長八年三月」と合致するのは、陽明文庫所蔵本（サ・六八本）・正保版本歌仙家集本の「延長八年三

月廿三日、藤つほの藤の賀に」である。群書類従本『公忠朝臣集』も同じであり、『大日本史料』第一編之六、二四四～二四五頁、延長八年三月二十三日条「藤花宴」が、『公忠朝臣集』から「延長八年三月廿三日、藤壺の藤の賀に」を詞書とする「色深くにほへる藤の花ゆゑに残りすくなき春を社おもへ」を収めているのは、こうして本文に拠っているようである。

『三十六人歌仙伝』の公忠伝は「延喜十一年正月廿二日昇殿、<sup>卅</sup>三」からの経歴を伝えているので、彼が藤花宴で和歌を詠進した年次としては延長八年（九三〇）と見る方が穏当ではあろう。<sup>卅</sup>しかし、『公忠集』の原型を伝えるとされる定家自筆本系統の写本の影印本が刊行され、本文の該当箇所について与えられた上述の知見を踏まえると、公忠二十・二十一歳の延喜八・九年の作品であった可能性もなお考慮し続ける必要があるだろう。

第二は、『西宮記』が天曆三年四月十二日の藤花宴について記す文中の和歌詠進のところに「次献題、維時、大臣奏准延長例」と見える「延長例」である。

第一の史料として挙げた源公忠の和歌が延長八年の作であったとすれば、この第二の史料に見える「延長例」がそれと同じ時のことを指している可能性があるし、実頼の和歌が醍醐朝の作であるとする、それも延長八年のものであった可能性があるだろう。

次に国章の和歌について。滝川氏は次のように述べる。『日本紀

略』寛和元年（九八五）六月二十三日条に従三位皇太后宮権大夫で薨去したことが見える藤原国章の享年記載「<sup>六十七</sup>或七十五」から、国章は延喜十九年または延喜十一年生まれである。従って、延喜二年は誕生前で論外となり、延喜十一年生まれであったとしても醍醐朝末年によくやく二十歳であるから、同朝の藤花宴への出席は困難であり、『拾遺和歌集』の詞書か作者名に誤りがあると考えざるべきであらう。<sup>卍</sup>と。なお、新日本古典文学大系『拾遺和歌集』の注釈は「延喜二年（九〇二）三月二十日の藤花宴（日本紀略）で詠まれた歌とすると、作者の藤原国章は年齢が合わない。村上天皇の御代、天曆三年（九四九）四月十二日の藤花宴に詠まれた歌か」と述べている。<sup>卍</sup>

国章が延喜十一年生まれであったとすると、先述した延長八年三月二十三日の藤花宴の時に、彼は二十歳に達しており、参列することとは不可能ではない。しかし、筆者としても、国章の藤花宴での和歌を醍醐朝のことと見るのは難しいと考える。何故ならば、国章は『本朝世紀』天慶八年（九四五）十二月十日条に省試及第のことが記され、『西宮記』の二月十一日列見の天慶十年二月十一日の勸物に「内記藤原国章」と見えるからである。『拾遺抄』の詞書に「蔵人国章」と見えることが詠進当時の蔵人在職を示しているとなると、内記在任の前後の頃から蔵人に在職していたと考えるのが穏当であらう。とすれば、彼が藤花宴で和歌を詠進した年月日としては、天曆三年四月十二日（国章は三十九歳または三十一歳）を有力視するのがやはり穏当ということになる。

最後に、延喜二年作の可能性のある醍醐天皇の和歌が二首知られることについて述べておく。滝川氏が説いたように、醍醐朝の藤花宴については、延喜二年以外にも行われたことを十分に考慮しなければならぬ。その上で、右で行った考察を踏まえ、『秋風和歌集』所収の醍醐天皇・藤原兼茂・同敏行の作が同じ時の和歌であり、それを延喜二年三月二十日の作であると見るならば、『新古今和歌集』所収の醍醐天皇の和歌が作られた年の候補としては延喜八年・同九年・延長八年が候補に挙げられることになるであろう（勿論、それ以外の年の作である可能性を排除することはできない）。

## 注

(1) 花宴卷（右大臣家の宴。光源氏が朧月夜の君と再会）、藤裏葉卷（内大臣家の宴。夕霧が雲居雁と結婚）、宿木卷（内裏の宴。女二の宮の婿となった薫が彼女を自らの三条宮に引き取るに際し、彼女が居住していた藤壺に父帝が渡御して催された宴）。

(2) 橋本不美男「後宮曲宴と和歌」（『王朝和歌 資料と論考』〔笠間書院、一九九二年〕所収。初出一九七三年）、滝川幸司「延喜二年飛香舎藤花宴をめぐって」（『天皇と文壇——平安前期の公的文学——』（和泉書院、二〇〇七年）所収。初出二〇〇四年）。本稿の考察が両氏の詳細な考証から多大な学恩を受けていることを銘記する。

(3) 注(2) 前掲滝川論文、三五二―三五四頁。

(4) 延喜二年三月二十日の藤花宴について記す『西宮記』の記文には、「延喜二年三月廿日」で始まるテキストと「延喜三三廿」で始まるテキストの二種がある。前者は、活字本では改定史籍集覧本三八四頁（巻十五臨時三）、神道大系本五六一―五六二頁（第二巻（臨時三））、影印本では尊経閣善本影印集成6西宮記六（大永本第四―第九）の三五〇―三五二頁（第九）に掲載。後者は、活字本では改定史籍集覧本五一三頁（巻二十臨時八）、故実叢書本第二の五〇頁（巻八）、神道大系本五八八頁（臨時四）、影印本では宮内庁書陵部本影印集成7西宮記三の四六頁（第十四軸）、尊経閣善本影印集成3西宮記三（巻七―巻十（乙））の六二―六三頁（巻八臨時乙）、同6西宮記六の七二頁（第五）に掲載。本稿で提示したテキストはそれらを合成して作成したものである。諸本を厳密に校訂することは筆者の能くするところではないので、参照文献を紹介するに留めた次第である。なお、改定史籍集覧・故実叢書・神道大系・尊経閣善本影印集成・宮内庁書陵部本影印集成については、以下、集覧・故実・神道・尊経閣影印・書陵部本影印と略記する。

(5) 『河海抄』所引の『醍醐天皇御記』のテキストは、『河海抄』の諸刊本に相違があるので、それらを合成した。以下に⑦国文註釈全書『河海抄・花鳥余情・紫女七論』（國學院大學出版部、一九〇八年）の四二二―四二四頁、⑧『大日本史料』第一編之三（東京帝國大學文學部史料編纂掛、一九二五年）の八〇頁、⑨玉上琢彌編『紫明抄・河海抄』（角川書店、一九六八年）の五七三頁、⑩天理図書館善本叢書叢書部第七一巻『河海抄伝兼良筆本二』（天理大学出版部、一九八五年）の四二三―四二四頁のテキストの校異を示す。

飛香舎藤花宴事…⑤には「花」なし。

三月廿日…④には「日」なし。

御記云…⑦は「御記曰」とする。

於飛香舎藤花下…⑤には「於」なし。

左大臣執猷物…⑤には「左大臣」なし。

可為作御息所宣旨別当也…④には「作」に傍注「(ナシイ)」あり。

承和遺物…⑦は「承和逢物」、⑧は「承和舊物」、⑨は「承和逢物〔真本遺物〕」、⑩は「承和逢物」とする。

酒盃間…⑦は「酒盃同」、⑧は「酒盃同〔真本間〕」とする。

管絃歌舞詠…⑦⑧⑨は「管絃歌舞乱」とする。

(6) 捧物は貴人に奉る性格を有するものである。『伊勢物語』七十七段に見える、安祥寺で修された藤原多賀幾子(文徳天皇の女御。天安二年十一月十四日に卒したことが『日本三代実録』に見える)追善法要の物語中の「人々、捧げものたてまつりけり。奉りあつめたる物、千捧許あり。そこばくの捧げものを木の枝につけて、堂の前にたてたれば……」という記述、『大和物語』三段に見える、宇多法皇の六十御賀のために京極御息所藤原褒子が源清隆に「さ、げものひとえだ」の献上を求めたという記述などから、捧物は「……捧」や「……えだ」と数えられ、木の枝に結び付けて奉ったようである。橋本氏は「藤花をつけた銀籠二」と解釈し(注(2) 前掲橋本論文、六三頁)、滝川氏は「藤花に付す」と訓読する(注(2) 前掲滝川論文、三四〇頁)が、藤花宴で献上する捧物に相応しく、見事な花を付けた藤の木の子二本に銀籠を一個ずつ結びつけて奉ったのであろう。

(7) 藤木邦彦「藤原穩子とその時代」(『平安王朝の政治と制度』(吉川弘文館、一九九一年)所収。初出一九六四年)、角田文衛「太皇太后穩子」(角田文衛著作集第六卷『平安人物志下』(法蔵館、一九八五年)所収。初出一九六六年)。

(8) 須田春子「平安時代後宮及び女司の研究」(千代田書房、一九八二年)、三九・九九頁。

(9) 注(2) 前掲橋本論文、七八頁。

(10) 村瀬敏夫「紀貫之伝の研究」(桜楓社、一九八一年)、第二章古今集の撰進(2)飛香舎藤花宴(一三六頁)。

(11) 田中喜美春「古今和歌集の形成」(秋山虔編『王朝文学史』(東京大学出版会、一九八四年)所収、五七頁。

(12) 木村茂光『国風文化』の時代(青木書店、一九九七年)、IV章3藤原氏と文人貴族「飛香舎藤花宴と古今和歌集の成立」(一八八頁)。

(13) 目崎徳衛「平安時代初期における奉獻——貴族文化成立論の一視角として」(『平安文化史論』(桜楓社、一九六八年)所収。初出一九六五年)。

(14) 注(2) 前掲滝川論文、三四三〜三四四頁。

(15) 滝川氏の紹介に学びつつ、管見に入った限りで押さえておく。延喜二年藤花宴の評価について、山口博・橋本不美男・村瀬敏夫・田中喜美春各氏は「公宴」の語を用いて論じている。山口博「王朝歌壇の研究 宇多醍醐朱雀朝篇」(桜楓社、一九七三年)の三四四頁、注(2) 前掲橋本論文の八〇頁、注(10) 前掲村瀬著書の一三六頁、注(11) 前掲田中論文の五七・六一頁を参照。「古今和歌集」撰集開始と関係付けた論者としては熊谷直春・山口博両氏が挙げられる。熊谷「古今集の撰集過程について」

〔平安朝前期文学史の研究〕（桜楓社、一九九二年）。初出一九六九年）の二六六・二六九頁、本注前掲山口著書の三四四頁を参照。

(16) 注(2) 前掲滝川論文、三四六頁。

(17) 穩子の女御宣下と藤花宴の前後関係については、【3】の『醍醐天皇御記』に「御息所」の語が使われていることから見て、宴よりも前と見るのが自然であろうと筆者は考えている。しかし、宣下と宴を一体の関係で行い、「御息所」の語を先行的に使用したと理解する余地もあると思われるので、「藤花宴の前後（当日も含む）」という幅を持たせた表現に止めることにした。なお、藤原菅根の女御家宣別当への補任については、宴終了後のことであろうと考えている。

(18) 坂本太郎「延喜格撰進施行の年時について」（坂本太郎著作集第七巻『律令制度』〔吉川弘文館、一九八九年〕所収。初出一九三五年）。

(19) 注(2) 前掲橋本論文、六二・六六～六七頁。

(20) 集覧本五二九頁（巻二十臨時八）、故実本第二の六〇～六一頁（巻八）、神道本六〇四頁（臨時四）。

(21) 注(2) 前掲滝川論文、三四四～三四五頁。

(22) 注(2) 前掲滝川論文、三四五～三四六頁。

(23) 尊経閣影印6西宮記六、三三五頁。壬生本については書陵部本影印6西宮記二の一三五頁（第十軸臨時）、活字本では、神道本五二二頁（第二巻（臨時二））、集覧本三七〇頁（巻十四臨時二）、故実本第二の二八〇頁（巻十五。集覧本による補）を参照。

(24) 宮内庁書陵部編『皇室制度史料 后妃四』（吉川弘文館、一九九〇年）、第五章女御・更衣第二節女御宣下。

(25) 注(2) 前掲滝川論文、三四六頁。

(26) 尊経閣影印6西宮記六、一九八頁。尊経閣文庫所蔵卷子本については、尊経閣影印4西宮記四の二五頁（巻十一（甲）臨時戊）、活字本では、神道本七四八頁（臨時七）、故実本第二の二五三頁（巻十二）を参照。

(27) 尊経閣影印6西宮記六、三〇〇頁。壬生本については、書陵部本影印6西宮記二の七八頁（第九軸臨時）、活字本では、神道本四八四頁（臨時一（乙））、集覧本三一九頁（巻十二臨時二）、故実本第二の二四三頁（巻十三）を参照。

(28) 書陵部本影印6西宮記二、七六頁（第九軸臨時）。尊経閣文庫所蔵大永本については、尊経閣影印6西宮記六の二九八頁（第九臨時）、活字本では、集覧本三二七頁（巻十二臨時二）、神道本四八二頁（臨時一（乙））、故実本第二の二四二頁（巻十三。集覧本巻十二による補）を参照。

(29) 書陵部本影印6西宮記二、九五頁（第九軸裏）。尊経閣文庫所蔵大永本については、尊経閣影印6西宮記六の二九四頁（第九臨時）、活字本では、集覧本三三二頁（巻十三臨時一裏書）、神道本四九二頁（臨時一（乙））、故実本第二の二五一頁（巻十四。集覧巻十三臨時一による補）を参照。

(30) 述子や芳子に先んじて村上天皇の女御となった藤原安子についてはどうであったろうか。安子は村上天皇の成明親王時代の天慶三年（九四〇）四月十九日に内裏の飛香舎（藤壺）で結婚し（『日本紀略』・「大鏡裏書」）、天皇が即位した天慶九年の五月二十七日に女御とされた。そのことについての史料として、『類聚符宣抄』第四、女御に、

太政官符中務大藏宮内等省外

従四位下藤原朝臣安子

右女御如件。省宜承知依例行之。符到奉行。

右中弁

右少史

天慶九年五月廿七日

という太政官符が収められている。右中弁は藤原有相であった。有相は、天暦二年（九四八）二月十九日に藏人頭に補任され（『日本紀略』・「職事補任」・「公卿補任」（天暦九年条）、安子が同四年五月二十四日に出産した憲平親王が同年七月二十三日に立太子した際に春宮権亮に任じられ（『御産部類記』・「公卿補任」、同八年三月十四日に右大弁から左大弁に昇任する（『公卿補任』）まで春宮権亮に在任した（後任は源延光（『公卿補任』康保三年条））ことが知られる通り、村上天皇・安子との関係の深い人物である。そのことを考慮すれば、有相は安子の女御宣下を奉じた弁であり、そのことによって太政官符の作成に当たったと推測できよう。そしてさらに安子の勅別当にも補されたのではないかと推測してみたい。

(31) 注(8) 前掲須田著書、一〇〇頁。

(32) 注(7) 前掲角田論文、三頁。

(33) 島田とよ子「班子女王の穩子入内停止をめぐって」〔園田学園女子大 学論文集〕第三二号I、一九九七年、二〇二二頁。

(34) 寛平九年・昌泰二年（為子内親王の薨去年）・延喜元年について見てみると、穩子の年齢は順に十三・十五・十七歳（醍醐天皇は同年齡。為子内親王は年齢不詳）、時平の官位は二十六歳の寛平九年から順に、従三位大納言、正三位・二月十四日任左大臣、左大臣・正月七日叙従二位であった。

(35) 宇多上皇が醍醐天皇に与えた『寛平御遺誡』に書かれている時平に関する記述「先年於女事有所失」についても、須田・角田両氏が穩子入内と関係があるという興味深い理解を示している（注31・32に同じ）が、やはり大きな問題がある。『御遺誡』が寛平九年のものである限り、同年よりも早く醍醐天皇の婚儀に時平が穩子を擁して介入しようとしたのであれば、それは皇太子敦仁親王の妃選びということにならざるを得ない。しかし、寛平九年に十三歳で元服する醍醐天皇と同一年の穩子の二人にとつて、寛平八年以前に現実味があるのかどうか、大きな疑問を感じないわけにはいかないからである。

(36) 注(3)に同じ。

(37) 歌番号、表記は『新編国歌大観』に従う。以下、歌番号は「」内に漢数字のみで示す。

(38) 村瀬敏夫「藤原敏行伝の考察」〔岡一男先生頌寿記念論集 平安朝文学研究〕〔有精堂出版、一九七一年〕所収。

(39) 新日本古典文学大系『拾遺和歌集』（岩波書店、一九九〇年）、二七頁。

(40) 注(2) 前掲滝川論文、三五三頁、三五九頁注20。

(41) 新編国歌大観本は流布本系統の宮内庁書陵部本（五一・二本）を底本とする。

(42) 『桂宮本叢書』第一卷私家集一、『私家集大成』第一卷中古Iによる。

(43) 『冷泉家時雨亭叢書』第一五卷（平安私家集二）、『大東急記念文庫善本叢刊中古中世篇』第六卷（和歌Ⅲ）、『宮内庁書陵部蔵御所本三十六人集』九（公忠集）。作品は「いろふかくにほへるふちの花ゆゑにのこりす

くなき春をしそおもふ」(冷泉家本)。

(44) 『公忠集全釈』(風間書房、二〇〇六年)、七六頁。

(45) 注(44) 前掲書、七七頁。

(46) 集覽本三八四～三八五頁(卷十五臨時三)、五一三～五一四頁(卷二十臨時八)、故実本第二の五〇～五一頁(卷八)、神道本五六二～五六三頁(第二卷(臨時三))、五八八～五八九頁(臨時四)、書陵部本影印7西宮記三の四六～四八頁(第十四軸)、尊經閣影印3西宮記三の六三～六五頁(卷八臨時乙)、同6西宮記六の七一～七二頁(第五臨時)、三五一～三五二頁(第九臨時)。

(47) 注(2) 前掲滝川論文、三五三頁。

(48) 注(39) 前掲書、三〇六頁。人名索引二二頁では国章の生年を延喜十九年とする。

(謝辞) 二〇一一年七月一七日の共同研究会での口頭発表から論文発表までの過程で、研究会参加者をはじめとする方々から貴重な御意見を頂いた。篤く御礼申し上げます。

## 日記に見える院宣について

下郡 剛

はじめに

院（上皇・法皇）の意志を奉者一名が奉って作成される院宣は、院の意向を直截反映した文書として、これまで枚挙に暇ないほど多くの院政研究の分析対象となってきた。そのような研究方法の有効性自体には異論を差し挟む余地がない。しかしながら、文書として残された院宣は、公験としての有効性を前提とし、後世に伝えられることを意図して大切に管理されたが故に、今なお現存している側面もまた忘れてはならないであろう。

本稿の対象たる院宣とは異なるが、上杉和彦氏は、延慶本平家物語所収の宣旨について、古文書学上の定型様式とは異なるものに疑義を呈する先行研究のありかたを批判的に再検討し、「これらの「様式」からの乖離は、延慶本の編者が、文書の出典を古記録（日記）に求めたという事情から説明しうる」とした上で、次の提言を

行っている<sup>1)</sup>。

歴史学及び古文書学は、長く寺社や貴族の末流の家等に伝来した文書群を珍重し、そこに見られる具体例を元にした文書様式論を堅持してきた。そのような文書様式論は、必ずしも文書の作成・伝達・受理の営み総体を反映するものとはなっておらず、永続的利益のために意図的に保存された、主として土地に關する権利証文（公験）を中心としたものとなった。むしろ、その学問的効用には多大なものがあるが、一定のバイアスがかかったものであることもまた事実で、その影響は様々な形で表れはじめていられるように思われる。本稿が対象としてとりあげた宣旨についても、主に訴訟手続きに用いられた弁官方宣旨、主に人事に關わる外記方宣旨が、伝存する宣旨の圧倒的多数を占めたために、宣旨はあたかもこの二つしかないかのごとき印象

を与える様式論が生まれたといえる。

それでは、「伝来した文書群を珍重し、そこに見られる具体例を元に」成立した院宣様式論は、本共同研究の対象たる日記からとらえなおすと、いかなる姿を見いだせるのか。本稿では、上杉氏の提言を継承する立場から、日記を通して院宣を再検討してゆきたい。

## 一 院宣研究史

院宣について、筆者が座右の書として院生の頃から使用し続けている、佐藤進一氏『古文書学入門<sup>2)</sup>』を開くと、次のような解説が見られる。

これは上皇、法皇に近侍する院の役人＝院司が上皇、法皇の意をうけたまわって出す文書であって、(中略)院宣は「依院御気色……」とか「依院宣……」とか「院宣如此」「院宣所候也」などと記される場合が多く、それによってその文書が院宣であることがわかるが、時にはただ「依御気色……」「御気色所候也」とだけあって、何人の意を奉じたものか判別し難い場合も少なくない。その場合には奉行の地位資格などを調べて、それによって、その文書が院宣か、綸旨か、あるいはまた撰閣家の御教書かなどを判別するわけである。(後略)

同書は一九九七年に改訂版が出されたが<sup>3)</sup>、引用部分は一字一句同じである。すなわち、①院宣は院司が院の意向を奉じて発給する文書であり、②書留文言は「院御気色」や「院宣」など、院の仰せである旨を明記したものが多い。③しかしながら、単に「御気色」とのみしか記されない場合もあり、その時には、奉者が院司であるか否かを調べることで判断する、ということになる。

その他、相田二郎氏『日本の古文書<sup>4)</sup>』においても「院宣は(中略)院司が奉じて発する奉書の一種」とされ、鈴木茂男氏執筆『国史大辞典』「院宣<sup>5)</sup>」では「上皇の意を体した院司が奉者となって発給する奉書形式の文書。(中略)書止めは種類が多いが「院宣如此。悉之。以状」「院御気色所候也。仍執達如件」などがり、さらに続けて「恐々謹言」など書状風の書止め文言を加える場合もある。(後略)」などほぼ一貫しており、いずれも院宣は院司が発給するものとされている。

ところで、このような認識は、その後の院政研究の深化によって揺らぎを見せているようにも思われる。変化の起点となった研究として、富田正弘氏「公家政治文書の発給過程と系譜」が挙げられよう<sup>6)</sup>。院政下における政務処理システムが確立した鎌倉中期、後醍醐院政以降の院宣の奉者について検討した富田氏は、院政下政務執行のキーパーソンとして伝奏と担当奉行とを挙げ、「伝奏は院に奏事を取り次ぎ、院の仰せを担当奉行に伝える」。「奉行は奏事事項を分担して関係者からの訴訟を受け付け、また院宣の執筆・執行にあ

たった。奉行とは、院の宣を奉り執行するから奉行というのである」と指摘する。院宣の奉者を院司・院伝奏から引き離し、担当奉行制に引きつけて論じたものと解される。<sup>7)</sup>

その後の研究は、富田氏の所論を一方で時代を遡及させつつ、他方で担当奉行制の具体的な諸相を明らかにしてゆくという方向性をもって進められてゆく。まず美川圭氏は「関東申次と院伝奏の成立と展開」において、後白河院の意向が源頼朝に伝達されるルートについて、『吾妻鏡』所収院宣を中心に分析。事実上源頼朝に充てられた後白河院宣は、藤原定長が奉者となったものと吉田経房が奉者になったものの二つに分類できることを指摘。後白河院から頼朝への意志伝達ルートとして、定長↓経房ルートの存在を明らかにし、前者を院伝奏が奉じたもの、後者を関東申次が奉じたものとされた。

次に井原今朝男氏は、「中世の国政と家政——中世公家官制史の諸問題——」<sup>9)</sup>において次のように指摘する。

院や摂関家は権門であったから、家産機構の内部文書である家政文書としての（殿下）御教書や院宣を発する時は、院司や家司がその仰せを奉じる。他方、国家権力の一分掌を果たすために国政文書としての院宣・摂政御教書を発する場合には職事弁官が奉行した。（二五〇頁。但し（ ）内は筆者補注。）

本稿の対象である院宣に限定すると、院宣には院司が発給する家産機構の内部文書と、職事弁官が発給する国政文書との二種類がある、ということになる。

さらに、美川・井原両氏が指摘する二種類の院宣について再検討を加えた白根靖大氏は、院宣を「指示院宣」「通達院宣」「諮問院宣」の三種に分類、この中「指示院宣」「通達院宣」について以下のように論じる。<sup>10)</sup>

指示院宣とは、院の意向・命令を伝えるための文書といえる。伝えるのは院伝奏人の役割を担っていた者で、同時にその人物が院宣の奉者になる。（中略）これに対し、通達院宣は、宛所が貴族にしろ寺社にしろ、院の裁許・決定が直接もたらされる文書である。この文書によって訴訟なら裁許が下され、当該案件に終止符が打たれることになる。奉じたのは案件担当者であり、同じ案件に関しては同じ人物が引き続き奉者を務めていた傾向が見られる。

すなわち、井原氏の指摘する、院司奉院宣は家政文書としての院宣ではなく、院伝奏（院司）の奉じた国政文書としての「指示院宣」となる。これをうけて、案件担当者（井原氏のいう職事弁官、富田氏のいう担当奉行）は自らの「通知文書」すなわち添状を認め、指示院宣とともに当事者に送付する。これに対して、伝奏から案件

担当者への院の仰せが口頭伝達でなされた場合には、案件担当者が「通達院宣」を発給、これのみを当事者に送付することとなる。美川氏検討の関東向けの院宣の場合は、院伝奏（定長）奉院宣が「指示院宣」、関東申次（経房）奉院宣が「通達院宣」ということになる。

なお、この「案件担当者」について、井原氏は弁官部門が太政官機構の統轄を脱して「蔵人と同様に天皇・院に直属する」ことを指摘されたが、実際には蔵人と弁官とは役割の区別があり、蔵人は天皇・摂関・院に直属して政務全般について奉行するのに対し、弁官は太政官機構の実務官として官方公事のみを担当するため、前掲した先行研究での範囲でいえば、「通達院宣」の奉者には、蔵人と弁官、そして関東申次がいることになり、彼らはいずれも院司として奉行しているわけではない、ということになる。

以上の院宣研究は、いずれも、現存する院宣、ないし鎌倉幕府の正史として後世に伝えられることを目的に編まれた『吾妻鏡』所載院宣を素材にした研究となる。それでは、本稿の目的である、後世に残すことを意図していない院宣、すなわち日記に見える院宣とはいかなるものであるのか。章をかえて、具体的に見てゆきたい。

## 二 書状とよばれた院宣

以下、日記に文書としての院宣本文が転載されている事例を四例提示する。まず一例目は『玉葉』治承四（一一八〇）年三月十六日

条である。

〔史料一〕

酉刻許、左少弁行隆、以書状之詳載、問伊勢太神宮司可被任哉否事。（割注省略）

其状云、

伊勢太神宮司大中臣祐成神事違例事、仗議并問注記、謹以進上之。可有改任否事、可令計申給之由、可令申上給者、

院宣如此。行隆恐惶謹言。

三月十六日

左少弁行隆奉

謹上伯耆守殿

（以下請文省略）

右は後白河院から記主右大臣九条兼実のもとへ、伊勢神宮神事異例についての在宅諮問が行われた様子を記したものである。<sup>12</sup>書留文言から本文書が古文書学様式論での典型的な院宣であることがいえる。奉者藤原行隆は五位蔵人左少弁。なお、治承四年前後で、彼が院伝奏を行った事例はない。<sup>13</sup>伊勢神宮行事関係では行事弁が設置されているものの、本件は行事とは無関係であり、しかも『玉葉』同年四月三日条では源兼忠が伊勢行事弁であったことを確認できるため、行隆は天皇・摂関・院に直属する蔵人として在宅諮問の院宣を奉じたものと見られる。

次に二例目として同じく『玉葉』元暦二（一一八五）年七月十二日条を提示する。

〈史料二〉

昨日光雅書札云、

地震事

外記勘文如此。今度大動、先規少彙。旁驚勸慮者也。每事何様可被計行候哉。委可被注申候。

皇居事

当時御所西廊已顛倒。四壁殆無実。須遷御大内歟。而日華門、弓場殿同顛倒云々。彼此何様可被進退候乎。誠難治事候。同相計可被申也。

両条事、内々院御気色如此。仍言上如件。光雅恐惶謹言。

七月十一日

右大弁光雅奉

進上 大宮亮殿

（以下請文省略）

右は元暦二年七月九日に発生した大地震をうけて、後白河院から右大臣兼美へ対応策についての諮問がなされた様子を記したものである。書留文言から古文書様式論での院宣とわかる。奉者の藤原光雅はこの時、蔵人頭左大弁。院伝奏の経験はない。行事弁不設置案件であるから、本件も天皇・撰関・院に直属する蔵人として院宣を

奉じたものと見られる。

三例目は後鳥羽院政期、『玉葉』建暦二（一一二二）年十月二十日条である。

〈史料三〉

藤中納言光親卿、伝院宣曰消息、大嘗会被供神膳間儀、御成人御時、委可有御存知事候。仍可有行幸此御所候也。以吉曜可被申其儀事候歟。而今月無日次候。来月二日可有行幸之由其沙汰候也。但御禊已後入月幸他所之条、聊雖似有先規、且猶非通儀候哉。然者強不被選吉曜、今月只可有行幸候哉。将又猶雖入月、被選日次可幸候哉。両様之間可被計申給候由、内々御気色候也。仍言上如件。光親恐惶頓首謹白。（言カ）（以下請文省略）

本史料の書留文言は「内々御気色」とのみしか記されていないが、冒頭、日記本文の「伝院宣曰」から、後鳥羽院の仰せをうけてのものとわかる。記主の九条道家はこの時内大臣。院宣奉者の葉室光親は史料にも見えるように権中納言。彼は承久の乱で処刑される著名な後鳥羽院近親であり、ここでは院伝奏として奉じていると見られる。<sup>15)</sup>

以上三点の院宣はいずれも在宅諮問の院宣である。通常、在宅諮問は担当奉行が直接、被諮問者の邸宅を訪れてなされるものであり、これら日記の記主が、院宣全文を日記に転記した意図は、案件の内

容を記録することよりも、書札礼の前例を蓄積する点にあったものと思われる。<sup>17)</sup>

四例目は時代を遡行させて白河院政期、『中右記』永久六(一一一八)年二月七日条を提示する。

#### 〈史料四〉

已時許伊予守送書状云、春日祭中宮使亮蹟隆朝臣参向之間、興福寺可令惡事由風聞。早可制止由可伝関白、院宣者。申承了由。以件消息申殿下。則可制止由有御返事。持其返事参院。付(宗孝カ)宗章經御覽之処、仰云、件事不便思食也。中宮初度使也。惡事出来者為本宮尤不便。猶能々可制止由、早行向可仰関白者。馳参殿下。雖御物忌依召参御出居。申云院宣之処、今朝從蹟隆朝臣許申送此旨。乍驚可制止由下知寺家了。又重有此仰。以自書ノ書札、可制止旨所仰遣別当大僧正許也者。又参院、付若狭守奏聞。仰云、聞食了。

右史料はこれまでの在宅諮問史料とは一線を画するものであり、白河院と関白忠実との連絡合議について記されたものである。<sup>18)</sup>この時、記主藤原宗忠は権中納言であった。彼は康和元(二〇九九)年十二月に藏人を去り、参議に列した以後も、堀河天皇崩御の嘉承二(一一〇七)年まで、天皇の特定近習として天皇・摂関・院の連絡合議を奉行しており、天皇崩御後も本史料の二年後、元永三(一一

二〇)年正月頃まで引き続き頻繁に白河院と忠実との連絡合議を担当していた。<sup>19)</sup>その職務の一貫として日記に記されたものである。院宣自体は、伊予守から記主宗忠に充てられたもので、関白忠実との連絡調整を命じるものとなる。院宣の奉者、伊予守は藤原長実<sup>20)</sup>であり、彼は『中右記』承德二(二〇九八)年七月七日条、長治三(一一〇六)年正月六日条等で、宗忠の白河院への奏事を伝奏する他、天永二(一一一一)年正月二十四日藤原忠通任中納言慶賀の際には白河院への伝奏を奉行し、天永三(一一一二)年十月二十四日には院御所議定の場にて、院の仰せを議定の側に伝えるなど(いずれも『中右記』同日条)、白河院伝奏を奉行した人物であった。この院宣が、これまでの三例とは異なる点は、書留文言が「院宣者」で終わっている点である。この点を考えるにあたっては、これまでの三例が大臣として諮問をうける立場から記録されたものであったのに対し、本件は逆にメッセンジャーの立場からの記録という相違点に注意しておく必要がある。権中納言として、本来であればメッセンジャーを勤める立場ではないはずの記主宗忠にとつての関心事は、書札礼としての前例の蓄積ではなく、内容そのものにあつたため、定型的な書留文言は省略したものと考えられる。

以上、日記に転載された院宣四例を見てきたが、注目されるのは史料傍線部であり、各日記の記主がこれら四通の院宣を、「書札」「書札」「消息」等と表記している点である。具体的に列挙すると〈史料一〉は「書状」、〈史料二〉は「光雅書札」、〈史料三〉は「消

息」、〈史料四〉では「書状」となっており、それらの主体者はいずれも事実上の仰せの主体者院ではなく、奉者となっている。それではこれらの院宣を、奉者の「書状」等と表記した日記記主の認識はいかなるものであったのか。

藤原宗忠が堀河天皇特定近習として、天皇・白河院・摂政忠実三者の連絡合議を奉行していた天永二（一一一一）年九月三日の『中右記』には以下の記述が見られる。

早且相具家榮參院。彼日時事被尋仰也。雖御物忌參御前。十月二日与十二月二日之間勝劣沙汰也。為御使參殿下。（前段忠実）々々依内御灯令參内給間也。於皇后宮御方令申事由。御返事云、如此事最上吉日可被遂候也。仍十二月二日可候也者。其次大炊殿地事、豎義事、令申給。又參院。召御前件三個条令奏達之処、子細聞食了。（大炊殿地事召前。大納言之施者）其次庄園記録所上卿并弁可被置事被仰。帰家之後以書状申殿下了。屈天不能重參也。

この日の朝、宗忠は白河院御所に参上。院より堀河天皇御所遷御日時についての仰せをうけ、院使として摂政忠実の元に向いた。そこで忠実からの返答を承ると同時に、大炊殿造作事・豎義事についての忠実の仰せをうけ、再び参院。白河院への連絡を行う。そこで再び白河院から忠実への連絡調整事項として記録所上卿と弁についての仰せをうけたものの、「屈天不能重参」故、直接忠実の元を

訪れず、「書状」に内容を認めて伝えたことが記述されている。本史料中に「書状」の文面は転載されていないが、これまでの検討を踏まえれば、その書面には「院御気色候」或いは「院宣候」等の、院の仰せである旨を示す書留文言が記されていたはずである。在宅諮問は被諮問者の邸宅を担当奉行が直接訪れてなされるのが通例であることを前述したが、天皇・院・摂関による連絡合議もまた同じである。<sup>21</sup>本史料の場合、宗忠は自らの意志で、摂政のもとを訪れることなく、「書状」で済ませることを選択したのである。そのため、彼はこの文書を自らの「書状」と認識し、日記に記したものと思われる。〈史料一〉から〈史料四〉までの院宣もまた同様であり、本来、メッセンジャー本人が相手の邸宅に赴いてなされるはずのものが、メッセンジャー個人の都合や判断にて書面で連絡がなされた。そのためそれを受け取った側では、院からの仰せではあっても、奉者の「書状」と認識したものと考えられる。

### 三 日記に見える院宣奉者

以上、日記上に「書状」や「消息」と記されているも、古文書学様式論に基づき分類した場合、院宣に分類されるべき文書が存在することを見てきた。ここで再び、院宣の奉者に論点をもどしたい。

古文書学概説書等では院宣は院司が奉じるものとされているが、その後の研究により蔵人や弁官をはじめとする担当奉行が奉じた院宣が指摘されるようになってきたことを前述した。ここで問題とな

るのが、藏人や弁官などの担当奉行と院司との関係である。

玉井力氏は「院政」支配と貴族官人層<sup>22)</sup>において、院司と弁官との関係に触れ、次のように指摘する。

すでに一一六一（永暦二）年の段階で、院は全弁官を院司としている。院がほとんどの弁官を院司に組織するということは、以後通例になったらしい。院による実務官人の組織化は、極限に近いところまで進んだ。（二八四頁）

院政の展開に伴う院司の拡大により、少なくとも後白河院政期には、全弁官が院司として組織化されており、同様の事態は藏人においても当然、想定されることである。例えば保延二（一一三六）年正月二十六日、鳥羽院姫宮五十日の儀での諸卿の召し役について、『長秋記』同日条には「件召年来多藏人頭召之。而今度可用院司者、藏人頭不兼院司故也云々」とあり、本件の場合、藏人頭藤原季成・同宗成ともに院司を兼帯していなかったためのイレギュラーな措置となっている。<sup>24)</sup>すなわち、弁官や藏人など担当奉行を院司として組織化することによって、行事運営・政務運営が円滑となり、彼らが院司を兼帯する担当奉行として院宣の発給を行ったと考えることが可能になってくるのである。

但し、不自然な点もある。連絡合議による国家意志決定方式は、既に白河院政当初から行われ、<sup>25)</sup>既に本稿で見てきたように、その際

に伝奏や担当奉行等の「書状」と呼ばれる院宣が発給されていたのに対して、全弁官の院司への組織化が後白河院政期に入ってからという点である。前に見た『長秋記』保延二（一一三六）年正月二十六日条からも、鳥羽院政期には、藏人頭二名中、少なくとも一名が院司を兼帯することが常態化していたことを看取できると同時に、必ずしも藏人頭が院司を兼帯しなければならなかったわけではないことも見て取れる。院宣発給者を院司と限定した場合、後白河院政期以前、院司を兼帯していない藏人や弁官は、院の意向を書面で伝達することは出来なかったであろうか。

この問題を考えるにあたっては、院司を兼帯していない藏人や弁官が奉じた院宣が存在するの可否かを検討すべきと思われるが、これには玉井氏の次の指摘が障害となってくる。

仁安―治承にかけての院庁下文には、弁官の署名が少ないが、これは署名をしていないだけで、記録類によって調査すると、ほとんどの弁官が院司であったことがわかる。（一九七頁）

全院司が必ずしも院庁下文に署名するわけではないとなると、それぞれの案件を担当した奉行が、案件を担当した段階で院司ではなかったことを証明するのが困難になってくるのである。例えば、院宣の奉者と院司とを切り離す起点となった前掲富田論文においても、担当奉行が奉じた事例として提示した暦応元（二二三八）年十

一月十五日付光厳上皇院宣の奉者右少弁平親名について「この親名が院司であつたか否かの確証はない」としている。

そこで次に提示したのは『山槐記』治承二（一一七八）年正月八日条である。

法勝寺寄檢非違使、左大夫尉遠業重服。仍仮可差定代官之由、

今日未剋、右中弁経房朝臣有旨奉院宣、以消息仰予。予仰道志重

成差進右大夫尉康綱遠業之  
下屬也。

本史料にも文面自体は転記されていないが、院の仰せをうけて担当奉行が出した「消息」であり、これまで見てきた古文書学様式論での院宣と見て問題あるまい。この時、日記の記主藤原忠親は権中納言・檢非違使別当。内容は、法勝寺寄檢非違使大江遠業の重服にともない、代官の指名を檢非違使別当忠親に命じたものである。注目されるのは、この院宣を奉じた吉田経房の立場について「行事弁」と注記している点である。彼はこの時、藏人を兼帯しない右中弁であり、少なくとも忠親の認識の中では、経房が行事担当の弁官として院宣を奉じたと思なしていたと解される。但し、同時期の治承二（一一七八）年六月十二日後白河院序下文案（『平安遺文』三八三三三号文書）や同年同月二十日後白河院序下文案（『同』三八三六号文書）などで、経房は「右中弁兼内藏頭藤原朝臣」として署名している院司でもあることから、院司を兼帯していない藏人・弁官とい

うことにはならない。

そこでさらに『玉葉』寿永元（一一八二年七月二十五日条を提示する。

自院被仰下云御季時法師奉行之旨、敦助子男助兼、所望大将。折節可然者、可召覽歎云々。此事、兼重夭亡之時、付兼雅卿可被申入之由示了。件助廉、天下第一之悪男也。

本史料では「御教書」と明記されていることから、文面はなくても誤りなく古文書学上の院宣である。本史料に先立つ七月二十日、『玉葉』記主九条兼実子息良通の隨身秦兼重が殺害された（『玉葉』同日条）。良通はこの時、権中納言右近衛大将。史料中の「大将」にあたる。その後任人事について、後白河院から、良通父兼実のもとに、助廉を推薦してきたものとなる。特に注目されるのは、直接の充所を兼実家司藤原基輔とするこの「御教書」を奉じた人物が「季時法師」という入道者であった点にある。それではこの季時とは何者なのであろうか。

『山槐記』治承四（一一八〇）年四月十五日条の賀茂祭使行列中に藏人所雑色の一名として源行時の名が見えており、「生年八才（中略）祖父入道木工権頭季時出立之。生年七十二云々」とある。前掲した『玉葉』の二年前であるから「季時法師」（『玉葉』）と「入道木工権頭季時」（『山槐記』）は同一人物と見て誤りない。さらに

その三日、「山槐記」十二日条には「源行時木工権頭時盛二」とも見

え、祖父季時、父時盛、行時の三世代の並びを確認できる。そこ

で、『尊卑分脈』を見ると、醍醐源氏の一流に「季時―時盛―時房

時行」との並びがあり確認がとれる。ところで、『兵範記』久寿二(一

一五五)年九月二十三日条には「源時盛時散位季」と見え、季時―時盛

の父子関係から同一人物と確認でき、久寿二年九月の段階で季時が

散位であったことを確認できる。その前年、『兵範記』仁平四(一

一五四)年正月三十日条には左大臣藤原頼長嫡男兼長が春日祭上卿

を勤めるため南都に向かう行列中、諸大夫の散位中に「季時面院北」が

登場してくる。同じ散位であり、名前も同じである上、時期も一年

しか離れていないことから、同一人物と見て問題なからう。同日の

記事では崇徳院北面については「新院北面」とされているので、

「院北面」は鳥羽院の北面と判別できる。すなわち源季時は、元々、

鳥羽院に北面として仕えていた人物であった。

彼は鳥羽院崩御後は後白河院に仕えており、『玉葉』治承三(一

一七九)年八月二十七日条では「此日秉燭之程、参院。(中略)尋近

習之輩、皆以退出云々。仍以侍従家俊入見参以季時法師。归来告召之

由。仍参御前(後略)」と出てくる。すなわち、記主兼実が参院。

院伝奏を尋ねたが、全員不在であった。そのため兼実は侍従源家俊

に後白河院への伝奏を依頼。家俊は季時にこの旨を伝達。季時が院

伝奏を臨時に奉行し、召すよとの仰せを承って家俊へ伝え、家俊

から兼実に伝達された、と解釈できる。院伝奏不在のために臨時の

伝奏を奉行した人物は家俊ではなく、季時と見るべきであろう。<sup>27)</sup>

また、『吉記』治承五(一一八二)年六月十七日条では「午上参

院。伝奏人不候。仍以季時入道入見参。少々事等可奏之由有仰。仍

奏鴨杜解状(割注省略)」と、ここでも季時は、藏人頭としての経

房の奏事を、院伝奏不在の故に、後白河院に伝奏する役割を果たし

ている。<sup>28)</sup>彼は院辺に伺候していたが故に、伝奏不在の際には、臨時

にその役を果たすことが可能となっていたわけである。

『玉葉』寿永元(一一八二)年七月二十五日条の場合、伝奏が院

辺に不在であったか否かは分からない。しかしながら、事実とし

て、季時は後白河院の仰せを受けて「御教書」を兼実に発給してお

り、彼のことを同日条の『玉葉』では「季時法師」としているの

である。入道者が院司であることはない。したがって、この場合、明

らかに院司ではない人物が奉じた院宣ということになる。

もう一例、『吉記』承安四(一一七四)年九月六日条を見てみよ

う。

熊野詣仮事聞食了之由有院宣奉宣。

当時、記主吉田経房は、藏人を兼任しない権右中弁。ただし、彼の

場合、当該期は院司の中でも、とりわけ院近習として、院領庄園関

係他の院中家政問題に限定した奏事を奉行していたため、熊野参詣<sup>29)</sup>

のため都を離れるには、後白河院の許可が必要であった。本史料の

場合、「院宣」すなわち「院の仰せ」は、口頭伝達でなされたのか、書面でなされたのか明記されてはいないが、一般に口頭伝達の場合は「〇〇来、伝院宣云」などの表記が取られることから、「証蓮奉」の表記は、証蓮が奉じた古文書学様式論での院宣を指すと見て問題なからう。経房の熊野参詣は定宗を先達として同月二十一日に出発した（『吉記』同日条）。その準備として、九月十四日には定宗に馬一疋を贈り、また翌十五日には「本宮師」たる熊野権別当湛増にも馬・甲冑を贈るなど（いずれも『吉記』同日条）がなされるが、証蓮の関与は全く見られない。他方、院辺に伺候する人物としても証蓮は管見の限り確認できず、いかなる理由で、この院宣を証蓮が奉じたのか不明とせざるをえない<sup>20</sup>。しかしながら、本史料も、院司ではない出家者が奉じた院宣の一例と見なすことができよう。以上見てきたように、たとえ院司ではなくとも院からの仰せをうけて院宣を発給することは可能であった。またこのように考えることで、白河院政当初から盛んに行われた天皇・摂関・院との連絡合議で、必ずしも蔵人・弁官が院司を兼帯しているとは限らないことも合理的な説明が可能となるのである。

#### おわりに

白根靖大氏は「院宣の基礎的考察」にて「少なくとも現存の史料からは、鳥羽院政の後半になってから指示院宣が使われだしたと考えられ、院政の展開あるいは院権力の拡大とともにこうした伝達方

法がとられるようになったとみられる」と指摘する。現存する文書の分析を通して導き出された氏の所論に異論はない。しかしながら、「はじめに」でも述べたように、公験として大切に保管され、現在まで伝わった文書とは異なり、一回性の高い連絡に使用された文書は、意志伝達が果たされた時点で、文書としての機能を喪失してしまう。機能を失った文書が数百年の時を経て、現存する蓋然性は限りなく低い。そのような文書が日記の中には、多くの場合断片的ではあるが、記録されている。

天皇・摂関・院の連絡合議も在宅諮問も、本稿中で度々触れたように、基本的には担当奉行が相手の邸宅を訪れてなされるべきものである。しかしながら、日々発生する多種多様な案件の連絡全てを口頭のみで果たすことは不可能である。必要に応じて、それらは書面にてなされる場合もまた普通に存在し、実際に日記を見れば、それらの事例は枚挙に暇ないほど多い。そのような場合、多くは奉者の「書状」「消息」などと日記に記されるものの、古文書学の様式論に基づき分類すれば、院からの仰せである場合は、院宣となる。そのような院宣を併せ考えるならば、院からの指示や諮問の院宣は白河院政当初から広汎に使用されているのである。

またかかる院宣を奉じる者が院司に限定されなければならないかと、院による国政運営は事実上不可能となるといつて良い。天皇経験者たる上皇・法皇は主君であり、主君の意をうけて臣下が書札様文書を認めることに何の問題も生ずまい。院の仰せをうけて、院

宣を書する人物に資格は本来なく、誰であっても問題なかった。しかしながら、実際には、院司の中でも院伝奏を奉行する近習、同じ院司の中で院領庄園関係雑事等の院中奏事を担当する奉行、国政一般の担当奉行たる藏人、行事担当の弁官が奉じた院宣が圧倒的に多く、それらの院宣の中、意志伝達後も、公験として機能をし続けてきた院宣が多く現存しているものと考えられる。

## 注

- (1) 上杉和彦「延慶本平家物語所収文書をめぐって——宣旨を中心に——」(『軍記と語り物』三二号、一九九五年)。
- (2) 佐藤進一「古文書学入門」(法政大学出版局、一九七一年)。
- (3) 二〇〇三年にはさらに新装版が出されている。
- (4) 相田二郎『日本の古文書』(岩波書店、一九四九年)。
- (5) 鈴木茂男「院宣」(『国史大辞典』一卷、吉川弘文館、一九七九年)。
- (6) 富田正弘「公家政治文書の発給過程と系譜」(『中世公家政治文書論』吉川弘文館、二〇一二年)。院宣の奉者をめぐる氏の見解は、既に「中世公家政治文書の再検討②」「御教書——院宣・繪旨など」(『歴史公論』四一一、一九七八年)にて示されている。
- (7) 但し富田氏は、後嵯峨院政より前の初期院政については、久安二(一一四六)年十一月十三日付鳥羽上皇院宣を例示した上で「この時期の院宣の奉者は多くの場合院司であり、院政自体まだ院務と政務が未分化であった」(前掲注(6)論文、一六九頁)とも指摘されている。

(8) 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(『院政の研究』臨川書店、一九九六年。初出は一九八四年)。

(9) 井原今朝男「中世の国政と家政——中世公家官制史の諸問題——」(『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九九五年。初出は一九九二年)。

(10) 白根靖大「院宣の基礎的考察」五三頁(『中世の王朝社会と院政』吉川弘文館、二〇〇〇年。初出は一九九八年)。

(11) 拙稿「後白河院政期における国家意志決定の周辺」(『後白河院政の研究』吉川弘文館、一九九九年。初出は一九九六年)。

(12) この在宅諮問は、兼実以外の人物に行われているか否か不明であるため、前掲注(11)拙稿所収「後白河院政期在宅諮問一覽」に収録していない。当該表には被諮問者二名以上に対して行われたことが明かなもののみ収録している。詳細は前掲注(11)拙稿、注(18)を参照されたい。なお、大中臣祐成が大宮司に就任した治承三(一一七九)年三月九日(『玉葉』)以後生じた神事異例として、大神宮心柱巻布が解落した事件が公家政権に報告されている(『玉葉』治承三年七月九日条)。この件をめぐって『玉葉』同年八月十五日条には、翌日陣定が開催される予定であること、記主兼実への参任が要請されていることが記述されるが、兼実は所労不参を申し入れており、実際に十六日に陣定が行われたか否かは確認できない。そのため、この陣定は拙稿「公卿議定制に見る後白河院政」(前掲注(11)拙稿所収)所収「後白河親・院政期公卿議定一覽」に収録していない。

(13) 行隆は永暦元(一一六〇)年頃、頻繁に後白河院伝奏を奉行していた様子を『山槐記』より確認できるが、翌年以後、彼が伝奏を奉行した事例

を一例も確認できない。詳細は拙稿「後白河院政期における奏事の一側面」(前掲注(11))拙著所収)所収「後白河院政期院伝奏一覽」を参照されたい。

(14) 前掲注(13)拙稿所収「後白河院政期院伝奏一覽」参照。

(15) 葉室光親については本郷和人「廷臣小伝」(『中世朝廷訴訟の研究』東京大学出版会、一九九五年)、白根「院司の基礎的考察」(前掲注(10))著書所収)などを参照。

(16) 在宅諮問については、美川「院政をめぐる公卿議定制の展開——在宅諮問・議奏公卿・院評定制——」(前掲注(8))著書所収)、及び拙稿「公卿議定制に見る後白河院政」(前掲注(11))拙著所収)を参照。

(17) 例えば、(史料一)「伊勢太神宮司可被任哉否事」の場合、結局のところ、大中臣祐成を改任したのか否かは『玉葉』には記録されておらず、また「神事違例」が具体的に何を指すのかも記されていない。神事異例問題自体についての日記記主の関心の低さがうかがう。対して『玉葉』治承三(一一七九)年二月一日条に記される伊勢大宮司公俊重喪に伴う改任についての在宅諮問の場合、「藏人大進基親、送書於季長」と、形式上の充所が兼実家司源季長であることが記され、諮問に対する請文についても「以季長朝臣令書之。但余等消息之體也」と、事実上奉書ではあっても自書の体を取ったことの注記がなされるなど、書札礼への関心の高さがうかがえる。以上から、日記記主が院宣全文を日記に転載した意図は、本来邸宅に向いて行うべき大臣への諮問を、略儀の書面で行った場合、いかなる礼がなされるべきかの先例の蓄積にあったと考えられる。本文掲載史料では省略したが、(史料一)～(史料三)全て、その直後には請文も全文

が日記に転載されており、この点からも、日記記主が、諮問の院宣と請文をワンセットで扱い、書札礼の先例蓄積に関心を払っていたことがうかがえよう。

(18) 院政期における国家意志決定方式である、天皇・摂関・院による連絡合議については、井原「中世の天皇・摂関・院」(前掲注(9))著書所収)、及び前掲注(11)拙稿、拙稿「国家意志決定連絡合議に見る後白河院政」(前掲注(11))拙著所収)などを参照。

(19) 拙稿「奏事に見る後白河院政」(前掲注(11))著書所収)一一四頁参照。

(20) 宮崎康充編「国司補任」(続群書類従完成会、一九九一年)。

(21) 前掲注(18)。

(22) 玉井力「院政」支配と貴族官人層」(『日本の社会史三 権威と支配』岩波書店、一九八七年)。

(23) 高橋昌明「増補改訂 清盛以前——伊勢平氏の興隆」(平凡社、二〇一一年)ならびに白根、前掲注(15)論文参照。

(24) 白根、前掲注(15)論文、一七頁参照。

(25) 拙稿「国家意志決定連絡合議に見る後白河院政」(前掲注(11))拙著所収)参照。

(26) 富田、前掲注(6)論文、一七〇頁。

(27) 前掲注(14)表参照。

(28) 前掲注(14)表参照。

(29) 前掲注(13)拙稿。

(30) 但し、同一案件を高倉天皇に奏上した際には「参内。(中略)予以藏

人長俊、熊野詣仮事申女房。若州答可奏達之由。次退出」〔吉記〕承安四  
(一一七四)年九月九日条」と、直接参内した上で、若狭局に伝奏を依頼  
している。連日、院中奏事のため院御所を訪れている経房が、後白河院へ  
の伝奏を、自身の熊野詣に関係する僧侶にわざわざ依頼し、院からの許可  
が同じ経路を辿って経房にもどってくる蓋然性は低いと考えられ、証運は  
院辺に伺候していたため、この院宣を奉じた可能性が高いと思われる。

(31) 白根、前掲注(10)論文、五六頁。

## 儀礼にみる公家と武家

——『建内記』 応永二十四年八月十五日条から——

近藤好和

はじめに

日本前近代の日記のうち、撰閲時代以降の主に公家男子や僧侶による漢文による日記を、日本史では特に古記録と総称している。古記録を記す本来の目的は、公事（朝廷儀礼や政務の総称）を記録することにある。しかし、公事は時代とともに形骸化し、それとともに古記録に記される内容も多様化していく。

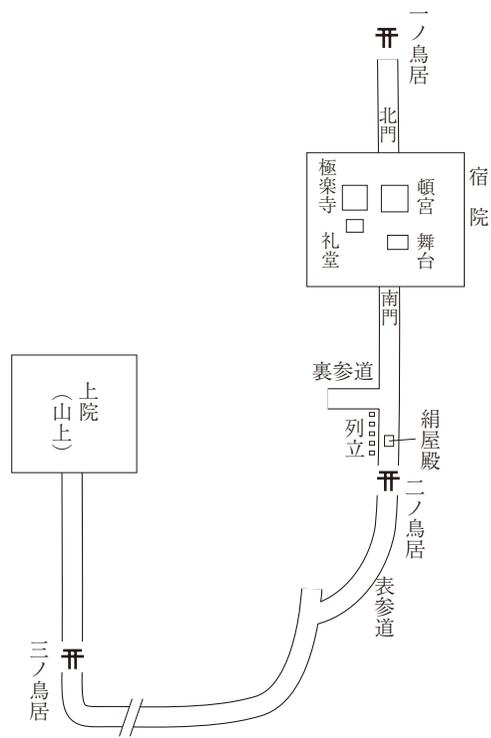
特に室町時代には公事が形骸化するとともに、古記録の記事内容が多様化し、また記主も公家男子だけでなく僧侶等にも拡大する。かかるなかで本来の公事の記録としての形態を留める古記録として、筆者は、万里小路時房（一三九四～一四五七）の『建内記』に注目し、それに註釈を付ける作業をここ数年来行っている<sup>①</sup>。

古記録に註釈を付けていく作業は、労多くして功少ない作業といえるが、ひとつの古記録をじっくり掘り下げて読むことで、複数の

古記録を必要な部分だけ広く浅く読むよりも得るものが大きい場合がある。本報告で記す内容も、『建内記』に註釈を付けていく過程で見いだしたことである。

ところで、室町時代は幕府が京都にあつたために、公家文化と武家文化が融合したことは周知のことである。融合というと聞こえはよいが、それは武家側の影響や圧力による公家側の伝統の改変や崩壊を含む。特に朝廷儀礼は先例・故実通りに行うのを旨とするが、室町時代には、その儀礼に將軍（室町殿）が参加することで、武家側の論理が優先されて、公家の先例・故実が改変されることがあつた。

その実例の一端が、『放生会部類記』所収『建内記』 応永二十四年（一四一七）八月十五日条（以下、当該条とする）にみられる。その日は、石清水八幡宮寺最大②の祭礼である放生会当日である。その放生会に室町幕府四代將軍足利義持が上卿として参加し（参行とい



う)、そのために、いくつかの公家の先例・故実が改変された。当該条はすでに『建内記註釈Ⅰ』(2―iii―v)で詳細に註釈したが、本報告はそれに基づくものである<sup>3)</sup>。

なお、放生会は仏教の殺生戒に基づいて魚鳥類を山野に放ち供養する仏教行事であり、石清水八幡宮寺だけで行われたわけではない。現に石清水八幡宮寺放生会も宇佐八幡宮寺放生会に倣ったものである。しかし、以下、放生会といえはすべて石清水八幡宮寺放生会のこととする。

### 一、放生会

最初に放生会を理解するための前提事項として、石清水八幡宮寺の境内構造と放生会の式次第を概観する。

石清水八幡宮寺の境内構造は、男山山上の上院と北東麓の宿院(下院とも)からなる。上院に三神を祀る本宮があり、宿院に頓宮と極楽寺<sup>4)</sup>があった。頓宮は天皇が一時的に滞在する行宮のことであるが、石清水八幡宮寺では放生会の際に三神が一時的に遷座する仮宮をいい、一般でいう御旅所に相当する。

参道は、宿院北方の一ノ鳥居から男山東麓を南下し、宿院を経て二ノ鳥居に至る。二ノ鳥居手前西側の登坂口を太子坂といい、上院に続く裏参道である。一方、二ノ鳥居を経てさらに南下し、南麓を迂回する登坂口を大坂といい、三ノ鳥居に続く表参道である。表参道は三ノ鳥居からは北上して上院に至る。

放生会は、上院での行事の後、三神を乗せた神輿三基が表参道を下山して宿院に至り、頓宮に三神を遷座したうえで宿院行事に移つた<sup>5)</sup>。このうち上院行事と二ノ鳥居までの神幸が石清水八幡宮寺主催の私祭、二ノ鳥居以降の神幸と宿院行事が朝廷主催の公祭で、二ノ鳥居から宿院までの神幸は行幸に準じられた<sup>6)</sup>。そこで、石清水八幡宮寺では宿院内の御旅所を頓宮といた。宿院行事終了後の神輿還御(還幸)は、宿院南門を出るまでが公祭であり、以後は私祭に戻った。

公祭部分では、朝廷から勅使として上卿と参議・弁官・少納言・外記・史・官掌・召使・六衛府次官・左右馬寮頭等のいわば太政官の縮小版ともいべき官人等と法会を主管する導師が発遣された。この官人等を職掌といった。

職掌は、放生会前日の八月十四日に石清水八幡宮寺に入り、放生会当日は上卿の宿所に集合。行列を仕立てて一ノ鳥居を経て北門を通つて宿院に入り、職掌は極楽寺前の礼堂（神社の拜殿に相当する建物）に堂上・着座した。

ついで上卿以下は宿院南門を出て、二ノ鳥居手前の参道中央①に設置された絹屋殿を正面にみる参道西側に移動。上卿を先頭（南側）として東面に（つまり絹屋殿側を向いて）列立し、神輿の到着を待った。絹屋殿は上院から下山してきた神輿を一時的に安置する仮殿である。

絹屋殿前には法会を行う導師以下の僧侶達や舞楽を行う舞人・楽人等も参集。上卿以下は神輿を先導して南門から宿院に入り、三神は神輿から頓宮に遷座。職掌は礼堂に堂上・着座し、上卿による奉幣、続く法会・舞楽等の宿院行事に移った。

宿院行事終了後は、上卿以下は宿院南門外に列立して還幸を見送った。ここで職掌の公務も終了する。

## 二、上卿義持参行による先例・故実の改変部分

ついで以上の放生会式次第を踏まえ、当該条にみえる義持参行に

よつて改変された先例・故実をみていこう。なお、『建内記』本文は、『大日本古記録』を使用する。引用のうち（～）部分は細字割書であり、また右傍に「・」を付した文字は、『大日本古記録』の校合で異本により正した文字である。さらに返り点を付し、適宜中略した。

### ・事例①

上卿入ニ宿院北門、経ニ極楽寺北面一昇ニ南階一給、御著座（中略）、次予於ニ西切妻下一一揖、脱レ沓堂上（上卿・参議昇ニ南階一例也、而南階定無骨敷、令レ斟ニ酌之、昇ニ西切妻一可レ然之由広橋相ニ計之、只随ニ当时之儀一而已、

これは上卿以下職掌が宿所から宿院に到着し、礼堂に堂上する際の作法を記す。「上卿」は足利義持。「南階」は礼堂正面の階段。表階段である。「予」は時房で参議。「西切妻」は礼堂西側の階段（西階。脇階段である。「広橋」は広橋兼宣。朝廷と幕府の連絡役である伝奏で、義持に追従している人物である。

これによれば、礼堂に堂上する際に、上卿義持は表階段である南階を使用し、参議時房は脇階段である西階を使用した。

これに対し、割書部分の時房の意見によれば、上卿と参議は同じく南階から堂上するのが先例である。しかし、義持と同じ南階から堂上するのは「無骨」（無礼）であるから、西階からの堂上が適切

であるという伝奏兼宣の意見で、時房は西階を使用したという。最後の「只随<sub>三</sub>当時之儀<sub>二</sub>而已<sub>一</sub>」は、不本意にも先例を曲げて時流に従わなければならない時房の諦観である。

### ・事例②

南簀子東行、至<sub>三</sub>東第四間長押下<sub>二</sub>蹲居、受<sub>三</sub>御目、更起昇<sub>三</sub>長押<sub>二</sub>（註）  
六府座上（自<sub>三</sub>第四間<sub>二</sub>敷<sub>三</sub>府座<sub>一</sub>）、著<sub>三</sub>第三間参議座<sub>一</sub>（中略）  
上卿第一間、参議第二間、如<sub>レ</sub>此可<sub>レ</sub>敷<sub>二</sub>敷、依<sub>三</sub>御参行<sub>二</sub>隔<sub>三</sub>一<sub>一</sub>ケ  
間<sub>二</sub>敷<sub>三</sub>第三間<sub>一</sub>也、上卿者入<sub>三</sub>第一間<sub>二</sub>著座、参議入<sub>三</sub>第二間<sub>一</sub>著  
座敷、而上卿入<sub>三</sub>御第三間<sub>一</sub>・階間<sub>二</sub>之間、同間之条時宜難<sub>レ</sub>測、  
仍出入<sub>三</sub>第四間<sub>二</sub>者也<sub>一</sub>也、

これは礼堂に堂上後、着座までの作法を記す。まず礼堂の構造は、廂の桁行（東西）五間（東西の簀子を入れて全体で七間）の建物。間数は東側から数え、「第三間・階間」とあるように、廂中央の第三間に簀子を隔てて南階があった。

さて、時房は西階から堂上後、南簀子を東行し、東第四間（西第二間）の下長押で「蹲居」し、先に着座している上卿に目礼したうえで、第四間から廂に入り、第三間に設置された参議の座に着座した。

これに対し、やはり割書部分の時房の意見によれば、礼堂内では、上卿の座は第一間（もつとも東側）、参議の座はその西隣の第二

間に設置し、上卿・参議はそれぞれの座が設置されている第一間・第二間から廂に入るのが先例である。しかし、今回は、「御参行」つまり義持が上卿なので、参議の座は上卿から一間隔てた第三間に設置し、また、廂には上卿が第三間から入ったので、参議が同じ第三間から入っては「時宜難<sub>レ</sub>測」つまり義持がどう感じるかわからないので義持に遠慮し、第四間から入ったという。

### ・事例③

上卿令<sub>三</sub>絹屋殿前西边立<sub>二</sub>給（南上東面）、予欲<sub>レ</sub>列<sub>三</sub>其北<sub>二</sub>進行之<sub>一</sub> 处、広橋大納言以下扈従公卿并供奉殿上人济々蹲居、其所又武家大名小名群居、無<sub>レ</sub>列立之便、仍蹲居了、依<sub>三</sub>御参行<sub>二</sub>雖<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>敬、却而失<sub>三</sub>礼儀<sub>二</sub>敷、（中略）弁・少納言・外記・史・六府已<sub>レ</sub>下悉蹲居、

これは上卿以下が絹屋殿前で神幸を迎える作法を記す。「広橋大納言」は兼宣。それ以下の「扈従公卿并供奉殿上人」（以下、扈従公卿等とする）および「武家大名小名」の参加がここでみられるのは、將軍義持参行故の特例で、これについてはのちに問題とする。

さて、絹屋殿前では、「南上東面」つまり上卿を南側（先頭）として東面し（絹屋殿側を向き）、参道西側に「列立」するのが先例である。そこで時房も当初は上卿の北隣に列立しようとした。しかし、兼宣以下の扈従公卿等はすべて蹲居し、また武家の大名・小名

も「群居」（おそらく蹲居も）しており、「列立之便」がなかった。そこで時房も蹲居した。また弁官以下の職掌もすべて蹲居した。「列立之便」がないとは、列立の余地がない、つまり衆人蹲居の中で時房だけが列立するわけにはいかなかったの意であろう。

これに対して、時房は「依御参行雖似至敬、却而失礼儀敷」と批判を記した。時房の意見では、蹲居するのは義持に対しては敬意を払っているようだが、かえって「礼儀」を失しているという。

・事例④

次第至南門下垂裾参進、列舞台乾辺被仕候、是又就御参行蹲居也、

・事例⑤

上卿已下於極楽寺前著靴、於南門外立門腋（北上東面、但已下皆以蹲居、子細如先度例）、次神輿還御々山、

どちらも事例③と同様に、列立すべき時に蹲居した違例を記す。前者は、宿院に入った神輿から三神が頓宮に遷座する際の作法であり、後者は還幸を見送る作法である。

前者は、遷座の際に職掌は、宿院行事の法会や舞楽を行う舞台の乾（北西）に列立するのが先例である。しかし、やはり「御参行」

のために蹲居したという。蹲居したのはむろん義持以外である。後者は事例③と対になる。宿院行事後の還幸は、上卿以下は宿院南門外に「北上東面」に列立して見送るのが先例である。しかし、「先度例」つまり事例③と同じく蹲居したという。これまた蹲居したのは義持以外である。

三、義持参行による先例・故実の改変の背景

以上が当該条にみえる上卿義持参行による先例・故実の改変部分である。その背景にあるのは何であろうか。つぎにそれについて考えてみたい。なお、事例④・⑤は事例③に連動するため事例③と一括で扱う。

結論からいえば事例①～③における先例・故実改変の背景にあるものは同じである。つまり武家は將軍を頂点として何事も將軍が絶対なのに対し、公家は天皇を頂点とし、その下に公卿・殿上人・諸大夫等の身分序列はあるが、そのうち特に公卿・殿上人は天皇のミウチであり、その頂点にある摂政・関白・左右大臣等でも、將軍に相当するような身分的な絶対性はないという点である。

また、公家の儀礼体系は、嵯峨天皇の弘仁年間（八一〇～八二四）以来、中国唐の儀礼体系である唐礼に基づくものとなり、その基礎は大陸的な立礼である<sup>8</sup>。これに対し、武家の儀礼体系は、鎌倉幕府成立以後に形成されたいわば日本的な儀礼体系といえる。

以上のような公家と武家との身分に対する意識や儀礼体系の相違

に基づく矛盾が、放生会に將軍が参行することで表面化し、それが当該条に記されたわけである。

具体的にいえば、將軍（征夷大將軍）位も天皇が任命するものであるが、これはしばらく措く。その一方で、朝廷の位階・官職からすれば、義持も当該条の応永二十四年の時点で、従一位内大臣という公卿である。だからこそ放生会上卿として参行したのであるが、公家側の論理によれば、放生会の公祭部分は朝廷儀礼に相当するから、上卿義持と参議時房は同じ公卿として大きな身分的差異はない。

したがって、時房の立場からすれば、事例①・②のように、礼堂への堂上・着座で上卿に遠慮する必要はまったくなく、同じく南階から堂上し、上卿の隣に間を隔てずに着座するのは当然で、それが上卿に対して「無骨」に当たるなどということはまったくない。

しかし、当該条では伝奏兼宣の意見とはいえ武家側の論理が優先され、義持は内大臣という公卿ではなく、あくまで將軍として処遇された。事例①で時房が「只随<sub>レ</sub>當時之儀<sub>ニ</sub>而已」と諦観を記したのも当然のことである。

一方、事例③もやはり武家側の論理が優先され、義持は將軍として処遇された。そして、そのために列立という公家の儀礼体系が改変されて蹲居となった。

列立は立ち並ぶことをいうが、立礼を旨とする朝廷儀礼では伝統的かつ基本となる儀礼体系で、皇族・公卿以下が身分ごとに列を後

ろにずらして立ち並ぶことをいう。朝廷儀礼での天皇に対する礼はまず列立し、磬折・再拜・踏舞などの立礼を行うのが基本である。これに対し、蹲居は跪く礼で、立礼採用以前の跪礼に相当する。

放生会では二ノ鳥居以降の神幸は行幸に準じたから、絹屋殿前・舞台乾・宿院南門外では上卿以下は列立し、神輿に対して磬折（腰を深く折り曲げてしばらく静止する礼）するのが先例であり、列立は公家にとっては当然の行為である。そこで、時房も義持の北隣に列立しようとした。

しかし、武家にとっては將軍の隣に同等に立ち並ぶことは無骨なことであり、そこで義持以外は蹲居し、磬折も義持だけが行った。

ところが、立列を基本とする朝廷儀礼では、天皇の鳳輦に準じる神輿の前で蹲居するのは相応しくない。だからこそ時房は「依<sub>レ</sub>御参行<sub>ニ</sub>雖<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>敬、却<sub>レ</sub>而失<sub>レ</sub>礼儀<sub>ニ</sub>歟」と記した。蹲居は義持に対しては敬意を払っているようだが、公家の儀礼体系としては、礼儀を失した行為なのである。

なお、一般的に朝廷儀礼では、参加公卿各人（各家）の故実が相違することはなんら珍しいことではない。しかし、今回の先例・故実の改変は、かかる故実の相違とはまったく異質のものである。なぜならば、今回の先例・故実の改変は、その理由が「無骨」（事例①）、「時宜難<sub>レ</sub>測」（事例②）、「無<sub>レ</sub>列立之便」（事例③）であるように、すべて義持参行による圧力で不本意ながらもなされたものだからである。「只随<sub>レ</sub>當時之儀<sub>ニ</sub>而已」（事例①）という時房の諦観の意

味は重い。

おわりに——公家の先例・故実に対する柔軟性——

本報告では、先例・故実の改変に対して時房の批判等が記されている事例だけを取り上げた。当該条によれば、事例①～⑤はいずれも今回特有の先例・故実の改変と考えられる。しかし、室町將軍の放生会参行は、明德四年（一三九三）の義満参行を初例とし、義持も応永十九年（一四二二）にすでに参行しており、当該条で二回目である。じつはこの前二回の將軍参行で改変され、当該条では批判等なく受け入れられている先例・故実も少なくない。

そもそも放生会上卿は、それまでは源氏出身の大・中納言クラスが勤めていたのが、義満参行で、將軍、朝廷の位階・官職でも従一位左大臣という最高位の公卿が上卿となる先例を作った。また、職掌以外の扨従公卿等の参加、三神の頓宮遷座の際に神輿を先導して上卿も舞台の上を進むことなども義満以来である<sup>10</sup>。これらは当該条ではそのまま受け入れられている。

また、義持第一回参行で大きく改変された部分は、上卿の宿所から宿院までの行列では、警固のために近衛の官人を供奉させるのが先例であるが、義持は近衛の官人に替えて武家の帯刀を供奉させた<sup>11</sup>。この点が踏襲されたかどうかは当該条からはわからないが、

『看聞日記』『放生会部類記』（『大日本史料』七編一二七所収）各応永二十四年八月十五日条によれば、踏襲されたことがわかる。

翻つて、義持は応永二十六年（一四一九）に三回目の参行をはたした。その放生会に、時房は扨従公卿等として参加し、その間のことが『放生会部類記』所収『建内記』応永二十六年八月十二日条（十八日条に記されている。これについても『建内記註釈1』（3—i—vii）で詳細な註釈を施したが、その八月十五日条によれば、当該条での先例・故実の改変のうち事例①・③・④が踏襲されたことがわかる<sup>13</sup>。

それに対して、時房は特に批判等は記していない。それは、応永二十四年の放生会で先例・故実を改変したのがほかならぬ時房自身であり、また応永二十六年の放生会では時房は扨従公卿等で職掌ではなかったからかもしれない。

しかし、一方で、当該条で前二回の先例・故実の改変については何ら批判等なくそのまま受け入れられている点を併考すれば、公家の先例・故実に対する態度の柔軟性を示しているともいえよう。つまり先例・故実の改変は最初は批判の対象でも、一度改変されてしまえば先例となり、やがて故実化することである。かかる先例・故実に対する態度の柔軟性も公家の儀礼の特徴である<sup>14</sup>。先例・故実を旨とするということは、かかる点をも含めてのことである。

注

（1）その成果として、『建内記註釈1』（日本史料研究会、二〇〇九年）

『建内記註釈2』（同、二〇一二年）の二冊を刊行した。『建内記註釈3』も準備中である。

(2) 石清水八幡宮寺（現石清水八幡宮）は、京都府八幡市八幡高坊男山に鎮座。祭神は、中御前誉田別命（応神天皇）・東御前息長帯比売命（神功皇后）・西御前比大神（玉依姫）の八幡神三神。それぞれ阿弥陀仏（または釈迦仏）・観世音菩薩（または文殊菩薩）・勢至菩薩（または普賢菩薩）を本地仏とする。元来男山山上には石清水寺（貞観五年（八六三）に護国寺と改称）があり、そこに貞観二年大安寺僧行教が宇佐から八幡宮を勧請

したのが、石清水八幡宮寺の起源。八幡宮と護国寺は不二一体で、そこで本来は石清水八幡宮寺といい、放生会という仏教行事も行われた。

(3) 室町幕府將軍の放生会参行についての先行研究には、二木謙一「石清水放生会と室町幕府」（同『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年、初出一九七二年）がある。二木論文と本報告は視点は共通するが、二木論文は、義持に限らず、將軍参行に先鞭を付けた義満を筆頭に義教・義政といったすべての將軍参行の事例を検討し、その政治的意味を考察する。それに対し、本報告は、当該条に基づいて、二木論文に指摘のないより具体的な問題を検討する。

(4) 極楽寺は本宮初代別当安宗が建立した別当寺。創建は元慶二年（八七八）〜仁和元年（八八五）の間で諸説ある。明治元年（一八六八）、鳥羽伏見の戦いで焼失。

(5) 放生会の式次第は、当該条のほかに「長秋記」保延元年（一一三五）八月十五日条、「兵範記」仁安三年（一一六八）八月十五日条、または室町中期頃成立という石清水八幡宮寺諸行事次第を記した「榊葉集」（「石清

水八幡宮史料叢書4」（続群書類従完成会、一九七三年）所収）等を参照。それらを比較すると、当該条の式次第は大筋では平安期から変化していない。

(6) 放生会は貞観五年（八六三）に開始。延久二年（一〇七〇）に公祭となった。平安期の放生会および公祭化の過程や背景については、岡田莊司「石清水放生会の公祭化」（同『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年、初出一九九三年）参照。

(7) 『建内記註釈1』（2―iv）では、絹屋殿の位置を「二の鳥居の北側の参道東側に西面して建つ」としたが訂正する。

(8) 『日本紀略』によれば、弘仁九年（八一八）三月丙午（二十三日）条に「詔曰、云々、其朝会之礼及常所服者、又卑逢貴而跪等、不論男女、改依唐法」、同三月戊申（二十五日）条に「制、朝堂公朝、見親王及太政大臣者、左大臣動座、自余共立床木前、但六位以下磬折而立」、翌十年（八一九）六月庚戌（四日）条に「制、諸司於朝堂見親王・大臣、以磬折代跪伏、以起立代動座」とみえる。これによれば、弘仁九年から十年の間に、朝廷における儀礼体系が、「唐法」（唐礼）によりそれまでの跪礼から立礼に改められたことがわかる。

(9) 当該条によれば、本来職掌が列立・磬折すべき絹屋殿前・舞台乾・宿院南門外のなかで、磬折のことが記されているのは宿院南門外だけだが、そこで「御輿過御之時、上卿御磬折」とあり、義持だけが磬折した。なお、絹屋殿前での蹲居については、当該条によれば、「今日之儀、此分可直哉之由粗有子細」とあり、「此分」を蹲居することと解釈すれば、絹屋殿前で列立ではなく蹲居することは、事前の取り決めがあったかのよう

にも考えられる。

(10) 義満参行による先例・故実の変更については、注(3)前掲二木論文に詳しい。

(11) この点についても、注(3)前掲二木論文に詳しい。なお、これは義持が自身を内大臣という公卿ではなく將軍として処遇した結果であり、その背景は本報告で取り上げた当該条の事例とまったく同様である。

(12) 当該条所収の「御出散状」によれば、「但供奉之時不候衛府」とみえる。これを『建内記註釈1』(217)では、「職掌衛府は武官晴儀の束帶姿でも、行列時には衛府の立場で上卿に供奉しなかったという意であろう。換言すれば、職掌衛府が武官晴儀の束帶姿であるのは上卿の供奉ではなく、行幸に準じる神幸供奉のためである」と註釈した。「衛府」を職掌衛府と解釈しての註釈であるが、この「衛府」は、行列供奉の近衛の官人のことであり、上記引用は、行列に近衛の官人を供奉しなかった(裏を返せば帯刀を供奉させた)ことをいっているのかもしれない。

(13) まず「次令著極楽寺礼堂座給、参議左衛門督(中略)(義資卿(中略)著座(不<sub>レ</sub>経<sub>二</sub>南階、<sub>一</sub>経<sub>二</sub>西妻、<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>参行<sub>二</sub>南階加<sub>二</sub>斟酌、<sub>一</sub>去々年予如<sub>レ</sub>此)」とみえる。これは事例①に対応。参議裏松義資は上卿義持に遠慮し、礼堂に南階ではなく西階から堂上した。ついで「次上卿以下令<sub>二</sub>向<sub>二</sub>絹屋殿前<sub>一</sub>給(中略)、公卿皆以奉<sub>二</sub>相従、<sub>一</sub>御列立如<sub>レ</sub>例、参議已<sub>二</sub>下初暫雖<sub>二</sub>列立、<sub>一</sub>終蹲居、御参行之故歟」とある。これは事例③に対応。絹屋殿前で参議義資以下は蹲居した。もつとも当初は列立し、最終的に蹲居となった。その間の事情は記されていないが、今回も広橋兼宣は扈從公卿等として参加しており、兼宣の指示等があったか。そうであれば、事例③に関しては

必ずしも応永二十四年の先例・故実の変更が踏襲されていないことになる。ついで「上卿令<sub>レ</sub>経<sub>二</sub>舞台上<sub>一</sub>給(中略)、次立<sub>二</sub>舞台下<sub>一</sub>乾角・極楽寺巽角砌下<sub>一</sub>給、参議已<sub>二</sub>下蹲居」とみえる。これは事例④の踏襲。舞台下に上卿以外は蹲居した。なお、上卿の宿所から宿院までの行列で、武家の帯刀を供奉させることも踏襲されている。

(14) 永享十年(一四三八)の放生会では足利義教が参行した。『薩戒記』同年八月十五日条によれば、記主中山定親は、絹屋殿前で列立するか、または応永二十四年・二十六年の両例にならって蹲居するか(つまり事例①を踏襲するか)について義教に尋ね、義教の仰せで列立となった(注(3)前掲二木論文参照)。これも公家の先例・故実に対する態度の柔軟性を示す事例といえよう。

## 嘉永・安政期の大坂町奉行川村修就

——ロシア軍艦ディアナ号来航問題と  
安政の南海地震に伴う大坂大津浪（津波）への対応——

菅 良 樹

はじめに

幕領統治を分担していた遠国奉行の一つである大坂町奉行は、定員二名で、格式は一五〇〇石高、役料は現米六〇〇石で、与力三〇騎、同心五〇名を、それぞれ従えていた。町奉行は、使番、目付、遠国奉行から選任され、数年の勤役後、他所の遠国奉行などに転出した。図1に掲げたとおり、町奉行東御役所（東町奉行所）は京橋口門外、西御役所（西町奉行所）は、追手口門外より上町台地を西へ下った東横堀沿いに設けられていた。

まず、大坂町奉行および町奉行所に関するこれまでの研究を左に掲げ、本稿のねらいを述べる。

村田路人氏は、元禄期に伏見奉行、堺奉行が廃止され、それに伴い、大坂町奉行が三名に増員され、城代の地位が引き上げられたとする重要な指摘をした。<sup>①</sup>

熊谷光子氏は、享保改革期から明和・安永期にかけての町奉行所行政に焦点を当て、明和三年（一七六六）の仕法改正に注目している。同氏はこの改正により、遠国出入裁許権が江戸の勘定奉行所などに移され、大坂町奉行所で債権者の権利が保証されなくなり、西国経済に打撃を与えたとした。そこで、安永三年（一七七四）には旧に復され、町奉行支配国の四ヶ国と西国間の吟味や出入は、改めて、大坂町奉行所の所管となったと検証した。<sup>②</sup>

内田九州男氏は、天保期において町奉行の矢部定謙が城代の土井利位（とどろ）に、「仕置」（刑罰）や「公事」（民事訴訟）についての「伺」を出し、「差図」を受けながら、諸般の行政を執行していたことを初めて明確にし、幕府上方支配機構を究明するうえで画期的な成果を上げた<sup>③</sup>と考える。

野高宏之氏は、町奉行所には役所、公事場、御用部屋の外に当番所があったことを発見し、その当番所を中心に各種の届や訴訟を受



図1 天保大坂図

(旧版『大阪市史』附図 清文堂、1979年復刻)

理するなど、与力の勤務実態を詳細かつ具体的に述べた。<sup>④</sup>

曾根ひろみ氏は、町奉行所与力、同心の職務を分析し、その優秀さよりも年功が重視されたこと、有能な者ほど兼務が多く仕事量が増加し、配置転換も頻繁で専門官僚が育成されにくかったこと、町奉行所の実務は数年で交替する町奉行ではなく、大坂居付きの与力、同心が担っていたこと、さらに与力が決定した量刑などが、城代によって原則変更されることはあまりなかったこと、を論証した。<sup>⑤</sup>

藪田貫氏は、町奉行日記の所在を調査して、その研究の重要性を提唱し、渡邊忠司氏の研究は歴代の町奉行の政治・行政活動について述べ、藤井嘉雄氏の研究は刑罰を中心に町奉行所行政を考察した。<sup>⑥⑦</sup>

村田氏、熊谷氏、内田氏の研究は、町奉行と城代の関係に詳細に触れながら、元禄期～天保期における幕府上方支配機構の改革や西国行政について論じたものである。一方、野高氏、曾根氏、藪田氏、渡邊氏、藤井氏の研究は、町奉行および与力、同心の職務や動向を具体的に捉えようとしたものといえる。

これらの先行研究を踏まえつつ、本稿では、後者の視点から、これまで研究が皆無に近い幕末期の大坂町奉行について論説する。大坂の都市行政は、町奉行所の実務の担い手であった与力・同心や、都市の自治の指導者であった惣年寄等によってなされていたが、ここでは町奉行自身の動向に注目する。その際に町奉行という「職」に留まらず、川村修就<sup>ながたか</sup>という「人」、および川村家という「幕臣の家」についても考察していく。

一・では、川村家や修就の略歴を中心に述べる。つぎに二・では、新潟市歴史文化課所蔵の初代新潟奉行川村修就文書<sup>⑨</sup>に残存する大阪町奉行在任中の記録を利用して、嘉永・安政期の大阪町奉行の動向と職務を明らかにする。川村家は幕臣として少禄であったが、家格、禄ともに高位の大阪町奉行に選任された修就は、書画や歌を愛し、砲術に打ち込み、文武両道に秀で、三河武士の美風を有していたという。その修就の遺志は、嫡男の修正<sup>なかつま</sup>だけでなく孫の清雄<sup>なかつら</sup>（修寛<sup>なかつら</sup>）にも強固に受け継がれたといえる。清雄は、維新後も徳川宗家と繋がり近代洋画家として大成したが、清雄のように開国に直面した幕府官僚の子孫が、明治期に政治や行政だけでなく、芸術の分野等においても日本の近代化に寄与したことは、きわめて興味深い。本稿では、このことについても言及する。

### 一・修就の初代新潟奉行から堺奉行への昇進

川村家は、代々「將軍家御庭番<sup>おにわば</sup>」の家筋で、禄高は二〇〇俵であった。修就は、天保十四年（一八四三）六月、初代新潟奉行、嘉永五年（一八五二）七月に堺奉行、安政元年（一八五四）五月に大阪町奉行（西）、安政二年（一八五五）五月に長崎奉行を歴任し、安政四年（一八五七）正月に小普請奉行、同四月に西ノ丸留守居に昇進した。そして、文久元年（一八六一）正月には大阪町奉行（東）に再任され、家禄は三〇〇俵を拝領するようになっていた。修就は、新潟奉行在任中の嘉永二年（一八四九）十二月に対馬守、西ノ

丸留守居在任中の万延元年（一八六〇）正月に荅岐守に任官している。

修就は、これまで御庭番として、上方や日光方面へ派遣されていたが、その公務をとおして、有能さが認められてか、勘定吟味役として天保の改革に関わるようになっていた。当時は、川村家だけでなく、梶野土佐守家や明楽飛騨守家など「御庭番」の家筋の者が、行政運営における有能さや情報収集能力の高さから勘定方へ昇進していた<sup>⑩</sup>。こうしたなかで、修就は初代新潟奉行に抜擢され、遠国奉行として、幕領支配の一翼を担うようになったといえよう。

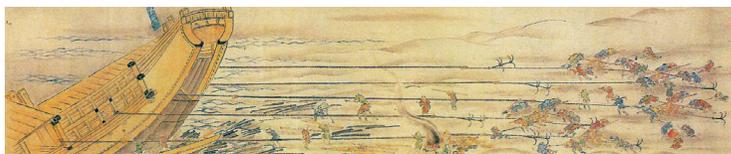
修就は、天保十四年（一八四三）六月、長岡藩より上知された新潟へ赴き、初代新潟奉行として、種々の幕領行政に取り組んだ。新潟上知の背景には、清国との密貿易である唐物抜荷事件と外国船に対する海防強化の問題があった。修就は、長岡藩から引き継いだ奉行所（元西堀通五番町、同六番町）の整備拡充につとめ、台場の整備と大筒の鑄造により異国船対応策を軌道に乗せた。新潟町の支配については、町会所制度の整備、物価の安定化、質素節約の奨励、風俗の取り締まり、窮民政策を実施し、町の治安強化を推進したのである。また、長岡藩の砂防林の造成事業を受け継ぎ、耕地を拡大した。さらに修就は、仲金制度<sup>すわい金</sup>を施行し、物資の掌握につとめ、その売買時に課税することで増税が可能となった。川村の新潟支配は、厳格であったが、多方面に亘り行き届いた施策であった<sup>⑪</sup>。川村は新潟において、諸般の業績を上げ、嘉永五年七月、堺奉行に昇



秋が深まり、信濃川河口ではサケの地引網漁が行われる。



鳥屋野潟のがたがた追い漁の音が遠く新潟の町まで聞こえてくる。冬が近い。



北西風に海が荒れるようになると囲い船が行われる。音頭取りに合わせて、ろくろで網を引いて、信濃川河口の河岸にベザイ船が引き上げられる。

#### 図2 「蟹の手振り」

作者未詳。落款には「雪汀」とある。企画展展示図録『川村修就とゆらぐ幕府支配』（新潟市歴史博物館、2005年）より転載。鮭網の画、潟漁の画、囲い船の画を抜粋。

進し、こうして幕府上方支配機構の一員となったのである。新潟での家財道具などは、西廻り航路を利用して、江戸や堺へ廻送していた。<sup>13</sup>

川村と同様、大坂町奉行を勤め文化人としても著名な久須美祐鶴<sup>14</sup>は、大坂に興味を抱き、見聞を広めて随筆「浪華の風」や「在阪漫

録」<sup>15</sup>を残した。一方、川村は新潟赴任中に、当地の風俗に愛着を覚えて書き留めた随筆「蟹の手振り」<sup>16</sup>や新潟の風俗図と詞書を卷子本に仕立てさせた図2「蟹の手振り」を残しており、注目される。なぜなら、修就が遺族に託した著作や書画は、彼の大坂における行政活動に直接影響を与えるものではなかったが、明治期に洋画家となった孫の清雄に伝えられ、その一生に少なからざる刺激を与えたと考えられるからである。

さて、本稿で論じる大坂町奉行、堺奉行は、寛政十年（一七九八）の段階では、山口直清（家禄三〇〇〇石）、成瀬正定（家禄二〇〇〇石）、仙石政寅（家禄二七〇〇石）など、<sup>18</sup>相当の格式と禄高を有する幕臣から任命されていた。ところが、川村修就およびその相役の佐々木顕發は、家禄一〇〇〇〜三〇〇俵クラスの幕臣であった。幕藩制後期には、もとは佐々木のように幕臣の家来であった者などが、幕府官僚として大坂町奉行などの高位の役職に役料を増加されて就任するようになっていた。これは、驚くべきことである。幕末期には、幕臣株が売買されていた可能性があり、出自が定かではない幕臣からも、大坂町奉行、堺奉行などの格式の高い要職に、職務上の実績あるいは能力が評価されて選任されるようになっていたのである。<sup>19</sup>

修就は、先述したとおり、砲術だけでなく、和歌、絵画に対しても造詣が深かった。その修就の遺志を受け継いだ孫の清雄は、徳川宗家の給費生として渡米後、パリついでヴェネツィアで西洋画に関

する画法の研鑽を積んだ。清雄はヴェネツィア美術学校で装飾画の技法を学び帰国し、明治二十二年（一八八九）には、日本画が優勢なもとで西洋美術家の大同団結を唱え明治美術会創設の旗頭となった。日本の近代洋画の発展において、清雄の位置は極めて重要であるといえる。ただし、親族や三井物産、旧幕臣ネットワークに支えられた清雄の作品は、白馬会に代表される黒田清輝等の画風とは趣を異にし、江戸の気風を守り続けていたことは特記すべきである。

旧幕臣としての出自が、彼の芸術を理解するうえで不可欠であろう。ちなみに、祖父修就が二度目の大阪町奉行在任中に同伴し、来坂していた清雄は、武人の嗜みとして南画の大家田能村直入（小虎）を師としていた<sup>20</sup>。このことは、彼の画風を考察するうえでだけでなく、大阪に赴任した幕臣とその家族の上方での生活やその文化の摂取について検討していく際に、きわめて重要視すべきことである。当時、江戸や所領を離れ大阪に赴任した大名や幕臣とその家来が、どのような上方の文化人と接触し、いかにその洗練された文化を受容していたのかということは、まだまだ解明が不可欠な重要なテーマであるといえよう。

## 二、修就の大阪町奉行在任中の動向と職務

### 1. 町奉行の通常時における職務

川村修就は、嘉永六年（一八五三）～安政二年（一八五五）にかけての大阪町奉行在任中等に「日新録<sup>21</sup>」と題する「日記書抜」を残

した。この「日記書抜」より作成した表1をもとに、一年間にわたる町奉行の動向を具体的に検討していきたい。ただし、本書冊の表紙には「嘉永四年」とある。これは、たまたま嘉永四年の日記記載の書冊が、同家に残存していたため、それを転用したからであろう。ところが、その内容は、川村が堺奉行から大坂町奉行へ転役していくことと、他の川村の「日記」とは異なり、天気等は省いて大坂町奉行在任中の主要な記事が挙げられている。これらのことから、本書冊は嘉永六年～安政二年の二年間におよぶ自筆日記中より、川村が重要な公務を中心に抽出した「日記書抜」とみられるのである。とくに嘉永七年（安政と改元）は、プチャーチンが大坂に來航し、その後には安政の南海地震に伴う大津波が大坂に襲来していた。まさに、その年の大阪町奉行の貴重な記録が新潟市での調査で見えたことは、きわめて幸運であった。

川村が堺奉行在任中の嘉永七年四月二十六日条によると、川村家の家来が大和河原で、大砲町打調鍊を実施していたことがわかる。当時、大坂定番、大坂町奉行、堺奉行が与力・同心に大和河原で砲術の演習をさせる時勢となっていたが、川村のような大阪に在任していた幕府官僚の家来も、大和河原を演習場として使用し、軍事訓練をしていたことが判明するのである。川村は、新瀉時代には、荻野流大筒を鑄造させ、家来らと訓練をしていたが、堺ではホイーツル砲、カノン砲、モルチール砲といった西洋砲の操作をさせていたことが記されており、興味深い。このように、川村が栄達を遂げ

た背景には、役方としての実務能力だけでなく、西洋流砲術に精通していたことにより、番方としての能力が買われていたことを改めて強調しておきたい。<sup>22)</sup>

川村の堺奉行から大坂町奉行への転役により、川村家およびその家来は家財などの荷物を船で大坂に廻送した。嘉永七年六月十日、先用として用人、書翰、右筆、帳付などが出発し、十三日には川村家の家族や家来の家族が堺を発った。十四日には修就が堺を出立し、陸路をとり、その日のうちに東横堀川沿いの大坂町奉行所西役所に到着した。さっそく翌日から、川村は慌ただしく町奉行としての職務を遂行していたのである。

さて、町奉行の職務に関して、重視すべき事項を摘記していこう。

まず、表1によると、「六」の付く日、つまり、六日、十六日、二十六日を中心に宿次寄合が開催されていたことがわかる。その他、將軍家の祭日、忌日、五節句などの祝日にも寄合が開かれた。宿次寄合は、原則月に三〜四度の割合で開催され、その寄合には、城代、定番、町奉行、大坂目付が参会し、書類の発送事務は、城代方家中の家老、公用人、右筆がおこなった。寄合は、まさに「大坂の重職者による最高評議機関」であり、江戸の老中へ向け、儀礼上の書状や、大坂の行政についての文書が、この寄合後に発信された。ただ、「六ノ日」の定例日以外にも、儀礼上、行政上、必要に応じて臨時の寄合があった。<sup>23)</sup> ちなみに、表1における「宿次城入」

という記述は、宿次寄合のための城入である。ただ単に「城入」と記載されている箇所は、城代と町奉行が、宿次寄合のためだけでなく、訴訟をはじめ西国行政についての用談をするために登城していたことを示している。

つぎに、町奉行の勤務日として重要なものは、表1、表2から明らかなように、「御用日」と「内寄合」がある。御用日は公事日、内寄合は評議日に相当するとみられ、月番町奉行所で裁判や用談がなされた。御用日は、原則二日、五日、七日、十三日、十八日、二十一日、二十五日、二十七日で、民事訴訟にあたる公事や訴訟が一日中審議された。月番の奉行は一日中立ち合う場合が多く、非番であれば、午後からなど、少し遅れて出席していたことが、ここに明らかとなった。城代や大坂目付が「公事聴」と称して、両町奉行所に出演してくる日も見受けられた。訴訟は、町奉行所与力が主に裁可していたが、城代や町奉行がなんらかの差図をする場面があったとみられる。内寄合は、原則四日、九日、十四日、十九日、二十四日、二十九日で、両町奉行によって、大坂および西国行政についての用談がなされていた。もちろん、その折には担当の与力が同席を求められる場合が多かったとみられる。御用日と内寄合の当日には、通常宿次寄合が開かれるなどして、町奉行が城入を求められることはなかったようだ。<sup>24)</sup>

表2によると、町奉行の勤務日は、一ヶ月に十七日あり、その他に訴訟や行政上の用向きで、町奉行は城代上屋敷へ出向いていた。

表1 大阪町奉行在任中の川村修就

嘉永7年(安政元年)4月～安政2年5月

年月日	事項	年月日	事項
嘉永7, 4, 26	尼崎又右衛門、大阪町奉行就任を伝える	23	上納金申渡
27	川村家来、大和河原にて、ホーイッスル砲、カノン砲、モルチール砲町打	24	〃 終了
28	信濃守右筆金子六蔵此方給人とする	25	御用日立合、東御屋敷へ外出
29	城代上屋敷にて石谷因幡守跡役となる (中略)	26	宿次寄合のため城入 自分当役任命の告知到来
嘉永7, 6, 3	金子、書翰に任命	27	御用日立合、東御屋敷へ外出
7	組与力・同心砲術	28	西組与力山本善之助より唐船到来の連絡
9	大阪行荷物、船等で廻す	月番 閏7,1	組与力御礼
10	大阪行荷物、船等で廻す		月番送り
	先用出立、用人、書翰、右筆等		東御役所より用人、書翰、書物入長持筆筒持参
13	家内、家来の家内、大坂御役所へ転居		臨時宿次のため城入
14	堺出立、大坂御役所着		小判、壱分判吹直御用取扱の命
15	東御役所へ外出、南都大地震	2	老中御書付を城代より手渡される
16	宿次寄合のため城入		初御用日
17	大書院にて町人御礼	4	信濃守、同用人、書翰、給人来宅
	東西組与力御礼		長崎奉行水野筑後守より書状
18	御用日のため東御役所へ外出		長崎会所入札、元通り五ヶ所の町人が参加可能となる
	公用人、書翰、先に派遣	5	御用日
19	城入		九時より信濃守立合
22	信濃守同道専念寺参詣		自分頭痛のため退出
23	諸家蔵屋敷留守居御礼	6	堺奉行自分跡役は関出雲守に任命される
	諸家留守居掟書調印に立合	7	御用日訴訟105口、公事48口
	退出後、兵庫・西宮地付同心、塩飽年寄、	8	城入
	兵庫・西宮名主、庄屋御礼	9	内寄合のため信濃守来宅
24	寺社御礼、東御屋敷にて内寄合	13	川方申渡書交付、信濃守、用人立ち合う
29	町巡見	17	建国寺御宮拝礼
非番 7,1	用人上原源八郎、給人野々村市之進江戸より帰着	18	御用日立合、信濃守来宅
	城入		目付代公事聴
	上納金申渡	24	長崎へイギリス軍艦蒸気船到来
	石谷より引継書類到来		松平肥前守より届到来
3	市中巡見	25	御用日
4	内寄合延期	26	城入(宿次寄合カ)
	天満組惣年寄見習誓詞	27	御用日
	上納金申渡	29	月番送り
5	東御屋敷へ外出		用人、書翰派遣、諸書物、長持等送る
6	城入	非番 8,1	組与力御礼
	上納金申渡	2	(加番城入)
7	組与力・同心、出入町人御礼		宿次寄合のため城入
	城入、城代本丸御殿御見分		宿次のため御用日中止
	定番、大番頭、目付代来宅	5	(大番頭飯城入)
8	信濃守同道八軒屋乗船		長崎奉行荒尾石見守着坂、
	大川浚え、波除山、天保山巡覽		イギリス船渡来のため差急の旅行
	安治川→木津川→道頓堀→門前		城代下屋敷にて城代同道面談
9	大阪三郷町人、兵庫・西宮町人へ上納金申渡	6	初入祝
			組与力・同心、東組与力へ振舞
10	信濃守同道	7	(大番頭交代)
	雑候場、堂島、天満宮、川崎御蔵、材木蔵見分		宿次寄合のため城入
11	城入		直に御用日立合のため東御役所へ廻る
14	城代同道天王寺参詣	9	内寄合のため東御役所へ外出
17	宿次寄合のため城入		牢屋見廻り
18	御用日立合、東御役所へ外出	10	城入
19	上納金申渡、内寄合延期	12	臨時宿次寄合のため城入
22	城代専念寺参詣、自分は自拝	13	御用日立合のため東御役所へ外出
		16	城入
		18	御用日立合のため東御役所へ外出
		21	川方与力より増水の報、同心1人堤見廻

	御用日立合のため東御役所へ外出 城代公事御聴 22 城代同道専念寺参詣 24 門前にて乗船、川見廻り 大川、土佐堀川、木津川、道頓堀川 25 本丸御殿、御武器拝見 御用日立合のため東御役所へ外出 目付代公事聴 26 宿次寄合のため城入 27 御用日立合のため東御役所へ外出 28 堺表見廻り 上納大筒一覧、寄州堤一覧 29 内寄合のため東御役所へ外出		異船渡来につき諸廻船出入、口達触申渡 城入、直に目印山（天保山）へ出張 城代より廻付宿次発信 21 目印山より直に城入、夜帰宅 異船渡来中につき、御用日中止届を城代へ提出 22 城入 目印山へ出張、夜帰宅 23 早朝目印山へ出張 24 夜帰宅 明朝城入の連絡、御門繼にて公用人宛に届ける 25 早朝より城入、直に目印山へ出張 異船渡来中につき市中、在方へ触書発令 26 夕方目印山より直に城入、夜帰宅 城代公用人より明朝城入を命じる連絡到来 27 早朝城入、直に目印山へ出張 御用日立合、出張中のため中止 28 異船へ水を供与、山本善之助が文書を持参 異船へ諸品供与の証書、信濃守が城代へ持参 29 堺奉行関出雲守、異船渡来中につき、早々に出立するとの書状到来 江戸より食料供与の下知到来 目付今朝着坂、箱館にてロシア船より提出された書付持参 信濃守が城代方へ外出 自分は天保山連泊
月番	9.1 信濃守用人、月番書物持参 2 御用日立合、信濃守御用向につき欠席 5 御用日立合、信濃守九時より出席 6 宿次寄合のため城入 7 御用日立合、信濃守立合 8 天王寺参詣 9 組与力御礼 本丸参上 12 城入 13 御用日立合 御用済後、信濃守、坂本鉉之助、尼崎又右衛門来宅 14 内寄合のため信濃守来宅 15 松平肥前守より、オランダ蒸気船、5日長崎出帆の連絡 16 宿次寄合のため城入 極楽橋普請所見分 17 城代同道建国寺参詣 紀州蔵屋敷より同州加太浦にて泉州沖へ異船進入の目撃情報到来 相談のため東御役所へ外出 城代使者と明日城入を決定 松平阿波守家来より淡州沖にて異船目撃届を提出 船手組与力の内、熟練者を呼寄 18 御用日のため公事場出席 信濃守立合のため来宅 堺奉行所組与力より泉州筋異船目撃情報到来 城入 異船西宮沖へ進入情報 川方より到来 城代へ天保山出張届を提出 江戸へ廻付宿次発信 ロシア人バツテイラ船で安治川を遡上 組与力山本善之助等駆付 市岡新田会所にて諸事申談 京都町奉行、伏見奉行へ連絡 城代が江戸へ廻付宿次発信 信濃守より諸家蔵屋敷へ有り合わせの者の出張を命令 城代より両定番組与力・同心出張を命令 城代家来も天保山へ人数差出 異船渡来の口達触発令を差戻 19 異船応接掛申渡 東組与力八田五郎左衛門 西組与力山本善之助 城入、諸事申談 佐野亀五郎組与力太田資五郎 異船応接立合申渡	非番	10.1 月番送り、家来派遣 城入 天保山へ出張 佐野亀五郎、父死去忌中であるが、御警衛御用勤を、城代より命じられる 京都より洛中、伏見、山崎守衛体制成立の連絡 ロシア船が幕府より証書を受け取れないのであれば、大坂へ乗り込むと強気の姿勢を見せる この交渉のため、終夜目印山詰 2 ロシア人、バツテイラにて川口へ侵入 昨日同様、筒井と川路が長崎にて手渡ししたという書面を持参 当方も小船にて応接の者を差出 3 ロシア船今朝、俄に出帆 八田五郎左衛門、太田資五郎を加太浦へ派遣 4 目印山へ出張 5 目印山泊 紀伊殿家来より異船加太浦碇泊 信濃守が、昨夜城代より渡された江戸よりの書付持参 6 木津川諸陣所等見廻 7 紀州屋敷より異船が大洋へ乗り出したという連絡到来 8 城入 東御役所へ外出、諸事談判 9 内寄合中止 10 城入 直に東御役所へ立寄 異船渡来につき目付、小人目付一同と面会 12 宿次寄合のため城入 御代替法令拝見

<p>13 堺奉行関出雲守来宅、諸書物引渡 御用日立合のため東御役所へ外出 ロシア船応接骨折につき山本善之助、八田五郎左衛門へご褒美下賜</p> <p>14 城代同道専念寺参詣</p> <p>16 城入 禁裏御普請御用の勘定奉行、同吟味役着坂、御材木見分</p> <p>17 異船渡来中のため在坂中の徒目付、小人目付明日出立、御用談之間にて面会</p> <p>18 御用日立合のため東御役所へ外出 牢屋見廻</p> <p>21 御用日立合のため東御役所へ外出</p> <p>23 川巡見</p> <p>24 内寄合のため東御役所へ外出</p> <p>25 城代公事御聴のため東御役所へ御越 ロシア船応接掛山本善之助 同 八田五郎左衛門 同 太田資五郎 へ城代より御褒詞</p> <p>26 城入、信濃守同道西之丸御蔵出来栄見分</p> <p>29 信濃守同道銅座にて長崎奉行水野筑後守と面会</p>	<p>11 川口荒所見廻 酒井雅楽頭家来より、去4日、5日地震にて加古川宿家屋多数損壊、替道工事完了の連絡</p> <p>12 見廻 道頓堀川筋、利光寺にて信濃守と落合再度貸付利銀取立、組の者へ申談</p> <p>13 荒所見廻りのため御用日立合中止 飛脚屋より江戸地震の連絡</p> <p>14 内寄合延期 城入 木津川等一覽</p> <p>15 信濃守川筋見廻、自分在宅 木津川入込大小廻船 617 安治川 〃 321 道頓堀川 〃 179</p> <p>17 城代より渡されたロシア関係書類16冊 信濃守へ回す</p> <p>18 御用日、訴訟等処理 寒入の宿次発信のため城入 地震、津波にて上納金取立見合を進達</p> <p>21 御用日立合、信濃守来宅</p> <p>22 専念寺参詣 米切手の口違案、専念寺にて信濃守と相談、惣年寄へ達</p> <p>23 城入 信濃守より相談のため、大坂戸口復古の書面到来</p> <p>25 御用日立合、城代公事御聴のため御越 城代へ透聞の場にて料理、御菓子差出 諸事終了後、信濃守へ料理、菓子差出</p> <p>26 宿次城入 下田へ津波襲来の連絡 都筑駿河守危うく一命を取りとめる</p> <p>27 御用日立合、信濃守来宅</p> <p>28 城入</p>
<p>月番 11.1 組与力月並御礼 月番送りのため東御役所用人、書翰来宅 城入 内山彦次郎、服部与一郎、山本善之助召連参上 御買上米取扱への御褒美申渡 西之丸御蔵見分</p> <p>2 御用日立合のため信濃守が来宅 目付安藤与十郎公事聴</p> <p>4 強き地震、余震続く</p> <p>5 立合のため信濃守来宅 夕方強き地震 今夜も一統立退の用意いたす 暮時、津波打ち寄せ 大被害発生との連絡 安治川口京都廻米置場見廻 地震、津波の件、江戸表へ進達</p> <p>6 本丸見廻は断る 木津川口、堀江、長堀川等見廻 津波被害甚大 片付方、東西地方、川方組与力、惣年寄へ命じる 堺にても所々損所、囚人切放</p> <p>7 難船荷物についての触書発令 信濃守、安治川見廻のため御用日立合中止 訴訟、糺し物、平公事申渡 城入 夜、長堀川、道頓堀川見廻 伊勢、志摩、尾張、被災状況報知</p> <p>8 安治川、長堀川、木津川、堀江、道頓堀川、京都廻米置場見廻 和光寺にて信濃守と落合 兵庫勤番より被災状況報知 負傷者無し、損壊家屋発生</p> <p>9 城入 堺切放の件、大久保要より城代へ進達 内寄合延期</p> <p>10 川口荒所見廻 飛脚より地震損申立 見附、掛川、島田、藤枝、浜松、新居等</p>	<p>23 城入 信濃守より相談のため、大坂戸口復古の書面到来</p> <p>25 御用日立合、城代公事御聴のため御越 城代へ透聞の場にて料理、御菓子差出 諸事終了後、信濃守へ料理、菓子差出</p> <p>26 宿次城入 下田へ津波襲来の連絡 都筑駿河守危うく一命を取りとめる</p> <p>27 御用日立合、信濃守来宅</p> <p>28 城入</p> <p>非番 12.1 月番送り</p> <p>2 御用日立合、東御役所へ外出</p> <p>3 近海見分御用掛、内山彦次郎はじめ5人へ申渡</p> <p>4 内寄合、東御役所へ外出</p> <p>5 御用日、東御役所へ外出</p> <p>6 宿次寄合のため城入 道頓堀川船卸開始 備後町4丁目出火につき出馬、信濃守と落合</p> <p>8 宿次寄合のため城入</p> <p>10 信濃守同道、高麗橋出来栄見分 大坂戸口復古の調書3冊、近海浅深図3枚、東御役所へ回す</p> <p>13 東御役所にて公事御聴 (落丁) 13~23日分不詳</p>
<p>9 城入 堺切放の件、大久保要より城代へ進達 内寄合延期</p> <p>10 川口荒所見廻 飛脚より地震損申立 見附、掛川、島田、藤枝、浜松、新居等</p>	<p>24 江戸積廻油高書付、城代へ提出 勘助島出火につき出馬 加賀橋立浦幸栄丸より出火</p> <p>25 町人の歳暮御礼 宿次寄合のため城入</p> <p>27 道頓堀川船卸終了</p> <p>28 組与力歳暮御礼 歳暮城入 飛脚屋より長崎奉行人事等連絡</p> <p>晦 先日中より強い地震</p>

月番 安政2. 1. 1	組与力御礼 本丸参上、城内廻勤	19	天保山へ外出、信濃守も同道 船出不可
2	諸家蔵屋敷留守居御礼 宿次寄合のため城入	20	信濃守同道、津守新田会所へ外出 佐野亀五郎等と落合、御台場建設場所見分
3	年礼のため川口御役所へ外出 信濃守、年礼のため来宅 飛脚屋より江戸大火の注進	21	城入 直に東御役所へ外出、御用日立合
4	寺社御礼	22	専念寺参詣、自分案内 天王寺舞神楽見物、米倉丹後守も罷出
5	組与力へ盃振舞 兵庫、西宮地付同心御礼	23	城入中止、御用談
8	城入	24	大坂御役所出立、尼崎小休、西宮本陣泊
10	天王寺参詣	25	津知村小休、生田神社、築嶋寺、来迎寺参詣、兵庫泊
11	御用始 信濃守来宅、着替え城入 関出雲守相談のため来宅 信濃守再来、奥へ通す	26	須磨寺参詣、舞子浜領主台場 大蔵谷本陣泊
13	城代、年始のため御越	27	領主浜屋敷、台場見分、明石泊
15	城入 国々廻船入津員数江戸上り進達	28	和田岬台場建設場所見分、兵庫泊
17	城代建国寺参詣、信濃守風邪につき自分案内	29	岩谷村、新在家村、八幡村、東明村、石屋村、住吉村、魚崎村、横谷村、青木村、深江村、芦谷村、打出村を経て西宮浜会所着 途中灘目一の酒蔵柴屋又左衛門蔵見分 台場建設場所として問題箇所を仕置 西宮一向宗信行寺泊
18	御用日始、信濃守来宅	晦	尼崎、神崎、十三経由で着坂 当月御役料 99石6斗4升8合 銀換算7貫254匁3分7厘 72匁8分替 金換算金270両2朱と銀3匁5分2厘 68匁5分5厘替
19	内寄合、信濃守来宅	月番 3. 1	東御役所へ外出 海岸見分手続申談 同道にて城入、城代へ委細申上
21	御用日、信濃守来宅	2	御用日
24	専念寺参詣	3	組与力上巳御礼 本丸御殿拝見、雨天延期 兵庫年寄と面会
25	御用日、信濃守来宅 城代公事聴のため御越 大坂御備向申上書、城代書取を添え御下	5	御用日
26	城入	7	御用日
27	御用日、信濃守来宅	9	内寄合、信濃守来宅
非番 2. 1	月番送り	10	城入
2	御用日立合、東御役所へ外出	11	寺院梵鐘、大砲・小銃鑄換令報知
3	城入 備向談判	13	御用日
4	東御役所へ外出 備向談判 京橋口定番米倉丹後守屋敷へ外出 城代土屋、玉造口定番田沼も御越	15	信濃守海岸土砂留場所見分出発の連絡 川筋増水
5	御用日、東御役所へ外出	16	宿次寄合のため城入 海岸御備見込書、城代より堺の分とも御下
6	宿次寄合のため城入	17	金銭延商売会所の件、勘定奉行へ掛合書を提出
9	市中川々見廻 両川口、伝法川、尻無川	19	御用日 信濃守が見分より帰宅
11	城入 城代、定番田沼屋敷を訪問、自分も罷出 宿次寄合のため城入	20	城入
12	御用日立合、東御役所へ外出 城代公事御聴のため東御役所へ御越 自分も罷出	21	御用日
15	昨14日、岸和田城主岡部美濃守病死届、家来が差出 立田岩太郎、近海見分御用のため着坂	23	城代公事御聴のため東御役所へ御越 昼前後、透聞
16	石河土佐守、大久保右近将監、近海見分御用のため着坂	25	御用日 城代公事御聴のため御越 信濃守も来宅
17	石河、大久保、立田と城代が対話 自分が事前に、兵庫・西宮絵図、大坂絵図、新聞場図を用意、城代屋敷へ案内 両町奉行、堺奉行退散、東御役所へ移る 石河、大久保、立田の3人、城代邸退出後、東御屋敷を訪問 3人へ見分場所報知、諸書物を手渡	26	宿次寄合のため城入、頭痛欠席
18	天保山へ外出 風烈しく、船出不可、退散	27	御用日立合中止 城代両川口見分、信濃守案内
		28	京都町奉行より、江戸から西洋流3貫目玉筒、和流1貫目玉筒到来の連絡

非番	4.1	組与力月並御礼 月番送り、用人、給人が東御役所へ罷出 城入	城代上屋敷の居間において、料理振舞 東御役所へ暇乞に罷越 給人知久権蔵、中村豊之進へ旅中入用の金 子を手渡
	2	御用日立合、東御役所へ外出	16 夜明供揃
	3	堺奉行所へ外出	17 土山を過ぎ、地震損しだいに強く
	5	御用日立合、東御役所へ外出	18 水口本陣泊
	6	宿次寄合のため城入	19 石薬師本陣泊
	7	御用日立合、東御役所へ外出	20 宮本陣泊
	8	城入	21 御油泊
	9	内寄合、東御役所へ外出 臨時川浚え申し上げの書面下書到来 異見なしと回答し返却 尼崎又右衛門来宅 御用召の件、内々申来る 本件、家老、用人、成瀬九郎右衛門、 内山彦次郎へ伝達 川上金五助暇乞のため来宅	22 新居番所損壊 浜松泊 浜松城大損 大井川渡り、島田泊
	10	阿波町出火、出馬	23 奥津泊
	11	昨今、城入用捨 信濃守今日城入	24 富士川渡る 沼津城中惣潰れ 市中損壊家屋500余、死者80 沼津泊
	12	城代より即刻城入命令 老中連名の書付にて参府命令 直に東御役所へ罷越 信濃守より戸口復古の調書廻し来る	25 沼津、三島より地震損強く 小田原泊 川路が下田よりの帰路、面会に来る
	13	宿次寄合のため城入	26 戸塚泊
	14	惣年寄、其外町人暇乞の御礼	27 品川本陣泊
	15	組与力月並御礼 城内廻勤	28 登城 5.1 御前にて長崎奉行に任命、300高に加増 7 長崎へ出立

- 備考1. 「日新録 嘉永四年 歳次 辛亥 翰香館蔵板」、初代新潟奉行川村修就文書（新潟市歴史博物館所蔵）により作成。ただし本書冊には、川村が堺奉行から太坂町奉行に転役していることが記録されている。よって、表紙の年号は誤って記されたとみられ、本文書は、嘉永7年（安政元年）～安政2年の内容が掲載されている。
2. 表中の信濃守とは、相役の大坂町奉行佐々木信濃守顕發である。
3. 表中の城代とは、土屋采女正寅直である。

表3 嘉永7年(安政元年)川村修就町奉行(西御屋敷)在任中の給人

役職	氏名
家老	知久権藏 渡邊為右衛門
公用人	中村豊之進 上原源次郎(源八郎カ)
取次	板垣昇平 山田重右衛門
大目付	野々村市之進
書翰	金子六藏

備考「嘉永七年 大坂御役録」354.5-216、大阪府立中之島図書館所蔵文書より作成。

表2 町奉行勤務日程

日付	勤務日	日付	勤務日
1		16	宿次寄合
2	御用日	17	
3		18	御用日
4	内寄合	19	内寄合
5	御用日	20	
6	宿次寄合	21	御用日
7	御用日	22	
8		23	
9	内寄合	24	内寄合
10		25	御用日
11		26	宿次寄合
12		27	御用日
13	御用日	28	
14	内寄合	29	内寄合
15		30	

- 備考1.「雑書 四」常陸国土浦土屋家文書(人間文化研究機構国文学研究資料館所蔵)、『大坂御城代公用人諸事留書』下大坂市史史料第三十九輯(大阪市史編纂所、1994年)より作成。
2. 御用日は公事日、内寄合は評議日に相当すると考える。

つまり、月に四日前後は、単独で城代に会い、月に三〜四日は寄合の際を中心に城代、定番に出会っていた。その合間を縫って、町奉行は訴訟を処理し、行政上の書類を作成し、用談や軍事訓練をこなした。町奉行職は、激務とは言えないまでも、御用繁多であった。ただし、宿次寄合、御用日、内寄合といった大坂の幕政における重要な評議機関が、プチャーチンの来航や、南海地震の発生時などのものである。このことも「日記書抜」から認識できた大きな成果である。

川村と相役の佐々木は、当時の重点政策として、大坂の戸口復興、経済再生をめざしていた。大坂は、水野忠邦による天保の改革の影響もあってか、人口は減少し、都市の衰微が問題となっていた。川村、佐々木の両人は、大坂市中の繁栄策と市人口増加策を「取調帳」にまとめ、城代の土屋寅直(ともなお)を通じて江戸の幕閣に幕府宿次(26)(継飛脚)で送付したのである。表1では、嘉永七年十一月二十三日、同十二月十日などに、「戸口復古」達成のための書類三冊が、両町奉行の間でやりとりされていたことを重視したい。

表1によると、同年七月、両町奉行は大坂三郷、兵庫、西宮の富裕な町人を交替で呼び寄せ、上納金納入を求めていた。前年の嘉永六年十一月には、大坂湾岸の海防費や西之丸御殿再建費を捻出することが、幕府では重要問題となっていた。この上納金徴収が、町奉行の重要な任務であったと解される。(26)

軍事については、安政二年（二八五五）二月十七日、「大坂勢州近海御用」として、目付の石河政平、同大久保忠寛、勘定吟味役立田岩太郎が来坂し、城代の土屋や町奉行の川村等と対面していた。

当期は朝廷権力が浮上してきており、その影響もあって、幕府は京都や伊勢神宮に近い、伊勢湾や大坂湾岸の海防に乗り出す必要があった。能吏として著名な三人は、大坂、兵庫、西宮沿岸の台場建設場所を中心に見分していたのである。

以上、町奉行は通常、城代、定番等と祭日の本丸参上、將軍家忌日の三ヶ寺（天満川崎の建国寺、天満寺町の専念寺、天王寺）参詣や、宿次寄合、御用談をこなし、さらに両町奉行は、月番交代で御用日、内寄合を主催し、幕府諸儀礼や大坂の行政を執行していたことを論述した。

ところで、この嘉永七年（安政元年）の大坂には、既述のごとく二つの大事件がおこった。プチャーチン来航問題と、安政の南海地震の発生という非常事態である。こうした非常時に町奉行がどのように職務を遂行していたのかという重要な問題を、以下の2と3で検証したい。

## 2. プチャーチン来航問題への対応

嘉永七年（一八五四）八月三〇日、ロシア海軍中将プチャーチンが箱館に來航したが、その際、彼は幕府に大坂へ赴くことを通告していた。

表1によると、同年九月十七日、突然泉州沖に現れたロシアのフリゲート艦ディアナ号が、西宮沖に進入し天保山沖に碇泊した。同十八日には、バツテイラ船で安治川を遡上し大坂町奉行への面会を求めた。このため、城代は江戸へ「剋付」の幕府宿次（継飛脚）を発信し、ロシア軍艦の大坂來航という前代未聞の事態を報告し、大坂の町は騒然となっていたのである。そして、九月十九日には、天保山の城代土屋寅直、定番米倉昌寿、同田沼意尊の陣を中心に、総人数一万四〜五千人程による「諸家御固」がなされ、安治川、木津川両川河口を中心に大坂湾岸の警備体制が整えられた。京都においても、近隣の譜代藩が動員され、御所には稲葉正邦（山城淀）と青山忠良（丹波篠山）、東寺には本多康融（近江膳所）、本能寺には井伊直弼（近江彦根）が配置され、厳戒態勢がとられたのである。

では、ロシア軍艦付属のバツテイラ船が安治川を突然遡上し、「大坂町奉行閣下」に応接を求めたその翌日からの「日新録」の記事とおして、この問題を検討しておこう。

それによると、川村は市岡新田や天保山に連泊するようになり、異国船応接掛に選出された東組与力八田五郎左衛門、西組与力山本善之助、御船手佐野亀五郎組与力太田資五郎などとともにロシア船來航に対応することとなった。佐々木、川村の両町奉行が天保山を中心とする大坂湾岸の警備を差配していたのである。城代、定番は大坂や西国における軍事を中心とする責任者であったわけであるが、町奉行主導で軍事上重要な「御固」やロシア船との交渉がなさ

れていたことに注目する必要がある。川村は、宿次寄合、御用日、内寄合に出席できなくなり、そもそもこうした定例の会合の多くが中止となっていたのである。ロシアなどの異国船の要求には、大坂では応じられないということについては、城代土屋寅直が老中(阿部正弘等より幕府宿次(継飛脚)で改めて「差図」を受けていた。さらに今回に限り、ディアナ号に当座の食糧、薪水を与えて、下田へ廻航するよう町奉行へ命じること、城代の土屋は、江戸の老中に「伺」を出し、「差図」されていたのである。<sup>29)</sup>ここに、最前線で粘り強くロシア側と交渉し、薪や水、食料などを提供し、下田に廻航させた功労者は、川村や町奉行所の与力・同心、御船手組与力・同心であったことが推測できたのである。この交渉において、城代公用人の大久保要(親春)が関わっていたことは事実であるが、従来考えられてきたように、大久保一人がロシアとの交渉でめざましい活躍をしたとはいえないのではないだろうか。この「日新録」という川村自筆の勤務日誌からは、そのようには読み取れなかったのである。城代、定番、町奉行の佐々木や城代公用人は、大坂城二ノ丸でロシア船対応策を協議していたが、現場で実質的にディアナ号に対処していたのは、町奉行の川村と異国船応接掛の与力・同心であった。ロシア軍艦ディアナ号は大坂での交渉に見切りを付け、十月二日の会談を最後に、三日には俄に出帆して伊豆下田へ向かった。

異国船渡来中、両町奉行は諸国廻船の入津が減少し、諸商売が停

滞すること、見物人が大騒ぎをする状況を抑制することに注意を払うよう大坂三郷へ「町触」発令の指示を出していた。町奉行は与力・同心だけではなく、町年寄等の統轄者として主体的に都市行政を執行していたことを、ここで特筆しておく必要がある。

なお、当記録では、江戸の幕閣との通信を「宿次」(宿継)、京都町奉行等との交信を「宿送」と、語句を使い分けていたことにも注目しておく。

### 3. 大坂における津浪(津波)被害への対処

安政元年十一月四日に遠州灘沖を震源として発生した安政の東海地震(M8・4)、同十一月五日に潮岬沖を震源として発生した安政の南海地震(M8・4)、安政二年十月二日に東京湾北部を震源として発生した関東南部直下型の安政の江戸地震(M7・0)を、総称して「安政の三大地震」という。前項のロシア海軍のフリゲート艦ディアナ号は、この四日に安政の東海地震で発生した津波に下田で被災して損壊した。<sup>33)</sup>大坂では、南海地震が発生するおよそ半年前の同年六月十四日、伊勢、伊賀、大和に大被害をもたらした「稀成大地震」がおこり、その後十五日以上余震が続いていた。<sup>34)</sup>

ついで、同年十一月四日、五日と二日間にわたり、この年二回目の大地震が大坂をおそったのである。この地震は右記のごとく、安政の南海地震と称せられるプレート境界型の大地震であった。とくに五日の地震が大規模であったようで、夕方に発生した地震の後、

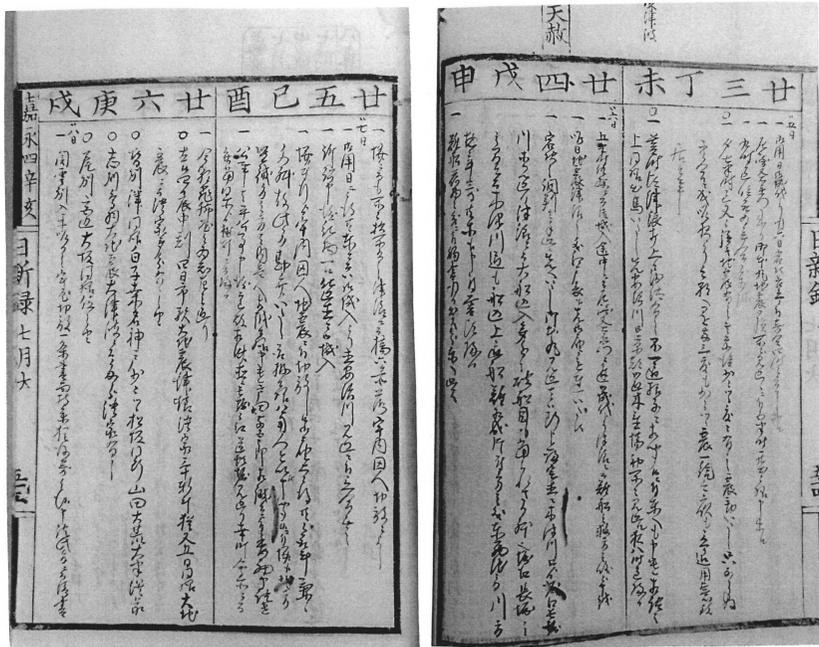


図3 「日新録」 嘉永7年(1854)11月5日~7日箇条

新潟市総務部歴史文化課所蔵初代新潟奉行川村修就文書。整理番号543。筆者撮影。

大坂の町に大津波が襲来したのである。その際の大坂の被災状況や町奉行所および住民の対応については、『大阪編年史』所収の諸史料に記録されており、また西山昭仁氏の詳細な研究で論じられているので、ここでは、その緊迫した状況を、川村自筆の「日新録」より【史料】として掲げ、町奉行の動きに絞って捉える。

【史料】(図3)

同五日

一 御用日、御城代より明六日宿次差立二付、寄合四時之旨申来ル

一 尼崎又右衛門来り、御本丸地震御損所被見廻候二付、五半時罷出候様申来ル

一 九時過、信濃為立合罷越

○ 一夕七半時過、又々強キ地震有之、其前後少々、度々有之、震動いたし只ならぬふり合二成、昨夜より今朝へ懸両三度も少々、一統今夜も立退用意致居候事

○ 一暮時頃、津浪打上候沙汰有之、不通様子ニ相聞候二付、東へも申遣相談之上同様出馬いたし、先安治川口京都御廻米置場初所々見廻ル、夜八時過帰る

同六日

一 五半時供揃ニ而御城入途中ニ而尼崎又右衛門二逢、御城代よ

り津浪ニ而難船之救方之儀被申越

一昨日地震、津浪之儀、江戸表江先御届進達いたす

一宿次之調判者、手廻ニ先へいたし、御本丸見廻者御断申上帰宅、直ニ木津川口より堀江、長堀川等見廻り、津浪ニ而大船込入、多分之破船、目も当られざる躰也、堀江、長堀之しまニ而木津川込も船込上、通船難相成片付方之儀、東西地方・川方、惣年寄共等江申付、暮頃帰る

一難船荷物之儀ニ付触書明日出ス分東へ廻ス

一堺ニ而も所々損所有之、津浪ニ而橋六ヶ所落、牢内囚人切放候よし

同七日

一御用日ニ候得共、東ニ而者御城入より直安治川見廻ニ付立合無之

一訴訟申渡、糺物一口仕廻、直ニ御城入

(中略)

一公事者平公事申渡而已故相濟、直ニ長堀、堀江、道頓堀見廻り、幸町会所ニ而弁当、同所より提灯ニ而帰る

本史料は、大坂が大津波に襲われるという緊迫した場面を記録したものであり、とくに図3として「日新録」の写真を掲載した。この史料において、町奉行の動向を中心に強調しておきたい箇所は傍線を付したが、四日の地震では本丸など城内に破損箇所が出来し、

翌五日の地震ではさらに揺れが大きく、夕刻には大津波が大坂に押し寄せていたのである。川村家の人々は大坂を立ち退く準備をしていたが、修就自身は大津波による被災状況を見廻り、その対処方法を指示していたことがわかる。最終的には、惣年寄をはじめとする町人たちが難船の処理を請け負うことになるわけであるが、町奉行の川村は、大坂三町人の一人である尼崎又右衛門に積極的に指示を出すなど大坂の復興に関与していたのである。

さて、他の史料も使用して、もう少し詳細に当時の状況や町奉行の動きを検討しよう。

図4 「瓦版 大坂大津浪図」のとおり、大津波は安治川、木津川だけでなく、長堀川、道頓堀川を遡上し、堀江、船場の堀割にも押し寄せた。安治川、木津川両川の高波は、とくに大きく、海岸、堀割沿いの低地や街路に溢れた水から逃げまどう人は夥しく、小船に乗り込

んで難を逃れようとした人々も多くは津波で流されたのである。木津川沿いだけでなく、道頓堀川沿い等にまで大船、小船が押し寄せ、道頓堀川より南側一帯の難波村、木津村、泉尾新田といった広大な海岸沿いの地域は水没し、夥しい数の死者が発生していたことが本図より推察される<sup>37</sup>。そのため、多くの市街の住民が上町台地方面へ避難していったという。この大惨事は、宝永四年(一七〇七)に起こった宝永の南海地震に伴って大坂に襲来した大津波以来の出来事であった<sup>38</sup>。十一月七日には、川村の元に伊勢、志摩、尾張国や

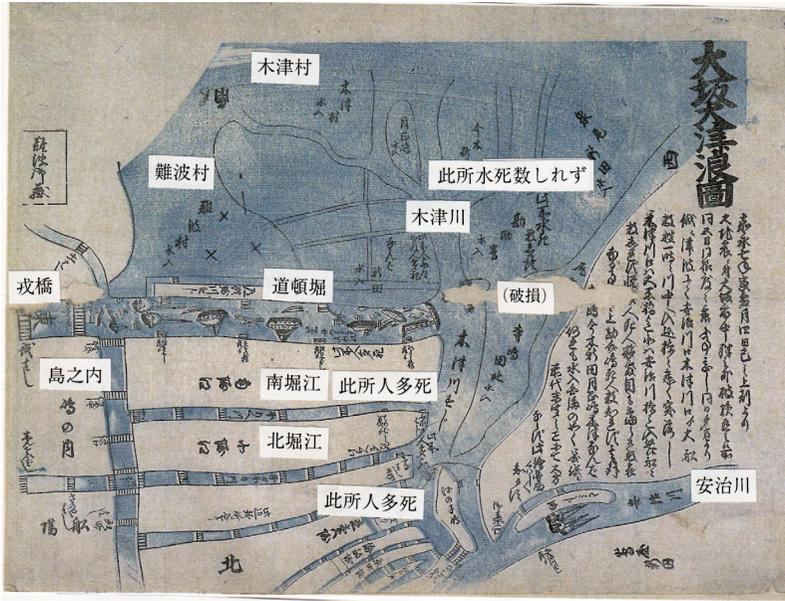


図4 「瓦版 大坂大津浪圖」大阪城天守閣蔵

テーマ展南木コレクションシリーズ第11回展示図録『瓦版にみる 幕末大坂の事件史・災害史』(大阪城天守閣、2011年)より転載。「難波村」、「道頓堀」など一部文字を書き加えた。

東海道沿いの城下町、宿駅からも続々と被災状況の報告があった。こうしたなかで、兵庫の町の被害は比較的軽く、損壊家屋はみられたが、負傷者はなかった。しかし、加古川宿は、損壊家屋が街道を塞ぎ、「替え道」が付けられたという連絡が到来した。また、大坂が被災したのと同時期の十一月四日〜七日には、広島や九州等でも大地震が起こり、死者、負傷者が多く発生したという。大坂の西の守りを固めていた尼崎の城下も津波の被害を受け大惨事となっていた。つまり、九州〜播磨にかけて人家は損壊し、死傷者が多数発生していたが、意外にも京都は大きな揺れを感じたものの被害は少なく、兵庫、明石、姫路に大津波が押し寄せたという記録は見出せなかった<sup>30)</sup>。ただ、南海地震の震源域あるいは震度によつては、西摂津、東播磨、西播磨などの瀬戸内一帯にも三メートル前後の大津波による惨事が想定されるであろう。

このように、東海、畿内およびその周辺と西国諸国は、京都周辺を除いて危機的状況となっていたという情報が大阪に続々ともたらされるなかで、川村は津波被害からの復興に立ち向かうことになる。

もちろん、津波被害からの復興に関する「町触」<sup>40)</sup>の作成は、町奉行所の与力や、三郷惣年寄等の主導でなされたのであるが、頻繁に被災地を見廻った川村の意向も、「触」の発令などに反映されていたと考えられる。表1によると、川村は十一月六日などに町奉行所与力や惣年寄に直接「津浪片付方」の指示を出していたのであ

る。

さらに、翌安政二年正月～二月、佐々木、川村の両町奉行は、町人の出資により、これまでに積み立てられてきた川渡冥加金のうち、都合銀一八貫七九〇目余を大津波からの復興費に運用することを要請していたが、この件は十月になってようやく、老中より城代へ下知があり、両町奉行に申し渡されていたことに注目したい。<sup>41</sup>幕府の上方支配は、城代や町奉行の「伺」を尊重しつつも、江戸の老中の「下知」、「差図」により、遂行されていたことを強調しておく。

最後に、ロシア軍艦来航問題などで川村が監督していた組与力や家来について述べる。

まず、西組与力の中で著名な者として内山彦次郎がいる。内山は、天保期から幕末期にかけて、大坂の行政において辣腕を振るった。「大坂御役録」<sup>42</sup>によると、彦次郎は、諸御用調役、勘定役、地方役、唐物取締定役を兼務していた。異国船応接係として活躍した山本善之助は、盗賊役、吟味役を兼務し、成瀬九郎右衛門は、諸御用調役、支配役、目付役、地方役、兵庫・西宮上ヶ地方、唐物取締定役を兼務していた。東組与力で著名な八田五郎左衛門は、異国船応接掛として川村のもとで活動していたが、寺社役、盗賊役、吟味役を兼務していたのである。

川村家の家来については、「大坂御役録」<sup>43</sup>により作成した表3のとおり、家老の知久、渡邊、公用人の中村、上原、大目付の野々

村、書翰金子が記載されている。表1によると、川村が大坂町奉行に就任すると、東町奉行佐々木顕發の右筆金子六蔵を、川村家の給人として新たに召し抱えていた。また、江戸より到着した野々村市之進も、大坂町奉行などを勤めた幕臣の「渡りの用人」として活躍したことで知られている。<sup>44</sup>他の川村家の家来たちにも、「渡りの用人」というよりも「渡りの給人」とでもいうべき江戸出身者たちがおり、同家に一時的に召し抱えられていたとみられる。町奉行所行政が、大坂居付の組与力・同心だけでなく、江戸を居所としながら、少禄の幕府官僚に雇用されて「給人」となり、大坂など各地の幕領に赴任していた「渡りの給人」によっても担われていたことに注目すべきであろう。町奉行の給人は、月番時を中心に奉行を支援し、月番送りの際にも、家老、用人、書翰（右筆）が立ち合っていた。

安政二年四月十二日、城代の土屋より老中連名の書付が手渡され、川村は参府することになった。同月十六日に、川村は東横堀の西御役所前から乗船し、伏見へ向けて淀川を遡上した。十七日、近江土山宿を過ぎると地震の被害が大きくなり、江戸への道中では、新居番所損壊、浜松城大損と記録している。川村はさらに東へ進み、駿河沼津城下、伊豆三島宿の被災状況に驚愕する。小田原では、下田で安政の東海地震による津波の被害に遭遇していたディアナ号の艦長ブチャーチンに対応し、日露和親条約を締結した川路聖謨<sup>あきと</sup>に出会っている。同二十七日には品川本陣に到着し、翌日には登

城した。川村は五月一日には、將軍家定の御前で新たに長崎奉行に仰せ付けられていた。

以上、本節において、大阪町奉行の動向を知ることができる自筆日誌の「書拔」を一年に亘って初めて継続的に分析した結果、町奉行の軍事、外交、公事訴訟、経済活性化策、上納金徴収、被災地復興といった多岐に亘るその職責を、通常時と非常時に区別し具体的に論証しえたと考える。

#### おわりに

本稿は、町奉行所を統括していた町奉行自身である「御頭」の職務について、従来よりも具体的に言及していくことが重要であると認識し作成した。

左に新たに検証しえた事項を中心に整理しておく。

1. 町奉行の川村は、プチャーチンの来航問題や津波被害からの復興問題に取り組みなければならなくなると、通常どおり宿次寄合、御用日、内寄合に出席できなくなると、宿次（継飛脚）については、城代、定番や相役の佐々木らが、通常と同じ頻度で差し立てていたが、非常時には御用日、内寄合は、中止となっていたことが明らかとなった。

2. 川村は、城代の土屋寅直や相役の東町奉行佐々木顕發と連絡を取り合いながら、天保山の会所に出張し、プチャーチン来航問題に対処していた。その際、町奉行所与力八田五郎左衛門、山本善五

郎、御船手組与力太田資五郎等がロシア船との対応の最前線にあつた。城代公用人の大久保要もその応対に活躍していたとされているが、町奉行川村家の「日新録」からは、そのことを積極的に裏付けることができなかった。

3. 川村は、大阪で安政の南海地震に遭遇した。大阪においては津波による被害が甚大で、川村はその復興に追われていた。川村は、安治川、長堀川、道頓堀川などに打ち上げられた難船の処理を重視し、直接町年寄等の都市有力者に、その指示を出していた。プチャーチン来航時、津波後の被災地復興についての「町触」の発令は、町奉行所与力・同心や惣年寄だけではなく、町奉行自身の意向や発議によるものも認められるのではないか。大阪の町は、惣年寄をはじめ町人による高度な自治が発達していたが、有能な町奉行による行政上の指導性も評価すべきであろう。

4. 川村は佐々木と相談を繰り返し、天保期以来とくに、人口が減少し経済力が低下していた大阪の経済復興に腐心していたことが、明確になった。川村は、自身が新潟奉行在任中に、新潟の町で採用した仲金制度を大阪でも導入することを提案していた。<sup>15</sup>遠国奉行を歴任するなどして幕領支配に関係した幕臣が、そのキャリアにおける経験を新任地で生かしていたことは、幕政を考察する上で不可欠である。

5. 川村は、もともと大阪町奉行に登用されるには少祿であり、彼らの家臣には「渡りの給人」が一時的に多く召し抱えられてい

た。このことを具体的に論証していくことは、幕府支配機構および大坂をはじめとする幕領行政の解明において、必至であろう。

6. 幕府は、大坂、兵庫、西宮などの富裕者に対する多額の上納金を、被災後にも免除することはなかった。上納金は西之丸造営費に続く禁裏御所再建費の捻出、被災した大名家からの拝借金の要求<sup>46</sup>、さらには、列強の軍艦来航に備えるための軍事費の増大に対応するためのもので、町奉行にとって上納金の徴収は重要な責務となっていた。

7. 川村は、荻野流免許皆伝の力量を有し、西洋流砲術についても研鑽を積んでいた。砲術に対する知見が買われ、川村等の幕臣に活躍の場が与えられたことに着目しておきたい。川村は、新潟、堺、大坂の海防問題だけでなく、大坂の経済活性化、プチャーチンの来航、津波襲来後の被災地復興といった幅広い分野の行政に向き合った能吏といえる。

8. 修就の孫清雄は、祖父の大坂赴任中に同行し、高麗橋居住の田能村直入（小虎）より文人画を学び、江戸の開成所では、川上冬崖、高橋由一より西洋画を教示された。その後、彼は洋行し、西洋画の画技を修めた。帰国後は明治美術会創設に関わり、明治洋画草創期の指導者となった。修就も書画を愛したが、その遺志は孫の清雄に確実に受け継がれていたとみられる。今後は、こうした旧幕臣の子弟が、日本の近代化の過程で、政治、経済、科学、芸術といった多様な分野で活躍したことを解明していく必要があるであろう。

ちなみに清雄の弟子には、幕府譜代の名家である摂津尼崎藩主の一族で、尼崎市長を務めた桜井忠剛<sup>47</sup>がいる。忠剛は関西美術会の創設に参加し、明治、昭和初期にかけて関西洋画の発展に尽力した<sup>48</sup>。

さて、昨今幕府による上方支配の研究で成果を上げている藪田貫氏や小倉宗氏の研究と、本稿とを比較検討しておく。

町奉行は、まず内寄合（評議日）と御用日（公事日）の職務に専念しつつ、城代や定番との宿次寄合、城代との用談のため城入する必要があった。小倉氏は城代と町奉行とは密接な関係を取り結んでいた<sup>49</sup>とするが、今回川村の動向を検討したところ、藪田氏が論じたとおり、町奉行は御用繁多のため、城代と交渉して不要な城入を抑制していたと解される。藪田氏が追跡した町奉行の新見正路は、大川俊え、それに伴う天保山（目印山）造成で活躍したが、本稿では、川村修就が大坂の経済発展、ロシア軍艦来航問題、大坂津波からの復興問題に最前線で取り組んでいたことが認識できたといえよう。

加えて、小倉氏は幕府上方支配機構の「相対的自立性」<sup>50</sup>を強調するが、本稿において論じたとおり、大坂の経済復興やロシア軍艦来航問題に関して、城代の土屋寅直は江戸の老中阿部正弘等に丁寧な「伺」を提出し、「差図」を受けたうえで、慎重に行動していたのである。所司代と城代を頂点とする幕府上方支配機構には、先例がある事案や非常事態発生時に限定されて「相対的自立性」が見出せる<sup>51</sup>と一般化、普遍化しうるのである<sup>52</sup>。

今後も、引き続き、薩長出身者に限らず、幕末期～明治期に活動した川村家三代のような旧幕臣をはじめ非薩長系諸士の「日記」などの記録類や書画といった遺品を発掘したい。そして、その成果を総合的に解析していくことにより、日本の近代化の諸相がより具体的に明らかになると考える<sup>53)</sup>。

本稿は、幕府の上方行政と日本の近代化に直面していた幕臣の「家」に関する研究であるが、敢えて付言しておく。

安政元年から二年にかけてのわずか二年間に起きた安政の三大地震のため、江戸、大坂だけでなく、東海地方と西国でも大地震と大津波により甚大な被害が発生していたことが、当時の文書をとおして解明できた。現在その被災地域には、原発も存在する。関西の電力需要を支えているのは、琵琶湖にも近接し、敦賀原発敷地内を走る浦底断層をはじめとする活断層が多い嶺南地方である。この地域は「原発銀座」と称され、我々はそのことから目を背けることはできない。

核廃棄物の問題も解決されていない今こそ、国はドイツ同様「脱原発」という決断をし、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギー利用への道を歩む方が、将来の日本経済、過疎化に悩む地域経済や国民生活にとって、必ずやプラスとなり、国益ともなる。西山昭仁氏は宝永の大坂大津波のことが語り継がれてこなかったことが、安政元年の大津波の際に被害を拡大したと検証した<sup>54)</sup>。大飯原発の再稼働問題に象徴されるように、現在日本は「大地

震」の問題と併せて「福島」の意味を問い直し続けることができるかどうかの瀬戸際にきているのである。

## 註

- (1) 村田路人「元禄期における伏見・堺両奉行一時廃止と幕府の遠国奉行政策」〔大阪大学大学院文学研究科紀要〕四三、二〇〇三年。
- (2) 熊谷光子「大坂町奉行所における明和期の仕法改正について」(塚田孝編『近世大坂の法と社会』清文堂出版、二〇〇七年)。
- (3) 内田九州男「大塩事件と大坂城代」(大塩中斎先生顕彰会大塩事件研究會『大塩研究』一三、一九八二年)。
- (4) 野高宏之「大坂町奉行所の当番所と当番与力」(大阪市史編纂所『大阪の歴史』四六、一九九五年)。
- (5) 曾根ひろみ(近世)、大阪における訴訟と裁判——金銀出入を中心に——〔ヒストリア〕一一三、一九八六年、同「与力・同心」論——十八世紀後半の大坂町奉行所を中心に——〔神戸大学教養部紀要論集〕四〇、一九八七年。
- (6) 藪田貫「大坂町奉行の世界——新見正路日記の研究・序説——」(大阪市史編纂所『大阪の歴史』五八、二〇〇一年初出、のちに同『近世大坂地域の史的研究』清文堂出版、二〇〇五年所収)。
- (7) 渡邊忠司「大坂町奉行所異聞」(東方出版、二〇〇六年)。
- (8) 藤井嘉雄「大坂町奉行と刑罰」(清文堂出版、一九九〇年)。
- (9) 企画展図録『川村修就とゆらぐ幕府支配』(新潟市歴史博物館編、二

〇〇五年)によると、当文書を含む修就の遺品は、孫の清雄氏によって大切に保管され、さらにその嫡男清衛氏の尽力により第二次世界大戦の戦火を免れ、のちに新潟市に寄贈された。

(10) 丹尾安典「川村清雄研究寄与」(高階秀爾・三輪英夫編『川村清雄研究』中央公論美術出版、一九九四年)。

(11) 「川村修就とゆらぐ幕府支配」(前出) 伊東祐之氏執筆部分。

(12) 「川村修就とゆらぐ幕府支配」(前出) 伊東祐之氏執筆部分。「初代新潟奉行川村修就」(新潟市郷土資料館調査年報第二三集、一九九七年)。

『新潟県史』通史編5、近世三(新潟県、一九八八年)六四〇―八二頁。

昨今、川村修就の新潟奉行時代の研究として、中野三義「新潟奉行川村修就の民政」(『越佐研究』六八、二〇一一年)、同「新潟奉行川村修就の海防体制の確立過程について」(『地方史研究』六一―三、二〇一一年)が上梓された。

(13) 前掲註(11)。

(14) 久須美祐雋「浪華の風」(日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』新装版第三期・第五卷、吉川弘文館、一九九五年)。

(15) 久須美祐雋「在阪漫録」(森銑三・朝倉治彦他編『随筆百花苑』第十四卷、中央公論社、一九八一年)。

(16) 川村修就「蟹の嘯り」<sup>あま</sup>。修就が新潟の風俗を書き留めようとした推敲中の草稿。

(17) 作者未詳「蟹の手振り」卷子本一卷、嘉永五年(一八五二)、紙本着色。引網の画、住吉祭礼の画、盆踊りの画、鮭網の画、潟漁の画、囲い船の画の六景から成る。

各画面には、川村修就による詞書が付されている。落款には、「雪汀」、「翠亀」とある。

寸法幅二十九センチ、長さ十二メートル二十七センチ。新潟市歴史博物館蔵。

本図は、人々の生業、祭りの情景に、躍動感や臨場感がみられ、遠近法を取り入れた風景は、鑑賞者に郷愁を想起させる名品である。新潟に冬の訪れを告げる潟漁の画に描写されている松の木などには狩野派の影響がうかがえる。

ちなみに、「蟹」とは「海人」、「手振り」とは「生業」を指す。

(18) 「大坂御役録」大阪府立中之島図書館所蔵文書、請求記号三五四・五―二二・四。

(19) 姜鸞燕「近世中後期における武士身分の売買について——『藤岡屋日記』を素材に」(『日本研究』第三七集、国際日本文化研究センター、二〇〇八年)。姜氏は、奥右筆田中唯一宅にて侍奉公をしていたとある人物が、目白台の御徒佐々木家の養子に入った。その人物が顕發であり、彼はしだいに才覚を発揮し栄達を遂げ、二〇〇俵高の家禄を得たという。この顕發が、嘉永五年(一八五二)十月八日、奈良奉行より大坂町奉行に就任し、川村と同役となっていた。

笠谷和比古「能力主義のダイナミズム」『武士道と日本型能力主義』(新潮選書、二〇〇五年)。笠谷氏は、川路聖謨、井上清直兄弟を事例として近世の幕府官僚制には能力主義による人材登用がみられ、開明的であったことを力説している。

(20) 「序」(高階秀爾・三輪英夫編『川村清雄研究』前出)。丹尾安典「川

村清雄研究寄与」(前出)。荒井義雄「留学生川村清雄」(高階秀爾・三輪英夫編『川村清雄研究』前出)。河北倫明・高階秀爾『近代日本絵画史』(中央公論社、一九七八年初版、一九八五年再版)五四〇―六〇頁。落合則子「川村清雄の海軍関係作品の制作経緯について——江戸東京博物館所蔵『川村清雄関係資料』および周辺資料からの検証——」(『東京都江戸東京博物館研究報告』第16号、二〇一〇年)。同「明治後期における川村清雄の作品売買の様相——川村家の親族と三井系人脈の関係にみるパトロネージの実態——」(『東京都江戸東京博物館紀要』第1号、二〇一一年)。

これらの諸研究によると、清雄は油彩画の日本化をめざした。帰国後の大作「かたみの直垂」をはじめ、その筆致や題材は日本の傾向を強める。清雄の画業は、近代における西洋画の移植とその日本的定着を考えるうえで、きわめて重要である。また、清雄には幕臣の系譜を引いているという自負があり、「徳川慶喜像」、「徳川家茂像」、「天璋院篤姫像」など徳川家関係者の肖像画などを描いた。修就の孫清雄が、明治新政府より存続が許された徳川宗家の援助を受け、絵画という芸術の分野で注目すべき足跡を残したのである。

(21) 「日新録 嘉永四年 歳次 辛亥 翰香館蔵板」新潟市歴史文化課所蔵、初代新潟奉行川村修就文書、整理番号五四三。とくに断らない限り、川村の動向に関するデータは、本書冊に依拠している。なお、幕末期に「日新録」などと称して、この翰香館蔵版のような、日付や暦などが予め印刷された冊子が刊行されていた。このことは、日本人が記録してきた「日記」を総合的に研究する上で注目すべきことであろう。

翰香館は、江戸の版元ではないかと考える。川村の大阪赴任中以外の日

記についても、「日新録」と表題が付されている。

(22) 砲術修業に専念していた修就は、長崎奉行在任中にその思いを以下のような歌に詠んだ。「火砲の歌よめとありければ、こころして学びましなは、世のまもり、くにのまもりのはしり火のわさ

肥前州長崎府尹対馬守藤原朝臣修就。

川村修就書「火砲の歌」。

(23) 拙稿「享保改革期以後の大阪城二之丸における幕府宿次」(『政治経済史学』五一三、二〇〇九年)。

(24) 『大坂御城代公用人諸事留書』下(大阪市史編纂所、大阪市史料第三十九輯、一九九四年)五三頁。

(25) 『新修大阪市史』第四卷(新修大阪市史編纂委員会、一九九〇年)九二二―九二六頁。

(26) 『大阪編年史』第二十二卷(大阪市立中央図書館大阪市史編集室、一九七六年)一七八―一八一頁。

(27) 『大阪編年史』第二十二卷(前出)二二〇―二二二頁。

(28) 前掲註(27)。

(29) 前掲註(21)、「日新録」九月十八日―十月七日条。

(30) 『大阪編年史』第二十二卷(前出)二五七―二五九頁。また、同二三頁によると、所司代脇坂安宅は二条大番頭本多忠郷に、大坂は外国使節応接場所ではないことを、ロシアに対して伝える旨を、「江戸伺」として上申するので、とくに心配はないと主張していた。

(31) 「大久保親春履歴及行状」人間文化研究機構国文学研究資料館所蔵、常陸国土浦大久保家文書、整理・収納番号四三―Bの6。

(32) 『大阪編年史』第二十二卷(前出)。

(33) 宇佐美龍夫『最新版 日本被害地震総覧』(四二六)～二〇〇二(東  
京大学出版会、二〇〇三年)一四八～一六九頁。

(34) 『大阪編年史』第二十二卷(前出)二〇八～二一三頁。宇佐美龍夫  
『最新版 日本被害地震総覧』(前出)一四八頁によると、この地震はM7  
を記録していた。

(35) 『大阪編年史』第二十二卷(前出)二七三～三〇〇頁。西山昭仁「安  
政南海地震(一八五四)における大坂での震災対応」(『歴史地震』一九、  
二〇〇三年)。西山氏は、グレゴリオ暦一八五四年十二月二十四日午後四  
時頃、大坂に押し寄せた津波が一・九～三メートルであったと想定した。

大坂三郷での死者数は二二二～二七三名、その周辺地域を合わせると六二  
一～六八二名に達したとした。菱垣廻船、樽廻船、北前船などの大船や剣  
先船、上荷船、茶船などの小船が安治川、木津川筋より道頓堀川などの掘  
割を遡上し、多くが破船となり、溺死者が多数に達し、大坂の住民が上町  
方面へ避難していたことを論じた。また同氏も、筆者同様後掲註(38)

「大地震両川口津浪記」に注目し、宝永の南海地震(一七〇七)に伴う大  
坂大津波による被害の教訓が伝承されていなかったことを指摘した。

さらに、西山氏は当地震の際には、大阪の住民は子孫のためにその教訓  
を諸記録に書き留めたことを強調した。この年の二ヶ月前の六月十四日と  
十五日には、大坂の人々は伊賀上野地震といわれる内陸型地震を経験して  
おり、津波の発生を予期できておらず、家屋の倒壊などを恐れ川船に避難  
する習慣が付いていたとみ、そのことが溺死者を増加させていたと考察し  
た。

加えて、同氏は大坂町奉行所が「触書」や「口達」を発令して、火の用  
心などについて注意を促し、被災地住民へ積極的に指示を出していたこと  
を明示した。

(36) 前掲註(21)、「日新録」十一月五日～七日条。

(37) 「瓦版 大坂大津浪図」大阪城天守閣所蔵。本図によると、戎橋手前  
の大黒橋付近まで大型船、小型船が入り込み、多くの橋が崩落している。

通常「大坂図」は、北の方向を上部としているが、この図は大津波が押し  
寄せた南の方向が上部になっていることは、興味深い。

(38) 「大地震両川口津浪記」安政二年乙卯年七月 幸町五丁目渡場建之。

大阪市立中央図書館所蔵、請求記号四五三。現大阪市浪速区大正橋東詰に  
碑文が現存。

前掲註(35)でも述べたとおり、大坂の住民は、南海トラフを震源とす  
る慶長の南海地震(一六〇五年)、宝永の南海地震(一七〇七年)で津波  
の被害を受けていたが、この安政の南海地震(一八五四年)の際にも滅災  
の教訓がほとんど生かされていなかったことが認識できる。

(39) 前掲註(35)。

(40) 『大阪編年史』第二十二卷(前出)二七二～二八四頁。

(41) 「安政二卯 從正月至三月 御用留」大阪市立中央図書館貴重書庫  
蔵、常陸国土浦土屋家中大久保家文書。

(42) 大阪府立中之島図書館所蔵文書、請求記号三五四・五二二六。

(43) 前掲註(42)。

(44) 宮地正人「幕末旗本用人論」(同『幕末維新期の社会的政治史研究』  
岩波書店、一九九九年)。同「歴史学をどう学ぶか——幕末維新期研究を

- 手がかりに——(大阪歴史科学協議会『歴史科学』一六五、二〇〇一年)。
- (45) 「万延二年辛酉三月七日 久世大和守殿江御直ニ上ル、御城代江も御控上ル御内々申上候口上覚」新潟市歴史文化課所蔵、初代新潟奉行川村修就文書、整理番号七四五。川村が二度目に大阪町奉行に在任した際に、新潟同様大阪においても仲金制度を導入することを、老中久世広周や城代本庄宗秀に上申しついでした際の貴重な文書である。
- (46) 「温恭院殿御実紀」(新訂増補国史大系第五十巻『統徳川実紀』第三篇、吉川弘文館、一九六六年)二三八～三九頁、二四三頁、二四七頁。
- (47) 『大阪市史』(一九一一年初版、一九七九年復刻版)一〇二一～二二二頁。
- (48) 尼崎市総合文化センター開館三十周年記念展 展示図録『桜井忠剛と関西洋画の先駆者たち——洋画の先駆者にして初代尼崎市長』(尼崎市総合文化センター、二〇〇五年)。
- (49) 小倉宗「近世中後期上方の幕府支配機構と京都・大阪町奉行」(『史林』九二―四、二〇〇九年)。同「近世中後期幕府の上方支配機構における京都・大阪町奉行」(『日本史研究』五六八、二〇〇九年)。
- (50) 藪田貫・佐久間貴士編『大阪西町奉行新見正路日記』(清文堂史料叢書第一一九、二〇一〇年)。
- (51) 小倉宗「近世中後期の上方における幕府の支配機構」(『史学雑誌』一七―一、二〇〇八年)。
- (52) 拙稿「嘉永・安政期の大阪城代——常陸国土浦藩・土屋寅直の大阪、兵庫開港問題への対応を中心に」(『日本研究』第四三集、国際日本文化研究センター、二〇一一年)。同「近世前・中期における京都所司代による

朝廷統制と上行政——貞享期の土屋政直と正徳期の水野忠之の職務に注目して」(『政治経済史学』五三四、二〇一一年)。

(53) 菊地久「維新の変革と幕臣の系譜——改革派勢力を中心に(一)」(『北大法学論集』二九―三、一九七九年)、菊地氏は、開明派の幕臣やその子弟が、官界をはじめ様々な社会領域に進出したことに着目した。

(54) 西山昭仁「安政南海地震(一八五四)における大阪での震災対応」(前出)。

## 付記

日文研の基礎領域研究である古文書研究会(研究代表者笠谷和比古教授)では、大阪町奉行日記の一つである「日新録」(初代新潟奉行川村修就文書)の全翻刻作業をめざす。本稿は当作業を進めていく中でうまれた論考である。共同研究会報告の当日には、倉本班共同研究員の方々に、さまざまな視角から有意義なご指摘を頂き、深甚の謝意を表す。

二〇〇九年八月以来、新潟への史料調査において、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究所博士後期課程社会系教育講座教授の浅倉有子氏や同教授の原田誠司氏、新潟市歴史博物館副館長の伊東祐之氏にたいへんお世話になった。

また、地震、津波については、筆者の勤務先である淳心学院高等学校地学教諭の中尾朋央氏にいろいろとご教示を乞うた。

ここに記して、皆様のご厚情に対する御礼の辞としたい。

## SUMMARIES

### **A Grammar of Medieval Picture Scrolls: On the “Scroll of The Late Three Years War”**

**X. Jie YANG**

*Keywords:* picture scroll, grammar, successive events within a unified background, same-composition with multi-meanings, Scroll of The Late Three Years War, Yoshiie, media (text, voice)

A medieval Japanese picture scroll, formed by text and pictures, has its rules of expression. Analyzing such rules is an important task for understanding this precious classical genre. The goal of this article is to discover the grammar in picture scrolls. In order to explain the issue in details, it takes the “Scroll of The Late Three Years War” (in 3 volumes and 15 sections), a standard piece in medieval picture scrolls, as an example.

For the purpose of building up a framework of a grammar in pictorial expressions, this article reviews the studies of the past and presents a number of additional concepts. In particular, to add to the discussions on “capturing a moment,” “successive events within a unified background” and “none-single view point,” it presents such new concepts as “same-composition with multi-meanings,” and “time in a different dimension.” Furthermore, it shows a few examples of pictorial vocabulary and patterned expressions, and it discusses extreme scenes against principle rules, and the contribution of text as a media in a picture scroll.

### **Cherry Blossoms Before Moss: Musō Soseki and the Zen Lineage at Saihōji**

**Molly VALLOR**

*Keywords:* Musō Soseki, Saihōji, Ashikaga bakufu, Prince Shinnyo, cherry blossoms, gardens, engi, waka, Shōgaku kokushi wakashū, Zen lineage

Better known today as the “moss temple,” Saihōji 西芳寺 was renovated beginning in 1339 by Rinzaï Zen prelate and garden designer Musō Soseki 夢窓疎石 (1275–1351). While many modern accounts focus on the moss carpet and dry rock waterfall for which it is now famous, medieval sources suggest that these features were not among the highlights of Musō’s restoration. As Takahashi Tōko has pointed out in her reassessment of the medieval Saihōji, pleasure boating, leaf-viewing in autumn, and blossom-viewing in spring were some of the main activities enjoyed by the aristocrats, members

of the royal family, warriors, and monks who visited Saihōji in Musō's time and after. Taking the cherry blossoms as the centerpiece of Musō's Saihōji, this paper examines the hitherto overlooked symbolic function of the cherry blossoms in Buddhist sources concerning the temple. This paper focuses on three main sources: *Saihō shōja engi* 西芳精舎縁起 (1400); Musō's chronology, 天竜開山夢窓正覚心宗普濟国師年譜 (1353); and his personal short verse (*waka*) anthology, *Shōgaku kokushi wakashū* 正覚国師和歌集 (1699). Following an overview of the temple's legend as it is recounted in the *Engi*, I demonstrate how cherry blossoms are used to symbolize the temple's association with members of the imperial family, prominent warriors, and eminent monks across the centuries, while illuminating the sacred dimension of rituals and play undertaken at the temple. I then show how cherry blossom poems in Musō's *waka* collection affirm the bakufu's maintenance of peace in the realm and offer prayers for the longevity of the emperor, all while suggesting the continued prosperity of Saihōji after Musō's imminent death. Finally, I examine Musō's chronology to show how Saihōji is presented as the destiny of the Zen lineage through a re-contextualization of cherry blossom and flower motifs found in Zen sources.

### **The Relationship between Tokugawa Yoshimune's *Sōryō Ban-iri* System and *Gobankata***

**YOKOYAMA Teruki**

*Keywords*: shogunate, Tokugawa Yoshimune, *bugei*, military arts, *sōryō ban-iri* system, *bugei*, hatamoto, *sōryō*, *shoin-ban*, *kosho-gumi*

This paper aims to analyze the *sōryō ban-iri* system of Tokugawa Yoshimune, especially the relationship between this system and military force comprising the hatamoto. In the *sōryō ban-iri* system, *sōryō* (hatamoto's successor) could get a military job before succeeding to the office held by his father. In Edo Japan, there were more hatamoto than the maximum capacity, so this system was very glamorous for both hatamoto and *sōryō*. But the *sōryō* who desired to seek employment by this system had to pass the skills test of *bugei* (military arts). I argued in a previous paper that this system gave preferential treatment to institutional *sōryō* striving towards *bugei*, and such a trend was a feature of the policy of encouraging *bugei* by Yoshimune. It was epoch making. In this paper, I analyze this system from two perspectives in order to clarify the conclusion. The first perspective involves analyzing the difference between *sōryō* getting a military office by this system and *sōryō* getting a military job after succeeding to the office of his father. The second perspective involves analyzing the difference between *sōryō* promoted after getting a military job by this system and *sōryō* promoted after succeeding to the office of his father. The results of this analysis lead me to three conclusions. First concerns an increase in revenue. By this system, the *sōryō*'s income is applied to the income of the father in their house. Second, by this system, *sōryō* could get a military job from youth, and so could avoid getting a military job in later life. Third, *sōryō* could promote by years of service after succeeding to the

identity of his father and before succeeding to the identity of his father. If he could not get a military job by this system, he would not promote by lack of years of service. These are a great advantage by this system.

**Tokugawa Text Reading and the Intellectual Foundation of the Meiji Intellectuals:  
The Method of Confucian Text Studies and the Evolution of Modern Empirical *Habitus***

**TAKEMURA Eiji**

*Keywords:* Tokugawa education, intellectual foundation, modern intellect/thought, *kaidoku* (group reading/learning), domain school, Confucianism/*kangaku*, educational history, historical sociology, intellectual history of Tokugawa Japan

Intellectual history and literary studies of Meiji Japan infer the significance of Confucianism, or, more specifically, the way it was studied by mid-to-late Tokugawa Confucians and the methods they employed to teach the subject, as an important factor that nurtured the intellectual foundations of early-Meiji intellectuals. However, no study of these fields has yet revealed which specific elements of Confucian textual study and/or teaching helped develop the intellectual foundations and in what specific ways. Educational history studies have uncovered study curricula employed in domain schools, and illustrated specific examples of instruction given by teaching staff in those schools, but virtually no attention has been paid to what helped develop the ‘mode’ or habit of study that nurtured shared intellectual foundations.

This study primarily examines such Tokugawa texts as *Dokusho Junjo* written by Tanaka Chishū, a Kimon School Confucian and a delegated Confucian school instructor of the domain of Isezaki, and *Jugyō hen* by Emura Hokkai, a foremost ‘amalgamated school’ Confucian thinker of the eighteenth century. These texts not only reveal school regulations and the texts used in schools, but show in *meticulous detail* how the texts were to be studied, and how individual and group study was to be conducted, which must have been decisive in forming their intellectual *habitus*. The findings are then cross-examined using the records and memoirs of students who received this instruction, in order to ascertain how far the instructions given were successfully practiced. This study finally argues that the methods and instruction given in Confucian schools as illustrated in the texts examined in this paper arbitrarily determined the intellectual foundation and propensities of early-Meiji intellectuals who received Tokugawa education.

**The Formation of Transnational Networks by a Japanese Christian in Modern Times:  
The Migration of Midori Kobayashi**

**NEGAWA Sachio**

*Keywords:* migration, transnational history, transnational networks, Japanese Christian, *en* (connections), anti-Japanese problem, prevention of anti-Japanese problem, true Brazilianization, enculturation, agents of bienculturation

This study is an effort to follow the paths of migration and itinerancy by Kobayashi Midori (1891–1961) across five periods of his life—Aizu, Dōshisha, Hawai‘i and the United States, his voyage to and settlement in Brazil, and his temporary return to Japan—and thus to reconsider these as a transnational history spanning multiple regions. Kobayashi encountered Christianity in Aizu, used his connections at Dōshisha University to acquire the opportunity to evangelize and study abroad in Hawai‘i and the United States mainland, and benefited from strong support in the United States. Later in Brazil, he was able to build personal networks through Mackenzie College, and he established Seishū Gijuku, an educational institution based on the education needs of the children of Japanese immigrants. In this process, he was able to use his *en* or “connections:” local connections in Aizu region, school connections from Dōshisha University, spiritual connections through the Christian church, and ethnic connections as a Japanese in the United States and Brazil, to form a transnational network that spanned the aforementioned four regions. At work here was a mechanism that relied on such connections to link immediate networks to larger and stronger ones, expanding them in concatenations. The networks comprising these connections were deployed as resource to develop Kobayashi’s projects in the foreign land of Brazil. Seishū Gijuku, based on Kobayashi’s ideal of “true Brazilianisation,” became an agent of bi-enculturation for Japanese-Brazilians, assuming the dual task of thwarting anti-Japanese sentiment and educating Japanese residents.

**The Internalization of Manchu and Urban Writing: The Hidden Shadow of Manchu and Its  
Unspoken Public Opinion in Lin Huikun’s *Inviolable Destiny***

**LIU Shu-Chin**

*Keywords:* Manchurian Incident, the memorial events, Taipei, urban novel, Lin Huikun, *Inviolable Destiny*, *Taiwan Daily Newspaper*, *Taiwan New People Newspaper*

This study views Taipei as a city in the process of carrying out the largest city renewal in Taiwan and as a city rapidly becoming an East Asian node city in the Japanese empire. Making the Manchurian Incident part of people’s life (that is, internalizing Manchu) was an important segment in

the process. This study begins with the *Taiwan Daily Newspaper* reports on the Manchurian Incident and the memorial events on the Incident's anniversary, and observes how the Incident, which is only slightly related to Taiwan, became part of local people's lives. This paper then explores how Lin Hui-kun with a delicate touch turns the Manchurian Incident into a background, hiding it in the depths of *Inviolable Destiny*, Taiwan's first long urban novel. Finally, by comparing the common points in this serial story in the newspaper and the editorials in *Taiwan New People Newspaper*, this study indicates the writer's attempt to correspond implicitly with the issues discussed in the newspaper editorials through the description of current events. This study then examines this implicit unspoken public opinion in this mode of narrative through the relations among reports of the Manchurian Incident, urban writing, and critiques of colonial policy.

### **Memorandum of the History of Jet-Black Hair in Japan**

**HIRAMATSU Ryuen**

*Keywords:* hairstyle, long-hanging hairstyle, chignon hairstyle, *morigami* hairstyle, beauty, appearance, Japanese culture, history

By examining people's hairstyles throughout history, which vividly reflect their status and way of life, we can gain an understanding of the transitions that a society has gone through. In addition, by discussing the strategies that people have unconsciously used, a standard of universal beauty can be discerned. Makeup and hairstyles evolve together with the ages. Changes by people in dominant positions in society, such as nobles and the samurai, and changes in who people intend to dress for (for example, for people of the opposite or indeed the same gender), have been changes in modes of expression. This research focuses mainly on women's hairstyles, and clarifies the historical and cultural meanings behind styles, hair length, etc., while also discussing subjects such as how hairstyles were an important social factor and how a person's aesthetic sense reinforced one's social position. The theory that explains the long-hanging 垂髮 hairstyle of the Heian period originated as a way to hide the face, and the theory that the topknot 髷 hairstyle was copied from kabuki performers and prostitutes, and other similar theories are critically evaluated, and this "code" that expresses cultural history is clarified in this paper.

***Fuji no Hana no En* at Higiyōsha of the Heian Palace  
held in 3rd Month of 2nd Year of the Engi Era**

**KOTOH Shimpei**

*Keywords:* Higiyōsha, *fuji no hana no en*, Emperor Daigo's diary, Emperor Daigo, Fujiwara no Tokihira, Fujiwara no Atsuko, Fujiwara no Sugane, Fujiwara no Yasuko, *bettō*, ex-Emperor Uda, Sugawara no Michizane

On 20th day of 3rd month in 2nd year of the Engi era (902 A.D.), a garden party viewing wisteria flowers was held at the Higiyōsha house of the Heian palace. The record of the party written in the *Saikyūki* and the article of Emperor Daigo's diary quoted in the *Kakaishō* tell us the events of the day, such as Emperor Daigo's viewing of wisteria flowers, Fujiwara no Tokihira's presentation of treasures to Daigo, attendants' composing of Japanese poems, the playing of court music, a presentation of *sasagemono* to Daigo from Fujiwara no Atsuko, his adoptive mother.

In this paper, the author examines a few problems remaining essential to an understanding of the accounts of the two afore-mentioned documents. He indicates that Daigo intended to appoint Fujiwara no Sugane as chief steward called *bettō* of Fujiwara no Yasuko, Daigo's *nyōgo* empress, and supposes that the purpose of the party was to celebrate Yasuko's acquisition of *nyōgo* position. The *Nihon kiriyaku* and *Ōkagami uragaki* date Yasuko's acquisition of the position to 3rd month of 1st year of the Engi era. But there is a possibility that the real date was a year later, namely 3rd month of 2nd year.

A hindrance to the marriage between Daigo and Yasuko was removed by the exclusion of ex-Emperor Uda's intervention by Daigo and Yasuko's elder brother Tokihira through banishing Sugawara no Michizane on 25th day of 1st month in 1st year of the Engi era. But Daigo and his father Uda, who had tried to extricate Michizane, fell into disagreement. The author supposes that Daigo and Tokihira felt the moment ripe when 2nd year opened, so they realized Yasuko's acquisition of *nyōgo* position and held the party at Yasuko's Higiyōsha house on 20th day of 3rd month.

***Inzen* (Abdicated Emperors' Words) in Diaries**

**SHIMOGORI Takeshi**

*Keywords:* diary, *inzen* (abdicated emperors' words), *hōsha* (accepter), *inji*, *shukkesha* (Buddhist priests)

Ancient manuscript theory constructed a stylistics regarding *inzen*. According to a still quite persistent theory, *inzen* is a document that an *inji* wrote down and issued. However, a lot of manu-

scripts that were validated only once and lost their function as *inzen* as soon as communication was accomplished were nonetheless recorded in diaries. In this paper, I examine the styles of *inzen* from the viewpoint of diaries.

When an *in* and a noble communicated with each other, the responsible officer was required to visit the noble's residence. However, it was impossible to accomplish many kinds of communication by oral means alone, so the responsible officer often communicated in writing. First, I show here that if we classify manuscripts as 'person in charge' and were copied completely in diaries according to the stylistic elements of *inzen*, they may be safely regarded as *inzen*. As a still persistent theory says, if a person who can write down *inzen* is restricted to an *inji*, the responsible officer who does not concurrently hold the post of an *inji* cannot write down the *in*'s words.

Secondly, I reexamine *inzen* including manuscripts that were written down as 'letters of the person in charge' and were *inzen* according to the definition of *inzen* style, and I show that some *inzen* were written and issued by Buddhist priests who were not *inji*.

An *in*, who experienced the position of an emperor, is a lord, so it is not a problem that his subjects accept his will and write papers. Lastly, I argue that a person who could accept an *in*'s will and issue an *inzen* was not restricted to an *inji*.

## **A Court Noble and a Samurai Family Judging from Courtesy**

**KONDO Yoshikazu**

*Keywords:* court noble, samurai, etiquette, position, precedent, ancient practices, *hōjōe*, Iwashimizu Hachimangū Shrine temple, *Kennaiki*

There were two highly developed nuclei of power in the history of Japan. One was the group of nobles headed by the emperor and the other one was the samurai headed by the shogun. Each had different considerations with regard to their respective positions and etiquette. In the Muromachi period, these differences came to light when the shogun participated in court noble's/=*aristocratic/precedent of court nobles'* etiquette was occasionally modified under samurai pressure. This report examines a concrete example as recorded in the *Kennaiki*, a Muromachi period courtier's diary.

## Kawamura Nagataka, the Osaka *Machi Bugyō* in the Kaei and Ansei Periods: His Counterplans to the Russian Warship Diana's Visit and to Osaka Tsunami

SUGA Yoshiki

*Keywords:* Osaka *machi bugyō*, the shogun's vassal, Putiatin, the Ansei Nankai Earthquake, Osaka tsunami, Kawamura Nagataka, Kawamura Kiyō'o, Tanomura Chokunyū, modernization of Japan

In this paper, I shed light on Osaka *machi bugyō* trend and vassals' families at the end of the shogunate for the first time. The historical material I use chiefly is the "Nisshinroku" that is kept in Niigata city. This is, in brief an extract from Kawamura Nagataka's handwritten diary.

Kawamura usually presided over the administration mainly through *goyōbi* and *uchiyoriai* executed in the public offices and *shukutsugi yoriai* held in *jōdai* or *jōban* residence. In addition, the *machi bugyō* had *goyōdan* with *jōdai* regarding the official announcement of *furegaki* and decisions taken regarding penalties.

But, in 1854, Kawamura had to grapple with the urgent problems of Russian warships coming and recovery from Osaka tsunami damage. Therefore, it became impossible for him to execute his regular duties.

And while the coastal defense expenses increased, the author understood the collection of aid from the wealthy in Osaka was an important obligation for the *machi bugyō*.

Kawamura had acquired Ogino style gunnery, and was well versed in Japanese poetry, paintings and calligraphy. Though Kawamura had little *karoku* for his family as a shogun's vassal, he was recognized as excelling in military affairs, diplomacy, and administration. This is why he was appointed to the position of Osaka *machi bugyō*. On the problem of Putiatin coming, *jōdai* Tsuchiya Tomonao submitted an *ukagaigaki* to *rōjū* Abe Masahiro. Kawamura was the very person to deal with that. However, he independently acted for the recovery of the disaster-stricken area because it was an urgent matter of tsunami damage. Moreover, the *machi bugyō* assigned money to dredge the river to cover rehabilitation expense.

Kiyō'o, a grandchild of Nagataka, was temporarily a disciple of Tanomura Chokunyū in Osaka. He became a leader of Western-style painting at the beginning of the Meiji period. This paper concludes that more attention should be paid to the family of the shogun's vassals who contributed to the modernization of Japan.

## CONTENTS

**X. Jie YANG**

A Grammar of Medieval Picture Scrolls: On the “Scroll of The Late Three Years War” ..... 13

**Molly VALLOR**

Cherry Blossoms Before Moss: Musō Soseki and the Zen Lineage at Saihōji ..... 31

**YOKOYAMA Teruki**

The Relationship between Tokugawa Yoshimune’s *Sōryō Ban-iri* System and *Gobankata* ..... 45

**TAKEMURA Eiji**

Tokugawa Text Reading and the Intellectual Foundation of the Meiji Intellectuals:  
The Method of Confucian Text Studies and the Evolution of Modern Empirical *Habitus* ..... 101

**NEGAWA Sachio**

The Formation of Transnational Networks by a Japanese Christian in Modern Times:  
The Migration of Midori Kobayashi ..... 125

**LIU Shu-Chin**

The Internalization of Manchu and Urban Writing:  
The Hidden Shadow of Manchu and Its Unspoken Public Opinion in Lin Huikun’s *Inviolable Destiny*  
..... 151

**HIRAMATSU Ryuen**

Memorandum of the History of Jet-Black Hair in Japan ..... 193

**KOTOH Shimpei**

*Fuji no Hana no En* at Higiyōsha of the Heian Palace held in 3rd Month of 2nd Year of the Engi Era  
..... 243

**SHIMOGORI Takeshi**

*Inzen* (Abdicated Emperors’ Words) in Diaries ..... 263

**KONDO Yoshikazu**

A Court Noble and a Samurai Family Judging from Courtesy ..... 277

**SUGA Yoshiki**

Kawamura Nagataka, the Osaka *Machi Bugyō* in the Kaei and Ansei Periods:  
His Counterplans to the Russian Warship Diana’s Visit and to Osaka Tsunami ..... 287

◆所属並びに論文受付・受理日一覧◆

題 目	著 者	所 属	受付日	受理日
〈研究論文〉 絵巻の文法序説 ——『後三年合戦絵詞』を手掛かりに——	楊 暁捷	カルガリー 大学教授	平成24年 2月28日	平成24年 5月24日
〈研究論文〉 苔より桜 ——西芳寺における夢窓疎石と禪宗——	モリー・ ヴァラー	スタンフォード 大学博士課程 後期 総合研究大学院 大学研究生	平成24年 2月28日	平成24年 5月25日
〈研究論文〉 惣領番入制度と五番方 ——吉宗期の事例を中心に——	横山輝樹	国際日本文化 研究センター 共同研究員	平成24年 2月29日	平成24年 5月28日
〈研究論文〉 江戸後期における儒学テキスト読解の作法 ——「練熟」「組織セル念慮」の醸成装置として——	竹村英二	国士舘大学教 授 早稲田大学政 治経済学術院 特別研究所員	平成24年 2月28日	平成24年 5月24日
〈研究論文〉 近代における一日本人キリスト者の越境ネットワーク形成 ——小林美登利の移動・遍歴を事例として——	根川幸男	ブラジリア 大学准教授 国際日本文化 研究センター 共同研究員	平成24年 2月28日	平成24年 5月25日
〈研究論文〉 満洲の内在化と台北描写 ——林焯焜『争へぬ運命』における満洲の影と潜在的輿論——	柳 書琴	台湾国立清華 大学教授 台湾文学研究 所所長	平成24年 2月25日	平成24年 6月5日
〈研究ノート〉 黒髪の変遷史への覚書き	平松隆円	元国際日本文 化研究センター 機関研究員	平成23年 2月28日	平成23年 5月9日
〈共同研究報告〉 延喜二年三月の飛香舎藤花宴	古藤真平	財団法人古代 学協会非常勤 研究員	平成24年 2月29日	平成24年 5月25日
〈共同研究報告〉 日記に見える院宣について	下郡 剛	沖縄工業高等 専門学校准教 授	平成24年 3月5日	平成24年 6月5日
〈共同研究報告〉 儀礼にみる公家と武家 ——『建内記』応永二十四年八月十五日条から——	近藤好和	国際日本文化 研究センター 客員教授	平成23年 8月30日	平成24年 2月20日
〈共同研究報告〉 嘉永・安政期の大阪町奉行川村修就 ——ロシア軍艦ディアナ号来航問題と安政の南海地震に伴う大坂 大津浪（津波）への対応——	菅 良樹	元国際日本文 化研究センター 特別共同利用 研究員	平成24年 2月20日	平成24年 4月6日

## 『日本研究』投稿要項

1. **刊行の目的** 『日本研究』は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という）が刊行する日本文化に関する国際的な学術誌であり、研究の成果を日本語にて掲載発表することにより、日本文化研究の発展に寄与することを目的とする。
2. **募集原稿** 原稿の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 研究論文：オリジナルな研究を論文としてまとめたもの
  - (2) 研究ノート：研究の中間報告、覚書など
  - (3) 共同研究報告：センターにおける共同研究の成果
  - (4) その他：研究展望、研究資料、調査報告、書評等
3. **投稿資格** 本誌に投稿することができる者は、次のとおりとする。
  - (1) センターの専任教員及び客員教員
  - (2) センターが受け入れた共同研究員、外来研究員、特別共同利用研究員並びに総合研究大学院大学国際日本研究専攻の学生
  - (3) 外国人の研究者、あるいは海外在住日本人の研究者
  - (4) その他、編集委員会が適当と認めた者
4. **執筆要領** 原稿の執筆に当たっては、別に定める「『日本研究』執筆要領」を参照のこと。
5. **原稿の提出** 投稿する場合は、原稿とその要旨（300語程度の英文及び800字程度の日本語の要旨とそれぞれ10語程度のキーワードを添付のこと）に所定の様式の送付状を添えて編集委員会宛に送付する。手書き原稿の場合は、必ずコピーをとっておくこと。デジタルデータの原稿を電子メールで送信してもよい。

送付先：〒610-1192 京都市西京区御陵大枝山町3丁目2番地  
国際日本文化研究センター『日本研究』編集委員会  
TEL: +81-(0)75-335-2210  
e-mail: shuppan@nichibun.ac.jp
6. **募集締切** センターのホームページに掲載（<http://www.nichibun.ac.jp/>）
7. **掲載の決定** 投稿された原稿は、査読委員二名以上の審査を経て、編集委員会が掲載の可否を決定する。編集委員会は、掲載に当たって最終的に原稿の種類を判定するとともに、著者に補筆や修正を求めることができる。
8. **著者校正** 著者校正は、原則として初校のみとし、誤植等の修正にとどめ、内容上の変更は行わない。
9. **献本** 著者には掲載誌を3冊、及び抜刷については30部を配付する。
10. **論文の二次使用について** 他の出版物への転載又は、翻訳・出版する場合には、その旨を編集委員会に連絡して承認を得るとともに当該論文等に初出は本誌であることを明示すること。
11. **掲載論文等のインターネット公開について** センターは、広く内外の研究者の利用に供するため、本誌に掲載された論文等を、「国際日本文化研究センター学術研究成果物等の電子化及び発信等運用指針」（センターのホームページ参照のこと）に従い、電子化しインターネットにより公開する。

※「執筆要領」及び「原稿送付状」は、センターのホームページからダウンロードすることができる。

平成24年7月19日改正

---

**日本研究 (NIHON-KENKYU) 第46集**

平成24年 9月28日 初版発行

編集人 末木文美士

発行人 小松和彦

**発行** 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構

国際日本文化研究センター

〒610-1192 京都市西京区御陵大枝山町 3丁目 2番地

電話 075-335-2222 ホームページ <http://www.nichibun.ac.jp>

**制作** 亜細亜印刷株式会社

〒380-0804 長野市三輪荒屋1154番地

電話 026-243-4858

© 国際日本文化研究センター 2012 Printed in Japan

ISSN: 0915-0900

---